伊斯兰文化
采蜜谈

伊勢湾台風
災害誌

昭和36年6月

三重県

ま え が き

天災の多いわが国のうちでも特に本県は地理的条件から見て、台風と地震による被害の確率が極めておおきいことは、今更言をまたないところであり、災害の都度県民の尊い生命、財産等の損失は、はかり知れないぼう大なものがあります。ことに昭和28年9月25日（1953年）の台風13号による被害の惨状が未だ生々しく県民の脳裡に残っているとき、昭和34年9月26日(1959年)更に、これをはるかに上廻る伊勢湾台風が本県を縦断し、これがもたらした異状な高潮、激風、豪雨等により特異な台風の様相を示して猛威をふるい、その惨禍は未曽有のものであって、死者1,246人、行方不明27人、負傷者4,625人、その被害総額は、約1,826億円、罹災者総数は実に、316,658人にものぼる数字を示し、本県災害史上空前の大被害が一瞬にして発生し被災地は見るにたえない惨状を呈したのであります。

したがって、これが応急救助活動、復旧活動等も従来の災害対策に例を見ない大規模な組織をもって当り、県および県下各市町村はもとより、政府自からも現地に中部日本災害対策本部を設置し全力をあげて、これが処理にあたる等、数々の異例な施策が講ぜられたのであります。

幸い、関係機関はもとより、市町村当局ならびに地元住民の連日連夜にわたる不眠不休の活動と涙ぐましい努力と、全国民からの温かい友愛により、無惨な台風の爪跡も近代的工法をもって復興する事となり、翌年の植付期には潰滅に瀕した臨海部の水没耕地においても順調な農作物の生育を見せ、被災者一同明るい希望をいだくようになったのであります。

このような涙ぐましい伊勢湾台風の初期対策の大事業もややもすれば時日の経過とともに忘れられがちとなるので、ここに正確な資料を巻におさめ、単なる災害記録にとどめることなく、次の天災に備えて、あらゆる努力をつくし、過去に経験したところを現在に生かして、災害の起因、機構、性質等を科学的に究明し、合理的な防災対策の樹立により災害の克服に力をつくすことを誓つてこの書を発行した次第であります。

抜本的な復興対策は伊勢湾台風復興計画に詳述したので、当書は特に罹災当時の初期対策に重点をおいて、編集した次第であります。

昭和36年6月

三重県知事　田中覚

発刊に際して

昭和34年9月26日夜半紀伊半島に上陸本県を縦断し県下各地に激風、豪雨、高潮と三拍子そろって猛威をふるった伊勢湾台風は、一瞬にして1,400余名の生命と1,800億の巨費を奪い、その惨状は県政史上永久に忘れ得ない痛恨事であり、当時を回想するとき未だに胸を刺す想いがいたします。

本県は災害常襲地帯として、相当大規模な天災も経験しており、その対策も講ぜられておったのでありますが、伊勢湾台風の如き超大型のものに対しては、またしても人力の弱さをまざまざと味わされたのであります。

勿論、災害発生と同時に、関係当局は文字通り不眠不休で人命救助を初め、あらゆる応急対策に務めたのでありますが、通信交通網の潰滅、機動力の不足等悪条件の山積は如何ともしがたく、最少限度の罹災者の救助すら意の如く行われず人心の焦慮、不安はその極に達したこともまた、無理からぬことであります。

我々県議会もこの致命的な非常災害に対処するため、昭和34年10月6日臨時県議会を開き、全員挙げての三重県非常災害対策特別委員会を設置し県当局と一丸となり、政府国会並びに中央諸機関に対して強力なる援助措置を要請する一方、地域別の災害復旧対策に全力を傾注したのであります。

幸い国に於てもこの事態を極めて重視し直ちに名古屋市に中部災害対策本部を設置して強力な救助復旧措置をとったのを初め、各方面からの温かいご支援に力づけられ、わずか1ケ年余で原形程度の復旧は一応完成すると云ったスピード振りで更に潰滅の状態にあった水没地帯を初め各地の被害個所には近代工法を採用した改良復旧工事が進められていることは将来の防災に明るい希望がもてるものとして心強い想いがいたします。

然し乍らこの際特に強調致したいことは、現代の科学進歩をもってしても台風の来襲を回避し得ない以上、過去幾度かの大災害の悲惨な試練を生かし、少くとも人命の犠牲をなくし、被害を最少限度に止めるため治山、治水の根本対策を樹立し、積極的且つ科学的な防災施策を早急に実現し得るよう万全の措置を講ぜられたいのであります。このことこそ過去幾千に及ぶ尊い犠牲者の霊を慰める唯一の途であり、また国家百年の大計を樹てる一大支柱ともなり、諸産業の開発並びに住民福祉の増進も初めて実現し得るものと信じます。

ここに未曽有の惨事をもたらした伊勢湾台風災害史が発刊せられるに当たり、謹んで犠牲者各位のご冥福と将来かかる事態の招来することのないよう心からお祈りいたし序文といたします。

昭和36年6月

三重県議会議長　小久保久吉

惨！伊勢湾台風の爪跡

塩に浸った北勢の倉地帯

例
箇所
箇所
失箇所

N

木曽岬村
木曽岬村仮設役場
加路戸
大新田
田代
雁が池
和泉
川先
鍋田川
見入
藤里
木曽川
横満蔵
松蔭
都羅
白鶏
赤池
大島
長島町
長島町仮設役場
松ケ島
出口
東殿名
鎌ケ池
伊勢大橋
長良川
桑名市
市街地
地蔵
東野
江場
城南干拓地
大貝須
福地
亀崎新田
小泉
町屋川
川越村
南福崎
東方
愛知県海部郡
福原新田
福原
千本松原
揖斐川
南之郷
上之郷
多度川
東福永
福永
香取
多度町
下深谷
下坂手
小島
押付
尾張橋
名古屋
国道一号線
国鉄関西本線
近畿日本鉄道
近鉄養老線

昭和34年10月５日三重県庁において　皇太子殿下に災害状況を説明する田中知事

惨！伊勢湾台風の爪跡

塩水に浸る北勢穀倉地帯

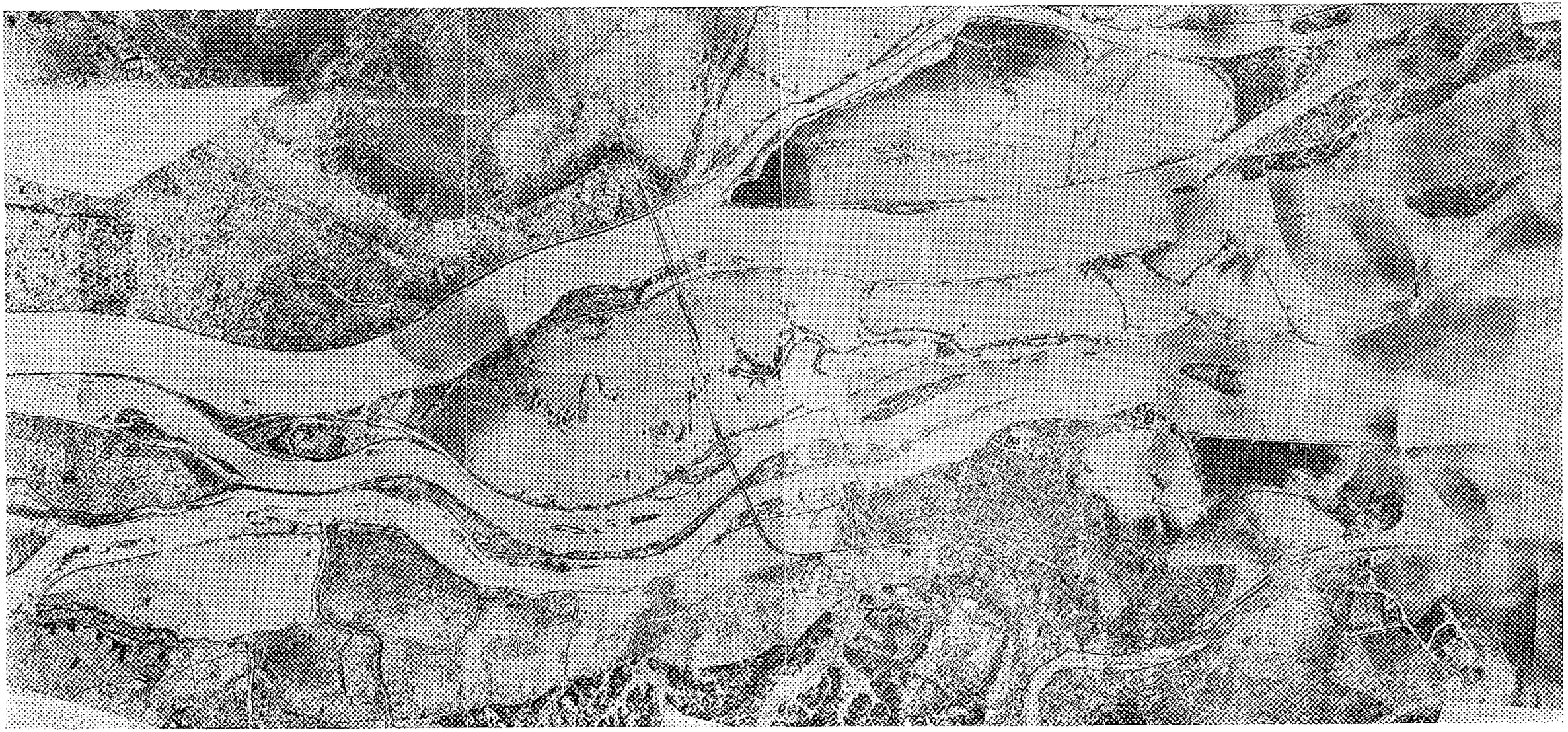

永久橋の流失（名張市鍛治町橋）

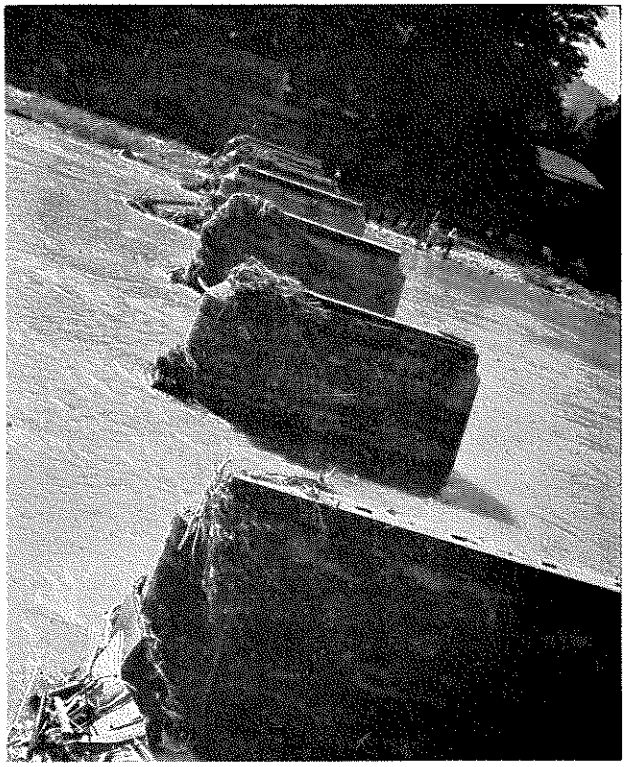

（34.9 撮影）

決壊堤防と道路流失（阿山郡阿山村地内）

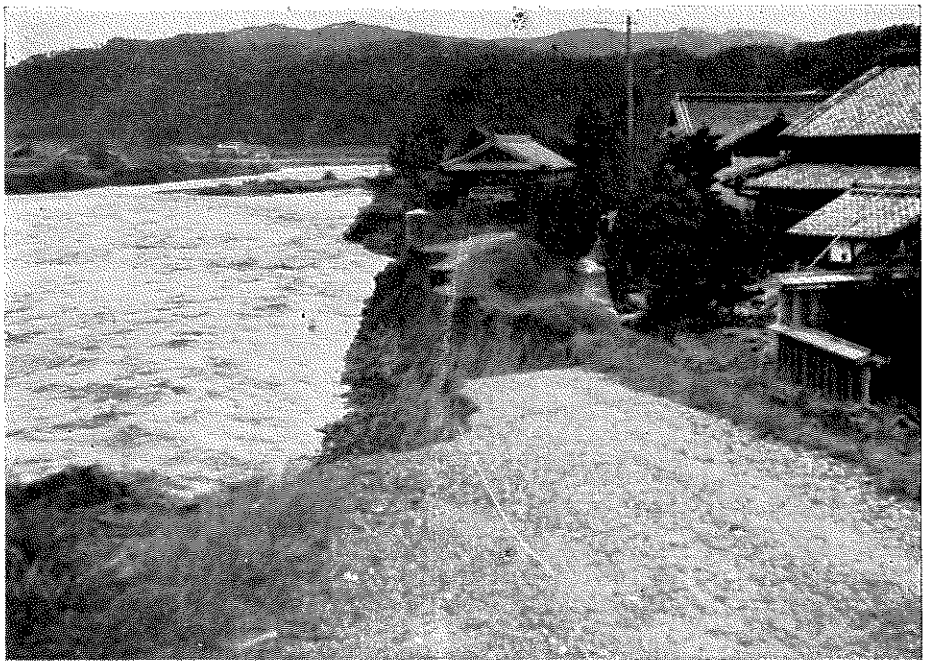

（34.9 撮影）

決　壊　し　た　城　南　海　岸

（桑　名　市　福　地）

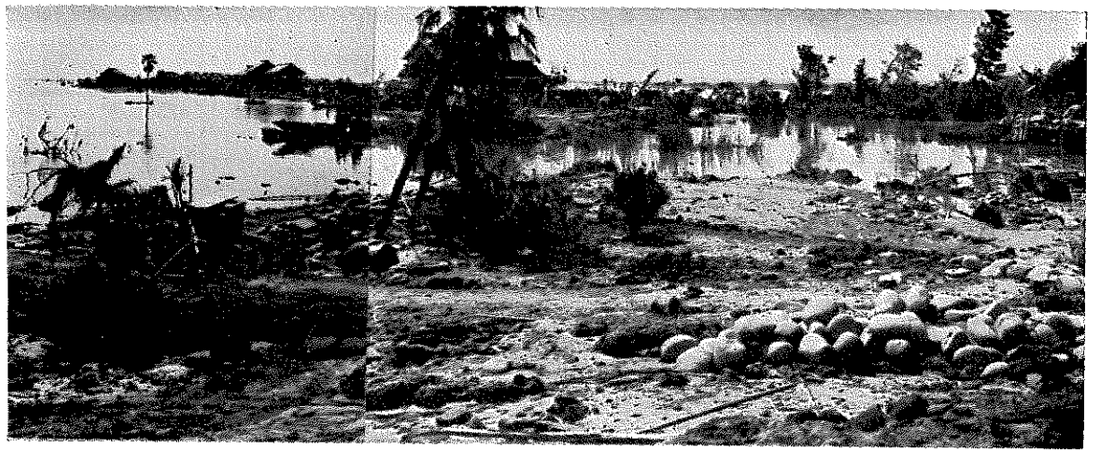

（34.9撮影）

伊　曾　島　海　岸　流　失　の　状　況

（長　島　町　松　陰　地　内）

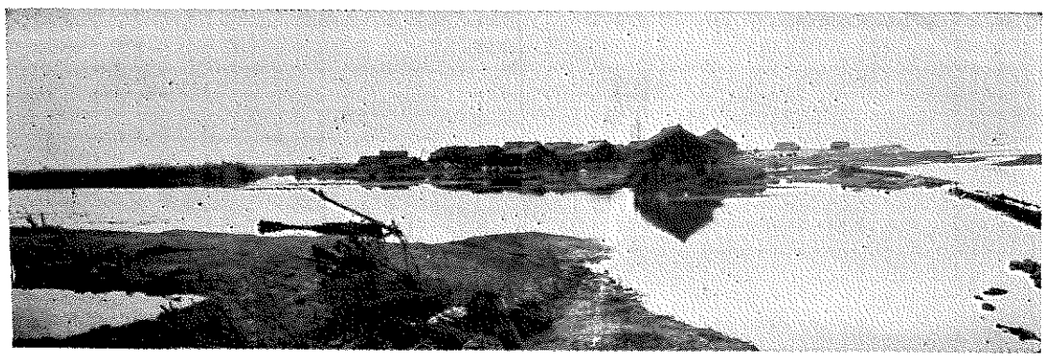

（34.9 撮影）

木曾岬海岸
（桑名郡木曾岬村）

流失の状況

（34.9 撮影）

舟のおきばのなくなつた漁港の惨状
（熊野市甫母）

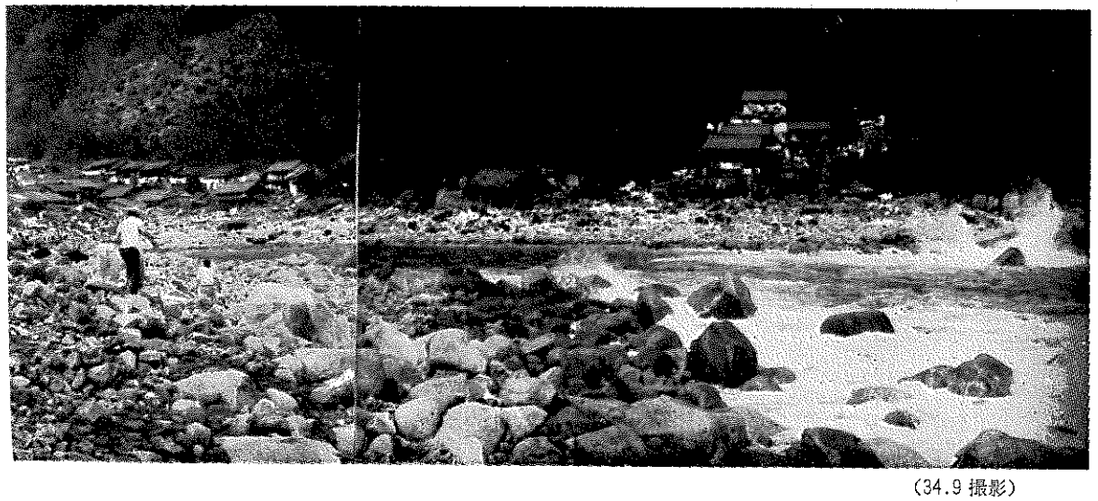

（34.9 撮影）

潮止仮堤防完成（木曽岬村藤里）

（34.11.6 撮影）

応急仮設住宅完成（四日市市）

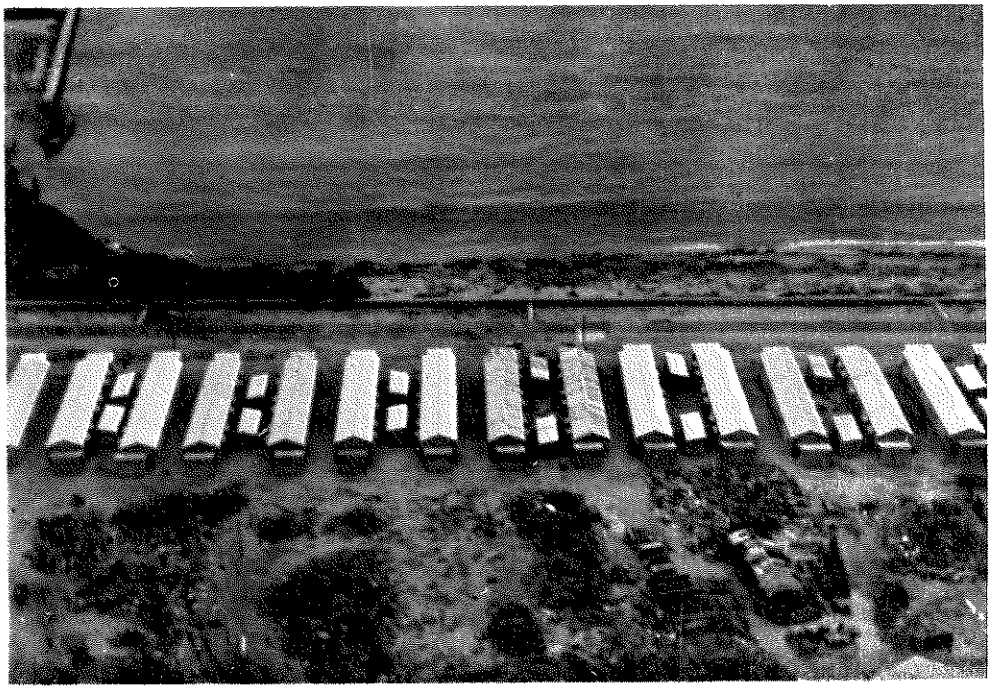

（34.11.6 撮影）

締切間近の潮止工事（木曾岬村源縁）

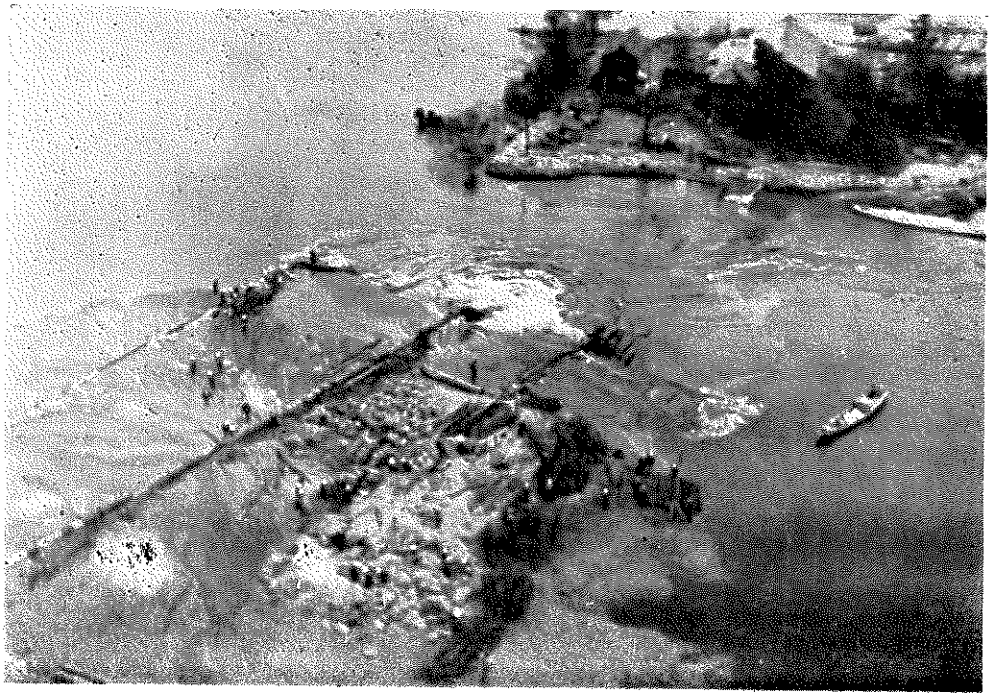

（34.11.6 撮影）

自衛隊がつくつた潮止堤防（木曾岬村）

（34.11.6 撮影）

海岸堤防決壊（川越村亀崎新田）

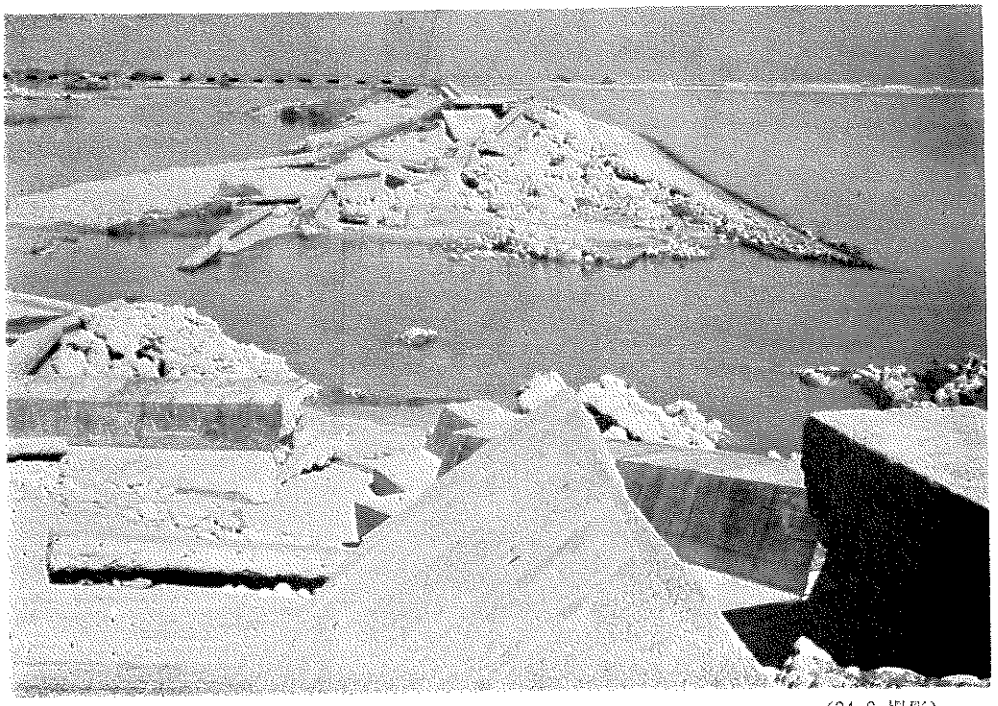

（34.9 撮影）

同 上 仮 工 事 完 成

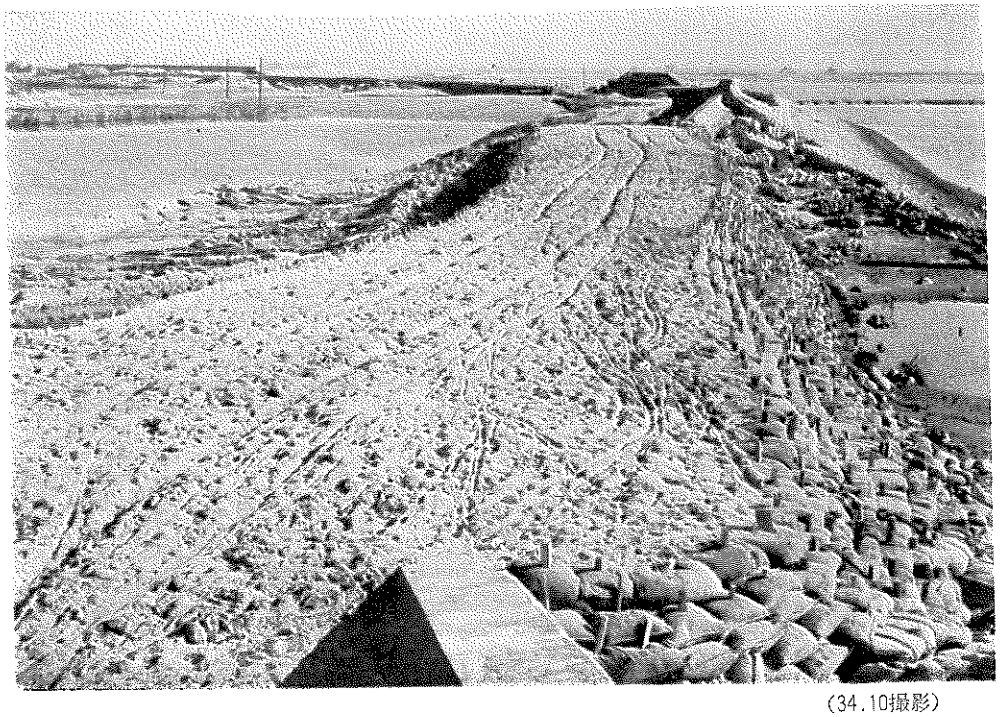

（34.10撮影）

破　壊　さ　れ　た　漁　船

（四日市富洲原）

（34．9撮影）

27名圧死の工場住宅（四日市市）

（34.9 撮影）

破壊された化学工場（四日市市）

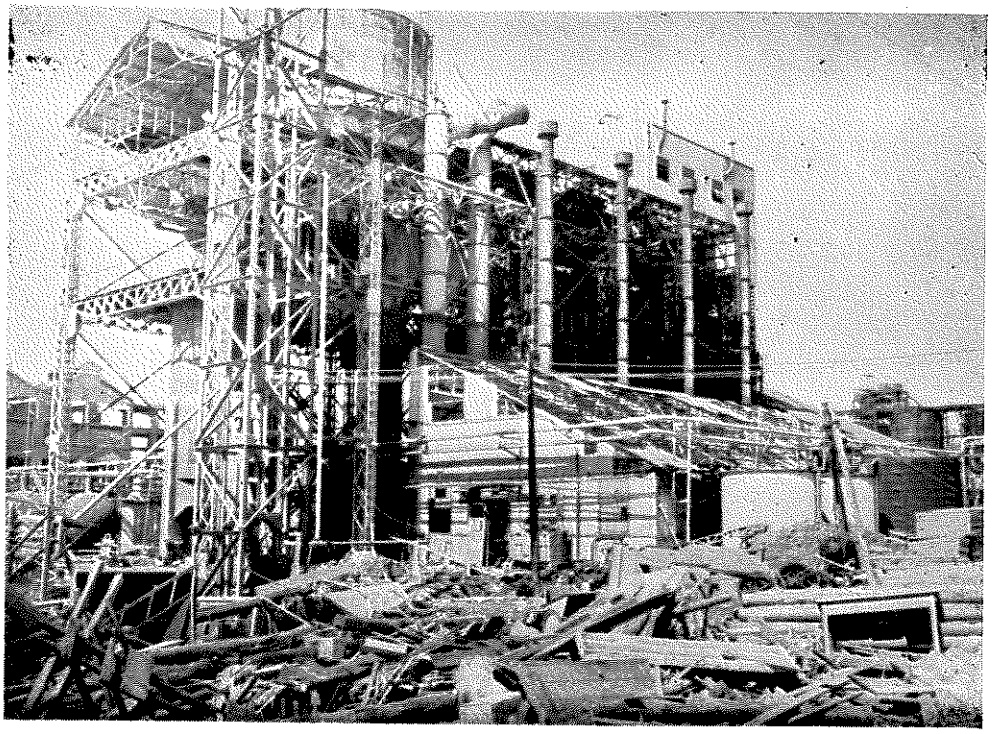

（34.10撮影）

河川堤防決壊（朝明川左岸）

（34.10撮影）

同上仮工事完成

（34.9 撮影）

無惨に吹きとんだ高校体育館（伊勢高校）

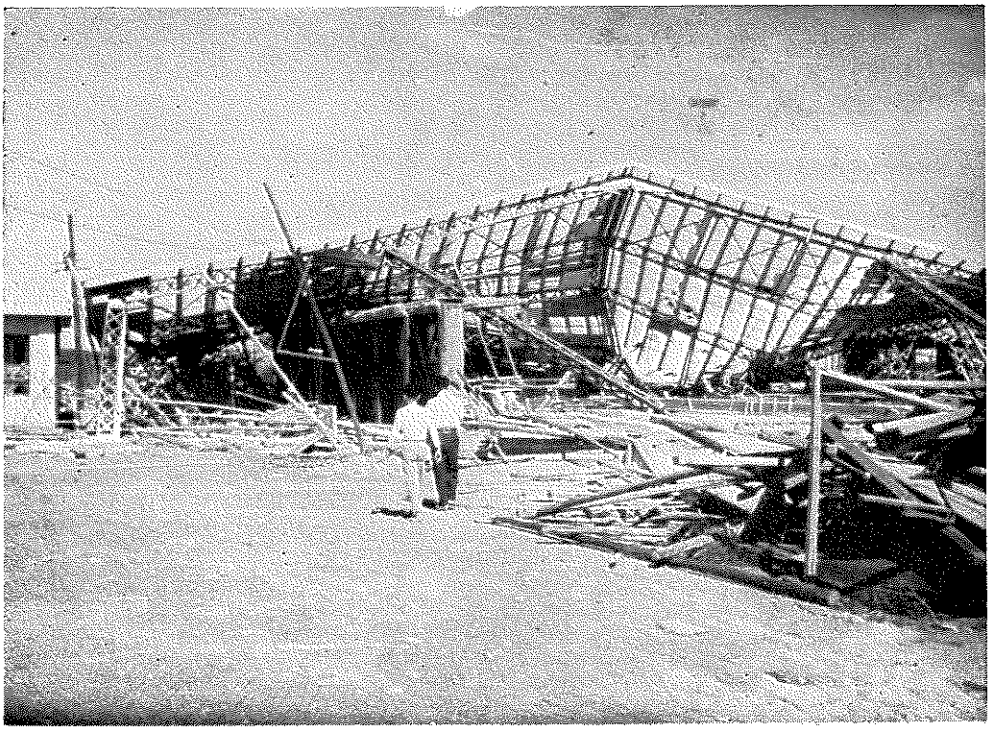

（34.9 撮影）

自　然　の　猛　威　（伊勢市地内）

（34.9 撮影）

崩壊した鉄工所（伊勢市大湊）

（34.9 撮影）

巨杉で押し倒された五丈殿（伊勢神宮）

（34.9 撮影）

校　舎　の　倒　壊　（鳥羽鏡浦中学校）

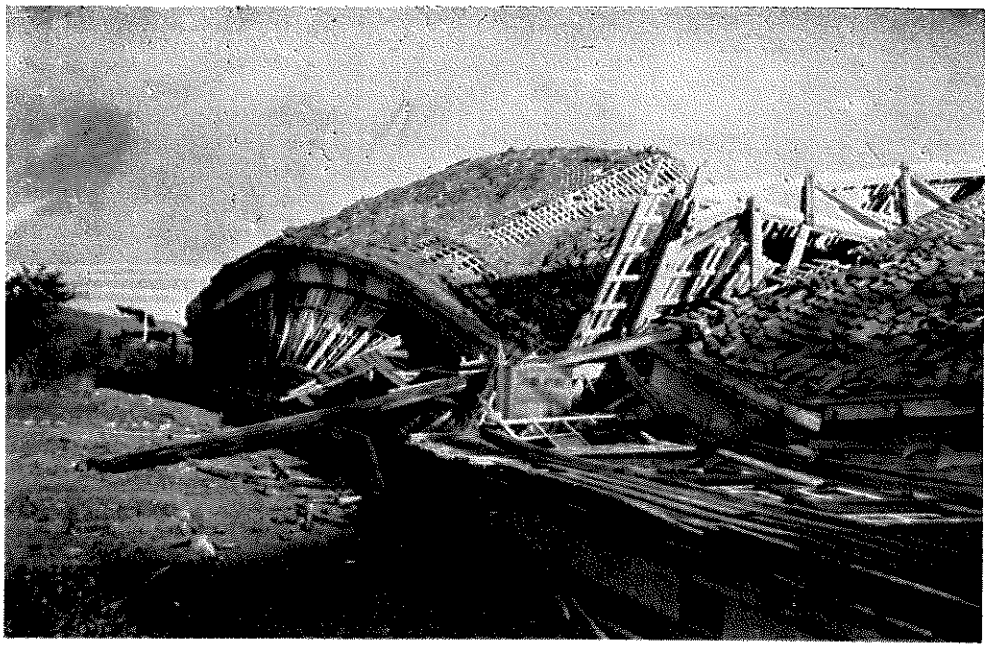

（34.9 撮影）

離島漁港の被害防波堤決壊　（鳥羽市菅島漁港）

（34.9 撮影）

真　珠　筏　被　害（志摩町）

（34.9 撮影）

国道165号線の惨状（名張市内）

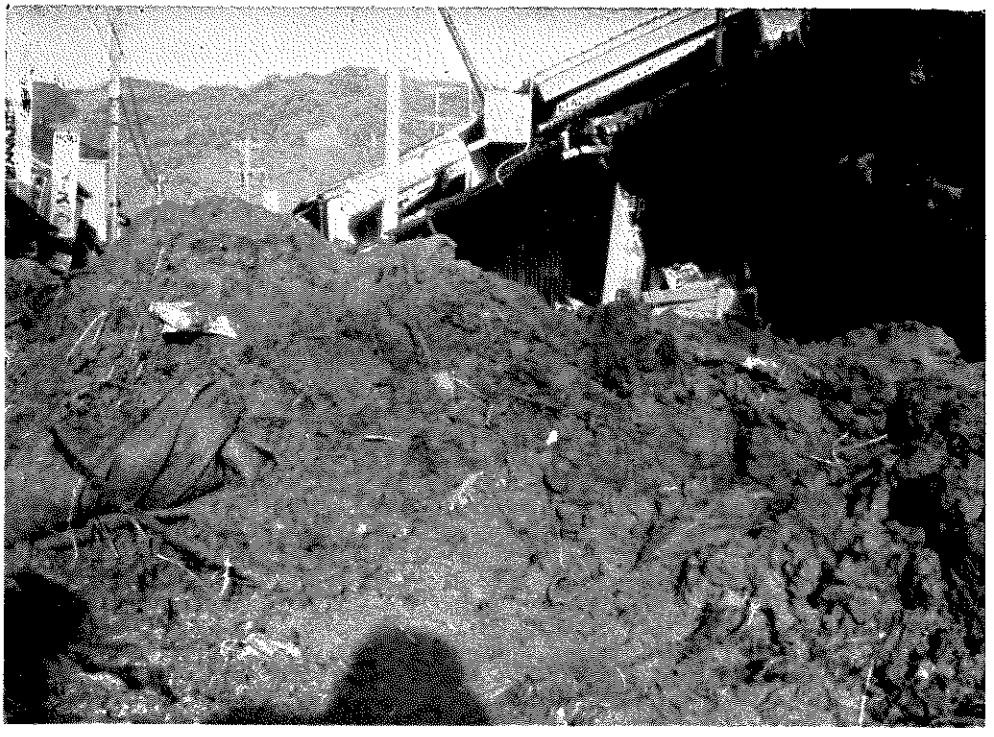

（34.9 撮影）

頭首工の欠壊（青山町）

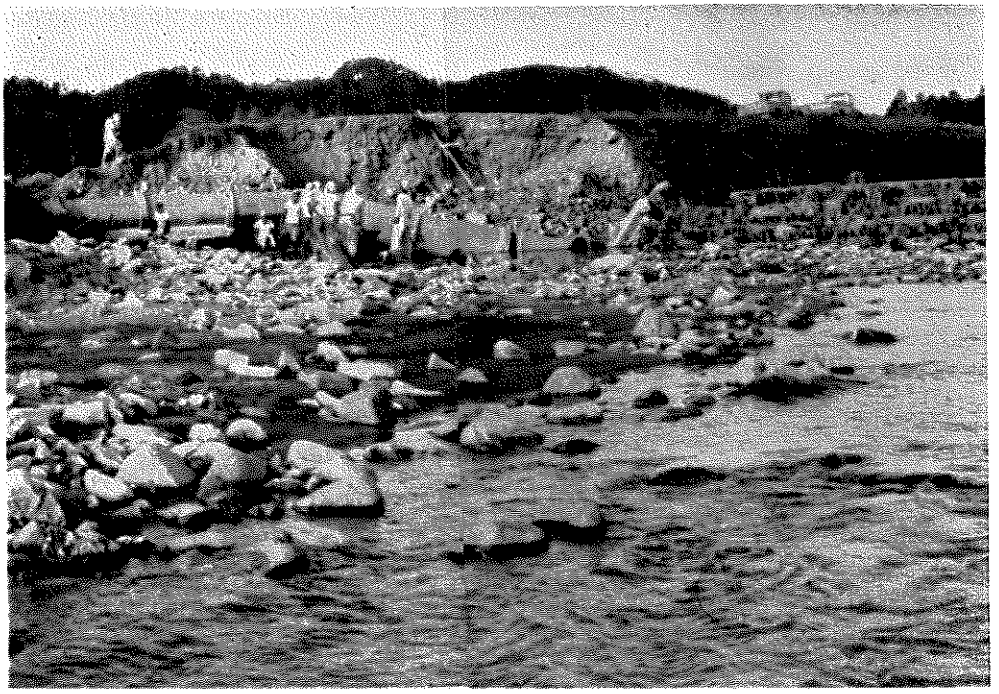

（34.9 撮影）

づたづたになつた港湾施設（北牟婁郡長島港）

（34.9 撮影）

海岸堤防の崩壊（尾鷲市須賀利町地内）

（34.9 撮影）

同市仮護岸完成

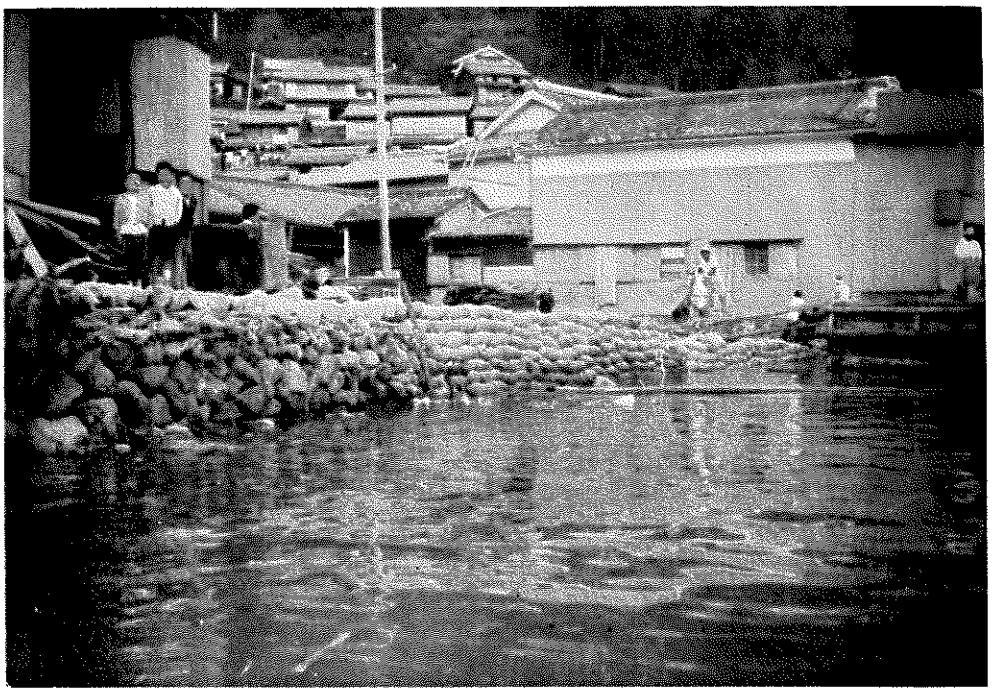

（34.9 撮影）

一級国道の流失（熊野市志原地内）

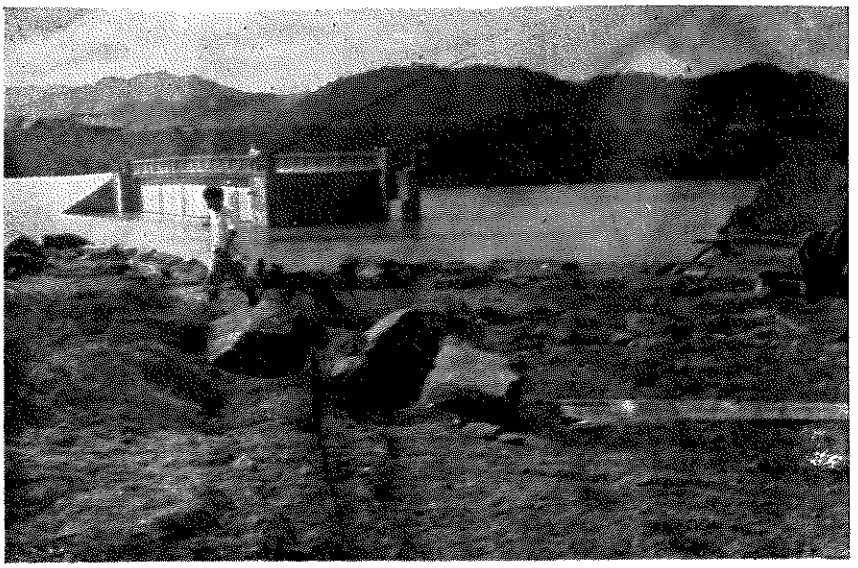

（34.9 撮影）

護岸築堤決壊（海山町）

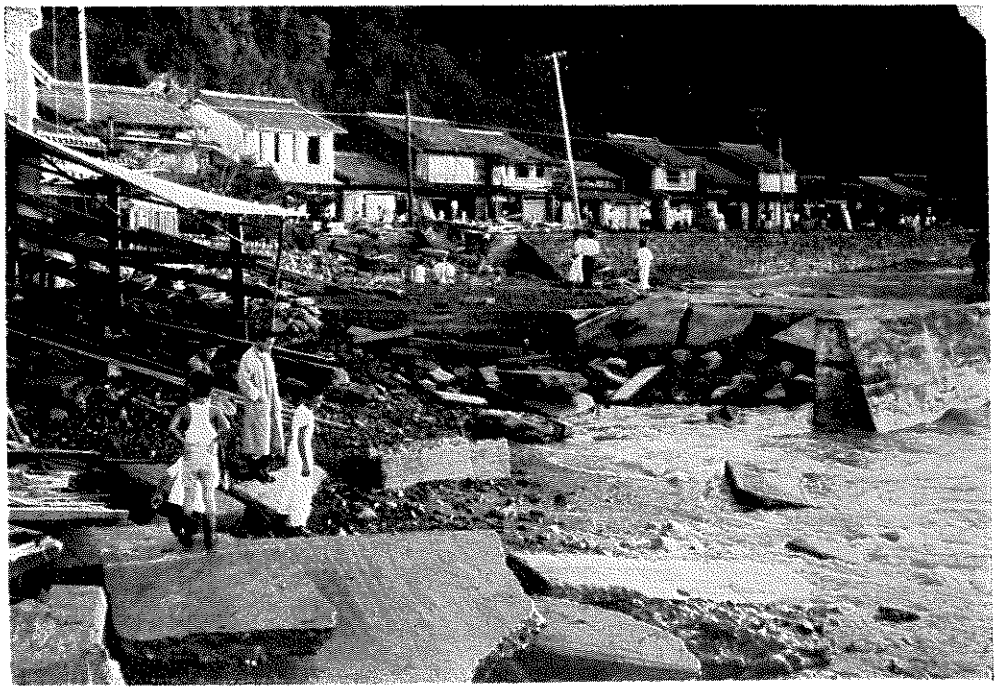

（34.9 撮影）

防　波　堤　崩　壊　（鳥羽市神島漁港）

（34.9 撮影）

架橋に懸命の自衛隊（熊野市古泊）

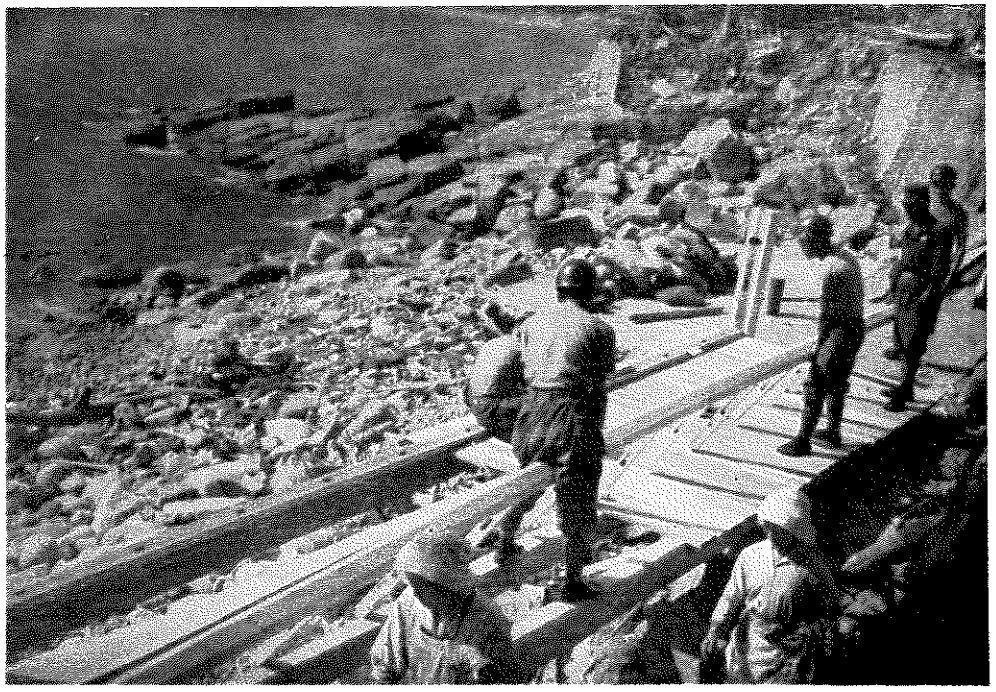

（34.9 撮影）

昭和34年12月10日　高田本山専修寺
における合同慰霊法会
涙も新たに黙とうする遺族

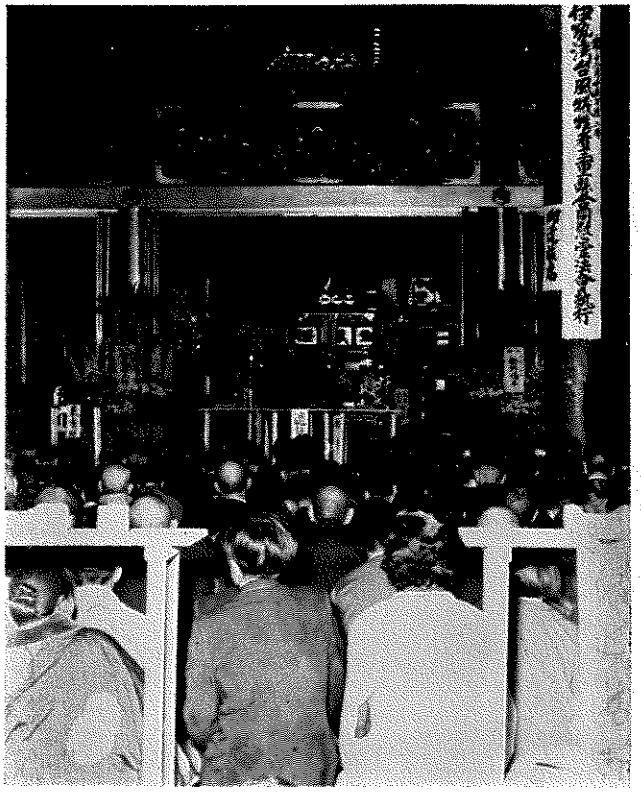

三重県地質図

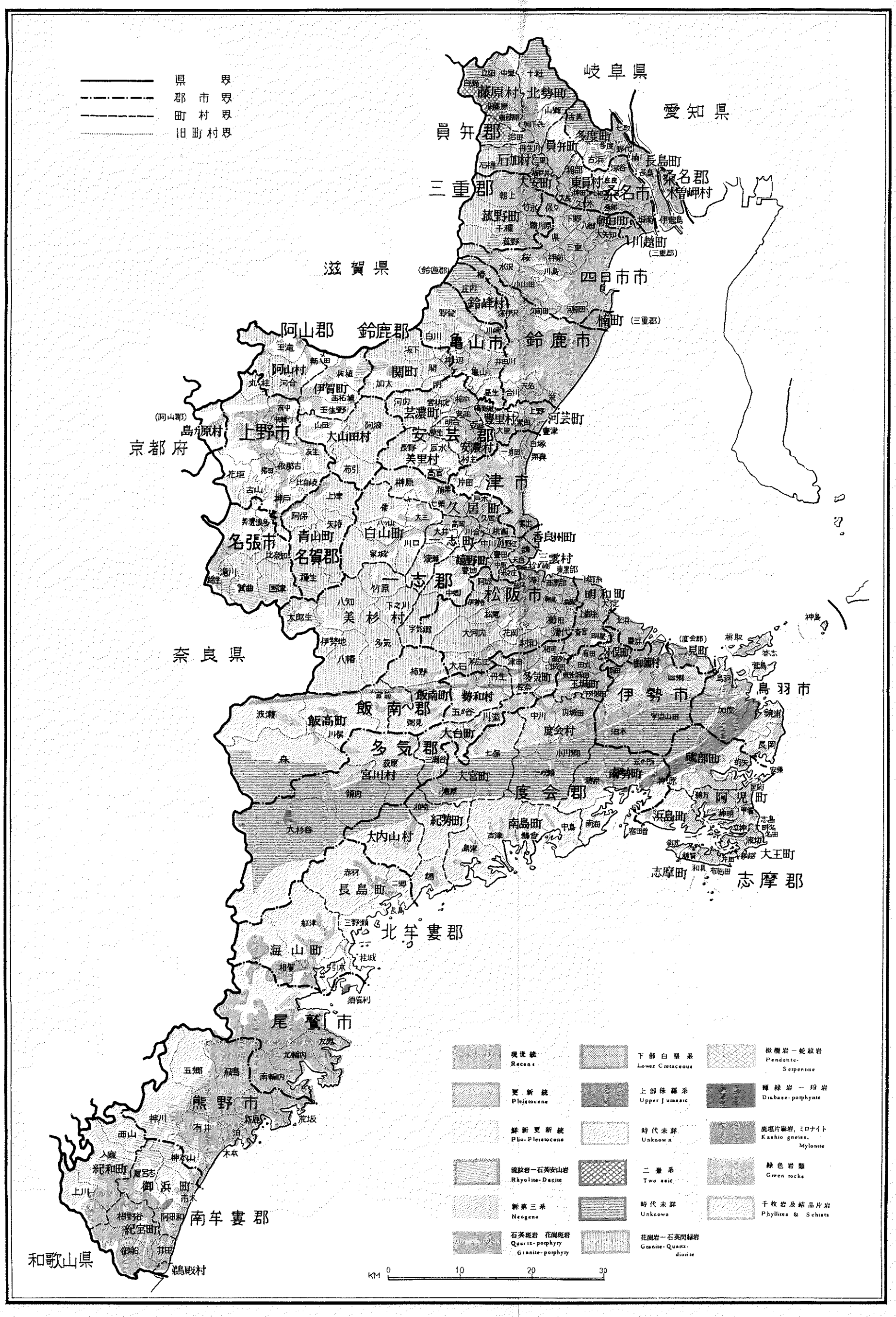
県界
郡市界
町村界
旧町村界
岐阜県
愛知県
滋賀県
京都府
奈良県
和歌山県
員弁郡
三重郡
桑名郡
桑名市
四日市市
鈴鹿郡
阿山郡
鈴鹿市
亀山市
上野市
津市
名張市
名賀郡
一志郡
松阪市
伊勢市
鳥羽市
飯南郡
多気郡
度会郡
志摩郡
北牟婁郡
南牟婁郡
尾鷲市
熊野市
現世統 Recent
更新統 Pleistocene
鮮新更新統 Plio-Pleistocene
流紋岩ー石英安山岩 Rhyolite-Dacite
新第三系 Neogene
石英斑岩 花崗斑岩 Quartz-porphyry Granite-porphyry
下部白亜系 Lower Cretaceous
上部侏羅系 Upper Jurassic
時代未詳 Unknown
二畳系 Two sic
時代未詳 Unknown
花崗岩ー石英閃緑岩 Granite-Quartz-diorite
橄欖岩ー蛇紋岩 Pendotite-Serpentine
輝緑岩ー玢岩 Diabase-porphyrite
鹿塩片麻岩, ミロナイト Kashio gneiss, Mylonite
緑色岩類 Green rocks
千枚岩及結晶片岩 Phyllites & Schists
KM 0 10 20 30

伊勢湾近海の底質分布図

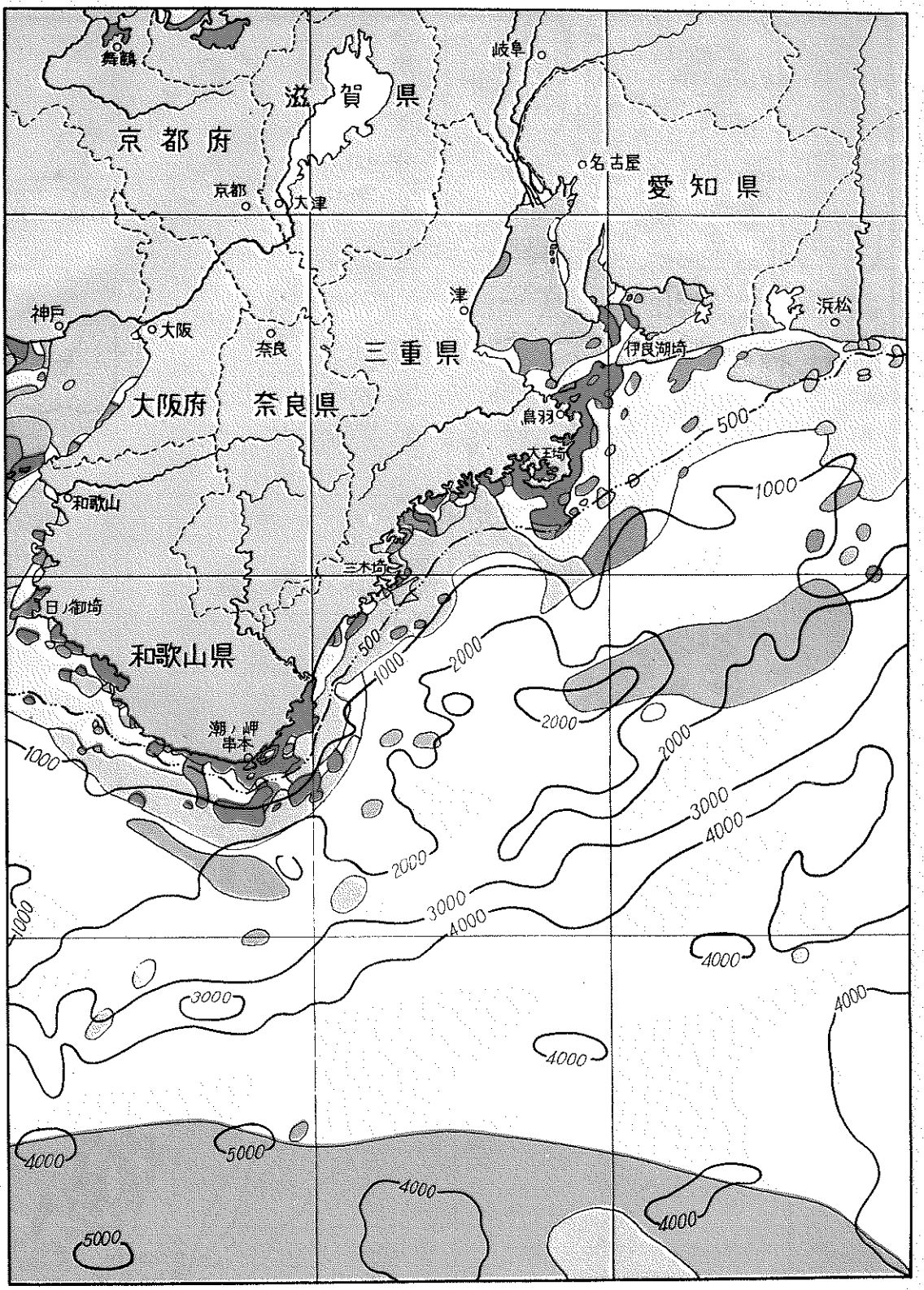

底質記号

- C.S 粗砂, G 礫
- f.S 細砂, S 砂
- bM 青色泥
- M 泥
- MS 砂泥混合
- R 岩
- rdCy 赤色粘土

(海深はメートル)

伊勢湾沿岸図

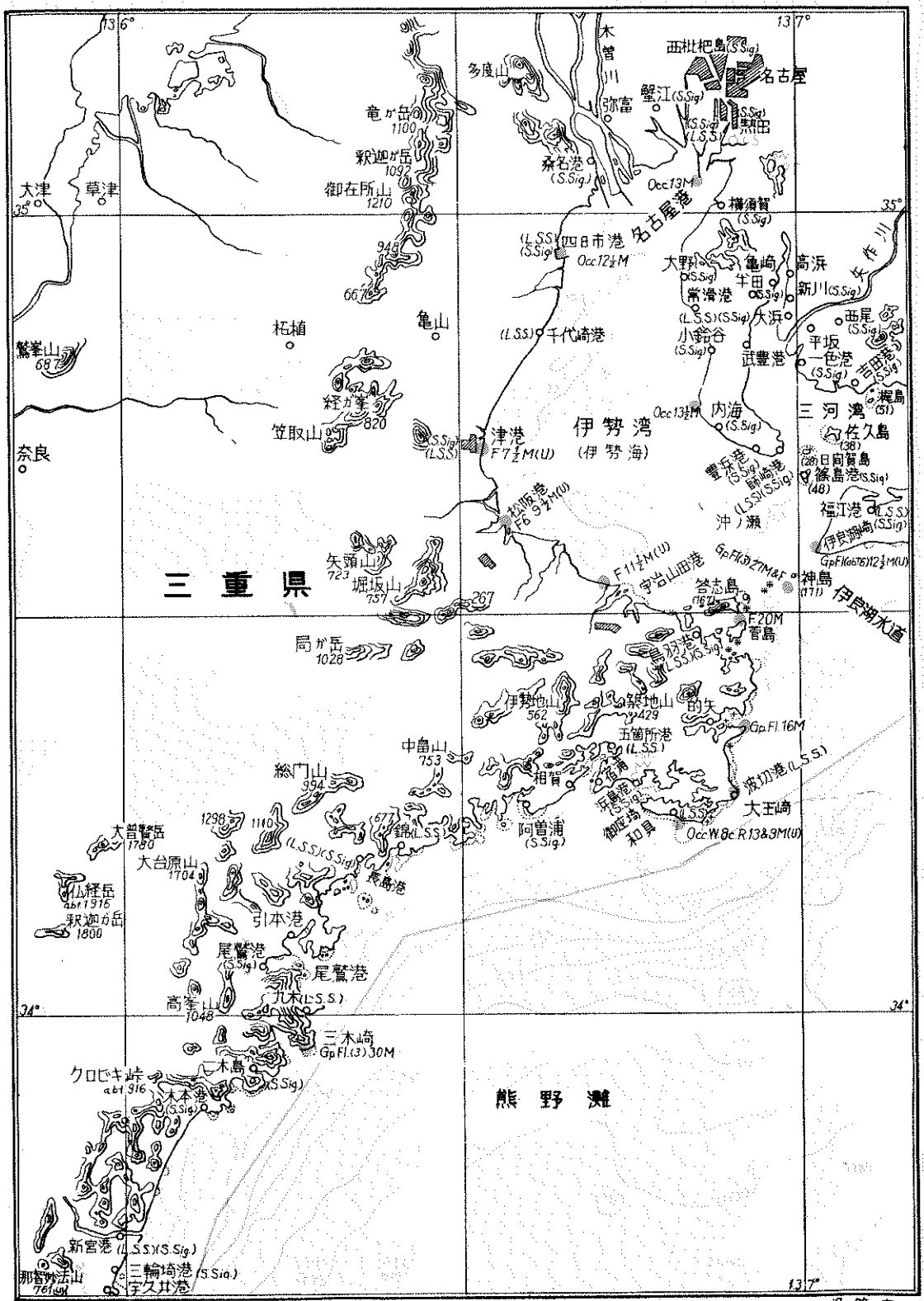

灯略記 Alt互光・F不動・Fl閃光・GpFl群閃光・Occ明暗・(U)無看守

底質略記 b青色 bk礫砕 bl黒色, C粗 d暗 f細, G礫 h堅, M泥, R岩 S砂, Sh貝ガラ

機船底曳網禁止区域 汽船トロール漁業禁止区域

無線電信局略記 放送局 標識局 方向探知局 海岸局 漁業用

測量表

尋	米	尋	米
0.54		1	1.82
1.09		2	3.65
1.64		3	5.48
2.18		4	7.31
2.73		5	9.14
3.28		6	10.97
3.82		7	12.80
4.37		8	14.63
4.92		9	16.45
5.46		10	18.28
54.68		100	182.88

伊勢湾台風激甚地指定市町村一覧図

伊勢湾台風被害概要図

(三重県)

台風進路

京都市 大津市 宇治市 奈良市 大和郡山市 桜井市 橿原市 五條市 新宮市 尾鷲市 四日市市 鈴鹿市 津市 松阪市 伊勢市 名古屋市 熊野灘 伊勢湾

272.0mm 四日市市
四日市港潮位+3.24m
(13号台風潮位+2.37m)

307.1mm

310.6mm 亀山市

258.4mm

千代崎港潮位+3.04m

332.5mm 最大風速34.5m/s

404.7m
港港潮位+2.54m
(13号台風潮位+2.71m)

最大風速51.3m/s

塩浜港潮位+2.22m
(13号台風潮位+2.63m)

549mm

最大風速51.5m/s

尾鷲港潮位+1.05m
(13号台風潮位+1.27m)

826.0mm

723.0mm

523mm

433.0mm

鳥羽港潮位+1.918m
(13号台風潮位+2.04m)

長島潮位+2.04m
(13号台風潮位+1.85m)

550.0

571mm

凡例

浸水区域	
等雨量線	
潮位観測所	⊕
風雨観測所	◎
漁港被害	⊡
港湾被害	⊠
砂防被害	◉
橋梁流失	△
進路決潰	○
堤防決潰	×

1 : 250,000

0 5 10 15 20 KM

伊勢湾台風災害史

目　　次

第一章　序　　説

第一節　県土の自然的条件 …… 1

第一項　位置、地形、地質 …… 1

第二項　気　象、海　洋 …… 1

第三項　地　盤　変　動 …… 3

第四項　河川、海岸、砂防、道路、港湾 …… 5

第二節　県土の社会的、経済的、条件 …… 25

第一項　農地（特に干拓）と聚落の発展過程 …… 25

第二項　都　市　と　産　業 …… 25

第三項　臨海工業地帯の造成過程および計画 …… 28

第四項　土地利用および産業の立地条件 …… 34

第五項　漁獲装備とその生産の現況 …… 37

第六項　都　市　近　郊 …… 38

第二章　伊勢湾台風の状況

第一節　台　風　の　解　説 …… 39

第一項　台風の発生、移動、上陸など …… 39

第二項　台風による暴風 …… 39

第三項　台　風　の　雨 …… 39

第四項　高　　潮 …… 40

第二節　経　過　概　況 …… 40

第一項　総　　説 …… 40

第二項　暴　　風 …… 45

第三項　降　　雨 …… 46

第四項　高　潮　の　実　態 …… 49

第五項　河水の高水状況 …… 53

第六項　県内気象管署の警戒の概要、警報の伝達 …… 54

(1)　警　戒　の　概　要 …… 54

(2)　警　報　等　の　伝　達 …… 58

第三章　被害の原因とその特性

第一節　総　　説 …… 61

第一項　海岸堤防、港湾、漁港等 …… 63

第二項　河　　川 …… 63

第三項　治　　山 …… 65

第四項　港　湾、漁　港 …… 66

第五項　防　潮　林 …… 89

第四章　被害の状況

第一節　人的被害 …… 97

第二節　家屋の被害 …… 97

第三節　各部門別被害 …… 104

第四節　通信施設の被害とその措置 …… 143

第一項　被害状況 …… 143

第二項　応急措置 …… 144

第五節　鉄道の被害とその措置 …… 146

第一項　国　　鉄 …… 146

第二項　近畿日本鉄道 …… 147

第六節　中部配電の被害とその措置 …… 147

第一項　被害の状況 …… 147

第二項　復旧の状況 …… 148

第三項　伊勢湾台風被害復旧状況日誌 …… 149

第五章　緊急対策

第一節　救助活動 …… 152

第一項　水防活動 …… 152

(1)　予警報の通信連絡情況 …… 152

(2)　水防警報 …… 152

(3)　水防本部より各支部に通報した事項 …… 153

(4)　通信施設の被害状況 …… 155

第二項　消防団活動 …… 157

第三項　災害救助法の発動 …… 157

第四項　罹災者の救出 …… 157

第五項　救助物資（災害見舞金を含む）…… 159
第六項　医療防疫給水等（日赤の活動を含む）…… 163
(イ) 医療活動 …… 163
(ロ) 防疫活動 …… 165
(ハ) 給水活動 …… 165
(ニ) し尿処理 …… 165
寄贈医薬品 …… 166
第七項　警察の活動 …… 166
第八項　自衛隊の活動 …… 173
第九項　保安庁および東海海運局の活動 …… 204
第二節　組織の活動 …… 211
第一項　災害対策機構の拡充 …… 211
第二項　中部日本災害対策本部の活動 …… 212
第三項　県議会の活動 …… 221
第四項　三重県議会非常災害対策特別委員会 …… 227
第五項　災害対策本部活動日誌（天皇陛下に状況説明資料を含む）…… 232
第六項　災害広報活動 …… 246
第七項　県営避難所の活動状況 …… 247

第六章　伊勢湾台風の災害に関する立法措置

第一節　伊勢湾台風による災害復旧に関する要望事項三重、愛知、岐阜、三県知事…… 269
第一項　災害復旧公共事業等に関する特別措置法関係…… 270
第二項　税財政関係 …… 270
第三項　民生関係 …… 271
第四項　衛生関係 …… 271
第五項　土木関係 …… 271
第六項　港湾関係 …… 272
第七項　住宅関係 …… 272
第八項　公営企業関係 …… 272
第九項　農林農地関係 …… 273
第十項　商工関係 …… 274
第十一項　文教関係 …… 274
第十二項　労働関係 …… 275
第十三項　公共建物および施設の復旧関係 …… 275
第二節　国庫負担額の決定方針 …… 275

第一項　第33臨時国会においておこなった岸首相の演説 …… 276
第二項　第33臨時国会において行った佐藤蔵相の演説 …… 276
第三項　特別措置法 …… 276
第四項　激甚地指定市町村について …… 278
第五項　伊勢湾等高潮対策事業計画の基本的方針 …… 279
(イ) 基本的事項 …… 279
(ロ) 堤防の高さについて …… 279
(ハ) 堤防の構造について …… 280
第三節　減税措置 …… 280
第一項　国税に対する減税対策 …… 280
第二項　県税の免税等 …… 286

第七章　応急措置

第一節　水政関係 …… 289
第一項　直轄（国）区域の応急工事 …… 289
第二項　県の応急工事 …… 294
第三項　復興対策（査定の状況） …… 298
第二節　交通 …… 300
第一項　応急仮道、仮橋工事 …… 300
第二項　交通 …… 301
第三項　応急港湾施設の整備（荷役等） …… 303
第四項　国有鉄道における応急措置 …… 303
第五項　近畿日本鉄道における応急措置 …… 303
第六項　電信、電話災害応急措置 …… 303
第七項　配電災害応急措置 …… 303
第三節　農地関係 …… 303
第一項　農地局（農林省の出先）の行った応急対策について …… 303
第二項　県の行った対策について（排水、除塩、救農土木事業） …… 306
第三項　農地、農業用施設の応急復旧 …… 312
第四節　林業関係 …… 318
第一項　治山応急措置 …… 316
第二項　林道応急措置 …… 318
第三項　林産物生産施設（炭窯）の復旧 …… 318
第四項　貯木場の復旧 …… 319

第五節　住宅関係 …… 319

第一項　避難者の応急収容施設の建設 …… 319
第二項　応急仮設（公営）住宅建設計画 …… 319
第三項　災害公営住宅の建設 …… 320
第四項　住宅金融公庫の融資のあっ旋 …… 320
第五項　公団住宅 …… 320
第六項　その他の施策 …… 321
第七項　民間住宅建設 …… 321

第六節　商工関係 …… 321

第一項　商工業復旧および資金融資のあっ旋およびその他 …… 321
第二項　観光施設の応急対策 …… 324

第七節　農林水産経営指導関係 …… 326

第一項　農林水産金融対策 …… 326
第二項　食糧対策 …… 327
第三項　農業協同組合対策 …… 330
第四項　激甚被害部落農作業等共同化施設事業 …… 330
第五項　自作農維持創設資金 …… 354
第六項　農業改良資金 …… 355
第七項　農業共済対策 …… 356
第八項　営農普及対策 …… 357
第九項　種子対策 …… 363
第十項　蚕糸災害復旧対策 …… 363
第十一項　園芸作物災害復旧対策 …… 364
第十二項　畜産対策 …… 364
第十三項　水産対策 …… 371

第八節　民生安定関係 …… 376

第一項　生活保護法の適用 …… 376
第二項　庶民金融に対する資金のあっ旋 …… 377
第三項　世帯更生資金の貸付 …… 378
第四項　母子福祉資金の緊急貸付 …… 378
第五項　要保護児童対策 …… 379
第六項　保育所設置 …… 379
第七項　生活相談（指導）実施 …… 379
第八項　消防施設の応急策について …… 380

第九節　教育関係 …… 381
第一項　学校の再建 …… 381
第二項　罹災児童、生徒の就学対策 …… 383
第三項　学校給食 …… 384
第四項　文化財の復旧 …… 385
第五項　社会体育施設 …… 385
第十節　衛生関係 …… 386
第一項　上水道対策 …… 386
第二項　清掃関係の対策 …… 387
第三項　伝染病隔離病舎対策 …… 389
第四項　医療社会事業の推進 …… 389
第五項　衛生教育 …… 389
第十一節　労務関係 …… 390
第一項　公共事業等への失業者吸収強化 …… 390
第二項　職業のあっ旋計画 …… 390

第八章　功労者に対する表彰および感謝状

第一節　表彰および感謝状 …… 394
第一項　功労者表彰要綱 …… 394
第二項　伊勢湾台風災害功労者に対する内閣総理大臣表彰 …… 394
第三項　〃　に対する叙勲 …… 395
第四項　〃　県出先機関その他に対する知事賞詞 …… 395
〃　表彰感謝状等 …… 395

第九章　復興に対する財政

第一節　県財政 …… 406
第二節　市町村財政 …… 406

第十章　被害者の記録およびその他の記録

(1)　被害者の当時の模様
わたしはひとりになった ……桑名市城南中学校3年…伊藤　好美… 409
(2)　木曽岬の子らよ、がんばれ!!
被災地思い出の記 ……避難所臨時教員…吉田　秀子… 412

(3) 被災当時の模様
災害を再びくり返すな ……野呂 恭一… 413
(4) 一路父母の許へ ……すずかし教育長…こばやし よしお… 414
(5) 被災地の行政担当者の記録
伊勢湾台風に思う ……桑名市長…水谷 昇… 415
(6) 台風直後友への出した手紙 ……鳥羽市長…中村 幸吉… 417
(7) 瞬間の黄度胸 ……南島町長…野村幸之助… 419
(8) モンスーン ……山口 茂夫… 421
(9) 避難所の思い出 ……安西 定… 422
(10) 被災地を視察して ……倉田 文治… 424
(11) 伊勢湾台風によせて ……水谷 正俊… 425
(12) 伊勢湾台風と普及活動 ……野呂 多一… 426

（原稿到着の順に配置）

附　　録

三重県災害記録

第一項　明治初期よりの台風による災害 …… 427
第二項　同上の震災による災害 …… 472

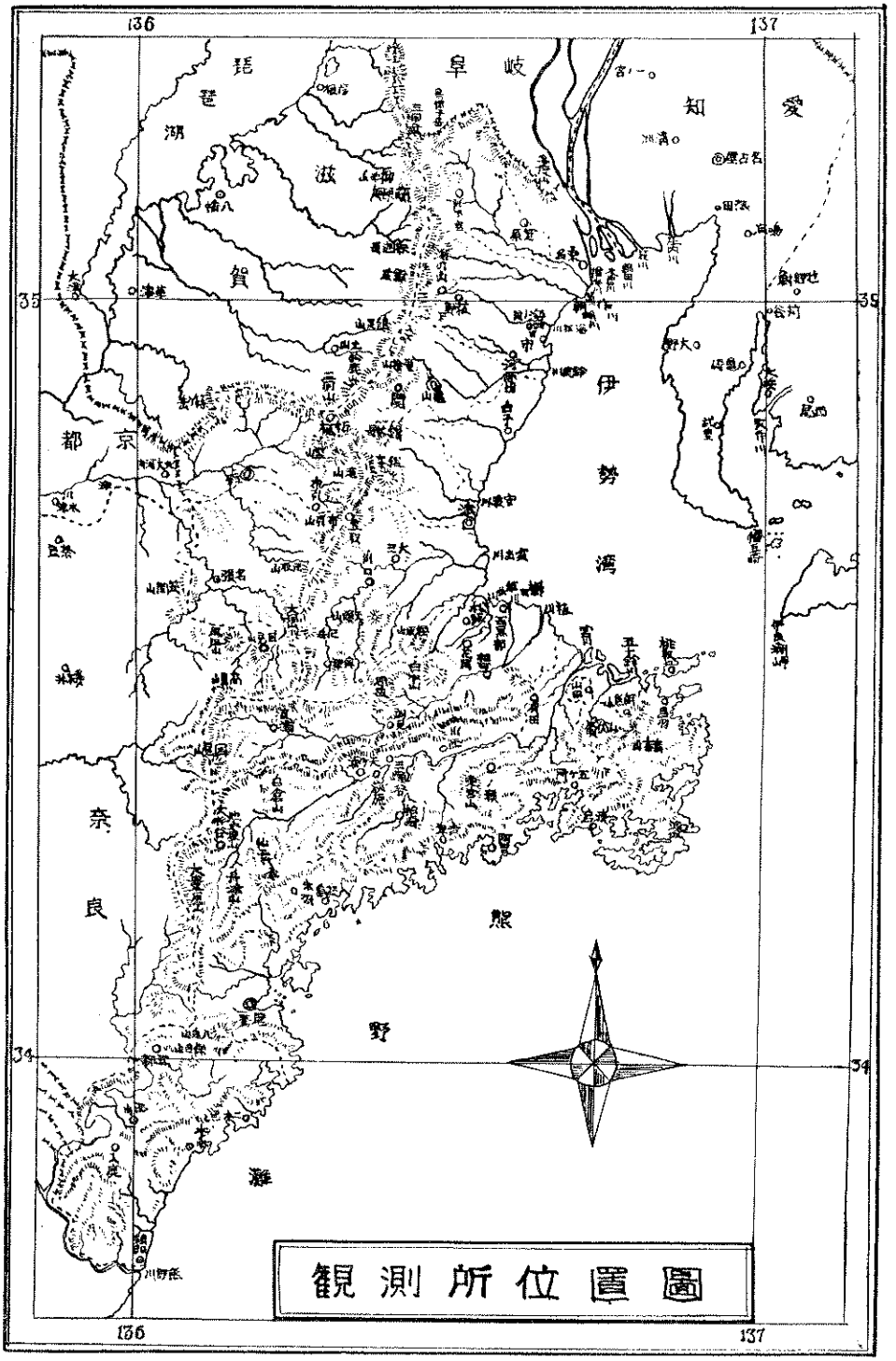
136
137
35
34
琵琶湖
滋賀
岐阜
愛知
伊勢湾
京都
奈良
熊野灘
観測所位置図

年間降水量

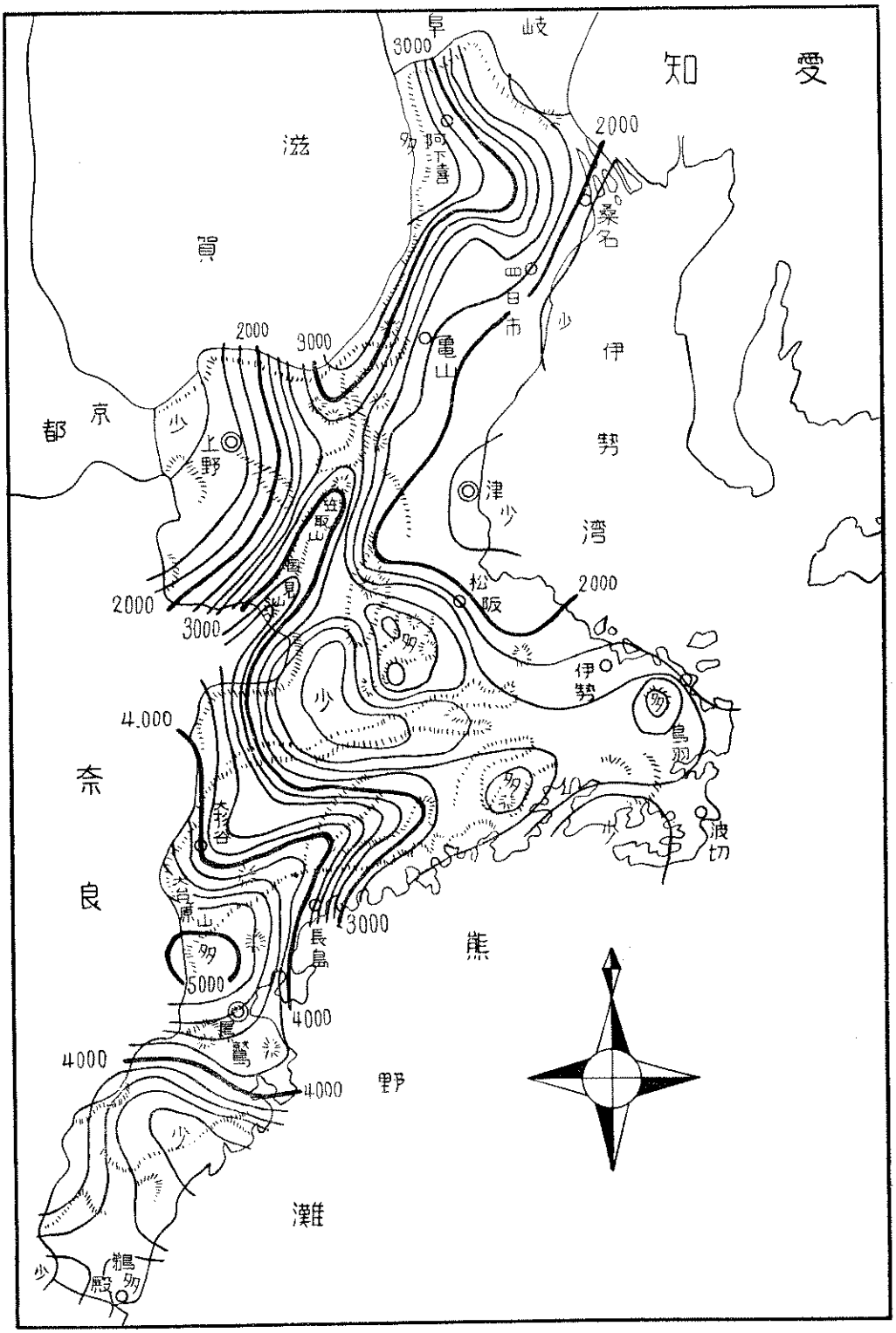

阜
岐
知
愛
滋
賀
京
都
伊
勢
湾
奈
良
熊
野
灘
3000
2000
4.000
5000
4000
阿下喜
桑名
四日市
亀山
上野
津
松阪
伊勢
鳥羽
波切
長島
鷲
鵜殿

一 月 降 水 量

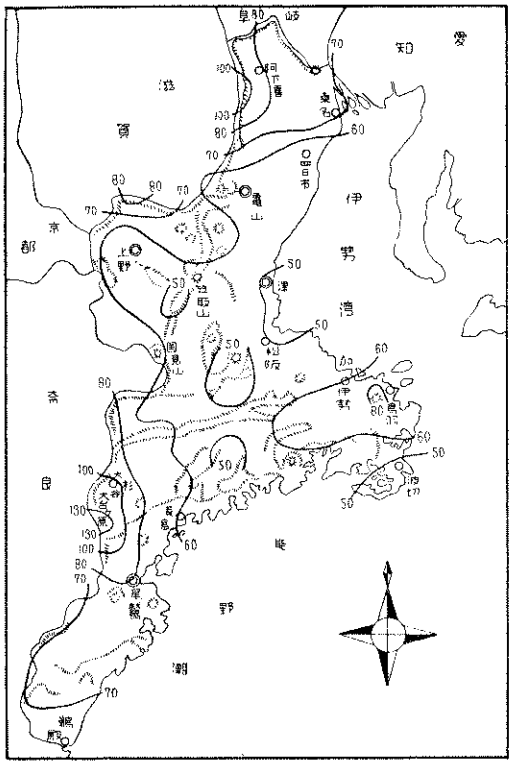

二 月 降 水 量

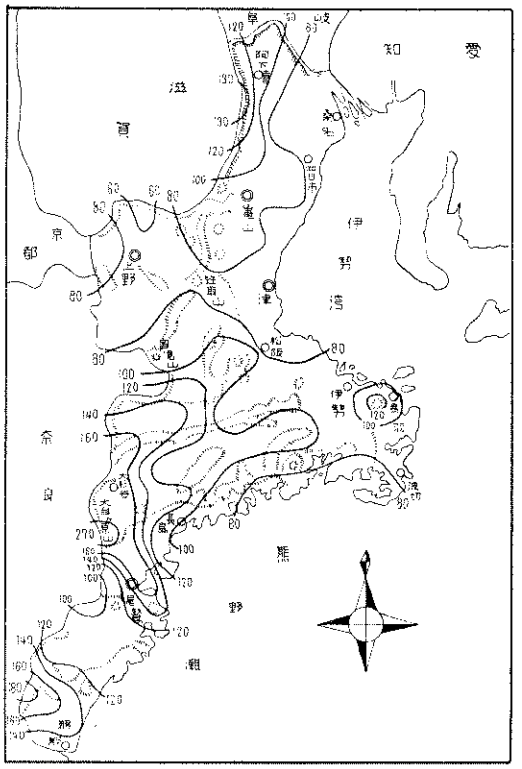

三 月 降 水 量

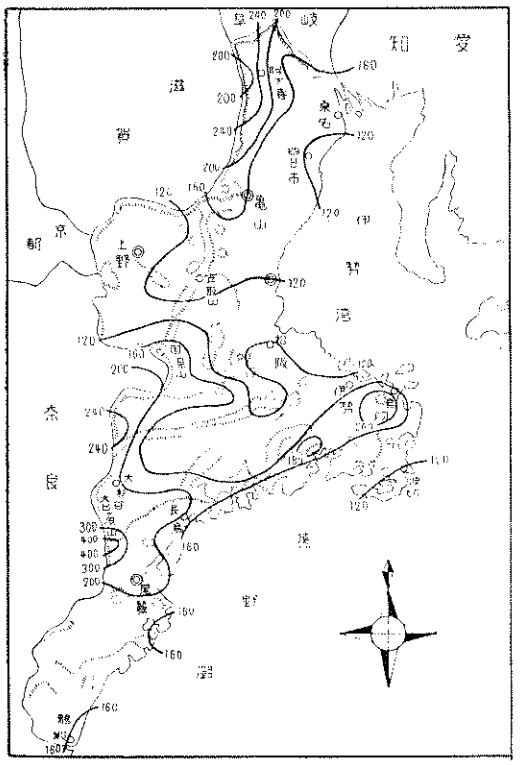

四 月 降 水 量

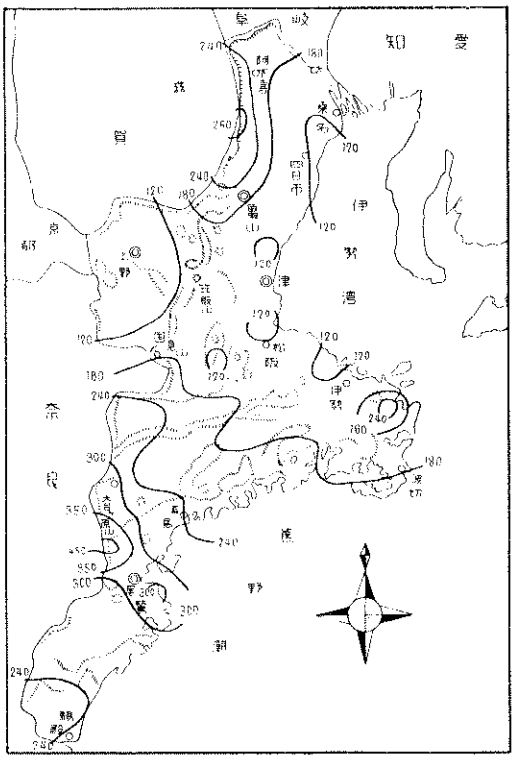

五 月 降 水 量

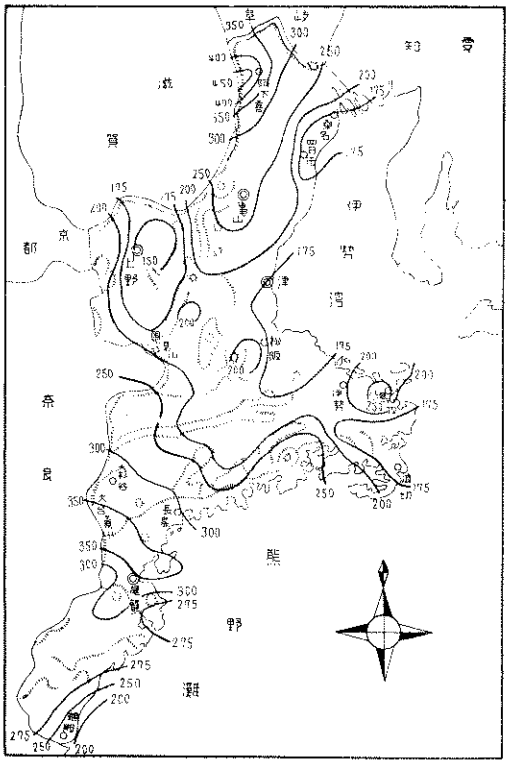

六 月 降 水 量

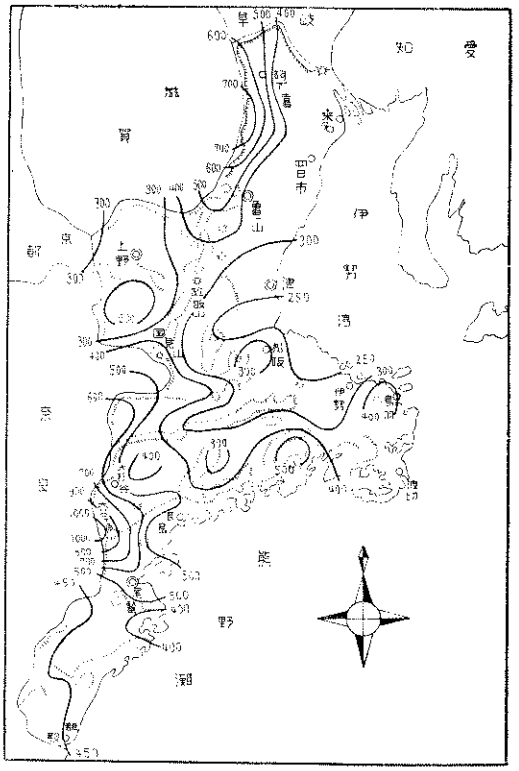

七 月 降 水 量

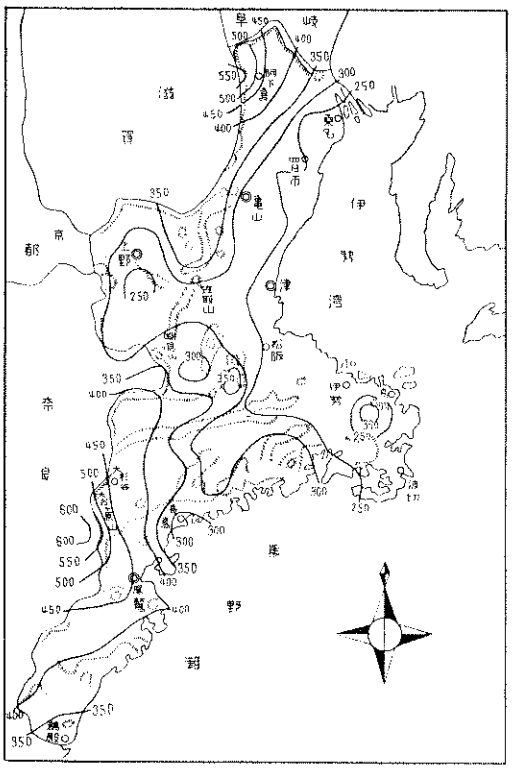

八 月 降 水 量

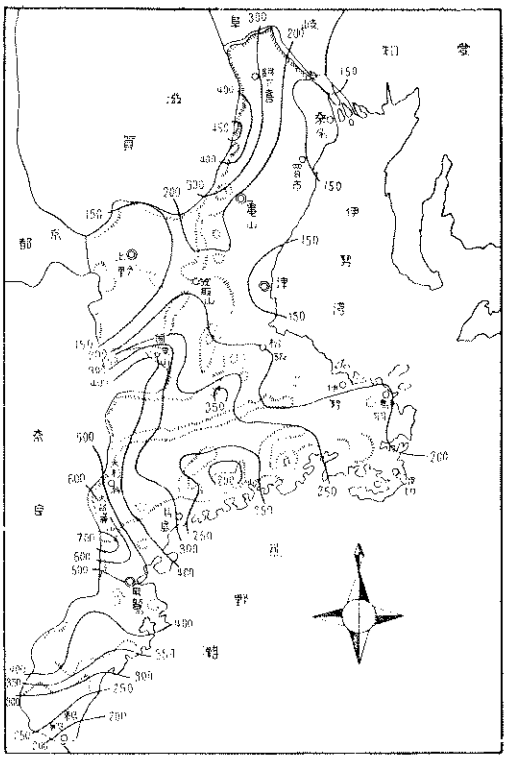

九 月 降 水 量

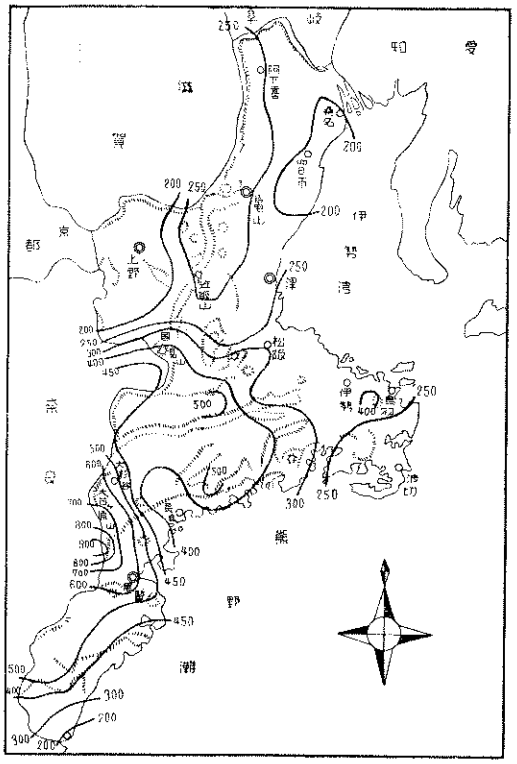

十 月 降 水 量

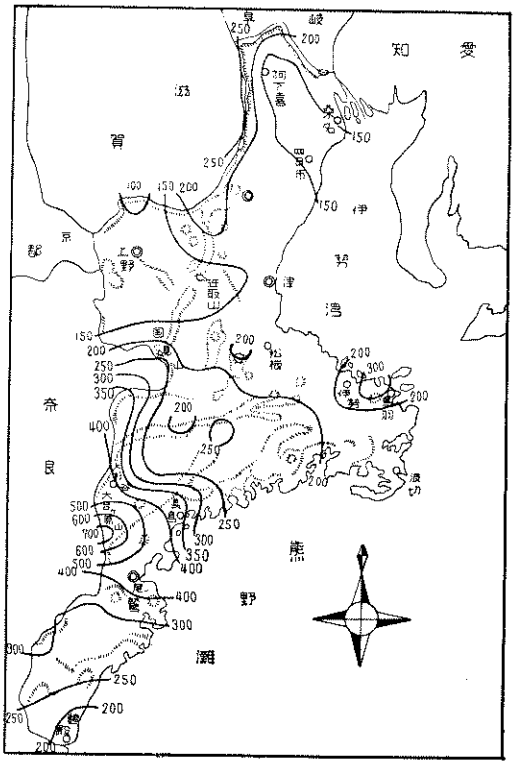

十 一 月 降 水 量

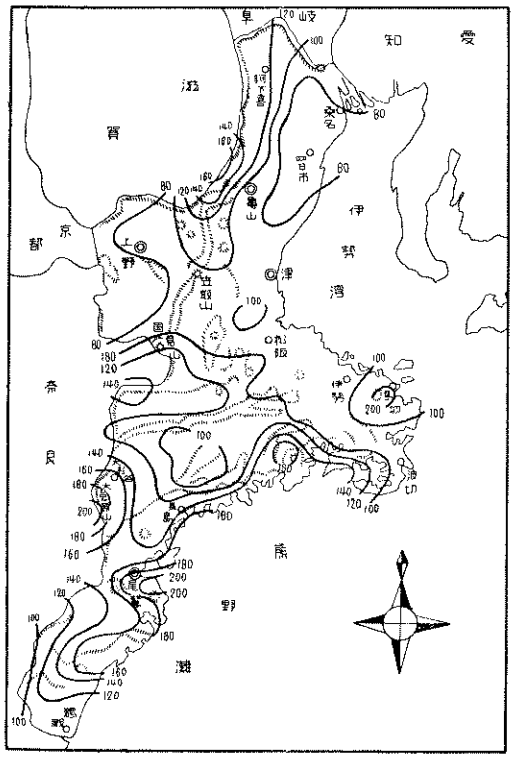

十 二 月 降 水 量

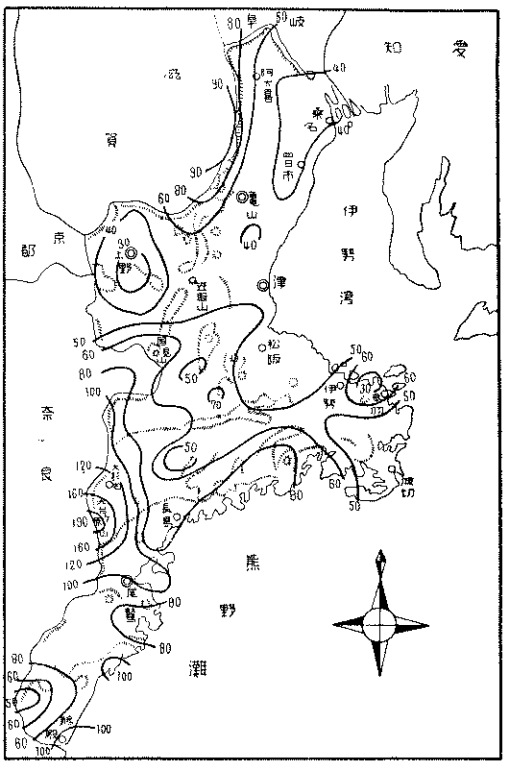

伊勢湾渥美湾における恒流流況図　　(17図)

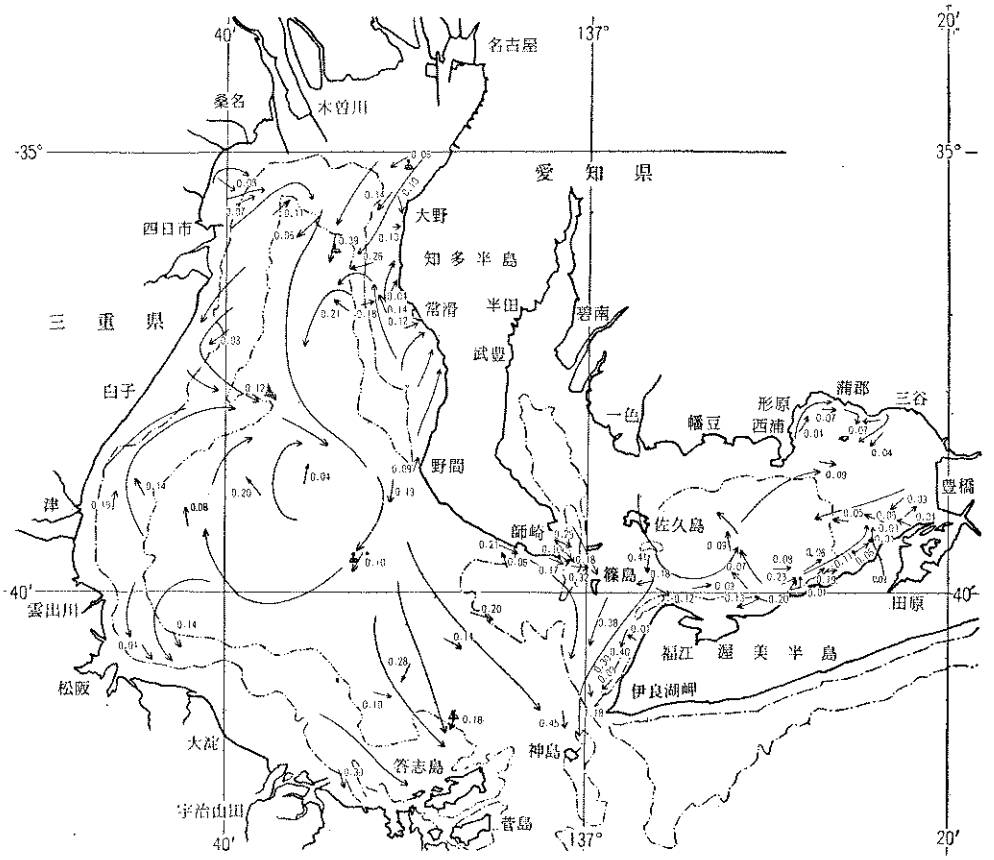

(第四区管海上保安本部水路部：渥美湾及び伊勢の湾海象並びに潮流観測報告)

潮の平均流況図（高潮前一時落潮流はこれと反対）　　(図18)

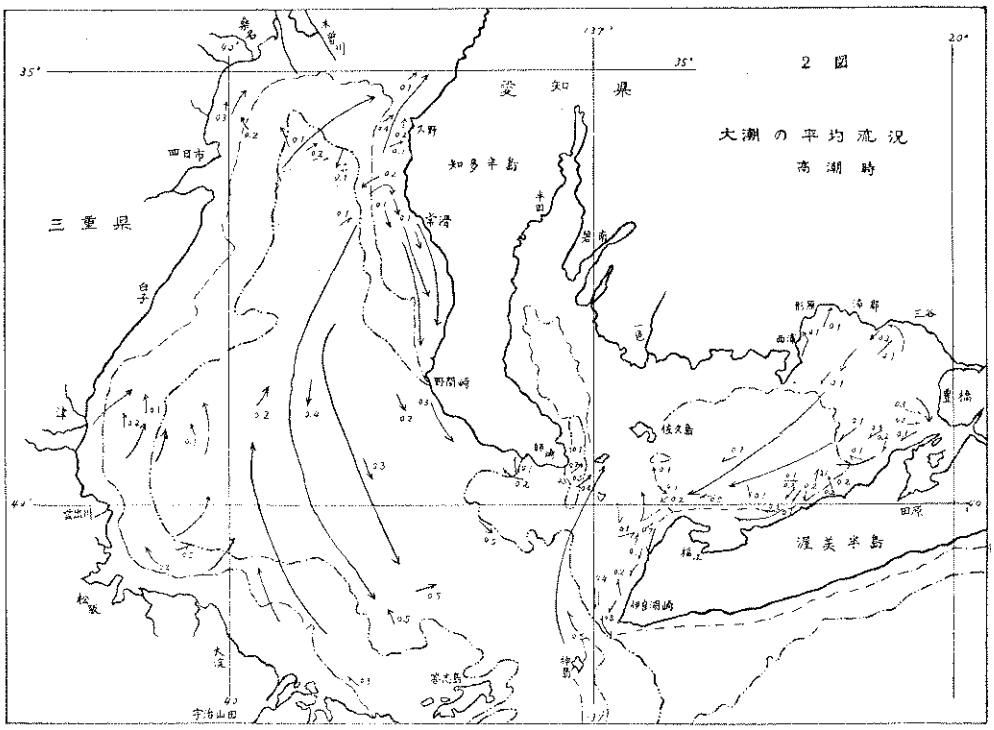

(第四管区海上保本部水路部：渥美湾及び伊勢湾の海潮並びに潮流安観測報告)

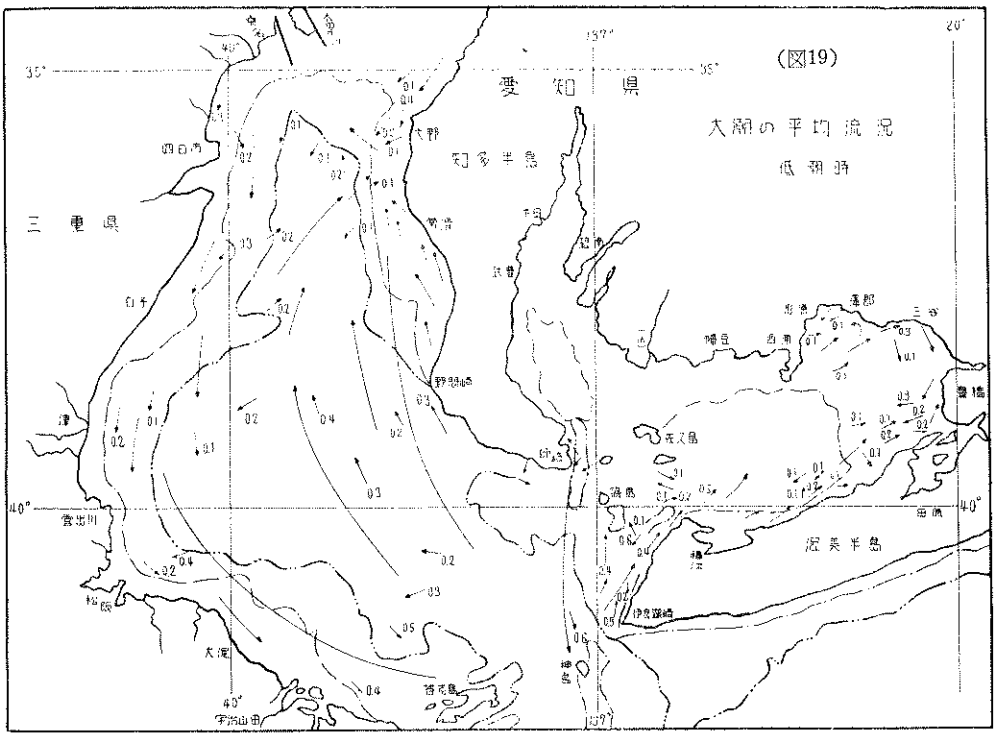

伊勢湾沿岸地盤変動概略図

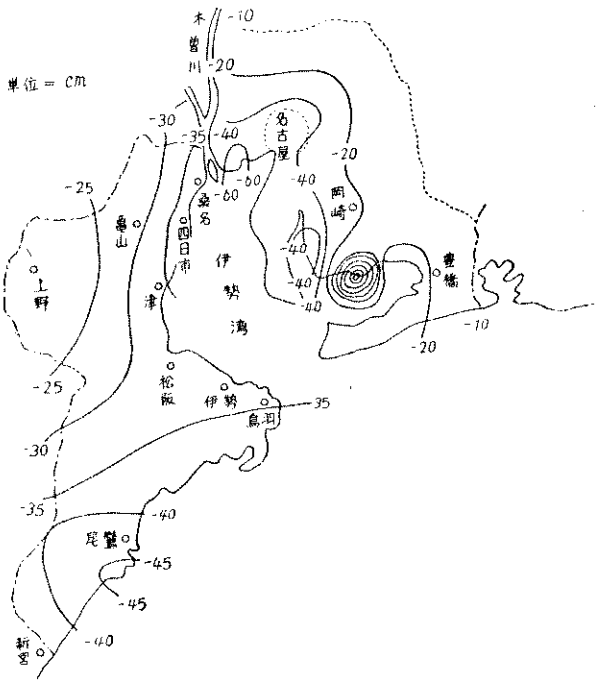

伊勢湾台風災害史

第一章　序　　説

第一節　県土の自然的条件

第一項　位置、地形、地質

（位　置）

本県は、近畿地方の南東部に位し、北緯33°—45′に始まり、35°—15′に至り、東径135°—05′より136°—59′に終る。北は岐阜、愛知の二県に、北西は滋賀県、西は奈良県及び京都府の一部に、南西で和歌山県に接し、東は伊勢湾を経て遠洲灘に臨み、南は熊野灘に面している。東西109.9粁、南北159.8粁、面積5,765平方粁強であり、人口1,473,738人(昭和33年10月1日現在)を擁している。

（地　形）

本県は、伊勢湾と熊野灘との間に突入し地形上、山岳部、平坦部および盆地部の三つに分れている。山地部を構成するものとしては、養老、鈴鹿、笠置、紀伊の諸山脈がある。鈴鹿山脈は三重、滋賀の県境となって、紀伊山脈に連り、南北の延長100粁に達し、西に緩傾斜し、東に急傾斜して伊勢湾、大阪湾および、琵琶湖との分水界をなしている。

（地　質）

地質は、古世層状花崗岩を主としていて本県に属する紀伊山脈は平行山脈となり走向は主脈の走向と一致して東西の方向をとり、地質は、古世層を主として、南に中世層を露出して其の配列は山脈の走向にともなっている。（別紙図示参照）

これ等諸山脈の中には国見、高見、三国の峻峰を始め至るところ急峻幽谷の山岳美をなし、中にも国立公園大台ケ原、志摩鵜方を始め赤目、香落の伊賀仙境、鈴鹿連峰、湯の山、藤原ケ岳、矢の川峠等は最も著名である。伊勢平野は、伊勢湾の陥没後地盤の隆起作業と鈴鹿山脈より流出する17河川の堆積作用によって成生した海岸平野であり、主として第4紀層よりなり、ところどころに第3紀層を露出する巾12粁、長さ102粁におよぶ帯状の一大沖積平野である。伊賀盆地は第3紀および第4紀層よりなり四囲に花崗岩、地変状、花崗岩地を巡らしている。伊勢平野は土地肥沃で田園よく拓け枢要の経済地帯を形成し人口密度は稠密な地域をなしている。特に桑名、四日市、津、松阪、伊勢、各市を中心とした附近は、この平野の中枢地域をなしている。

第二項　気　　象、海　　洋

（気　象）

気象を地勢的見地より大別すれば、北勢、中勢、南勢、及び伊賀の四つに分れる。季節の区別は判然としており、年平均気温は北勢山岳部で10°C内外を示し、北勢、南勢共に、海岸地

帯に進むに従い上昇し15°C内外となり、熊野灘沿岸では17°C内外を示す。伊賀は四囲山岳のため盆地気候の特徴を表し、気温は中心が稍々高く概ね14°C内外を示している。雨量は伊賀盆地の年平均1500粍内外を最低とし、次に北勢沿岸で1700粍、北勢山岳地帯および南勢で2000粍以上となり、熊野灘では更に多く、大台ケ原および尾鷲を中心とする地帯では実に4000粍に達し、本邦に於ても著名の多雨地である。風は全般的に見て夏季の南東風を除き最多風向は西および北西寄の風が多く、中でも北勢山岳地帯は冬の季節風強く暫々暴風を起している。雷は伊賀盆地および北勢山岳地帯が最も多く全国有数の雷発生か所として知られている。霜は大体に於て県内を走る山岳部を中心として初霜は北勢地帯で10月下旬、中勢地帯で11月上旬、南勢および熊野灘沿岸では11月中旬から多く始まる。終霜は、初霜と逆で熊野灘沿岸で三月下旬、北、中勢地帯の沿岸で四月上旬、鈴鹿山脈に近づくに従って遅くなり伊賀盆地とともに四月中旬から四月下旬になって終る。雪は北勢山岳が最も多積雪も藤原岳ではスキーが可能であるがほとんどが驟雪であるため、多く積雪を見ることは稀である。

（海　洋）

一般的流況

1．恒　流

海面下2米層の恒流（潮汐に左右されぬ平均的な流れ）図のように伊勢湾と渥美湾とは異っている。

伊勢湾においては略外面に向つているが渥美湾では湾奥に向っている。

そのため、伊勢湾の恒流は白子町、鬼ケ崎を結ぶ線の北部は南方に流れ南部は沿岸に沿って北上し、白子町および鬼ケ崎沖附近は西流し、中央部にて南方に変流する。一部は南下し、津市、野間町を結ぶ中央部にて微弱な環流が見られる。

2．潮　時

図のように、伊良湖水道中央部と佐久島附近とは同時に転流し、水道中央部から伊良湖崎に寄るに従い、急激に潮時は早くなり、沿岸附近では1時間20分前に転流する。

3．潮　流

流況図は、海面下2米増の大潮平均潮流を示したものである。この大潮期の平均流況は、春秋の朔望の頃の潮流に相当している。伊勢湾では西岸を支配する主流線と東岸および中央水路を支配する主流線の2つに分けて考えられる。また、渥美湾では神島と篠島、師崎間を流れる主流線および伊良湖崎、立馬崎沿岸より渥美湾南部海域を流れる主流線の2つに分けて考えられる。

高潮時およびその1時間前頃は、伊勢湾、四部および神島より篠島に至る海域は、おゝむね北流するが、伊勢湾東部および中央部水路は南流する。また、渥美湾南部海域は西流し、伊良湖崎沿岸は南西に流れる。低潮時頃には、これと反対の流況を示している。上げ潮の中央期には伊勢湾、渥美湾ともに潮流は湾奥に向って流れて主流線は沿岸寄に圧流される。また、下げ潮流の中央期には、潮流は湾口に向って流れ、主流線は沿岸に沿って流れる。局部的な流れは非常に複雑であるから、流線を以て示した。小潮期になると大潮期の流速の0.5倍に減じ、夏

冬の大潮期には、その強い方は流速は1.1倍に、弱い方の流速は0.8倍に変る。冬の小潮期は後0.2倍の流速となる。（図示のとおり）

第三項　地　盤　変　動

1．伊勢湾沿岸の地盤沈下状況

昭和19年12月７日に起った東南海地震のあとで、伊勢、志摩の沿岸はかなり、大きな地盤の沈下があり、そのために水田の一部には海水が浸入するようになった。

また、低い海岸地帯では新たに護岸工事の必要を生じたところや、このほか、港湾工事や埋立工事等は設計の変更をしなければならないようなところや、色々面倒な事が起って来た。伊勢湾西岸は地形的に二っの部分に分れている。

その一は桑名から二見までの砂湾で、いわゆる白砂青松の沖積海岸であり、他の一は、二見から志摩一帯の磯浜で「リアス」海岸をなしている。前者はその成因は隆起海岸であるが、最近は沈下の傾向にある。たとえば日本三津の一として知られいた津の港は1494年３月７日の奈良の地震、1498年６月11日の大地震、同じく1498年12月25日の大地震と津波とによって潰れ、この時安濃松原として知られた海浜も海底に没して無くなったという事である。また安政元年の地震の際にも海岸線が後退し、海浸を受けたところがある。次に、後者のリアス海岸は現在もなお沈下を続けているもようである。

2．三重県沿岸地域の水準測量

東南海大地震以後、伊勢湾沿岸の地盤沈下が目に見えて顕著になったので、三重県では水準測量を行った。その結果は大要次の通りである。１表は昭和21年12月に行なったもので、鈴鹿郡加太から津市県庁迄の間を測量した結果である。

これによると、加太を基準にすれば津は1.8米も沈下していた。

1表　加太一津間の沈下状況

地　　名	沈下量(－)で表す
鈴鹿郡関町字金場	基準　米
〃　〃　字字城山	(－)　0.004
〃　〃　字木崎	＋　0.073
安芸郡芸濃町字楠原	＋　0.153
〃　〃　字林	－　1.264
〃　〃　中野	－　1.972
〃　〃　北豊久野	－　1.867
〃　豊里村字新町	－　1.860
〃　〃　字睦合	－　1.894
〃　〃　窪田字北色	－　1.850
〃　〃　字森添	－　1.648
津市一身田町中野	－　1.874
〃　下部田	－　1.843

2表　京都府木津町一津市県庁前間

地　　名	昭和11年度及び22年測定値の差
木　　津	土　0
関　町　金　場	－　0.287米
〃　城　山	－　0.291
〃　木　崎	－　0.218
安芸郡芸濃町楠原	－
〃　林	－
〃　椋本	－
〃　豊久野	－　0.254
〃　豊里村高野尾	－　0.277
〃　野崎	－　0.305
〃　窪田	－　0.305
津市一身田町	－　0.347
〃　県庁前	－　0.382

２表は京都府木津町から始まり、加太から東は第一回の測量コースを通って、津市県庁前ま

での測量を行い、同時に津から桑名迄と津から伊勢市に達する両区間を沿岸の国道一号線、国道23号線に沿うて測量した。その結果は、2、3、4、の各表に示す通りである。

これ等の表を見ると、木津を基準にして、津では38糎の沈下になり、その他の沿岸の各地もすべて20糎ないし40糎の沈下をしている。また、この時の測量結果によると1表から判る様に、加太と津の沈下量の差は10糎になる。したがって第1回の測定当時に比較して津は170糎も隆起した事になる。この数字は少し大き過ぎるようもに考えられるが、他方松阪港の検潮記録もほゞ同様の変化を示しているので、之に近い昇隆を行うように思われる。

3．伊勢湾西部沿岸の潮位の変化

昭和18年1月から25年6月までの松阪港の月平均潮位から天体潮（鳥羽港の値を用いた）をさし引いた結果を示したものである。この図を見ると、松阪港では昭和18年1月から19年12月までは地盤の昇降はほとんどなかったのであるが、東南海地震後急に地盤は沈下し、20年1月までは60糎以上沈下し、さらに沈下を続け、同年8月には90糎も沈下していた。その後少し隆起していたが、21年4月から再び沈下し、21年8月には昭和18年頃に較べ1米沈下した。その後再び隆起し、21年12月頃には東南海地震前に較べ80糎の差まで回復し、22年12月には、その差が約30糎までに回復している。その結果は、前に述べた水準測量の結果とよく一致している。この間、昭和21年12月21日に南海道沖の大地震があり、震源附近の各地には相当大きな地変があったが、松阪港では大した変化はなくその後も隆起を続けているようである。

次に、二見から志摩にかけては、水準測量の結果がないが、鳥羽港には大正15年以来にの検潮記録があるので、その記録を調査した。

3表　津市県庁前—桑名郡間の沈下状況

地名	昭和11年及び22年測定値の差	地名	昭和11年及び22年測定値の差
津市県庁前	— 0,382	四日市市河原田大冶田	— 0,221
〃　町屋	— 0,386	〃　日永南出口	— 0,251
〃　小川	— 0,349	〃　常盤町赤堀	— 0,256
〃　河芸町上野	— 0,331	〃　北町	— 0,250
鈴鹿市〃　千里	— 0,301	〃　羽津宮東	— 0,182
〃　〃　磯山	— 0,325	〃　宮田茂福	— 0,192
〃　白子町寺家	— 0,298	〃　大矢知蒔田	— 0,188
〃　〃　江島	— 0,260	三重郡朝日柿	— 0,194
〃　若松町岸岡	— 0,273	〃　〃　縄生	— 0,179
〃　玉垣町辻間	— 0,237	桑名市江島町浅川	— 0,246
〃　神戸町地子	— 0,220	〃　〃　三輪	— 0,264
〃　河田村十宮	— 0,232	〃　播麻町宮東	— 0,310
四日市市河原田里南	— 0,219	桑名郡長島町又木	— 0,315

4表　津市県庁前—伊勢市浦口間の沈下状況

地名	昭和11年及び22年測定値の差	地名	昭和11年及び22年測定値の差
津市県庁前	— 0,382	松阪市川井町	— 03,66
〃　伊予町	— 0,373	〃　愛宕町	— 0,390
〃　八幡町	— 0,383	〃　下村	— 0,382
〃　高茶屋	— 0,368	〃　下村	— 0,383
〃　雲出島貫	— 0,348	〃　早馬瀬	— 0,401
一志郡三雲村小野江	— 0,370	多気郡明和町竹川	— 0,384
〃　〃　中村	— 0,359	〃　上野	— 0,358
松阪市六軒	— 0,388	〃　新茶屋	— 0,338
一志郡三雲　久米	— 0,363	度会郡小俣町明野	— 0,347
		〃　〃　立野	— 0,377
		伊勢市浦口町	— 0,387

図は鳥羽港の月別平均潮位を示したものである。この図によると、鳥羽では昭和3年11月頃から7年2月頃迄の間およそ3年半位は約30糎の地盤隆起があった様に思われるが、7年6月頃には元に戻り、その後、約10年間はほとんど変化はなかった。ところが、昭和19年12月7日の東南海地震によって地盤は沈下した。此の時の沈下量は約40糎である。この沈下が地震動と同時に起ったのであるかどうかは、地震によって検潮儀に故障を生じたのでよくわからないが、同年12月28日に検潮儀が修理された頃には、既にこの程度の沈下が起っていた。

その後も次第に沈下し、昭和24年12月には約70糎の沈下を示している。

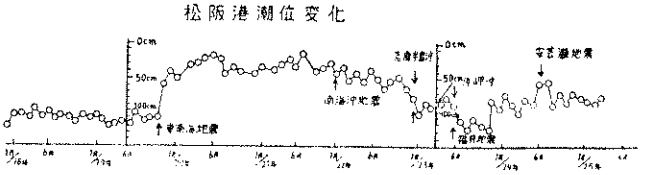

伊勢湾沿岸地盤変動概略図

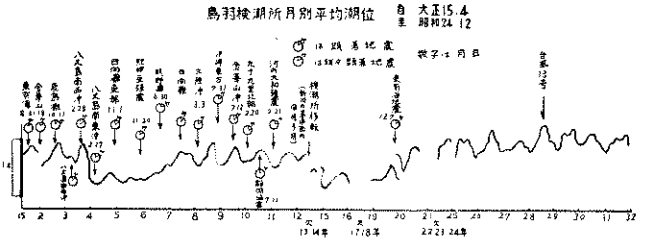

第四項　河川および海岸

本県の河川総数は1,200河川、この延長約5,200粁であり、このうち、木曽川、揖斐川、長良川の三大川を始め、鈴鹿川、新宮川等河川法施行河川が12河川、準用河川148河川で、この延長は約1,300粁である。ごく大ざっぱに見て、これ等準用河川以上の160河川の約30%は改修を要する部分であって、その延長も740粁にのぼつている。古来営々として築かれてきた堤防も時代の流れとともにしだいに改良を要求され、近年改修事業を行った部分を差引いても、なお80%余りは再び改修の手を加えなければならない現況である。一方、海岸線は1,013粁という、全国有数の延長を有し保全区域も500粁におよばんとしている。

特定重要港湾の四日市港を始め地方港湾22港、漁港70港があり、また延々と続く白砂青松の海岸線は、おのおの産業、観光等に充分その割役を果しつつ、久しく無事平隠に過してきたのであったが、昭和19年、20年、21年と相次いで起った東海、三河、南海の震災および、28年の13号台風により、全くかい滅に帰し、一時は、再起不能とさえ思われたのであったが、今やその傷跡も殆どなくなり、延々とその偉容を誇っているのである。前述の13号台風は全く近代まれにみる大災害をもたらしたのであって、人心産業の面に与えた影響はまさに戦災に優る大打撃で

あったといえよう。当時の悲惨な状況は、次の数字をみただけでも推察できると思われる。

総被害額	600億円
死者	50人
罹災者	36万人
家屋損壊	6,671戸
家屋浸水	87,000戸
田畑（流失、埋没）	約5,000ヘクタール
田畑（浸水、冠水）	約50,000ヘクタール
公共施設	8,270,000千円
堤防欠壊	1,985か所
道路欠壊	6,095〃
災害救助法発動	6市102町村

28年災害は、今までに受けたことのない激甚なものであったが、毎年これだけの被害を受けるはずもなく、統計上から見ても、例外的なものであった。しかしながら少くとも年々土木災害だけでも、やはり4～5億円はあり、災害と復旧のいたちごつこは、相変らず続けられているわけで何から抜本策が講じられない限り、悪循環止まらない。

毎年投資されている改良事業費は、本県の場合減少する傾向にあり、関係者等しく、憂慮に堪えないところであるが、28年災害における海岸、および河川の復旧事業量がけたはずれに大きいこと、従って、県の財政面に大きな打撃を与えたことを考えれば、また止むを得ないことも思われる。ちなみに、数字をあげてみると、28年災に起因する関連改良事業費は約38億円（災害復旧費は約83億円）であった。33年における改良事業の実施額は約5億円、33年度は2～3億円である。今、総括的に河川、海岸の改修状況を眺めてみると、河川では、約80%が未改良、海岸では80%が完了と言う形になっているのである。従って残された主要な課題は、河川に山積しているわけで、右の数字は水防計画より、逆算も出来るわけである。

昭和34年度の県水防計画によると、重要水防区域は、河川484粁、海岸20粁、計504粁となっており、危険区域は約91粁（内海岸4粁）である。これに対し162棟の水防倉庫と20指定管理団体を含む市町村17,000人の水防団員で、水の守りを固めているわけであるが、水防活動が果しうる任務には、おのずから限界があるわけである。本県の砂防工事は鈴鹿山脈、大台山脈を根幹とする、大小水系にわたり、明治32年から、主として渓流工事を重点的に実施せられている。そのうち鈴鹿川、木津川の一部は、建設省直轄区域になっているが、いまだ、本格的事業伸展の段階にいたっていない。県下における砂防設備指定面積は約330平方粁で全地面積3,900平方粁約一割を占めているが近時山間部の荒廃がいちじるしい。既設工作物のおもなものとして朝明川、三滝川、鈴鹿川、を主流とする鈴鹿山系と伊賀一円にまたがる木津川流域の堰堤、床固め護岸、山腹工事が実施され、これにより治水の効果も大いにあがっているが、戦後山相の激変から、逐年災害の累増する結果となり、砂防施設は広く県下に必要とする現況においては、さらに、その整備拡充をはからなければならないのであるが、要対策渓流405（71水系）のうち、

昭和34年度現在201渓流（59水系）に対して、 基本計画を検討されている。河川、海岸の現況から、県政の重点施設として、治山治水対策と総合開発事業に重きがおかれているのもまた当然であり、民生の安定に欠くことの出来ない公共事業の促進と、積極的に経済発展をはかるための総合開発事業の推進とが両々相まって、 ますます民生の向上に寄与出来るものと思われる。

各種事業の現状と計画

（1） 河川改修事業

都市周辺の主要河川は、昭和初期から改修に着手し、現在までに一応竣工したのは、櫛田川（松阪市、昭和7～12年）のみで、三滝川（四日市々、昭和16年着工）安濃川（津市、昭和8年着工）宮川（伊勢市、昭和14年着工）五十鈴川（昭和18年着工）等は、いずれも継続実施中であり、その後、赤羽川（長崎町、昭和23年～27年竣工）中の川（鈴鹿市、昭和28年着工）長田川（上野市、昭和30年着工）雲出川（津市及び一志郡、昭和31年着工）等を含め計7河川を中小河川改修事業として施工している。現在までの竣工率は1期計画20億円に対し40%程度であるが、まだ改修の軌道に乗らない他の河川を含めると20%にも達しない状態である。新規の小規模河川改修事業は、34年度から着工したが、この、新5カ年計画は6河川を予定し、今後3.5億円を要する見込みである。河川局部改良工事は、目下8河川を継続実施中であるが、さし当り、13河川、2.5億円の事業は治水上の見地から特に、早期完成の必要に迫られている。いずれにしても、28年災の復旧が県財政面に影響をもたらし、治水事業費が減少していることは、まことに寂しい限りで、最近のベースでは、河川局部改良工事は200万、小河川が700万円、中小河川で800—1,200万円程度となっている。一方県内の建設省施工河川は木曽、揖斐、長良の3大川関係が年間事業費8～10億円程度、鈴鹿川が6,000万円程度で実施している。

河川改修事業の推移　（単位千円）

事業種別 / 年度	中小河川 事業費	中小河川 河川数	局改	県単	合計 事業費	合計 地方負担額	県庁算	竣工河川（中小河川）	摘要
昭和21年	1,400	4	396		1,796	964	288,670		
22	2,800	4	2,433		5,233	3,134	911,751		
23	23,400	5	10,107		30,507	16,198	2,207,198		
24	54,500	6	16,500		71,000	36,500	3,651,824		
25	103,000	6	12,000		115,000	55,500	4,686,882		
26	111,000	6	19,500	0	130,500	65,000	6,074,309		
27	111,000	6	19,590	0	130,590	65,060	7,622,378	2	
28	100,000	5	24,000	0	124,000	61,500	13,874,588		
29	92,550	5	21,000	0	113,550	55,550	16,433,269		
30	99,060	6	20,680	0	119,740	61,925	13,834,490		
31	89,610	7	29,718	0	119,328	55,656	15,422,578		
32	79,350	7	15,120	0	94,470	147,120	15,313,737		
33	66,400	7	16,020	0	82,420	37,240	15,295,868		

（2） 河川総合開発事業

三重、奈良両県にまたがる本邦有数の多雨地帯である大台ケ原山にその源を発し、東流して伊勢湾に注ぐところの宮川は、本県南部の重要河川であり、昭和18年8月3日前後約一週間にわたる大降雨により、伊勢市周辺の数か所が破堤し、甚大な被害をもたらした、これがため、昭和14年度から宮川改修事業が実施され、さらに昭和27年度から、宮川総合開発事業は、宮川の上流地点に、多目的ダムを築造し、下流伊勢市一帯における洪水被害を防除し、また、干害に悩まされている下流の平地をうるおすため、昭和32年度に着工をみた宮川用水事業と相まって、ダム地点よりかんがい用水の補給をなし、あわせて三重県の電力事情を打開せんとするもので、年平均2億円の災害軽減と年5.3万石（米に換算）。増産および年間約2.3億K.W.H.の電力量をうる。また吉野、熊野国立公園に属するこのダム地帯は貯水池により、観光上一段とその景勝を加え、交通路の開設下により、林産物の開発を促進し、発電により、本県のマンガン鉱、石灰石等の未開発資源の開発、電気化学工業、軽金属工業を図ることが出来る。

宮川総合開発一覧表

水系名	河川名	目的	流域面積	ダム 堤高	ダム 堤体積	有効貯水量	効果 洪水調節 流入量	洪水調節 調節量	かんがい 補給面積	かんがい 新規開田	発電事業費 最大出力	発電事業費 年間発生電力量	発電事業費 総専事業	発電事業費 共同費	発電事業費 建設省公共費	着工年度	竣工年度
			km^2	m	m^3	10^3m^3	m^3/s	m^3/s	ヘクタール	ヘクタール	MKW	M.W.H	万円	万円	万円		
宮川	宮川	洪水調節 発電 かんがい	125.6	87.0	本 386,700 副 4,600	56,500	④2,500	1,000	4,815	6,15	24,800 MD32 27,600	226,392	8,283	3,691	1,340	27	31

宮川ダム洪水調節実績表

年月日	名称	洪水量	調節量	放流量	調節率	推定調節効果
		m^3/s	m^3/s	m^3/s	%	千円
33.8.24～.8.26	台風17号	1,730	450	1,280	25、95	120,000
33.9.16～9.18	〃 21〃	940	394	546	31、9	40,000

（3）砂防事業

昭和21年以降34年度までの砂防事業としては、その主体が、国庫補助による通常砂防事業であり、過去14年間の総事業費に対して、約91.3%となっている。地すべり防止事業は、昭和34年度において、初めて木津川水系名張川を施工されることとなった。

緊急砂防事業は、昭和27年から5か年間施工されたが、実施額は全体計画の6.6%にすぎない状態である。

本県の砂防工事は、建設省直轄施工分を除き、明治32年朝明川渓流に工事が施工されて以来今日まで201渓流に対し、26億円余の工事費が鈴鹿、大台山系を重点的に投入されてきたのであるが、水源地帯の荒廃にともない逐年災害が累増する状態であり、なお、渓流に対し約150億円の工事費を要する。

（単位千円）

年度	砂防事業費補助		地すべり防止事業費補助		緊急砂防事業費補助		県単独砂防事業費		その他		合計		県庁算
昭和	事業費	渓流数	事業費	か所数	事業費	渓流数	事業費	か所数	事業費	渓流数	事業費	地方負担額	
21	1,950	21									1,950	650	288,670
22	2,970	22									2,970	990	911,751
23	15,000	31									15,000	5,000	2,207,198
24	19,500	23					300	10	1,850	2	19,500	6,500	3,651,824
25	40,000	24					496	8	660	4	42,750	14,150	4,686,882
26	75,000	31			3,150	1	2,603	14			76,156	25,220	6,074,309
27	96,000	34			52,000	17	480	1			101,753	33,050	7,662,378
28	119,400	40			6,000	2	3,116	16			171,880	57,133	13,874,588
29	159,000	52			6,600	4	498	4			168,116	55,000	16,433,269
30	156,786	45			22,731	7	360	4			163,887	54,463	13,834,490
31	147,417	45					895	3			170,508	42,537	15,422,578
32	138,340	43					250	1			139,235	34,585	15,313,737
33	104,000	46									104,250	26,000	15,295,863
34	90	19	1,500	1							91,500	35,000	14,096,814
計	1,165,963	476	1,500	1	90,481	31	8,998	61	2,510	6	1,269,455	390,278	129,714,356

（4） 海岸保全事業

総延長1,013粁のうち、保全区域は、約500粁、施設延長400粁であり、その施設延長の大部分の改良は、昭和28年災を契機として、おおむね復興したことは前述のとおりであるが、なお改良を要する海岸が51粁、20億円におよぶ事業量を残しているので、このうち早急に実施しなければならないものとして、10粁約2億円の改良を予定している。これは海岸法施行に伴い、建設省所管となった166粁の一部であって、主として紀州熊野灘の沿岸である。現在施工中の海岸事業は局部改良を主としたきわめて小規模な範囲にとどまっているが、これは28年災を受けなかった部分のうち弱小堤防の補強を主としているからである。また、又計画中の保全事業は、志摩海岸を主とする海岸侵水対策事業約23粁が含まれていることと、現在伊勢湾沿岸で施工中のいわゆる三色海岸助成事業が含まれていないことに注目すべきであろう。特にこの助成事業は世紀の大事業として、特筆されるべきものと考えられたので、次にその概略を述べてみたい。

13号台風は昭和28年9月25日夕刻、三重県を経て愛知県岡崎附近に再上陸したのであるが、たまたま秋の高潮と合致したため、北は四日市附近から伊勢市に至る海岸堤防は全く寸断され、実に144か所約60粁にわたり被災し、全壊延長も10.2粁におよんだのであるが、同様の被害を受けた愛知海岸とともに「特別措置法」に基く三重海岸復旧助成事業として、延長117粁総額141億円の再建事業に着手したのであるが、その後再検討を加え、 これを117粁約80億円に圧縮して施工、現在約90%の出来高をみているが、在来T.P.（＋）3～4米程度の堤防（大部分が土堤）がこれによりT.P.（＋）4～6米程度の完全巻堤となり、延々と続く海岸が万全の守りを誇ることとなったのである。この構造については、建設省土木研究所を中心として綿密詳細は検討を加えられ、工費米当り最大30万円から1万円程度まで、平均8万円ということになる。

海岸線の総延長	1,013粁
保全区域延長	499粁

海岸事業実施一覧表　（単位 千円）

支出年度	海岸堤防修築事業 か所数	海岸堤防修築事業 事業費	海岸局部改良事業 か所数	海岸局部改良事業 事業費	海岸助成事業 か所数	海岸助成事業 事業費	竣工個所名
26	1	13,000					津海岸堤防修築事業
27	1	10,000	2	4,800			津、磯山、二見
28			2	4,500	1	191,500	尾鷲、阿曽、三色海岸
29			1	4,050	1	374,000	尾鷲、三色海岸
30			1	4,275	1	402,500	〃　〃
31			4	17,850	1	574,000	鵜殿、尾鷲、川越、新鹿三浜海岸
32			3	10,799	1	580,165	尾鷲、新鹿、国府、鵜殿、三浜海岸
33			4	11,100	1	311,044	鵜殿、新鹿、国府、井田、三浜海岸
34			3	9,000	1	374,000	鵜殿、井田、三色海岸

（5） 災害復旧事業

本県は、不連続線または、梅雨前線による集中豪雨および毎年襲来する台風により、公共土木施設に幾多の被害をもたらされているのであるが、とくに昭和28年の13号台風はすでに述べたとおり、異常高潮時により、一瞬にして海岸堤防の全域が寸断されたのを始め、その他土木施設に甚大な被害を受けたのである。このように、自然の猛威に連年さらされている現状に対処するためには、再度の被害を徹底的に防止するため、堅牢な改良復旧事業を、すみやかに実施できるよう、特別の措置が望ましい。過年度災害の復旧状況は、昭和21年災害から27年災害、および昭和30年災害復旧が昭和33年度に完成した。

昭和28年災害、29年災害、31年災害は、昭和34年度に完成の見込み。昭和33年災害は20.8%の進捗率を示している。さらに安乗川は昭和24年災害で服部川は昭和28年災害により両岸がいちじるしく破堤し、災害復旧事業の実施のみでは治水の完璧を期することが出来ない状態であったため、実害の最もはなはだしい区域における復旧事業は、災害復旧に助成改良費を加えて実施したのであるが、安楽川は昭和39年度に完成、服部川は昭和35年度に完成したのである。

昭和28年災害による海岸堤防および、感潮河川災害復興事業の早期実施をはかるので、同事業の一部を災害関連事業に振替え、昭和29年度、および30年度にくり上げ実施した。なお、28年、29年、30年、32年の災害のうち構造物の強化を図るため、災害復旧費に関連改良費を加えることが採択された河川、砂防、海岸復旧事業を逐次実施している。また、地盤沈下の発生は、昭和19年の東海地震、ならびに、昭和20年の三河地震、および昭和21年の南海震災に起因するものであって、当時局部的の沈下で判然としていたものは、震災復旧事業として実施されたのであるが、その後における余震により時日の経過とともに、地盤沈下の現象が顕著となり、海岸地帯および感潮河川の塩害範囲も拡大され、伊勢沿岸では0.3～0.6米沈下をきたしている。これがため、河川および海岸の地盤変動対策事業を連年実施しているが、昭和34年度までに、全体計画額の約50%が完成する見込である。

国庫負担（補助）災害復旧事業費調書

（単位千円）

区分＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
事業費	9,022	118,312	304,069	479,915	305,138	309,872	1,770,535	3,108,835	1,190,499	1,331,640	1,128,198	843,507
国庫負担補助額	6,000	78,727	202,494	454,019	200,277	269,632	1,599,142	2,928,315	1 083,304	1,232,737	1,051‘384	744,547

国庫負担（補助）災害復旧事業費年度支出一覧表

（単位千円）

区分＼○出年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
21												
22	9,022	31,500	27,066	30,798								
23		86,735	112,066	197,493	96,852	73,535	189,338					
24			164,937	196,496	94,571	52,186	72,592	124,666				
25				55,128	82,713	83,134	71,229	44,875	89,897	58,279		
26					31,002	95,484	63,666	37,846	12,592	15,470	34,897	14,506
27						86,533	72,985	16,821	10,998	13,321	8,657	23,512
28							1,300,725	2,717,545	928,202	1,109,909	930‘086	588,775
29								137,573	140,986	75,561	79,971	53,689
30									7,325	12,185	4,451	4,261
31										46,915	70,136	47,403
32											17,664	21,642
33												89,719

単独災害復旧事業費一覧表

（単位千円）

区分＼支出年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
応急費	2,190	986	1,821	310,000	121,315	921	2,490	6,241	7,039
災害復旧事業費	48,007	44,914	23,466	600,952	301,409	68,459	58,941	52,244	52,961

災害復旧事業助成工事一覧表

（単位千円）

支出年度＼区分	河川数	事業費	内訳		竣工河川名
			災害費	助成費	
24	1	11,338	11,338	—	安楽川
25	1	7,942	5,452	2,400	〃
26	1	11,361	6,114	5,245	〃
27	1	17,035	2,002	15,003	〃
28	1	15,621	4,621	11,000	〃
29	2	63,567	33,943	29,624	服部川
30	1	1,113,810	695,807	418,003	〃
31	1	1,066,002	445,635	620,367	〃
32	1	702,958	70,888	632,070	〃
33	1	469,389	105,845	363,544	〃

災害関連事業一覧表　（河川、海岸、砂防）　（単位千円）

災害年度＼区分	着工箇所数	支出額 昭和29	30	31	32	33	34	竣工か所数
28	30	— 550,000 —	14,168 415,355 429,523	— 5,992 —	2,176 2,506 4,682	4,383 4,513 8,896	— 1,250 —	30
29	3		20,402 38,409 58,811	8,136 26,807 34,943				3
30	1			1,100 — —		— 2,087 —		1
32	2				— 2,087 —	3,496 1,087 4,583	245 800 1,045	2
33	4					5,452 3,507 8,959	6,522 9,180 15,702	4

地盤変動対策事業一覧表　（河川海岸）　（単位千円）

支出年度＼区分	着工か所数	事業費	竣工か所数
28	4	29,274	4
29	5	27,900	5
30	4	46,749	4
31	11	60,972	11
32	10	74,486	10
33	12	59,982	12
34	4	12,003	4

（6）河川管理

河川管理のむづかしさと、これに伴う管理強化の必要性は、全国的な傾向として、どこの県でも数多くの問題に直面していることと思われる。各河川と、とくに工業地帯または、総合開発地域における水利用の高度化について、既存水利権とのあつれきがつねに生じており、それらの調整に、なみなみならぬ努力がはらわれている。とくに慣行水利使用量などについては、充分の調査とともに、河川、水利台帳の整備を必要とし、とくに他府県と関連のある河川における水利権の取扱いに当っては、その調整を慎重にしなければならない。河川生産物のうち砂利、砂等の需要が近年とくに伸びてきたため、各河川とも各所で採取制限を行いはじめている。名古屋方面向け最大の産地であつた員弁川は毎年許可数量200,000立方米以上を続けてきたが、農業用取水、橋梁等河川工作物にいちじるしい悪影響が現われたため、昭和33年秋には、下流部の全面的な採取制限を行い、現在は、上流部において厳重な規制のもとに採取を続けているが、御幣川、内部川、安乗川、宮川等でも、徐々に機械採取の制限が行われている。一般に採取可能骨材量は先細りで、すでに砕石に対する業種転換も指導しているが、近い将来人工骨材を主とし

て使用すべき時期がきいているのではないかと考えられる。また、河川敷内における民有地の取あつかいについても、土地不足にともない特に管理を厳重にする必要がある。

河川区域並延長調総計表

河川種別	支弁別	河川数	延長（米）	備考
河川法施行河川	県費	12	153,242	
河川法準用河川	〃	河川 147 湖沼 1	1,266,940	
一般河川	〃	1	3,818	

次表は県内主要河川について水理概要を算定記したものである。

表中の数値は、それぞれ次の方法により算定してあるから、工事計画にあたっては更に詳細な検討が望ましい。

(1) 番号は、河川認定書の河川番号で「施」印は河川法施行河川、他は準用河川である。

(2) 流域面積、流路延長、絡差等は5万分の1図による。

(3) 到達時間はBziha式によるが、これに用いる到達時間内の平均雨量強度係数は、伊藤剛氏によるA、B曲線間の数値を使用した。

(4) 計画洪水量は、改修中の河川流量、雨量記録、河状、地勢等を勘案し時に比流量のBalanceに重点をおきRational式により算定した。

(5) 日雨量および雨量強度係数は、従って計算上の基礎を示すだけのもので、既往最大日雨量もしくは統計処理を行った確率日雨量を示すものでない。

(6) 支川の流量は、それぞれ合流点における数値を示す。

(7) 流量の単位は100m³/sec、それ以上の河川では5 m³/secの単位とした。

Rational式 $:Q=0.2778f.r.A$

到達時間内平均雨量強度 $:r=C_T.R_{24}$

Rziha 式 $:\begin{cases} T=\dfrac{L}{V} \\ V=72\left(\dfrac{H}{L}\right)^{0.6} \end{cases}$

$Q.$ ＝計画洪水量

$f.$ ＝流水係数 m^3/s

$r.$ ＝到達時間内平均雨量強度 mm

$A.$ ＝流域面積 km^2

$C_T.$＝雨量強度係数（伊藤剛氏に依る）

$Ru.$＝計画日雨量 mm/day

T ＝到達時間 hr

L ＝流路延長 km

V ＝洪水伝播速度 km/hr

H ＝落　差 m

番号	所轄土木事務所	水系名	河川名	流域面積(km²)			流路延長	落差
				山地	平地	計	(km)	(m)
施 1	建設省	木曽川	木曽川	4,788.0	158.0	4,956.0		
〃 3	〃	揖斐川	揖斐川	1,435.0	405.0	1,840.0		
〃 4	〃		長良川	1,428.0	557.0	1,985.0		
2	桑名	多度川	多度川	11.4	1.2	12.6	11.5	577
3	〃		朧江川	19.8	6.8	26.6	14.2	657
4	〃	大山田川	大山田川	5.7	2.76	8.4	6.3	98
5	桑名四日市	員弁川	員弁川	196.3	9.0	265.3	39.0	720
6	桑名		戸上川	7.5	5.8	13.3	9.5	150
7	〃		宇賀川	16.2	4.3	20.5	10.5	500
8	〃		山田川	9.1	1.6	10.7	9.5	530
9	〃		鎌田川	40.6	2.6	43.2	13.7	650
10	〃		田切川	26.2	1.7	27.9	12.6	645
11	〃		二之瀬川	11.8	0.6	12.4	9.0	525
12	〃		員野川	14.4	0.5	14.9	8.9	390
13	〃		相場川	21.8	1.7	23.5	9.7	170
14	〃		源太川	4.4	6.2	10.6	7.2	300
15	〃		青川	11.0	1.5	12.5	8.8	420
134	〃		嘉例川			6.7	4.0	35
1	〃	山除川	山除川			7.9	6.2	95
16	四日市	朝明川	朝明川	40.1	43.8	84.4	28.0	759
17	〃		田光川	4.5	2.0	16.5	8.6	690
19	〃	三滝川	三滝川	42.1	19.6	61.7	26.2	820
18	〃		海蔵川	11.3	28.5	39.8	19.5	310
20	〃		金溪川	8.0	4.1	12.1	9.3	415
21	〃	天白川	天白川	23.7	8.9	32.6	11.2	125
22	〃		鹿化川	6.2	3.3	9.5	10.5	110
施 5	建設省	鈴鹿川	鈴鹿川	185.7	138.7	324.4	41.5	560
〃 7	〃		内部川	22.9	27.8	50.7	23.5	600
〃 8	〃		安楽川	66.1	26.6	92.7	17.2	630
24	鈴鹿		椋川	18.0	2.0	20.0	11.8	75
25	〃		御幣川	18.6	4.6	23.2	14.0	620
26	〃		八島川	12.6	3.0	15.6	8.5	370
28	〃		加太川	44.0	1.8	45.8	12.0	441
	上野	長田川				497.6		
30	〃		長田川	205.4	34.2	239.6	28.5	520
38	〃		久米川	22.3	7.2	29.5	12.5	222
36	〃		前深瀬川	55.8	1.2	57.0	13.1	402
39	〃		川上川	30.2	0.6	30.8	11.5	390
37	〃		青山川	11.1	0.8	11.9	12.0	300
32	〃		服部川	77.0	16.8	93.8	20.0	345
31	〃		馬野川	15.3	0.5	15.8	8.0	490

流出係数	到達時間 (hr)	雨量強度係数 (%)	日雨量 (mm)	平均時間雨量 (mm)	洪水量 (m^3/s)	比流量 ($m^3/sec/km^2$)	摘要
					12,500		
					7,000		長良川合流点迄3,700m^3/s
					4,500		
0.75	0.96	17.5	280	49.1	120	9.53	
0.75	1.24	16.6	280	46.4	240	9.02	
0.70	1.06	13.3	230	30.6	50	5.95	
0.75	5.94		288		1,641	6.18	図上合成による。局改1.677t/sとしている。
0.70	1.59	11.8	230	27.1	70	5.26	
0.75	0.91	12.4	250	30.5	130	6.34	
0.80	0.75	12.0	280	33.6	80	7.47	
0.75	1.19	12.9	300	38.9	350	8.10	
0.80	1.04	13.4	300	40.3	250	8.96	
0.80	0.46	14.5	300	43.6	120	9.66	
0.80	0.81	13.1	300	39.4	130	8.72	
0.80	1.53	13.4	300	40.3	210	8.94	
0.70	0.66	13.7	230	31.5	65	6.12	
0.75	0.76	14.2	230	32.7	85	6.80	
0.70	0.95	13.3	230	30.7	40	5.97	
0.80	1.00	10.2	280	28.5	50	6.20	工事計画書に依る。
0.75	3.39	11.7	250	29.2	510	6.04	
0.75	0.54	15.2	230	35.0	120	7.26	
0.75	2.91	12.5	280	35.0	450	7.30	改修後は海蔵川と合流、時差を考え600t/s中小河川工事中
0.75	3.25	9.7	250	24.2	200	5.03	
0.75	0.84	12.75	280	35.7	90	7.45	
0.70	2.31	11.3	210	23.7	150	4.60	
0.70	1.83	11.6	210	24.4	45	4.74	
0.75	7.64		-		2,200	6.78	派川分流前
0.70	2.96	12.3	330	40.6	400	7.90	
0.75	1.74	11.9	330	37.8	730	7.88	
0.70	3.41	9.3	330	30.9	120	6.00	
0.75	1.26	11.9	330	39.3	190	8.18	
0.75	0.77	13.0	330	43.1	140	8.98	
0.80	1.21	13.2	350	46.2	470	10.25	
					3,900		岩倉峡に於て
	4.38		220		1,320	5.50	服部川合流前　流量図上合成による。
0.75	1.94	13.8	200	27.7	170	5.76	
0.72	1.40	15.3	200	30.5	340	7.54	
0.72	1.20	15.4	200	30.8	190	6.17	
0.72	1.53	16.0	250	40.0	95	7.97	
0.80	3.17	13.5	330	44.7	930	9.90	柘植川との合流前
0.80	0.59	13.8	330	45.6	160	10.10	

番号	所轄土木事務所	水系名	河川名	流域面積 (km²) 山地	平地	計	流路延長 (km)	落差 (m)
34	上野		浅子川	2.4	0.8	3.2	3.7	150
43	〃		河合川	75.6	5.4	81.0	15.0	190
44	〃		鞆田川	25.0	2.5	27.5	9.5	65
33	〃		柘植川	136.9	26.7	163.6	17.8	395
35	〃		滝川	14.1	3.0	17.1	10.5	480
40	〃	名張川	名張川			586.0		
41	〃		黒田川			213.0		
140	〃		小波田川			22.2	11.5	180
42	〃		青蓮寺川	104.1	1.9	106.0	30.5	550
45	〃		滝川	19.3	2.0	21.3	10.7	500
46	鈴鹿	中ノ川	中ノ川	33.1	18.0	51.1	26.8	337
47	津	田中川	田中川	6.2	2.8	9.0	7.0	35
48	〃	志登茂川	志登茂川	22.8	28.0	50.8	15.0	90
50	〃	安濃川	安濃川	71.2	39.0	110.2	30.7	545
51	〃		穴倉川	18.9	13.9	32.8	13.9	350
52	〃		岩田川	12.5	15.0	27.5	11.4	50
55	津久居	雲出川	雲出川			510.6	59.1	890
57	久居		中村川	82.0	8.0	90.0	25.5	630
58	〃		長野川	70.0	11.2	81.2	18.0	584
59	〃		波瀬川	23.8	8.5	32.3	17.3	468
60	〃		八手俣川	78.8	1.2	80.0	25.0	505
63	〃		榊原川	30.5	4.5	35.0	15.2	590
61	〃	碧川	碧川		10.2	10.2	10.5	15
62	久居、松阪	三渡川	三渡川		40.7	54.5	7.5	100
64	松阪	坂内川	坂内川	37.0	6.6	43.6	17.0	400
66	〃	金剛川	金剛川	37.0	16.7	28.2	9.5	53
68	〃	櫛田川	櫛田川	11.5	14.0	410.8	74.0	1,100
70	〃		佐奈川	396.8	3.5	22.0	8.5	70
74	〃	外城田川	外城田川	18.5	32.9	37.0	15.0	95
75	南勢河川	宮川	宮川	4.1		815.3	93.3	1,400
79	伊勢		一之瀬川	84.3	1.2	85.5	34.0	495
80	伊勢、松阪		大内山川	150.5	4.8	155.3	35.5	653
93	伊勢		藤川	40.8	1.2	42.0	14.5	430
94	〃		横輪川	33.4	2.0	35.4	14.5	180
82	志摩	加茂川	加茂川	41.3	2.5	43.8	12.5	100
83	〃	磯部川	磯部川	31.1	3.2	34.3	7.5	
84	〃		野川			19.8	6.2	67
85	〃	池田川	池田川	23.9	1.5	25.4	7.0	180
86	伊勢	五ケ所川	五ケ所川	14.4	1.1	15.5	6.2	220
87	〃	伊勢路川	伊勢路川	43.6	1.5	45.1	11.0	420
88	〃	河内川	河内川	10.0	1.0	11.0	6.5	250

流出係数	到達時間 (hr)	雨量強度係数 (%)	日雨量 (mm)	平均時間雨量 (mm)	洪水量 (m^3/s)	比流量 ($m^3/sec/km^2$)	摘要
0.70	0.35	16.6	200	33.3	20	6.25	
0.80	2.86	10.1	330	3.34	600	7.40	
0.80	2.63	10.9	330	36.0	220	8.00	
0.75	2.43	13.6	330	45.0	1,530	9.35	服部川合流前　局改工事中
0.75	0.93	22.5	286.7	64.5	230	13.45	局改は226m^3/sとしている。
					3,520	6.05	月ケ瀬に於て（地建計画による）
					1,190	5.58	（　〃　）
0.75	2.01	13.2	230	30.3	140	6.31	
0.80	4.71	11.2	380	42.6	1,000	9.45	
0.75	0.93	12.3	330	40.6	180	8.45	
0.70	5.17	10.6	300	32.2	320	6.26	中小河川工事中
0.70	2.38	11.2	230	25.7	45	5.00	
0.70	4.50	10.5	250	26.3	260	5.12	
0.75	4.79		214		650	5.90	三四堤に於て、流量は図上合成中小河川工事中流量配分図参照
0.70	1.80	24.1	209	47.1	300	9.25	
0.75	4.12		214		190		本川洪水量100t/s、安濃川よりの分流90t/sを加え190t/sとする。
	10.18		320		4,200	8.23	大正橋にて流量は図上合成による中小河川工事中（流量は暫定）
0.80	3.29	11.2	818	35.5	710	7.90	本川合流前
0.83	1.95	15.8	280	44.4	830	10.23	〃
0.75	2.10	13.4	300	40.2	270	8.35	〃
0.85	3.61	11.4	346	38.7	730	9.13	〃
0.83	1.48	16.8	280	47.2	380	10.85	長野川合流前
0.60	1.87	13.2	200	26.5	45	4.41	
0.70	1.39	12.3	230	28.3	300	5.50	
0.75	1.41	13.4	230	30.8	280	6.43	国鉄橋梁にて
0.70	2.90	11.7	280	32.9	180	6.40	勢々川合流点にて
0.75	12.85	6.5	450	29.4	2,510	6.10	国鉄橋梁にて
0.75	2.10	14.5	300	43.7	200	9.10	
0.70	4.35	12.3	350	43.1	310	8.38	
	16.10				7.600		渡会橋にて（宮川ダムにて調節した流量）
0.75	6.00	9.8	480	47.1	840	9.82	本川合流前
0.80	5.43	7.9	550	43.8	1,510	9.73	〃
0.75	1.66	12.1	500	60.5	530	12.60	〃
0.75	2.71	11.5	400	46.2	340	9.60	〃
0.75	3.14	11.7	300	35.1	320	7.30	
			320		300	8.75	野川合流前は100m^3/s 合流後は図上合成による
0.75	1.50	17.0	320	54.4	220	11.10	
0.75	0.88	16.5	320	52.8	280	11.00	
0.80	0.64	18.6	280	52.3	180	11.60	
0.80	1.09	18.5	280	60.0	600	13.30	
0.80	0.64	17.5	280	49.2	120	10.90	

番号	所轄土木事務所	水系名	河川名	流域面積 (km²)			流路延長 (km)	落差 (m)
				山地	平地	計		
89	伊勢	村山川	村山川	11.8	1.0	12.8	8.0	400
90	〃	古和川	古和川	13.7	1.2	14.9	6.3	280
96	〃	奥川	奥川	12.4	1.0	13.4	5.3	73
施11	南勢河川	五十鈴川	五十鈴川	60.2	13.6	73.8	21.5	220
97	尾鷲	赤羽川	赤羽川	79.9	8.0	87.9	15.2	300
98	〃		萩原川	5.3	1.0	6.3	4.55	100
99	〃		三戸川	30.5	0.7	31.2	12.95	260
100	〃	船津川	船津川	68.2	8.5	76.7	16.6	265
101	〃		佐古川	21.7	1.1	22.8	8.95	974
102	〃		大船川	10.2	1.5	11.7	5.2	71
103	〃	銚子川	銚子川	96.3	3.1	99.4	16.9	940
104	〃		又口川	47.6	0.5	48.1	15.0	770
107	〃	矢ノ川	矢ノ川	24.9	0.5	25.4	7.4	380
108	〃	中ノ川	中ノ川	12.3	1.0	13.3	6.3	435
109	〃	八十川	八十川	11.6	0.7	12.3	3.7	220
110	〃	古川	古川	20.1	0.5	20.6	6.8	390
111	熊野	湊川	湊川	8.2	0.2	8.4	4.0	420
112	〃	里川	里川	7.0	0.3	7.3	3.7	390
113	〃	井戸川	井戸川	17.8	0.9	18.7	8.5	490
114	〃	神内川	神内川	5.2	1.3	6.5	4.7	130
115	〃	産田川	産田川	19.0	4.9	23.9	9.0	450
117	〃		志原川	10.3	1.0	11.3	5.5	250
116	〃	市木川	市木川	26.2	2.7	28.9	12.0	500
119	〃	尾呂志川	尾呂志川	43.2	2.0	45.2	14.7	400
		新宮川				2,125.0		
120	熊野		相野谷川	18.7	0.4	19.1	9.0	410
121	〃		相野川	5.8	1.2	7.0	4.5	190
148	〃		楊枝川	21.9	0.5	22.4	10.0	350
124	〃		板屋川	23.2	0.2	23.4	8.0	360
123	〃		大又川	89.3	1.2	90.5	32.7	700

流出係数	到達時間 (hr)	雨量強度係数 (%)	日雨量 (mm)	平均時間雨量 (mm)	洪水量 (m^3/s)	比流量 ($m^3/sec/km^2$)	摘要
0.8	0.67	17.6	380	66.9	190	14.85	局改は $192m^3/s$としている。
0.8	0.57	21.6	350	75.6	250	16.8	
0.8	0.96	17.4	300	52.3	180	13.43	
0.75	4.68		355	60.5	930	12.6	派川締切とする、中小河川工事中
0.8	2.23	14.8	400	59.4	1,160	13.2	中小河川工事施工済
0.7	0.57	13.6	300	40.8	50	7.94	
0.8	1.88	13.7	400	54.8	380	12.2	
0.75	2.76	13.95	450	62.7	1,000	13.05	
0.8	0.47	15.4	450	69.2	350	15.35	
0.75	0.95	12.3	400	49.2	120	10.25	
0.8	1.32	17.2	450	77.2	1,700	17.1	
0.8	1.24	17.05	450	76.7	820	17.05	
0.8	0.61	18.95	450	75.8	430	16.9	
0.8	0.44	20.25	450	81.0	230	17.3	
0.8	0.28	20.35	450	91.6	250	20.3	
0.8	0.53	20.95	450	94.3	400	21.0	局改は $475t/s$としている。
0.8	0.21	24.0	380	91.4	170	20.3	
0.8	0.20	24.4	380	92.5	150	20.55	
0.75	0.65	16.05	320	51.4	200	10.7	
0.7	0.64	14.85	320	47.5	60	9.23	
0.75	0.75	16.7	300	50.2	250	10.45	
0.8	0.49	16.0	300	47.9	120	10.6	
0.8	1.12	14.6	320	46.9	300	10.4	
0.75	1.77	16.2	335	54.2	510	11.3	
					22,000		河川工学便覧による。
0.75	0.8	16.0	330	52.8	210	11.0	相野、川合流点迄。
0.75	0.42	16.6	330	54.8	80	11.45	相野谷川合流迄。
0.8	1.04	13.1	430	56.4	280	12.5	
0.8	0.72	14.35	430	61.7	320	13.7	
0.8	4.55	9.71	420	40.8	820	9.06	合流点迄

県内道路の現況　（伊勢湾台風前）

1．道　路

本県の道路の現況を述べれば大要次の通りである。

(1) 道路網

東海道、参宮国道、旧熊野街道、和歌山街道等を中心に、その整備は交通機関の発達と、国内交通の頻繁化に伴い、次第に発展しつつあったが、特に、大正8年に道路法が制定され、国道、都道府県、市町村道等の指定が行われるにおよび、国道1号線（旧東海道）、国道23号線（旧参宮国道）、国道42号線（旧熊野街道）等の改修を初め、其の他の地方道の大改修がおこなわれた。

戦後産業の復興とともに、道路整備は、最重点施策として推進されることとなり、県下全域にわたりその実施をみつつあり、名四国道等の新しい道路建設も国家的事業としておこなわれているのである。

(2) 道路の密度

三重県の道路の密度は、昭和34年3月末日の調べによると、表に示す如く、国府県道の密度B/Aは、529m/km²である。

道　路　密　度　表　（昭和34年3月31日調）

区分	面積 (A)	人口	国府県道延長 (B)	方粁当り	延長1粁当り人口	有効巾員3.5米以上国府県道 (C)	C/A m/km²	C/B%	摘要
	平方粁	人	米	米	人	米		%	
三重県	5,765.85	1,473,738	3,048,666	255	483	1,161,226	201	38.1	

次に巾員3.5米以上の国府県道延長は、約1,160粁で総延長に対する比率は38.1%であり、その密度は201m/km²で全国平均22m/km²の約0.90倍である。

2．道路の構造

(1) 道路の巾員

本県の道路は、国府県道密度からみると、前記のとおりであるが、その内容を検討すると、巾員、勾配、曲線等からみるとき自動車交通に適しない道路が、まだ相当数を占めている。国府県道については、次表の如く全延長の25.7%であり残り74.3%は自動車が待避するか、或は後退を余儀なくされる道路である。

なお、市町村道を含めた場合は、実延長23,557,670米に対し4.5米以上の区間は1,839,801米で、あり、一応自動車がすれ違い出来る区間は、7.8%という現状である。

巾員別道路現況表　（単位　米）

	実延長	有効巾員別内訳						自動車交通不能区間
		改良済			未改良			
		7.5米以上	5.5米以上	4.5米以上	4.5米以上	3.5米以上	3.5米未満	
1級国道	276,704	107,459	32,909	-	33,417	30,393	72,526	-
2級国道	223,813	5,453	51,027	-	34,357	27,072	105,904	-
主要地方道	507,927	14,443	79,107	113,977	704	107,580	192,116	20,171
一般県道	2,040,222	24,463	72,515	193,373	19,190	213,787	1,516,394	170,448
計	3,048,666	151,818	235,558	307,350	87,668	378,832	1,887,440	190,619

（34年3月31日調）

(2) 路　面

本県内、道路の舗装は次表の如く260.179米で全延長の僅かに8.5%である。簡易舗装を除けばその全延長に付する比率は7.3%である。

また、県内砂利道については全延長の91.5%である。

路面別道路現況表　（単位 米）

	全延長	砂利道	舗装道			
			高級舗装道	簡易舗装道	計	%
三重県	3,048,666	2,788,487	221,293	38,886	260,179	8.5%

（昭和34年3月31日現在）

3. 橋　梁

(1) 橋　梁

橋梁現況比較表　（単位 米）

	(A)	(B)	(C)	橋梁数内訳		橋梁延長内訳		A/B	C/A
	道路延長	橋梁数	橋梁延長	永久橋	木橋	永久橋	木橋		
三重県	3,001,422	3,397	47,244	2,124	1,273	29,939	17,305	883.5	1.6%

注　道路延長は橋梁延長を抜いた数字である。　（昭和34年3月31日現在）

橋梁調査表　（単位 米）

路線名	全体		永久橋		木橋	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
一級国道	427½	8,135	379	7,628	48	507
二級国道	279	3,239	196	2,476	83	763
主要地方道	631½	7,760	424½	5,798	207	1,962
一般県道	2,059	28,110	1,124	14,037	935	14,073
計	3,397	47,244	2,124	29,939	1,273	17,305

注　½とあるのは、両県にまたがるものである　（34年3月31日調）

橋種別橋梁数推移表　（　）内は100分率を示す

区分 ＼ 年次 ＼ 橋種	28年			29年			30年		
	永久橋	木橋	計	永久橋	木橋	計	永久橋	木橋	計
三重県	1,609	1,749	3,358	1,696	1,750	3,446	1,801½	1,669½	3,471
	(48)	(52)	(100)	(49)	(51)	(100)	(52)	(48)	(100)

区分 ＼ 年次 ＼ 橋種	31年			32年			33年		
	永久橋	木橋	計	永久橋	木橋	計	永久橋	木橋	計
三重県	1,842	1,500½	3,342½	1,923	1,403	3,326	2,124	1,273	3,397
	(55)	(45)	(100)	(58)	(42)	(100)	(63)	(37)	(100)

荷重制限橋梁現況表

総数	荷重		制限橋梁 (A)									自動車交通不能区間	工事中の橋梁	被災流失橋梁
	制限橋	橋種別内訳	制限屯数内訳											
A+B+C+D	橋梁数	永久橋	木橋	何屯	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通行止	B	C	D
	782	60	722												
	6トン以下　782橋														

県内港湾の概況

1. 特定重要港湾

(1) 概　　要

四日市港は三重県唯一の特定重要港湾である。本港は工業港として急激な発展を示し、昭和33年貨物取扱量は戦前最高である。昭和12年港湾取扱貨物量の2.7倍、入港船舶総トン数で3.倍と急激に増加し、その後も急速に増加の傾向にあるので、港湾施設を緊急に整備拡充する必要が出てきている。

(2) 現状における隘路

(イ) 雑貨の増加に対応するけい船岸の不足は、現在施行中の第2ふ頭の早期完成を必要とする。

(ロ) 公共石炭荷役施設がないため、不経済な艀荷役がおこなわれ、運河沿いにある狭隘な貯炭場を使用している状態であり、昭和34年度着工した石炭ふ頭の緊急整備が要請とされる。

(ハ) 四日市港は、東または東南東の風が最強風向を示しているため、現在の旭防波堤では、第2ふ頭南寄りの泊地、および、けい留施設を遮蔽するのみで、まったく無防備であるため、しばしば災害を受けている。

(ニ) 小型汽船および機帆船の入港が増加しているが、従来から避難水域として利用されていた塩浜地区泊地および建設中の東邦町石炭ふ頭の前面水域が、大型船に使用されることになったので、船溜を他に求めなければならぬ現状である。

(ホ) 大型タンカー用航路の拡巾および第2ふ頭、第3ふ頭の使用開始にともない、大型船用錨泊地を沖に移設する必要にせまられているが、現状においては適当な移設水域がないため、タンカーの入港、および第2ふ頭、第3ふ頭の使用に障害を与えている。

(ヘ) 臨海部の工業用地は、利用されつくして新規工場進出の余地がなく、工業港としての発展をはばんでいる。

(3) 施　設　の　現　況

けい留施設 ＼ 船型・水深			計	大型船 −9.5m以上	大型船 −8.5m〜−9.5m	大型船 −7.0m〜−8.5m	大型船 −5.5m〜−7.0m	大型船 −4.0m〜−5.5m	小型船
けい船岸	公用	延長	m 643.91		643.91				5,117.2
		バース数	3		3				166
	専用	延長	m 1,142.8	456		73.8	312.6	300.4	88·6
		バース数	14	3		2	3	6	3
	計	延長	m 1,786.71	456	643.91	73.8	312.6	300.4	5,205.8
		バース数	17	3	3	2	3	6	169
けい船浮標	公共	個数	4		10.000−/T用 2	5.000G/T用 2			
	専用	〃	6		〃 2		3.000G/TG 4		
	計	〃	10		〃 4	5.000G/T用 2	〃 4		

(4) 利 用 状 況

(イ) 航 路

昭和34年に入港した外航船について、その内訳を調べてみると総隻数580隻(4,56,908G/T)のうちタンカー136隻（1,649,942G/T）定期の貨物船および客船194隻（1,337,026G/T）ならびに不定期船260隻（1,57,54G/T）である。

定期船と不定期船との比率は隻数で44：56、総トン数で46：54となる。

(ロ) 港 湾 取 扱 貨 物

港 湾 取 扱 貨 物 量 （単位トン）

区分＼年次	昭和12年	昭和28年	30 年	32 年	33 年	34 年	35 年
輸 出	70,573	11,091	42,473	46,931	49,570	150,711	319,187
輸 入	171,678	930,219	1,118,771	1,448,336	2,138,421	3,087,370	4,616,967
小 計	**242,251**	**941,310**	**1,161,244**	**1,495,267**	**2,187991**	**3,238,081**	**4,936,154**
移 出	153,028	520,263	706,619	859,763	1,394,695	2,041,380	2,450,210
移 入	1,210,801	402,280	701,665	1,223,707	768,624	767,853	675,349
小 計	**1,363,829**	**922,542**	**1,408,284**	**2,083,470**	**2,163,319**	**2,809,233**	**3,125,559**
合 計	**1,606,080**	**1,863,852**	**2,569,528**	**3,578,737**	**4,351,310**	**6,047,314**	**8,061,713**

順調な伸びを示していた四日市港の取扱貨物量は、昭和12年を頂点としてそれ以降は戦争の影響により下降したが、戦後は、背後地の工業生産力の回復に伴って、漸次上昇して昭和28年にはほぼ旧位に復し、昭和35年には戦前最高を示し昭和12年の5倍に達している。その推移状況は次のとおりである。

(ハ) 入 港 船 舶

年次＼船舶階級	10,000 G/T以上	10,000～60,000 G/T	6,000～3,000 G/T	3,000～1,000 G/T	1,000～500 G/T	500～100 G/T	100～5 G/T	合 計
	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	総トン数	**総トン数**
昭和 28 年	400,661	1,362,908	331,958	-	153,172	340,643	127,821	**2,717,163**
33 年	1,067,916	1,880,284	415,907	94,449	6,492	-	-	**3,465,048**
34 年	1,784,341	2,129,295	593,646	385,220	507,130	899,533	373,175	**6,732,340**
35 年	2,679,404	2,572,008	490,545	363,227	470,544	1,056,658	485,170	**8,117,556**

2. 地 方 港 湾

(1) 概 要

本県には、桑名、千代崎、白子、津、松阪、宇治山田、鳥羽、的矢、賢島、浜島、五ケ所、吉津、長島、引本、尾鷲、三木里、賀田、二木島、木本、鵜殿、の20港の地方港湾がある。これらの地方港湾は、背後地内の生活必需物資である原材料の国内諸港間の輸送に当っている。その取扱貨物は、年々増大しているので、港湾施設の増強によって沿岸輸送力を強化する必要にせまられている。

(2) 港湾施設の現況

(単位m)

		桑名	千代崎	白子	津	松阪	山田	鳥羽	的矢	賢島	浜島
けい船岸	岸壁					255		260			
	小型けい船岸	475	60	100	425	75	423	427	193	235	1,497
	計	**475**	**60**	**100**	**425**	**330**	**423**	**687**	**193**	**235**	**1,497**

		五ケ所	吉津	長島	引本	尾鷲	三木里	賀田	二木島	木本	鵜殿	計
けい船岸	岸壁					493						1,008
	小型けい船岸	823	160	802	658	693	232	528	1,028	156	152	9,142
	計	**823**	**160**	**802**	**658**	**1,186**	**232**	**528**	**1,028**	**156**	**152**	**10,150**

(3) 利用状況

(イ) 主要地方港湾の取扱貨物量

(単位 ton)

	津	松阪	宇治山田	鳥羽	長島	引本	尾鷲	二木島
昭和33年	65,633	32,759	501,825	13,029	101,023	34,155	72,237	9,171
昭和34年	68,676	36,530	459,630	14,513	106,723	33,837	76,308	8,998
昭和35年	64,565	53,841	740,250	58,326	92,123	36,394	64,366	7,653

(ロ) 主要地方港湾入港船舶

33年の各港入港船舶

	津		松阪		宇治山田		鳥羽	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
商船	1,594	92,900	706	35,210	6,996	360,492	7,590	909,150
漁船	3,850	39,050	1,304	26,080	265	14,575	9,900	27,060
避難船	69	4,296			35	1,150	9,310	909,910
その他	84	1,367	1	406	180	14,400		
計	**5,592**	**137,613**	**2,011**	**61,686**	**7,476**	**390,617**	**42,310**	**2,653,620**

	長島		引本		尾鷲		二木島	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
商船	1,299	65,330	4,920	140,130	3,314	111,259	1,840	104,130
漁船	12,236	138,620	906	52,560	28,000	448,029	1,520	23,100
避難船	18	1,350	221	55,242	335	37,650	395	51,220
その他	51	1,180	32	8,110	196	4,670		
計	**13,604**	**206,480**	**6,079**	**256,042**	**31,845**	**601,608**	**3,755**	**178,450**

第二節　県土の社会的、経済的、条件

第一項　農地(特に干拓)と聚落の発展過程

本県干拓の歴史は、きわめて古いものであるが、その規模は小さく1団地1,000ヘクタール以下である。木曽川、揖斐川、長良川、下流、即ち、伊勢湾では干拓が古くから行われたのは、幾多先覚者の努力の集積であることは否めないが、これらの努力を結実せしめたのは、当時の干拓技術に適した立地条件をもっていたことである。これらの地方は、すべて湾内に流入する多くの河川をもっており、この河川の運搬する土砂が堆積し、かっ干満の差の大きな特徴をもつこの地方では、満潮時の運搬土砂を干潮時に、海岸に堆積せしめて、河川の運搬土、と合わせて、海岸「ひがた」の形成を促進せしめたものである。

干拓事業の最も重要な工事は堤防であり、その費用は干拓事業費の70%を占めている、しかも、わが国の宿命である台風は、毎年干拓地のある地方を襲い、猛威を振い、波浪によってこの堤防を破損し干拓事業の進行過程においても重大な障害を与えている。戦後施工した城南干拓もその一例であって、この総面積182.8ヘクタール、耕地面積132ヘクタール（田127ヘクタール、畑6ヘクタール）となっており、この地区に70戸（立田30戸、大平19戸、福21戸）が入植し集団配置され、聚落を形成したのである。

また、本県の平野部、すなわち伊勢平野は東低、西高の鈴鹿山脈、紀伊山脈よりそれぞれ河川(鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、其の他の河川)が土砂を搬して形成されたが、各河川はこの盆地構造およびび、その後の地盤運動に影響されて、その流を東部の方向に平行的に伊勢湾に流入している。これ等による沖積地帯は豊富なる水の恩恵により水稲栽培に適しているのである。農村聚落は、輪中地域の線状聚落、鈴鹿山脈東麓の扇状地の前端にある聚落、伊勢平野に多い昔の街道（旧国道一号線）に沿うた街村聚落櫛田川や鈴鹿川の下流に見られる自然堤防の集村聚落など、いろいろの型式が見られる、北線の台地や丘陵の上には散村聚落があり、リアス式海岸では層村の漁村聚落等がある。伊賀盆地では、農村が周囲の山麓線に沿うて環状にならんでいる。盆中盆地の平田小盆地では、伊賀盆地の縮図のように山麓にならんだ聚落がある。また、南側のものは、日当りを受けるために、山麓より少し離れている。以上のように、聚落が形成され時代とともに発達して、本県経済の基盤となっている農業生産をあげているのである。

第二項　都市と産業（工業）

概　説

三重県の工業は、伊勢湾沿岸に住古から発達しているが、なかでも鈴鹿市以北の北勢地方では昭和33年1241億円の生産をあげているが、これは県全体1,783億円の69%に相当している。そのため、工業の北勢における集中度は相当高く、この地方は名古屋市とともに伊勢湾北部臨海

工業地帯の一環をなしている。

桑　名　市

（鋳　　物）

桑名市を特色づけるものは銑鉄鋳物であろう。古くより「桑名鋳物」として著名であり、美肌のうす物に独特の技術を発揮している。景気変動を受け易い産業であるにもかかわらず、最近は輸出用ミシン部品、電動機部品等がその生産の大部分を占めているため、逐年生産は上昇し、昭和33年は７万トン38億円を生産しているが、昭和34年８月には月産6,000トンという有史以来の記録を作っている。全国的に比較しても（工場数70余）、工場当り生産高、工場、平均規模等、優位にあり、貿易自由化の傾向にある現在、各企業共、近代化による生産合理化をはかる等、極力生産増強につとめている。

（機　　械）

市内に、東洋ベアリング桑名工場、日立金属、桑名工場、郊外に東京芝浦電気三重工場（朝日町）の大企業があって、それぞれ軸受、鉄管継手、電動機、変圧器を生産しているが、その系列下にある機械工場は約30工場あり、いづれも活況を呈している。ミシン部品の鋳物を地元で生産している関係で加工部門の業者が多く、年間10億円以上を生産している。

（繊　　維）

東洋紡桑名製絨工場において毛織物を生産しているほか、タオル、織布等数工場がある。

（その他）

タンス、洋家具、その他の木工品、段ボール箱、皮革製品等の製品がある。

四　日　市　市

（化学工業）

四日市港周辺にある大協、昭和等四日市の二大製油工場があって、石油精製を行なっているが、その製品および排ガスを利用して石油関連製品を生産する三菱油化、三菱化成、三菱モンサント化成、四日市合成、日本合成ゴム等の工場があり、近代産業の花形ともいうべきプラスチック工場の原料であるポリエチレン、マチレンモーコー、塩化ビニール、合成ゴム等関連の石油化学製品を生産している。石油化学コンビナートとしては世界に誇り得るものである。

石原産業、東海硫安、三菱化成、第一工業製薬等の大企業があって、硫酸化学肥料、カーバイト、流剤を生産している。港周辺に約10の製油工場があり、植物油の生産を行っている。この地区における化学工業の生産は年間500億円に達している。

（窯　　業）

四日市市阿倉川地区周辺には約120におよぶ陶磁器工場があって、輸出向食器、玩具等を生産しているが、最近数年間海外需要が殆んど一定していて、景気変動に左右されやすいこの業界も非常に恵まれている。年生産額28～30億うち、輸出は80～85%を占めている。日本板硝子四日市工場は普通板硝子を生産している。

（機械金属）

富士電気三重工場において汎用電動機、扇風機、冷蔵庫、洗濯機を生産しているが、この系列下にある下請工場は市内に約20工場あり、いづれも親工場の活況によりめざましい生産上昇を示している。電機のほか、製圧、製機具、ポンプ、繊維機械、建設機械など産業用機械の生産が盛んである。銑鉄鋳物工場は、約20社であるが桑名地区よりも規模は大きい。ミシン部品、電動機部品等月約1,000トンを生産している。

（繊　維）

東洋紡、鐘紡、平田紡8つの大工場があり、拡毛糸（生産高全国一）毛織物、綿糸、東亜紡、綿織物、漁網等を生産している。また、中小企業としては漁網7工場タオル20工場、メリヤス5工場があり、特別に伸長はしないが、横ばい状態の生産をつゞけている。

鈴　鹿　市

（繊　維）

戦後誘致した呉羽紡、大東紡、倉毛織等はいづれも拡毛糸、旭ダウはサラン合繊糸を生産している。

（機　械）

本田技研工業は現在工事中であるが、35年に完成しオートバイ月産5万台を生産する予定である。

（そ の 他）

市内白子地区に特産品として型紙、墨等の製造が行われているほか、中小企業としては見るべきものがすくない。

津　　市

（繊　維）

倉敷紡、近江絹糸、中央毛織、中央整毛等の繊維工場があり拡毛糸、毛織物、綿糸を生産している。津市および近郊久居には30のタオル工場があり、四日市地方と合して、全国の主要産地の一つをなしている。生産額は年間21億5,000万円に達している。

（合成樹脂）

松下電工（配線器具）住友ベークライト（通信機器部品）において合成樹脂成型品を生産しているほか、下請工場が市内および周辺に20工場あって、いづれもフエノード系樹脂の成型加工を行なっている。

（そ の 他）

呉羽ゴム（自転車タイヤチューヴ）、日本硝子繊維（硝子繊維）等の大企業がある。

松　阪　市

（繊　維）

鐘紡、興和紡、松阪紡の三紡績工場があって綿紡をおこなっている。

（そ の 他）

作業工具、シヤットル、小巾木綿等の生産がある。

伊　勢　市

（機械金属）

神鋼電機鳥羽山田両工場において汎用電動機、発電機、静電機器、家庭用電気機具等を作り菊川鉄工所において製材木工機を生産している。中小企業機械工場はこれ等の下請工場は約30、ミシン部品、船用内燃機、繊維機械等が17工場ある。市内大湊地区に約10の木造船工場があり、全国一の生産を誇っている。

（そ の 他）

大日本紡、三桝紡、東洋紡（拡毛糸および、綿紡）横浜ゴム（自動車タイヤ）等の大工場がある。

そ　の　他

その他の都市において、それぞれ特徴ある産業となっている工業製品は、次のとおりである。

	工場名	製品
亀山市	亀山ローソク	美術ローソク
	亀山製糸	生糸
上野市	立川ペン	ペン先
	安山鉄工	ミシン部品
	伊賀窯業	耐火レンガ
	森下弁柄	弁柄
名張市	高北農機	農機具
尾鷲市	海洋ゴム	ゴム製品
長島町	中川産業	タイムスイッチ

第三項　臨海工業地帯の造成過程および計画

四日市港の背後には全国第一の設備をもつ毛紡績工業がひかえ、今もって繊維工業は、本県のみならず、中京工業地帯にあっても、首位をゆくが、近時、三菱油化、日本合成ゴム、昭和四日市石油等三菱グループを中心とした、石油化学工業の進出にともない、北伊勢臨海工業地帯は、我国の新鋭重要工業地帯として、関係方面の注目を集めている。また八幡製鉄の進出が期待されるので、我国初のケースである、石油化学と鉄鋼の結びつきが実現するものと予想され、その発展が大きく期待されている。北伊勢臨海工業地帯とは鈴鹿市以北の臨海部はもとより、内陸部も包含した3市3郡を広く呼称するのであって、その面積、772平方粁であり、県の総面積に対して、わずか14%にすぎないけれども、人口では、30%にあたる45万人が常住している四日市港を中心として、発展した、この工業地帯には、大小3,000の工場があって、6万人の従業者が働き、年間1,230億円の生産高をあげている。これは、約10年前の昭和25年頃の350億円と比較すれば、ほぼ4倍の顕著な発展ぶりである。主な産業は繊維工業を柱として化学石油、窯業、金属機械等であり、主要な会社工場は東洋紡績（株）5工場、鐘淵紡績（株）、

東亜紡績（株）2工場、平田紡績（株）、呉羽紡績（株）、大東紡績（株）、旭ダウ（株）、三菱モンサント（株）、三菱化成（株）、三菱油化（株）、石原産業（株）、大協石油（株）、昭和四日市石油（株）、東海硫安（株）日本板硝子（株）、小野田セメント（株）、日立金属（株）、東洋ベアリング（株）、富士電機（株）、等32社工場である。今後における発展は、有力な会社の進出にまつところが多いのであるが、近時把握したところによると、本県へ進出計画をもつ会社は、八幡製鉄等20社におよび好景気を反映している。今後の工場誘致は「工場誘導」をいたすよう考慮しているのであつて、北勢地方の臨海部へは原則として、既存工場と関連の深い産業の誘導につとめ、重化学工業地帯の構成に重点を置く、また、中南勢地方については、基幹産業を中心とした重工業地帯の編成を目途にし、全般に内陸部へは繊維工業、食糧品工業、電気産業等の軽工業を誘導する計画である。

生産見通しについては、客観的情勢の推移が極めて激しいため見通しが立て難いが通産省において、昭和32年実施した生産見通し調査結果の中間報告の見通し指数を利用して算出すると、昭和42年において、三重県の生産高の生産が3,485億円となり、このうち、北伊勢臨海工業地帯は、2,179億円の生産をあげることになる。しかし、この見通しには、八幡製鉄の進出が、全面的に見込まれているか疑問でありまた、指数自体名古屋通産局管内全般の指数であるから、あくまで推定である。これによると産業別にみてこの工業地帯にあっては、繊維工業は昭和30年の187倍で69?億円、化学工業は2.37倍28?億円、石油工業、503倍380億円、電気機械5倍203億円となっている。

工業用地

工業用地は、臨海部にあっては、30,580平方粁（9,225千坪）の埋立造成可能な用地がある。おもなものは、桑名、川越地先500ヘクタール、霞ケ浦富田地先330ヘクタール、楠町海岸300ヘクタール、津伊倉津海岸330ヘクタール、松阪黒部海岸330ヘクタール、伊勢村松海岸660ヘクタール、等であり、石原地先43ヘクタール午起海岸76ヘクタールは目下埋立中である。

また、内陸部にあつては16,933千平方粁(5,153千坪)、の適地があり大は伊勢市明野飛行場附近辺の415ヘクタールから、小は鈴鹿市の33ヘクタールにいたる33か所に点在している。開発公社を新設して、これら工業用地の埋立、或は、用地の買収を今後推進して工場誘導に便ならしめる計画である。

工業用水

工業用水は北伊勢地帯で、1日67.7万トン消費するのであって、これは県内工業用水77.3万トンの87%にあたる。工業用水を過度に、地下水から求める場合、阪神工業地帯に見られるように地盤沈下の現象が発生し収集不可能な事態にもなりかねないので、昭和29年1月～31年3月、第一期工業用水建設工事をおこない、1日5万トンを三滝川と鈴鹿川の伏流水に求めたが、さらに昭和31年4月～33年3月、第二期工業用水道建設工事によつて、1日4.5万トンを町屋川の伏流水から採取し、現在1日9.5万トンの工業用水道による用水が北勢地方で消費されてい

る。しかし、なお、不足をしているので、昭和33年4月から6年計画により長良川から、1日25万トンの表流水を採取するための、第三期工業用水道工事が41億円の予算によって進んでいる。

八幡製鉄進出は、用水の分野においても、さらに多量を要することになるので、第三期の完成をまたず、第四期の計画を樹立せなければならないことになった。

港　　湾

四日市港は、昭和33年616億円の貿易額をマークした。その内訳は輸出が3億円輸入613億円であり、板硝子、琉安過燐酸石灰は主たる輸出品で、輸入は、羊毛、原油、綿花、原糖等となっている。全国的に見れば神戸、横浜、大阪、名古屋、東京、若松、川崎の各港につき第8位である。入港船は、年間16,776隻で、1日約40隻、毎日入港したわけである。このうち、外航船は472隻200万トンで、内航船は、12,304隻におよんでいる。目下、昭和38年度、完成を目途に、第2ふ頭の整備工事がおこなわれている、この工事は、長さ190米、巾65米、深さ10米に岸壁を整備し2万トン級大型船の同時接岸を可能ならしめるものである。また、航路の巾200米、深さ20米とする、しゅんせつ工事が3粁に渡り、実施中でこれが完成すれば、3～4万トン級の大型タンカーも入港可能となる。工業地帯へ補給する、石炭専用ふ頭は長さ115米、深さ7.5米に整備し、3,000トン級輸送船の着岸を可能ならしめるもので、年間、8万トンの石炭を取扱うことが目標とされている。しかし、四日市港も、八幡製鉄の進出により工業用地の造成とともに、さらに大々的な整備が必要なわけで一応考えられる。

道路．鉄道

道路は、1級国道1号線が最高の利用度を示し、33年3月調査によると県境（尾張大橋で1日6,630台の交通量を記録した、この増加率は20%で全国の約16%を上廻っている。名四国道はこの交通量を若干なりとも、緩和させようとするものであり工費139億円により愛知県海部郡飛鳥村一桑名市一川越村一四日市市日永で国道1号線と会うことになり、全長36.695粁で昭和40年3月完成予定となっている。この工事は第四期工業用水工事とも関係があるので、場合によっては、設計変更が必要であるかとも考えられる、また、桑名一亀俣線、大阪一四日市線等の改修も、計画されている。

鉄道（運輸）は、国鉄、近鉄、三重交通、に依存しているが、今後の輸送量の増大に対処して、国鉄の複線電化の促進と、国鉄、四日市駅附近に貨物専用駅および、操車場の設置を今後考慮して貨物の取扱を便ならしめるよう計画をされている。

昭和30年の工業生産高

	全国	中京3県	三重県	北伊勢臨海工業地帯	生産指数	
					全国	名古屋
	百万円	百万円	百万円	百万円		
食糧品	1,215,022	94,098	16,878	10,957	142	142
繊維	1,096,128	341,620	56,490	37,051	187	187
衣服	86,182	5,623	262	122		
木材、木製品	274,155	35,260	4,981	934	129	129
家具	65,047	5,391	457	159		
パルプ	284,904	16,741	1,879	215	279	233
出版	223,381	12,130	649	144		
化学	743,960	63,667	13,123	11,918	228	237
石油、石炭	130,276	9,382	7,608	7,562	316	503
ゴム	97,090	6,051	4,372	431	198	198
皮革	38,089	880	32	20	161	161
窯業	231,916	46,923	9,188	5,738	240	231
鉄鋼	650,955	20,647	2,103	1,962	271	330
非鉄	282,825	13,932	517	349	258	277
金属	219,721	15,780	2,320	1,944		
機械	9,824	37,199	4,940	3,345		
電気機械	311,513	22,537	6,300	4,064	410	500
輸送機械	250,984	49,588	826	35		
精密機械	370,545	4,809	117	109		
武器	56,,190	2,210	-	-	-	-
その他	133,291	10,927	2,032	354	190	190
合計	**6,772,000**	**814,383**	**135,089**	**84,478**	平均 **247**	平均 **258**

備考、生産指数とは、昭和30年基準、昭和42年度見通し指数……通産省調査

昭和42年の生産見通し

	全国	中京3県	三重県	北伊勢臨海工業地帯
	百万円	百万円	百万円	百万円
食糧品	1,725,331	133,619	23,966	15,558
繊維	2,049,759	638,829	105,636	69,285
衣服	161,160	10,515	489	228
木材、木製品	353,659	45,485	6,425	1,204
家具	83,910	6,954	589	205
パルプ	623,939	39,006	4,378	500
出版	551,751	28,262	1,512	335
化学	169,622	150,890	31,101	28,245
石油、石炭	411,672	47,191	38,268	38,036
ゴム	192,238	11,980	8,656	853
皮革	61,323	1,415	51	32
窯業	556,598	108,392	21,224	13,254
鉄鋼	1,764,088	68,135	6,939	6,474
非鉄	729,688	38,591	1,432	966
金属	566,828	43,710	6,426	5,384
機械	40,278	185,995	24,730	16,725
電気機械	1,277,203	112,685	31,500	20,320
輸送機械	1,029,034	247,910	4,130	175
精密機械	1'519,234	24,045	585	545
武器				
その他	253,252	20,761	3,860	672
合計	**14,120,567**	**1,964,401**	**321,897**	**218,996**

伊勢湾に臨む三重県工業用地

(35.2.25現在)

	桑名地区		四日市地区		鈴鹿地区		津地区		松阪地区		伊勢地区	
	番号	面積千坪(千㎡)	番号	面積千坪(千㎡)	番号	面積千坪(千㎡)	番号	面積千坪(千㎡)	番号	面積千坪(千㎡)	番号	面積千坪(千㎡)
臨海部	3(城南)	160(529)	7	180(595)	1(長太)	319(1,056)	1(伊倉津)	1,000(3,306)	1(黒部)	1,000(3,306)	1(村松)	2,000(6,600)
	4(川越)	1,200(3,967)	8	50(165)								
			9霞ケ浦	2,000(6,600)								
			10(午起)	206(681)								
			11(石原)	129(426)								
			17(楠町)	180(595)								
	小計	1,360(4,496)	小計	2,745(9,062)	小計	319(1,056)	小計	1,000(3,306)	小計	1,000(3,306)	小計	2,000(6,600)
内陸部	1	82(271)	5	105(347)	2	65(215)	2	319(1,056)	2	100(330)	2	1,240(4,099)
	2	57(188)	6	378(1,250)	3	60(198)	3	68(225)	3	150(496)	3	80(264)
			12	406(1,342)	4	75(248)	4	320(1059)	4	40(132)	4	180(595)
			13	114(377)	5	95(314)	5	180(595)	5	40(132)	5	80(264)
			14	219(724)	6	200(660)	6	190(627)				
			15	56(185)	7	75(248)						
			6	54(179)	8	25(83)						
					9	30(99)						
					10	30(99)						
					11	10(33)						
					12	30(99)						
	小計	139(359)	小計	1,332(4,404)	小計	695(2,296)	小計	1,077(3,562)	小計	330(1,090)	小計	1,580(5,222)
合計		1,499(4,855)		4,077(13,466)		1,014(3,352)		2,077(6,868)		1,330(4,396)		3,580(11,822)

総工業用地 13,577千坪 (44,759千㎡) {臨海部 8,424千坪 (27,826千㎡) / 内陸部 5,153千坪 (16,933千㎡)}

備考 上記地区の内、桑名、四日市地区は33年度に、また、鈴鹿、津地区は34年度に工場立地適地調査を完了した。松阪および伊勢の両地区については35年度に調査を実施する予定である。

第四項　土地利用および産業の立地条件

戦後の農地改革は、自作農の増加と小作農、小自作農の解消と農民層の構成に変革をもたらした。本県では昭和6年38%にすぎなかった自作農が25年には64%に増加し、一方小作農は20%から4%に減少している。これを地域別にみると、農地改革前は、伊賀、南勢は、自作農の比重が比較的大きかったのに対し、北勢の自作化はおくれていたが、現在では、ほゞ県下平均化している。従って結果的にみると、北勢の自作化の成果は他の地域にくらべて、より顕著であったということができる。このように農地改革を通じて、古い農業生産の発展を阻害する要因となっていた、これら土地の所有関係は概念的に解消しつゝあるといえよう。耕地面積の田畑の割合は、田が72.5%、畑は27.5%、田は全国平均60.5%、畑の39.5%にくらべて、田の占める割合がかなり高い。このことは穀作を偏重する農業だということを表現しているものであるといえよう。耕地の分布は、北勢、中勢、伊賀に集中し、これらの地方では、田の占める割合も相対的に高率である。これに対し、南勢、紀州の県南部は耕地が少い。しかし、考えねばならないのは、田面積が比較的高率であるといっても、それだけは必ずしも穀作生産上の優位な条件とならないということである。本県は、二毛作化が遅れていて、田の利用度は、著しく割引され、ために農業生産上、田の半分以上（55%）が一毛作田という実情にある。この二毛作化をはばむ理由は湿田の多いことと、排水不良田によるものが圧倒的で二毛作をおこなわない水田3.6万ヘクタールのうち、1.8万ヘクタールが排水不良によるという事実が挙げられている。

本県の土通改良事業では、このような点がまず強調されねばならない。田の利用状況を近県と比較してみると、愛知、岐阜の二毛作田、50%を、奈良、和歌山が60%を超えているのにくらべると、本県の45%は低調である。畑地で集団的な分布をしている地帯は、鈴鹿山ろくにそった三重、鈴鹿の両郡の西部茶園や普通の畑地帯と宇治山田市近隣の町村に拡がる蔬菜園芸地帯である。

また、南北牟婁の御浜地帯は、気候条件からみて宮崎、高知両県に匹敵する暖地園芸地帯で、その上、京阪神の市場をひかえ、遙かに有利な条件にあるが、従来おこなわれてきた園芸は、この有利なところを充分活用していないありさまである。

最近この点に着目した暖地園芸の振興策が積極的に推進されてきていることは、その将来に期待がかけられている。

(1)　林　　地

本県は温暖多湿な気候と肥沃な地味とをもち材木の生育には、有利な条件をそなえている、林野面積は40万ヘクタール、蓄積2,077立方米で、土地面積の66.2%が山林で蔽われている。全国林野面積のうち、民有林面積は68%であるのに対し、本県の場合は93%を示し、国有林面積は僅か6.2%に過ぎない。

所有形態別林野面積構成

		総数	国有林	民有林	内訳		
					都道府県有林	市町村有林	私有林
全国	実数（ヘクタール）	24,951,745	7,938,806	17,012,939	936,69	2,580,594	13,495,653
	割合（%）	100.0	31.8	68.2	(5.5)	(15.2)	(79.3)
三重	実数（ヘクタール）	398,880	24,134	364,746	3,225	37,102	324,419
	割合（%）	100.0	6.2	93.8	0.9	(10.2)	(88.9)

（注）林野面積とは山林面積（針葉樹林、広葉樹林、針広混交林に竹林及び伐採跡地災害跡地面積を加えた総称）と原野面積の総称である。

林業構造上の特質の第一はこのように民有林面積の多いことであり、第二は用材生産上の優位条件として針葉樹林の多いことである。すなわち樹地面積中に占める針葉樹林の割合が全国平均29%なのに、本県は遙かに高く45%に達し、そのうえ、人工林で林業生産の先進的な形態であることがうかがわれる。

山林面積構成の現状

		総数	針葉樹林	広葉樹林	針広混交林	竹林	伐採跡地及び災害跡地
全国	実数（ヘクタール）	22,733,256	6,595,175	10,591,976	4,387,755	147,703	1,010,647
	割合（%）	100	29.5	46.6	19.2	0.6	4.4
三重	実数（ヘクタール）	374,802	170,433	124,357	55,222	1,866	22,924
	割合（%）	100	45.5	33.2	14.7	0.6	6.1

森林蓄積はヘクタール当り、53立方米で全国第16位であるが、昭和16年には66立方米全国第7位であった。この凋落は、戦時戦後を通じての過伐のためであることはいうまでもない。前述のとおり県内林野のほとんど民有林であるがなかでも、私有林がその18%の29万ヘクタールを占めている。しかし、私有林の所有規模別の構成をみると、別表の通り極めて零細なものである。すなわち、1ヘクタール未満の山林所有者が全体の73%で5ヘクタール未満の所有者数でみると95%近くが含まれる状況にある。広い山林を所有している者はわずかあるのは例外として、いかに細分化された零細な所有形態にあるかがわかる。

私有林所有規模別構成

区分		総数	1ヘクタール未満	1～5ヘクタール	5～20ヘクタール	20～50ヘクタール	50ヘクタール以上
全国	戸数 実数(戸)	5,001,633	3,634,644	1,053,729	256,462	42,135	14,645
	戸数 割合(%)	100.0	72.7	21.1	5.1	0.8	0.3
	一戸当面積（ヘクタール）	2.28	0.48	2.77	10.94	33.19	158.49
	面積割合(%)	100.0	15.3	25.6	24.6	12.3	22.2
三重	戸数 実数(戸)	114,672	83,524	25,613	4,343	849	343
	戸数 割合(%)	100	72.8	22.3	3.8	0.8	0.3
	一戸当面積（ヘクタール）	2.64	0.56	3.59	14.08	35.92	218.50
	面積割合(%)	100	15.6	30.3	20.2	10.1	23.7

戦後の林業経済の構造変化にともなう特異点は、製材業に集中的に表現されていることである。終戦後は個人企業の復活と、木材界の好況から、商業資本、土建資本等の進出が目立ち、群小工場が濫立した結果、一時県下の製材能力は年間140万立方米（1,211工場、20,751馬力）を突破し、県内の素材生産量の2倍以上にのぼった。

その結果、遊休工場が続出し、弱小工場は整理されて、相当の転廃工場を見るに至った。製材工場は、伊賀、飯多地区に多く、一工場当りの馬力数は、南牟婁25.1馬力、一志地区で22馬力、飯多地区では20.5馬力、他は概ね20馬力以下の小規模の工場である。林業生産の主体は木材であるということはいうまでもない。昭和25年度に立木伐採した材積からみると本県は全国で第7位を占めており、その他薪炭、竹林、林産特産物（椎茸、杉、桧皮等）がある。

戦後の林業施設が、治山、治水の観点から濫伐のあとを回復するために植林をすすめたので、昭和18年における木材生産量75万立方米というような大量生産は逐年抑圧されていった。しかし、24年頃から再び過伐の現象がおこり25年には70万立方米近くの生産材を出すようになった。その後朝鮮動乱と森林法施行とで、国内の事情を敏感に反映して、漸次生産量を増すいきおいとなっている。全国で中位の森林資源をもって、このような上位の生産を挙げた要因はどこにあるか、本県の林業の特性を再考しなければならない。用材林としては、杉、桧、松、薪炭材としては、くぬぎが代表的であり、また本県は、人工造林の先進県として林業用の苗木の生産で名高い。山林を植生上からみると、北勢は治山と造林、中勢は開発、紀州および伊賀は開発と造林の併用、南勢は水源涵養上に色彩が強く、今後のそれぞれの地区の林業施策の指標はここにおかれねばならない。

紀州の杉材、桧材、伊賀の松材は現在の素材生産の主軸であるが、未開発材は、中勢や紀州の奥地にあって、今後の開発に期待がかけられる。そして未開発地域にある豊富な森林資源の活用を望むには、まずもつて現状の運材、連絡輸送の悪条件を是正しなければならない。木材の使途は、約8割までが一般用材である。木材生産の3分の2は県外（愛知60%、大阪35%その他、東京、神奈川、兵庫等）に移出するもので、県内消費は残りの3分の1にとどまつている。従つて、大消費地の需要を敏感に感じ、これに対応することが出来る関係にあることは、その集約林業と相俟って「市場条件」を優位にするものといえる。

今後は、森林資源活用の調節を考え、造林事業の適正なバランスに立った上で、農業部門と経営経済との緊密な連関の下に林業活動が進められねばならない。

水　産　業

本県は、600粁の海岸線の延長をもっている。海岸の状態は、遠浅で砂浜の伊勢湾沿岸、志摩半島や熊野灘沿岸の典型的リヤス式海岸など、変化に富み　近海は年間を通じて暖流が流れ、暖海性の廻遊漁族が豊富で、漁場には恵まれている。

従って、本県の水産業の地位は、昭和25年の漁獲高が69,410トンで、全国の第13位にあり、近海漁業は勿論、遠洋出漁による「かつお」漁などが盛んで、漁業者の技術水準の高いことやその行動範囲の広いことで良く知られている。

しかし、本県の漁港は遠洋漁業むきの条件をかいており、特に、太平洋岸の漁港については背後地との交通網の不備や、基地として機能と施設が劣っていることは、本県の漁業にとって大きな欠陥で、ひいては水産業が本県の経済に対し、充分の寄与ができないで結果ともなっている。このような現状では、他県の漁港を利用するのは止むを得ないことで、これがまた、県の漁港の発達をますます遅らすことになるのである。一方、小型船舶の比重が大きいので、漁獲手段も全国水準より小規模にとどまることを免れず漁業発展の過程は遅れている。真珠は、古来本県の特産品であり、かつ、我国が世界に誇る特産品の一つであることは周知の通りである。本県は真珠養殖業の発祥の地で、英虞湾を中心とした盛況は独占的な事業の感があり、養殖技術、製品の品質ともに他県より数年優っていることは、その歴史からいつてもうなづけるものである。

真珠養殖業者数

区分	総数	会社経営	共同組合	組合経営	個人経営
全国	3,576	64	6	2	3,504
三重	2,355	51	5	2	2,297

真珠は戦前から国内消費よりも輸出が多く、戦後、海外への宣伝が効を奏し、急激な需要を生じた、外貨獲得が極めて高いので、輸出品として有利である。

現在輸出上の問題点となっているのは、急激な需要に対して生産が追いつけず、真珠が一般に小粒になっていることで、外国市場の要望は大粒に向けられているから、極力母貝の増殖育成をはかり、大型真珠の収獲に努力する必要がある。

市場はアメリカは勿論、欧州諸国やインドなどの市場にその発展が期待されている。

第五項　漁獲装備とその生産の現況

最近の漁船の勢力は、漸増を示しているが、しかし漁船の規模は依然として5トン以下の小型船が、総数の86%を占め全国平均の77.6%よりも低位にあり、特に100トン以上の大型船は、75隻漁港法によって指定された第一種漁港52、第二種15、第三1、第四種1の多きを数えているが、大部分はその設備が小規模で単なる船入港や、船溜の域を脱しないものもあり、大半は地元漁船の利用するもので、いわゆる一般漁港と称せられるものは20港に過ぎない。そのうち紀北の尾鷲港、志摩半島の鳥羽港は漁港として、また、地方産業の発祥地として発達が目立つている。

本県漁業規模の零細なことは、半面水産加工の施設の多くが伊勢湾沿岸のいわし工場にみるように小規模な家内工業的であることにも起因している。水産業の全国的な動向として、漁場は近海から遠洋に移行し、漁船は大型化され、漁船の性能も高度化しつゝある。その基地となる漁港も、また、規模において大なるばかりでなく、背後地にある諸施設も相当の整備が要請されているのである。本県の場合も全く同じ傾向にある。水産業の中枢地域である紀州海岸線

にある尾鷲港を中心とした漁業の形態も、現状の弱点を打開して、未開発地の資源開発と同時に解決されるならば、それは、漁港の発展のもとを立てることになり、やがては、近代遠洋漁業に、さらに輝かしい結果をもたらすであろう。最近の漁獲高の推移をみると、全国的には、戦後年ごとに順調な回復を示しているのに比べると本県は必ずしも同一の傾向にあるとはいえない。

本県の漁獲高の推移をみると、ジグザグな上昇線を描いているが、総体的には目立った回復を示している。年により豊凶の差の甚だしいのは、全漁獲高のほぼ7割が廻遊魚（いわし、さば、かつを、ぶり等）であるから、その豊凶にむらがあるのは、これがためである。本県の第一次産業の共通性として、その経営形態が小規模であることを指摘してきたが水産業もその例にあたる。すなわち、本県で漁業を経営しているものはその殆んどが海面漁業で、そしてその過半数が個人経営なのである。なお、この経営体の中には真珠養殖業者の大部分が含まれているから、一般漁業の規模は一層劣勢であることが想像される。水産条件に比較的恵まれた本県において、今後、低生産を克服するには漁場の総合的利用、基礎的な諸施設の改良と拡張の上に、これを充実して沿海漁業をとりいれた近代的遠洋漁業を開拓することが緊要であろう。

第六項　都　市　近　郊

今回の伊勢湾台風でもっとも被害の激甚であった、桑名市、四日市市も、また、河川下流の沖積平野に発達し、とくに近年にいたり、臨海部への工業化、市街化が急激に進むに伴って、28年の13号、或は、今回の伊勢湾台風等と相次いで高潮による大災害が発生したのである。

四日市市も、本誌に記載したように、未曽有の被害をこうむったのであるが、特に臨海地帯の工場において13号台風により大きな被害を受けた工場では、其の復旧にあたり相当思い切った、改良を加え、工場の動力等もっとも枢要な設備は相当高い場所に据えた事、あるいは、大阪との交通が杜絶しなかったことにより、海水に浸ったモーター数を直ちに大阪に陸送し、整備したことにより、工場の再開も早く、経営上の損失を最少限に留めることが出来た。

第二章　伊勢湾台風の状況

第一節　台　風　の　解　説

第一項　台風の発生、移動上陸など

台風は毎年、日本にやってくる、南方洋上に発生する台風の数は多い年では40個以上、少ない年でも20個ぐらいで、平均すると一年に27個になる。発生後、しだいに発達しながら、ふつう毎時20粁ぐらいの速度で西、または北西に進み、全体の６～７割は、その後、毎時20～30粁の速度におちるが、転向後は衰弱しながら速度は速くなり、日本を襲うころは、毎時40～50粁になるのがふつうである。日本に上陸する台風の数は、多い年で８個、少ない年で２個ぐらいで、平均して、年に４～５個で全体の15%である。

第二項　台風による暴風

台風域内の風の分布はモデル的に書けば、次図のようであり、最大風速は中心から、40～50粁のところにあらわれ、台風の中心気圧が低いほど域内の暴風も強いのがふつうである。もちろん、個々の台風は、その発生条件、発達段階などにより風速分布はいろいろで、ことに、上陸後は分布が乱れてくる。また、一般に進行方向の右半面で風速はとくに強くなっている。

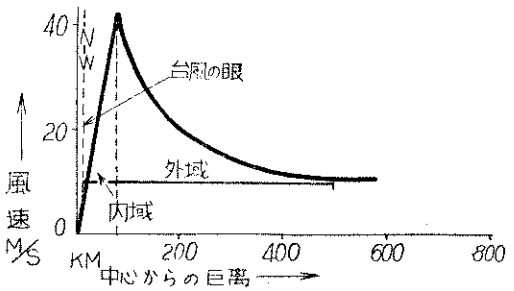

台風により日本付近で観測された最大風速は、次表のようであり、史上有名な室戸台風は、42m/sで16位にあたっている。

第三項　台　風　の　雨

台風の雨には、台風自体のうず巻にともなう雨と、地形や前線による雨の二つがある。前者

は、ふつうの中心から150粁以内で降り、その量も台風によって違うが、100粍くらいである。

後者はとくに日本の南岸に前線が停滞しているとき、また進路によつて、その風向が地形的に上昇を強めるのに都合のよい条件にあるときとくに異状な大雨を降らせる。狩野川台風により伊豆の大仁付近で1,000粍を越える豪雨があつたことは、いまだ記憶に新しい。

台風による日本附近の最大風速

順位	年月日	場所	風速m/sec	台風名	備考
1	1951.10.14	細島灯台	69.3	ルース	
2	〃	佐田岬灯台	67.1	〃	
3	1952.11.6	鳥島	55.3	アグネス	
4	1955.9.29	屋久島	49.1	22号	
5	1949.10.28	鳥島	48.6	パトシリア	
6	1951.10.30	〃	46.5	セルス	
7	1948.9.16	銚子	44.3	アイオン	
8	1943.8.19	屋久島	43.8		
9	1945.8.25	室戸岬	43.6		
10	1948.9.16	富崎	43.2	アイオン	

（注）1925～1956。風速は現在のものに更正したもの。

第四項　高　　潮

台風はしばしば高潮をおこしてその災害を倍加する。高潮の成因は、次のように説明される。一つは台風の中心の気圧が低いため、台風域外との気圧差によって、中心付近の海面が吸い上げられてふくれ上るためである。これによる海面の上昇は1ミリバールの気圧低下につき1cmである。このふくれ上った海面は台風とともに進むが、進行速度が、その海面の長波の進行速度に近いときは、共鳴作用で海面の上昇はいっそう高くなる。

つぎに、暴風のために海水が海岸に吹きよせられることによっておこる海面の上昇がある。上昇量は海岸線に向って直角に風が吹くときが最大で、比例常数は湾形によって違うが、風速の二乗に比例して増大する。太平洋岸では台風が西側を通るときは、警戒を要し、とくに来襲時刻が大潮の満潮時に近いとき高潮はもっとも恐しい。次表は日本における著名な高潮の記録を示す。

台風による高潮の記録

年月日	場所	最大気象潮	備考
		m	
大正3.8.25	有明海	2.0～2.5	
〃 6.10.1	東京湾	2.3	
昭和2.9.13	有明海	3.0	
〃 9.9.21	大阪湾	3.1	
〃 20.9.17	鹿児島湾	2.0	
〃 25.9.3	大阪湾	2.4	
〃 34.9.26	伊勢湾	3.6	

第二節　経過概況

第一項　総　　説

その規模からいっても、もたらした被害の大きさからいっても、特筆すべき伊勢湾台風の経

過をのべるに先立ち、その巨大さを台風史上最大といわれている室戸台風とくらべてみると、次表のとおりである。

	室戸台風	伊勢湾台風
最盛期の閉じた等圧線の直径	2,000km	2,500km
上陸地点付近の最低気圧	912mb（室戸岬）	930mb（潮岬）
高潮の高さ（推算潮位からの高さ）	3.1m（大阪湾）	3.6m（名古屋港）
死者、行方不明者の数	約3,000人	約5,000人

これらの数値からみても、伊勢湾台風が室戸台風に匹敵する大規模なものであったことがうなずける。さて、この超大型台風の経過を順を追ってたどつてみよう。

伊勢台風経路図

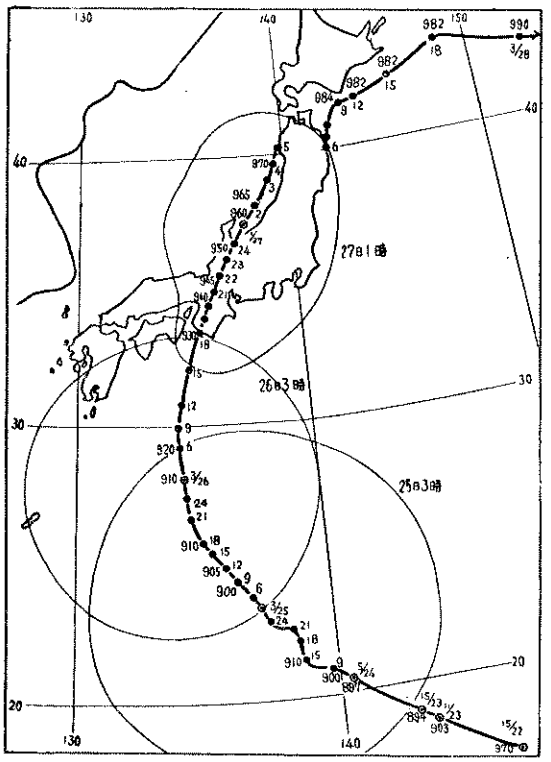

道路の左側の数字は中心気圧（mb）右側は日付◉と時刻、細線は1000mbの等圧線

9月21日マリアナの東にあった弱い熱帯低気圧は急速に発達して、22日12時には台風15号はサイパンの北東およそ150粁の海上で970ミリバールの中心気圧を示した。

その後、北西に進み23日15時には硫黄島の南々東およそ600粁の海上に達し、さらに発達して中心気圧は894ミリバールと深まり最大風速は75m/secの超大型の台風となった。そして毎時、20～25粁の速度で北西に進み、25日の昼すぎには潮岬の南およそ1,000粁の海上に達した。

このころには、1,000ミリバールの閉じた等圧線の長軸はおよそ1,500粁に達するほどになっていた（線路図参照）

その後、向きを北西ないし北々西に転じ26日6時には潮岬の南々およそ520粁の海上に達し、次第に速度をまし毎時35粁で北に向っていた。この時の中心付近の最大風速は60m/sec、中径400粁以内の東側と300粁以内の西側では、25m/sec以上の暴風雨となっていた。このように暴風圏が拡大すると普通は中心の気圧も上り、また台風眼も大きくなるのであるが、伊勢湾台風の場合は衰え方が少なく、中心の気圧は920ミリバールに上ったに過ぎず、また、眼の大きさは直径40粁で形状は、はっきりしたものであった。

このころは、遠州灘の沖合は25m/sec以上の暴風圏に入っており、東海地方の沿海部でもすでに10m/sec以上の風が吹いていた。

その後台風は、さらに速度をまし9時すぎには北緯30度を越え、14時ごろには紀伊水道の南、

およそ100粁の海上にせまり、熊野灘では全域すでに暴風圏に入り、大しけとなっていた。

また、東海地方の海岸でも20m/s以上の強い東風が吹いていた。三重県や岐阜県の山岳部では前日から強い雨が降りつづき、この時までに150粍から200粍の雨量を観測していた。

その後、台風は毎時55粁くらいの速さで北々東に進み、26日18時13分潮岬で最低気圧929.5ミリバールを観測した、このころ陸上の暴風圏はさらに拡大して、紀伊半島、四国東部および東海地方一帯は30m/sec内外、北陸、近畿北部、中国、九州北部は、15～25m/secの暴風雨となり、陸上で30m/sec以上の暴風圏が半径300粁に達するすさまじい状況を呈した。

台風は、その後、図に見られるように19時には奈良、和歌山の県境に、20時には、奈良県中部、21時には揖斐川上流に達した。このとき中心気圧は945ミリバールとなり暴風圏は北東に移って東海地方、中部山岳部、北陸および近畿北部では風速20～30m/secとなった。最大風速（10分間平均）津で37m/sec（東南東）19時37分、名古屋で22時に南々東37m/sec、岐阜で22時南々東32m/sec御前崎で22時45分南々西35m/secを観測した。

なお、台風の中心が通過する前2～3時間は、時間雨量40～70粍の激しい雨が各所で降り、各河川は急に水かさを増し、これと高潮により河口付近では至る所堤防は壊決し、大災害をおこすにいたった。

このように、伊勢湾沿岸にとっては、最悪のコースを通ったわけで、前述(3)で示す最大風速の分布を見ても明らかなように、最大の強風域は不幸にして伊勢湾に集中し、あの、のろうべき大高潮の条件はすべてこの間に満されてしまったのである。すなわち、21時半ごろ、名古屋港で最高潮位5.81米（名古屋港検潮儀O.L.上）を示し、これは推算潮位よりも3.55米高く、昭和28年の台風13号のときよりも1.53米も高い記録的な値を残し、台風災害史上かってない大災害をもたらした。

台風上陸時の地上天気図

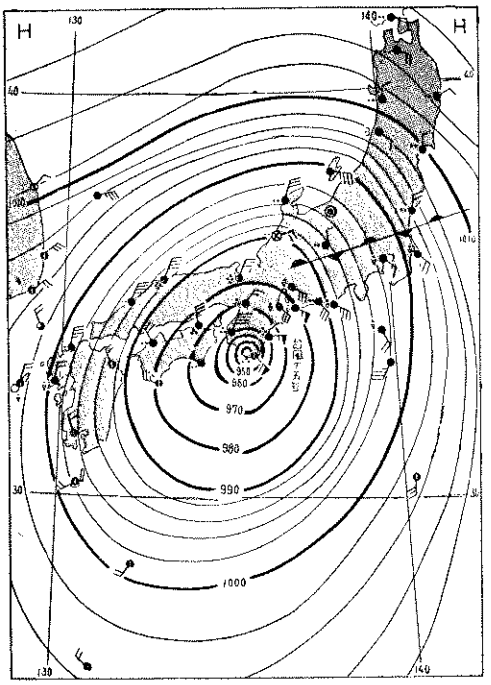

ついで、台風は、23時には、岐阜県白川村付近、27日0時には富山の東を通り、0時45分ごろ高田と糸魚川の中間を経て日本海に入った。この中心の気圧は960ミリバールとなり、毎時75粁米の早い速度で北々東進をを続けていった。台風が潮岬付近に上陸してからわずか2時間あまりで本土を縦断したわけで、この間の平均速度はおよそ毎時65粁米であった。

その後台風は、27日2時には佐渡付近、4時には秋田の南西沖を通り、6時には秋田の東およそ50粁米の地点に達し、中心の気圧は978ミリ

バールとなった。そのとき八戸の南方に副低気圧が発生し、台風の主体は、次第に副低気圧に移り、27日9時には、北海道の襟裳岬の南々西およそ50粁米のところを経て、毎時40粁米の早さで北東に進み千島の南東海上を去った。

台風経路順転、逆転の分布図

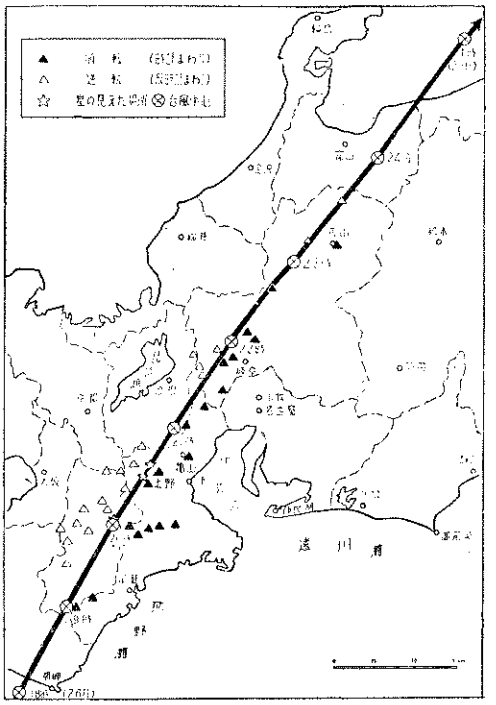

東海地方とくに、伊勢湾沿岸地方、渥美湾沿岸地方に大災害をもたらしたこの台風の特徴をあげれば、次のとおりである。

1．マリアナ東方で発生してから上陸までの時間、間隔が短かく僅か6日しか要しなかったこと、および21日に発生して23日には中心気圧は895ミリバールになり、異常に早く、しかも深く発生したこと。また、この発達期の頂点から上陸までが僅か3日あまりであったこと。

2．発生の初期から本土上陸の直前まで非常に強い中心勢力を維持し、9月26日18時13分潮岬で観測した最低気圧929.5ミリバールで本土へ上陸した台風の観測記録値としては3番目のものであったこと。（1位は昭和9年9月21日室戸台風のさい室戸岬で観測した911.9ミリバール、2位昭和20年9月17日枕崎台風のさい枕崎で観測した916.6ミリバール）

3．暴風圏の非常に広い超大型台風で、本州南方海上を北上するころは、最大風速75m/sec風速25m/sec以上の暴風圏が直径700粁米であったこと。

4．本州付近を東西にのびていた停滞前線が台風の接近とともに活発となり、各地に大雨をもたらしたこと。

5．上陸後も勢力の衰え方が少なく風による被害をとくに大きくしたこと。

6．伊勢湾および渥美湾沿海地方などに高潮をおこすのに非常に適したコースを通つたこと。すなわち最大強風域が伊勢湾に集中し、最大風速が生じるまでの主風向が伊勢湾にとつては最悪の南東であったこと。

7．経路の特徴は25日以後は、南北方向に速度成分が大きかったこと。（昭和34年の台風経路の特性として北上型があげられる。）

濃尾平野に向って楔状に突き出ていて、本県では西部山間地帯を除く大半の地域が風速30m/sec以上となっている。そして志摩半島では40m/sec以上に達し、ことに大王岬では最も強く50m/secを測観した。

これらの最大風速（10分間平均）の風向は、南東ないし南々東で木曽川河口付近では所により南であった。また、一般に山間地帯に入るほど風は弱かったが、風は地形、地物の影響が大きいので、山間地帯でも東から南がひらけていて北から北西へ、のびている、川すじや台地で

10分間平均の最大風速m/secとその風向

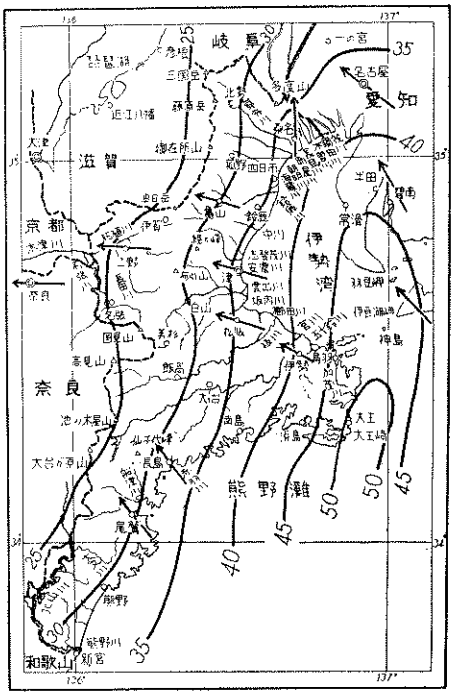

て40m/secに達しなかったのは、僅かに伊賀方面だけであった。

かくて、本県沿岸は全般に瞬間最大風速は、50m/sec以上に達し、なかでも、志摩半島方面（大王崎灯台、ダインス風速計）では60m/sec以上の驚異的風速を記録した。瞬間最大風速の出現時刻と前記最大風速の出現時刻とは必ずしも一致しないが、大体30分以内の時間差で現われた所が多い。

は、かなりの強風もあったことは被害状況から明らかである。また、風は上空ほど強いので、南東または南むきの斜面の山林は甚大な倒木被害を出している。これらの最大風速の出現時刻の分布は、まず台風が最も早く接近した本県南部から始まり、尾鷲では、26日18時ごろ、津では、19時半ごろ、四日市では、20時半ごろに現われた。

最大風速の出現時刻は、最低気圧の出現時刻とを比較すると、本県では、全域とも最大風速の方が先に現れており、その間におよそ1時間から1時間半の差がある。最大風速は、本県では台風が接近する前に現われ、岐阜県と静岡県では、台風が通過した後に現われている。以上の最大風速は、10分間平均風速の最大値であるが、瞬間最大風速の分布は、次図のとおりである。

これらの二つの分布はよく似ているが、瞬間最大値の方がおよそ3割から6割大きい、そし

最大風速（m/sec）とその風向瞬間

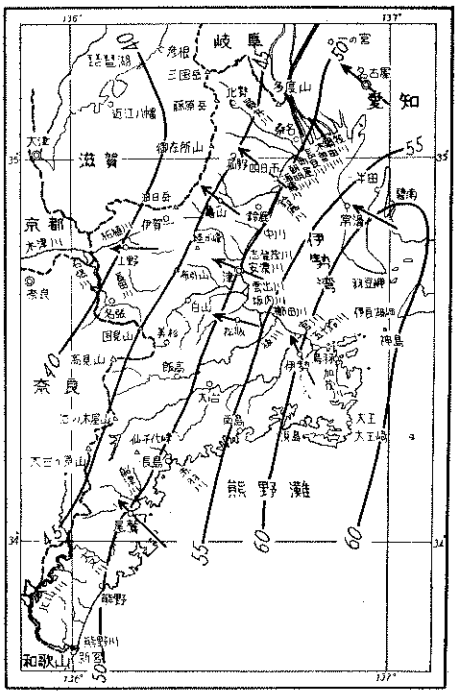

第二項　暴　　風

暴風の概況を調べるにあたって、われわれは、広く部外各方面の風の観測資料を収集した。現在、気象官署では、10分間平均速風用として、4杯の風杯型風速計（ロビンソン風速計）を瞬間風速用として、ダインス風速計を使用しているが、部外機関では風杯型風速計（3杯または4杯）のほか、風杯型発電式風速計（3杯）プロペラ型風速計（自記または指示器）等が使用されている。これらは、それぞれ自然の変動する風に対して追随性が違うため、今度の台風のように風の息が激しい場合には、その観測値（とくに瞬間最大値）が風速計の種類によつて、かなり違ってくることは避けられない。一般には、最近の3杯型風速計は4杯ロビンソン風速計がよりよく、また、プロペラ型はダインスより、追随性がよいことはわかっているが、今度のように50～60m/sの強い風の息を伴った風速に対しては、その差がどのくらいなるかは、残念ながら明らかでない。

さらに、一般に風速は、地形の影響をうけることが多く、局地的に変動が大きいものであるうえ、とくにこのような強風時には、付近の地物、地上からの設置高度によって、観測値が大きく変ってくる。これらの事情から、形式の違う風速計の観測値を厳密に同一基準にひきなおすことは、不可能と考えられる。また多くの風速計が強風のため最盛時に故障をおこしているので、この章では、主として気象官署の風速観測値をもとにその概況を述べることにした。したがって、風速分布図は、すべておおよその傾向を示すものであることを、おことわりしたい。

さて、台風域内の風の強さは進路の右側と左側とで劃然と異ることは周知のとおりである。すなわち、進路の左側では台風への吹き込みの風と台風を流す風とが相殺して風速が弱くなるのに反して、右側ではこれらがともに加わって強い風を生ずる。

伊勢湾台風は超大型の台風として、東海地方の西部を通ったため、東海地方一帯に暴風雨となったが、特に、伊勢湾周辺の風は激烈を極めた。

風速10m/sec以上の風が最も早く吹きはじめたのは、伊勢湾入口の渥美半島突端および志摩半島東部であって26日午前3時ごろから10m/sec以上の風が吹きはじめた。なお、本章にいう風速とは、特にことわらない限り、10分間平均風速である。

この強風は、台風の北上に伴って次第に、伊勢湾や、渥美湾の奥に浸透し、26日9時から10時ごろまでに三重県一帯、知多半島および三河南部に拡がった。津市10m/sec以上の強風になり始めたのは、26日8時過ぎごろであり、志摩地方では、同日3時ごろであつた。また、名古屋市付近では、10時ごろである。強風は各地とも、東、または、東南東の風向から始まり、風速が強まるにつれて、本県の大部分のところでは、風向は次第に時計まわりの回転をし、伊賀地方では反時計まわりをした。

各地の最大風速の分布を示すと、次図の通りで伊勢湾およびその周辺で圧倒的に強く、台風の中心通過地帯でかえって弱かったことが明らかである。すなわち、強風域は、伊勢湾の入口からその後、伊勢湾周辺の風は、台風が岐阜県北部、山岳地帯に入るにしたがい（20m/sec10分間平均）以下に衰え、さらに、台風が、日本海に抜けるにしたがって10m/sec以下となった。これらの分布図はすべて今後の台風が、本県ならびに中京地区に対していかに最悪のコースであったかを示している。なお、県内の最低気圧および最大風速観測表は、図示したとおりである。

第三項　降　　雨

東海地方の雨は、台風が北緯20度線に近ずいたころ、日本南岸にあった前線によって、23日昼ごろから降り始め、台風が日本海に抜けた26日夜中過ぎごろまで続いた。

この雨を大きく分けると、

(1)　23日昼ごろから24日夜中すぎまでの、偏西風波動としての気圧の谷の接近による前線活動によるもの。

(2)　25日夕方から26日朝までの、台風の北上接近による前線活動によるもの。

(3)　26日の台風の通過によるものに分けられる。

はじめの(1)の前線による雨は本県南部では、23日夜中までで、尾鷲では、366.5粍を観測した。25日、日中は各地とも雨は小降りになったが、台風が北緯25度線に達し、向きを北西から北にかえ始めた25日夕方ごろからふたたび本県全般に強い雨が降り始めた。これは台風の北上に伴う前線活動によるもので100～150粍に達し、山岳方面では200粍を越したところもあった。

台風はその後も北上をつづけたが、本県北部では26日午前中は雨が降ったりやんだりした。しかし、南部では26日昼ごろから暴風雨圏内に入り、これと同時に台風による強い雨が降り始めた。

26日12時頃から県内各地ともに強い雨が降り始め、夜中ごろまで続いた。一時間雨量の最大は、台風の中心が最も近ずいた直前に現れたところが多く、大体、40～60粍であった。

9月26日 9時—27日9時の雨量（日雨量）

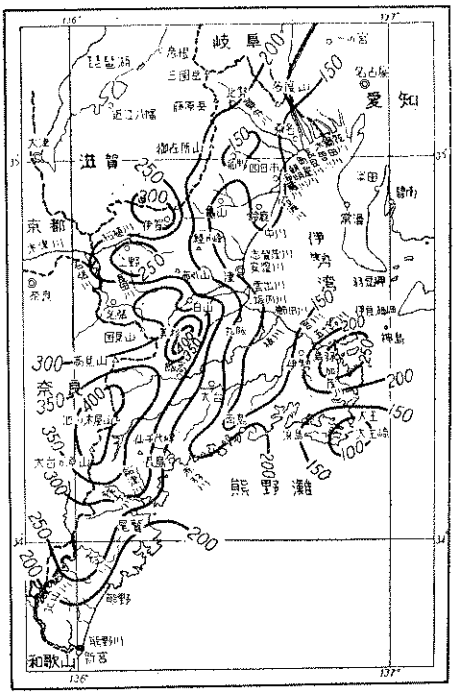

9月25日9時—27日9時の雨量（連続雨量）

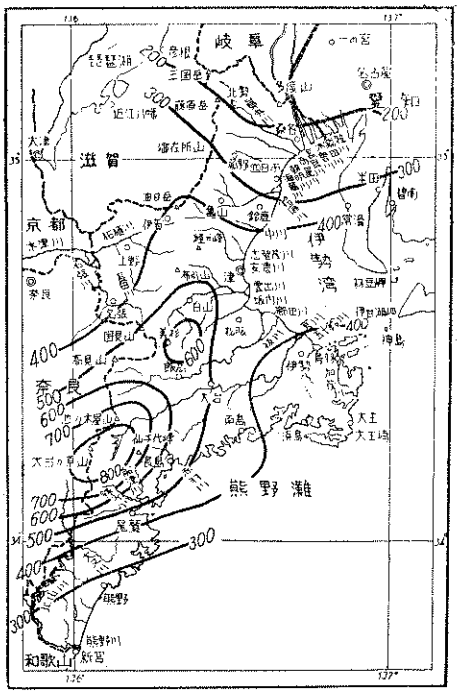

26日の日雨量は、前図に示すように300粍を越えたのは、本県の中部、南部の山間部で、特に南部、中部の山岳部は400粍を越えている。 この多雨域の分布は本県においては、普通の状態で、雨量も日雨量として驚くほどのものではないが、各流域にわたって数時間の間に集中的に降ったため、所によっては、今までにない記録的な山崩れ、がけ崩れや、洪水が現れた。特に、この集中豪雨のひどかったのは、大台ケ原山から櫛田川と雲出川の上流にかけた山間部であった。連続雨量図は23日の降り始めから26日夜中ごろまでの総雨量を示したものである。総雨量の一番多かつたのは、日の出岳（大台ケ原）の826粍、宮川の725粍、 尾鷲の689粍である。次に本県各地の雨量観測表を掲げる。

各　地　の　日　雨　量　表

地名＼日別	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	計
	mm				
津	53.3	66.8	149.5	134.8	404.4
尾鷲	243.3	133.2	109.4	203.6	489.5
亀山	33.6	56.2	105.5	115.3	310.6
上野	34.2	33.4	69.7	195.5	331.0
宮川	137.0	119.0	141.0	328.0	725.0
阿下喜	27.6	43.7	78.2	101.1	250.6
四日市	41.2	67.7	63.7	100.0	272.6
鈴鹿	36.0	53.8	57.4	99.4	246.6
松阪	71.8	106.0	131.0	230.7	539.5
伊勢	45.9	97.0	102.5	190.0	435.4
吉津	96.4	117.5	56.0	198.5	468.4
名張	35.0	31.0	71.0	286.0	423.0
粥見	80.0	135.5	137.0	142.5	495.0
奥津	56.6	76.2	96.3	341.3	570.4
荻原	95.0	137.0	172.0	258.0	662.0
度会	100.4	124.2	6 .8	127.7	414.1
五郷	150.5	37.5	54.7	212.0	454.7
入鹿	83.5	38.8	64.9	198.6	385.8
鳥羽	40.7	67.4	62.0	300.8	470.9
柘植	26.2	35.6	126.4	341.6	529.8
菰野	23.0	42.5	64.5	65.5	195.5
白山	51.2	71.8	84.5	262.9	470.4
柏崎	124.0	156.0	98.0	116.0	494.0
大台	92.5	145.5	101.5	235.0	574.5
西山	112.5	48.5	54.0	253.0	468.0
長野	36.9	92.0	100.4	153.1	382.4
八知	70.0	46.0	90.0	344.0	550.0
東青山	45.5	62.0	68.3	337.4	513.2
川上	72.3	60.5	145.2	310.8	596.8
笠取山	39.0	46.0	75.0	109.0	269.0
国見山	40.0	40.0	73.0	252.0	405.0
長美山	125.0	78.0	214.0	231.0	648.0
日出岳	133.0	71.0	195.0	427.0	826.0
加太	36.5	53.5	215.0	170.3	475.3
阪下	×	45.8	213.0	170.6	×
野登	32.8	19.4	99.4	154.5	306.2
川原田	31.6	52.2	65.2	123.0	272.0
椿	21.0	47.0	85.6	153.5	307.1
山の坊	32.4	51.7	79.8	148.1	312.0
加佐登	17.1	50.5	56.0	79.0	202.6
浜島	64.4	88.2	128.8	×	×
湯の山	×	×	131.0	119.0	×
下多気	×	×	110.9	413.5	×
阿保	×	×	74.9	226.0	×
太郎生	×	×	123.0	319.0	×

第四項　高　潮　の　実　態

一般に海岸に向かって風が吹くと海の水が海岸におしよせられ、この状態が継続すると海岸近くに海水の堆積が起こる。この堆積の量は風向と風速によって変化し、大体風速の2乗に比例することが知られている。この量は地形に影響され、従って同じ湾の中でも場所によって異なるものである。

台風の場合は風による影響のほか、気圧が低下するため海面が吸上げられて高くなる要素が加わる。その関係は1mbの気圧低下につき約1cmの海面上昇が起る割合である。

伊勢湾台風と13号台風との潮位比較図

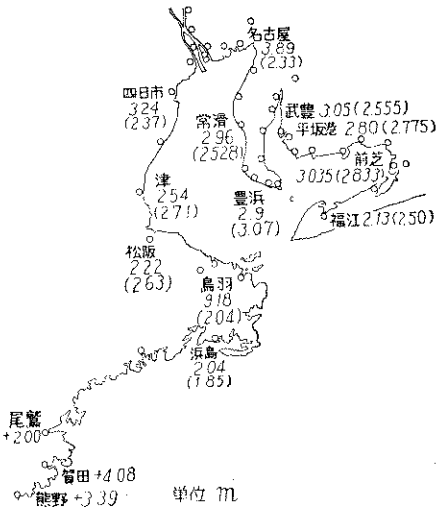

昭和の主な台風一覧表

台風名	発生又は発見場所と年月日	最低気圧	主な通過地	年月日	消滅場所と月日	観測最低気圧	観測最大風速(10分間平均)	瞬間最大風速	降水量	災害の種類	死者行方不明共( )内行方不明
	昭和 年 月 日	(mb)				(mb)	(m/s)	(m/s)	(mm)		
室戸	ヤツブ島南東方 9. 9.13	900 以下	四国、大阪金沢、佐渡、盛岡	9.9.21	アリューシャン南方海上 9.23	912 室戸岬	室戸岬 45 大阪 40以上	室戸岬 60以上 大阪 60	大分 355 大阪 20	風水害 大阪湾高潮	3,036 (200)
2 3 号				18.9.20		964 名瀬	枕崎 34 浜田 26	枕崎 43 浜田 37	宮崎 510 米子 333	風水害	970
枕崎	グワム島東方 20. 9.12	910	沖縄、九州、奥羽	20.9.17	ベーリング海 9.23	917 枕崎	室戸岬 31	宮崎 55 枕崎 63	大分 274 津山 281	風水害	3,122 (1,046)
阿久根			鹿児島、輪島、津軽海峡	20.10.10		964 阿久根	細島 34 鹿児島 37	枕崎 52 鹿児島 33	徳島 474 広島 335	風水害	877
カスリーン	マリアナ東方 22. 9. 8	960	紀州沖から房総半島へ	22.9.15	北海道東方海上 9.17	983 酒匂	綱代 19 東京 15	東京 20 横浜 22	秩父 611 伊東 450	風水害 利根川洪水	1,910
アイオン	マーシャル群島東部 23. 9. 7	940	硫黄島西方房総半島	23.9.16	アラスカ方面 9.19	943 大島	富崎 47 長津呂 40	富崎 60 長津呂 44	中宮詞 538 仙台 351	風水害 北上川洪水	838 (326)
キティ	マーカス島南方 24. 8.27	956	八丈島、伊豆半島、奥羽西方海上		ベーリング海西部 9.5						160
ジェーン	硫黄島南西洋上 26.10. 8	940	四国東部神戸付近上陸	25.9.3	アラスカ 9.11	962 和歌山	室戸岬 43 和歌山 37	室戸岬 59 神戸 48	尾鷲 401 穴吹 218	風水害 高潮	508
ルース	グワム島南方洋上 26.10. 8	924	南西諸島、九州中国地方	26.10.14	カムチヤツカ半島南東 10.20	945 枕崎	枕崎 43	枕崎 52	宮崎 503 屋久島 637	風水害	943
1 3 号	トラック島東方 28. 9.16	900	紀伊半島南部名古屋、松本、山形	28. 9.25	カムチヤツカ半島南部 9.29	953 尾鷲	上野 20 津 24 名古屋 23	上野 28 津 31 名古屋 30	上野 214 名古屋 193	風水害 高潮	393
洞爺丸	オロール島北方 29. 9.18	952	石垣島、九州、四国	29. 9.26	アリューシャン列島 9.29					海難 大火	1,767
狩野川	グワム島北方 33. 9.20	880	伊豆南端、三浦半島中部関東、福島、三陸沖	33. 9.25	北海道東方 9.29	955 長津呂	大島 36 東京 21	大島 50 東京 27	湯ケ島 580 大島 442 東京 402	風水害 狩野川洪水	1,276
7 号	サイパン島東方 34. 8.10	960	伊豆南端、静岡、山梨、長野、佐渡	34. 8.13	沿海州 8.15	980 甲府	甲府 18		甲府 220	風水害 富士川洪水	241
伊勢湾	サイパン島北東方 34. 9.22	895	紀伊半島、東海地方新潟、東北、北海道	34. 9.26	根室東方海上 9.27	929.5 潮岬	名古屋 37	名古屋 46 尾鷲 50	彦根 317 伊吹山 218 名古屋 104	風水害 高潮	5,041 (282)

伊勢湾台風
13号台風の最高潮位と13号台風以前の既往高潮位

	伊勢湾台風		13号台風		左記以外の高潮位	
	潮位	起時	潮位	起時	潮位	起時
名古屋	3.89	21.35	2.329	18.50	2.98	大正10. 9.26
鍋田川河口	3.94	21.30	2.537	18.35	2.04	-
四日市	3.24	21.10	2.37	18.20	2.16	-
津	2.54	19.00	2.71	-	-	-
松阪	2.22	21.00	2.63	-	-	-
鳥羽	4.15	20.26	4.65	18.00	-	-
的矢	1.94	-	2.15	-	-	-
浜島	2.04	-	1.85	-	-	-
尾鷲	1.95	-	1.278	-	-	-

（出典）1. 愛知県 三重県 伊勢湾台風被害既要図
2. 中部地方建設局　伊勢湾台風速報　34.10. 6
3. 中部地方建設局　愛知、三重海岸堤防受託工事誌
4. 土木研究所　伊勢湾台風について

（注）　高さの基準は東京湾中等潮位（T.P.）によるも鳥羽のみは読取値を示す。

以上に加えて、低気圧の移動速度と湾内の長波の伝播速度との一致による共鳴現象、湾内の水の固有振動、湾の断面形状の変化による水位上昇等が高潮を更に増大せしめる原因となる。

海面が月や太陽の影響を受けて干満をくり返すことはよく知られているが、これは天文潮と言われており、検潮所を設けて観測を継続すれば、実用上十分な推定式が得られ何月何日何時には天文潮がいくらという数値をあらかじめ知ることができる。

今回の台風時に名古屋港の検潮所で最高潮位が観測されたのは21時35分で検潮儀基準面上5.81mであり、名古屋港工事基準面上（N.P）5.81m、東京湾中等潮位（T.P）に直して3.89mであったが、5.81mのうち天文潮位は2.26mで、小潮であり干潮から満潮になる途中であった。

従って、天文潮を差引いた3.55mは台風による高まりで、これは気象潮といわれるものである。

実際の現象では海面に大きな波浪が見られこのため、海面は短周期で昇降を繰返して、いわゆる高潮位より高くなったり低くなったりするが、この波浪による波の変化は観測が難かしく、今度の場合湾内の波高3m内外と推測されているものの、その実態の究明は今後に残されている問題である。

名古屋港ばかりでなく伊勢湾沿岸、渥美湾沿岸では、各所に高潮がおしよせ、これが今回の災害の直接の原因となった。

名古屋市南部の臨海地域には大小の工場やその従業員住宅、店舗、公営住宅等ができていた。このあたりは元来干拓によって造成された水田地帯であって、地盤高は海面とほとんど同

じか、所によっては海面より更に低く、堤防、機械排水および海に面する埋立地によって水害から守られていた。

伊勢湾台風による各地の最高潮位

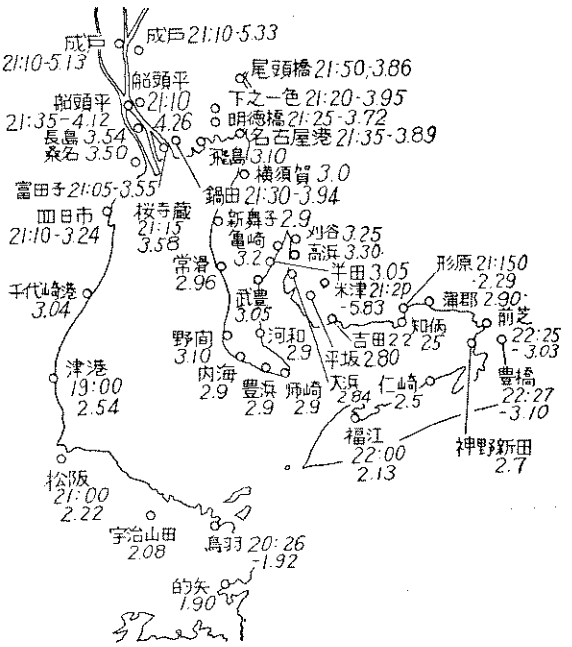

第五項　河川の高水状況

台風が近づく前までは一様に降り続く雨で、各河川はゆつくりと水かさを増していったが、なお警戒水位にはかなりの余裕があった。ところが台風が接近するころから烈しい雨となり、僅かの間に、警戒水位を突破し計画高水位をこえた洪水波が発生したのである。

各河川とも出水のピークは26日夜半ごろから2—3時間の間に現われた。

その河川の洪水流量は正確な観測値がなかったがその高水状況は次表のとおりである。

水　位　記　録　表

河川名	観測地 郡市	観測地 町村	観測地 大字	堤防高	警戒水位	平水位	三六、九、三〇（台風13号）	三四、八、三（台風7号）	三四、九、二五（台風15号）	既往最高	備考
員弁川	員弁	北勢	阿下喜	78.45	77.30	76.30	77.80	77.50	77.50	(T.12. 9.16) 78.40	
〃	四日市		安永	8.14	5.60	3.90	7.40	6.50	4.60	(S.13. 1. 5) 7.08	
朝明川	四日市		松井	3.10	1.50	−0.50	1.50	1.90	2.00	(T. 2.10. 3) 2.42	
三滝川	〃		北町	2.75	1.50	−0.15	2.55	2.10	2.20	(S.13. 8. 2) 2.50	
内部川	〃		河原田	3.81	2.50	0.24	2.51	3.35	流出	(S.13. 8. 2) 3.78	
鈴鹿川	鈴鹿	庄野	北五味塚	3.98	1.80	0.15	2.84	3.65	2.00	(S.13. 8. 3) 2.90	
鈴鹿川派川	三重	楠		3.50	2.50	0.68	3.30	流出	流出	(T. 2.10.13) 3.55	
安楽川	鈴鹿	和泉		2.90	2.12	0.23	2.90			(T. 2.10.13) 3.64	
中の川	〃	三宅		13.20	12.20	9.10		14.90	13.70		本か所堤体流たので不明であるが推定すれば表の数字となる。
〃	〃	五祝		5.10	4.10	0.10			3.90		
安濃川	津		古河	5.50	3.54	1.26		5.30	4.46		
〃	〃		一色				7.60	10.50	8.48		
雲出川	一志	美杉	比津		3.10	0.33	3.30	3.26		(T. 6. 9) 4.85	
〃	〃	〃	大西		2.80	0.00		1.95	3.10		
〃	〃		竹原		3.00	0.18	5.00	2.80	3.40	(S.13. 8. 2) 3.70	
〃	〃	一志	須賀瀬		3.00	0.25	5.90	5.50		(M.40. 8.24) 5.76	
〃	〃	〃	小戸木	5.00	4.50	0.00		6.50	7.00		
〃	〃	三雲	小野江	5.00	3.70	0.00	5.50	5.20		(M.49. 8.24) 5.12	
坂内川	松阪		西ノ庄	3.30	2.20	0.00	2.43	2.80	2.70		
金剛川	〃		大津	3.80	1.80	0.00		2.40	2.50		
櫛田川	飯南	飯南	宮前	15.00	7.00	0.54			13.00		堤体が流失したので推定
〃	多気	多気	相可	6.90	2.50	0.15	7.30	5.80	8.60		
〃	松阪		豊原	6.70	4.00	0.00	4.40	3.40	5.32	(M.37. 9.27) 5.90	
宮川	度会	玉城		8.90	5.50	0.20	4.90	6.10	4.90		
〃	伊勢	宮川		7.70	4.50	0.55	5.60	4.15	4.40	(M.37. 9. 8) 6.51	
五十鈴川	〃	中切		4.43	3.00	0.50		3.25	3.10	(T. 7. 9.24) 5.50	
〃	〃		楠部	3.90	3.50	0.40		3.30			
磯部川	志摩	磯部	恵利原	4.02	3.70	2.42			3.80		
野川	〃	〃	上ノ郷	2.90	2.40	0.60		2.80		(S.29. 6.13) 4.30	
柘植川	上野		佐奈具	3.85	3.00	0.40	3.80	3.20	3.40	(S.28. 8.15) 3.20	
服部川	〃		荒木	2.60	1.80	0.10	3.50	3.15	2.80	(S.28. 8.15) 3.64	

長田川	上野		長田	5.60	3.88	0.31	6.85	5.13	5.30	(S.28. 8.15) 5.88
名張川	名張		朝日	6.60	4.00	0.21	5.90	3.96	6.83	(S.34. 9.26) 6.83
〃	〃		新町		4.80	0.15	5.90		7.28	(S.28. 9.14) 6.00
黒田川	〃		安部田	6.80	2.80	0.12	4.90	4.20	6.90	(S.34. 9.26) 6.90
赤羽川	北牟婁	長島	松本	3.40	2.20	0.10	3.20	2.34	2.40	(S.20. 6. 9) 3.70
銚子川	〃	海山	相賀	9.00	7.00	3.20	8.80		7.20	(S. 6.10.13) 8.30
新宮川	南牟婁	紀宝	成川	10.30	5.58	0.36	9.30		9.40	(S.33. 8.28) 9.30

注・Mは明治、Tは大正、Sは昭和の年代を示す。

第六項　県内気象管署の警戒の概要、警報の伝達

1．警戒の概要

伊勢湾台風の来襲に際して、とられた津地方気象台および県内各測候所の発表された、警戒の概要は次のとおりである。

1．台風の北上にともない本邦南岸の前線活動による大雨の心配もあるので、昭和34年9月25日17時に県下に大雨注意報が発表された。

2．台風情報第1号は、ラジオの最も聴取率の高い、19時のニュースに間に合うように発表された。

3．9月26日午前中に近畿東海放送が津地方気象台に専用電話を設置し、特設マイクを気象台に持ちこんで、ここから直接放送できるような、態勢をととのえた。そしてこれらを使って、台風の情況は、ほとんど毎時間放送された。

4．9月26日午後になってから県警察本部から専用電話の架設に来たが風雨が強まっていたため、ケーブルの外線接続不能で、未通のままに終った。

5．9月26日は県内各気象台官署はほとんど全員警戒配置についた。

6．この台風は、超大型大台風のため、県庁各課とは特に密接なる連絡を保ち、1時間に数回電話連絡をした。

7．警戒のために発表された、注意報、警報および情報等は、次のとおりである。

津地方気象台発表の警報、注意報、情報

◉　大雨注意報（9月25日17時0分）

停滞前線の活動が活発となっているので、県下全般に大雨が降る恐れがあります。今晩から明日の午前中まで強くなります。今後の雨量は、南部および山添地帯では150～200粍平野部では50～100粍の見込みで、河川は増水し、低い土地は浸水、がけ崩れ、山崩れの恐れがある。

◉　風雨注意報（9月26日8時0分）

猛烈な台風が当地方の南方に近づいていますので、県下全般に風雨が強くなります。今日の昼前から強くなり、今日夕方には著しく強くなります。東の風で最大風速は、陸上で15～20m/sec、海上では25～30m/sec、今後の雨量は、南部および山添地帯では、150～200粍平野部では50～100粍の見込みで、河川は増水し、低い土地は浸水、がけ崩れ、山崩れの恐れがある。

◉ 風雨注意報（9月26日8時0分）

猛烈な台風が当地方の南方に近づいていますので、県下全般に風雨が強くなります。今日の昼前から強くなり、今日夕方には著しく強くなります。東の風で最大風速は、陸上で15～20m/sec、海上では25～30m/sec、今後の雨量は、南部および山岳地帯では150～200粍、ところにより200～300粍、平野部では100～150粍の見込みで河川は増水、がけ崩れ、山崩れの起る恐れがあり、海岸では大浪が打ち上げ、うねりも風浪も著しく高くなる。当地方も暴風圏に入るおそれがあり、今後の気象通報に注意されたい。

◉ 暴風雨警報（9月26日11時0分）

猛烈な台風が当地方に近づいていますので県下全般は、暴風雨になります。本日の昼過ぎから著しく強くなりましょう。東寄の風で最大風速は陸上で20～25m/sec、海上では30m/secになりましょう。今後の雨量は南部および山岳地帯は150～200粍、ところにより200～300粍、平野部では100～150粍の見込みで河川は増水、はんらんするおそれがあります。がけ崩れが起り、大きな災害を起すおそれがあります。海岸では大波が打ち上げましょう。今後の、気象通報には充分御注意下さい。

◉ 高潮、波浪警報（9月26日11時30分）

台風15号は紀伊半島目指して接近しています。今夜半頃に紀伊半島、あるいは、東海地方のどこかに上陸する公算が非常に大きくなりました。このため、熊野灘および伊勢湾では今後さらにうねりも波も高くなり大きな災害を起すおそれがあります。また、台風によって潮の高さも平常の日よりも1米～1.5米ぐらい高くなる見込みです。伊勢湾の満潮時刻は、27日の午前0時25分となっていますので、台風の最も近づく時刻と重なります。この潮の高さは、昭和28年9月の台風13号に次ぐ高さですから各沿岸地方では、厳重な警戒が必要です。

◉ 暴風雨警報更新（9月26日17時0分）

猛烈な台風が近づいています。県下全般に暴風雨はますます強くなります。今夜半まで著しく強くなります。東の風で最大風速は陸上で30m/sec以上、海上では40m/sec以上、瞬間最大風速は50m/sec以上になる見込みです。今後の雨量は南部および山岳地帯では100～150粍、北部および平野部では100～150粍、ところにより150～200粍に達しましょう。なお、河川は増水はんらん、山崩れ、がけ崩れなどがあり、海岸では高潮が起るおそれがあり、近来まれな大きな災害を起すおそれがあります。

◉ 洪水警報（9月26日18時0分）

台風15号による雨量は、今後さらに100～150粍、ところにより150～200粍は降るものと予想されます。このため河川の増水、はんらんによって、大きな災害をおこす恐れがあります。各河川とも厳重な警戒が必要です。

◉ 高潮、波浪警報解除（9月26日23時0分）

◉ 強風注意報（9月27日0時0分）

台風は通過しましたが、県下全般に風はまだ続き27日の昼前には弱まりましょう。西の風最大風速は陸上10～15m/sec、海上15～20m/secで雨量は少ない見込みです。

◉ 洪水警報、強風注意報解除（９月27日９時０分）

◉ 台風情報第１号（９月25日18時45分）

台風15号は午後３時現在、潮岬の南方約850粁の洋上にあります。中心の勢力は、905ミリバールで中心附近の最大風速は60m/sec、また、東側400粁、西側300粁以内では、25m/secの暴風雨となっています。現在のところ台風は、毎時26粁ぐらいの速さで北西に進んでおり明朝には、四国の南400～500粁の海上に達する見みです。

その後の進路については、はっきり判りませんが進路を北から北東に変えることも当然予想されます。何れにしても、大型台風ですから今後充分警戒する必要があります。なお、現在県下に、大雨注意報がでております。

◉ 台風情報第２号（９月25日21時０分）

台風15号は午後６時現在、北緯25.5、東経135.1の潮岬の南方約800粁の海上にあります。中心の勢力は、910ミリバールで中心附近の最大風速は60m/sec、東側400粁と西側300粁以内では25m/sec以上の暴風となっています。

現在のところ台風は毎時25粁位の速さで北西～北々西に進んでおり、明日の朝には四国南方400～500粁の海上に達する見込みです。

その後の進路については、はっきりわかりませんが、北から北東に進路を変える事も当然予想されます。いずれにしても大型台風ですから今後充分警戒の必要があります。

なお、現在県下には大雨注意報がでております。

◉ 台風情報第３号（９月26日５時30分）

台風15号は午前３時現在、高知南方500粁の海上にあって北々西～北に向って毎時28粁ぐらいの速さで進んでいます。中心示度は910ミリバール附近の最大風速は60m/sec、東側400粁と西側300粁以内では25m/sec以上の暴風雨となっています。

今後進路を北東にとることも予想されますが、本日午後には四国の南方200粁ぐらいに接近する見込みです。

いづれにしても大型台風ですので、三重県地方も今日は暴風雨の圏内に入り、東寄の風が強く雨も強くなってきますから充分警戒を要します。

◉ 台風情報第４号（９月26日９時０分）

台風15号は６時現在、四国室戸岬の南450粁の北緯28.9、東経13.4の海上にあって、幾分速度を速めて、毎時33粁で北上しています。中心勢力は920ミリバールで最大風速は、60m/secで中心から400～500粁離れたとこいでも20～25米の暴風を伴っている。大型台風です、本日の夕方にかけて、紀伊半島にかなり近づき三重県地方も暴風雨圏内に入る事は、ほぼ確実となりました。

各河川の沿岸地帯、また、いつも浸水のおこるところ、また、各家庭の東側から南側にかけ充分な補強等今のうちに充分な態勢を整えて下さい、また、台風通過後は風向は北西に変り、引続き強く吹きますから併せて御注意下さい。このほか、がけ崩れ、山くずれ等も考えられますから充分御注意下さい。

◉ 台風情報第５号（９月26日11時45分）

台風15号は９時現在、潮岬の南々西約400粁にあって、 北上を続けています。台風は今夜半に紀伊半島から東海地方のどこかに上陸する公算が非常に大きくなりました。11時現在、県下に暴風雨警報、11時30分に高潮、波浪警報が発令されました。すなわち、三重県地方では東寄りの風が陸上では20～25米、海上ではうねり、波共に益々高くなり最大の時で５米～６米ぐらい、また、潮の高さも普段の日よりは1.0～1.5米ぐらいは高くなりましょう。

伊勢湾の満潮時は27日午前０時25分となっていますので、台風の最も近ずく頃と重なり大きな災害を起すおそれがあります。これは昭和28年９月の台風13号に次ぐ潮の高さですから厳重に注意して下さい。

◉ 台風情報第６号（９月26日14時０分）

台風15号は12時には潮岬の南々西300の北緯30.8度、東経134.6度の海上にあつて、毎時36粁の速さで北上を続けております。 中心示度は920ミリバールで最大風速は60m/secと昭和28年９月の台風13号と同じか、それより大型のものです。三重県地方も午後から一段と風雨は強まつて来ました。現在、瞬間最大風速22m/secぐらいとなっています。台風は今夜９時頃から夜半にかけて紀伊半島をかすめるか、あるいは上陸するか、きわどいところですが、県下全般に今夕方から300粁圏内に入ることは確実です。このため、河川の増水、 はんらん、がけ崩れ、山くずれ、堤防の決壊、高潮等相当大きな災害のおそれがあります。日中の明るいうちに充分な警戒態勢を整えて下さい。

◉ 台風情報第７号（９月26日15時45分）

台風15号の午後３時現在の位置は、いまだ、はっきり判りませんが、12時現在の位置からの推定によりますと、潮岬の南々西約150粁ぐらいの海上にある模様です。現在の状況から紀伊半島に上陸の公算が強くなっていますが、その時刻は午後８時頃となりそうです。したがって、三重地方には午後８時から夜半頃にかけて、影響が強くなりましょう。現在でも津地方の瞬間最大風速は30m/secをこえ、平均風速でも20米前後となっています。

何しろ規模が大きい台風ですから中心から少し位、はずれても今迄経験した台風より以上の風の強さになりそうです、伊勢湾では、ますます、波、うねりが高くなりますから、沿岸地帯では充分御注意下さい。

◉ 台風情報第８号（９月26日18時30分）

台風15号は、午後５時の情報によれば、潮岬の南西約100粁の海上にある規模で、ひきつづき紀伊半島に接近しております。現在、三重地方には暴風警報、高潮、波浪警報、洪水警報が発令されています。この台風は今後、潮岬の西側の半島に上陸して半島を縦断する公算が強く、あるいは紀伊水道に入るとも考えられています。

この暴風雨は今夜半頃までが峠でしょう。現在、瞬間最大風速40米ぐらいで、これは津気象台創立以来の記録的な風速です。今後、更に、台風が接近するにつれて、ますます強まりましょう。

また、今後の雨量も100～150粍、ところによつて200粍ぐらい降ることも予想されますから河川の増水、はんらんに備えて各方面共、厳重な警戒が必要です。

◉ 台風情報第9号（9月26日19時45分）

台風15号は、午後6時には北緯33.4度、東経135.5度にあって、ますます、猛威を振いながら北上を続けています。速度も可成り速くなっており、今後台風は午後8時頃には津地方の南西60粍、三重県と奈良県の県境を、更に、午後9時には四日市と湯の山間を通り、三重県を縦断する見込みです。したがって、今後3時間位が風雨の最も強い時期で風向は、東から次第に南に廻りましょう。現在の風の強さは、津地方で瞬間最大風速46米ぐらいです。ここ数時間が山ですから各方面共頑張って下さい。

◉ 台風情報第10号（26日21時15分）

台風15号は今夕8時過ぎには、伊賀上野方面を通り、現在湯の山附近を通過中と思われます。間もなく三重県を通り抜ける見込みですが暴風はまだ暫く続き、間もなく風向も西風に変りましょう。この吹き返しの西風も相当強く吹きますから引き続き御注意下さい。雨量も一応は峠を越しましたが、今夜半頃までは続きましょう。なお伊勢湾に於ける満潮時刻は、27日の午前の0時25分ですが間もなく風向は西に変りますから三重県側としては一応高潮の峠も越したといえましょう。繰り返しますが、この暴風雨は、やまは越しましたが夜半頃までは続きますから今しばらく警戒をゆるめないで下さい。

◉ 台風情報第11号（9月26日22時0分）

台風15号は現在、岐阜の近くを通り、中部山岳方面に進行中と思われます。すなわち、今夕6時20分頃紀伊半島の南部に上陸してから速度を急激に60粍ぐらいに増して、7時頃に紀伊山脈の南部、8時頃には津の西南西、約50粍、9時頃には鈴鹿山脈の北部を通過しました。この間、津地方では、7時から8時にかけて東の風が強く瞬間最大風速51.2米、津地方気象台始まって以来の記録を作りました。台風の通過に伴う西の風に変りましたが、この強風も夜半頃から次第に収まってきましょう、間もなく発令中の暴風警報、高潮、波浪、洪水の各警報は解除されましょう。

警報等の伝達記録

津地方気象台の警報類の伝達の記録は次のとおりである。

一般電話による伝達は、26日16時頃からぼつぼつ電話回線に被害が、で始め20時過ぎには一般電話は完全に不通になった。K.T.Bの特設マイクのみが、かろうじて通話可能であったがそれも21時20分頃に完全通話不能となつた。

その後の状況を関係機関に連絡のため、26日23時40分頃からジープにより連絡を図った。

尾鷲、亀山、上野、宮川各気象官署の伝達の記録は略す。

津地方気象台警報類伝達記録

予報、警報伝達の記録

通報先	通報手段	大雨注意報 25日17時発表	風雨注意報 26日8発時表	暴風雨警報 26日11時発表	高潮波浪警報 26日11時30分発	暴風雨警報26日17時(更新)発表	洪水警報 26日18時発表	高潮波浪警報 26日23時20分発	強風注意報 27日0時発表	強風注意報27日9時(解除)発表	洪水警報(解除)27日9時発表	摘要
NHK(名古屋)	有線通信名古屋気象台経由	17.20	8.30	11.31	11.42	17.07	18.07					電信局より各加入者に通知する。
CBC(名古屋)	〃	〃	〃	11.31	11.42	〃	18.07					
KTB(津)	加入電話	17.27	8.55	11.20	11.45	17.00	18.08	○	○	△	△	
NHK(津)	〃	17.52	9.22	11.50	11.40	17.05	18.15					
県庁河川課	〃	17.32	8.47	11.21	11.47	17.16	18.07	○	○	△	△	
県警交通課	〃	18.00	8.54	11.21	11.50	17.13	18.11	○	○	△	△	
気象通知電報	〃	17.25	8.30	11.28	-	17.27	-					
近鉄新町駅	〃	17.41	8.57	11.28	不明	不明	18.12					
中部電力津支店	〃	17.44	8.59	11.30	〃	〃	18.13	○	○	△	△	
津消防署	〃	17.46	9.12	11.30	〃	〃	18.22					
中部地建三重工事々務所	〃	17.30	9.04	11.30	11.48	17.20	18.11					
津電話局	〃	71.47	8.45	11.29	11.44	17.10	18.13					
日赤三重支部	〃	17.53	9.24	11.51	不明	17.50	18.25					
伊勢新聞	〃	17.54	9.24	11.51	〃	不明	18.20					
中部〃	〃	17.54	9.10	11.50	12.19	17.53	18.17					
朝日〃	〃	17.55	8.57	不明	不明	17.56	18.19					
毎日〃	〃	17.58	8.55	〃	〃	18.00	18.24					
産経〃	〃	17.59	8.51	〃	〃	不明	18.23					
共同通信	〃	17.59	8.51	12.00	〃	〃	18.21					
鳥羽海上保安部	至急電報	17.40	8.30	11.37	12.30	17.27	-					
四日市海上保安署	加入電話	17.37	8.30	11.32	11.58	17.28	-					
国鉄津駅	専用電話	17.40	8.39	11.30	11.59	17.38	18.18	28日 11.30	-	28日 11.30	28日 11.30	

注 a ○印は26日23時40分頃から27日0.30分頃までシーブにより連絡
b △印は27日9時20分—27日9時45分の間にシーブにより連絡

台風情報の伝達の記録

通報先	通報手段	情報1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		25日 18.45	25日 21.00	26日 5.30	26日 9.00	26日 11.45	26日 14.00	26日 15.45	26日 18.30	26日 19.45	26日 21.15	26日 22.00
KTB	電話又は手交	18.50	21.20	5.50	9.31	11.54	14.15	15.50	18.35	19.50	21.20	22.00
県庁、河川課	加入電話	19.10	21.10	6.25	9.26	12.10	14.30	15.57	18.40	19.50	通報不能	
県警交通課	〃	19.00	21.15	5.47	9.30	12.08	14.24	16.12	18.43	19.49	通報不能	
サービス電話	〃	19.15	21.25	6.10	9.35	12.04	14.35	16.19	18.45	19.47	通報不能	

鳥羽港における潮位記録

（潮位は過去5か年の平均潮位からの高さでT.Pではない）

最大潮位 (m)	最大気象潮 (m)	年月日	気圧 (mb)	当時の風向風速
2.22	0.87	昭和28年9月25日	964.6	E23.6
1.72	1.23	昭和34年9月26日	944.7	E.S.E36.8
1.46	0.53	昭和26年10月15日	982.1	E.S.E22.9

最低気圧および最大風速

地名	最低気圧		最大風速 m/sec			瞬間最大風速 m/sec		
	日時分	mb	日時分	風速	風向	日時分	風速	風向
津	26日20時37	944.7	26日19時35	36.8	東南東	26. 19. 37	51.3	東南東
尾鷲	26. 19. 40	939.7	26. 18. 10	28.1	南東	26. 18. 20	51.5	南東
亀山	2.. 20. 51	944.8	26. 20. 00	28.4	南東	26. 19. 55	41·6	南東
上野	26. 20. 33	946.6	26. 18. 50	25.5	東	26. 18. 22	34.6	東
大王	26. 20. 15	953.6	故障			26. 20. 56	61.0	南々西
明野	26. 20. 20	947.0	26. 20. 00	35.2	南々東	26. 20. 20	59.5	南々東
四日市			26. 20. 30	34.3	東			
松阪			26. 20. 20	35.0	東南東			
楠	26. 21. 15	947.0	26. 21. 00	28.9	南々西			
伊勢			26. 19. 55	40.0	南東			

第三章　被害の原因とその特性

第一節　総　　説

伊勢湾台風をひき起した要因である台風については、風力、高潮、洪水等の姿を気象概要で、詳細に申述べて来たからここでは、特に、この台風を本県内の地域別に其の特性を分類してみると、大体3つの型にわけられる。

（別紙被害図参照）

本県の北部、すなわち、北勢臨海工業地帯の被害は、別表異状高潮表に示したように、13号台風の高潮を上廻ること80糎におよび、これがために、本県の心臓部ともいう、この地帯は、暴風雨とこの高潮による高浪のため瞬時にして、未曽有の大惨害を生じたのである。特に沿海部154平方粁にもおよぶ冠水地域では、人命の損傷、家屋の倒壊、流失等が甚だしく、わけても桑名市の一部、長島町、木曽岬村等の11,000世帯は台風通過後も、海岸堤防、および、木曽、揖斐、長良の三大川の感潮区域の破堤のため溢水し、しかも、2ケ月の長期湛水の状態におちいり、電信電話、交通等全く、麻ひの状態となったのである。

次に、津市、松阪市、および近郊の地域すなわち、本県で一般に中勢地区と称している地域の被害の原因について、述べると、この地区の海岸堤防は28年13号台風の復旧工事を建設省に委託して思い切った改良復旧を加えたのと、異状潮位も13号台風の際より低かった事などにより、海岸堤防の破堤による被害は極めて僅少でありましたが、この地方の二大水系となっている。未改修の雲出川と、中下流部迄一応改修した櫛田川等による被害が別紙被害図でもわかるように、実に甚大であったのである。これ等両河川による被害の原因を考察すると、この地区の降雨量は既往最大のものより下廻っていたが、各水源において、山腹崩壊、地すべり等による、土石流の流下甚敷しく、これが河川敷に推積し、水流を一時的に、ダムアップした事により、河川は、はん濫し、いたるところで、道路、橋梁、鉄道は寸断され、或は、人家の流失、破損をこうむり、また、田畑の埋没、冠水も非常に大きかったのである。

また、伊賀地方においても、従来からも治水上、大きな問題をもっていたのであるが、淀川水系である名張川が、中勢地区の雲出川、櫛田川と同様の理由により、上流より土石流があって、名張市内には14万立方米にもおよぶぼう大な土石が人家内に流込み高さ2米にもなり、藤堂藩時代からこれという被害を受けなかった、旧市内もいたましい惨害を呈したのである。

次に、南勢志摩および熊野灘方面であるが、この地区で最も大きい河川である宮川は、上流部に、先年多目的ダムを県営で築造致したのを、活用する態勢をととのえ気象の悪化が伝えられた25日21時より、予備放流を開始し、貯水位273.35米、流入量245m^3/secに対し、24時、500m^3/secの放流を行ったので、26日10時には、計画予備低水位272.39米迄低下させ、台風の接近に備へ

たのである。この地点では、26日16時10分には、流入量も急激に増加し、19時30分には計画洪水量2,000m³/secを上廻る、2,100m³/secを記録したのであるが、完全な洪水調節を行ったので、幸い宮川水系による被害は極めてすくなくダムの効果は、まことに大きく、特筆すべきものがあったのである。然しながら、秒間50米をこえる烈風による風害は、もの凄く、人家被害は申す迄もなく、伊勢神宮も前古未曽有の大被害をうけ、両宮の参道の両側に聳立していた巨木も無残にも倒伏し、御正殿を除く24か所の御社殿が損壊し、神宮林全域に亘る風倒木の被害は50万石にもおよぶと云われるのであって、一般林もこれと同等以上の莫大な被害を蒙っているのである。また、海岸地帯においては烈風による激浪は漁港、港湾、船舶、真珠筏等に巨大な被害をあたえたのである。これら被害の状態を要やくしてみると、北勢は高潮による被害、中勢および伊賀地方は、治山、治水対策の不充分による被害であり、南勢志摩より熊野灘にかけては烈風と、これによる激浪の被害ということに分類することができるのである。最後にこの災害によって特に教えられたものを2、3述べると、北勢地区における中京経済圏の一翼である北勢地区における名古屋市と、2か月余に渉る陸上交通の杜絶は、総ゆる面に極めて大きな打撃を与えたのでありますが、幸いにも、大阪との交通が杜絶しなかったので、被害工場の機具類等の修理は大阪に陸送し、急速にその再操業をすることにより、減産を喰いとめることができたのである。従って、この被害の実態にかんがみ、少くとも名古屋市との交通施設は、国鉄、近鉄、国道などの何れか1線のみでも、大潮満潮位を上廻る+2.0米以上(東京湾中等潮位換算)の路盤高を有する交通施設の改良復旧をするか、或は、また、目下計画中の名泗国道の路面高の計画変更をして嵩上げることが必要であると、考えられた。なお、目下海岸工法については、中央関係官庁において、充分検討中で、農林省、建設省、運輸省等と所轄官庁が異っているが類似地区において、現地に適切な工法が、統一的に計画されることが望ましいと思われ、また、臨海工場地帯においては、伊勢湾台風の異状潮位より高く全工場の敷地を嵩上げすることは、とうてい不可能のことであるから、海水による被害度がもっとも大きい、機械類を釣り上げる施設を完備する必要を痛感するとともに、適格、迅速な気象の連絡を望みたいのである。なお本県が水防無電がなかった事により、この台風の際に、情報、警報および指令の伝達が極めて不円滑であり、情勢判断による非常活動に支障を来たした事などから、無線通信網の完備と気象専門官の常置が望ましいと考えられたので、35年度より水防無線を設備することとした。今回の台風被害が名古屋市の臨海部および北伊勢工業地帯の長期に亘った湛水のため、海岸堤防のことについて大々的に報道され、ややもすると治山対策が忘れられるような感じもある、治山、治水の一貫した治水対策こそ必要性が大きいのであって特に、本県の中勢および伊賀地区の被害は、山腹崩壊、がけ崩れ等に起因しているのである。これらの河川の水源地帯の地質の大部分は、花崗岩の風化地帯で表土層の、うすい山腹であって、被害は杉、桧、等を植林した地帯に多く、雑木林地の崩壊がほとんどなかつたのにかんがみ、(民有林であるから、経済植林を行う関係もあって、まことに、むつかしいことであると思うが)水源涵養の大乗的見地より、植林の指導にあたり、特に樹種の撰択を充分検討すべきであると思うのである。更に貯砂堰堤、流路工の完璧により、崩壊の拡大を防止し、治山、治水と一貫した水

系別の河川改良復旧を実施して、再度災害を防止すべきであるとの大教訓を受けたのである。

最後に、熊野灘方面であるが、この地方は昭和19年以来、数度の大地震により、高潮の大被害を受け、其の当時、多数の人命をうしなっているので、これ等の経験により、今回の災害の際には行き届いた避難対策が行われ、高さ10米にもおよぶ大激浪で、海岸の公共施設、住家、建造物等、相当多大の損害があったのに比較して、人命の被害が僅少であった事などは過去の貴い試練の賜と思われるのである。これからの事により、今後、水防体制および救助対策の確立と、船舶をも含めた避難訓練を、関係各官公庁と民間とが一体的に実施して、一朝有事の際に人命の損失を最少限度に喰い止めることに万全を期すべきであり、また、今後、災害復旧事業の実施にあたっては、被害の原因等を科学的に充分調査して、再度の災害を未然に防止するよう、一段の工夫をこらし一貫した復興計画を樹立することの必要を痛感した。

第一項　海岸堤防、港湾、漁港等

海岸堤防、港湾、漁港等の被害の原因とその特性等については、運輸技術研究所と運輸省港湾局等により詳細に調査のうえ、中間報告をせられたものは、次のとおりである。

海岸堤防、港湾漁港被害の規模や特性を支配する重要な要素は風、波および高潮であることは云うまでもないのであるが、それらがまた地理的条件と関連して、示す重要度も多分に異って来るものである。

三重県海岸について云うならば、熊野灘海岸は高潮よりはむしろ風と波による被害が大きいし、伊勢海沿岸では高潮と波による被害が大きい。何れの地区についても海岸構造物に関しては、河川の洪水は大きな要素となっていない。

これらの自然条件については、個々の港について異った特性を示していることが多いので、各港別にその特性を述べることにしている。中でも、最も大きな特色の、熊野灘海岸については、台風による支配的な波がS方向であり、此の方向による8～10mの波高によって、大部分の港に大きな被害を生じたと考えられることで、これは前回の昭和28年台風の場合と著しく相異している。また、伊勢湾に面する四日市港附近では、S.S.E～S.E方向の波高3m程度の波によって、被害を生じていると考えられる事である。これらの波の大きさおよび作用には、特に、地形的な効果が大きいことを熊野灘のみならず、伊勢湾内において明らかに見ることが出来るのである。

従って、将来計画については、これらの詳細の条件を考慮した上で決定せねばならない点が多い。本報告書内の各港平面図には現在の段階で考えられる護岸、堤防等の所要天端高(D.L.上)を記入してあるが、これらの値については、なお検討を要するものと思う。(各港別は別項に詳述)

第二項　河　　川

河川堤防は波の影響を考慮する必要が少ないため、基本的なタイプには、海に直面する堤防

のような相違した考へ方はなくともよい、しかし、細部には各種の相違がみられる。やはり海に直面する堤防、あるいは、従来の河川堤防との接続部の設計条件を均衡させるためにもあまりに単位予算額に相違があってはならない。長良、木曽、鍋田などの大きな河川の堤防にも数多の欠壊が見られるが、それらのうちには、堤防が元干拓堤防であって、その上に家屋が建てられていたため、思うように補強できなかつたものが少くない。また、すでに指摘したように、長島町、木曽岬村の様に堤防が竹藪で保護されているような旧堤防のままのところが広く存在している。竹藪が十分に生長し、法面を保護していたところは抵抗力が強かった。とにかく、感潮河川の河川堤防は統一的な設計基準を持って実施していなかったような感が深いのである。今回の被害が発生した時間には、なおいずれの河川も流量は比較的少なかつた。そういう点から考えると、高潮を大きなファクターと考えていなかったようにも考えられる。城南干拓の背後堤は、西側は全面的に欠壊、大破損を生じている。北側は殆んど破損されていない。西側と北側の堤防の高さに差があり、西側は低く完全に溢流したのではないかと思われる。城南干拓の第一線堤防は全面的に欠壊しているから、一時に干拓地に浸入した大量の水は、脆弱な西側背後堤を溢流し、その背後旧城南村に激甚な被害を与えたのである。しかし、その背後堤の存在は桑名市の市街地の被害を緩和するのには大いに役立ったのである。（科学技術庁資料による）

a．破　堤　　b．溢　水

第一線堤防の破潰原因についてはそれぞれの機関で力学的、水理学的検討が加えられているものと思う。ここでは個々の堤防の破壊の原因については述べないことにする。しかし、概括的にいうと三つの要因があるようである。

(1)　堤防上を完全に溢流したと思われるもの。

(2)　溢流はしていないが砕波が堤防天端あるいは背面に落下し、それが原因だと思われるもの。

(3)　動水圧が加わって倒壊したと思われるものとある。

堤防に作用する外力としては、普通高潮の位置のエネルギーに波の運動エネルギーが考えられている。このほかに、今回の高潮は波長極端に大きな単独波であり、その前進に伴う水の運動のエネルギーが考えられる、今度の高潮の各地の観測結果を総合して見ると、高潮は秒速10m以上の速度で前進していることになるので、高潮の内部の水分子がいかなる運動をおこなっているかは明かでないが、普通の波のほかにある程度の運動のエネルギーを持っているわけである。しかし、このエネルギーは転化して観測された。潮位の中にある程度現れていることも考えられる。このエネルギーの相互転化の程度は明かでない。高潮の位置のエネルギー(潮位)は比較的よく観測されている。ところが波については１～２の観測のほか、事実をたしかめることが出来ない状態である。それも波高程度で波圧については観測は一つもないようである。最後の高潮個有の運動のエネルギーについては、要因として考える必要があるのかどうかさえまだ議論された事がないようである。十分実体のつかめない運動のエネルギーこそ、破壊力としてどのように作用したか、まずたしかめなければならない要素である。以上を総括すると、

(1)　破堤の状態を調査分析し、その結論にもとずき外力の体質を、理論的実験的に確定すること。

(2) 研究の結果確定された外力に対応する最も理想的な堤防のタイプ、ならびに材料施工法を決定すること。

(3) 農林、建設など官庁間で設計条件の重要素を統一すること。

(4) 干拓を入植、増反農家だけのものとみなさず、背後地の治水効果を大きく認めることなどである。

第三項 治　　山（砂防）

伊勢湾台風は台高山脈を水源とする櫛田川水系、雲出川水系に被害が集中した。これらの被災地域は集中豪雨に依り、山地の各所に多数の山崩を発生し、溪間を閉塞し、急激な増水により溪岸を削り、巨大な土石流となり多量の土砂礫、流木を一時に押出し、小河川の下流部はことごとく埋没し、沿岸の耕地等は、石礫泥土の原と化し、更に、下流本川に流入し、河床を上昇せしめ堤防欠壊、橋梁の流失、はん濫、耕地の埋没等、土砂礫による被害を助長した事は被災地の現況がつぶさに物語っている。

特に、今回の災害の実体は山地の崩壊ならびに小河川の上流部の荒廃が顕著であり、砂防的事業の被害が甚大であった。

2．砂防被害の状況

山地崩壊および土石流によって起った災害は、総て砂防的被害であるが、山地崩壊に対しては、治山事業として林務課の所管であり、此は別項で述べられるべきものであるから、本項では溪流工事について記すると、次のとおりである。

先づ、溪流の内の砂防指定地に編入されているものと、いないものとの取扱について述べると、砂防指定地であって、既設砂防工作物の被害を受けたものは砂防災害復旧工事として、県工事に採択されるが砂防指定地未編入のものは、県工事として採択の方法がないので、町村工事として申請するほかなく、町村工事のうちには、砂防工事という種目がないので、町村河川災害復旧工事として流路工を申請し、荒廃溪流を修復することとした。

なお、荒廃溪流の溪間に残留せる土砂の流出防止のためには、緊急砂防工事として、別途国庫補助の道があるので72溪流に対し各谷１基づつの堰堤を新設することとし、昭和34年以降、昭和37年迄の４か年間に実施することになった。

以上は、災害復旧対策として直ちに国庫補助の対象になるものであるが、今年の７号台風および、伊勢湾台風の被害によって新に砂防事業の計画を要する溪流が多く発生し、更に既計画中の溪流においても追加計画を必要とするもの多数あり、昭和28年策定の砂防全体計画、102億円が231億円を要することになった。

第四項　港　　湾、漁　　港　（各港別）

港湾被害の規模や特性を支配する重要な要素は、風、波および高潮であることは云うまでもないのであるが、それらが、また地理的条件と関連して、示す重要度も多分に異ってくるものである。

本県海岸について述べれば、熊野灘海岸は、高潮よりはむしろ風と波による被害が大きいし、伊勢湾沿岸では、高潮と波による被害が大きい。何れの地区についても海岸構造物に関しては、河川の洪水は大きな要素とはなっていない。

これ等の自然条件については、個々の港にっいて異つた特性を示していることが多いので、この報告では、各港別にその特性を述べることとする。熊野灘海岸については、台風による支配的な波がS方向であり、この方向により起る8～10mの波高によって、大部分の港に大きな被害を生じたと考えられることで、これは前回の昭和28年台風13号台風の場合と著しく相異している。また、伊勢湾に面する四日市港附近では、S.S.E.～S.E.方向の波高3m程度の波によって、被害を生じていると考えられる事である。これらの波の大きさおよび作用には特に地形的な効果が大きいことを熊野灘のみならず、伊勢湾内においても明らかに見ることができるのである。

従って、将来計画については、これ等の詳細の条件を考慮した上で決定せねばならない点が多い。本報告書内の各港平面図には、現在の段階で考えられる護岸、堤防等の所要天端高（D.L.上）を記入してあるが、これらの値についてはなお検討を要するものと思う。

此の調査は昭和34年12月7日から15日までの間に行ったもので、参加した者は次の通りである。

運輸技術研究所港湾水工部

運輸技官	井島武士
〃	光易恒
〃	佐藤昭二
〃	青野尚
〃	柴山燐彦
〃	土田肇

運輸省港湾局建設課

運輸技官	森本茂男

北海道開発局

総理府技官	荒木一郎
〃	高田陸朗

木　本　港

a. 木　本　地　区

1. 風　　井戸川河口左岸の農地事務所の風向および風速の数値そのものは、機械の故障のため信頼することはできないが、この資料によれば、26日10～19時まではE.S.E.を中心とする風向で、18時は風向S.E.風速最大で30m/sec以上あったとであると思われる。

2. 波　　沖波波高は8～10米程度と考えられるが、周期は不明、波向はS.S.Wであると思われる。鬼ケ城西側に波の集中が目視されており、ここで遡上高は＋12米ぐらいと痕跡より推

図—1　三重県内風向・風速及び潮位

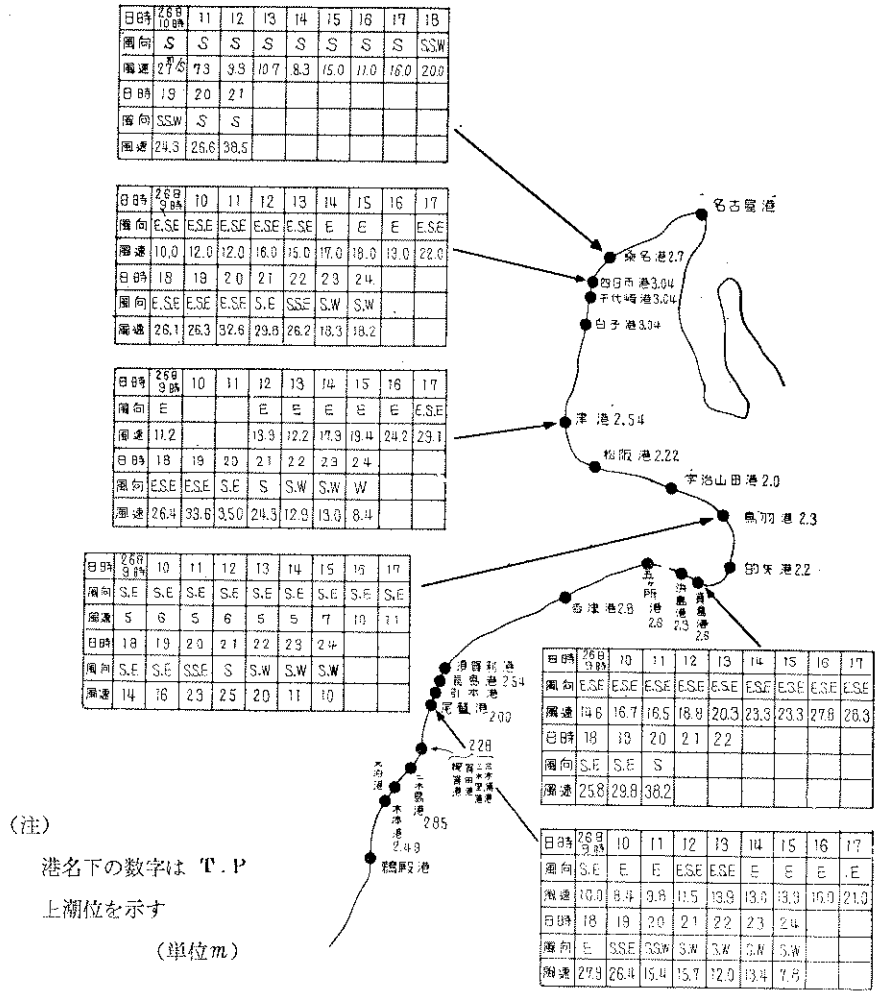

日時	26日10時	11	12	13	14	15	16	17	18
風向	S	S	S	S	S	S	S	S	SSW
風速	27.6	7.3	9.3	10.7	8.3	15.0	11.0	16.0	20.0
日時	19	20	21						
風向	SSW	S	S						
風速	24.3	25.6	38.5						

日時	26日9時	10	11	12	13	14	15	16	17
風向	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E	E	E	E.SE
風速	10.0	12.0	12.0	16.0	15.0	17.0	18.0	19.0	22.0
日時	18	19	20	21	22	23	24		
風向	E.SE	E.SE	E.SE	S.E	SSE	S.W	S.W		
風速	26.1	26.3	32.6	29.8	26.2	18.3	18.2		

日時	26日9時	10	11	12	13	14	15	16	17
風向	E			E	E	E	E	E	E.SE
風速	11.2			13.9	12.2	17.9	19.4	24.2	29.1
日時	18	19	20	21	22	23	24		
風向	E.SE	E.SE	S.E	S	S.W	S.W	W		
風速	26.4	33.6	35.0	24.3	12.9	13.0	8.4		

日時	26日9時	10	11	12	13	14	15	16	17
風向	S.E	S.E	S.E	S.E	S.E	S.E	S.E	S.E	S.E
風速	5	6	5	6	5	5	7	10	11
日時	18	19	20	21	22	23	24		
風向	S.E	S.E	SSE	S	S.W	S.W	S.W		
風速	14	16	23	25	20	11	10		

日時	26日9時	10	11	12	13	14	15	16	17
風向	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE	E.SE
風速	14.6	16.7	16.5	18.9	20.3	23.3	23.3	27.6	26.3
日時	18	19	20	21	22				
風向	S.E	S.E	S						
風速	25.8	29.8	38.2						

日時	26日9時	10	11	12	13	14	15	16	17
風向	S.E	E	E	E.SE	E.SE	E	E	E	E
風速	10.0	8.4	9.8	11.5	13.9	13.6	13.3	16.0	21.0
日時	18	19	20	21	22	23	24		
風向	E	SSE	SSW	S.W	S.W	S.W	S.W		
風速	27.9	26.4	15.4	15.7	12.0	13.4	7.5		

（注）
港名下の数字は T.P
上潮位を示す
（単位m）

定される。防波堤取付部附近（天端高＋10.8米）で最も大きな波が18時30分頃S.S.W.方向から15分間位連続しやってきた。そうして、この附近の防汐堤の裏の人家は相当に破壊しており、砂利が多量に堤を越えていない。昭和28年台風13号およびその他一般の台風の波向はS～S.E.が多い。

3．潮位　　江戸川河口で9.4米の潮位痕跡が、あるがこれは局部的現象と思われる。

4．海岸性状　　防汐堤前浜海岸は、勾配1/10巾100米で方向はS.W.に伸びており、河口は西偏しているが、ほとんど安定した海岸と思われる。前浜の砂の粒径は10～50粍で、熊野川の流出土砂と思われる。堤防前面の砂浜高は東端で＋10～12米、中央部分で12～14米、江戸川左岸附近で10米位である。台風以前と比較して、東端附近は砂利の堆積が多くなり、中央から江戸川河口にかけてては特に大きな変動はないが、勾配は急になった。

5．河川　　井戸川河口は台風により河口閉塞した。その洪水洗量は、200³/sec位と思われ

構造物被害にはさほど影響あるものと思われない。防汐堤東端の小川は流量100m³/sec以下でほとんど問題にならない。

6．構造物　既存構造としては防汐堤のみであったが、天端＋16米の部分は越波も少なかった。中央から東側は天端が低いので、背後の人家の被害も多く、この部分は＋16mに嵩上げする必要ある。しかし、この台風では構造物としての被害は無かった。

7．一般被害　井戸川河口および東端の小川附近が最も被害が多く、東端には主として波による家屋破壊および道路洗掘が見られる。

防汐堤の＋16米の天端高をもつものの背後は、他地区よりの浸入水が入って来た程度で人家の被害もほとんどなかった。

8．対策　防汐堤は大部分を＋16米の天端にし、東端は18米、江戸川河口端は＋13米にして、それぞれ＋16米の天端にする部分と勾配をつける。東端小川の河口には暗渠が出来るようならつける。

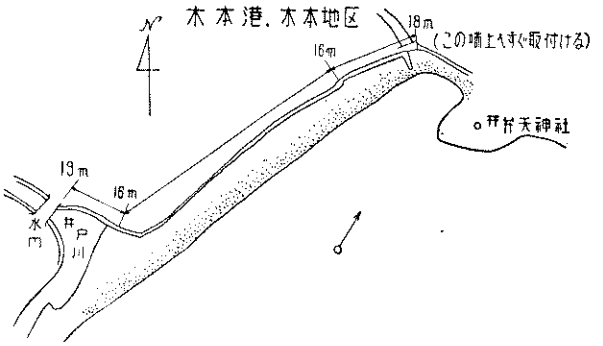

b．大泊地区

2．波　波高は、6米ぐらいと推定する。

3．潮位　大泊川の鉄道橋の右岸橋台5.7米、左岸橋台5.0米の痕跡ある。

4．海岸性状　欠壊性の海岸で、汀附近勾配は1/50、砂の粒径は平均径0.5粍位で色は黄色、大泊川の排出土砂である。伊勢湾台風により西側に砂がかたよった。

5．河川　大泊川の洪水流量は100～200m³/secと思われるが、海岸構造物に対する影響は少さい。

6．構造物　天端8.80米で、表法は、練石積みで、笠石は場所打コンクリートであった。

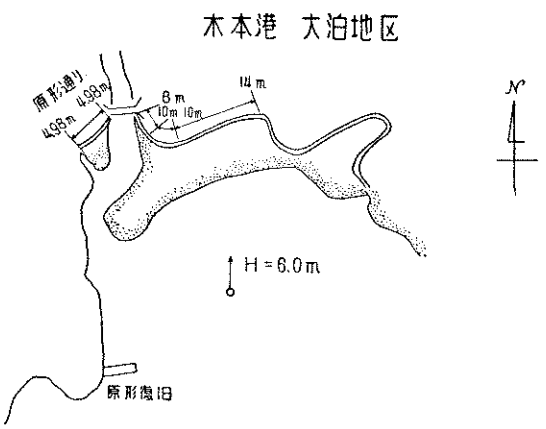

南面する部分100米は全壊し、取付部は低かったため、この部分から最も多く越波したように思われる。洗先の法面張石も沈下している。防波堤は、その先端が滑動し基礎捨石が抜かれているということである。

7．一般被害　河口右岸側も浸水しているが、これは対岸の反射によるものと思われる。この地区は堤防破壊のため、完全に浸水した。

8．対策　防波堤は、原形復旧程度でよいが、堤防は南面する部分は特に高く10～14米とし、橋の所では多少低くてよい。

c．小　泊　地　区

6．構造物　石積防波堤144米のうち、先端部分70米全壊し、先端の燈台をつけたまま相当に滑動しているが、これはS方向の波によって破壊されたものと思われる。この防波堤は明治時代に築造されたもので天端高は3.5米、1～2トンの捨石で天端は場所打コンクリートであった。右岸の短い防波堤は被害はなかった。

8．対策　築造時の設計条件不明であるが、今後の復旧には防波堤に直角に入射する波に対して設計すべきである。

二　木　島　地　区

2．波　防波堤附近で推定波高4米ぐらい、里護岸および東護岸の東半分に当った波が小向護岸に反射したと考えられる。+4.5米の東護岸の斜路附近は完全に波が護岸を越えたと思われる。この港の入口にある英虞崎の高さ+5.0米の所を波が朔上して越えたということである。

3．潮位　痕跡より推定すると二木島駅から小向護岸側は5.1米、東地区では4～4.2米である。

4．海岸性状　東護岸物揚場附近は1/10、これより西側は1/3程度の急勾配で、小向護岸側は1/15程度である。海底は、いづれも転石である。

6．構造物　里防波堤は中詰小石、表面は2～3トンの石張りで、その上に場所打コンクリートがしてあったが、下部が吸出されて上部コンクリートが東側に傾いた。

里防波堤附近をのぞいては、海岸護岸としての被害はなかったが、物揚場は完全に破壊し、鋪装の上にアンカー無しに取付けたパラペットは継目から飛んでいた。物揚場の破壊は基礎石の吸出しによるものと思う。

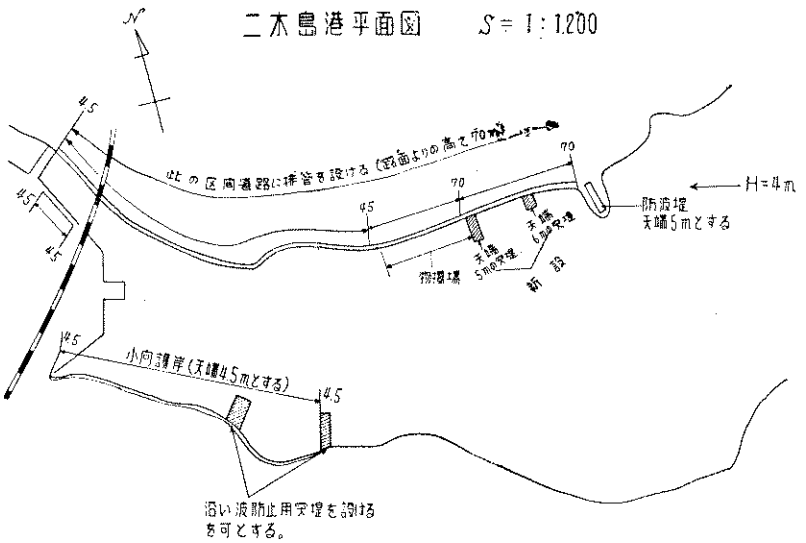

小向護岸は、工事中の部分のみ全壊した。

7．一般被害　浸水は全町におよび、里護岸地区では6戸全壊し、東護岸地区では軽少にして、小向護岸地区では飲滅的家屋被害をうけた。

8．対策　里護岸の天端を7米にし、東護岸は4.5米に嵩上げするにとどめ、里防波堤の天端を5米にするとともに、それより港内側に短い突堤を出すことによって、そえ波を殺しなす、小向護岸への反射波を減殺する。

小向護岸は＋4.5米とするとともに、図のように突堤をつける。構造物の建設にあたっては、特に根固および施工目地に注意をすることが必要である。

甫母漁港

2．波　波向はS.S.E.～S.で最大波高時は6時30分～7時頃と思われ、波頂高は、7.5～8.0米位であったと推定される。東側海岸は波による崖くづれは少ない。西側海岸は高さ＋20米にあった道路が流出し3～5トンの巨石が西側海岸にそって、湾の入口の方から流れて来ているが、東海岸にはあまりない。

3．潮位　＋6.80米位と推定される。

4．海岸　転石海岸で海底勾配は東側1/10、西側1/15ぐらいである。

6．構造物　東防波堤の被害前天端高は＋4.0米で32年度に施工した場所打コンクリートであったが、5時30分頃破壊したということである。西防波堤は明治時代に築造した1.5～2.0トンの石積みで、天端高は＋15.0米あり、今まで被害はほとんどうけたことはなかったが、こんどの台風で全壊した。

7．一般被害　人家は大部分浸水し、海岸に沿うた第一列目の家は全部流失し、その他の家屋も、被害は甚大であり、波の飛沫が強風で、相当に地盤高の高い（＋20米）所までおよんだ。

8．対策　西防波堤復旧にあたっては、崖崩れによって生ずる転石が当ることを考慮し、強固な構造の石積みとし、東防波堤は出来るだけ短かくするが、西防波堤は延長をそれに応じて出来るだけ長くして、港口を狭くする。天端高は＋7～8米を必要とし、防潮護岸の天端高は＋6米でよいと思う。

賀田港

2．波　問題とするほどでなく、波高は10米以下と考えられる。賀田地区護岸を越波しなかったと思われる。

5．河川　古川の洪水流量は4,000m³/sec位である。

6．構造物　構造物として被害は特にな

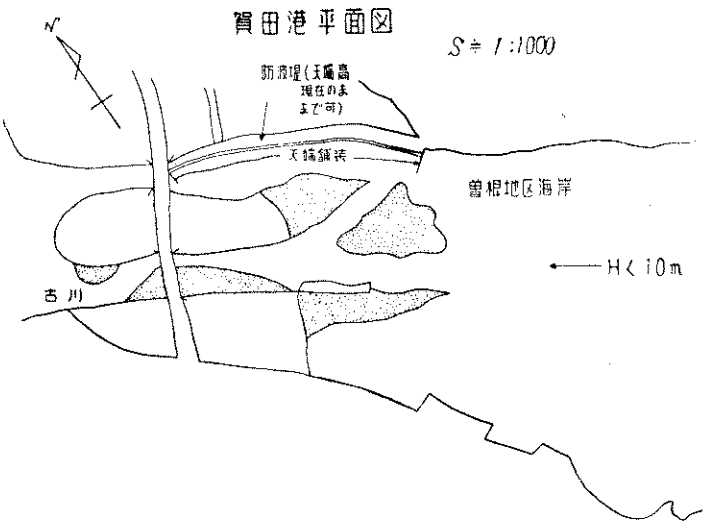

く、木橋の橋台部が多少洗掘された程度である。

7．一般被害　　被害は古川河口附近が多少の浸水があった程度で軽少である。

8．対策　　特に護岸の嵩上げの必要はみとめられないが、古川河口附近は護岸の天端舗装をする必要はあると思われる。

三木浦漁港（古江、梶賀漁港の被害も含む）

2．波　　波頂高は3米位

6．構造物　　石積護岸法先の石が流出したのが護岸破壊の主なる原因と思われる。また練石積の法面がそのまま海側にすべっているのが、いたる所で見られた。物揚場施工中のブロック（1.5×2×1.3m 5～6屯）が飛散している。

7．一般被害　　護岸の破壊したうしろの家屋の破壊は特にひどい。

8．対策　　基礎洗掘による捨石の流出に留意して施行し、護岸天端高は＋4.5～5.0m位でよいと思う。

古江漁港では波高は2～3米以下と思れるが、家屋が一部流出している。

梶賀漁港では2×2×1.5米の基礎ブロックが抜け出しているも、上部工は原形のまま残っている。

三木里港

2．波　　波は、名柄地区で最も大きく、三木里地区に行くにつれて小さかったと思われる。前者で波高4～5m、後者で波高3m位であると考えられる。

3．潮位　　痕跡による推定は5.17mである。名柄地区と三木里地区の痕跡の大さな相異は波の影響と思う。

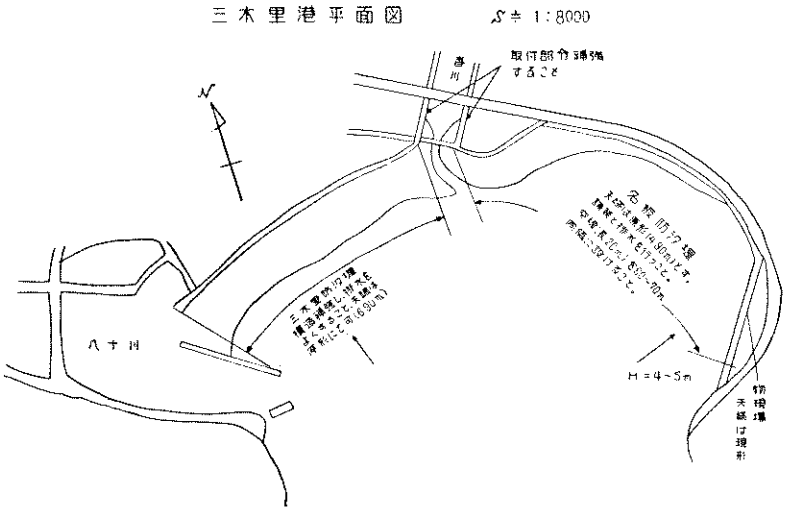

4．河川　　沓川の洪水流量100m³/sec、八十川は250m³/secであると推定される。

5．海岸性状　　名柄地区は前浜狭く、名柄岬から石が流れて来ている。三木里地区は八十川

流出土砂による砂浜が50～60ｍの巾で露出し、0.3～0.4㎜の平均径の砂から成て居る。八十川の流出土砂は平時は三木里から名柄の方へ向って移動しているが、15号台風ではこの反対に流れた傾向あり、沓川は0.2トン～1トンの石の河床であるが八十川の河床は砂である。

6．構造物　　名柄地区の木材物揚場は全壊した。この天端は＋3.00ｍであつた。また、この地区の道路護岸の東部分は護岸の破壊なくとも、裏がほれていた。西部分は、洗先が破壊して、パラペツトが陸側に倒れていた。

沓川の河口の防潮堤と橋との取付け部は西岸とも全壊している。三木里防潮堤は被害がない。八十川河口の古い導流堤の先端の間知石が飛散している。

7．一般被害　　家屋の損傷は目立たない。沓川および八十川河口から海水が浸入したことが家屋浸水の主たる原因である。

8．対策　　名柄地区物揚場は高さは原形と同じでよいが、構造は強固なるよう特に留意して復旧すること、名柄地区の道路護岸の復旧天端高は原形と同じく49米でよいが、道路鋪装と排水を考慮し、洗先の洗掘に留意すること。また、沓川の河川堤防と、護岸との取付けは特に留意すること。

三木里防潮堤は構造の補強を考え、天端高は原形のまま6.90米とし、天端を越えた波の排水に考慮すること。

尾　鷲　港

1、風　　測候所資料（別紙参照）

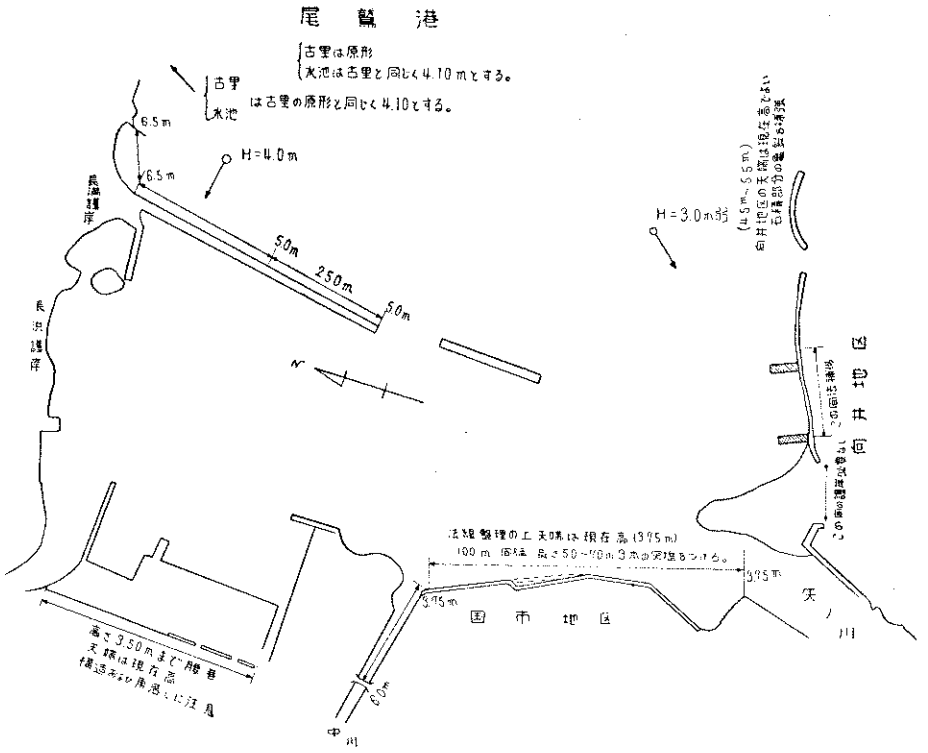

18時10分S.E.28.1m/secが最大であった。

2．波　古里、水池地区5～6米、この波が国市、向井地区に反射して3mぐらいあったと思われる。防波堤前面で4.0米ぐらいであろう。

3．潮位　検潮儀は故障に付き推定で19時に3.10米となる。

4．海岸性状　水池古里地区は前浜がない。国市防潮堤附近の海岸は0.4粍ぐらいの平均径をもつ砂浜で、その勾配は1/20である。矢の川河口は0.4粍ぐらいの砂で中川河口に近づくにつれて粒径が大きくなり中川河口は砂利である。この地区は、近年次第に汀線が後退しており、伊勢湾台風では10米ぐらい後退した。向井防潮堤附近の前浜は次第に消失しつつあり、欠壊性の海岸で、矢の川河口の方向に砂が移動しているが、矢の川河口は殆んど移動していない。

中川の左岸の砂利の州は護岸築造後次第に減って来ている。

防波堤の内側、すなわち、ふ頭附近の海底は泥である。

6．構造物　向井防波堤は、多少越波したるも背面が畑地なるため問題とするほどでなく、西よりの石積法面に亀裂があり、根固めおよび、法先の砂が流出している。

国市防潮堤　中央部分の旧堤と新堤との継ぎ部分が破壊しており、これより南の部分では砂が天端を越えており、この破壊部分の前面で等深線が陸側に入りこんでいるものも、この破壊の原因と思われる。この破壊は洗先の洗掘が決定的であったと思われる。

長浜、天満護岸は石積がところどころくづれている。防波堤の被害はほとんどなく、古里護岸のブロツクヤードの前面は欠壊している。

7．一般被害　人家の被害は軽少であった。長浜、天満護岸の海岸に面した附近の人家に多少被害があった程度である。

8．対策　向井防潮堤　そえ波を消して法の洗掘を防ぐために突堤を二本ぐらい出し、矢の川河口によった石積部分の亀裂を補強し、その法先の補修すること。特に天端高を原形より上げる必要はない。

国市防潮堤　法線を整理して円滑にし、100米間隔で長さ50～70米の突堤を3本ぐらい出し、天端高は原形3.75米でよい。ただし、中川河口からその上流の橋までは勾配をつけて次第に高くし、橋の所で+6.0米とするとよい。

物揚場背後の防潮壁　天端は現在高、高さ3.5米まで腰巻きをなし、構造および角落しに注意すること。

長浜、天満護岸は原形復旧とする。

防波堤　根本開口部を締め切り、根本を6.5米とし、それから勾配をつけて+5.0米におとす。港口の位置は再検討の余地がある。できれば、もつと南に港口をもうける。

古里は原形復旧、水池地区は古里地区と同様4.10米とする。

須賀利漁港

2、波　尾鷲市須賀利町の西端側貝殻地区で3～4米、湾奥に行くにつれて下り漁市場附近で1～2米ぐらいで、この奥では反射波があったと思われる。

4．海岸性状　　砂浜なく、1/5～1/10の石塊海底である。

6．構造物　　三木浦と同じような構造物の形状で、その被害状況も、同じであるが、三木浦より被害は大きい。

7．一般被害　　海岸の第一列目の人家は殆んど被害をうけているが、護岸のこわれていない所の人家は被害も軽少である。人家300戸のうち100戸が被害をうけたという。

8．対策　　三木浦とはほとんど同じく洗先の石の吸出しに特に注意して護岸を復旧すること。特に貝殻では波が強いから波のエネルギーの吸収を考えることが必要である。

市場附近でパラペットの天端を更に1.5mぐらい上げて＋5～5.5米とし、貝殻附近で＋7米ぐらいにし新浜では＋4.0米ぐらいでよいと思う。

引　本　港

2．波　　波高は沖波が6～7mと推定され、その方向はS.E～S.S.Eであると思う。小山から猪の鼻の海岸にそう波が大きかったと思われる。引本浦は廻り波によるもので、波高は1米ぐらいであったと推定する。

4．海岸形状　　銚子川からの排出土砂により砂利海岸で、小山海岸の砂利は近年減少の傾向にある。河口の閉塞は銚子川の砂利によるもの思とわれる。一般には、この河口は、砂利で閉塞しているので、波がこの部分で減殺されるので相賀浦は被害がない。しかし、伊勢湾台風では流量が多かったため、河口が開さ、そのため波はさほど減殺されることなく相賀浦海岸にきたので、被害が特に大きかったものと思われる。また、相賀浦の対岸は、この部分より、1米も高い護岸があったのでそれによる反射波がここに集中したものと思う。

5．河川　　船津川の洪水流量1,000m³/sec、銚子川は1,700m³/secである。

6．構造物　　引本浦前面の防潮パラペットの狭壁のない西端部分が崩壊し、長浜附近の石積み護岸および、引本浦市場前の物揚場が海側にくづれ落ちまたは傾斜した。引本浦前面の防潮パラペット（天端高＋5.3m）の扶壁のある部分は被害なく、背面の人家も被害なし。

引本港平面図

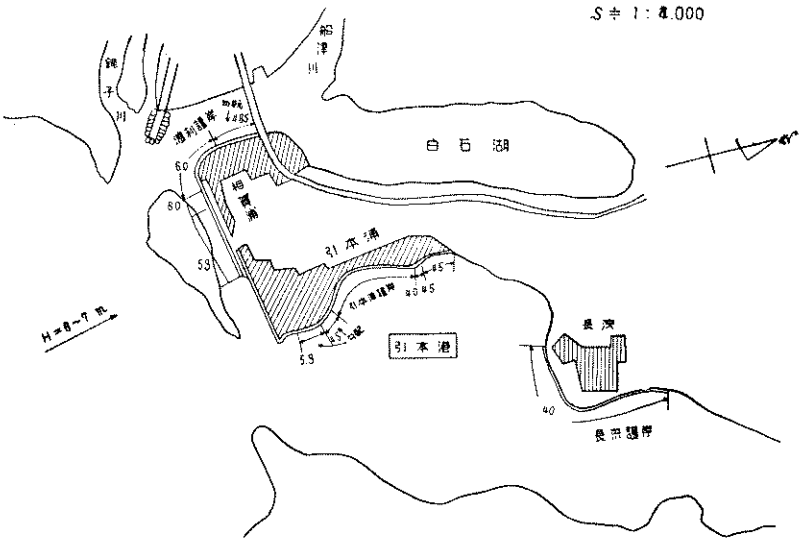

7．一般被害

相賀浦の河口の偶角部分の人家は全壊、相賀浦以外での人家の被害は浸水を除いて軽少であ

った。

8．対策　相賀浦の偶角部は対岸より高いパラペツトを取付け、＋6.0米とし、それから引本浦前面のパラペットまで＋5.3米とし、扶壁を必ずつけるべきである。引本浦市場附近は、パラペツトの高さを＋4.0米とし、長浜護岸は＋4.0米とする。なお、引本浦護岸の南端は＋5.3米のパラペットに勾配で取付け、北端は＋4.5米とする。

引本浦護岸は洗先の洗掘に注意し、できれば、パイルを打つこと。

長　島　港

2．波　周期は16m/sec、波高は、東長島前面で8米、波間は、S方向と考えられる。波の周期は、8㎜カメラによる台風時夕刻の撮影より推定すれば、この写真で波長は東長島の前面で16.0米ぐらいと思われる。東長浜の9米の堤防を波が越波して砂利を後に投げ込んでいる。波は赤羽川より北側の＋9米堤防および萩原川北部の＋4.00米防潮堤附近が最も大きかったようである。また、上記撮影フイルムによると（3時～3時半頃）長島および東長島の＋9米防潮堤を南から北にそうて波が走るのを見られる。

波高は、防波堤附近5米、横町堤防前面7～8米、東長島附近8～9米、名倉川口で＋80米、それから次第に下り、偶角部で5米ぐらいであったと推定する。

3．潮位　赤羽川の長島橋の奥で＋3.54米、漁市場の後で＋3.50米の潮位痕跡があった。

4．海岸性状　防波堤附近は岩盤床であり、横町堤防前面は1/20の勾配をもつ砂利床の海底である。

赤羽川河口には左岸から右岸に向って伸びている砂利があり、流心は右岸寄りである。そして、この砂浜のため左岸は天端＋4.00米の石積（右岸は＋4.40米）なるも被害全くなかった。

東長島の9米護岸前面は1/10勾配の砂利床でその粒径は20粍以下であるが、この前浜は昔は相当巾があったということである。伊勢湾台風によつて15米ぐらい汀線が後退し、現在は20～30米の巾である。赤羽川河口の左岸突堤は取付部の砂が次第にとられて来ており、この海岸は欠壊性の砂浜である。

名倉堤防（萩原川東側）の前面は、1/5の勾配で、道路からこの堤防までは1/20の勾配の礫浜で、この前面の浜は伊勢湾台風で10～15米ぐらい後退した。

赤羽川から出た砂利は名倉海岸偶角部より東にも廻って来ている。

長島湾より東の古里、海野海岸の砂利も15号台風で東に向って移動した。

5．河川　赤羽川1,160m^3/secの洪水量がある。

6．構造物　江の浦防潮堤学校前の護岸前の海底勾配は2/3位で非常に急であるため、台風以前より少しづつ洗先がくづれていたが、そこに台風が来て石積が多少欠壊した程度で、被害は軽少である。この護岸の原形天端は＋3.2米である。その他港内には被害はない。

中島防潮堤　港口近くの網干場前の護岸が138mにわたって全壊した。この原形は天端＋2.70米、練石積の上にパラペツトの場所打コンクリートであったが、この部分は、昭和28年の13号台風でも被害をうけた。その他は漁業組合の石油桟橋のブロツク積みが飛散した程度で、

特に被害はない。

防波堤および入江防潮堤は被害がなかった。

横町堤防　+5.0米の天端高をもつ部分は、中間約100米にわたって全壊、このうしろには20米巾の潮遊びがあった。+9.00米の天端高を有する部分は被害がなかった。これには、隔壁がついており、天端は工事中でコンクリートが打ってなかった。

東長島前面の9米防潮堤　赤羽川側の堤防がくづれて、中間に30米にわたって全壊したか所があった。この堤防は隔壁がなく、表裏の法面共にコンクリート打ち、天端もコンクリート鋪装してあった。これは、中詰の砂利の沈下で天端の下が多少空洞になっていたところに台風をうけたのではないかと思われる。

名倉防潮堤　+7.00の天端高の部分は被害なく、+6.50と+4.00の所は全壊し、パラペットは道路近くまで飛散していた。

名倉木材用物揚場　これは全壊した。

7．一般被害　　横町堤防の背後の人家および名倉地区の人家が大きな被害をうけたが、他は浸水以外に大きな被害はなかった。

8．対策

江の浦防潮堤　全域にわたって天端高を+4.0米とする。対岸の入江部分も同じく+4.0米とする。

中島防潮堤　網干し場附近は+6.0にパラペットの天端を上げ、その港の内側端より江の浦橋根本まで勾配をつけて下げ、橋の所で+5.0米とする。

防波堤　先端は+4.0米取付部を+6.0米とする。

入江防潮堤　港口によった部分のみ、+6.0米にする。

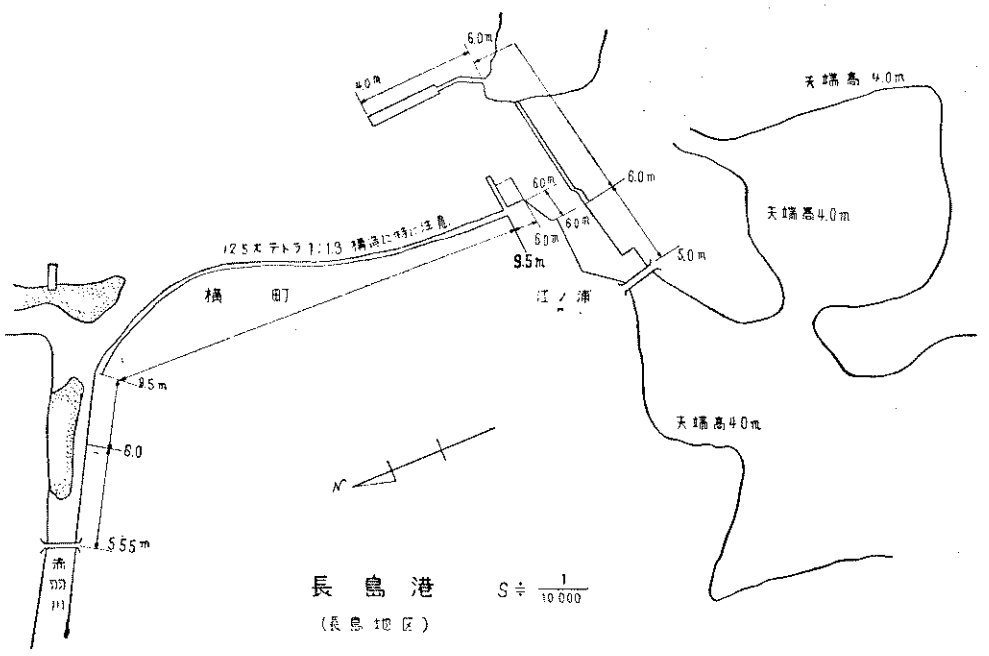

横町堤防　全面的に天端を＋9.5米にし、その前面に１：.13の法勾配で12.5トンのテトラポットを投入し波を減殺する。赤羽川と取付けは、偶角部を完全に廻ってから勾配をつけて橋台に＋5.55米で取付ける。

呼崎堤防　天端高＋9.5米、その前面に１：1.3の勾配でテトラポットを投入し、赤羽川との取付けは、一旦、萩原川で6.0米に勾配をつけて下げた後、前記同様＋5.55で勾配をつけて赤羽川の橋に取付ける。河口の防砂堤はその根本を堤防に取付けることなく開けておく。また、＋9.5米の天端高の堤防の前面には、短いブロック突堤を２本設ける。これは法先の砂の流失を防止するためである。

名倉防潮堤　法線を約20米下げて突堤をその前面に80～100米間隔に出す。この突堤の長さは、東偶角部で40米ぐらいとし両端で零となるように西にゆくにつれて次第に短くする。天端高は西端で＋6.5米、東端で＋5.0米になるように勾配つける。

名倉物揚護岸　＋4.0米の天端高とし、一端は道路に取付ける。

長　島　港

（東長島及び名倉北区）　　$S \fallingdotseq \frac{1}{10,000}$

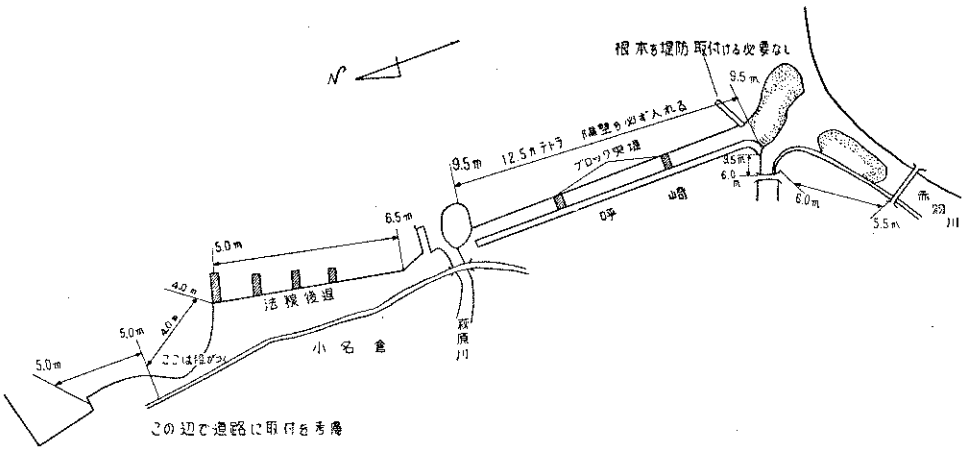

吉　津　港

１．風　　最多時間風向はE.S.E.で26日９時～17時に生じた。10分間平均最大風速は約30m/secで９時～20時に生じ、その風向はS～S.S.E.であった。（風速は大王と尾わせの資料より推定）

２．波　　台風時波高は、S.S.E～S.E.方向で約1.0米と推定される。

３．潮位　　台風時最大潮位＋3.84米（D.L.）であった。

４．海岸状態　　砂浜なし。海底勾配1/2～1/10(河口部の浅瀬を除き急に深くなっている)西岸は岩盤に露出している。防波堤の設置を希望している地点には与崎の鼻より東向に約200米にわたり浅瀬（h≒－10米）がある。湾口はS.S.E.に開いている。

５．河川　　村山川は河口部で河巾約55米で台風時流量は約100m^3/sec、河内川は河口部で

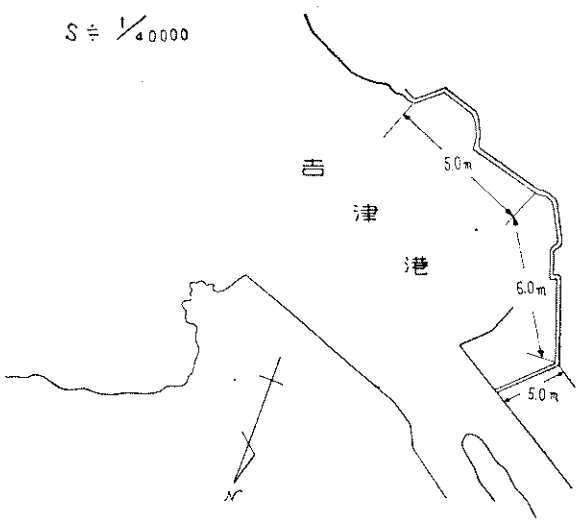

吉　津　港

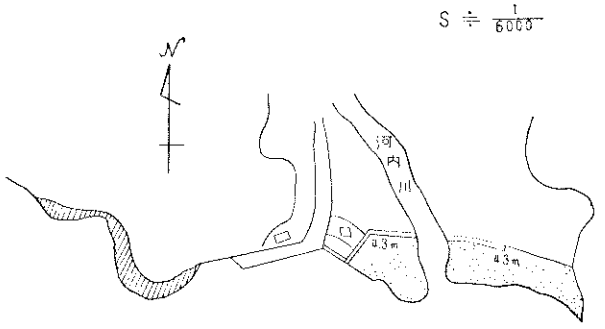

河巾は17米である。

6．構造物およびその障害

神前防潮堤　天端高は4.8m（D.L.）で石張

全壊は2か所生じているが、老化によるものと思われる。

半壊は2か所であるが全般的に老化して、継目が、ゆるくなっている。

船溜防波堤　天端高30m（D.L.）

天端高が不足のため、防波効果がない。

河口部が一部分破堤しているが、これは内側に被覆がないためのようである。

南岸（防潮堤のない部分）

前面は高さ2.5米（D.L.）の道路で浸水により家屋がわずか破損している。道路は建設省で復旧する予定（現在は前端は石積である）河内川河口部堤防は天端は洗掘により半壊している。

7．一般被害　防潮堤破堤部の家屋は全壊および半壊し他は浸水約1米（排水口、破堤部および南岸の道路の所よりの浸水とみられている）

8．対策　被害の原因は神前堤の老化によるものと思われる。護岸の建設にあたり排水口に注意する必要がある。南岸の道路部もパラペットが必要で河内川河口の堤防は補強のみでよいとおもう。

五　ケ　所　港

1．風　最多時間風向はE.S.E.で26日9時～17時に生じた。10分間平均最大風速は約36m/secないし35m/secで20時～21時に起り、風向はSであつた。（風速は大王と尾わせの資料より推定）

2．波　湾型より台風時波高はS.S.W.方向で中津浜は約5.5米、五ケ所浦は先端部で約1米港内護岸部で約0.5米程度と推定される。

3．潮位　台風時最大潮位は＋3.60米（D.L.）であった。

（港内護岸部の漁業組合の所）

4．海岸状態　砂浜は全般的に極めて少い。中津浜は軟岩露出（中央部）護岸の前面は砂浜（砂礫）北部は平坦な砂浜、南部は砂礫まじりである。飯満は赤土の崖（浸蝕）崖上は家屋および畑である。港内（中津浜より奥）水深7～17米で各所に浅瀬が散在している。

5．河川　五ケ所川は、ほとんど影響がなかった模様である。

6．構造物およびその被害　五ケ所浦は構造物の被害はなかった。

その一の地区　石積護岸は高さ2.6米（D.L.）で工事中の所で家屋に浸水した。

その二の地区　先端（＋4.3米）部は、被害ない、背後浸蝕もない。

飯満地区　（＋3.4～4.5米）天端不足により背後浸蝕している。

木谷地区　破損はしていないが、石積護岸が老化しているので危険な状態である。（災害復旧の行なわれていない所）

中津浜地区　その一　高さ＋8.0米の天端に砂が打上げられている。上部はパラペットが転倒した。

その二　高さ＋7.20米の護岸が全壊している。前面にパラペットがなく、構造は、その一と少し異る。

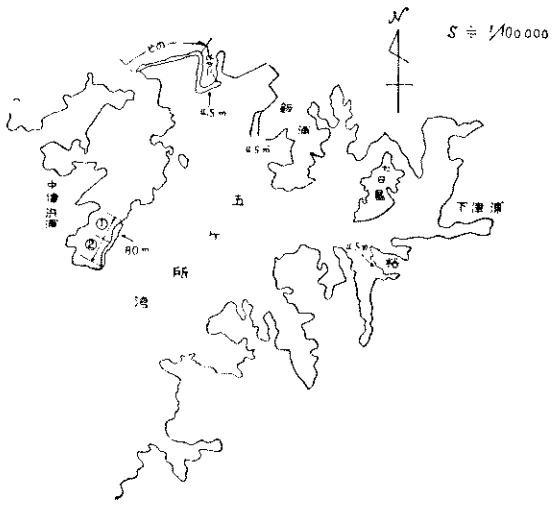

五ケ所湾東岸　建設省の既存堤（＋4.2米）破損はしていないが、下部が石積なので老化すると破損のおそれがある。

7．一般被害　五ケ所浦（湾港地区）の東岸のみ既存構造が弱体であるため浸水している。家屋の一部破損を生じた。

8．対策　中津浜および飯満地区は、護岸の高さを更にあげないと危険である。特に中津浜は、強大な波力を考慮して構造にも注意が必要である。

木谷地区は、波はほとんど考える必要がない。

五ケ所浦の先端は護岸の直後に家屋がなければ現況でまず妥当な高さと思われるが、直後に構造物をすると少し嵩上げが必要である。上流部の河川堤防は嵩上げする必要ある。

浜　島　港

1．風　大王崎の観測資料によると、最多時間風向はE.S.E.で26日9時～17時の間で生じている、10分間最大風速は約35m/secで、風向はSで時間は20時頃起った。

2．波　S～S.S.W.より来襲、外海の防潮壁の所でも6米程度の波高が考えられる。港

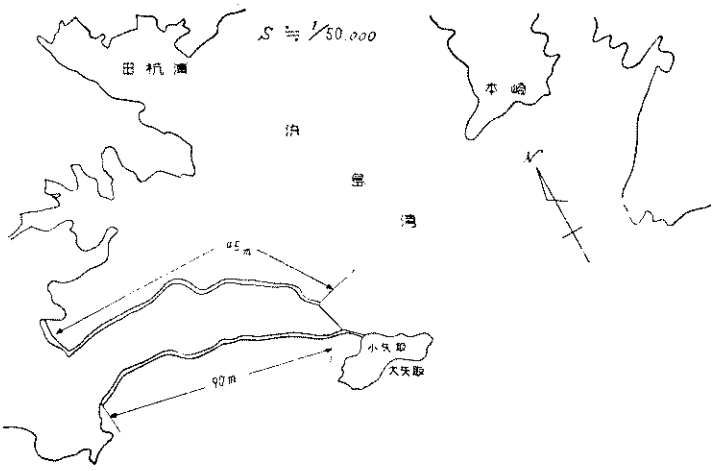

内の護岸前ではほとんど波はなかった。普通の悪天時でも路面にしぶきが打ちあげる。

3．潮位　港内護岸附近で最高3.3m

4．海岸状態　外面に面したところでは全般的に背後のがけは軟岩で越波により破壊され路面に軟岩の崩落土積る。ところどころこの崖の切れたところがあり、このため背後の低地に土砂流が浸入して大被害を受けた。汀線部には砂浜はあまりみられなかった。ところどころ岩盤が露出していた。海底勾配は1/20～1/10、背面は＋3.2m程度で前面より次第に斜面となつて地盤が低下している。なお、当港はS.W.の方向に開いた湾に突出しているので波の当りが極めて強い事が予想される。

6．構造物およびその被害　構造物自体には被害はない。背後の崖に切れ目のある所は背後にも護岸が必要である。

7．一般被害　崖の切れ目より土砂流の浸入により、水産試験場附近は被害はなく、西寄の崖がない路面とほぼ同一高さに家屋のあるところは、越波により家屋破壊、港内側は天端高不足のため、全般的に床下浸水をした。

8．対策　沖に防波堤を設ける案もあるが、防潮壁の背後は道路であるから、この護岸の強化と嵩上げすることができるのである。背後の崖が切れた所は、道路の背後にも被覆された護岸が必要で防潮壁は、高さ少くとも9mは必要と思われる。

賢　島　港

1．風　大王崎の観測資料より推定すると、最多時間風向はE.S.E.で6日9時～17時に生じた。10分間最大風速は約35m/secでS方向、時間は0時頃に生じている。

2．波　湾型より考えS～S.S.W.で波高は約0.5米

3．潮位　台風時最大は＋8.68m（D.L.）であった。

賢島港

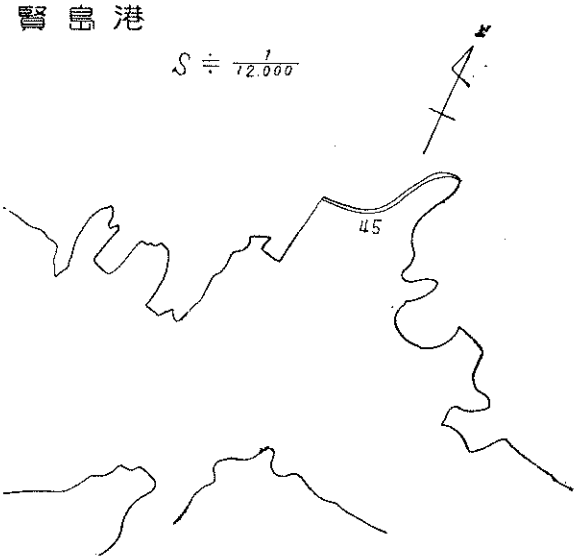

4．海岸状態　海岸線はほぼ全面石積護岸であり、その背後がすぐ道路となっている。海底勾配は、約1/2～1/5で軟岩と思われる。

6．構造物およびその被害　石張護岸の天端高が低いため、波高は小さかったが約60糎浸水している。石張護岸の被害もび小で約40糎程が半壊している。

7．一般被害　家屋浸水のみで破損家屋はほとんどない。

的　矢　港

1．風　大王崎の観測資料より推定すると、瞬間最大風速は、61m/secで、20時に起り、風向はS.S.W.と考えられる。

2．波　E.S.E.の風によって湾口部には非常に高い波が立ちうる。波高は湾口外側では約6米ともなりうる。平時の悪天時でも湾口附近には、2米程の波があって舟がよく難破する。この波は、堅子町および千賀町には直進して作用する。しかも畔蛸その他にはあまり影響を与えないだろう。S～S.W.の風による港内の波浪も1.3米程度になりうる。畔蛸の護岸が約1.0の余裕を有したにもかかわらず、背後先掘を大規模に生じたところより推測すると湾内発生波および湾口よりの浸入波により15～2.0米の波高となったことが推測される。

3．潮位　鳥羽港より推定すると20時30分頃最高潮位で約D.L.＋3.2米と考えられる。

4．海岸状態　非常に凹凸の多い湾で水深は全般的に急に深くなっている。砂粒はあまりなく、汀線はほとんど礫より構成されている。的矢三賀町は急激に深くなつて水深7～8米となる。

5．河川　池田川等小さな河川があり、洪水時は上流がたえずはん乱している模様である。

6．構造物および被害　的矢地区＋3.4～4.0米の護岸が地盤沈下対策で一部建造されているが、残りが＋2.6米の石積の極めて老化した護岸であったので、各所が破壊して、直後の家屋が破損した。

渡鹿野地区　＋3.5～2.5米のかなり上等の石積護岸であるが各所が越波により背後浸蝕を受けている。完全に破壊した所もあるが残つている部分が大部分である。この被害状況より推測すると波はせいぜい1～1.5米程度であろう。

三ケ所地区　200米程度＋0.5米のコンクリート護岸が完成しているが、残部は、2.3米ぐらいの極めて老化した石積護岸で平時でも満潮時の時は水面すれすれの時がある。

堅子町　石積の護岸（＋3.5米）が6.0米ぐらい全壊、石積の上にコンクリートパラペットを

うつていて＋４～4.5米の所は残っているが背後が少し浸蝕されている。

千賀町地町　コンクリートまたはブロツクの＋4.6米の護岸があり、被害は少なかった。

畔蛸地区　＋4.5mの石積またはコンクリート護岸の背後は土であるため、各所に背後浸蝕線を生じている。

間瀬地区　護岸の高さがはつきりしないがパラペットのないところで、3.5米パラペットのある所で＋4.0m程度のコンクリート壁があるが、ほとんど被害はなかった。

7．一般被害　的矢地区の家屋の破壊は一番ひどく、三ケ所地区も護岸が極めて低く老化しているので浸水はひどかつた模様である。畔蛸は家屋が海岸線より少し後方にあるので破壊は少なかったがかなり浸水を受けている。

8．対策　的矢海岸、Eに面している所では＋4.5米でも不足の感じがするが、Sに面している所はこの程度でよいであろう。畔蛸は4.5米程度の天端高が必要であり。三ケ所＋4.0米、渡鹿野＋4.5米、堅子＋5.0米程度の天端高がそれぞれ必要なものと思われる。

鳥　羽　港

1．風　最多時間風向は、26日９時～19時に生じE．S．E．であった。10分間の平均最大風速は約25m/secで、21時に生じた。その時の風向はSである。

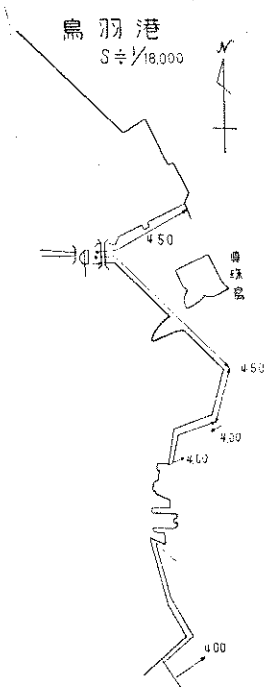

2．波　荒天時の波の来襲方向はN．E．で、台風時はほとんど波はなかったものと考えられる。

3．潮位　台風時最高潮位は、港附近でD．L．上＋3.20米加茂川河口で、D．L．上＋3.04米である。生じた時刻は20時30分である。

4．海岸状態　全海岸にわたり、石張またはコンクリート護岸が設けられている。海底はヘドロのような軟弱地盤である。岩盤は－29米の所である。

鳥羽港は、港口を北へ向け、北東方向に坂手島があり、また東には権現堂崎があるので、地形的に、外海から遮断された形である。そして、港背部に加茂川の河口がある。

5．河川　加茂川の流量は、約150m³/secで、影響はほとんどない。

6．構造物およびその被害　海上保安署前の物揚護岸（＋2.80）の前端が一部破壊し、その他は被害はなかった。神鋼電機横の護岸表面が多少洗掘されている。

7．一般被害　全般に護岸天先端が低いため、底地の家屋は、かなり浸水した。昭和28年災害のときは、床下１米の浸水だったが今回は、約20糎の浸水程度にとどまった。

8．対策　(イ)　現在施工中の国道改良工事が完成すれば、それにより鳥羽港奥の西岸は、だいぶ保護される。路面が2.64米、パラペット部が＋3.04米である。

(ロ)　全般に、護岸天端が50糎位不足している。

(ハ)　真珠島行の船の出る岩崎桟橋を、N．E．方向へ20米延長する計画がある。

(ニ) 市内を流れ、志摩電鉄の下をくぐり、水族館横にて、海へ流出する小さな河川があり、高潮時には潮が、この河川へ流入して、市内へ浸水するおそれがあるため、志摩電鉄橋附近に、水門を設置するとよい。

(ホ) 道路部のパラペット嵩上げの際、支持力の再検討の必要ある。

(ヘ) 物揚場として使用する部分は、パラペットの位置が問題である。

宇治山田港

1．風　　最多時間風向E．S．E．では26日の9時～19時に生じ、10分間最大風速は25m/secで21時風向はSであった。

2．波　　台風時波高はN～N．E．方向で約2.5米と推定される。

3．潮位　　台風時最高潮位は20時30分＋3.080米（D．L．）であった。

4．海岸状態　　五十鈴川と勢田川とが海岸部で合流し、そこが宇治山田港となっている。二見海岸は、白黒色の砂浜で（数100μ程度の細砂）勾配は約1/20、浸蝕がはなはだしく、各所に突堤がある。前面に砂浜約数米を残し、その背後に、3.5～4.2米の防潮堤がある。この砂浜の浸蝕は、現在でも、なおはなはだしいらしい。石積突堤の崩壊か所もある。港口部に砂丘があるがこれは現在次第に浸蝕されている。防潮壁の北端がこれに取付てあったらしいが、現在では数10米の間があいて、満潮時はこの間の浜は水没する。

5．河川　　五十鈴川の河川流量は台風時相当あったらしく二見町の浸水は、この河川の増水によるものとみられる。台風時水位3.1米、勢田川の河川は影響は少なかったようである。

6．構造物およびその被害　　二見地区防潮堤（旅館街前）は＋4.2米のコンクリート防潮堤で多少越波はあったらしいがその背後に、もう一段パラペットがあるため、浸水も少なく家屋被害はほとんどなかった。このコンクリート防潮堤前面が、少し破損した程度である。

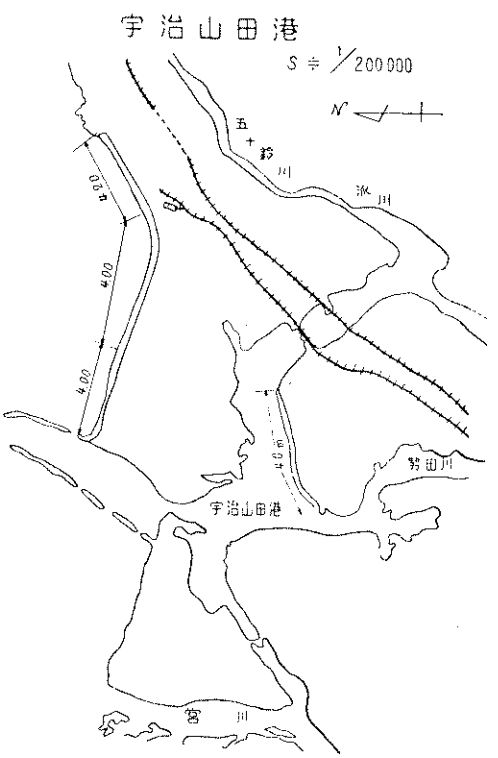

海水浴場附近　　＋3.8米の石積の防潮堤あり、背後も4.0米ぐらいの巾で勾配も1/20の砂浜で、越波により、その砂浜は浸蝕を受けている。この防潮堤の被害は一部石積が壊れている程度、この地点より西岸は、石積の防潮堤がありその末端は、砂丘に取付けてあったが、砂丘が浸蝕されて取付部が口を開き、そこから防潮堤背後地（砂浜）へ海水が入ってきた。

宇治山田港内　＋4.0～4.5米の防潮堤が

ありそれにより高潮の浸入は、防がれている。構造物の被害はない。一色町の岸が一部破損した程度である。（背後は水田）

7．一般被害　五十鈴川、川辺の家屋は浸水を受けた。

海岸地帯は、旅館街を除き他は、防潮堤背後に相当巾の広い砂浜があるため、海岸の浸水はまぬがれている。

8．対策　防潮堤が、浸蝕性の砂浜上に作られているため基礎を十分考慮する必要がある。また、県の計画では、防潮堤を＋7.20米に全長に渡り、嵩上げするらしいが、＋7.20米も必要なく、＋4.0米～4.2米でよい。

松　阪　港

1．風　最多時間風向はEで、26日 9時～16時に起った。10分間の平均最大風速は、約30 m/secで、20時に生じた。その時の風向はS．S．E．であった。

2．波　北に港口を持った港で、平時はE～N．E．台風時の波はN．E．より来襲し約＋2.5米と推定される。

3．潮位　台風時最高潮位は、D．L．上＋3.480米で、20時30分に生じている。

4．海岸形状　港湾前面は、防潮堤により、防護されている。南岸に金剛川があり、河口部に大きな砂州がある。今回の台風時の出水でも、これらは消失しなかった。

5．河川　南岸に金剛川、北岸に阪内川があり、河川堤防は＋5.0米である。

6．構造物及びその被害　護岸（物揚場）背後のパラペットが＋3.5米であったので、かろうじて、浸水をまぬがれた。構造物の被害及び背後地の被害はなかった。

津　港

1．風　津測候所の記録資料より推定すると、26日 9時～16時にEの風 10～20m/sec、17時～19時、E．S．E．約30m/sec、10分間の平均最大風速は、S．E．方向約35m/secで、20時に起っている。

2．波　来襲方向の防波堤の方線方向は、E～E．S．E．波高は3.0米である。

3．潮位　台風時最高潮位はD．L．上＋3.80米で、これは県の資料で、東大の調査ではD．L．上＋3.5～3.8米である。

4．海岸状態　南岸は砂浜で、巾 50～60米（推積性）海岸勾配は水深5～

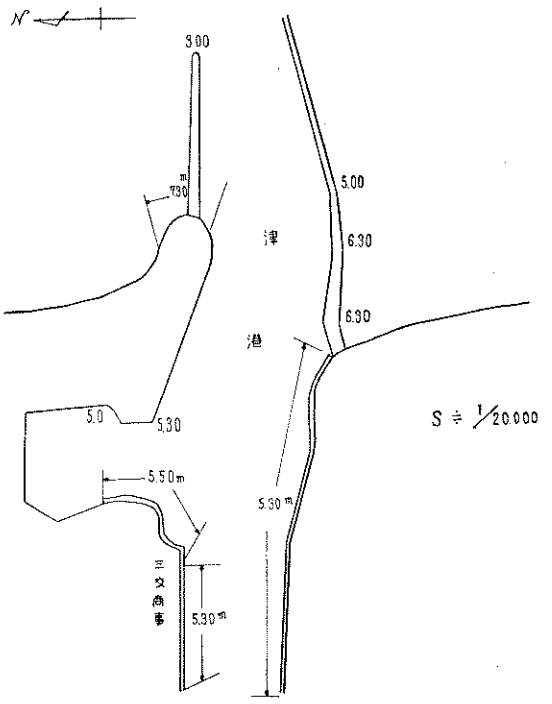

10米のところで、勾配は約1/200である。北岸はわずかに砂浜がある（欠壊性）勾配水深5～10米のところで、勾配は1/150である。北岸は、+7.3米のコンクリートの防潮壁がある。南岸は砂浜の背後に、前面のみ舗装された。土堤、これは芝ぼりであるが、ほとんど浸蝕されていない。港は岩田川の河口に位置している。北方2.5粁に安濃川、志登茂川がある。南方5粁に雲出川古川が8粁に出雲川がそれぞれある。

5．河川　河床勾配は上流で1/2,000、河口は平坦である。感潮部は河口より約1粁。岩田川は流量190m³/secで、本流より100m³/secが安濃川より放出90m³/secが流入する。安濃川は650m³/sec（計画洪水量）。志登茂川は260m³/sec（計画洪水量）。

6．構造物および被害　(イ) 防波堤（+3.0米）のつけ根と海岸堤防（+7.3米）との接合部で、石張りの表面が破損している。この附近の高さは+6米ぐらいである。

(ロ) 舟溜の少し奥にある水向の附近が破堤している。これは水門防護のための、防波堤（石張）が破壊したため、その取付部が洗掘されて、全般的な破壊を生じたものである。

(ハ) 海岸堤防自体には被害はなかった。

7．一般被害　全般的に床附近迄浸水しているが、これは河川よりの浸入かもしれない。

8．備考　港内は48米～53米(現在)であるが、防波堤の嵩上げおよび延長を行なう事によって、全般的に+5.0米～5.5米程度の天端高におさえられるよう。上流の河川堤防現在+3.9米であるが+4.8米に嵩あげる予定である。（建設）

千代崎港

1．風　四日市の記録資料より推定すると最多時間風向はE.S.Eで26日9時～20時に生じた。10分間最大風速は約32m/secで21時、風向はS.E.である。

2．波　この港は伊勢湾に直接面して居り、波高はS.E.方向で約3.0米と推定される。

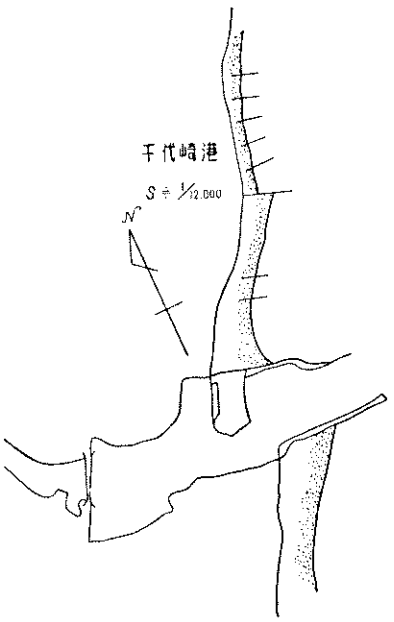

3．潮位　台風時最大潮位はD.L.+4.30米であった。

4．海岸状態　原永地区海岸は前面に巾8.0～5.0米、勾配1/20程度で径1～2粍の粗砂砂浜がある。これは附着性の砂浜と考えられる。山内地区海岸も原永地区海岸と同様であるが、ここには各所に突堤がある。

5．河川　金沢川がある。千代崎港は、この金沢川の河口港である。

6．構造物およびその被害　原永地区海岸の護岸堤防は天端高+5.355米で前面は階段状のコンクリートで天端および裏面は土砂に芝付がしてある。この芝付部分が越波により多少洗掘された程度である。山内地区海岸の護岸堤防（天端高+6.96米）は被害がなかった。港内に突出している+2.87米の物揚場は表面舗装

がしてないため、港外よりの波をかぶり土砂が流出した。

7．一般被害　海岸護岸は充分な天端高があり、そこから浸水はなかったが港内接岸施設の天端高（+4.20米）が不足しているため、そこからの浸水および金沢川の溢水等により低地の家屋は浸水した。

白　子　港

1．風　津および四日市の記録資料より推定すると、最多時間風向はS.E.で、26日10時～20時に生じ、10分間最大風速は、約30m/secで21時に起り、風向はS.E.である。

2．波　この港は伊勢湾に直接面して居り波高はS.E.方向で3.0米と推定される。

4．海岸状態　前浜地区海岸は前面巾60～80米で勾配1/20程度の砂浜がある。これは千代崎港と同様附着性のものと思われる。江原地区海岸は前浜地区海岸と同様だが、ここは欠壊性で各所に突堤がある。海岸状態および港の型は千代崎港とほぼ同様。

白　子　港

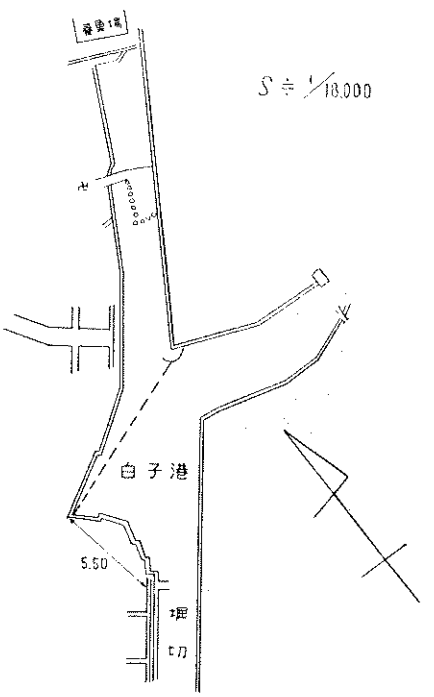

5．河川　堀切川がある。河川堤防の高さは不明だが、+4米程度しかなさそうだから問題となる。

6．構造物およびその被害

前浜地区海岸の護岸(+5.35)の天端が少々洗掘された。北防波堤のつけ根の石張りか所が少々破壊。江原地区海岸の護岸（+5.355）は南部で長さ90米程が天端洗掘をうけている。

7．一般被害　港内部の接岸施設（白子港内地区）の天端高（+3.60）が不足なるため、そこから海水が流入し底地の家屋は浸水した。

8．対策　港内部接岸施設の天端高を+5.50米に嵩上げの必要がある。

四　日　市　港

1．風　別紙　風向風速資料参照

20時にE.S.E.32.6m/secが最大であつた。

2．波　波向はS.S.E.方向、波高は、鈴鹿川附近で3.0米、強午越地区で3.0米強、川越地区で約3.0米と考えられた。

4．河川　各河川の洪水流量は、朝明川510m³/sec、鈴鹿川2200m³/sec、海蔵川200m³/sec、三滝川450m³/secであり、この他、河床の細く黄い砂をもつ天井川（川床の方が堤内地より高い川をいう）の大井川がある。

5．海岸形状　川越地区海岸線の等深線は、東から西に向つて走っている。海底勾配は1/2000で前浜はほとんどない。朝明川よりに黄色い砂が少し見られる。砂の移動はあまりない。北から南に行くにつれて砂浜は減っている。

午越地区　河川の影響はほとんどない。海底は泥で、勾配はS．S．W．方向に1/700の勾配である。S．S．W．方向の波については、防波堤の遮蔽範囲内にあると考えられる。三滝川左岸より長さ600米の前面は－12米に掘ってあるため、この辺で海底勾配は1/30位になっているが、それより北は浅くなっている。また、物揚場法線より約700米沖側水深－2.4米に捨石の跡がある。

四日市地区　ここは防波堤の遮蔽を十分にうけており、15号台風時は、大協石油前面で波高＋2.50米、旭硝子前で＋1.00米、塩浜地区前面で＋0.5米であったと思われる。前浜はない。

石原地区　波向は15号台風時S．S．E．と考えられる。鈴鹿川の砂が北上してこの地区に堆積し防波堤附近に前浜を形成している。鈴鹿川の砂は粒径0.5mmの黄い砂であるが、防波堤附近は0.2～0.3粍の黒い貝殻の砂であり、これは浚渫土砂の排出によるものと思われる。この附近の海底勾配は1/100である。この浜の汀線に沿うての砂移動は著しくない。浜の上方には鈴鹿川の砂がある。これらの土砂は、台風時、天端高、＋3.00米の防波堤を越えて、航路を埋没せしめたように思われる。台風の前後で海岸形状に特に目立つ変化は見られなかった。

6．構造物（説明の番号は図参照）　川越地区　①の護岸は全壊し、②の部分は、水門の右岸附近が全壊し、他の大部分は背面の法上が流出しているが堤体の破損はなかった。③および④の北側は被害がなく、④の南半分の法先は異状なく残っていたが、その上部が破壊している。

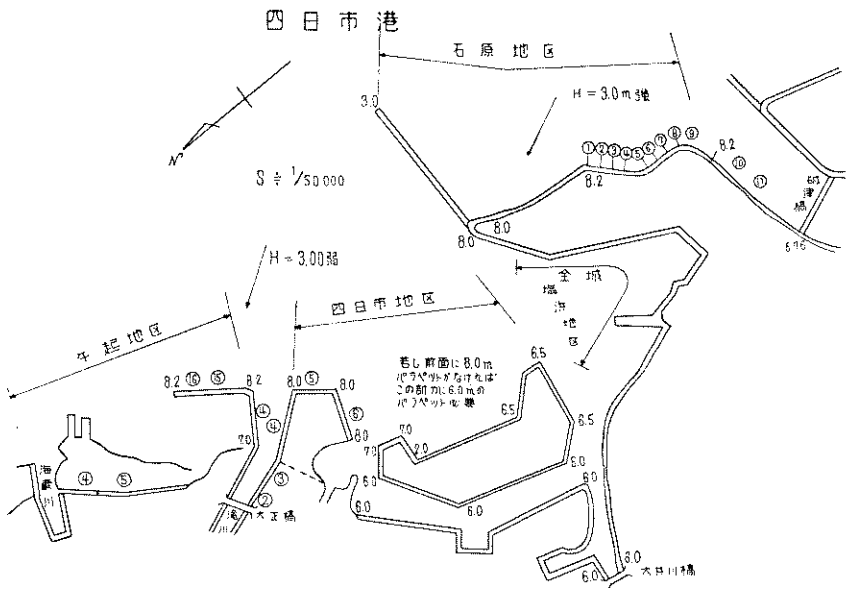

午越地区④の部分は＋45～5米の天端で未完成のコンクリート

パラペットであった。そして、この前面には1：1.5の勾配で1トンのテトラポットがあり、その下は100～200瓩の石積りであった。このテトラポットが波によつて堤内側に20米位も飛ばされており、このテトラポットの飛散方向は波向と一致し、また、鉄筋の曲り方向もそれと一致している。堤体自体には被害はなかった。

三滝川河口の偶角部（⑮の部分）のテトラポットは飛散することなく、堤の背後にうづ高く積み重ねられている。

⑯と⑮の部分のテトラポットが飛ばされたのは、そえ波による。

四日市地区　大協石油前面の⑤の部分は全壊し、⑥は天端舗装がなかったので、この天端の土砂が掘り取られた後パラペットが倒壊したようである。④はコンクリート護岸がそのまま前に上り出している。旭硝子前の練積パラペットは部分的に堤内に飛ばされている。

この地区の破壊の特徴は、基礎が残って上部が破壊したことである。

石原地区　河口左岸の偶角部⑨附近は胸壁もあり、前及び裏の法面は張石をし、かつ、天端は舗装してあったが、中詰が波でたたかれ沈下し、パラペットが5糎位後退していた。

⑪地区は理想的断面であったが、天端が低すぎたため、そこが波でたたかれ、中詰が飛び出し全壊したものと思う。この断面にはパラペットがついてなかったことも、破壊を助長したことと思う。

①～⑥は波がここに特に集中したために破壊したと思う。

7．一般被害

8．対策　川越地区　天端高は＋7.50米でよい。裏法面は十分コンクリートを打つこと。

午越地区　埋立中の部分の前面は天端高を＋8.20とし、埋立部分の根本まで滝川左岸沿えに＋7.00に下げ、更に、大正橋で＋6.00米になるように勾配をつけて、この橋台に取付ける。埋立の前面に投入するテトラポットは2トン以上が望ましいく、堤体前面に、30～40米ごとに扶壁のような突堤を入れてそえ波を殺すことも考えた方がよい。

羽津地区　天端高は＋7.00米がよい。

四日市地区　大協石油前面の護岸は＋8.00米の天端高にし、滝川右岸はそれより勾配をつけて下げ＋7.00米から大正橋で＋6.00米にする。日本板硝子のある埋立地は、南半分の前面を＋6.5米の天端高し、北半分の前面は＋7.00米の天端高とする。その後面は＋6.0米の天端高にする。他全地域はすべて＋6.0米に天端高を定める。

塩浜地区　全域の天端高を＋6.00米とする。

石原地区　防波堤はその先端を＋3.0米、取付部を＋8.0米にして勾配をつける。この防波堤から南側の海岸は8.0米＋8.2米の天端高にし、鈴鹿川の左岸の河口偶角部を十分廻ってから勾配をつけ磯津橋の橋台で＋7.6米になるようにする。また、鈴鹿川左岸偶角部より防波堤方向に近づく海岸にそっては、その途中までそえ波防止上の突堤をつけて、この部分の欠壊を防ぐ。この部分は根入を特に注意すること。

第五項 防　潮　林

海岸林の概況

三重県は海岸にそって細長くのびた県であり、旧くから台風に対する海岸の人家や耕地の防禦に意が注がれ、藩制時代から海岸林の造成が行われてきた。海岸林は前面に土堤防を伴なったものもあり、伴なわないものもあるが、往時は、三重県海岸一帯がクロマツの美林で庇護されていたといわれる。昭和10年の林野庁調査によれば、海岸林で保安林に指定されているものだけでも488か所、302ヘクタールにおよんでいるが、最近の人口増と土地不足等によって宅地・農耕地が海岸線に向って進出する傾向となってあらわれ、反面、港湾、突堤等の築堤の影響で海岸線の変化や後退が目立ち、これら海岸林の存立条件に異変をきたしている。さらに、海岸防禦の土木的施設としての海岸堤防の築堤のための伐採や、堤防に対する信頼感のため、海岸林が軽視されがちの傾向があって、往時のように整備された海岸林は非常に少なくなった。それでも本県は、まだ多くの海岸林が残存する方であり、特に、七里御浜10粁におよぶ国有防風林は、戦時中船材に供出したがいまだ昔日の面影をとどめている。

伊勢湾海岸・志摩半島部海岸・熊野灘海岸の三地区に大別される。そのうち志摩半島部海岸はリアス地形で凹凸がはげしく、海岸の断崖状をなすところが多く、人家や、耕地が直接高潮等の浸水をうけることが少なく、海岸林は主として魚付・防風等の役割をもって設定されているが、他の二地区は内海と外洋に面するという相違はあるが、いずれも直接高潮や津波等に洗われる危険が多い。特に、熊野灘方面は過去にも台風や地震による波の被害を数度にわたってうけている。海岸堤防は昭和28年の13号台風以来急速にすすみ、伊勢湾海岸はほぼ完成されておるが、反面、この地域の海岸林はその荒廃が目立つ。熊野灘はいまだ、ほとんど築堤がすすんでいないのであるが、海岸林は比較的良好な状態を維持している。

a. 四日市市富田浜および霞ケ浦

霞ケ浦は海水浴場として知られるところで、比較的広い海岸砂地には、以前は巾の広いクロマツの防潮・防風林があって、台風時の災害を防禦してきたのであるが、現在では海水浴施設の設置等のため大部分伐採され、辛うじてその面影をとどめるにすぎない。霞ケ浦およびこれに隣接する富田浜には海水浴場の一部をのぞき干潮面上5米位の海岸堤防が構築されている。

伊勢湾台風時における潮位上昇は、名古屋港とほぼ等しく、これに強風による波浪が加わって干潮面上7～8米におよぶ波浪がおしよせたことが、海岸林等に残された痕跡からも推測される。そのため、海岸堤防は破壊され、海岸の立木が倒れたほか、家屋等の破損倒壊などを生じた。

調査地の関係位置は第4図のとおりであり、A地点におけるもので海岸堤防が破壊し背後の作業小屋1棟および住宅2戸が倒壊流失した跡である。ところがこれと同じような条件にあるB地点では、海岸堤防の背後にわずか10米巾の70～80年生、直径30～49糎、標高15米位のクロ

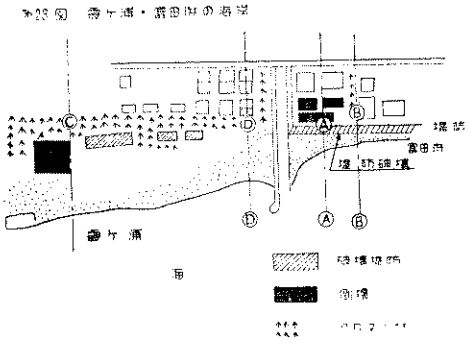

マツ林帯があったため、後方の家屋は、全く被害をうけなかった。また、C地区では海岸林の前面にあった諸施設が鉄骨を残し破壊され、その破片は後方林内に押し流された。

流木等はこのクロマツに衝突し、クロマツ樹幹を著しく損傷したにとどまり、流木の後方への流入を阻止したため、林帯背後の住宅等は安全であった。また、D地区においても巾10米程度の30年生位のクロマツ林帯が後方の住宅を保護したが一部疎開し、林木の庇護がなかつた住宅（この住宅は他の住宅より立派であった）のみ破損していた。

以上、要するに、この地区では、海岸林が波浪のエネルギーを殺減するとともに、流木等の流入を阻止し、後方の施設等を災害から防いだものと判断された。

b. 鈴鹿市北浜

ここには、往時かなり立派な防潮林があって、暴風時の高潮被害、平時の潮風害（塩害）等を防止してきたものであるが、戦時中の一部伐採や人家その他施設の割込のため、ひどく疎開したところが多い。場所によっては、海岸林と海岸堤防の間に人家が建ちならび、これらの家屋は、今次の台風で非常に大きな被害をうけ、人命も奪われた。第24図は防潮林と家屋等の位置的関係を示すものである。

第24図　北浜の海岸

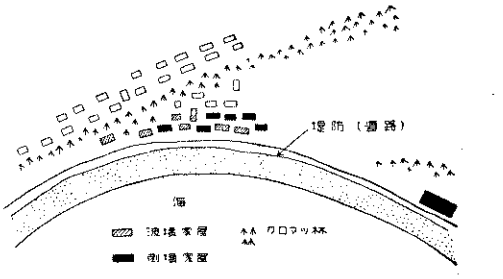

この地区に住む人々は、前面に新設された海岸コンクリート堤防に、全面的な信頼をよせていたもののようであるが、堤防に激突した波浪は跳波となり、連続的に背後の家屋をたたき、一方堤防をこえる波浪のエネルギーとの二重作用で、これ等人家は軒並に破壊されてしまった。調査地点においてはこれら跡地は整理されていたが、その跡に建てられた応急住宅がその間の事情を物語っている。上図左端の人家は、距離的には被害地と同じ位であるのに、わずか数列の直径20～35糎樹高12米程度のクロマツ林帯の保護によって被害を全くうけなかった。なお、地元民の語るところでは、海岸防潮林の背後の水田約20ヘクタールは林帯により台風被害を20～30%程度軽減したという事である。

要するに、海岸堤防が如何に堅固であって、高潮の浸水を防いでも、跳波の侵入を防ぐことは不可能とすらいわれ、これら跳破はかなり強力な破壊力をもっており、林帯は跳波エネルギーを減殺吸収し、塩分を含んだしぶきを濾過し、背後被害を軽減するものと考えられる。

c. 鈴鹿市若松

若松海岸には明治年間につくられた堤防（伊坂堤防と呼ばれる）があり現在は改築されてコンクリート堤防と化しているが、この海岸堤防の背後にはクロマツが植えられている。現在では、堤防改築工事、戦事中の伐採で一部けずられ、巾10米、直径20～30糎、樹高14米、で5列位に並んだ延長490米の林帯であるが、この海岸林は伊勢湾台風の際、その10%は根倒れ、30%は梢折れまたは幹折れを生じ、残木も強い塩風、跳波にうたれて枝葉はいちじるしく損傷、枯損を生じている。この背後には農耕地があるのみで被害の軽減に役立つが、人家との直接の関係をしらべることは出来なかった。しかし林帯がこのようにいためつけられたことは跳波、しぶきの暴威を物語るものであり、事実これに隣接する北若松地区では堤防がこれよりも高く、堅固であるにもかかわらず、林帯がなく堤防の背後に家屋がならんでいるところでは、少なくとも最前列の家屋は軒並に破壊または倒壊していた。

d 鈴鹿市鼓ケ浦

鼓ケ浦も遊園地・海水浴場であり、砂浜では松が生え、その背後には土の堤防があり、堤防上および前後にクロマツが植えられ、比較的巾の広い林帯を形成し、直径20～40糎、樹高15米になっている。ここではその背後にあった県営臨海ハウスおよびその事務所等は全く被害を受けなかった。この土の堤防はわずか1～2米程度の高さにすぎず高潮にかなり破損されているが、若松や北浜に見られるように跳波はあまり生じなかったため、松の緑に異変はなかった。波浪のエネルギーは松林の中に吸収し去つたものといえよう。すなわち、模型図的に表現すれば、鼓ケ浦の場合は第25図であり、北浜等の場合は27図である。

第25図　鼓ケ浦の海岸

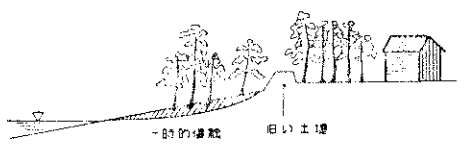

第26図　北浜・北若松等の海岸

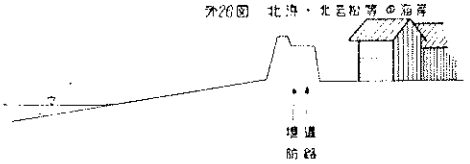

なお、堤外地に仕立てられたクロマツの破浜の一時的侵蝕によってその一部が根部の洗掘による根あがりをおこしたり、倒壊したりしていた。このことからしても、のぞましい形としては、堤防の背後にクロマツを育成することであり、両者の協同作用により背後を護ることがよい。いわば堤防は父であり、林帯は母であり柔剛相和して防潮機能は一段と補完されるものといえよう。

e. 鈴鹿市磯山

ここの海岸には明治30年代に植えられた古いクロマツ林が堤外地に、壮令のクロマツ林が堤防敷上にあり混交している。この両者を併せた林帯の巾は40～50米位あるが、前線の老令クロマツは台風の都度根倒れを生じ疎林化している。現在の堤防は老令の海岸林が造成されたはるか後になつて築堤されたもので、以前はもっと前面に古い堤防があったといわれる。

すなわち、杉野兵曹長戦死の際、この村の村葬が水葬としてこの浜で行われたが当時は現在よりほぼ100～200米も先に汀線があったといわれる、この地区の海岸線は後退しているのであ

り、同様のことは北浜や若松でも耳にしたことである。海岸線の後退は林帯の成立をかなり困難にしているといえるので、そのため林帯前面の堤防が必要となろう。

この海岸には漁夫の作業小屋があるだけで背後は農耕地となっていたため、作業小屋の破壊のほかには被害は見当らない。

f. 度会郡二見町

二見海岸は海岸堤防および防風林が比較的整備している。（その一部は神社直轄の堤防と海岸林である）ここで注目されるのは海岸林の中にアカマツの混生をみることである。海岸のすぐ近くまでアカマツが生えていることは、前にものべたように、この林の成立当時は汀線がかなり先の方にあったものと見てよいであろう。事実その当時はもっと先に汀線があり林帯の巾も、もっと広かったといわれている。この海岸の後退は現在でも進行しており、これを防止するため石垣を設けている。その原因は明確でないが、港湾の突堤構築以来急激に変化したといわれており、一考を要する問題であろう。

なお、この地区では風が内陸から海に向っていたため、風による被害はあるが、高潮の被害は殆んどなみなかった。

g. 志摩郡阿児町甲賀

志摩半島一帯は海岸が断崖をなしているところが多く、したがって、この地方にある断崖上の林帯は防風およびしぶき等の害を防ぐためのものである。甲賀附近の家屋は土壁や石垣で風の害を防ぐとともに、その上に樹木を仕立てて保全を期している。また、ウバメガシやマキ等の生垣が高く密に仕立てられ防災の効果をあげている。入江等比較的海岸の低いところにはクロマツを主木とし、下層にウバメガシ・トベラ・モチノキ・ヤブツバキ・タブノキなどの暖帯広葉樹を交え、よく潮風害を防いでいる。

h. 志摩郡大王町波切

波切海岸断崖上に植えられてあるクロマツ林は、強い潮風等によってかなりいためられている。特に針葉の色は褐色に変って恢復が危ぶまれるものも多い。跳波は高さ40米のこの位置にもおよんだものと推定され、しぶきおよび潮風は強い塩分を含んでかなり遠くまでのび、海岸が壁状であれば、逆に潮風害の大きいことを物語っている。

i. 北牟婁郡長島町

長島町は過去にも台風や津波で大きな被害にみまわれているが、伊勢湾台風の際も流失家屋42戸、全壊98戸、半壊185戸の大被害をうけた。そのため、住民の74%が罹災者となつたが、幸に裏山に逃げたため死傷者はほとんどみなかった。

長島町は汀線近くの海岸堤防を境として海にそって細長くのびた街であり、堤防と人家の間には防潮林を介在しない。26日午後1時頃の干潮時におけるものであるが、このときすでに、波浪の高さは4米の堤防をこえる状態であり、その1時間後には跳波の高さが10米をこえるにいたったといわれる。午後4時頃から風速は一段と強まり砂礫を交えた波しぶきが弾丸のように

民家をおそい、壁や屋根を貫いて侵入し、これを破壊していった。また、うちよせられた漁船は家屋に激突し、屋根にのりあげるという惨状であった。その後、風はいよいよ烈しさを加え午後7時の最大風速時の潮位上昇は1.73米であったから、この状態をわずか＋4米の海岸堤防が防げなかったことは、説明するまでもない。長島町は、波浪や、砂礫を交えた跳波のあらしに覆われたであろうことは、地元住民の言葉をかりるまでもない。

このような強力な波浪や跳波に対しては、堤防のみに頼れるものでないことが十分に想像出来る。調査時には被害跡地が大方整理され、その惨状を詳述しえないが、長島町名倉の家屋および作業場等47棟の流失、全壊の状況から当時をしのぶことが出来る。

j．北牟婁郡三野瀬村古里・道瀬

古里および道瀬に古くからロクマツ防潮林が仕立てられてきたのであるが、海岸堤防の設置および人家等の進出によって現在では極めて貧弱な林相と化している。今次台風で海岸堤防は破壊され、後方の人家にも被害がおよんでいるが、若干集団的に残存した林団は、その周辺を多少保護したともいわれるが、明確な効果をみとめえなかった。単木または小集団では全面的に来襲する高潮波浪に抗すべくもなく、効果をあげることは出来ないといえよう。

また、その沖500米ぐらいのところには丸山島があるが、第27図で示すように午後6～7時の最大風速時には高さ40米ぐらいのこの島がすっぽりと波浪に包まれたといわれ、このとき堤防に激突した波浪および跳波も想像以上強烈なものであったと思われる。破堤部の後方では300米以上も内陸（沢筋）に浸入し、スギ幼令造林木や生垣を枯死させている。道瀬ではそのため人家の流失3戸、全壊2戸、半壊5戸を出している。

第27図　道瀬の海岸

k．熊野市新鹿

新鹿の海岸には立派な海岸堤防が築設されている。新鹿は昭和19年12月7日の津波によって流失戸数149戸、死傷16人の甚大な被害をうけた経験をもっており、そのとき防潮林が果した役割は高く評価されている。近代的潮堤は高潮の浸入をふせいでも、跳波、波浪を全面的に防ぐことは出来ないものと考え、海岸堤防の堤外に34年4月卒業記念に植樹を実施している程である。

この街の海ぞいの部分は往時飛砂地を土堤で仕切ってつくられたもので、今でいう干拓に相当するものであろう。その堤防敷上にはみられるようにクロマツ林が仕立てられている。この林帯は巾50米ぐらいの整備したものであったといわれ、堤外にはさらにマツ林および巾20米ぐらいのメダケ叢生地がみられたとのことであるが、今は残痕すらとどめない。堤敷にうえられた林帯も大部分は、伐採（戦時・築堤等）によ

第28図　新鹿の海岸

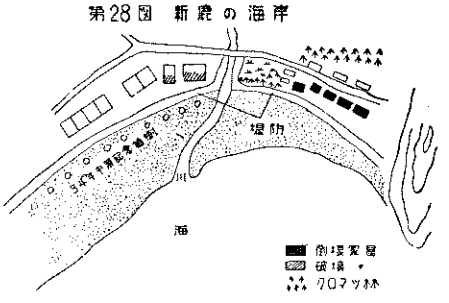

り失われ、わずかに名残をとどめるにすぎない。今次台風では、この防潮林の効果がはっきりみとめられた。

第28図はその関係を示すものであり、市営住宅4戸および作業所1棟がパラペット付の高さ5米ぐらいの堤防をこえた波浪および跳波によって完全におしつぶされてしまった状態を示し、防風林保護下では被害はみなかった。

1．七　里　御　浜

熊野市羽市木から新宮にいたる熊野灘海岸を七里御浜と呼ぶが、この海岸には全面的に海岸防潮林が仕立てられてきた。

この防潮林は羽市木付近がわづか民有であるがその大部分は国有林である。300年前新宮城主水野重仲入国の際植えたのが、そのはじまりである。往時100～200米の巾をもつた立派なものであったが、戦時中の伐採および農耕・宅地の浸入によって部分的には林相の破壊をみ、一部には林帯の欠除するところも見うけられるが、しかし全般的には良好な林相が維持されており樹高25米前後、直径30～60糎(その中に部分的に小径林帯を介在するところもある)位のクロマツ林下に、ウバメガシ・トベラ・マサキ・ヤブニツケイ・グミ・クス・ツバキ・ヤマモモ・ネズミモチ・クロバイ・タイミンタチバナなどの下木を比較的密に混交した林帯が汀線から大凡50～100米（この林帯が造成された当初は100～200米あったといわれる）の位置に巾40～130米延長20粁、面積110ヘクタール（戦前は183ヘクタールあった）におよんでいる。

伊勢湾台風の際には、熊野市循ケ崎の突端の岩壁が、海上60米の高さまで波浪や跳波に洗われたのであるが、この防潮林はこのような激浪、強風による被害から背後に延々とつらなる4,000戸の人家や1,500ヘクタール以上の農耕地、果樹園等を保護したようである。すなわち、林帯の欠除していた羽市木の一部・御浜町阿田和・紀南町井田等で人家建物の倒壊をみたのであるが林帯に保護された部分には殆んど建物の被害を見なかった。

阿田和では、防潮林が一部欠除しており、この地域では海岸堤防の築設をみているが、堤防背後の人家70余戸が全壊した外、50戸の半壊を招き、いたましい、惨状を呈した。これに隣接する市街地でも前面がクロマツ林帯で保護されたところでは、海岸堤防が欠除していたにもかかわらず人家は被害をうけずにすんだことが注目される。このような事柄は、紀南町井田、御浜町一帯でも認められた。この場合、海岸堤防がなければ被害は一層ひどく、また著しく疎開し単木が生立するような林相のところでは被害を顕著にくいとどめることはむずかしいものと判断された。

七里御浜の海岸防潮林は大部分その前面に海岸堤防が構築されていない。そのために高潮が林内および背後の宅地まで侵入するのを防ぐことはできなかったのであるが、高潮および波浪が林帯を通過するあいだに、そのエネルギーが著しく減殺され、背後の人家を倒壊、破損からすくったもので、防潮林の機能が明確に認められた。比較的巾の狭い老令クロマツの林にみられる倒木であるが、はげしい波浪および海岸砂地の一時的侵蝕により、その使命を果し倒れたものであり、波浪の強さを物語るに十分であろう。

また、堤防の欠除によって直接高潮が林帯に激突するのであるが、林帯は土木的工作物と聊か性質を異にし、柔軟で弾力に富み、幹枝とも円形であり波浪をやわらかくつつみ、その速度を減殺し徐々にエネルギーを吸収しつくすため、跳波の発生を少なくし、後方の農耕地・果樹園・森林等の潮（塩）害を軽減している。また前面に工作物があり、跳波の発生が著しい場合でも、そのしぶきを吸収濾過して塩分の少ない状態にし、風速を弱めるなどの効果がある。志原川にある三重県農業試験場紀南分場のしらべによると、温州ミカンの例ではこの林帯の樹高のほぼ10倍にあたる背後200米附近までは、潮害が頗る少なく葉色の変化すらみなかったが、200～400米までの間は軽微な被害をうけ、400米をこえる地点では、葉色の変化が目立ち、枝折れや落果も多く防風林から遠くはなれた山手附近は80%の減収をみたといわれる。また荻内の防風林の欠除しているところでは収穫皆無であったことからも、潮害防止上の効果がみとめられる。なお、潮害にもっとも弱いといわれる桃の場合でも、林帯背後100米のところに植えられたものが全く被害がなく、他、地方でみられた返り咲きをみなかったことが知られている。今回と類似の強い潮害を伴った台風は、この地方では2年に1回位の割で経験されたのであるが、その都度同じようなことが立証されている。

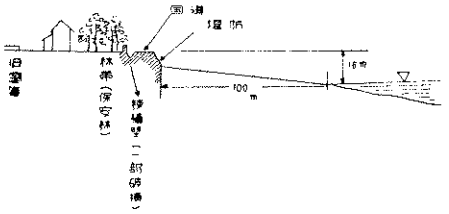

また、熊野川からは洪水のたびに、木材や、根株が上流から流出し、これら流木は河口附近の海岸に打ち上げられるのであるが、今次台風でも約200立方米の流木が海浜に押し上げられた。これらは海岸林がなければ波にのつてさらに内陸に流入し、人家等に被害をおよぼしたであろうと想像されるのである。

今後、土地不足や、人口増加等によって、人家や耕地がますます海岸に接近してゆくことが予想され、海岸林を十分に設けることが一層むづかしい事情になるであろうが、海岸林にかわるに海岸堤防等土木的工作物にのみ頼ることは危険であり、少なくとも堤防の背後に相当巾の林帯のをこすべきであろう。現在この海岸林ぞいに海岸堤防の構築が計画されているとのことであるが、この点に十分留意されることがのぞまれる。羽市木の民有防潮林の前面に海面上16米の高さをもつ海岸堤防兼道路(第10図)が作られたため、附近住民は、その背後のクロマツ林の保安林解除を強く要請し、宅地に転用しようという希望をもっていたが、その実現をみない中に今次高潮を経験し、台風後においては保安林解除の申請をとり下げただけでなく、その林相の整備に力を注いでいる状況である。

m．志摩半島一帯の潮害

さきにも少しふれたが、鳥羽以南の半島部一帯は強い潮風におそわれ、森林だけでも15,300ヘクタールにのぼる潮害をうけた。そのような被害は大なり小なり、果樹園や農耕地にもおよんでいるものと考えられるが、森林に例をとって調査の結果をのべると、全被害地のうち広葉樹林が12,000ヘクタール、針葉樹林が3,300ヘクタールで、針葉樹林の中1,800ヘクタールは恢

復の見込がうすく、伐採のうえ新生林分を造成する必要があると推測されている。（恢復するものと、枯死するであろうと思われるものと区別を科学的に判断することが現段階ではむずかしく、大凡の見当である）

一般に、広葉樹は潮害に対しつよく、針葉樹は弱いのであるが、針葉樹の中では、クロマツが最も耐えるようである。事実、海水を冠つたスギの2米位の幼令樹は全部枯死していたが、より長時間風浪にもまれた同じ程度のクロマツはなお十分活力があった。これはスギ・ヒノキ皮は樹反が粗くかつ薄いために塩分の付着が多く、付着した塩分は容易に内部に滲透して形成層を破壊するのではないかとみられている。また、広葉樹は樹皮が滑かであり、上記の点で有利な上、落葉してもその生理機能を止めるまでにはいたらないので被害は少ないものとみられる。その他の針葉樹はゆれが大きく、根系の細根が切断されてその生理機能が甚だしく低下する等のこのが知られている。

ともかく、このように広範に亘る被害も、三重県伊勢林業事務所が造林木についてしらべたものによると地区別に区々であり、大王町のように海岸線に防風林があってその背後地が平担地か小立状地である場合、または、海岸近くに高い山があり内陸の山が低いところでは被害が少ないが、海岸に近い土地が低くそれから内陸に漸次高くなっているような地区では被害が大きい。潮害の大きいのはスギ・ヒノキでマツはこれより幾分小さい。また、スギ・ヒノキでは樹令の若いもの程潮害が大きい傾向にある。潮害の水平的分布をみるのに、海岸から10粁以上では潮害が軽微であり5粁以内では潮害をうけている。また垂直的には数百米の高さにおよんでいる。尾鷲林業事務所管内でも局部的には、スギ・ヒノキの壮令林の被害が目立ち、一団地が全滅したようなところもあるが、このようなところは汀線から極く近い距離にあるが、急傾地の山腹に植栽されたもので直接飛沫を浴びたものや潮風をまともにうけたようなところであり、志摩半島部程広範におよばないのは、地形的相違によるものであろう。

さらに、比較のため、熊野灘沿岸一帯の森林の潮害についてみると、前述のように、海岸防風・潮林が割合に整っているので、地形の関係で一様ではないが、潮害の範囲は極限され海岸から余り遠くまでおよんでおらず2～3粁地点では殆んど潮害が認められない。これに隣接する熊野市荒坂では海岸がリアス地形で波浪の跳上りが大きく、海岸一帯の山腹は潮害のため茶褐色にやけ、そのはげしさを示していた。

以上を要約すると、汀線で飛散する塩分をふくんだしぶきは強風におくられて、地形によっては、10粁以上も深く内陸部に侵入して潮害を生ずるのであるが、汀線に防潮林がある場合には、内陸の被害は大巾に軽減されるもののようである。飛散塩分の垂直分布は内陸深く吹き込んだものでは数百米にもおよぶが、汀線付近における飛散は大体100米以下の高さにとどまり、したがって、海岸近くにそれ以上高い山があればその後方では潮害をうけない。

（科学技術庁資源調査会資料による）

第四章　被害の状況

第一節　人的被害

死者	1,233名	負傷者	5,688名
行方不明	48名	計	6,969名

第二節　家屋の被害

全壊	5,386戸	床上浸水	30,852戸
半壊	17,786戸	床下浸水	31,803戸
流失	1,339戸	非住家被害	32,927戸

尚各市町村別の内訳は別表のとおりである。

被害状況表（内訳）

被害種別 ＼ 署別・市町村別	単位	桑名市	多度町	桑名長島郡町	木曽村崎	計
人的被害 死者	人	197	-	363	314	874
人的被害 負傷者	〃	1,531	-	22	248	1,801
人的被害 行方不明	〃	5	-	18	14	37
建物被害 全壊	棟	259	16	244	95	614
建物被害 半壊	〃	1,649	95	580	281	2,605
建物被害 流失	〃	135	-	247	171	553
建物被害 床上浸水	〃	4,791	32	201	37	5,061
建物被害 床下浸水	〃	1,138	39	152	1	1,330
建物被害 一部破損	〃					
建物被害 非住家被害	〃	1,039	270		469	1,778
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール	93	-	100		193
耕地被害 水田 冠水	〃	899	250	800	580	2,529
耕地被害 畑 流失埋没	〃	21	-	50	-	71
耕地被害 畑 冠水	〃	50	50	60	-	160
道路損壊	か所	26	-	22	-	48
橋梁流失	〃	11	1	1	-	13
堤防決潰	〃	16	1	24	13	54
山（崖）くずれ	〃	6	-	-	-	6
鉄軌道被害	〃	-	-	-	-	-
通信施設被害	回線	2,110	-	7	12	2,129
木材流失	立方メートル	181	1	-	-	182
真珠筏	台	-	-	-	-	-
船舶被害 沈没	隻	29				29
船舶被害 流失	〃	86	15	120	50	271
船舶被害 破損	〃	100	-	100	-	200
船舶被害 その他	ろ、かい等	73	-	265	70	408
罹災世帯数	世帯	7,972	182	1,424	585	10,163
罹災者概数	人	38,004	980	7,636	3,312	49,932

被害状況表（内訳）（つづき）

被害種別 ＼ 署別・市町村別	単位	員弁署管内							富田署管内（四日市富田）			四日市署管内（一部富田地区含）			
		員弁町	東員村	大安町	石加村	北勢町	藤原村	計	川越村	朝日村	計	四日市市	菰野町	楠町	計
人的被害 死者	人	-	-	-	-	-	-		170		170	113	-		113
人的被害 負傷者	〃	58	-	-		-	-	58	290		290	2,150	-	9	2,159
人的被害 行方不明	〃	-	-	-	-	-	-		4		4	2	-		2
建物被害 全壊	棟	15	16	11	13	9	4	68	283	11	294	607	23	20	650
建物被害 半壊	〃	24	15	31	34	21	7	132	881	-	881	2,686	42	57	2,785
建物被害 流失	〃	-	-	-	-	-	-		170	20	190	282	-	2	284
建物被害 床上浸水	〃	-	-	-	-	-	1	1	146	5	151	10,986	-	462	11,448
建物被害 床下浸水	〃	-	70	-	-	-	29	99	78	42	120	7,470	-	208	7,678
建物被害 一部破損	〃	-	-	-	-	-	-								
建物被害 非住家被害	〃	-	54	52	72	43	135	356	1,152	17	1,169		206	99	305
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール	-	-	-	-	1	1	2	20	400	420	10	-	-	10
耕地被害 水田 冠水	〃	30	2	50	-	-	15	97	550	200	750	731	-	318	1,049
耕地被害 畑 流失埋没	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耕地被害 畑 冠水	〃	-	-	-	-	-	-	-	50	10	60	83	-	47	130
道路損壊	か所						1	1	3	2	5	69	-	9	78
橋梁流失	〃					1		1			-	5	2	1	8
堤防決潰	〃						1	1	7		7	36	-	22	58
山（崖）くずれ	〃					10		10				33	-	-	33
鉄軌道被害	〃	1					1	2	2	9	11	19	-	-	19
通信施設被害	回線	4		1				5	-	90	90	2,306	-	67	2,373
木材流失	立方メートル								250		250	2,620			2,820
真珠筏	台														
船舶被害 沈没	隻														
船舶被害 流失	〃								5		5				
船舶被害 破損	〃								15		15				
船舶被害 その他									100		100				
罹災世帯数	世帯	97	106	43	47	30	41	364	1,607	105	1,712		65	753	818
罹災者概数	人	222	511	209	212	110	133	1,397	8,007	480	8,488		264	3,350	3,614

被害状況表（内訳）（つづき）

被害種別	単位	亀山署管内 亀山市	関町	鈴鹿峰村	計	鈴鹿署管内 鈴鹿市	計	津署管内 津市	河芸町	豊里村	芸濃町	美里村	安濃村	計
人的被害 死者	人	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	
人的被害 負傷者	〃	1	-	-	1	36	36	9	1	-	1	-	-	11
人的被害 行方不明	〃	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	
建物被害 全壊	棟	41	1	3	45	132	132	145	8	10	8	1	17	189
建物被害 半壊	〃	227	1	3	231	424	424	632	20	30	24	10	22	738
建物被害 流失	〃	-	-	-		16	16	1	3	-	-	-	-	4
建物被害 床上浸水	〃	3	-	-	3	1,095	1,095	2,788	26	-	-	1	2	2,817
建物被害 床下浸水	〃	55	21	-	76	1,372	1,372	5,203	274	15	86	16	52	5,656
建物被害 一部被損	〃													
建物被害 非住家被害	〃	34	50	20	104	1,547	1,547	546	141	46	694	5	114	1,546
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール	-	-	-	-	24	24	4	14					
耕地被害 水田 冠水	〃	10	-	-	10	2,124	2,124	2,540	505	105	-	12	90	18
耕地被害 畑 流失埋没	〃	-	-	-	-	97	97	2	-	-	-	2	5	3,252
耕地被害 畑 冠水	〃	-	-	-	-	676	676	552	25				8	9
道路損壊	か所	3	5	1	9	23	23	10	-	3	9	3	3	585
橋梁流失	〃	2	1	-	3			1	-	1			2	28
堤防決潰	〃	-	-	-	-	18	18	9	3	-	-	-	3	4
山（崖）くずれ	〃	3	7	-	10	-	-	60				14		15
鉄軌道被害	〃		1		1	-	-	2						74
通信施設被害	回線	5			5	50	50	全管						2
木材流失	立方メートル	-	-	-	-	-	-	50						396
真珠筏	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
船舶被害 沈没	隻	-	-	-	-	2	2							-
船舶被害 流失	〃	-	-	-	-	43	43	3						
船舶被害 破損	〃	-	-	-	-	16	16							3
船舶被害 その他		-	-	-	-	-	-							
罹災世帯数	世帯	326	23	6	355	3,039	3,039	8,811	331	55	118	28	103	9,446
罹災者概数	人	1,424	92	21	1,537	13,482	13,482	39,152	1,543	224	501	124	475	42,019

被害状況表（内訳）（つづき）

被害種別	単位	久居署管内								松阪署管内						
署別 / 市町村別		久居町	一志町	白山町	嬉野町	香良洲町	三雲村	美杉村	計	松阪市	明和町	多気町	勢和町	飯南町	飯高町	計
人的被害 死者	人	1			3			11	15	3	–	2	–	4	6	15
人的被害 負傷者	〃	4			1	13		62	80	26	43	116	–	33	51	269
人的被害 行方不明	〃	–			–			1	1	–	–	–	–	1	1	2
建物被害 全壊	棟	25	2	18	24	16	24	38	147	163	137	21	14	37	47	419
建物被害 半壊	〃	28	18	27	55	98	41	84	351	283	385	95	54	62	145	1,024
建物被害 流失	〃	1	–	4	7	2	–	17	31	6	–	4	4	28	44	85
建物被害 床上浸水	〃	166	173	36	354	12	82	100	943	769	5	635	54	59	217	1,739
建物被害 床下浸水	〃	215	164	83	505	85	326	203	1,581	1,958	105	86	55	515	579	3,298
建物被害 一部破損	〃															
建物被害 非住家被害	〃	22	138	13	118	824	510	36	1,661	3,600	571	263	33	120	56	4,643
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール	–	3	48	17	–	–	211	279	42	–	–	3	10	51	111
耕地被害 水田 冠水	〃	522	492	128	520	60	330	27	2,079	2,192	561	65	26	120	132	3,096
耕地被害 畑 流失埋没	〃	–	–	10	5	–	–	87	102	19	–	–	–	5	43	67
耕地被害 畑 冠水	〃	181	80	10	59	40	77	5	452	294	146	6	3	50	72	571
道路損壊	か所	3	2	12	16	7	1	591	632	26	–	8	8	60	482	584
橋梁流失	〃	1	1	3	19	1	1	156	182	8	–	–	1	15	66	90
堤防決潰	〃	11	5	13	10	3	1	73	116	4	–	2	–	30	3	39
山（崖）くずれ	〃	–	4	52	1	–	–	317	374	12	–	3	3	30	39	87
鉄軌道被害	〃	–	–	2	4	–	–	40	46	3	–	1	–	–	–	4
通信施設被害	回線	52							52	797	4	–	35	–	14	860
木材流失	立方メートル							360	360						4,650	4,650
真珠筏	台									–	–	–	–	–	–	–
船舶被害 沈没	隻						5		5	1	–	–	–	–	–	1
船舶被害 流失	〃						–		–	–	–	–	–	–	–	–
船舶被害 破損	〃						3		3	–	–	–	–	–	–	–
船舶被害 その他							10	52	62	23	5					28
罹災世帯数	世帯	435	377	168	945	219	473	442	3,059	3,179	657	843	181	723	1,067	6,650
罹災者概数	人	2,177	1,746	727	4,208	1,130	2,350	1,905	14,243	14,259	3,005	3,950	870	3,251	5,240	30,512

被害状況表（つづき）（内訳）

被害種別	単位	大台署管内 大村内山	紀勢町	大宮町	大台町	宮川村	計	伊勢署管内 伊勢市	二見町	小俣町	玉城町	度会村	南勢町	南島町	御薗村	計
人的被害 死者	人	2	-	-	1	-	3	9	2	-	-	-	1	2	2	16
人的被害 負傷者	〃	10	11	-	-	14	35	162	234	15	17	11	54	42	6	541
人的被害 行方不明	〃	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	
建物被害 全壊	棟	22	23	16	21	63	145	391	119	45	30	57	126	142	25	935
建物被害 半壊	〃	43	105	58	75	355	636	1,428	771	148	83	196	264	509	30	3,429
建物被害 流失	〃	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	9	-	9
建物被害 床上浸水	〃	-	232	-	-	10	242	226	-	3	-	1	444	1,407	-	2,081
建物被害 床下浸水	〃	10	102	130	12	90	344	1,451	89	58	26	-	350	611	-	2,585
建物被害 一部破損	〃															
建物被害 非住家破害	〃	511	124	17	351	181	1,184	1,789	684	383	-	534	618	20678	427	7,113
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール					1	1	-	1	-	-	2	80	5		88
耕地被害 水田 冠水	〃		7	26	7	49	39	945	166	132	705	95	280	25	63	247
耕地被害 畑 流失埋没	〃					1	1	2	6	-	-	1	25	-	-	34
耕地被害 畑 冠水	〃		8	18	-	27	53	226	46	190	405	22	130	-	12	671
道路損壊	か所	1	4	3	22	31	61	18	1	11	2	8	35	28	1	104
橋梁流失	〃		1				1	-	2	-	1	1	10	5	-	19
堤防決潰	〃		4			1	5	2	6	1	-	-	16	6		31
山（崖）くずれ	〃			18	2	22	42		1	-	8	7	11	16	-	43
鉄軌道被害	〃				1		1									
通信施設被害	回線メートル	17		7	6	6	36									
木材流失	立方メートル			10		20	36					50	2,000			2,060
真珠	台	-	-	-	-	-										
船舶被害 沈没	隻		1				1	19					275	180		474
船舶被害 流失	〃							1					25			26
船舶被害 破損	〃		85				85	12	2				207	510		731
船舶被害 その他						5	5									
罹災世帯数	世帯	76	463	204	109	526	1,378	3,496	1,003	316	139	265	1,239	2,796	63	9,317
罹災者概数	人	306	2,006	942	473	2,221	5,948	16,336	5,503	1,399	756	1,333	5,528	12,367	280	43,502

被害状況表（内訳）（つづき）

被害種別	単位	鳥羽署管内 鳥羽市	磯部町	浜島町	阿児町	大王町	志摩町	計	尾鷲署管内 尾鷲市	海山町	長島町	計	熊野署管内 熊野市	計
人的被害 死者	人	1	1	1	-	-	1	4	-	-	2	2	1	1
人的被害 負傷者	〃	81	3	23	3	116	46	272	12	18	16	46	8	8
人的被害 行方不明	〃	-	-	-	-	-	-		1	-	-	1	-	
建物被害 全壊	棟	173	112	178	222	184	244	1,153	74	26	97	107	165	165
建物被害 半壊	〃	641	177	233	332	481	676	2,540	440	43	173	656	214	214
建物被害 流失	〃	2	-	4	-	-	-	6	29	8	42	79	22	22
建物被害 床上浸水	〃	284	67	255	64	107	266	1,043	246	318	1,125	1,689	382	382
建物被害 床下浸水	〃	604	348	153	64	115	321	1,605	87	784	1,349	2,220	1,071	1,071
建物被害 一部破損	〃													
建物被害 非住家被害	〃	1,210	412	482	379	1,4000	1,226	5,109	359	396	536	1,291	599	599
耕地被害 水田 流失埋没	ヘクタール	3	150					153	3	1	2	6	44	44
耕地被害 水田 冠水	〃	356	544	20	5	-	15	940	120	52	259	431	356	356
耕地被害 畑 流失埋没	〃		70					70	4	1		5	17	17
耕地被害 畑 冠水	〃	18	70					88	210	2	57	269	87	87
道路損壊	か所	8	2	5	5	6	29	55	44	9	2	55	35	35
橋梁流失	〃		1				3	4	12	2	-	14	29	29
堤防決潰	〃	7	1		10	1	30	49	12	4	11	27	17	17
山（崖）くずれ	〃	2	-	1	4	-	2	9	3	1	1	5	24	24
鉄軌道被害	〃		1					1	1		1	2	4	4
通信施設被害	回線	12						12	652			652	38	38
木材流失	立方メートル								550		2,300	2,850	600	600
真珠筏	台													
船舶被害 沈没	隻	21		7	12	2	20	62	99			99	52	52
船舶被害 流失	〃	5		11	11		41	68	108		6	114	26	26
船舶被害 破損	〃	19			84		36	139	353	106	54	513	58	58
船舶被害 その他		36			25		36	97	100		10	110	12	12
罹災世帯数	世帯	1,704	711	823	685	1,003	1,599	6.525	1,886	1,229	2,872	5,987	1,872	1,872
罹災者概数	人	8,351	3,093	4,355	3,247	3,999	7,921	3,096	3,736	5,194	12,349	21,279	8,232	8,232

被害状況表（つづき）（内訳）

被害種別 ＼ 署別・市町村別	単位	鵜殿署管内 御浜町	紀宝町	紀和町	鵜殿村	計	上野署管内 上野市	伊賀町	阿山村	大村山田村	島村ケ原村	計	名張署管内 名張市	青山町	計	合計
人的被害 死者	人	-	-	-	-		-	-	-	-	-		10	-	10	1,233
人的被害 負傷者	〃	-	-	-	-		16	4	7	31	1	59	-	22	22	5,688
人的被害 行方不明	〃	-	-	-	-		-	-	-	-	-		1	-	1	48
建物被害 全壊	棟	36	20	15	2	73	107	12	10	1	-	130	24	6	30	5,386
建物被害 半壊	〃	66	37	14	6	123	364	144	35	8	6	557	228	31	259	16,704
建物被害 流失	〃	-	14	15	-	29	13	-	-	-	-	13	36	-	36	1,359
建物被害 床上浸水	〃	37	153	166	30	386	361	9	25	2	5	408	1,308	55	1,363	30,852
建物被害 床下浸水	〃	49	67	51	25	198	896	292	144	81	5	15,418	754	398	1,152	31,803
建物被害 一部破損	〃													-		
建物被害 非住家被害	〃	275	1,431	1,238	67	3,011	273	163	170	37	31	674	75	762	837	32,927
耕地被害 水田 流失埋没	クタール		7	8		15	99	11		4	1	115	70	17	87	1,566
耕地被害 水田 冠水	〃	185	237	90	40	552	1,165	197	95	700	7	2,164	810	170	980	22,909
耕地被害 畑 流失埋没	〃		5	50		55	16	1			1	18	19	14	33	579
耕地被害 畑 冠水	〃		19	128	3	150	197	33	10		2	242	170	40	210	4,764
道路損壊	か所	4	3	7		14	19	4	4	5		32	54	194	248	2,012
橋梁流失	〃	1		3		4	6		1	1		8	20	17	37	417
堤防決潰	〃	1	1			2	13	1		2		16	29	8	37	492
山（崖）くずれ	〃	3		7		10	15	1	3	1	2	20	37	59	96	843
鉄軌道被害	〃				1	8	3	3			2	8	10	2	12	114
通信施設被害	回線	3	2	4	17	27	9	3	4	3		19	385	107	492	7,226
木材流失	立方メートル		50		300	350							100	10	110	14,302
真珠	台															
船舶被害 沈没	隻															725
船舶被害 流失	〃															556
船舶被害 破損	〃	1	1		1	3										1,763
船舶被害 その他		1	4			5										827
罹災世帯数	世帯	189	291	267	63	810	1,776	457	217	111	16	2,567	2,530	490	2,401	66,920
罹災者概数	人	676	1,242	1,096	251	3,265	8,015	1,836	1,070	543	77	11,541	10,816	2,307	3,123	303,080

第三節　各部門別被害

総　額　　1,826億0,784万5千円

内　訳

(1)	家屋関係	80,667,170千円	(9)	商工関係	32,718,000千円
(2)	土木関係	29,069,417千円	(10)	観光関係	1,774,590千円
(3)	農業関係	11,525,316千円	(11)	教育関係	997,745千円
(4)	耕地関係	5,820,191千円	(12)	厚生関係	74,575千円
(5)	林業関係	6,331,591千円	(13)	衛生関係	369,446千円
(6)	畜産関係	839,729千円	(14)	一般公共施設関係	254,007千円
(7)	開拓関係	566,199千円	(15)	その他	1,894,334千円
(8)	水産関係	9,705,535千円			
		計　182,607,845千円			

土　木　事　務

区分		県工事											
		河川		海岸		砂防		道路		橋梁		港湾	
		か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額
国庫負担工事	桑名	43	1,968,886	2	870,000	12	9,800	16	171,350	4	11,350	3	9,800
	四日市	30	428,720	20	2,469,716	16	59,438	16	26,504	1	2,290	-	-
	四日市港務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	557,650
	鈴鹿	29	147,415	28	425,365	14	16,854	10	22,339	2	954	5	55,020
	津	43	123,100	13	55,100	3	55,400	5	7,600	4	4,500	8	24,070
	上野	155	157,418	-	-	12	5,230	190	189,488	19	124,250	-	-
	久居	86	115,225	2	4,000	-	-	116	92,796	43	79,415	-	-
	松阪	107	144,487	4	27,000	4	75,000	205	183,109	21	235,384	-	-
	伊勢	31	264,800	26	188,550	2	ど,670	48	35,593	6	5,119	26	681,872
	志摩	3	4,360	76	285,301	1	537	31	33,901	1	2,200	20	52,565
	尾鷲	19	33,832	12	628,497	4	6,617	13	84,287	2	1,100	39	102,467
	熊野	21	13,864	4	59,842	15	16,933	37	49,574	-	-	12	111,500
	計	**567**	**3,402,107**	**187**	**5,012,957**	**83**	**248,479**	**687**	**896,601**	**103**	**455,562**	**142**	**2,594,944**
単独事業計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）本表の外に直轄河川0,308,000千円ある見込。

2．土　木　関　係　　29,037,417千円

区　　分	か所数	
河　　川	867	4,154,795千円
海　　岸	191	5,030,307 〃
砂　　防	83	248,479 〃
道　　路	1,013	1,582,562 〃
橋　　梁	264	736,458 〃
港　　湾	142	2,594,944 〃
小　　計	2,557	14,347,545 〃
直轄河川関係	—	10,308,000 〃
合　　計		**29,059,417千円**

所　　別　　（単位　千円）

計		市町村工事										合計	
		河川		海岸		道路		橋梁		計			
か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額	か所	被害金額
80	3,041,186	2	600	-	-	36	346,143	23	18,019	61	364,762	141	3,405,948
83	2,986,668	8	15,373	-	-	26	25,687	-	-	28	41,060	111	3,027,728
-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	29	557,728
88	667,947	6	17,543	-	-	6	1,490	2	3,920	14	22,953	102	690,900
76	269,770	7	34,800	-	-	2	300	2	1,140	11	36,240	87	306,010
376	476,386	125	69,402	-	-	127	46,676	61	120,568	313	236,646	689	713,032
246	261,436	24	278,679	-		11	20,030	25	25,650	65	323,759	312	615,195
341	665,040	99	320,773		-	62	44,672	31	86,239	197	451,684	533	1,116,724
139	1,178,604	3	1,080	2	16,400	8	68,740	3	3,750	16	29,970	155	1,268,594
132	378,864	-	-	1	700	8	3,742	4	1,542	13	5,984	145	384,844
89	1,856,800	14	7,730	1	250	22	44,785	4	5,250	41	58,015	130	1,914,815
89	251,299	12	7,308	-	-	16	83,696	6	3,818	34	94,822	123	346,121
1,769	12,621,650	300	752,688	4	17,350	323	685,961	161	269,896	788	1,725,895	2,557	14,347,545
-	2,800,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,693,872	-	4,413,872
-	15,419,650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,339,767	-	18,761,417

農林水産関係被害総額

347億0,867万2千円

内　　訳

1. 農業関係	11,525,316千円		4. 水産関係	9,705,535	〃
2. 畜産	〃	839,729 〃	5. 耕地	〃	5,820,191 〃
3. 林産	〃	6,331,591 〃	6. 開拓	〃	566,199 〃

1．農産物の被害

(1) 主要農産物等被害　（その一　田地作付のもの）　調査年月日　昭和34年10月26日

総面積 / 作物別 / 被害態様	63,732 ha 水稲 面積	水稲 被害額
	ha	千円
流失埋没	1,612	372,372
土砂流入	1,473	170,868
冠水 1日	7,013	82,788
冠水 2～3日	2,095	148,389
冠水 4～5日	154	18,180
冠水 6日以上	3,960	891,349
浸水	2,926	34,541
倒伏	24,286	1,526,788
その他（脱粒穂発芽籾ずれ等の風水害を含む）	9,881	635,397
計	**53,400**	**3,880,672**

（その二　畑地作付のもの）　　調査年月日　昭和34年10月26日

作物名 / 被害態様	陸稲 面積	陸稲 被害額	甘しょ 面積	甘しょ 被害額	雑穀 面積	雑穀 被害額	主要作物小計 面積	主要作物小計 被害額	桑 面積	桑 被害額	飼料作物 面積	飼料作物 被害額
	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円
全壊												
流失埋没	39	3,900	3.4	3,887	77	4,420	150	12,207	100	12,000	69	3,983
土砂流入	31	1,550	117	6,338	157	6,080	305	13,968	40	960	3	603
冠水	63	1,260	937	42,061	205	9,250	1,205	52,571	432		628	32,414
没水	33	330	1,714	56,167	89	1,280	1,836	57,777	200			
風害	143	6,117	3,387	36,387	242	2,350	3,772	44,854	121	9,600		
その他	17	1,650	3,361	185,783	242	11,100	3,620	198,533				
計	**326**	**14,807**	**9,550**	**330,623**	**1,012**	**34,480**	**10,888**	**379,910**	**893**	**22,560**	**700**	**37,000**

農作物別被害状況

(イ)　主要食糧作物および肥、飼料作物

調査年月日　昭和34年10月26日

作物名	種類	総栽培面積	被害面積	被害程度別面積 30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90～100%	被害減収量	単価	被害額	備考
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	トン	円	千円	
主要食糧作物	水稲	63,732	53,400	28,946	13,792	4,809	1,741	4,112	58,181	66,700	3,880,672	
	陸稲	814	326	99	132	44	12	39	222	66,700	14,807	
	甘しょ	11,530	9,550	5,376	2,540	1,187	413	34	50,865	6,500	330,623	
	雑穀	3,200	1,012	484	204	100	88	136	431	80,000	34,480	
小計		**79,276**	**64,288**	**34,905**	**16,668**	**6,140**	**2,254**	**4,321**	**109,699**		**4,260,582**	
飼料作物	トウモロコシ ソルゴー	240	68.8					68.8	1,376	2,895	3,983	
	クローバ類	20	12.3		4.2	5.5	2.6		123	4,900	603	
	イタリアンライエン麦	60	59.6	17.5	35.6	6.5			475.8	5,730	2,727	
	紫雲英	1,250	339.0	126.0	114.5	98.5			2,810	4,628	13,005	
	根葉類	550	59.0	30.0	22.0	7.0			962.5	3,400	3,360	
	その他		161.3		126.0	35.3			1,511		13,322	
小計			**700.0**	**173.5**	**302.3**	**152.8**	**2.6**	**68.8**	**7,258.3**		**37,000**	

(ロ)　園芸作物および工芸作物

調査年月日　昭和34年10月26日

作物名	種類	総栽培面積	被害面積	被害程度面積 30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90～100%	被害減収量	単価	被害額	備考
				ha	ha	ha	ha	ha	トン	円	千円	
そ菜	だいこん	2,203	2,203	84	166	227	766	958	66,538	6,800	452,457	
	里いも	1,080	954	177	284	274	123	96	6,036	13,000	78,468	
	その他	1,990	1,930	156	270	354	472	678	17,238	8,000	137,904	
小計		**5,273**	**5,087**	**417**	**720**	**855**	**1,363**	**1,732**	**89,812**		**668,829**	
果樹	みかん	1,560	1,124	144	207	294	317	162	10,413	45,000	468,585	未結果園 420
	夏みかん	660	550	6	18	54	85	387	8,186	29,000	237,394	〃 110
	柿	370	320	131	96	68	21	4	1,251	30,000	37,530	〃 50
	その他	127	99	16	22	18	17	26	430		14,900	〃 28
小計		**2,717**	**2,093**	**297**	**343**	**434**	**440**	**579**	**20,280**		**758,409**	
工芸作物	茶	2,450	287	155	76	54		2	1,257	21,300	26,744	
	なたね	13,000	867					867	4,966	60,000	297,960	
小計		**15,450**	**1,153**	**155**	**76**	**54**		**869**	**6,223**		**324,704**	

附　園芸及び工芸農作物種苗（果樹苗木含む）被害状況　調査年月日　昭和34年10月26日

経営種別	種苗の名称	被害程度 面積	数量	金額	被害状況 90～100%	50～90%	30～50%	30%以下	備考
		10アール	千本	千円	10アール	10アール	10アール	10アール	
県		-	-	-	-	-	-	-	
市町村	みかん	150	32	4,800	3	9	3		南勢町、南島町、磯部町、鳥羽市
	夏みかん	30	4	600		1	2		
採種組合	みかん	90	9	450			1	8	玉城町
	夏みかん	20	1	5				2	〃
計		**290**	**46**	**5,900**	**3**	**10**	**6**	**10**	

果樹の樹木被害状況

種別	面積	数量	金額	被害程度 90～100%	50～90%	30～50%	30%以下	備考
	10アール	千本	千円					
みかん	9,130	109	763,000	270	960	2,290	5,610	潮風害、風害による枯死、主幹折れによる被害
夏みかん	601	77	539,000	290	630	1,830	3,260	
その他果樹	365	12	84,000	60	170	410	3,010	
計	**10,096**	**178**	**1,386,000**	**620**	**1,760**	**4,530**	**11,880**	

(ハ)　桑　　園　　調査年月日　昭和34年10月26日

種類別	総栽培面積	被害面積	被害程度別面積 30%以上	30～50%	50～70%	70～90%	90%以上	蚕繭被害減収量	単価	被害額	備考
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	kg	円	千円	
桑	2,725	261	40	25	33	63	100	56,400	400	22,560	

(ニ)　農作物総被害

区分		被害面積	被害減収量	被害額	備考
		ha	トン	千円	
主要食糧作物		64,288	109,199	4,260,582	
飼料作物		700	7,258	37,000	
園芸作物	そ菜	5,087	89,812	668,829	
	果樹	2,680	17,100 (224千本)	2,150,309	樹、苗木の被害を含む
工芸作物	なたね	867	4,966	297,960	
	茶	2,450	1,257	26,774	
桑園		261	56	22,560	桑苗被害なし
計		**76,333**	**230,148 (224千本)**	**7,464,014**	

(2) 工芸および園芸農作物の収穫物被害状況

調査年月日　昭和34年11月9日

作物名	災害時における処理段階別被害数量および金額									被害総金額	備考
	収穫物		第1次加工生産物			第2次加工生産物名					
	数量	金額	名称	数量	金額	名称	数量	金額			
		千円		トン	千円					千円	
茶			緑茶	10	2,133					2,133	流失
大根			沢庵	タル 935	2,805					2,805	浸水腐敗
	トン			ドラム							なたね原油、浸水、流失
なたね	2,123	135,872	ナタネ油	1,542	46,260					182,132	ドラム当　30,000円
				ドラム							大豆原油、浸水、流失
大豆	1,645	98,700	大豆油	70	2,030					100,730	ドラム当　29,000円
				トン							
			味噌	25	2,000					2,000	流失
				リットル							
			醤油	23,400	1,404					1,404	
	トン			トン							
米	45	2,250	イラコ	12	1,260					3,450	
				リットル							
			酒	1,640	420					420	
	トン			トン							
麦類	300	10,000	麺類	450	22,500					32,500	
				kg			kg		千円		
繭			乾繭	7,623	9,147	生糸	347		869	10,016	
計										337,590	

2．家畜被害状況

調査年月日　昭和34年11月30日

被害態様	種類別 / 所有別	大家畜						中家畜						小家畜						合計	
		乳牛		役肉用牛		馬		豚		めん羊		山羊		にわとり		兎		みつばち		被害額	
		数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
		頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	羽	千円	羽	千円		千円	頭	千円
死亡	国有貸付																				
	国庫補助																				
	その他	45	4,500	202	12,120	5	200	1,230	14,760	64	320	132	660	104,168	52,084	605	242				84,886
	計	45	4,500	202	12,120	5	200	1,230	14,760	64	320	132	660	104,168	52,084	605	242				84,886
廃用	国有貸付																				
	国庫補助																				
	その他	2	100	128	3,840			136	544	41	164	99	396	16,187	4,047						9,091
	計	2	100	128	3,840			136	544	41	164	99	396	16,187	4,047						9,091
流失	国有貸付																				
	国庫補助																				
	その他	16	1,600	281	16,860			312	3,744			12	60	10,346	5,173						27,437
	計	16	1,600	281	16,860			312	3,744			12	60	10,346	5,173						27,437
疫病傷害	国有貸付																				
	国庫補助																				
	その他	42	126	348	1,044			626	627	42	42	98	98								1,937
	計	42	126	384	1,044			727	627	42	42	98	98								1,937
計	国有貸付																				
	国庫補助																				
	その他	105	6,326	959	33,864	5	200	2,305	19,675	147	526	341	1,214	130,701	61,304	605	242				123,351
	計	105	6,326	959	33,864	5	200	2,305	19,675	147	526	341	1,214	130,701	61,304	605	242				123,351

被害家畜の家畜保険加入状況　　調査年月日　昭和34年11月30日

被害態様＼種類別	大家畜						中家畜						合計	
	乳牛		役肉用牛		馬		豚		山羊		めん羊			
	加入頭数	共済会見込額	加入頭数	共済会見込額	加入頭数	共済金見込額	加入頭数	共済金見込額	加入頭数	共済金見込額	加入頭数	共済金見込額	加入頭数	共済金見込額
	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円
死亡	6	317	336	12,479									342	12,796
廃用	2	60	102	2,040									104	2,100
失疫														
疫病傷害	36	93	278	362									314	455
計	44	470	716	14,881									760	15,351

被害家畜の衛生対策実績

(1)　家畜衛生対策の概要

災害後の家畜伝染病等に牛の流行性感冒、豚コレラ、炭疽等の発生を予防するため、各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫班を動員して防疫班を編成し、組織的、かつ迅速に、次の事項を実施した。

(イ)　災害地の家畜健康検査

被害地の状況、家畜の密度、疫学的見地等現地の状況を把握して、牛および豚に重点を指向して、一般臨床検査を実施した。

(ロ)　被害畜舎消等

被害地等に浸入地帯の畜舎と過去の家畜伝染病特に豚コレラ、炭疽の発生地を重点に25,000畜舎について、家畜防疫員を中心に各市町村、各関係団体等の組織を動員して徹底的消毒を実施した。

(ハ)　収容家畜および浸水家畜の緊急予防注射

浸水孤立した桑名郡、桑名市、三重郡、四日市市ならびに被災した過去の疫疽発生地周辺の牛、および馬に対し緊急炭疽予防注射を実施した。

(ニ)　応　急　救　護

浸水地の牛および豚を員弁郡北勢町の臨時家畜収容所へ救出したが、これ等家畜の健康検査、応急手当、消毒の実施とともに被災地傷病家畜の応急救護を行った。

(2) 家畜の被害状況

被害のあった郡市名	被害地の家畜頭羽数および畜舎							被害をうけた家畜の頭羽数												被害をうけた畜舎数				摘要
								死亡流失						疾病傷害										
	牛	馬	めん山羊	豚	にわとり	うさぎ	畜舎	牛	馬	めん山羊	豚	にわとり	うさぎ	牛	馬	めん山羊	豚	にわとり	うさぎ	流失埋没	全壊	半壊	浸水	
桑名郡	921	64	169	(598) 319	(27,101) 14,944	35		379		50	450	18,300		52		12	98			365	447	259	550	木曽岬村長島町
桑名市	1,203	11	97	(471) 156	(22,787) 15,787	20		152	5	25	300	10,000		63		32	88			68	32	40	80	城南
員弁郡	4,415	342	1,236	944	26,370	149		1			1	600		41		36	62				35	100	1,481	
四日市市	4,288	39	1,038	2,089	64,216	307		41		39	255	10,500		54		20	52			11	83	19	866	朝明、羽津
三重郡	2,367	34	648	1,020	(27,138) 17,491	441		49		43	267	12,100		36		32	32			24	87	23	788	川越村
鈴鹿市	4,609	33	738	1,671	51,685	307		3		7	18	12,721	5								477	1,140	298	一宮、箕田、若松、白子
鈴鹿郡	1,187	17	354	437	6,136	139						120	15									180	320	
亀山市	1,864	22	403	312	13,089	116						107									78	118		
安芸郡	3,236	65	442	684	27,197	524					5	1,397	10								166	491	402	河芸町豊里村
津市	1,655	22	107	328	46,491	221		2			2	4,238									160	175	164	雲出、高茶屋
一志郡	6,344	99	1,019	705	43,415	1,696		3		25	3	1,560									210	1,085	1,510	三雲村、嬉野町、美杉村、一志町
松阪市	4,733	179	523	(4,500) 1,226	38,055	803		2		18	14	1,948	45	12			25				208	2,229	410	大石、射和、松ケ崎、漕代
飯南郡	913	1	393	296	18,452	631		9		33	29	3,500	260	15			12				110	139	592	飯南町、飯高町
多気郡	3,828	63	906	1,121	35,998	650		14		72	70	4,900	270	23			20				2,356	2,542	2,077	多気町、明和町
伊勢市	1,426	84	103	1,191	27,590	282		1				18,600		3			50				150	450	200	豊浜、浜郷、神社
度会郡	4,214	170	782	1,593	41,826	385		4		4	74	8,443		13			5			1	348	556	312	紀勢町、南島町、南勢町、二見町、大内山村
鳥羽市	288		48	741	6,796	37				1	13	807		34		6	55				268	122	39	長岡、加茂
志摩郡	1,168	2	379	1,781	25,845	30		1		3	70	11,027		2		2	105			7	721	1,100	245	阿児町、志摩町、大王町、磯部町、浜島町
上野市	3,547	22	471	946	31,867	62				1		700									58	147	200	
阿山郡	2,321	26	616	354	16,689	400				5		400									12	30	87	
名張市	1,732	6	353	298	15,958	43		11		6	82	5,700		42			23			81	100	156	900	錦生、箕田、蔵持
名賀郡	755	17	129	17	5,072	53						150									5	15	50	
尾鷲市	130		60	293	13,951	14				6	3	382									4	261	26	
北牟婁郡	448	5	158	596	10,900	109		1		8	21	884									72	335	76	長島町、海山町
熊野市	1,190	1	95	76	8,794	25		1			1	1,000									160	190	898	有井、新鹿
南牟婁郡	2,127	1	291	244	17,684	109				2		567									42	79	495	
計	60,909	1,325	11,578	19,438	642,298	7,674		674	5	348	1,678	130,701	605	390		140	627			557	6,389	11,981	13,068	

(注) (1) 「死亡、流失」には廃用を含む (2) 被害地の家畜頭羽数は昭和33年農林省、三重農林統計調査事務所調（　）は推定頭羽数。 (3) 災害救助法を発動した市町村県下全域

(4) 家畜衛生対策の実施成績

事業区分	実施期日（所要日数）	実施郡市町村名	家畜の種類別、頭羽数および畜舎数				所要人員		指導監督	支出経費				備考
			乳牛	和牛	馬	豚	防疫員	雇入獣医	延人員	旅費	雇入日当	薬品費	血清類	
災害家畜健康検査	9月27日 〃 10月16日 （所要日数20日）	桑名郡	54	512	50	200	24	16	2	7,200	6,400	17,000		
		員弁郡	121	2,341	212	740	80	54	3	24,900	21,600			
		桑名市	31	685		240	30	20	1	9,300	8,000			
		四日市市	734	2,070		935	115	77	7	36,600	30,800	30,000		
		三重郡	371	1,190		817	71	49	2	21,900	19,600			
		鈴鹿市	296	2,560		806	113	74	7	36,000	29,600	25,000		
		鈴鹿郡	36	683		216	30	19	1	9,300	7,600	15,000		
		亀山市	128	1,012	18	216	40	29	2	12,600	11,600			
		安芸郡	82	1,880	35	340	67	47	4	21,300	18,800	15,000		
		津市	134	841		106	32	21	1	9,900	8,400			
		一志郡	303	2,570	37	381	95	67	6	30,300	26,800	15,000		
		松阪市	587	424	84	1,101	63	43	3	19,800	11,200	30,000		
		飯南郡	28	1,841		80	57	40	2	17,700	16,000			
		多気郡	291	2,013		620	85	58	5	27,000	23,200	13,000		
		伊勢市	261	621		500	40	26	1	12,300	10,400	15,000		
		度会郡	65	1,680	64	520	68	47	4	21,600	18,800			
		鳥羽市	24	750		200	30	20	1	9,300	8,000	10,000		
		志摩郡	45	600		800	42	30	4	13,800	12,000			
		上野市	192	1,370			47	32	4	15,300	12,800	13,000		
		阿山郡	30	1,140			34	24	2	10,800	9,600			
		名張市	38	350		642	30	21	2	9,600	8,400			
		名賀郡	42	871			27	19	1	8,400	7,600			
		尾鷲市	8	46		540	19	12	1	6,000	4,800	5,000		
		北牟婁郡	46	150			6	41	1	2,100	16,400			
		熊野市	53	600			20	14	1	6,300	5,600	5,000		
		南牟婁郡		1,200			35	25	2	11,100	10,000			
		合計	**40,000**	**30,000**	**500**	**10,000**	**1,300**	**925**	**70**	**411,000**	**370,000**	**208,000**		

事業区分	実施期日（所要日数）	実施郡市	家畜の種類別、頭羽数および畜舎数					所要延人員			指導監督	支出経費				摘要
			牛	馬	豚	めん山羊	にわとり	防疫員	雇獣医	人医	延人員	旅費	雇入日当	薬品費	血清類	
畜	9月27日	桑名郡	500	9	250	58	534	27	39		5	8,100	16,400	121,000		クレゾール 125円
	～	桑名市	600	5	170	30	386	24	35			8,700	14,200	110,000		
産		員弁郡	300		450	58	57	17	26			5,100	10,800	79,000		1畜舎1本
	10月16日	四日市市	400		1,850	46	672	59	88		12	16,500	36,200	272,000		10,000畜舎分
消		三重郡	1,040	2	550	49	261	38	52			13,200	21,000	175,000		10,000本
	（所要日数 20日）	鈴鹿市	150		750	23	177	22	33			6,600	12,400	100,000		N.C.C 280円
毒		鈴鹿郡	400	3	190	17	31	13	19		9	3,900	7,800	59,000		1畜舎½本
		亀山市	70		150	18	26	6	8			4,500	3,400	24,000		15,000畜舎分
		安芸郡	95	2	290	25	57	9	14		6	4,500	5,800	46,000		3,750本
		津市	55		1,093		136	26	38			7,800	13,500	118,000		
		一志郡	400	5	507	37	214	23	35			5,900	12,200	107,000		
		松阪市	400	10	985	55	374	36	55		10	10,800	22,200	176,000		
		飯南郡	493	5	215	56	116	17	17			5,100	7,000	83,000		
		多気郡	157		750	160	94	22	35			6,000	13,200	107,000		
		伊勢市	91	4	825	30	296	25	35		10	7,700	13,600	114000		
		度会郡	649	5	650	32	58	28	40			10,400	17,000	128,000		
		鳥羽市	53		344	2	24	8	13		5	3,900	5,400	39,000		
		志摩郡	47		756	12	23	19	25			5,700	10,200	77,000		
		上野市	300		211	58	125	14	21		4	4,200	8,600	63,000		
		阿山郡	30		189	8	10	5	7			2,700	3,000	21,800		
		名張市	492		293	104	319	24	34			7,200	12,600	110,000		
		名賀郡	18		22		21	2	18			600	7,400	5,600		
		尾鷲市	73		60	11	100	5	7		2	2,100	3,000	22,400		
		北牟婁郡	87		291	21	64	9	14			2,700	5,800	41,200		
		熊野市	345		59	48	225	13	20		2	3,900	8,200	61,000		
		南牟婁郡	255		100	42	50	9	13			3,300	5,500	40,000		
		計	7,500	50	12,000	1,000	4,500	500	741		65	161,100	296,400	2,300,000		

事業区分	実施期日	実施郡市	家畜の種類別 予防注射 牛	予防注射 馬	血清注射 牛	血清注射 馬	所要延人員 防疫員	所要延人員 雇入獣医	指導監督 延人員	支出経費 旅費	雇入日当	薬品費	血清類 予防注	血清類 血清	摘要
緊急予防注射（浸水地域救出家畜の緊急予防注射）	9月27日～10月10日まで	桑名郡	515	38	23	10	13	10	4	5,100	4,000	6,000	3,000	9,600	炭そ予防液
		桑名市	424	10	15		12	6	3	4,500	2,400	5,000	3,000	6,300	1頭 0.21cc
		員弁郡	198	214	12		12	5	2	4,200	2,000	5,000	2,400	5,100	420cc
		四日市市	219				8		3	3,300		3,500	1,500		炭そ血清
		三重郡	167				6		2	2,400		3,000	1,200		1頭 70cc
		鈴鹿郡	41				1			300		560	300		420cc
		一志郡	75	38			4		1	1,500		1,000	750	4,200	
		飯南郡	61				2			600		900	450		
		計	1,700	300	50	10	58	21	15	21,900	8,400	24,960	12,600	25,200	

事業区分	実施月日（所要日数）	実施郡市 町村名	家畜の種類別頭羽数 牛	めん山羊	豚		所要延人員 防疫員	雇人獣医	指導監督 延人員	支出経費 旅費	雇入手当	薬品費	生物学的製剤		摘要
応急救護	9月27日～9月29日（所要日数）3日	桑名郡	153	27	312		12		3	3,600		72,150			
		員弁郡	120	73	184		9		2	2,700		55,700			
		桑名市	186	65	269		13		3	3,900		79,900			
		四日市市	131	37	156		8		2	2,400		52,050			
		三重郡	102	68	98		7		2	2,100		42,100			
		鈴鹿市	98	50	141		7		2	2,100		43,600			
		計	790	320	1,160		56		14	15,800		345,500			

（注）(1) 過去に炭そ病の発生した地区は1頭につき 70cc　(2) 過去に炭そ病の発生のなかつた地区は1頭につき 0.21cc

(5) 収 支 算 書

収 入 の 部

区分	予算額	前年度予算額	差引増減	
			増	減
国庫補助金	4,201,860		4,201,860	
県費				
計	**4,201,860**		**4,201,860**	

支 出 の 部

区分	予算額	前年度予算額	差引増減	
			増	減
防疫員旅費	610,800		610,800	
雇入手当	674,800		674,800	
薬品費	2,878,460		2,878,460	
生物学的製剤	37,800		37,800	
計	**4,201,860**		**4,201,860**	

3. 養蚕の被害

調査年月日　昭和34年10月26日

被害発生状況	放棄蚕児数量(流失及活染)	減収繭数量	減収見込価額	被害戸数	備考
	箱	トン	千円	戸	晩秋蚕繭の流失したもの　15トン 晩秋蚕児のうち471トンがぬれ繭になり屑繭相当の取引しか出来ないため減収した結果になったもの上繭換算157トン
県下一円					
	5,730	172	68,800	9,600	

4. 林産物被害

林木等その他林産物被害状況

調査月日　昭和34年10月26日

林産物名	事業主体	件数	単位	被害状況				被害額
				浸水	流失埋没	折損枯損等	計	
								千円
立木			千石		790		1,106	2,657,103
素材			〃		63,925		63,925	182,181
製材			〃		10,710		10,710	53,527
薪炭原木			〃		4,833		4,833	1,852
木炭			俵	20,139	12,347		32,486	7,547
薪			石		7,570		7,570	2,561
幼木			千本			5,339	5,339	71,693
わさび			貫		25		25	75
しいたけほた木			本		41,680	80,300	121,980	6,048
竹(材)			束		30,000	51,560	81,560	11,800
計								2,994,387

森林種苗被害状況

調査年月日　昭和34年10月3日

経営種別	被害状況						
	面積	数量	金額	被害程度			
				90～100%	50～90%	50～30%	30%以下
	アール		千円	アール	アール	アール	アール
(1) 県	2		110			1	1
(2) 市町村	5		260			2	3
(3) 森林組合	18		929	2	3	5	8
(4) 種苗共同組合	66		5,064	6	15	18	27
(5) (4)以外の生産業者	24		6,502	2	5	6	11
(6) 自家用	8		540		2	2	4
(7) 会社							
(8) 学校							
計	**123**		**13,405**	**10**	**25**	**34**	**54**

5．水産物被害

(1) 養殖物被害

調査年月日　昭和34年12月1日

養殖物の種類	被害漁業者数	数量	金額	備考
か き		1,000台	5,000千円	
真珠母貝		28,475千介	532,560	
真珠黒貝		74,794千介	3,485,010	
真珠雅貝		61,425kg	500,458	
う なぎ		77,750kg	331,840	ぼら、こいを含む。
は ま ち	44	132,000尾	19,800	
計			**4,874,668千円**	

(2) 増殖物被害

増殖物被害状況（内水面）

調査年月日　昭和34年12月1日

増殖物の種類	被害類	
	数量	金額
	kg	千円
あ ゆ	135,000	32,400
計	**135,000**	**32,400**

増殖物被害状況（浅海）

調査年月日　昭和34年12月1日

増殖物の種類	被害額	
	数量	金額
	kg	千円
あ さ り	171,000	1,235
し じ み	3,000,000	16,200
は ま ぐ り	665,000	17,955
計	**3,836,000**	**35,390**

(3) 製品類被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

製品の種類	事業主体	被害額 数量	被害額 金額	被害程度		備考
		トン	千円		トン	
にぼし	漁業者	-	-	変質 腐敗		
	加工業者	514	39,933	変質 腐敗	28.7 20.3	変質ものkg当り70円となる 腐敗ものkg当り140円とする
塩干魚	漁業者	-	-		-	
	加工業者	8	650	変質 腐敗	3 5	変質ものkg当り50円となる 腐敗ものkg当り100円とする
かつお節	漁業者	-	-		-	
	加工業者	10	16,000	変質	10	kg当り平均200円となる
計		**532**	**56,583**			

6・農地の被害

調査年月日　昭和35年2月1日

種別＼田畑別	田 か所	田 面積	田 被害額	畑 か所	畑 面積	畑 被害額	計 か所	計 面積	計 被害額
		ヘクタール	千円		ヘクタール	千円		ヘクタール	千円
流失の埋没	3,903	918.6	690,944	541	160	77,540	4,444	1,078.0	768,484
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	**3,903**	**913.6**	**690,944**	**541**	**161**	**77,540**	**4,444**	**1,078.0**	**768,484**

7・林地の被害

調査年月日　昭和34年10月26日

種別＼災害発生地	か所	渓流	山腹	被害額
	か所	km	ha	千円
新生崩壊地	7,722	91.5	269.8	2,070,745
拡大崩壊地	1,643	19.0	110.2	482,300
小計	**9,365**	**110.5**	**380.0**	**2,553,045**
新生新すべり地	5		8.0	23,705
拡大地すべり地				
小計	**5**		**8.0**	**23,705**
合計	**9,370**	**110.5**	**388**	**2,576,750**

8・牧野、草生地等の被害

調査年月日　昭和34年11月30日

区分	被災害態様	事業主体	件数	被害牧野の総面積			被害状況						被害金額
							放牧地		採草地		計		
				放牧地	採草地	計	面積	被害草量	面積	被害草量	面積	被害草量	
					ha	ha			ha	kg	ha	kg	円
野草地	新生拡大崩壊地	個人			21,751	21,751			11	80,550	11	80,550	236,715
	〃 地すべり地	〃							22	161,500	23	161,500	473,950
	流失埋没	〃							130	947,450	130	947,450	2,791,685
	土砂流入	〃							36	252,650	36	252,650	760,450
	その他	〃											
	計				21,751	21,751			199	1,442,150	199	1,442,150	4,262,800
牧草地	新生拡大崩壊地	農協			125	125			6	138,935	0	138,93	473,770
	〃 地すべり地	〃							9	204,670	9	5204,670	705,080
	流失埋没	〃							21	522,105	21	522,105	1,712,315
	土砂流入	〃							8	194,790	8	194,790	646,025
	冠水	〃											
	浸水	〃											
	その他	〃											
	計				125	125			44	1,060,500	44	1,060,500	3,537,200

施設	種類	事業主体	件数	単位	大破	中破	小破	計	大破	中破	小破	計	
									千円			千円	
	牧道	美杉村緬羊組合	1		1			1	550			550	

（附1） 牧草地の被害状況 （郡市別）

郡市名	事業主体	崩壊地 面積	崩壊地 草量	崩壊地 金額	地すべり地 面積	地すべり地 草量	地すべり地 金額	流失埋没 面積	流失埋没 草量	流失埋没 金額	土砂流入 面積	土砂流入 草量	土砂流入 金額	冠水 面積	冠水 草量	冠水 金額	浸水その他 面積	浸水その他 草量	浸水その他 金額	計 面積	計 草量	計 金額	備考
		ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	
員弁郡	農協				1	23,880	80,050	-			2	47,760	160,100							3	71,640	240,150	員弁 十社農協
桑名郡																				-			
桑名市																				-			
三重郡	〃	1	23,880	80,050	1	23,880	80,050	1	23,380	80,050	1	23,880	80,050							4	95,520	320,200	朝上農協
四日市市	〃							3	75,015	245,213										3	75,015	245,213	神前 〃
鈴鹿郡	〃							2	50,010	163,475	2	50,010	163,475							4	100,020	326,950	庄内 〃
亀山市																				-			
鈴鹿市	〃	1	25,015	81,750	2	50,010	163,475	4	100,020	327,150										7	175,045	572,375	若松、国府農協
安芸郡	〃							1	23,130	78,925	1	23,103	78,925							2	46,260	157,850	
津市																				-			
一志郡																				-			
飯南郡	〃	1	23,130	78,925	1	23,130	78,925	-												2	46,260	157,950	森農協
松阪市	〃	1	16,880	67,550	2	33,760	139,100	-												3	50,640	208,650	漕代農協
多気郡	〃	1	25,015	81,750	1	25,005	81,740	1	25,005	81,738	2	50,010	163,475							5	125,035	408,703	西外城田農協
度会郡								3	75,015	245,213										3	75,013	245,213	中部酪農
伊勢市								1	25,005	81,738										1	25,005	81,738	
阿山郡								-												-			
名賀郡								-												-			
上野市	〃	1	25,015	81,745	1	25,005	81,740	5	125,025	408,813										7	175,045	572,298	花垣、小田農協
名張市								-												-			
志摩郡								-												-			
鳥羽市								-												-			
北牟婁郡								-												-			
尾鷲市								-															
南牟婁郡								-															
熊野市								-															
計		6	138,935	473,770	9	204,670	705,080	21	522,105	1,712,313	8	194,790	646,025							44	1,060,500	3,537,200	

（附2） 野草地の被害状況 （郡市別）

郡市名	事業主体	崩壊地			地すべり地			流失埋没			土砂流入			その他			計		
		面積	被害草量	被害金額	面積	被害草量	被害金額	面積	被害草量	被害金額	面積	被害草量	被害金額	面積	被害草量	被害金額	面積	被害草量	被害金額
		ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円	ha	kg	円				ha	kg	円
員弁郡	個人	1	7,500	21,750				1	7,500	21,750	1	7,500	21,750				3	22,500	65,250
桑名郡	〃	3	22,500	65,250	5	37,500	108,750	5	37,500	108,750	2	15,000	43,500				15	112,500	326,250
桑名市	〃	2	15,200	43,760	3	22,800	65,640	11	83,600	240,680	2	15,200	43,760				18	136,800	393,840
三重郡	〃	1	7,000	21,100	3	21,000	63,300	4	28,000	84,400	2	14,000	42,200				10	70,000	211,000
四日市市	〃	1	8,000	22,400	3	24,000	67,200	47	376,000	1,052,800	4	32,000	89,600				55	440,000	1,232,000
鈴鹿郡	〃	1	7,600	21,880	2	15,200	43,760	13	98,800	284,440	1	7,600	21,880				17	129,200	371,960
亀山市	〃	1	6,000	19,800	1	6,000	19,800	2	12,000	39,600	1	6,000	19,800				5	30,000	99,000
鈴鹿市	〃				1	7,500	21,750	2	15,000	43,500	2	15,000	43,500				5	37,500	109,750
安芸郡	〃							3	14,800	43,240	1	7,400	21,610				3	22,200	64,860
津市	〃							5	33,500	103,550	1	6,700	20,710				6	40,200	124,260
一志郡	〃	1	6,750	20,775	1	6,750	20,775	6	40,500	124,650	3	20,250	62,325				11	74,250	228,525
飯南郡	〃																-		
松阪市	〃							7	47,250	145,425	5	33,750	103,875				12	81,000	249,300
多気郡	〃				1	6,750	20,775	1	6,750	20,775	2	13,500	41,550				4	27,000	83,100
度会郡	〃										2	15,000	43,500				2	15,000	43,500
伊勢市	〃				1	6,500	20,450				2	13,000	40,900				3	19,500	61,350
阿山郡	〃							2	13,500	41,550	1	6,750	20,780				3	20,250	62,330
名賀郡	〃							3	20,250	62,325							3	20,250	62,325
上野市	〃				1	7,500	21,750	8	60,000	174,000	1	7,500	21,750				10	75,000	217,500
名張市	〃							1	7,500	21,750	1	7,500	21,750				2	15,000	43,500
志摩郡	〃							-									-		
鳥羽市	〃							-									-		
北牟婁郡	〃							6	27,000	107,100	1	4,500	17,850				7	31,000	124,950
尾鷲市	〃							4	18,000	71,400	1	4,500	17,850				5	22,500	89,250
南牟婁郡	〃							-									-		
熊野市	〃							-									-		
計		11	80,550	236,715	22	161,500	473,950	130	947,450	2,791,685	36	252,650	760,450				199	1,442,150	4,262,800

10、農業用施設被害

調査年月日　昭和34年10月26日

種別＼被害状況	か所	被害額	備考
		(千円)	
かんがい排水施設	5,899	1,549,496	三重県全域
農道(橋梁を含む)	805	252,244	一般災　6,522件　1,739,000
防災施設	430	3,249,967	海岸災
計	**7,134**	**5,051,707**	

11、林業用施設被害

1．治山関係

調査年月日　昭和34年10月26日

種別＼被害状況	数量	被害額
山地治山施設	21か所	6,440千円
海岸保安林	3ヘクタール	12,200
防潮林		
その他		
計		**18,640**

2．林道関係

種別＼被害状況	路線数	か所数	延長	被害額
			米	千円
林道施設	149	785	42,421	314,089
内(橋梁)	(75)	(117)	(642)	(38,642)

12、漁港施設被害

調査年月日　昭和34年12月2日

市町村名	漁港数	漁港内容	被害金額
			千円
長島町	1	伊曽島	48,405
川越町	1	川越	5,125
四日市市	1	磯津	11,985
楠町	1	楠	7,238
鈴鹿市	3	鈴鹿、若松、白子	61,343
松阪市	1	狩師	2,358
明和町	1	大淀	4,375
伊勢市	2	豊北、村松	12,258
二見町	1	江	3,240
鳥羽市	9	神島、答志、和具浦、菅島、坂手、石鏡相差、安楽島、国崎	45,846
阿児町	2	安乗、甲賀	767
大王町	2	波切、名田	10,891
志摩町	3	片田、御座、和具	15,647
南勢町	4	宿田曽、礫浦、迫間浦、相賀浦	51,766
南島町	6	阿曽浦、慥柄、贄浦、茶屋浦、方座浦、古和浦	68,169
紀勢町	1	錦	15,680
長島町	2	海野、三浦	42,240
海山町	3	島勝、白浦、相賀	28,598
尾鷲市	7	須賀利、大曽根、行野、九木、古江、曽根、梶賀	609,527
熊野市	5	甫母、遊木、新鹿、波田須、古泊	333,995
合計			**1,379,953**

13、共同利用施設被害

(1) 農業共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年10月26日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計	備考
								千円	千円	千円	千円	
農業倉庫	単協	234	棟	24	60	150	234	24,000	30,000	30,000	84,000	伊曽島農協外216組合
	連合会	13	棟		1	12	13		500	650	1,150	県販購連
肥料施設	連合会											
肥料配合施設	単協											
	連合会	10										県販購連
生産資材倉庫	単協	125	棟	11	27	87	125	5,500	6,750	9,000	21,250	伊曽島農協外121組合
	連合会	19	棟			19	19			1,000	1,000	県販購連
農機具	単協	共同利用施設に含む。										
堆肥舎	単協											
共同作業場	単協	44	棟	6	13	25	44	3,600	3,900	2,500	10,000	長島町農協外43組合
	連合会											
市場施設	単協											
	連合会	4	平方米	90			90	900			900	県販購連
共同加工利用施設	単協	102	棟	5	22	75	102	5,000	13,750	11,418	30,168	長島町農協外101組合
	連合会	12	棟			12	12			700	700	県販購連
有線放送施設	単協	13	件	2	3	8	13	12,000	2,400	2,400	16,300	長島町農協外12組合
	連合会											
	単協	518	件	2	3	8	13	50,000	56,830	55,318	162,248	
			棟	46	122	337	505					
合計	連合会	58	平方米	359		1,029	2,109	1,500	500	3,150	5,150	
			棟		1	43	44					
	計	576						51,600	57,330	58,468	167,398	

(2) 林業共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年10月3日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計
								千円	千円	千円	千円
樹苗養成施設			平方米								
木炭倉庫			棟	23	61	131	215	2,200	2,185	1,065	5,470
木材倉庫			〃								
特殊林産物倉庫			〃								
わさび育成施設			平方米	360			360	750			750
しいたけ加工施設			〃	243			243	870			870
貯木場			〃		3,300		3,300		12,000		12,000
網場			〃								
流送路			km								
炭窯			箇								
木材加工施設 建物			棟		3		3		1,050		1,050
木材加工施設 機械			点		10	6	16		4,300	1,830	6,130
木材加工施設 計									5,350	1,830	7,180
その他											
計								2,760	11,535	2,885	17,190

(3) 水産共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況				被害額			
				大破	中破	小破	計	大破	中破	小破	計
								千円	千円	千円	千円
組合事務所	漁業協同組合	96	件	9	29	58	96	8,510	14,860	9,622	32,992
共販施設	〃	68	〃	15	21	32	68	10,040	11,500	7,605	29,145
資材倉庫	〃	146	〃	103	24	19	146	31,270	5,200	2,301	38,771
製品倉庫	〃	2	〃	0	2	0	2	0	375	0	375
給油施設	〃	32	〃	5	13	14	32	1,630	2,100	1,582	5,312
給水施設	〃	6	〃	0	4	2	6	0	760	115	875
充電施設	〃	10	〃	3	1	6	10	2,730	610	2,170	5,510
製氷冷蔵貯水施設	〃	15	〃	4	7	4	15	2,450	2,130	940	5,520
漁船修理施設	〃	11	〃	2	4	5	11	1,130	1,532	800	4,062
共同作業所	〃	77	〃	19	28	30	77	11,430	4,250	1,194	16,874
加工施設	〃	4	〃	0	3	1	4	0	420	85	505
その他	〃	66	〃	30	25	11	66	6,380	3,750	1,230	11,360
計	〃	533	〃	190	161	182	533	76,170	47,487	27,644	151,301

(4) 畜産共同利用施設被害状況

災害の種類　風水害

調査年月日　昭和34年11月30日現在

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況				被害額				備考
				大破	中破	小破	計	大破	中破	小破	計	
								千円	千円	千円	千円	
ふ卵育雛施設	組合	1	箇所	1			1	110			110	羽津養鶏組合
〃	農協	1	〃		1		1		110		110	穂原農協
和牛肥育共同施設	〃	1	〃	1			1	253			253	明合〃
自給養豚共同施設	〃	1	〃			1	1			44	44	恵利原〃
共同種付所	組合	1	〃			1	1			20	20	鞍田緬羊組合
と畜場	連合会	2	〃			2	2			144	144	三重県畜産農協連合会
〃	市町村	9	〃		7	2	9		3,109	119	3,228	桑名、鈴鹿、亀山、津、松阪、伊勢、上野、尾鷲の各市、大安町
〃	組合	1	〃			1	1			15	15	南島畜産組合
〃	個人	1	〃		1		1		320		320	
牛乳処理施設	農協、組合	30	〃		4	26	30		830	1,319	2,149	
家畜市場	連合会	7	〃	3	3	1	7	1,037	447	213	1,697	三重県畜産農協連合会
〃	市町村	1	〃							35	35	上野市
〃	個人	1	〃		1		1		100		100	
計		57		5	17	35	57	1,400	4,916	1,909	8,225	

(5) 蚕糸共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年10月26日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況				被害額				備考
				大破	中破	小破	計	大破	中破	小破	計	
								千円	千円	千円	千円	
乾繭倉庫	中小企業等協同組合	12	棟		1	11	12		320	570	890	
稚蚕共同飼育施設	養蚕農業協同組合	51	〃	3	16	32	51	1,700	1,005	660	3,365	三重郡明上、松阪市櫛田、度会郡小俣
計		63		3	17	43	63	1,700	1,325	1,230	4,255	

14 非共同利用施設被害状況

(1) 農業非共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年10月26日

施設名	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計	備考
							千円	千円	千円	千円	
農業用建物	44,622		7,511	9,858	27,253	**44,622**	1,064,349	746,584	652,546	**2,463,479**	
内訳 農舎	30,805	棟	5,564	7,164	18,077	**30,805**	783,305	581,980	464,520	**1,829,805**	
内訳 倉庫	6,335	〃	494	876	4,965	**6,335**	79,937	61,409	99,903	**241,249**	
内訳 蚕室	782	〃	42	143	597	**782**	8,025	7,900	6,162	**22,087**	
内訳 堆肥舎	4,860	〃	1,059	1,242	2,550	**4,860**	33,172	14,602	13,238	**61,012**	
内訳 農産加工所	906	〃	244	262	400	**906**	129,500	69,250	61,500	**260,250**	
内訳 共同作業所	481	〃	56	68	357	**481**	8,140	4,723	3,216	**16,079**	
内訳 共同加工所	411	〃	34	91	286	**411**	20,205	4,840	3,467	**28,512**	
内訳 その他利用施設	42	〃	18	12	12	**42**	2,065	1,880	540	**4,485**	
農機具	48,056		15,140	11,261	21,655	**48,056**	174,192	119,715	50,353	**344,260**	
内訳 動力用	13,035	台	3,142	3,956	5,937	**13,035**	86,632	87,487	36,523	**210,642**	
内訳 畜力用	9,294	〃	2,960	2,460	3,874	**9,294**	71,114	27,905	9,516	**108,535**	
内訳 人力用	25,711	〃	9,027	4,840	11,844	**25,711**	14,576	4,123	4,314	**23,033**	
内訳 トラック三輪	6	〃	6	–	–	**6**	1,600		–	**1,600**	
内訳 農船	10	隻	5	5	–	**10**	250	200		**450**	
種苗生産施設	215	か所	203	5	7	**215**	2,015	15	7	**2,037**	
温室	272	棟	240	12	20	**272**	10,168	605	689	**11,462**	
貯溜槽	17	基	–	5	12	**17**	–	500	60	**560**	
県樹林柵	158	か所	19	36	103	**158**	240	1,065	1,809	**3,114**	
防除施設その他	2	〃	–	2		**2**	–	465	–	**465**	
計	**93,342**		–	–			**1,250,964**	**868,949**	**705,464**	**2,825,377**	

(2) 林業非共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年10月3日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況				被害額				備考
				大破	中破	小破	計	大破	中破	小破	計	
								千円	千円	千円	千円	
樹苗養成施設			平方米	396	771	2,289	**3,456**	3,060	2,892	1,584	**7,636**	
木炭倉庫			棟	11	25	18	**54**	574	613	181	**1,368**	
木材倉庫			〃	1	7	3	**11**	900	2,170	30	**3,100**	
特殊林産物倉庫			〃									
わさび育成倉庫			平方米									
しいたけ加工施設			〃									
貯木場			〃									
網場			〃									
流送路			*km*									
炭窯			箇	339	364	374	**1,078**	9,840	4,130	1,855	**15,825**	
木材加工 建物			棟	44	219	210	**473**	43,100	28,700	17,810	**89,610**	
木材加工 機械			点	145	880	1,100	**2,120**	102,500	89,320	23,537	**215,357**	
木材加工 **計**								(145,600)	(118,020)	(41,347)	(304,967)	
その他												
計								**157,934**	**125,897**	**43,941**	**397,130**	

(3) 水産非共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

施設名	事業実施主体	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計	備考
								千円	千円	千円	千円	
加工施設	漁業者											
	加工業者	466	棟	312	79	75	466	455,614	62,812	29,391	547,817	
網倉庫	漁業者	950	〃	732	186	32	950	193,050	9,319	3,450	115,819	
	加工業者											
作業場	漁業者	2,950	〃	2,150	800		2,950	272,000	23,000		295,000	
	加工業者											
計		4,366		3,294	1,065	107	4,366	730,664	95,131	32,841	958,636	

(4) 畜産非共同利用施設被害状況

調査年月日　昭和34年11月30日

施設名	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計	備考
							千円	千円	千円	千円	
畜舎	83,195	棟	6,946	11,981	64,268	83,195	206,165	243,765	132,610	582,540	畜舎の小破損には浸水畜舎を含む。
ふ卵育雛施設	24	か所	2	3	19	24	3,940	2,560	2,332	8,832	
牛乳処理施設	18	〃	8	2	8	18	9,983	561	1,051	11,595	
サイロ施設	29	基	10	2	17	29	115	10	45	170	
計	83,266		6,966	11,988	64,312	83,266	220,203	246,896	136,038	603,137	

(5) 養糸非共同施設被害状況

施設名	件数	単位	被害状況 大破	中破	小破	計	被害額 大破	中破	小破	計	備考
							千円	千円	千円	千円	
器械製糸施設	6	工場	1	5	-	6	6,920	1,000	-	6,920	
座繰製糸施設	16	〃		16	-	16		5,680	-	5,680	
計	**22**		**1**	**21**	**-**	**22**	**6,920**	**6,680**	**-**	**13,600**	

15 その他被害

イ、開拓地関係被害

伊勢湾台風による開拓地総被害額　　5億6千6百19万9千円

農作物被害状況

(イ) 主要食糧作物および飼肥料作物

作物名	種類名	総栽培面積	被害面積	被害程度別面積 30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90%以上	被害減収量	単価	被害額
		アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	100kg	100kg当	
主要食糧作物	米 水稲	19,557	17,687	437	8,150	1,740	360	7,000	5,612	6,666	37,410
	米 陸稲	9,047	8,213	230	2,250	1,560	2,773	1,400	1,050	6,666	7,001
	米 計	**28,604**	**25,900**	**667**	**10,400**	**3,300**	**3,133**	**8,400**	**6,662**		**44,411**
	豆類	5,429	5,419	100	1,070	3,413	620	216	534	5,385	2,876
	甘しょ	25,651	24,341	11,965	690	11,586	-	100	18,221	640	11,661
	飼料作物										
	合計	**59,684**	**55,660**	**12,732**	**12,160**	**18,299**	**3,753**	**8,716**			**58,948**

(ロ) 園芸作物および工芸作物

作物名	種類名	総栽培面積	被害面積	被害程度別面積					被害減収量	単価	被害額	備考
				30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90%以上				
		アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	100kg	100kg当	千円	
大根		10,775	10,581	50	-	190	1,336	9,005	27,435	226	7,298	
果樹		2,646	2,646	-	30	350	400	1,866	1,396	2,667	3,723	
里芋		2,320	2,090	200	890	890	110	-	1,776	1,066	1,893	
そさい		11,014	10,684	100	930	1,390	2,420	5,844	21,562	666	14,360	
その他		8,640	7,560	720	2,430	890	3,430	90	-	1アール当 600	2,690	
計		**35,395**	**33,561**	**1,070**	**4,280**	**3,710**	**7,696**	**16,805**	-	-	**29,964**	

農作物総被害

区分		被害面積	被害減収量		被害額	備考
		アール		100kg	千円	
主要食糧作物		59,684	水稲、陸稲	6,662	44,411	
			豆類	534	2,876	
			かんしょ	18,221	11,661	
飼料作物						
肥料作物						
園芸作物および工芸作物	そさい	24,109	大根	27,435	7,298	
			里芋	1,776	1,893	
			そさい	21,567	14,360	
	果樹	2,646		1,396	3,723	
	工芸作物					
	花卉					
	その他	8,640			2,690	
計					**88,912**	

家　畜　被　害

（金額単位：千円）

被害態様	種類別 / 所有別	大家畜 乳牛 新	大家畜 乳牛 金額	大家畜 役肉用牛 数	大家畜 役肉用牛 金額	大家畜 馬 数	大家畜 馬 金額	中家畜 豚 数	中家畜 豚 金額	中家畜 緬羊 数	中家畜 緬羊 金額	中家畜 山羊 数	中家畜 山羊 金額	小家畜 鶏 数	小家畜 鶏 金額	小家畜 兎 数	小家畜 兎 金額	小家畜 みつ蜂 数	小家畜 みつ蜂 金額	合計被害額
死亡	国有貸付																			
	国庫補助																			
	その他	1	90					35	391			3	15	1,394	556					1.052
	計																			
廃用	国有貸付																			
	国庫補助																			
	その他																			
	計																			
流失	国有貸付																			
	国庫補助																			
	その他			56	2,800			30	300					300	120					3.220
	計																			
疾病傷害	国有貸付																			
	国庫補助																			
	その他																			
	計																			
計	**国有貸付**																			
	国庫補助																			
	その他	1	90	56	2,800			65	691			3	15	1,694	676					4.272
	計																			
合計		1	90	56	2,800			65	691			3	15	1,694	676					4.272

開　拓　地　耕　地　被　害

調査年月日　昭和34年10月5日

	区分	符号	被害程度	被害面積	内訳 入植	内訳 増反	災害復旧事業費 反当単価	災害復旧事業費 事業費	災害復旧事業費 内訳 入植	災害復旧事業費 内訳 増収	工法略記	該当戸数 入植	該当戸数 増反
				ha	*ha*	*ha*						戸	
耕地災害状況	土壌流失	A	10cm以下	27.2	27.2			4,400	4,400		ブルトーザ使用　手運搬およびかき均し	290	
		B	10～20cm	80.5	80.5			16,010	16,010			70	
		C	20cm以上										
		計		107.7	107.7			20.410	20.410			360	
	土堆壌等の積	A	10cm以下										
		B	10～20cm										
		C	20cm以上										
		計											
	合計			107.7	107.7			20.410	20.410			360	

建設工事関係被害

（金額単位：千円）

種別	か所	金額	
城南干拓地被害	用排水機.樋門.用排路、堤塘、道路、船溜、導水路	100,000	細詳は破堤か所締切後調査
道路	11 か所	28,360	延 4,178m
揚水機	3 か所	610	
計		128,970	

農業非共同利用施設被害状況

（金額単位：千円）

施設名	単位	被害状況 全壊	半壊	大破	計	被害額 全壊	半壊	大破	計	摘要
農用建物										
住宅	棟	378	358	239	975	111,030	51,640	18,250	180,920	
農舎	棟	308	130	260	698	29,545	8,140	7,998	45,683	
畜舎	棟	417	144	92	653	26,570	5,870	1,907	34,347	
堆肥舎	棟 (坪)	5 (16)	1 (15)	3 (9)	9 (40)	160	50	15	225	
煙草乾燥場	棟 (坪)	8 (54)	1 (18)	5 (20)	14 (92)	695	30	150	875	
倉庫組合事務所及び集会場	棟 (坪)	10 (243)	1 (40)	2 (70)	13 (353)	4,390	60	530	4,980	
加工場	棟 (坪)	3 (110)		2 (18)	5 (128)	2,200		130	2,330	
飲用水施設	か所	1		4	5	20		320	340	
農機具	台	328		211	539	4,471		2,964	7,435	
貯溜溝										
果樹棚	アール	5			5	200			200	
計						179,281	65,790	32,264	277,335	

家具、家財、流失損傷　38地区　46,300千円

家畜被害地区別調書

1．死亡

（金額単位：千円）

組合別	所有別	大家畜						中家畜						小家畜						合計
		役牛		役肉用牛		馬		豚		緬羊		山羊		鶏		兎		みつ蜂		被害額
		数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	
梅戸井	その他													150	60					60
鈴鹿	〃													100	40					40
石鈴鹿	〃							2	24			1	5	50	20					49
北茶屋	〃											2	10							10
高備野	〃							2	24					240	96					120
武村	〃							2	24											24
椿和	〃							8	96					150	60					156
勢	〃													32	12					12
斎共宮	〃	1	90											118	47					137
志摩栄	〃							10	120					60	24					144
明野	〃							2	10					200	80					90
迫間	〃													3	1					1
奥部	〃													26	10					10
高根	〃													15	6					6
安楽島	〃							5	60					20	8					68
浅野	〃							1	12					10	4					16
大滝	〃													10	4					4
字山田	〃													20	8					8
壬治原	〃													40	16					16
名生賀	〃							3	21					150	60					81
合計		1	90					65	691			3	15	1,694	676					1,052

2．流失

組合名	所有別	大家畜						中家畜						小家畜						合計
		役牛		役肉用牛		馬		豚		緬羊		山羊		鶏		兎		みつ蜂		被害額
		数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	
城南	その他			56	2,800			30	300					300	120					3,220

開　拓　地　区　別　耕

（組合名） 地区名	土砂流失													
	100 cm 以下							10cm ～ 20cm						
	被害面積	内訳		災害復旧事業費				被害面積	内訳		災害復旧事業費			
		入植	増反	反当単価	事業費	内訳			入植	増反	反当単価	事業費	内訳	
						入植	増反						入植	増反
城南								80.5	80.5		20	16,010	16,010	
小山田水沢	3.0	3.0		15	450	450								
椿村	2.0	2.0		15	300	300								
深伊沢	1.5	1.5		15	225	225								
芸濃	2.5	2.5		15	375	375								
家城	2.0	2.0		10	200	200								
大広	1.0	1.0		20	200	200								
天王	0.5	0.5		20	100	100								
五ケ谷	0.5	0.5		30	150	150								
鈴鹿	0.3	0.3		15	45	45								
松尾	1.2	1.2		20	240	240								
粥見	5.8	5.8		15	870	870								
千種	4.3	4.3		15	645	645								
岡ケ野	0.4	0.4		20	80	80								
名賀郡	1.4	1.4		20	280	280								
朝明	0.8	0.8		30	240	240								
計	27.2	27.2			4,400	4,400		80.5	80.5		20	16,010	16,010	

地　被　害　調　書　　（単位：面積 *ha*・金額 千円）

土砂堆積														該当戸数	
10 *cm* 以下							10 *cm* ～ 20 *cm*								
被害面積	内訳		災害復旧事業費				被害面積	内訳		災害復旧事業費				入植	増反
	入植	増反	反当単価	事業費	内訳 入植	内訳 増反		入植	増反	反当単価	事業費	内訳 入植	内訳 増反		
														70	
														47	
														18	
														14	
														34	
														21	
														11	
														6	
														22	
														12	
														14	
														8	
														45	
														5	
														14	
														19	
														360	

農業用施設被

組合名＼項目	単位	住宅						農舎						畜		
		被害状況			被害金額			被害状況			被害金額			被害状況		
		全	半	大	全	半	大	全	半	大	全	半	大	全	半	大
山郷	棟	3	3	6	750	400	420	1	4	3	90	150	90	3	3	3
員弁		3	2	7	850	260	490	4	3	2	410	130	60	1	6	
平古		4	5	3	1,110	740	250			1			25		3	
舞谷		2	1	1	460	150	660	1	1		90	45		1	1	1
梅戸井		3	2	1	860	310	80	1			80			1		
城南		70			24,460			70			6,885			60		
千種		4	13	6	1,000	1,820	490	8	9	13	720	540	390	7	9	7
小山田水沢		11	14	5	3,340	2,080	400	9	6	18	1,150	410	950	19	8	3
朝明		4	14	6	1,170	2,120	500	4	1	12	310	50	350	2	4	
県村		3	3	5	870	460	400		1	6		50	90	7	2	4
茶屋の上		1	3	3	200	430	180	1	1	2	90	45	35	2	1	2
山の手			5	7		720	510	1	3	3	100	200	105	3	1	2
褒野		10	36	22	2,800	5,040	1,540	21	9	7	2,150	600	520	24	9	7
椿		2	6	16	620	870	1,150	3		16	320		470	3		11
椿第一		3		5	1,000		430	1	1	4	90	70	120	3	2	2
深井沢		6	6	1	1,720	910	80	3	1	9	85	60	250	4	1	6
北鈴鹿			4	4		610	370	4	1	4	410	60	130	5		1
武備野		3			900			1		6	90		170	3	1	3
鈴鹿		7	2	2	2,050	310	140	2	1	5	185	60	80	7		
高神山			1			160		5		4	590		80	3	1	
石鈴				8			770	1		1	110		40	3		1
石丸		3	5	2	960	800	170	7		3	450		110	3		
芸濃高野尾		5	7	2	1,470	1,050	150	4	2	13	410	150	380	2	1	3
〃豊久野		7	1	4	2,200	140	350	3	3	5	350	200	180	4	3	2
〃草明		3			820			1		1	80		20	1		
〃河内		2	4		600	1,120		1	1		70	40		1	1	
〃安濃		2	2		540	280		1	1	2	110	55	40	1	1	
芸濃																
高茶屋		4	8	6	1,200	1,120	480	7		9		630	250	5	3	5
久居		1	1	1	290	140	80	3		3	340		70	2		
布引家城		7	17		1,800	2,210		3		2	190		40	10		8
〃大広		6	6		1,740	830		2		3	170		65	7	2	1
〃天王		4	4		1,100	520				1			28	4	1	
〃大洞山		5	3	1	1,390	410	70			2			70	6	4	
〃竹原		2	3	1	570	410	70	3		1	210		20	1		
布引																
嬉野				3			210			3			80	3	1	
中勢				2			150			1			40			
松尾		3	2	11	890	280	900	4	7	7	390	400	250	3	1	1
茅広江			4	1		610	80	4	3	2	410	160	50	3	1	1
伊勢寺			2	1		280	230	1	1		80	45		1		

害地区別調書（その1）　　（単位：千円）

舎 被害金額 全	舎 被害金額 半	舎 被害金額 大	共同施設 被害状況 全	共同施設 被害状況 半	共同施設 被害状況 大	共同施設 被害金額 全	共同施設 被害金額 半	共同施設 被害金額 大	堆肥舎	農機具（全壊、大破） 台数	農機具（全壊、大破） 金額
			平方米	平方米	平方米						
150	135	70						50			
80	250										
	120										
60	30	15									
65			事務所 60								
3,700			加工場 30			1,200			全壊 2棟	大農具	4,471
			集会場 210						90	328台	
480	370	110									
1,520	320	80	加工場 30		加工場 24	200		280			
160	180				飲用水施設 1						
430	65	60									
									全壊 1棟		
150	35	40							30		
200	45	40									
2,350	360	110	加工場 270	倉庫 120		1,800	90				
170		250		煙乾 54							
120	80	40									
285	60	135									
310		25	事務所 21			140					
190	40	120									
420			共同井戸 1			20					
200	45										
190		17	煙乾 18			60					
180											
150	35	45									
260	140	50									
75											
60	40										
65	35										
280	120	80	煙乾 36			130					
130											
810		170	倉庫 72			500					
560	80	20									
210	40										
300	150										
60											
140	30										
160	30	20	事務所 60			400					
190	50	25	煙乾 30								
70											

農業用施設被

組合名＼項目	単位	住宅						農舎						畜		
		被害状況			被害金額			被害状況			被害金額			被害状況		
		全	半	大	全	半	大	全	半	大	全	半	大	全	半	大
粥見	棟	4	3	3	1,000	410	210	3	3	2	320	150	60	3	3	3
斎宮			21	10		3,100	760	14	6	4	1,300	300	100	19	4	1
勢和五ケ谷		8	21	2	2,600	2,900	150	14	3		1,440	170		16	7	
〃丹生																
川添東部										5			140			
川添西部			2	7		560	450			6			170			
片野			5	1		720	80	4	8	2	410	450	40	4	1	
三瀬谷			2	4		570	300			10			280			
岡ケ野			3	1		410	70	1	1	3	90	60	110	2	1	
長ケ										5			160			
赤羽			7	1		1,100	80	8	6	5	780	310	110		2	
大滝				8			510			8			240			
明野		39	29	4	11,200	3,810	320	21	22	2	2,300	1,400	40	39	26	
松ケ原				7			640	4	2		450	140		2	3	
志摩共栄		50	4		13,200	520		11	6		880	280		43	5	
浅野		3	2		870	310		2			160			1		
迫間		10	2		2,600	260		6			100			9	3	
奥部		12	1		3,000	120		7			510			13		
陽光			3	4		400	300								1	
真珠ケ丘		3	5	2	780	720	150							5		
宝ケ丘		14	6	10	4,200	900	800	4			320			10		
安楽島		3	2	1	810	270	70	2			160			3	3	
宇治山田				6			400									3
畔蛸		7	1		2,100	150										3
鏡浦		2		3	600		220								3	
高根		6	2		1,700	290			2			100		6	2	
壬生野		2	16	2	530	2,080	170	7	1	9	730	70	240	5	1	2
更栄		2	2		530	270		1	1		110	60		2		3
名賀郡		4	12	8	1,010	1,580	510	3	4	13	300	200	270	2	1	
上野		2	7	1	560	990	80	3	2	2	360	120	50	2	1	
中瀬		3	5	1	910	770	60	2	3		550	180		2		1
伊賀ふるさと		11	5	3	3,100	700	200	6		10	620		340	9	5	2
三谷			1	1		140	70							2	1	

害地区別調書（その2）　　（単位：千円）

舎 被害金額 全	舎 被害金額 半	舎 被害金額 大	共同施設 被害状況 全	共同施設 被害状況 半	共同施設 被害状況 大	共同施設 被害金額 全	共同施設 被害金額 半	共同施設 被害金額 大	堆肥舎	農機具（全壊、大破） 台数	農機具（全壊、大破） 金額
190	120	65	平方米								
1,200	210	20	煙乾 24			95					
900	300		集荷所 36 煙乾 42			310					
300	50										
170	45										
	90										
2,280	1,120		事務所 150 集荷所 1		平方米 倉庫 150	500 1,100		500	全壊2 半壊5 大破3	大農具 65	1,959
150	120		煙乾1 4坪		煙乾20 坪5	100		150	105		
2,520	140		事務所 120		飲用水施設 3	750				大農具 11	344
50					飲用水施設 3			120		〃 3	18
450	100									〃 34	97
600										〃 14	39
	30										
250										〃 9	39
550										〃 6	34
150	100									〃 5	21
		50									
		60								〃 13	394
	100									〃 2	19
300	70										
350	50	50									
120		50									
110	35	20									
140	50										
140		30									
590	210	40			集会所20坪1			30			
130	45										

農　作　物　被　害

（昭和34年９月26日伊勢湾台風による被害）　　（単位：千円）

開拓組合名	作付面積 (10アール)	被害面積 (10アール)	被害程度別面積 (h) 30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90%以上	(A) 3割以上収穫皆無換算面積	(C)×(D) 損失額 (千円)	被害農家戸数 入植農家戸数	被害農家戸数	左の内連年被害戸数
山郷	119.9	119.9		32.9	47		40	81.3	954.8	19	19	19
員弁	163.0	163.0	9.5	48.5	14.5	63.3	27.2	105.9	1,395.5	23	23	23
梅戸井	20.0	20.0		8	3		9	14.0	207.5	6	6	6
舞谷	65.8	65.8		28	22.8	15.0		36.9	50.7	12	10	10
平古	114.0	114.0	50		49		15	44.4	483.5	18	18	18
城南	780.0	780.0					780	780.0	2,480.0	70	70	70
朝明	52.0	50.0	13	12		5	2.0	28.8	68.0	34	34	34
小山田水沢	124.0	124.0			84		40	90	161.0	91	64	64
千種	172.0	166.2		49.6		116.6		113.1	134.3	52	44	44
山の手	131	131	50	40	12	5	29	52.2	792.2	14	14	14
県村	250.0	142.0	68	50	10	12	2	38.0	61.5	21	21	21
菰野、茶屋の上	80.6	80.6		1.6		3.1	33.6	64.8	786.1	13	13	13
能褒野	336	292				276	16	236.8	236.8	81	81	81
椿村	5.2	5.2			5.2			31.2	62.4	30	30	30
椿第一	20	20		8			12	16.0	35.0	14	14	14
深井沢	403	393	303	30			60	72.0	117.0	24	24	24
北鈴鹿	37.0	37.0	30.0	2.0			5.0	58.0	104.6	17	17	17
武備野	12.4	7.6			7.6			45.6	1,003.4	15	15	15
石鈴	80	77	50	27				10.8	24.3	10	10	10
鈴鹿	12.0	8.0	6.0				2.0	2.0	25.0	19	19	19
高神山	67.7	67.7	7.7		60			36.0	90.0	10	10	10
芸濃	200	130	25	20	13.5		5.0	79.0	91.2	64	64	42
高茶屋	390	242	34	70	114	24		115.6	1,436.8	42	42	42
石丸	8.0	8.0	1.0	1.0		2.0	4.0	60.6	120.8	11	11	11
久居	23.0	23.0					23.0	23.0	22.6	18	18	18
家城	7.3	7.3				6.5	8	6.0	54.4	34	34	34
大広	45	32			10	12	10	25.6	22.6	20	20	20
竹原	26	96		7	19			14.2	139.9	10	10	10
布引（八知）	96	65		25		20	20	46.0	37.2	12	12	12
嬉野	32	32				32		25.6	88.0	6	6	6
松尾	257	257	61	22	83	39	52	141.8	1,790.1	27	27	27
斎宮	321	305	74	45	63	56	67	167.6	199.6	36	36	36
茅広江	186	181	75	17	48	32	9	69.8	135.0	14	14	14
伊勢寺	42	42	11	10	15	3	3	18.4	25.5	5	4	4
五ケ谷	397	367	96	88	20	119	44	186.4	2,517.8	36	36	36
片野	100	89	28		15	28	18	49.4	575.4	14	14	14
粥見	162	161		32	34	17	78	124.8	1,437.9	17	12	11
赤羽	101	101	28	11	30	25	7	49.4	757.5	27	25	25
岡ケ野	35	29	6	2	15	3	3	15.2	207.8	5	5	5
明野	99.9	99.9		45.0	19.5		35.4	65.1	922.8	72	72	72
志摩共栄	425	425			365		60	27.9	377.8	54	54	54
浅野	39.5	39.5			27.0		12.5	28.7	360.7	5	5	5
宇治山田	18.0	18.0			8.5		9.5	14.6	179.9	6	6	6
大滝	18.0	18.0			9.5		8.5	14.2	174.6	8	8	8

開拓組合名	作付面積 (10アール)	被害面積 (10アール)	被害程度別面積 (h) 30%以下	30～50%	50～70%	70～90%	90%以上	(A) 3割以上収穫皆無換算面積	(C)×(D) 損失額 (千円)	被害農家戸数 入植農家戸数	被害農家戸数	左の内連年被害戸数
高根	127.0	127.0			60.5		66.5	102.8	1,298.1	8	8	8
迫間	94.2	94.2			56.0		38.2		919.2	12	12	12
奥部	131.0	131.0		22.0	81.0		23.0		1,190.4	13	13	13
真珠ケ丘	80.0	80.0			38.4		41.6	64.6	835.8	10	10	10
宝ケ丘	217.5	217.5			173.7		43.8	147.8	1,851.3	35	35	35
陽光	6.9	6.9			3.8		3.1	5.4	69.3	7	7	7
安楽島	49.0	49.0			29.0		20.0	37.4	496.3	6	6	6
鏡浦	68.1	68.1			47.7		20.4	49.0	619.9	21	21	21
畦蛸	70.4	70.4			42.5		27.9	53.4	673.5	20	20	20
松ケ原	65.5	65.5			28.0		37.5	54.3	701.6	7	7	7
名賀郡	244	244		64	75	36	69	169.2	1,352.1	32	32	30
壬生野	292	292		78	124	3	87	195.0	2,594.3	21	21	21
上野	77	77		54	10		13	40.6	80.0	13	13	12
更栄	89	89	21	8	18	24	18	51.2	61.9	7	1	6
中瀬	148	148		115	20		13	71.0	1,170.5	13	13	12
伊賀ふるさと	101	101		25	40	18	18	66.4	695.6	19	19	19

ロ　水産関係被害

(1)　漁船被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

漁船種類	区分		単位	被害程度 計	滅失	大破	中破	小破
動力船	被害数および被害額	20トン未満	隻	3,527	1,311	448	665	1,103
			千円	369,906	229,450	70,220	42,130	28,106
		20～100	隻					
			千円					
		計	隻	3,527	1,311	448	665	1,103
			千円	369,906	229,450	70,220	42,130	28,106
	同上中漁船保険加入状況および保険金受領見込額	20トン未満	隻	1,410	524	179	266	441
			千円	118,280	73,400	22,420	13,480	8,980
		20～100	隻					
			千円					
		計	隻	1,410	524	179	266	441
			千円	118,280	73,400	22,420	13,480	8,980
無動力船	被害数および被害額		隻	2,017	1,154	173	259	431
			千円	42,805	25,805	8,500	5,100	3,400
	漁船保険加入状況		隻	437	289	33	43	72
			千円	8,560	5,160	1,700	1,020	680
計	被害数および被害額		隻	5,544	2,465	671	924	1,534
			千円	412,711	255,255	78,720	67,230	31,506
	漁船保険加入状況		隻	1,847	813	212	309	513
			千円	126,840	157,170	24,120	14,500	9,660

(2) 漁具等被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

漁具種類または資材種類	被害漁業者数	規模	計	被害程度			
				滅失	大破	中破	小破
定置網			49統 190,490千円	8 79,300	10 56,100	16 44,016	15 11,080
網漁具			5,358統 229,373千円	2,140 205,000	1,607 18,000	1,072 3,040	539 1,333
その他			28,129件 9,588千円	21,060 8,126	3,763 883	2,195 421	1,147 158
漁協購買品			38,829千円	38,829			
計			33,536件 468,280千円	23,208 331,255	5,380 74,983	3,247 49,471	1,701 12,571

(4) 養殖施設被害状況

調査年月日　昭和34年12月1日

施設種類	被害漁業組合	規模	計	被害程度				備考
				滅失	大破	中破	小破	
真珠筏			77,003台 707,174千円	10,118 405,600	15,426 221,000	37,253 75,300	14,206 5,274	
真珠陸上施設			* 1,800件 171,000千円	720 124,000	520 37,000	370 8,700	190 1,300	
作業船			270隻 9,900千円	21 4,130	19 1,770	95 2,800	135 1,200	漁船に含まず
のり網簀			160千枚 112,000千円	160 112,000				
のり竹簀			150千本 4,500千円	150 4,500				
のり障子			5,488千枚 27,440千円	5,488 27,440				
のり簀			9,506千枚 142,590千円	9,506 142,590				
のり裁断用チョツパー			2,744台 27,440千円	2,744 27,440				
養鰻施設			122*ha* 23,400千円		122 23,400			
はまち養殖施設			44件 5,280千円	44 5,280				
かき養殖施設			1,000件 25,000千円	1,000 25,000				
計			1,255,724千円	877,980	283,800	86,800	7,774	

9・商工関係　32,718,000千円

（単位　百万円）

地区別＼区分	工業関係		商業関係		鉱業関係		その他		計	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
北勢	3,031	9,732	6,822	5,766	15	64	7,497		9,868	23,059
中勢	949	1,113	2,817	724	35	21	933		3,801	2,791
南勢	954	1,565	2,005	548	35	30	1,444		2,994	3,587
紀州	406	625	1,158	319	6	210	812		1,570	1,966
伊賀	432	383	992	478	35	25	429		1,459	1,315
計	**5,772**	**13,418**	**13,794**	**7,835**	**126**	**350**	11,115		**19,692**	**32,718**

10・観光関係　1,774,590千円

区分	被害金額	備考
	千円	
国の直轄施設	560	厚生省国立公園部所轄
県営施設関係	2,770	国立、県立公園内公共施設
市町村営施設関係	11,160	
団体営施設関係	4,720	観光協会営施設
会社個人関係	572,900	観光旅館その他の施設
神宮神社関係	1,182,480	伊勢神宮その他の社殿、土木等の被害
計	**1,774,590**	

11・教育関係　997,745千円

事務所名	学校種別	学校数	金額	事務所名	学校種別	学校数	金額
			千円				千円
桑名	幼	13	5,601	上野	幼	-	-
	小	28	126,822		小	37	10,956
	中	10	31,843		中	18	6,854
四日市	幼	-	-	鳥羽	幼	1	1,030
	小	21	47,303		小	37	72,505
	中	15	44,290		中	18	38,482
亀山	幼	-	-	尾鷲	幼	-	-
	小	22	5,030		小	21	21,971
	中	10	5,601		中	8	2,509
津	幼	-	-	熊野	幼	-	-
	小	9	2,183		小	31	6,668
	中	8	1,679		中	14	3,071
久居	幼	-	-	（幼・小・中）小計	**幼**	**21**	**7,233**
	小	25	14,685		**小**	**344**	**467,857**
	中	12	5,056		**中**	**160**	**263,370**
松阪	幼	6	381	県立高等学校		42	90,264
	小	64	27,780	県立ろう・盲学校		2	2,780
	中	21	19,659	県立大学		1	22,624
伊勢	幼	1	221	私立学校		6	74,278
	小	49	132,153	各種学校		-	19,512
	中	26	104,327	公立社会教育施設		-	30,629
				公立社会体育施設		-	3,040
				文化財		-	4,000
				その他		-	12,158
				合計			**997,745**

12・厚生関係　74,575千円

区分	か所数	被害金額
		千円
養老施設	17	4,620
授産施設	8	640
宿所提供施設	3	3,671
保育所施設	140	25,363
養護施設	9	4,497
母子寮	11	8,463
同和地区	81	22,352
その他	31	4,969
計	**300**	**74,575**

13・衛生関係　369,446千円

区分	被害か所数	被害金額
	か所	千円
医療関係	362	184,347
一般病院	70	83,411
一般診療所	90	57,352
歯科診療所	171	16,360
伝染病院	10	12,530
結核病院	16	13,848
精神病院	5	846
上水道	4	15,184
簡易水道	47	45,293
じんあい焼却場	15	16,320
火葬場	31	18,150
母子健康センター	3	600
看護学院	9	2,040
公共便所	6	1,000
と畜場	12	4,000
薬業者	259	72,740
国保関係	28	9,762
合計	**1,138**	**369,446**

14・一般公共施設関係　254,000千円

区分	か所数	被害金額
		千円
県関係		
総務部	159	8,192
民生労働部	10	2,266
商工水産部	20	40,680
衛生部	19	19,992
農地農林部	50	18,830
土木部	665	23,298
警察本部	-	23,607
小計	**923**	**136,865**
市町村関係		117,142
計		**254,007**

15・その他　1,894,334千円

区分	被害金額	備考
	千円	
中部電力関係	330,000	
三重交通関係	30,000	
電気通信部関係	390,000	
国鉄関係	636,000	名鉄管内は不明のため推定した（200,000千円）
近鉄関係	500,000	
合同ガス関係	8,334	
計	1,894,334	

第四節 通信施設の被害とその措置

（三重電気通信部資料による）

第一項　通信施設の被害状況

伊勢湾台風による三重県下の通信施設の被害状況は下記のとおりで、被害総額は3億9千万円に達し、未曽有の被害をこうむった。

1．加入電話の被害状況

被害時の総電話加入数は、42,004加入であったが、このうち18,539加入が罹災し、罹災率約44%を示した。これを局別に見ると別表のとおりで、四日市、桑名、富田電報電話局管内の被害が特に甚だしかった。

2．市外回線の被害状況

被害時の総市外回線は1,591回線であったが、このうち、797回線が罹災し、罹災率約50%を示した。

3．その他の被害状況

イ、局舎の被害状況（電信電話に関係する郵便局舎を含む）

① 全壊した局舎（1局）	須賀利郵便局
② 半壊した局舎（1局）	五ケ所郵便局
③ 浸水した局舎（13局）	四日市、桑名、富田電報電話
	菰野、河原田、南海、追間、多気、井田川、河芸、
	白子、若松、長島郵便局
ロ、電柱の流失、倒壊	4,855本
ハ、地下線	
断線、浸水	6,000か所
流水	1,455m
ニ、架線（ケーブル）	
断線、浸水	267か所

流失	2,150m
ホ、架線（裸線）	
断線、浸水	1,199か所
流失	29,400m
ヘ、引替えを要するケーブル	12,030m

第二項　応急措置

1．ヘリコプター等による電報の空輸（9月28日～10月3日）

9月28日以降10月3日まで、ヘリコプター、自動車を借上げ、そのほか一般交通機関などを利用して、電報の便送を実施した。取扱数は発信着信電報ともそれぞれ、約42,500通であった。

2．応援

通信施設の復旧作業には全力を挙げていったが、同作業には特に、電電公社の他地区（四国、中国、近畿等）からの応援、および自衛隊による通信路線の復旧工事の応援をあおいだ。

3．罹災電報を無料扱

災害救助法の発動された市町村の罹災者が発信する、罹災状況の通報或は救護を求めることを内容とする電報は無料で取扱った。さらに、罹災者が発信するその他の電報については料金受信人払いや後払いの取扱いもした。

4．臨時無料公衆電話の設置

罹災者の収容施設、物資配給所、罹災激甚地等に臨時公衆電話を設置した。同公衆電話は無料で取扱いし、罹災者の便に供した。

臨時無料公衆電話は、三重県下で7か所に設置されたが、特に、伊勢長島局管内に設置されたものは無線の公衆電話であった。

津　局管内	2か所
鈴鹿局　〃	1　〃
庄野局　〃	1　〃
伊勢長島局管内	3　〃
（計）	（7〃）

5．臨時電話番号簿の発行、配布

四日市、富田、桑名局管内の加入電話番号を収録した電話番号簿（北勢版）は、発行総部数の約39%が流失、汚損したため、人名別電話番号簿（北勢版）5,700部を罹災した電話加入者に無料交付した。

なお、富田電報電話局管内については、被害後一先づ緊急重要加入者のみ復旧したので、同加入者等を収録した臨時電話番号簿を発行して、関係加入者に無料交付した。

6．広報車による周知

津、四日市、伊勢、松阪、桑名、富田電報電話局管内では、9月28、29日の2日間にわたって、広報車により電報電話の罹災状況、今後の復旧の見通しなどを巡回周知した。

7．「電報電話新聞」の臨時発行

「電報電話新聞」の災害特集号を臨時発行した。同紙を県下の全電話加入者に配付し、電信電話の被害の実情、復旧の見通しを周知し今後の協力をお願いした。

8．料金の返還

災害により電話が不通となった期間に対応する各種電話料金を返還した。

9．災害激甚局への措置

（a）富田電報電話局

㋑　普通公衆電話（ボックス公衆）の市内通話は無料とした。

㋺　委託、簡易公衆電話（赤でんわ）および委託局内公衆電話の市内通話は無料とし、市外通話は一般の例により料金を徴収した。

㋩　電話交換を取扱う局は、その電話加入数により級局をさめ、それぞれの電話使用料が決めてある。富田局については、従来5級局（2,000以上8,000未満の電話加入数ある局）であったものを11月1日から9級局（100以上200未満の電話加入数ある局）に改訂し、電話使用料を改正した。

なお、同局は仮復旧の完成した12月1日から5級局に改訂した。

（b）伊勢長島郵便局

伊勢長島郵便局が浸水し、加入電話全部が不通となったので、附近の花林寺を臨時局舎とし、とりあえず臨時42番を架設し、一般の通話を取扱った。

同局は、従来10級局であったが、11月11日から11級局に改訂し、電話使用料を改正した。その後、12月11日から10級に改訂した。

加入電話の罹障状況

局名	災害時の総加入数	罹障加入数	罹障比率
津	6,163	3,100	50%
四日市	6,399	4,600	72
伊勢	4,963	2,659	54
松阪	4,318	818	19
桑名	3,706	2,500	67
上野	2,996	408	14
富田	2,083	1,862	89
尾鷲	1,769	600	34
名張	1,435	327	23
熊野	1,298	85	7
亀山	1,258	80	6
鳥羽	1,551	200	13
鈴鹿	1,417	700	49
長島	765	220	29
大王	1,641	380	23
庄野	242	0	0
計	**42,004**	**18,539**	**44**

第五節　鉄道の被害とその措置

1. 国　鉄

（1）関西線（国鉄）

関西線は、冠水地域の蟹江、桑名間の長期冠水を見越して、まず亀山四日市間の復旧に着手、これを10月3日に完了、引続き桑名、四日市間は同9日に開通を見、養老線経由、関西への連絡の途を開いた。これよりさき、名古屋方面からは八田蟹江間の冠水地区の線路嵩上を、次のように実施し11月1日には、永和下り場内附近に設置した仮ホームまでの小運転を開始した。この地区のり災者は非常によろこんだ。

地　点	延　長	嵩　上
名古屋起点　7.5粁	約500米	約300粍
〃　8.4粁	〃600米	〃400粍

残る冠水区間は、日光川、木曽川橋りよう間延長約5.5粁間にしぼられ、これが不通区間の開通日時は、海岸堤防の破堤復旧日時に左右されるが、水没区間の実状を調査するため、小舟による調査を進めた。

その結果、線路が2か所流され、特に、弥富附近では約200米の延長にわたり最大5米も流されている実状を認めた。また、水没区間に介在する全橋梁に対し、潜水夫を入れ基礎先堀状態を調査した結果、柚石積の変状等はもちろん多かったが、特に、基礎の洗掘されたものが多く基礎杭が1.7米ものぞいているものや、完全に基礎杭だけで支えられている橋台もあった。

ただちに休む暇もなく、次の工区永和、桑名間の開通を計画、自衛隊の尾西作戦に呼応し、その仮締切り予定の11月10日までに不通区分を永和弥富間の最少区間にしぼるため、最も被害のじん大である、長島構内の水中作業に着手し、幾多の困難を克服してこれを11月10日に完成最後の区間永和弥富間の応急資材約400両を名古屋方、四日市方にそれぞれ準備し仮締切りを待った。11月10日仮締切り完了の報の接したが、排水作業は遅々として捗らない状態のため、遂に意を決して名古屋および四日市の両方面から応急工事に着手、これまた、水中作業により流失軌框の引上げ、道床流失か所の補充整備調査の結果による、4か所の危険な橋りようについては、橋台の後方にステージングを立てて在来の桁より長い桁をかけて応急復旧し、少しでも開通時期を早めるため、レールがいまだ水面すれすれのころからステージングの材料を筏に組んで現場に運び水上に足場を作って、杭打工事による仮桁架設等を敢行した。

なお、11月24日試運転の際は施工基面は、いまだ、冠水の状態であった。次いで施行基面の減水を待ち、11月25日遂に関西線の全通をみた。実に60日振りであった。

（2）紀勢本線（国鉄）

高茶屋——六軒間	（道床流失）	9月29日開通
徳　和——多気間	（櫛田川橋梁流失）	10月17日開通（仮橋完成）
相　可——紀伊長島間	（道床流失）	9月8日開通
紀伊長島——三野瀬間	（海野橋流失）	10月1日開通

（3）名松線（国鉄）

松　　阪――伊勢竹原間　　（道床流失）　　10月１日開通

なお、伊勢竹原――伊勢奥津間は、道床橋梁の流失土砂崩壊、山くずれ等の被害がかさなったが復旧を急いで11月23日に開通した。

２．社鉄

（１）近畿日本鉄道

かねてより名古屋線の広軌化を計画し、昭和35年度完成を目途として、その準備に全力を注いでいたが、伊勢湾台風による海岸堤防破損のため、国鉄関西線とともに長期湛水した。このため、昭和34年度は、名古屋線の広軌計画（事業費245千万円）を繰上げて災害復工事235百万円、改良工事152百万円、橋梁工事470百万円、と同時に行った。35年度は改良工事として、レール更換、道床路盤改良工事等をおこなう。36年度は海部郡地方等の各河川改良事業と相まって線路の嵩上げおよびその附近工事をおこなう。なお、この事業費の一部は公共事業の附帯工事費となるので、公共事業費でおこなわれるものである。

第六節　中部配電の被害とその措置

第一項　被　害　の　状　況

（１）概況

昭和34年９月26日11時暴風雨警報、11時30分に高潮波浪警報が全県下に発令された。これに関連して津支店では11時30分非常時対策本部を設置し、警戒態勢に入った。その後紀伊半島南岸に上陸が、ほぼ確実になったので17時には第１次動員、17時30分には第２次動員をおこない、各特級営業所以下もこれに応じ動員態勢に入った。当日は土曜日半休であったので、従業員で近距離のものは予め帰宅させ、家財の取かたづけ、住宅の補強等の準備完了ののち出社せしめることとしたが、これは後日の、復旧活動のうえに好結果をもたらした。

（２）被害の状況

26日20時５分以降名古屋方面15万ボールト系および７万ボールト系送電線路ならびに三重火力２号機が停止し、これがため三重県下全停電、また三重火力通信施設浸水のため名古屋方面との連絡は翌27日20時５分に至るまで杜絶した。

今般の台風で受けた施設の被害は次の通りである。

設　備　別　被　害　状　況

名　　称	単　位	総　数	被害数	被害率%	金額（千円）
水力発電所	か所	11	11	100	29,353
変電所	か所	28	26	93	11,080
送電線路	回線	136	136	100	178,000
通信設備	線路	63	40	63	9,707
建物 事務所社宅	か所	80	80	100	3,266
寮	戸	344	344	100	5,945
宿泊所	－	－	－	－	－
合計	か所	7	7	100	475
					249,214

（注）被害金額は財産偶発損と修繕費の合計である

第二項　復　旧　状　況

（1）予想外に大きい被害を受けた施設の復旧にあたっては、先づ電源の復旧を第一と考え、三重火力の立ち上りのため、取敢えず、宮川線の強行送電を行ったが不良（鉄塔1基倒壊）であり、また15万ボールト系濃飛幹線は三滝川、揖斐川横断鉄塔各1、名古屋支店区域鉄塔4基倒壊の報に接したため、一先づこれからの線路の復旧は保留し、鋭意、岩塚7万ボールト系の復活に努力し、27日21時に岩塚からの本系統受電に成功し、逐次良好線路を辿り翌28日中には管内7万ボールト系全変電所（羽津（変）29日15時）への供給を完了した。ついで同日5時30分三重火力3号機が29日10時5分1号機が並列運転を開始した。

この間県営長発電所はよくその能力を保ちこのため27日16時7分以後同所からの受電により、松阪市、津市の水道その他重要施設の一部に送電することができた。

以上により一応の電源を確保することをえたが、需給上一層の安定を得るため宮川送電線の復旧に努めた。

30日に至り宮川1号線は倒壊した71号鉄塔の復旧工事を完了し、これにより22時10分宮川第1発電所の運転を開始した。同第2発電所は第1発電所に連けいし、10月1日2時23分並列運転に入った。

この間において、7万ボールト系の故障を逐次修理し、宮川系の電源をもって、7万ボールト系を正常系統となすをえた。

一方、4万ボールト系以下の送電線は29日までに被害の大きかった、2、3、の線路を除いて復旧したが、被害の特に大きかった、2万ボールト系山田、鳥羽線（山頂の鉄塔9基倒壊）の復旧が10月3日に完了し、12時46分鵜方変電所への送電をもってほとんど旧系統に復した。

高圧配電線については鋭意復旧に努めた結果10月4日に至り、配電線136回線中水没地区の木曽岬の一回線を残して135回線に全部または一部の送電を完了するに至った。ついで10月12日には鳥羽営業所管内の答志島、菅島の離島と桑名営業所管内の長島、木曽岬方面の水没地域を除いて全部送電を完了した。

更に、昭和34年11月2日には海峡横断鉄塔の完成により鳥羽の離島の送電を、また昭和34年11月12日に長島、木曽岬方面水没地域の送電を完了し、これをもって136回線の全送電を完了した。

（2）復旧のための労務資材の動員および応援状況

災害の復旧にあたっては、支店在籍者中机上者四百数十名を投入したほか、随時復旧仮工事完了の所より他所に応援隊を送る等、支店の総力を結集した。ほかに、長野支店から発変電送電、配電に30名、飯田支社から配電16名、近畿電気工事会社から前後約240名、その他、東海電気工事会社、電気工事協会を始めとする各業者から百数十名の応援を得、予想外の速度をもって、復旧を行うことができた。

（3）地元官庁等の協力

三重県災害対策本部とは、26日中にいち早く連けいをとり、当社の復旧工事について自衛隊

の応援、資材手配等につき、仲介斡旋の便宜の供与を受けたほか、当社としても桑名、長島方面浸水地の仮締切用浚渫船用電力の供給には多大の人員、資材の動員を行い水中作業の悪条件を克服し、万難を排して突貫工事を行った結果、浚渫船の到着前に工事を完了した。

また、これと平行して浸水地域の排水用電力、避難所、現地対策本部、公共施設、堤防工事現場の臨時灯ならびに投光器の取付等に全能力を傾注して早期送電に努め、民生の安定、復旧工事等に全面的協力を行った。

また、陸上自衛隊明野航空学校よりは、県対策本部の斡旋により27日宮川線故障発見のためヘリコプターの出動を受け、さらに配電線路復旧のため明野、福知山等より、各30名の応援を受けることができた。

鳥羽海上保安部よりも資材の海上輸送につき、便宜をあたえるとの快諾を得たが、荷揚げ施設等の都合により実現を見なかつた。

第三項　伊勢湾台風被害復旧状況日誌

34年9月26日	10時30分	津支店非常時対策本部設置
	11時00分	県下に暴風雨警報発令
	11時30分	高潮波浪警報発令
	17時00分	第1次動員発令
	17時30分	第2次動員発令
	20時05分	管内全停電　(150KV系70KV系送電鉄塔一部倒壊三重火力停止)
34年9月27日	払　暁	管内一斉に被害調査開始
	15時30分	銚子川発電所から受電、尾鷲市、重要施設に送電
	16時07分	長発電所から受電、松阪市水道、重要施設の一部に送電
	19時25分	比奈地発電所から受電、名張市内重要施設に送電
	20時06分	長発電所から受電、津市、久居の水道、重要施設の一部に送電
	21時07分	岩塚変電所から70KV受電
	21時18分	比奈知発電所から受電、上野市内重要施設に送電
		変電所主変受電12か所（総数28か所）
		送電線充電9線路（総数63線路）
9月28日	5時30分	三重火力3号機運転開始
		変電所主変受電23か所
		送電線充電41線路
9月29日	10時05分	三重火力1号機運転開始
	15時00分	羽津変電所受電70KV系全変電所受電完了
	20時30分	千草発電所運転開始

		変電所受電26か所、送電線充電49線路
9月30日	22時10分	宮川1号線倒壊鉄塔仮復旧により宮川第1発電所運転開始
		変電所、受電26か所、送電線充電50線路
10月1日	2時23分	宮川第2発電所運転開始
	15時00分	箕曲発電所運転開始
		変電所受電26か所、送電線充電51線路
10月2日		変電所受電26か所、送電線充電53線路
10月3日	12時46分	20KV系山田、鳥羽線復旧完了
	14時05分 14時47分	鵜方変電所 鳥羽変電所 } 配電開始以上で殆んど旧系統に復した
		変電所受電28か所全変電所受電完了
		送電線充電58線路
10月4日		配電線135回線に全部または一部送電を完了
10月5日	20時10分	宮川2号線仮復旧完了
		送電線充電59線路
10月7日		送電線充電60線路
10月8日	12時58分	150KV濃飛幹線1号線、関西幹線に接続完了
	19時40分	送電線充電62線路（関西幹線と連らく完了）
10月10日	14時00分	阿保発電所運転開始
10月11日		名古屋応援第1陣62名出発
		10月11日～10月20日
10月12日	12時27分	長島尾鷲線復旧完了 150KV濃飛幹線を除いて全部復旧完了
		（送電線63線路仮復旧完了）
	夕　刻	配電線では次の特殊地域を除き全部送電を完了
		伊勢営業所管内、答志島、菅島
		四日市営業所管内、川越村一部桑名市の一部および長島町、
		木曽岬村等の浸水地域
		名古屋支店応援第1陣後続隊17名出発
		（10月12日～10月20日）
10月13日	13時00分	鍬形発電所運転開始
10月19日		名古屋支店応援第2陣出発（直営10月19日～10月27日東海10
		月19日～10月24日）
10月21日	3時00分	波多瀬発電所運転開始
	15時00分	宮前発電所運転開始
	17時40分	下出江発電所運転開始
10月22日		桑名営業所に工事推進本部設置

10月26日		名古屋支店応援隊第３陣出発（10月26日～11月２日）
11月１日	14時00分	海峡横断鉄塔復旧し、答志島送電完了
	15時00分	箕曲発電所運転開始
		木曽岬変電所完成
11月２日	18時46分	海峡横断鉄塔復旧
		菅島送電完了
		非常時対策本部解散
11月９日		長島町送電完了
11月11日		木曽岬村送電完了以上で管内全部の配電を完了した。
11月12日		名古屋支店応援第４陣出発（11月12日～11月18日）
		名古屋支店応援第５陣出発（11月30日～12月８日）
		名古屋支店応援第６陣出発（12月７日～12月15日）

第五章　緊急対策

第一節　救助活動

第一項　水防活動

県は昭和34年９月25日17.00時に大雨注意報発令と同時に水防体勢に入り、諸情報の受理伝達および雨量、水位等の観測結果の記録収集に当った。また、各土木事務所内の水防支部においては、９月26日10.00時より河川海岸の巡視にあたり危険か所の早期発見につとめた。

（１）予警報の通信連絡情況

津地方気象台より発表された予警報は、県水防本部においては、加入電話で受理、県水防本部を通じて、水防管理団体に電話連絡。水防管理団体においては、水防本部および水防支部を通じ水防団長または、消防団長および、水防分団長または、消防分団長に電話または伝令にて通達した。

１．大雨注意報

９月25日17.00時津地方気象台発表を水防本部が受理と同時に、水防支部に17.00時伝達を開始し、20時20分に伝達終了、水防支部より水防管理団体には、さらに、２時間位の時間をついやして伝達を完了した。

２．風雨注意報

９月26日8.00時、津地方気象台発表（水防本部より支部への伝達終了は10時30分であり、さらに２時間位の時間を要して、水防管理団体へ伝達を完了した。）

３．暴風雨警報

９月26日11.00時、津地方気象台発表(水防本部より支部への伝達終了は10時30分でありさらに、２時間位を要して水防管理団体へ伝達を完了した。）

４．高潮波浪警報

９月26日11時30分、津地方気象台発表（水防本部より支部への伝達終了は14時10分であり、さらに１時間30分を要して水防管理団体に伝達完了。）

５．洪水警報

９月26日18.00時、津地方気象台発表（水防本部は受理するも一部の支部に伝達したが本部の通信が19.00時頃杜絶のため通信不能となった。）

（２）水防警報

水防本部は、暴風雨警報の発令があったので、台風情報により台風の規模、経路等について検討した結果、11時40分水防警報第１号を発表、水防活動の強化を指示した。指示事項は次の

とおりである。

1．水防要員全員が待機すること。

2．万一に備えて応急工事用の資器材を準備すること。

3．各市町村においては避難場所を定め住民に徹底させること。

4．危険か所には警戒に当ること。

（3） 水防本部より各水防支部に通報した事項

1．大雨注意報発表（津地方気象台９月25日17時00発表）

停滞前線の活動が活潑となっているので、県下全般に大雨が降る恐れがある。今晩から明日の午前中まで強くなり今後の雨量は南部および山岳地帯では、150～200粍平野部では50～100粍の見込、河川は増水、低地は浸水、がけ崩れ山崩れがあるから充分注意し、今後の気象通報に注意されたい。

（県水防本部より各水防支部通報す、17時00分より20時20分まで）

2．台風情報第１号発表（津地方気象台９月25日18時45分発表）（内容略）

（県水防本部より各水防支部に通報す、18時50分より21時まで）

3．台風情報第２号発表（津地方気象台９月25日21時00分発表）（内容略）

4．　〃　　３号発表（　〃　　９月26日５時30分発表）（　〃　）

5．風雨注意報発表　（　〃　　〃　　８時00分発表）

猛烈な台風が当地方の南方に近づいているので、県下全般に風雨が益々強くなり、今日昼過ぎから強くなり夕方には著しく強くなる。東の風で最大風速、陸上で15米～20米、海上で25米～30米、今後の雨量は、南部および山岳地帯では、150粍～200粍、平野部では100粍～150粍の見込で河川は増水、低地は浸水、がけ崩れ山崩れの起るおそれがあり、海岸では大波が打ち上げ、うねり風波も著しく高くなる。当地方も暴風雨圏内に入るおそれがあるから、充分警戒し、今後の気象通報に注意されたい。

（県水防本部より各水防支部に通報す、８時00分より10時30分まで）

6．台風情報第４号発表（津地方気象台９月26日９時00分発表）（内容略）

7．暴風雨警報発表　（　〃　　９月26日11時00分発表）

猛烈な台風が当地方に近づいているので、県下全般に暴風雨となり今日昼過ぎから著しく強くなり、東寄の風で最大風速、陸上で20米～25米、海上では30米になり、今後の雨量は、南部および山岳地帯では、150～200粍ところにより200～300粍、平野部では100～150粍の見込。そのため、河川は増はんらんするおそれがあり、また、がけ崩れ山崩れがおこり、大きな災害を起すおそれがあり、なお、海岸では大波が打ちましょう。今後充分警戒し、気象通報に注意されたい。

（県水防本部より各水防支部に通報す、11時00分より13時00分まで）

8．高潮、波浪警報発表（津地方気象台９月26日11時30分発表）

台風15号は、紀伊半島目指して接近している。今夜半頃には、紀伊半島或は、東海地方のどこかに上陸する公算が大きくなってきた、このため、熊野灘および伊勢湾では今後さらに、う

ねりも波も高くなり大きな災害を起すおそれがある。また、台風によって、潮の高さも平常の日よりも1米～1.5米ぐらい高くなる見込み。伊勢湾の満潮時刻は27日の午前0時25分となっており台風の最も接近する時刻と重なる、この潮の高さは、去る昭和28年9月の台風13号に次ぐ高さであるから、各沿岸地方では、厳重なる警戒が必要である。

（県水防本部より各水防支部宛通報す、11時30分より14時10分まで）

9．台風情報第5号発表（津地方気象台9月26日11時45分発表）（内容略）

（県水防本部より各支部宛通達す、11時45分より13時30分まで）

10．水防警報第1号発令（三重県水防本部長発表9月26日11時40分）

水防要員全員が待機すること。万一に備えて、応急工事用の資材を準備すること。各市町村民の避難場所を決め、それを住民に徹底させること、また、危険か所には警戒にまわること。

（三重県水防本部より各水防支部宛通知す、11時40分～13時40分まで）

11．台風情報第6号発表（津地方気象台9月26日14時00分発表）（内容略）

12．〃　第7号発表（　〃　〃　15時45分発表）

台風15号は午後3時現在の位置はいまだ判明しないが、12時の位置から推定すると潮岬の南南西約150粁位の海上にある模様で、現在の状況から紀伊半島に上陸する公算が強くなつているが、その時刻は20時頃となりそうである。従って、三重県地方には20時から夜半頃にかけて最も影響が強くなり、現在では津地方の瞬間最大風速は30米を超え、平均風速でも20米前後となっている。なにしろ規模が大きい台風なので中心からは少しぐらいはずれても今迄経験した台風より以上の風の強さになりそうである。伊勢湾では益々波のうねりが高くなるから沿岸地帯では充分警戒されたい。

（県水防本部より各水防支部宛通報する、通信杜絶か所続出のため通報連絡困難）

13．暴風雨警報更新発表（津地方気象台9月26日17時00分発表）

猛烈な台風が近づいているので、県下全般に暴風雨は益々強くなり今夜半迄著しく強くなり、東の風で、最大風速は、陸上で30米以上、海上で40米以上、瞬間最大風速は50米以上になる見込で、今後の雨量は南部および山岳地帯では100～150粍、北部および平野部では100～150粍ところにより150～200粍に達する見込。なお、河川は増水はんらんし、がけ崩れ、山崩れ海岸では高潮が起るおそれがあり、近年まれな大きな災害を起す恐れがあるから、充分警戒されたい。

（県水防本部より各水防支部宛通報するも通信施設の被害か所続出のため通報連絡不能）

14．洪水警報発表（津地方気象台9月26日18時00分発表）

台風15号による雨量は今後、更に、100～150粍ところにより150～200粍は降るものと予想され、このため、河川は増水、はんらんによって大きな災害をおこすおそれがあるから、各河川とも厳重な警戒が必要である。

（県水防本部より各水防支部宛通報するも通信施設杜絶のため通報連絡困難）

15．台風情報第8号発表（津地方気象台9月26日18時30分発表）（内容略）

16．〃　第9号発表（　〃　9月26日19時45分発表）

台風15号は、18時にはN.33.4°、 E135.5°、 にあって益々猛威を振い乍ら北上を続けている。速度も可成り速くなっており、今後台風は、20時頃には津地方の南西60粁、三重と奈良県の県境をさらに21時には四日市と湯の山（三重県）間を通り三重県を縦断する見込であり。従って、今後3時間ぐらいが風雨の最も強い時期で、風向は東から次第に南に廻る見込、現在の風の強さは津地方で瞬間最大風速で46米位です。

こゝ数時間が山ですから各方面とも頑張って下さい。

（県水防本部より各水防支部宛通報するも通信機関全般にわたり杜絶され通報連絡不能におちいる、その他、各県事務所管内におけ被害状況報告等に関する通報連絡不能のため被災地における状況のは握は不可能となった。

17. 台風情報第10号発表（津地方気象台 9 月26日21時15分発表）（内容略）
18. 〃　第11号発表（　〃　〃　22時00分発表）（内容略）
19. 高潮、波浪警報解除（　〃　〃　23時20分発表）
20. 暴風雨警報解除　（　〃　9 月27日00時00分発表）
21. 強風注意報発表　（　〃　〃　〃　〃）
22. 洪水警報解除　（　〃　〃　9 時00分発表）
23. 水防警報解除　（三重県水防本部発表 9 月27日 9 時00分水防本部長発令）
24. 強風注意報解除　（津地方気象台 9 月27日 9 時00分発表）

（4） 通信施設の被害状況

1．台風15号は 9 月26日18時00分、最大級の規模で、紀伊半島に上陸した。その後、奈良県、三重県の県境を縦断し、北東に進路をとり、岐阜市富山県を通過し、日本海に去った。このため、本県では、26日18時頃より県下全般にわたり、有線通信網は次々と不通となり、また、無線通信機関も無線局の浸水、空中線の倒かい、および電源等の障害が続出し、同日21時頃、遂に県内全般の通信網は寸断され、水防活動における通報連絡事務が全くまひ状態におちいり、災害現地の状況は握が困難となり最悪の事態となった。

なお、通信機関の復旧については、市内は 2 日間、避地では 3 ～ 4 日間無線施設では（宮川ダム）10日間を要した。

水　防　活　動　状　況　表

管理団体数	出動人員			水防活動に要した総経費	主な使				
	水防団 消防団	その他	計		俵または叺	薦	縄	杭	鉄線
人	人	人	人	円	枚	枚	kg	本	kg
53	18,124	17,683	35,807	11,969,508	119,258	3,129	19,918	28,147	530

用資材				水防効果				
				家屋		耕地		合計
麻袋	竹	ふとん籠	金額	戸数	金額	面積	金額	
枚	束	個	円	戸	千円	ha	千円	千円
40	548	13	8,564,504	16,601	1,571,917	12,402	1,324,111	2,896,028

避　難　立　退　状　況　表

水防管理団体		避難立退人員	指示時刻	指示者	指示の伝達状況	摘　要
団体名	字区部落名					
桑名市	深谷、赤須賀		20.30～22.00	深谷支所長駐在巡査	半鐘の乱打、消防車のサイレン	深谷支所長は警察官と協議のうえ指示、
長島町	松　蔭	600	19.00	町職員と消防分団長	連　呼	堤防巡視中に危険を察知して指示する。
川越村	上吉、亀崎　南福		18.00～19.40	村長、区長	消防車のサイレン又は連呼	上吉は村長、外は区長が指示
朝日町	縄　生		20.00	区　長	連　呼	
楠　町	南五味塚吉崎、小倉南五味塚	2,343	15.00	町　長	消防車のサイレン、早鐘	情勢を検討のうえ指示した
鈴鹿市	若松海岸、箕田海岸白子海岸、磯山海岸	705	20.10	市　長	連　呼	堤防巡視中危険を認め指示
多度町	古殿、福永、上之郷	220	16.00	町　長	連　呼	
北勢町	阿下喜、赤神	26	22.00	警察官	連　呼	老人、女子を警察官が誘導
津　市	宮之前、外6町	1,703	17.15～18.30	町総代	手振リン	水防分区長と町総代と協議のうえ指示
安濃村	妙法寺、浄土寺南神山	90	16.00～17.00	村　長	消防団員が伝達	
一志町	大仰、甚村八大	450	16.00	町　長	各戸に伝達	
久居町	須ケ瀬、中川原	772	17.00	区　長	各戸に伝達	
香良洲町	高砂、馬場	600	22.00	町　長	区長が伝達	
松阪市	中万、射和、、阿波曽	1,200	21.00	自治会長	各戸に伝達	
飯南町	深谷外部落	676	19.30	町　長	消防団員が各戸に伝達	
多気町	東池上、西池上、町田	220	19.00	区　長	連　呼	
勢和町	古江、色太	108	19.00	消防団長	各戸に伝達	
浜島町	浜　島	195	16.00	町　長	消防団員が連呼	
阿児町	安　乗	500	17.00	町　長	口頭にて伝達	
大王町	船越、浦浜	1,000	18.00	消防副団長	消防団員がメガホンにて伝達	
志摩町	片　田	500	17.00	消防分団長	連　呼	
上野市	小田、下郡	420	17.00	市　長	サイレン、警鐘	
名張市	夕見外14町	5,986	17.30～19.00	市　長	消防車のサイレン	
青山町	別府、高尾	34	17.30～19.00	消防長	移動無線	
阿山村	円徳寺外9部落	283	18.00	村　長	有線放送施設により伝達	
伊賀町	下野、御代	43	18.00	消防副団長	口頭伝達	
大山田村	下阿波、川北	148	19.00	村　長	消防団員が伝達	
尾鷲市	梶賀町外12町	600	16.00	区長分団長	口頭伝達	
海山町	島勝浦外4部落	820	18.00	町　長	消防団員が伝達	
長島町	長　島	200	18.00	町　長	消防車サイレン	
熊野市	須野町外9町	3,629	15.10～16.20	市　長	口頭伝達	
御浜町	神志山、下市木、阿田和	375	16.00	町　長	消防団員伝達	
紀宝町	井田、成川	768	18.00	町　長	マイクにて伝達	
鵜殿村	外松原、中松原	190	17.00	村　長	連　呼	

第二項　消防団活動

県下各市町村の消防団は、消防団或は水防団員として各地の管轄区域内において、水防体制を強化し、其の対策に万全を期していたが、今次台風の異常な猛威により各地に未曽有の被害が発生するや災害対策本部、警察、自衛隊と協力して、それぞれの管轄区域内の人命救助等に活動するとともに、死者、行方不明者の捜索、道路啓開、倒壊家屋の除去、物資輸送、堤防仮締切等について区域内はもとより、隣接市町村ならびに、長期湛水地域に対して応援をおこなった。

これに出動した団員数は11,059名でこれを地元出動と、応援出動に分けると、地元出動は災害の防止に12,368名、災害復旧（仮締切等）に56,761名があたり、また応援出動は相互応援協定および自主応援によるものが2,218名、県要請によるものが4,985名におよんだ。

また、これ等緊急活動に従事中とうとくも10名の殉職者を出した。

第三項　災害救助法の発動

災害発生と同時に特に被害の大きい四日市市外14市町村に災害救助法を発動したが、その後被害が県下全域にわたり法定基準を遙かに上廻ることが判明したので27日午後3時30分遂に県下全市町村に災害救助法を発動し、これと前後し、県非常災害対策救助隊ならびに各市および地方支隊は、り災者の救出、収容、炊出し、被服、生活必需品の支給、医療防疫等応急救助活動を開始した。

災害救助法の発動状況は、次のとおりである。

昭和34年9月27日	午前1時30分	四日市市、鈴鹿市、松阪市、名張市、熊野市、多気町
〃	〃　4時30分	桑名市、伊勢市
〃	〃　10時00分	津市、一志町、亀山市、嬉野町、上野市
〃	〃　12時00分	木曽岬村、長島町
〃	午後3時30分	県下全市町村

なお、被害の最も甚大な木曽岬村、長島町、川越村、桑名市に対しては11月30日まで、四日市市、名張市に対しては11月2日まで、災害救助法による救助期間の延長を実施していた。

第四項　罹災者の救出

県非常災害対策本部は、10月2日桑名郡長島町、木曽岬村長の要請にもとずいて被災者を緊急避難させるため、陸上、海上各自衛隊および、米軍ヘリコプターの協力を得て避難者の輸送を開始、10月16日には、9避難所に2,722名を避難させた。11月8日には、楠小学校に収容の長

島北小学校児童（268名）が既に排水を完了した。長島町に帰郷をしたのを始め、一般避難者にも帰郷するものもあり、11月10日現在では2,256名に減少、当所各避難所の収容した人員は次の通りであった。

避難所名	収容者数	備考
	名	名
鈴鹿電通学園（鈴鹿市）	356	内訳 長島町 253 木曽岬村 103
高田本山専修寺（津市）	136	内訳 長島町 21 木曽岬村 115
三重県立大学（津市）	265	学童のみ
鈴峯荘（鈴鹿市）	563	〃
如雪園（伊勢市）	495	〃
五鈴館（〃）	144	〃
奥野家（〃）	144	〃
修練道場（〃）	153	〃
計	2,256	

避難学童に対しては、町村ならびに県教育委員会と連携をとり、伊勢市地区においては、10月7日から授業を実施、その他避難所においても学童、生徒の学校別教育体制の整備を終えて全学童、生徒の授業を実施することにした。

濁流を避難ゆうどうする消防団

一方避難所における栄養管理、健康維持のため、医師、看護婦、栄養士等を配置するほか、冬期の体制を整備するため、各避難所とも救援被服類の重点配給、布団の手当、施設の整備などをととのえ完備した。また、避難者の就労希望者に対しては、職業斡旋の結果、呉羽紡績、井村屋製菓等へ就職がきまり、一部の希望者に対しては、県立農業試験場の圃場を与えて農耕に従事せしめるなどの措置を講じた。

なお、り災者の救出および避難所の生活状況については、自衛隊活動、警察活動ならびに別項に詳細に記述されているので本項においては省略する。

第五項　救助物資

（1）　応急食糧の救援輸送

（a）　孤立した桑名、木曽岬、長島地区に対し９月27日から自衛隊ヘリコプターにより、カンパン449,000食、米294,000キロ、罐詰5,424個の輸送を実施した。

（b）　道路の寸断により輸送困難な飯南、飯高、美杉および宇気郷地区に対し米、塩、みそ、等自衛隊ヘリコプターにより空輸を実施した。（自衛隊の活動のところに詳述）

（2）　応急復旧資材

（a）　応急復旧工事用の資材として、粗朶材26,756束をあっ旋、河川課を通じ、桑名、四日市方面の仮締切工事用として供給し、さらに長島、川越、木曽岬、桑名、四日市の被災地に対し、薪6,000束、木炭6,000俵をあっ旋するとともに避難所に対しては、薪2,150束、木炭65俵を斡旋した。

（b）　復旧用木材のあっ旋

10月１日から国有林および一般民間材のあっ旋を行い、11月10日までに潮止め用材70立方米および仮設住宅用50戸分170立方米をあっ旋した。

（c）　国有林材の払下げあっ旋

仮設住宅、公営住宅、学校等の復旧資材として、64,222立方米を中部日本災害対策本部に要請の結果、12月までに25,820立方米が供給され、更に仮設住宅建設用の57,728立方米の国有林払下げを申請した結果、大阪営林局の協力により配材計画通り着々と入荷した。

なお、一般用材としての11,944立方米も同局の協力により着々と入荷し、市価の暴騰を防止することに役立つ事が出来た。

（3）　救助物資等の調達

(4)　災害救助法の規定によるもの

A．第１次　夏季基準による分

数量	
毛布	45,880点
シャツ	198,944〃
パンツ	198,424〃
作業ズボン	5,650〃

B．第２次　冬季基準に

救助物資積込に一役買って奉仕する三重大学学生　県庁正前

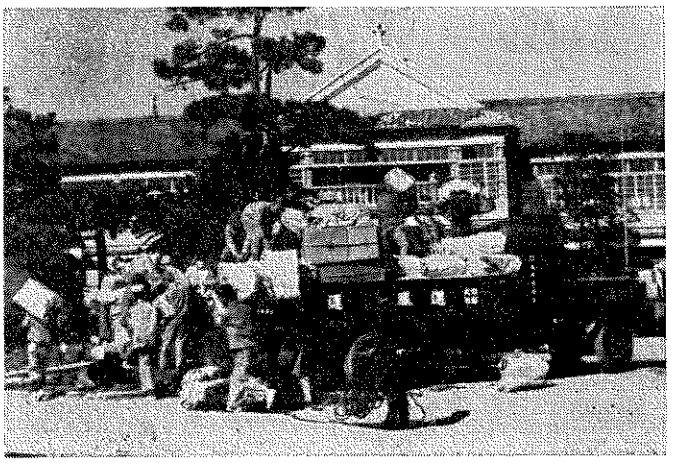

よる追加分	数　量
毛　　布	53,879点
シヤツ上	84,900〃
〃　　下	63,550〃
作 業 衣	5,750〃

C．第3次　追加支給分

	数　量
毛　　布	64点
シヤツ上	2,512〃
〃　　下	970〃

薪を緊急輸送する自衛隊ヘリコプター

(ロ) 法外によるもの

A．国有無償物資

毛　　布	1,350点	外　　套	665点
下 着 類	1,410〃	下　　駄	490〃
子 供 服	286〃		

B．一般救援物資

衣料品等	126,756梱包	ビニロン袋	6,000枚
毛　布	4,472枚	パ　ン	14,357個
醤　油	10,886立	煙　草	48,000本
ソーセージ	1,660箱（60本入）	茶	200kg
エックスラン布団	300枚	自衛隊衣類	64,355点
石ケン	60,180個	布　靴	3,008足
歯磨粉	12,960袋	歯ブラシ	12,960本
罐詰、食料品等	5,000点	その他	58,900点
主食（米、麦）	390kg		

C．避難所救援物資

毛　布	7,900枚	汁杓子	95個
敷フトン	1,000枚	ザ　ル	50個
タオル	3,200本	バケツ	60個
石ケン	2,610個	ポール	11個
下　駄	850足	水　杓	21〃
運動靴	1,908足	秤	3〃
歯ブラシ	3,300本	食器消毒カゴ	67〃
歯磨粉	2,900個	マナ板	35〃
茶　碗	5,320〃	包　丁	40〃

皿	2,120個	コンロ	13個
箸	2,260膳	鍋	23〃
湯のみ	530個	釜	5〃
ヤカン	170〃	タワシ	45〃
飯ビツ	160〃	火箸	20〃
杓子	300〃	十能	10〃
火消ツボ	10〃	ホーキ	150本
チリ紙	1,452束	雨傘	150〃
洗面器	150個	画板	500個
綿花	600袋	マツチ	250〃
バケツ	261個	ローソク	220〃
タライ	125〃	その他	1,910点

D. その他あっ旋物資

味噌	1,500kg	醤油	2,160立
食塩	1,808〃	茶	90kg
莚	13,040枚	叭	67,000枚
沢庵	11,250kg	梅干	300kg
砂糖	540kg	野菜	30屯

（4） 弔慰金および見舞金

(イ) 弔慰金および見舞金

県は、10月31日死亡者世帯に対し、一世帯当り1万円(総額995万円)を弔慰金として贈呈した。

(ロ) 見舞金

天皇、皇后両陛下、皇太子殿下の御見舞金をはじめ、全国各地から寄せられた、見舞金は総額203,328,858円に達した。

この見舞金の公平且つ適正な配分を期するため、県では出納長を見舞金管理者に指名し、この管理に当らせるとともに、34年10月10日、県および市町村代表ならびに、社会福祉事業関係者をもって、三重県災害見舞金義捐金配分委員会を構成し、配分にあたっては、そのつど前記委員会の議を経ることとした。

配分状況を概説すれば、まず昨年10月10日、第一次分として、市町村り災者および避難所収容者を対象に39,029,700円を、さらに11月25日には第2次分として流失、全壊世帯に対し、見舞金に代えて「ふとん」上下一組あて贈った。また12月24日には第3次分として、一般り災者に対する再配分のほか、被災孤児、盲ろう児童、身体障害者等への配分、高校学業継続資金、使途指定分等、116,208,806円を配分、35年7月29日に最終分として、災害犠牲者の慰霊諸経費、防災用（気象情報は握用）トランジスターラジオ購入費、被災孤児への追加配分、各種輸送費、等、27,202,857円を配分あるいは支出して、金額の配分を完了した。

その収支決算状況は、次のとおりである。

伊勢湾台風による災害見舞金収支決算状況

総　収　入　額　　203,328,858円

配　　分　　額　　203,328,858円

内　　訳

Ⅰ　半壊以上被災世帯及び同被災世帯員への配分額……128,252,477円

a．第一次一般配分……死者１人5,000円、流失世帯3,000円、全壊2,000円、半壊500円　長期浸水地区半壊世帯1,000円

b．避難所関係分……県設置の避難所収容者　18才以上　1,000円

〃　　18才未満　300円

c．第三次一般配分……死者１人5,000円、流失世帯4,500円、全壊世帯3,000円、半壊世帯1,200円　床上浸水世帯1,200円、流失世帯員１人750円、全壊世帯員１人500円　半壊世帯員、床上浸水世帯員１人200円

d．伊勢湾台風更にチリ地震津波での被害関係……

……伊勢湾台風の被害が全壊流失で、チリ地震津波災害が床上浸水以上の世帯5,000円、同世帯員１人500円、伊勢湾台風の被害が半壊で、チリ地震津波災害が、床上浸水以上の世帯3,000円、同世帯員１人300円

Ⅱ　身体障害者および母子世帯、世活保護世帯、仮設住宅世帯への配分……15,625,100円

a．身体障害者配分……身体障害者手帳所持者で半壊以上の被害者に対し、大人2,000円、小人1,000円、新規障害者5,000円の割で配分。

b．母子世帯等配分……半壊以上で、福祉資金の貸付対象者に対し2,000円の割で配分
半壊以上で、60才以上の老人世帯に対し、3,000円の割で配分

c．応急仮設住宅入居世帯……１世帯3,000円

d．生活保護世帯配分……生活保護世帯で半壊以上の被災世帯に対し、2,000円配分

Ⅲ　被災孤児に対する配分……4,190,000円

災害で孤児となった者１人100,000（41人）準孤児１人30,000円（３人）あて配分

Ⅳ　被災高校生ならびにろうあ児童の学業継続資金……2,592,000円

a．災害のため学業の継続不能となる、高校生の学業継続費として、１ケ月１人1,000円あて延2,196名分

b．災害のため学業の継続不能となる、ろうあ児童の学業継続費として、１人12,000円（33人分）

Ⅴ　災害犠牲者慰霊諸経費配分金……10,700,000円

a．慰霊塔建設費……死者100名以上の木曽岬村、長島町、四日市市、桑名市及び川越村の５市町村に対し8,700,000円を配分

b．災害一周年追悼行事費……災害による死者のあった市町村に対し、死者数割で2,000,000円を配分

Ⅵ　り災者用救援物資および資材費配分額……37,802,461円

a．第二次見舞金ふとん配分費…流失、全壊世帯に対し、ふとん一組を配分20,887,500円

b．トランジスター購入費……災害時におけるニュース、気象情報収集のためのトランジスター購入費1市町村2台あて配分　1,440,000円

c．避難所建材活用費その他市町村施設災害復旧費　9,854,800円

d．避難所における物品類購入費　5,963,800円

e．その他薬品等購入費　835,633円

Ⅶ　使徒特定分見舞金の配分……1,765,859円

a．太道銀行より名張市へ　250,000円

b．生命保険協会から薬品購入費として　1,000,000円

c．合同慰霊祭供花代　11,000円

d．米穀商業協同組合から県米穀商業組合へ　30,000円

e．北加在米県人会から出身地へ　266,859円

f．大阪府職員等から県職員り災者へ　208,000円

Ⅷ　避難所収容者及び荷物輸送費……1,456,320円

輸　送　費　1,456,320円

Ⅸ　広告費及び通信費……944,641円

a．新聞広告料　930,000円

b．通信費等事務費　14,641円

第六項　医療防疫給水等(日赤の活動を含む)

災害対策本部が設置せられると同時に衛生部長室に救助隊衛生本部を設置、各保健所に対し被害状況の収集と防疫態勢の強化を指令、本部要員8名を待機せしめた。

衛生本部には衛生部長の下に医務、予防、薬事環境衛生の三課長の外、各課長補佐および関係職員をしてあたらしめ、各関係機関との連絡衛生活動の総括的指導に当った。

被害の判明および災害対策本部よりの連絡により、衛生部長は急拠、桑名方面の被害状況を視察し午後8時帰庁直ちに、綜合的な災害対策について検討をおこない、防疫班を編成し、現地における、防疫対策について指令した。

次第に各地の被害状況が続々と入電したので、災害対策に必要な措置を講じた。

(イ)　医　療　救　護

災害のため負傷者続出し、医療機関も全く、麻ひ、混乱の状態であり、り災地住民が医療のみちを失っており、早急なる救護班の出動にせまられたが、通信および交通の杜絶により当初は活動も思うようできなかったが、次第に救護体制も整い、次のような活動をおこなった。

日赤救護班の活動状況

救護班名	派遣期間	編成	日数	延班数	取扱患者数
長島町班	自9月27日 至10月12日	医1 看3 主事1	16	18	2,929
長島町伊曽島班	自9月27日 至12月15日	医1 看3 主事1	53	61	4,583
木曽岬班	自9月28日 至12月15日	医1 看2 主事1	51	85	3,149
桑名市前進基地	自9月28日 至10月13日	医1 看2 主事1 薬剤1	16	16	1,793
桑名市巡回班	自9月27日 至10月11日	医1 看2 主事1	15	22	2,143
富田班	自9月28日 至10月9日	医1 看2 主事1	12	15	1,600
富州原班	自9月28日 至10月9日	医1 看2 主事1	12	14	1,522
電通学園班	自10月2日 至12月19日	医1 看3 主事2	69	69	4,972
津市班	10月6日	医1 看1	1	1	
多気町班	9月27日	医1 看5 主事1	1	1	18
飯高町波瀬班	自10月4日 至10月8日	医1 看2 主事1	5	5	133
飯高町森班	自10月4日 至10月8日	医1 看2 主事1	5	5	13
伊勢市如雪園班	自10月6日 至11月13日	医1 看1～2	39	39	1,975
伊勢市奥田屋班	自10月6日 至10月9日	医1 看1	4	4	
伊勢市鳥羽市班	自9月27日	医1 看1	1	1	5
紀伊長島班	自10月1日 至10月3日	医1 看2	3	3	131
南紀地方班	自10月2日 至10月6日	医1 看2 主事1	5	5	268
名張市班	自9月30日 至10月10日	医1 看3 主事1	11	14	1,075
鈴峯荘班	自11月5日 至12月19日	医1 看2	49	49	2,259
飯南町班	自10月7日 至10月8日	医1 看2 主事1	2	2	58
計		医 440名 看 936〃 薬剤 17〃 主事並運転手 411〃	370日	429班	28,725

保健所および公立医療機関等救護班活動状況

救護班名	期間	出動か所	取扱患者数	備考
桑名保健所	9月28日から 10月7日まで	桑名市、木曽岬村、長嶋町	340	
四日市〃	9月30日から 11月6日まで	四日市々、楠町、川越村	4,216	避難所(楠小学校)
亀山〃	9月27日から 10月13日まで	鈴鹿市	87	
津〃	9月27日から 10月24日まで	津市、河芸町、安濃村、芸濃町、美里村	1,212	避難所(高田本山、県立大学)
久居〃	9月30日から 10月9日まで	美杉村、嬉野町	32	
松阪〃	10月1日から 10月5日まで	飯南町・飯高町・多気町、松阪市	201	
伊勢〃	9月28日から 11月13日まで	伊勢市・紀勢町・南勢町、南島町	579	避難所（如雪園）
志摩〃	9月29日から 10月1日まで	鳥羽市	49	
尾鷲〃	10月3日	長島町	34	
熊野〃	10月1日から 10月6日まで	紀和町、紀宝町、御浜町	48	
上野〃	9月27日から 10月2日まで	名張市	79	
三重県医師会	10月6日から 11月30日まで	長島町、木曽岬村	1,711	
伊勢病院	10月10日から 11月13日まで	伊勢市	772	避難所（奥野家）
県立大学附属病院	9月28日から 10月12日まで	桑名市、木曽岬村、長島町	2,593	
国立鈴鹿病院	10月3日 18日―20日 24日―26日	鈴鹿市、木曽岬村	248	
〃 三重療養所	10月12日―16日 17日―11月16日	木曽岬村、津市	223	避難所(高田本山)
〃 静澄園	10月12日-18日 10月30日-11月1日	木曽岬村	259	
〃 津病院	10月22日―24日 11月17日―23日	木曽岬村、津市	120	避難所(高田本山)
〃 明星療養所	10月12日―18日 10月28日―30日	木曽岬村	168	
〃 榊原療養所	10月20日―22日 10月26日―28日	木曽岬村	184	
			13,155	

（ロ） 防疫班の活動状況

防疫活動については、昭和34年9月28日より、各保健所管内毎に実施したが、特に、被害甚大な北勢地方については、大阪府および岡山県、ならびに大阪市、京都市、神戸市より防疫班の来援をうけ、本格的な防疫活動を行ったが、衛生本部は木曽岬村加路戸に前進基地を設け桑名保健所および市町村ともよく連繋して防疫に万全を期した。その状況は次のとおりである。

他府県よりの応援防疫班の活動状況

応援防疫班名	県庁到着日時	組織人員	装備	派遣先	帰県月日	応援期間	延人員
						日	名
大阪府	昭34. 9.29 午前 7時	医師 1 防疫官吏 8	濾水器 大1 小1 ホグマシン 1 自動車 2	川越村	昭34.10. 7	9	81
京都市	昭34. 9.29 午前 7時	防疫官吏 6	濾水器 1 ホグマシン 1 自動車 2	川越村 長島町	昭34.10. 9	11	66
大阪市	昭34. 9.29 午前 8時	医師 1 防疫官吏 8	塩素測定器 1 ホグマシン 1 自動車 1	川越村	昭34.10. 8	10	90
神戸市	昭34. 9.29 午前 8時	医師 1 防疫官吏 3	ホグマシン 1 自動車 1	四日市市	昭34.10. 7	9	36
岡山県	昭34. 9.29 午前 12時	医師 1 防疫官吏 7	濾水器 1 ホグマシン 1 自動車 2	長島町	昭34.10. 8	10	80
計		**医師 4** **防疫官吏 32**				**49**	**353**

各保健所防疫班の活動状況

	検疫調査戸数	消毒実施延戸数	昆虫駆除実施延戸数
桑名	11,609	36,143	27,864
四日市	10,694	45,921	52,665
亀山	5,071	5,342	3,596
津	3,713	5,240	5,250
久居	1,533	1,513	1,023
松阪	3,600	14,639	9,805
伊勢	11,011	5,154	5,154
志摩	3,413	5,093	3,484
尾鷲	5,626	13,186	2,541
熊野	2,775	3,517	2,232
上野	4,007	7,101	2,803
計	**63,052**	**132,849**	**116,407**

（ハ） 給水班の活動状況

昭和34年9月27日多気町は櫛田川決壊による被害のため飲料水の保給困難となったので、濾水器を出動し、その確保をはかった。また、9月29日以後長島町にその濾水器を転配し、給水班として常置せしめた。

飲料水のこ渇した、木曽岬村に対しては、9月28日一升ビン2,400本を、長島町には一斗ビン40本を衛生本部より直送して、急場をしのいだ。なお自衛隊給水班も木曽岬村に出動活動した。（自衛隊については別項自衛隊の活動に詳細記載されている。）

（ニ） し尿処理

災害地のし尿処理については、桑名市、及び四日市市等の要請により、他府県よりバキュームカーの応援を求め、次のような活動をおこなった。

他府県より応援バキユームカー活動状況

期間	府県市名	活動地域及び台数	
自 10月9日 至 10月23日	京都市	桑名保健所管内	3台
自 10月17日 至 10月23日	彦根市	〃	1台
自 10月14日 至 10月16日	大阪市	〃	4台
自 11月8日 至 11月13日	京都市	〃	2台
自 10月6日 至 10月11日	豊中市	四日市保健所管内	2台
自 11月4日 至 11月12日	大阪市	〃	4台
自 11月4日 至 11月12日	神戸市	〃	1台
自 11月4日 至 11月12日	堺市	〃	1台

寄贈医薬品

伊勢湾台風により医薬品として寄贈されたものは次のとおりである（衛生部の扱ったもの）

寄贈者名	摘要	
社団法人東京医薬品工業協会	チヨコラBB錠	他24点
社団法人日本衛材工業会	脱脂綿	他2点
東京家庭薬協同組合	白油膏	他10点
日本橋料理飲食業組合	バルサンゾール	
大阪医薬品協会	ドミアン	他43点
理水化学株式会社	クロミツクス	
川本繃帯材料株式会社	ホータイ	他1点
富山県薬業連合会	クレオソート丸	他19点
奈良県製薬協同組合	感冒薬	他19点
滋賀県薬業協同組合	スパーク	他21点
望月衛生堂	アミセチン	他1点
日本赤十字社長崎支部	注射針	
防衛庁	脱脂綿	他2点
米国カトリック協会	ビタミン剤	
日本赤十字社（義捐金による）	ビタミン剤	
日本赤十字社（義捐金による）	薬品セット（感冒薬、クレゾール石けん液、ビタミン剤、ホータイ、マーキユロ液、脱脂綿）	2,700セット

第七項 警察の活動

県下各署では、警戒態勢をとって対処していたところ、昭和34年9月25日午後5時警察庁から中部管区警察局を通じ「警戒警備態勢の確立の指示」をうけたので、県本部においては、直ちに県下各警察署に指令して、警備態勢の整備を開始した。

(1) 34年9月26日午前11時桑名署外11署の固定基地局に対し、次の通り指令した。

（a） 発動発電機の点検と燃料の点検補給

（b） 予備電源装置の蓄電池の充電

（c） 浸水のおそれある局については、機器の待避

（d） 基地局の故障時の移動局相互間による代行通信

（e） 非常通信の取扱とその記録

（ｆ） その他強風による、固定局アンテナ折損の場合の連絡

(2) 34年９月26日正午 災害警備本部を開設

(3) 警察署のとった措置

警戒態勢に入っていた、県下各警察署は９月25日および26日本部の指令により、警戒態勢を更に整備し、同日午後０時再度の指令により、従来の整備計画に基き、25日午後６時頃までに、全署員を召集または、待機せしめ堤防決潰または、浸水のおそれある海岸線各河川沿岸の派出所、駐在所等に警察官を事前配置したほか、その他の危険地域に対しては、警戒警らを強化して、警戒の万全を期した。

９月25日よりの事前配置は次表のとおりである。

危険地域等に対する警察官配置状況

署別 / 配置区分		桑名	員弁	富田	四日市	亀山	鈴鹿	津	久居	松阪	大台	伊勢	鳥羽	尾鷲	熊野	鵜殿	上野	名張	計
危険地域配置	危険か所	5	3	3	6	12	7	2	34	3	11	2	5	10	10	2	6	5	**126**
	配置警察官数	36	24	28	41	26	25	18	54	21	12	12	42	35	15	6	23	25	**443**
当日の出動警察官数		84	33	54	145	41	68	129	70	126	20	137	65	53	26	27	65	39	**1,182**

(4) 災害発生時における警察活動

イ、県警本部の状況とその活動

（ａ） 34年９月26日午後５時県下各署に対し、被害状況のは握と、迅速な情況報告を指令した。

（ｂ） 本県は、９月26日午後５時から南部地方が台風圏に入り次第に激しい暴風雨となり、同日午後７時頃から県下各地で住家浸水、道路、田畑の冠水、各河川が危険水位に達している等の被害状況が刻々と報告されつゝあつたが、風雨はますます激しく、中勢地区（津地方）では、瞬間最大風速51.3米におよび、そのため停電し、県下各地は暗黒となつた。（県本部は発動発電機により点灯）この頃から電話線の切断等のため、桑名署ほか10署の有線通信が相次いで不通となり、また、超短波無線通信は固定基地局の桑名、富田、両署は浸水により、一方、尾鷲、熊野、両署は度会郡南島町（藤坂峠）の中継所の空中線鉄柱の倒壊、および電源故障等により通信杜絶の状態となった。その結果、有線、無線により通信可能の警察署は、県下17署のうち僅かに、四日市署ほか、７署が残るのみとなった。しかし警察署と派出所、駐在所間の有線通信が殆んど不通となったので、被害の迅速的確なは握が困難な状況となった。

（ｃ） 26日午後８時頃に至り、被害が益々甚大の情勢が察知せられたが、反面通信連絡が至難となったが、残された、四日市署ほか、７署の有無線通信を最高度に活用し、電々公社、鉄道電話、私設無線電話等、通信施設により、県下の被害状況のは握につとめたが、いずれも故障続出で困難を極めた。

（ｄ） 26日午後７時各署に対し警察通信施設の緊急復旧に必要な処置と、重点を被害者の救助活動に指向するよう指示した。

（e） 午後10時頃から、県特設機動隊（32名）を出動させ、津市藤方地内相川堤防欠壊か所附近の住民の避難誘導に当らせた。

（f） 北勢方面被害甚大のため、翌27日午前4時、県本部員および県警察学校見習生、県特設機動隊、合計237名のうち、出動可能人員を桑名、富田署等北勢方面に派遣するよう指示した。

（g） 27日午前7時から県本部保有の整備資材を、前記方面に急送した。

ロ、警察署の活動

a．昭和34年9月26日午後5時頃より、27日午前5時頃までの間、高潮または河川氾らんのおそれある海岸、および各河川沿岸地域の住民避難誘導、人命救助等の活動に当った。

b．少数の本署待機員は、警察施設等の防護被害状況の実態は握および、県本部に対する報告、連絡に当った。

(5) 災害発生後における警察活動

イ 県本部の活動

a．県下の被害は甚大であるが、通信杜絶等のため、連絡不能で充分な情況がは握できないので27日午前6時、県本部から警部、警部補24人をもって、2名1組の12コ班の被害調査班を編成して、県下全署に派遣、被害調査、ならびに警備態勢の実情視察に当らしめたが、各班とも途中でおびただしい橋梁の流失、または道路の欠壊、冠水等の障害により長時間を要してようやく、同日午後6時に至り、その概況を一応は握することが出来た。

b．県本部においては、本部および被害程度が比較的低い警察署から、最大限の警察官を動員して、とりあえず被害の甚大と認められる桑名、富田、名張、各署の被災地に派遣し、人命救助および行方不明者の捜索収容、検視、被災地域の警戒、警ら活動に重点をおいて活動せしめ、引続き漸次、県下の警察官を動員して増援せしめ、交通秩序の確立、暴利取締および防犯活動

災害地における特異犯罪の捜査、民心安定の広報活動

とこれら災害に伴ふ各種情報体制の確立等にその主力を注ぎ不休の活動を続けた。

c．同日から本部、部課長は、各警察署区域を担任して、警備活動の指導督励にあたらしめ、また、監察官（警視）を桑名署に、教養課長を富田署に、それぞれ派遣常駐せしめて、署長の補佐として指揮活動を円滑ならしめた。

d．警備部隊の死体捜索活動により、桑名、富田署管内では、続々と死体の発見、収容がおこなわれるので、県本部で検視班20人を編成して、9月28日から前記両署に派遣し、1,073体の検視業務を適正におこなつた。

e．桑名、富田署管内の被災地では、飲料水が不足したので、9月28日から県本部の消防車1台（2,000立入タンク）を派遣して、給水活動をおこなった。

f．10月8日災害警備本部の強力な推進をはかるため、災害警備実施部を編成し、警備実施業務の一元的処理と強力且つ、効率的運用を期することとした。

ロ 警察署における警備活動の状況

県内の主要被災地にある北勢方面（桑名署、富田署） 南勢方面（松阪署） 中勢方面（久居署）紀州方面（尾鷲署、熊野署）の各署においては、台風以来災害警備本部を設置し、それぞれ主要な災害地に地区警備隊と、 そのもとに警備とん所を設けて、 積極的な活動をおこなった。そのおもな活動状況は、次のとおりである。

(1) 桑 名 警 察 署

桑名警察署管内の被害は激甚を極めたので、これ等り災民の保護と、死体の捜索は緊急を要するので、9月27日から29日にかけて、事前配置員を基礎として、次のとおり逐次増員強化した。

長島町、長島中学校に、長島地区警備隊を設置し、

人員8名から 13名に増員

長島町都羅に、伊曽島地区警備隊を設置し、

人員9名から 51名に増員

木曽岬村加路戸に、木曽岬地区警備隊を設置し、

人員33名から 102名に増員

桑名市内の警備については桑名市警備隊（25名から274名に）を設置し、 従前の派出所、駐在所のほかに2とん所を増加し、特に城南、赤須賀の浸水地帯には重点配備し、警戒警ら活動を強化した。

34年10月1日より災害現地の実情に対処し、警察活動を末端におよぼすため、地区警備隊を本部として、警備とん所を次のとおり設置して、舟艇による水上パトロールを開始した。

34年10月3日大阪府機動隊1コ大隊（233名）が増援され、警備力は1段と強化された。

(2) 富 田 警 察 署

26日午後5時40分、三重郡川越村駐在所（13名）四日市市内富田浜派出所（6名）富州原派出所（6名）にそれぞれ事前配置し、警戒していたところ高潮により川越村の亀崎および福崎の海岸堤防が欠壊して浸水し、この地方は未曽有の大被害をこうむったので署の総力をあげて避難誘導、人命救助にあたり、翌27日午後1時に県警特設機動隊1コ分隊の応援を得て、計61名の警察官となり、更に、10月3日よりは大阪府機動隊1コ小隊の増援をうけ、管内の行方不明者の捜索班、警ら班、交通整備班、被害調査班等の担当として、この地方の救助と、治安の確保をはかった。

(3) 四 日 市 警 察 署

四日市市旧市内の3分の2の約15,000戸が浸水の被害を受けたのであるが、特に石原町は強風と高潮により、死者27名、家屋倒壊 およびその他の被害が甚大であったので全署員164名により、警戒警ら、交通整理、暴利取締、被害調査等の各班を編成して、活動したほか、市内塩浜に警備とん所を設けて、昼夜のパトロールを強化し治安の万全を期した。

(4) 松 阪 警 察 署

飯南郡飯高町および飯南町方面の被害が甚大で（被害調書参照）山間部は交通が杜絶し、食糧は自衛隊ヘリコプターによって空輸するのほか方途がなくなったので飯高警部派出所を地区

警備隊本部として、警察官22名を派遣し、被災者の救護と警戒、警ら、暴利取締、広報活動に重点をおいて活動した。

また、櫛田川の氾濫によって、松阪市射和、多気、明和町が浸水し、全半壊多数の被害をうけ紀勢本線は、多気町地内の櫛田川鉄橋の橋脚が流失して不通となったので、この地域については被災者の救護、警戒警らのほか、国鉄不通に伴う交通整理に重点をおき活動した。

(5) 久 居 警 察 署

一志郡美杉村地区は、強風と豪雨によって、大小あわせて、300か所の山崩があり、死者12、負傷者61名、家屋被害、其の他、甚大な被害を受けたので、警察官12名を現地に派遣し、美杉警部派出所を現地警備本部として、被災者の救護、警戒、警ら、広報活動を行って、民心の安定につとめた。

なお、この地区では自衛隊も相当活動しているので、その項も参照せられたい。

(6) 鳥 羽 警 察 署

志摩半島の英虞湾を中心とする養殖真珠の被害は相当大きく（農林被害のところを参照せられたい）再起不能の業者もあると云われた程である。

これに伴い、真珠母貝等の窃盗事案発生のあそれがあるため、県水産会等と協力、浜島港を拠点として英虞湾を中心に海上パトロール（県水産会所有はまゆう４トン）を実施し、これら犯罪の予防、検挙を重点に警戒取締を実施した。

(7) 尾 鷲、熊 野 警 察 署

沿岸地帯では高潮と激浪によって、家屋の倒壊多数におよび、漁港をはじめ、堤防、道路の欠壊、住家の流失、倒壊等甚大な被害を受けたので自衛隊の出動（別記参照）によりこれが応急復旧に側面的の援助をおこない、なお、暴利取締、漂流物横領等の警戒、取締を厳にする一方、復旧救援物資輸送に対する交通整理等に活躍した。

(8) 名 張 警 察 署

名張川のはん濫によつて、市内の約80%が浸水し、この濁流によって、流れ込んだ、泥土は、床上約0.6米約14万立方米におよび、この排土作業が自衛隊（別記参照）をはじめ消防団、地元民の全力が注がれたので、これに対し、上野署から１コ分隊の応援を得た、警察官45名とともに、交通整理、警戒、警ら、防犯の各班を編成し、排土作業、交通整理および開放された家屋の盗難予防等の活動に重点を置いて警戒に当り、夜間パトロールの強化により治安の万全を期した。

(9) そ の 他 の 警 察 署

その他の警察署においては、台風直後の災害警備に引続き、警戒、警ら活動を重点に交通整理、防犯取締、広報および情報活動等を積極的に行って、治安の万全を期す一方、桑名、富田、両署に対しては連日（約一か月間）警備要員を派遣した。

(10) 県 警 特 設 機 動 隊 の 活 動

イ 災 害 発 生 時 の 活 動

a．34年９月26日午後８時頃、県機動隊１コ分隊は倒壊の危険に瀕した津市小森町にある

市立母子寮に出動し、寮民住者100名を県警察学校に避難誘導をおこなった。

b．34年9月26日午後11時、津市藤方地内の相川堤防左岸が欠壊し、孤立した住民を県機動隊1コ分隊が津署と協力し、同市垂水地内の安全場所に誘導を行った。

ロ．災害発生後の活動

34年9月27日午後6時、県機動隊2こ分隊（21名）桑名署へ、1こ分隊（10名）富田署へ、それぞれ出動し、現地警察署長の指揮下に入り、各災害地の警備部隊の中核となり、所有装備資材を活用して、人命救助、避難誘導ならびに死体捜索活動を行った。

富田署に配置された1コ分隊は34年10月9日から桑名署に転進し、木曽岬警備隊本部に所属し、引続き同様の作業をおこなった。

ハ．大阪府警察機動隊の活動状況

県下全域に亘る被害の実態が判明するにしたがい、到底本県警察官の数をもっては、甚大な被害の応急措置に適切な警備活動を実施することは、不可能と認められたので、34年10月1日大阪府公安委員会に対し、警察官の応援派遣を要請し、10月3日大阪府警機動隊1コ大隊（238名）の応援をうけ、北勢の各地区に適切な配置をし、携行装備資材を活用して、死体捜索、警戒、警ら、ならびに交通整理に日夜積極的活動を続けた。

ニ．その他の活動

1．主要道路被害状況のは握

2．交通関係の広報活動

3．交通規則の実施（欠壊道路に対して）

4．警察本部における部外広報活動

(11) 補給関係

出動警察官に対する給食は災害発生当初、それぞれの署において炊出しを実施したが被害のもっとも甚だしかった富田、桑名の両警察署にあっては、出動警察官の勤務の性格上、炊出しを継続したが給食に必要な物資は現地で調達不能のため、その大部分を県本部で購入して現地へ補給した。

給食費は、当初り災民なみに一日一人当り75円であったが、10月初旬から物資調達の好転と栄養面とをにらみ合せて150円に引上げた。

なお、大阪府機動隊については、自隊で設営したが、これに必要な物資は本県において調達給与した。

(12) 装備関係

災害後の9月26日深夜、県本部災害警備本部においては、県本部特科班、機動隊、警察学校の全員を桑名、富田地区へ急派し、装備資材についても差当り必要な出動衣、出動用毛布、携帯用発電機、電気メガホン、携帯投光器、照明具等の在庫品全部を県本部車輌および、借入車輌をもって、投入するとともに県下各災害地区における、車輌、整備品、貸支給品のり災現況或いは、不足資材の調査を行いこれが応急整備方策と管区その他への緊急増援要請を行うこととした。

翌27日、車輌整備員9名を三班に分け、桑名、富田、四日市の三署に派遣して、車輌用燃料の補給、水没車輌の応急整備をおこなうとともに、桑名署に取り敢えずウエポンキヤリヤー1

台、ジープ2台、原付自転車2台を配車し、また富田署には、ジープ1台、スコップ十字鍬、鳶口等を増給し、四日市署所属警備用舟艇「あさあけ」を桑名方面に回航出動せしめた。

さらに、28日以降整備班を北勢地区に駐在せしめて、水没車輛の応急整備をおこない。車輛の稼動力回復をはかる一方、舟艇、自動車、原付自転車等の民間借上をおこない、災害地区に送った。

9月30日、警察庁に要請中であった木製折たたみボート6隻の空輸を受けたのを初め、10月1日には海上保安庁巡視艇により出動衣、投光器類が、四日市港に荷揚され、10月3日には、出動衣、毛布、ゴムボート、天幕、原付自転車等多数が、近畿管区より、災害直後の悪路をついて、深夜陸送されるなど、警察庁、管区からの増援装備品がその後も陸続到着するにいたり、これらは、いずれも機を失せず直ちに被災地の署に配分し、警備活動に有効的に使用した。

(13) 警 察 通 信 関 係

イ. 通 信 施 設 の 被 害 状 況

県下の警察電話回線も全体の93%が不通となった。北勢方面の桑名、富田、四日市警察署においては、有無線通信施設の一部に浸水被害をうけ、また紀州方面の尾鷲、熊野警察署の超短波中継所である、南島中継所は鉄塔2基が倒壊し局舎も大被害をうけたが勤務中の通信職員が暴風雨下の悪条件を克服して、応急措置を講じ紀州方面超短波通信を確保した。

ロ. 初 期 通 信 の 確 保

a. 県下の有線電話は殆んど不通となったため、警察超短波電話網は、県下の唯一無二の幹線通信として、警察は勿論、災害関係諸官公庁、団体などによって有効に活用され、この初期通信の確保による災害各地からの情報は握、事後対策樹立等に多大の成果を収めた。

b. 鵜殿署の有線電話は、台風通過前の26日午後4時頃不通となったが、これを予想して事前に派遣した無線課員2名による応急無線通信の実施により、9月30日に有線電話が回復するまで、県本部との通信を確保した。

c. 熊野署の有線電話は、26日夜より杜絶し、超短波電話は、同方面唯一の通信機関として、初期通信が行われていたが、これが電源の消耗のため、27日午後6時頃通信に支障が起るおそれがあったので、鵜殿署へ派遣中の無線課員1名を同署に急行せしめ、民間のものを借り上げて、応急措置をし、通信連絡の確保をはかった。

ハ. 桑名方面の通信活動状況

北勢方面に対しては、27日未明応急通信隊11名を出動させ、桑名、富田、四日市の3署の有、無線施設の応急復旧をおこなった。また、水没状態にある桑名署管内の各被災地との通信網については、有線応急電話の架設をはじめ、超短波電話、中短波電話を配したが、その後投入された通信施設（既設の警電を除く）を併せその配備は、次のとおりである。

有線応急架設電話	13回線	5.023粁
電話機	10台	
超短波無線電話	17局	
ウオーキートーキー	4局	

ハンデートーキ親局（ＰＲ４型）	１局
ハンデートーキー	16局

なお、これらの通信機器保守のため、４名の通信要員が常駐した。

ニ．通信施設の復旧状況

ａ．桑名、富田、四日市署の通信施設は前述のように応急通信隊により、27日中に復旧した。

ｂ．有線電話は殆んど不通となったが、当方の強力な督促と電々公社の絶大な協力により県本部と警察署間は27日中に50％10月３日に全回線が復旧した。

また、警察署と駐在（派出）所間、および、その他の警察電話も10月12日に全回線が回復した。

(14) 警察職員の罹災状況

人的被害

死者	殉職	１名（警察官）
水死等	水死	４名（警察官家族）
重傷	（全治20日以上）	２名（〃）
軽傷	（全治５日以上20日未満）	12名

第八項　自衛隊の活動

昭和34年９月27日三重県知事の要請により久居駐とん部隊の一部が松阪市に、主力が北勢地域に派遣され、応急救援作業を実施し、また、同じく航空学校のヘリコプター、および連絡機をもって被災地域の偵察、孤立部落等に対する食糧の空輸等を実施した。特に、北勢地区の被害の甚大なるにかんがみ、９月27日夜第10施設大隊の主力を桑名に派遣して第14普通科連隊第３大隊長の指揮下に入れ、次いで９月30日から第10特科連隊長に三重県下の地上部隊を統一指揮させた。

これより先、９月29日名張市に第10特科連隊の第３大隊を派遣し、道路啓開作業等を実施した。

10月６日○○○○部隊区分の変更により、第３管区隊から来援した、第７普通科連隊長を三重災害派遣部隊長とし、前述の部隊を併せ指揮し、引続き桑名市、四日市市、長島町、木曽岬村等の水没地帯に主力を投入し、人命救助、食糧輸送、給水、防疫、桑名市南方地区の潮止め、道路補修等を実施するとともに、長島町国道１号線の決壊か所に10月９日ベーリー橋を架設した。次いで三重県南部地区に対する派遣要請受領に伴い三重災害派遣部隊を北勢および南勢両災害派遣隊に改組し、10月11日から第10特科連隊長の指揮する同連隊、第10施設大隊、第14普通科連隊第３大隊等を南勢に転用し、名張市、熊野市、尾鷲市、北牟婁郡長島町および美杉村等の各派遣隊を廃止撤収した。この間、第３特科連隊が10月21日桑名に到着、第７普通科連隊と交代し、北海道の集成施設大隊主力とともに、25日から「木曽岬作戦」を開始、木曽岬村南部の締切り作業を実施し、11月５日締切り完了、６日県へ引渡した。じ後、長島、木曽岬地区

の道路の復旧および防疫、給水、伊勢志摩地区の通信線の復旧工事等の諸作業を実施したが11月27日をもって全作業を終了し、三重県知事の最終撤収要請に基づき三重県下に対する災害派遣を完全に終了し部隊を撤収した。

三重県下における活動状況および主要成果

場所	作業内容	1日の作業人員概数等	期間	備考
被災地全域	航空機による偵察、人員救出および物資輸送	I.×1～2機 II.× 2機	昭和34年 9月27日～11月 5日	航空学校　その他
桑名市	避難民救出作業			
	遺体収容作業（捜索を含む）			第14普通科連隊第３大隊
	道路啓開作業			第10特科連隊
	道路応急復旧作業			
	緊急物資輸送作業	330	9月27日～11月27日	第10施設大隊
	堤防および水門応急復旧作業			第３衛生大隊
	避難民輸送作業防疫および診療			第６管防疫隊
	流木処理作業			
	城南旧堤防応急復旧作業	300	10月 8日～10月20日	第７普通科連隊 第100施設大隊
	城南旧堤防補強作業	150	10月 1日～11月 9日	第14普通科連隊第３大隊
桑名市 川越村	サンドポンプ用配線支援作業	30	10月 7日～10月 9日	第７普通科連隊
桑名郡 多度町外	道路補修作業			
	岐阜～桑名線　9.7km			第10施設大隊
	四日市～多度線　9.8km	150	10月 6日～10月13日	第３施設大隊
	彦根～桑名線　13.6km			西方ダンプ中隊
	その他			
桑名郡長島町	避難民の救出作業、遺体収容作業（捜索含む）道路啓開作業	200	9月27日～11月27日	第14普通科連隊第3大隊 第10施設大隊
	道路応急復旧作業			第10特科連隊
	ベーリー橋、軽徒橋梁架設および撤収作業	100	9月30日～11月27日	第10施設大隊　北部方面集成施設大隊　需品学校入浴支援隊
	野外入浴支援作業			第３衛生大隊　第６管区防疫隊 第109施設大隊
桑名郡 木曽岬村	遺体収容作業（捜索を含む）			第10施設大隊
	道路（堤防）応急復旧作業	350	9月30日～11月27日	第10特科連隊
	浄水および給水作業			第７普通科連隊
	野外入浴支援			第109施設大隊
	防疫および診療			需品学校入浴支援隊
	避難民および貨物輸送			北部方面集成施設大隊
	堤防締切作業（木曽岬作戦）	(延4,202人)	11月23日～11月 7日	第３特科連隊
	堤防締切作業（木曽岬作戦）			北部方面集成施設大隊
三重郡川越村	遺体収容作業	50	9月30日	第14普通科連隊第3大隊
	道路啓開作業	240	10月18日	第７普通科連隊
	じあい処理作業	200	11月 9日～11月10日	第３特科連隊
	防疫および診療	30	10月16日	第３衛生大隊

四日市市	富田地区の道路啓開作業 磯崎堤防応急復旧作業 じんあい処理作業 防疫および診療	200	9月30日～10月19日	第10特科連隊第2大隊 第7普通科連隊 第3衛生大隊
一志郡美杉村	学校等の整地作業 太郎生および比津峠道路応急復旧作業 川床等の排土作業 崩壊土の除去作業	800	10月12日～10月24日	第10特科連隊　第1第2第3大隊 第10施設大隊の一部 西方ダンプ中隊
名張市	道路啓開作業 排土作業	150	9月29日～10月12日	第10特科連隊第3大隊
尾鷲市	道路応急復旧作業 汐止め護岸応急復旧作業 校庭応急整地作業	60	10月11日～10月30日	第14普通科連隊第3大隊
北牟婁郡長島町	応急汐止め作業 名倉および呼崎道路応急復旧作業小学校々庭整地作業 古里河口および中州排土作業 道路啓開作業	170	10月16日～10月27日	第10施設大隊
熊野市	南母道路応急復旧作業 遊木　〃 〃古泊（磯崎）〃 須野　〃 木本海岸河口排土砂および舟引揚のための応急道路構築作業 道路啓開作業	350	10月11日～10月27日	第14普通科連隊第3大隊 第10施設大隊
松阪市	給水作業	30	9月27日	第14普通科連隊第3大隊
伊勢市附近および志摩郡	磯部～志摩町 栗野～慥浦 大石～宮前　電々公社通信線復旧作業	170	11月11日～11月25日	第101通信構成大隊
桑名市 長島町 木曽岬村	道路応急復旧作業	600	11月11日～11月27日	第3特科連隊 北部方面集成施設大隊

成果の概要

(1)	延人員数	約70,000人
(2)	延車輛数	約7,500両
(3)	延舟艇数	約　810隻
(4)	延航空機数	約　110機
(5)	築堤	1粁
(6)	道路の復旧	33粁
(7)	土のう作成および運搬	349,000俵
(8)	土砂運搬	10,550立米
(9)	給水量	1,950㌧
(10)	物資輸送	2,620㌧

1　伊勢湾台風に伴う今後の中部地区における災害復旧協力要綱

（1）全　般　状　況　と　見　と　お　し

1　第10混成団は、海上自衛隊、航空自衛隊ならびに関係諸機関と協力して被災地全般に対する初期の救援活動をおおむね終了した。諸隊は引続き、愛知、三重両県の冠水地帯における食糧、水その他救援物資、避難者等の輸送、防疫、診療活動のほか、乾陸地帯においては、道路の啓開、通信作業、消毒作業、入浴支援等を実施中である。これらの諸作業は、さらに今後相当の期間にわたりおおむね現態勢をもってこれを続行する必要が予期される。

2　第10混成団は、現に使用しうる隊力の大部特に建設および施設部隊等を結集し、愛知県海部郡内の旧東海道応急締め切り工事（尾西作戦と呼称する。）に着手した。この工事は関係諸機関ならびに海上および航空自衛隊と緊密に協力し、おおむね11月末以前終了することを目途に作業中である。別に愛知、三重両県内数か所の築堤作業等を実施中であり。これらの作業は、何れも10月下旬終了を目途としている。

3　上記 (1)　(2) 号の諸作業のほか今後、請負作業を支援するための要請、または全く新らたな作業等の1部を陸上自衛隊が担任しなければならない状況になることも予想される。

（2）方　　針

今後における陸上自衛隊の派遣行動は、所要の衛生、施設、輸送部隊等による救援活動を続行するほか、現に実施中の尾西作戦を主体として、隊力の大部をこれに指向し、11月末頃その主要作業を終了することを目途とする。じ後の作業は、諸般の状況を加味し適宜実施することとし、前記の期間にかかわらず、作業を続行して結末をつける。このため新鋭諸部隊を投入して部隊の交代を行い、作業の強化促進を図る。

（3）指　導　要　領

1　主要な新鋭投入部隊

a．1 Di—

連隊長の指揮する一般の部隊3個大隊

現に作業中の第107施設大隊（第1施設大隊の1個中隊を含む）は、第1建設部の作業進捗状況により交代の要否を定めることとし別に示す。

b．3 Di—

連隊長または副連隊長の指揮する一般の部隊2個大隊

現に作業中の第109施設大隊は、担当作業の終了に伴い撤収する。

c．N Ai—

施設1個大隊を第10混成団長に配属する。

2　部　隊　の　交　代　要　領

a．前項 (1) の部隊投入に伴い関係各部隊等は、第10混成団の現有能力を低下させない範

囲において、第10混成団長と原所属部隊等の長が相互に調整し、交代要領の細部を定めるものとする。ただし、衛生部隊等の編組基準の大要および施設部隊等の装備、その他の交代準備については別に示す。

b．交代の実施については、別命するところに従い、おおむね10月20日頃から約1週間をもって終了することを目途とする。

3　新規の作業を担任する場合については、使用する部隊の勢力、装備、投入、時期等に関し別途計画することとする。

4　10月26日（本派遣間のピーク）における部隊の勢力は次表のとおりである。

34年10月26日における部隊

一連番号	部隊区分	人員	車輌	その他の主要装備
1	第10混成団本部	155人	台	
2	北勢災害派(第3特科連隊副連隊長)	953	76	給水セット×2
	第3特科連隊派遣隊(第4大隊欠)	(410)	(70)	施設重器材×5
	北部方面集成施設大隊	(525)		
	桑名通信分遣隊	(9)		
	入浴支援隊2個組	(9)	(6)	
3	南勢災害派遣(10特科連隊長)	1,395	201	施設重器材×7　ボート×5 舷外機×2　給水セット　2
	第10特科連隊	(690)		
	第14普通科連隊第3大隊	(343)		
	第10施設大隊	(233)		
	西部方面ダンプ車輌中隊(1個小隊欠)	(144)		
	第317武器中隊車輌整備班	(15)		
4	名古屋災害派遣隊(第14普通科連隊長)	1,602	167	施設重器材×3　ボート×33 舷外機×1　給水セット×1
	第14普通科連隊	(1,127)	(110)	
	第1特科隊第1大隊	(355)	(50)	
	第302地区施設隊	26	16	
	第10偵察中隊（1個偵察小隊欠）	94		
5	尾西災害派遣隊（第13普通科連隊長）	1,496	112	ボート×50　舷外機×16 給水セット×5
	第13普通科連隊(第3大隊、第1特車大隊)	1,130	(101)	
	第1特科連隊輸送隊	(34)		
	北部方面集成施設大隊直轄			
	施設部隊武山臨時輸送隊	(23)	(11)	
6	岐阜災害派遣隊（第101固定通信教育大隊長）	201	22	
	第101固定通信教育大隊	(172)	(13)	
	第301給水中隊給水班	(10)		給水セット×2
	第1建設部給水班	(14)	(4)	給水セット×1
	第10混成団本部付中隊輸送組	(2)	(2)	
	第10武器中隊輸送組	(2)	(2)	
	第10通信中隊輸送組	(1)	(1)	

7	第1建設部	3,489	431	施設重器材×52　ボート×10 2舷外機×28　給水セット×7
		(2,257)	(165)	
	第107施設大隊	(431)	(58)	
	第1施設大隊第3中隊	(156)	(66)	
	第3特科連隊第4大隊	(301)	(49)	
	北部方面隊ダンプ車輌中隊	(145)	(63)	
	第301給水中隊(1個班欠)	(59)		
	西部方面隊ダンプ車輌中隊の1個小隊	(127)	(30)	
	施設学校航外機班	(11)		
	第10施設大隊の動力ボート班	(2)		
8	第10補給中隊	53	25	
	第1補給隊車輌小隊	24	15	
	西方入浴、洗濯支援隊	88	20	
	3 管移動加熱器班	8		
	6 管移動加熱器班	15		
	9 混移動加熱器班	6		
9	第101通信構成大隊	169	37	
10	第101通信連用大隊集成中隊	124	28	
11	第 1ヘリコプター隊	53		II－19×8　II－13×3
	第301ヘリコプター野整備隊	14		
12	第101輸送大隊	185	81	
13	第10混成団本部付中隊	71	30	
	富士学校輸送隊	15	12	
14	第10通信中隊(桑名通信分遣隊要員、1個輸送組欠)	188	53	ボート×3
	第301写真中隊写真小隊	19	7	
	第3通信隊無線搬送班	18	3	
	通信補給処分移動修理班	14		
15	第10混成団臨時衛生部	421	106	
	臨時衛生部本部			
	臨時守山班とん地病院隊			
	第1衛生大隊	(67)	(25)	
	救護隊（第1～第4救護班）	(16)		
	第 3衛生大隊	(116)	(30)	
	第10衛生中隊	(67)	(39)	
	第301予防衛生中隊	(32)		
	西部方面隊防疫隊	(49)		
	西部方面隊医療班	(12)		
	衛生学校検水隊	(9)		
	化学学校消毒中隊	(50)	(10)	
	関西地区補給処消毒班	(3)	(1)	
16	第10航空隊	18		L－19×2　L.M×1

17	第10混成団警務隊 第10混成団本部付中隊保安小隊 第303保安中隊 第301保安中隊(2個小隊欠) 第302保安中隊保安中隊 警務隊の一部	21 15 42 95 28	3 72 	
18	第306固定通信中隊 (桑名通信分遣隊要員欠) 固定通信部模写電信班	98	4	
19	第10武器中隊 1 管武器支援隊	100 28	30	
20	調査隊第10混成団分遣隊 調査支援隊	26 6	7	
21	需品学校入浴支援隊 (2個組欠)	61	20	
22	第10偵察中隊偵察小隊	8	4	
23	ヘリポート管理隊	22	9	
24	第10会計隊 1 管会計支援隊	23	2	
25	陸幕連絡支援隊	31	14	
26	第10混成団資料隊	8		
27	会計監査隊第10混成団分遣隊	5		
28	第 2臨時輸送隊	11	7	
29	第317武器中整備中隊	78	20	
30	第301施設野外整備中隊	111	20	
31	第305車輌中整備中隊	102	28	
32	第10混成団監察隊	6		
33	守山駐とん地業務隊	183	9	ボート×2
34	三重広報班	2		
35	航空学校	1		
36	厚生支援隊	38	12	
	合　　計	**11,957**	**1,696**	**給水セツト×20　ボート×195 舷外機×47等**

注（ ）内は内数である。

（2）派　遣　要　請

今次災害における部隊派遣の根拠となった県知事からの派遣要請の概要は次表のとおりである。

災害派遣要請一覧表　（三重県関係）

文書番号	要請月日	場所	作業内容	人員等	期間
企第 263号	9月27日	三重県下	人員救出および物資輸送	ヘリコプター延30機	約40日間
企第 267号	9月30日	桑名市	水路啓開	50名	約30日間
		桑名郡長島町	〃	50名	〃
		〃	防疫、診療等	20名	〃
		四日市市	富田地区潮止め	100名	2 日間
		〃	〃 道路啓開	200名	5 日間
		〃	防疫および診療	20名	1 か月間
		桑名郡木曽岬村	堤防道路応急補修給水等	350名	約 2か月間
企第 269号	10月 4日	桑名市	城南旧堤防応急補修	300名	13日間
		〃	サンドポンプ 配線支援	30名	3 日間
		〃	塵埃処理作業	30名	7 日間
		桑名郡多度地区	道路補修	150名	〃
		桑名郡長島町	ベリー橋の架設および撤去	100名	約 1か月間
		四日市市	磯津堤防応急補修	250名	1 日
企第 271号	10月 9日	桑名郡長島町	野外入浴支援	10名	約50日間
		桑名郡木曽岬村	〃	〃	〃
		一志郡美杉村	道路啓開等	800名	〃13日間
		尾鷲市	〃	60名	〃20日間
		北牟婁郡長島町	〃	170名	〃12日間
企第 271号	10月 9日	熊野市	道路啓開等	350名	約14日間
		〃	木本海岸河口排土	10名	〃10日間
企第 273号	10月15日	三重郡川越村	道路啓開等	250名	約1 日間
		四日市市	塵埃処理	100名	2 日間
		北勢地区	救援物資輸送	80名	15日間
企第 276号	10月20日	桑名郡木曽岬村	潮止め	1,000名	15日間
		北勢地区	人員輸送	30名	1 日間
		桑名市	患者輸送等	5 名	4 日間
企第 280号	11月 1日	桑名市	城南堤防補強	150名	9 日間
		桑名郡長島町	防疫および診療	20名	28日間
		〃 木曽岬村	〃	20名	29日間
企第 281号	11月 5日	桑名市	防 疫	30名	11日間
		志摩および中南勢	電話線応急復旧	170名	16日間
企第 283号	11月 7日	北勢地区	道路応急復旧	1,000名	20日間
		桑名郡長島町	物資輸送	40名	2 日間
		三重郡川越村	塵埃処理	200名	2 日間

（3）撤　収　要　請

災害派遣部隊の撤収の根拠となった、県知事からの撤収要請の概要は、次表のとおりである。

撤　収　要　請　一　覧　表

文書第号	撤収要請月日	場所	作業内容	撤収月日
企第 265号	34年 9月29日	桑名市	避難民の輸送	34年 9月29日
		〃	物資輸送および堤防応急補修	〃 9月30日
		三重郡川越村	遺体捜索等	〃 9月30日
		桑名市	流木処理	〃 10月 1日
企第 268号	10月 1日	四日市富田地区	潮止め	〃 10月 2日
		桑名郡長島町	避難民救出	〃 10月 2日
		〃 木曽岬村	遺体捜索	〃 10月 2日
		桑名市および桑名郡長島町	遺体収容、水路啓開等	〃 10月 4日
企第 270号	10月 5日	四日市市	磯津堤防復旧	〃 10月 6日
		桑名郡長島町および木曽岬村	物資輸送および避難民輸送	〃 10月 6日
		桑名郡木曽岬村	避難民輸送	〃 10月 7日
		四日市市富田地区	道路啓開	〃 10月 8日
		桑名郡長島町	軽徒橋の架設および撤収	〃 10月 8日
		桑名市	サンドポンプの配線支援	〃 10月 9日
企第 272号	10月10日	名張市および桑名郡長島町	道路啓開	〃 10月12日
		桑名郡、多度町	〃	〃 10月13日
企第 274号	10月15日	桑名市	塵埃処理	〃 10月16日
		桑名郡木曽岬村	堤防道路応急補修	〃 10月17日
		桑名郡川越村	堤防応急補修	〃 10月20日
企第 275号	10月17日	北勢地区	救援物資輸送	〃 10月16日
		三重郡川越村	道路啓開	〃 10月17日
		四日市市	塵埃処理	〃 10月20日
企第 277号	10月20日	熊野市	道路啓開等	〃 10月23日
		一志郡美杉村	〃	〃 10月24日
企第 278号	10月25日	熊野市および北牟婁郡長島町	道路啓開	〃 10月27日
		尾鷲市	〃	〃 10月30日
		北勢地区	人員輸送	〃 10月30日
		桑名市、四日市市、桑名郡長島町 木曽岬村、三重郡川越村	防疫および診療	〃 10月31日
企第 279号	10月30日	三重県下	ヘリコプターによる人員救出および物資輸送等	〃 11月 1日
企第 282号	11月 5日	桑名郡木曽岬村	潮止め	〃 11月 7日
		桑名市城南	堤防補強	〃 11月 9日
		三重郡川越村	塵埃処理	〃 11月10日
		桑名郡長島町	ベーリー橋架設および撤去	〃 11月10日
企第 284号	11月10日	桑名郡長島町	疎開学童の物資輸送	〃 11月14日
企第 285号	11月15日	北勢地区（田代―雁ケ池を除く）	道路啓開	〃 11月19日

企第 286号	11月20日	桑名郡長島町	防疫および診療	〃 11月25日
		志摩および中南勢	電話線復旧	〃 11月25日
		桑名郡木曽岬村	給水、野外入浴支援、防疫等	〃 11月27日
		北勢地区（田代―雁ケ池）	道路啓開	〃 11月27日
企第 289号	11月25日	三重県下	総括撤収	〃 11月27日

2 救援および復旧支援作業

災害派遣の実施を適切ならしめるため、情報活動を活発に行った。すなわち、団本部においては昭和34年9月26日昼から情報勤務は非常態勢に入り連絡幹部各1名を中部管区警察局および名古屋気象台に派遣し、また、各隊区担当および、地区警備担任部隊長等においては、関係各県庁、各県警察本部およびもよりの気象台等へ連絡者を派遣した。これら情勢活動の実施に当っては、台風情報、被害状況、部隊派遣の要否、交通通信状況および部外機関等の状況等を重点とした情報資料を収集させた。

部外機関等と部隊との電話連絡は、所により差異はあるが、おおむね26日午後8時ごろまでは確保されていたが台風通過に伴う、被害の続出によって逐次とだえて行き、じ後は主として無線機および伝令により連絡を保持した。ただし、中央との電話連絡が終始確保され迅速な報告連絡等が実施できたのは幸いであった。

次に各作業の内容について述べる。

（1）応急救援作業

1．要　　旨

台風の荒れ狂う最中から応急救援の作業は開始された。応急救援作業とは、前述のようにいわゆる「従来型」の災害派遣の作業であつて、今次派遣行動の初期約1週間程度における作業の主体をなすものである。この作業の内容は、人員救出、遺体収容、緊急物資輸送、給配水、応急道路啓開および応急堤防補強等であるが、この時期における行動は浮動状況下における行動であつて、これら作業は、被災地における衣食住を初めあらゆる面の不足、欠乏、破壊、悪臭、混乱等の中で強力に着実に、かつ、迅速に実施されなければならなかった。順次項をおって主要作業内容別に述べる。

（2）人員救出

26日夜半より陸上自衛隊の救援が三県下に開始された。27日朝から三重県北勢地区において、三重地区警備担当部隊が主力となって水中に孤立した屋根等から、救いをもとめている尊い人命が続々救出されることとなった。10月1日までの救出人員は、三重県下に於ては約1,510名であった。あわただしい各種応急救援作業の実施されている中で愛知、三重、両県当局および関係市町村等の説得ならびに10月3日の大潮の脅威等により、いまだその例を見ない1万数千人におよぶり災民の集団避難が実行に移され、日米両国のヘリコプター約40機による大空

輸作戦および海上自衛艦艇によるほか、所在の部隊は全舟艇および車両を可動して救出輸送を実施した。これら避難者は老幼者を主とし、10月5日までに三重県関係は約2,500名で、鈴鹿市附近または伊勢市附近へそれぞれ収容せられた。

（3）遺　体　収　容

前項の救出作業等に併行して犠牲者の遺体収容が実施された。倒壊家屋等の下から、巨大な流木の間から、或は濁水の波間から自衛隊員の手によって10月3日までに引揚げられ収容された遺体は、三重県関係の分は152体であった。（桑名市、長島町、川越村、木曽岬村）

ランドセルを背負った幼い女の子、赤ん坊をしっかり抱いたままの姿の母親を元気一杯の若い隊員も思わず涙を流すような悲惨な作業が行われたのである。

（4）緊　急　物　資　輸　送

恐怖の一夜が明け、破壊流失等によって衣食住すべての物を失った、り災者特に、海水の湖と化した中に点点と孤立した人人に、活力を与え復旧への意慾を直接燃えたたすものは、何と云っても食糧であり、毛布であり、衣類である。すなわち被災直後、被災地上空を飛ぶ救援のヘリコプターに対し、水中の屋根の上から手を振って手真似で食べ物を要求する老人、残存堤防上に着陸したヘリコプターから食糧を奪い合うように持帰る男女の姿など緊急救援物資の輸送の価値はきわめて大であった。

この作業は9月27日から開始され、三重県でもヘリコプター、舟艇、車両等により輸送され10月1日までの主な緊急物資輸送状況は次表のとおりであるが、この作業は第2期以降は「配水給水作業」として引上げるまで継続実施された。

	物　　資	数　量	輸　送　機　械
三重北勢地区	罐詰、ミルク、日用品、衣類、ローソク等毛布	316トン	舟艇、ヘリコプター、車輌

（5）給　　配　　水

災害により、給水源等を破壊汚染され、また水没された地域に対する給水セットによる浄水等の作業（以下配水）とに分れ、前者は施設部隊、後者は一般部隊において担当できるものである。

配水については、特に今回のような広大な水没地帯に対しては、水タンク、トレーラー、水タンクローリー等による以外に携行用食罐、石油罐、一升ビンおよびビールビン等の応用容器ならびに水罐等を舟艇によって末地に配分する方法を実行した。命の綱である「水」の補給は、給水セットまたは他の水源地からこのようにして各戸に実施された。給配水を三重県で実施した区域は北勢地区および松阪市であって、10月5日までの給配水量は次のとおりである。

三　重　県　北　勢　地　区	給　配　水　量	約　140ton
〃　　松　阪　市	〃	〃　13ton

（6）応急堤防補強および道路啓開

第10混成団においても、防衛庁長官の決裁を得て積極的に支援する決意をなし、新たな態勢

をもって三重県では、桑名市城南地区堤防の締切に着手し、10月中旬に一応締切を完了した。締切り作業の価値は各方面において感謝され締切りの度ごとに感激の「万才」がまき起り復興の気運が各地にみなぎって来た。

自衛隊においても大英断をもって、創設以来初めての作戦名を冠することに決意され、自衛隊の大締切作業に、尾西作戦、南陽作戦、木曽岬作戦等と、呼称することになり、10月16日付の朝日新聞朝刊のトップ記事として報導された。本県では木曽岬作戦によって大成果をあげた。

（7）木　曽　岬　作　戦

木曽岬村には、陸上自衛隊による木曽岬作戦と称し、次の如き大規模な応急工事が実施されたのである。

木曽岬村に対しては、当初から救援および復旧支援作業が実施されたが、10月25日から同村最南端部の藤里から源緑に至る間の応急工事が開始され、一般部隊（第3特科連隊）と施設部隊（北部方面集成施設大隊）との混成部隊をもって11月5日完成した。本作業完了に引続く業者等の最終締切終了によって、11月18日には排水が完了し「木曽岬島」が再現した。本作業は全部隊が海上自衛隊舟艇によって水路現場へ輸送投入され、堤防構築用土砂を作業現場から取得し主要施設機械をフルに活用して遺憾なく混成部隊の能力を発揮した点が特徴であり、その作業の内容の概要は次表および次図のとおりである。

木曽岬作戦作業経過および成果表

部隊名	第3特科連隊	期間 自	10月25日
	北部方面集成施設大隊	至	11月5日
災害状況	堤防延長	1,680m	
	破堤か所	5か所	
	破堤か所 延長	968m	
主要作業	堤防締切	5か所	698m
	土のう作り	50,100俵	
	土のう運搬	27,860俵	
	土のう積	42,976俵	
	杭打	3,207本	
	盛土	7104m³	
作業量	人員	4,704人	
	一般車両	185両	
	ダンプ	43両	
	ブルドーザー	30台	
海上自衛隊支援	舟艇 V. P.	38隻	
	L. C. M.	30〃	

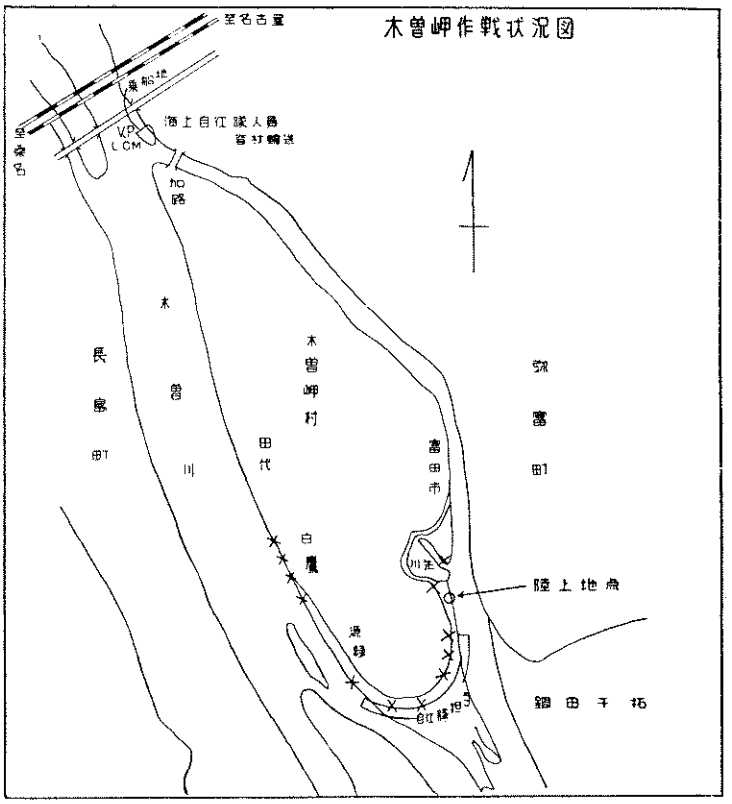

木曽岬作戦設計図・断面図

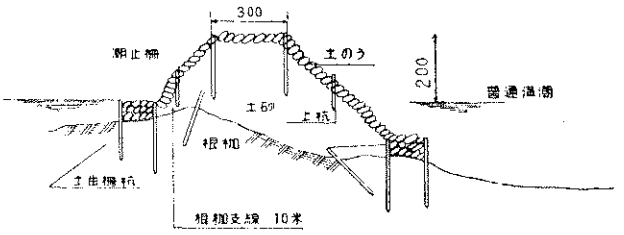

(8) 道路啓開作業等

1. 要　　旨

道路啓開作業のうちもっとも、問題となったのは、名古屋市と桑名市間の国道一号線の早期

恢復であり、海部郡地区の排水の見とおしと関連して、冠水道路の嵩上げ工法等が採られ、自衛隊の実施したベーリー橋の架設、迂回路の構築等のほかは、中部地方建設局が実施した。

三重県中南勢地区においても、河川の氾濫等により各所に大きな被害をうけ、流失して全然跡形もない道路もあり、山岳地で岩盤露出のため作業困難なところは爆破により、人のみ通行出来る道路を開設し、或は其の他の道路応急工事を実施して、主要な道路交通を確保した。

2．国道1号線の復旧

三重県長島町の流失した長栄橋を自衛隊が実施したベーリー橋の竣工と同時に、建設省においては「ドラム罐工法」と称して国道1号線の両路肩にドラム罐を並べて法留とし、路面高を1.5米嵩上する工事が昼夜を分たず進められたので11月5日に完工し、同日より三重県と名古屋市との交通は開始された。この工法は全国で始めてのものである。

3．応急道路啓開

国道以外の木曽岬、長島、四日市、川越地区の決壊道路の補修も、その他の救援作業と併行して北勢災害派遣隊により、作業力の許す範囲で、主として人力作業により、継続実施した。第10特科連隊等の南勢地区転進に伴い、10月6日から新たに交代した第7普通科連隊等をもって、引続き同作業および岐阜市方面との連絡である戸津一桑名間の道路維持作業を実施した。

10月26日から交代した第3特科連隊、北部方面集成施設大隊を基幹とする北勢災害派遣隊は、「木曽岬作戦」終了後、木曽岬、長島地区の排水の進捗に伴い、11月11日から11月30日まで全面的に応急道路啓開を実施した。

三重県北部地区における道路啓開等に関する第10混成団行動命令

1　北勢災害派遣隊が実施した「木曽岬作戦」は11月8日終了した。

2　第10混成団は、三重県知事の要請にもとづき、三重県北部地区の排水後の乾陸地における、道路啓開等を実施した。

3　北勢災害派遣隊は、11月11日以降、前項の道路等の啓開および補強等を実施せよ。

作業実施の細部に関しては、第10混成団長と三重県知事との覚書にもとづき、三重県土木部長と現地において相互に協定せよ。

第10混成団長　陸将補　熊谷卓次

添付書類　別記

あて先　北勢災害派遣隊長

配布区分　「GI」

陸上幕僚長

自衛隊中部地区災害対策本部長

中部方面隊準備本部長

北部方面総監

第3管区総監

尾西名古屋災害派遣隊長

第10混成団久居連絡所長

関西地区補給処小牧前進補給所長

各部課長　　各1部

認　　証　　第10混成団本部第3部長　1等陸佐　斎藤常重

伝達方法　　要旨口達後文書後送

伝達終了時刻　　11月8日11時10分

北勢道路啓開作業等に関する三重県と自衛隊との覚書

昭和34年11月10日

三重県知事　　田中　　覚

陸上自衛隊　第10混成団長　　熊谷卓次

道路の件に関し三重県知事と陸上自衛隊第10混成団長と協議の結果、下記のとおり実施することに取り決めたので、それぞれじ後の業務指導のための覚書として記録する。

1．作業の目的

排水後の乾陸地における主要道路の応急啓開等

2．作業の場所

(1)　三重県桑名市

ア　新屋敷――小貝須線

イ　和　泉――干　拓　線

ウ　桑名市街地東南部

(2)　三重県長島町（北部）

ア　県道多岐――長島線（但し高座―下坂手、間を除く）

イ　県道長島――停車場線

ウ　西　川――高座線

(3)　三重県長島町（北部）

ア　県道福吉――十日外面線

イ　鎌ケ池――葭ケ須線

(4)　木曽岬村田代――雁ケ池線については別途に調整する。

3．作業の範囲

別図の通り（省略する）

4．作業の期間

自　昭和34年11月11日

至　　同　年11月30日

5．作業担当部隊

北勢災害派遣隊長　2等陸佐　　藤田義喜

6．作業の程度

設計は県側の担当とし作業の程度は図示のとおりとする。

7．資　　料

作業に必要な資料は三重県側において準備し作業担当部隊の要求する場所に運搬集積するものとする。

8．県側の提供する施設および器材等

（別記のとおり）

9．土建業者との関係

自衛隊と土建業者との関係は一切県側において処理するものとする。

10．交　通　統　制

自衛隊の自衛隊車両についての対地方交渉は、すべて県が交渉を実施するものとし、直接地元市町村等と実施しない。

11．補　償　そ　の　他

現地の畑その他、地上利権についての交渉は、県側で担当し作業に支障のないよう処理する。

12．今次作業をもって三重県下に対する伊勢湾台風による災害派遣（防疫給水を除く）を終了する。

作　業　名	工　事　の　程　度	
1　和　泉―干　拓　線	1　路面決壊か所埋戻し補修 2　大決壊か所土俵積築堤 3　バス・トラックの運行可能程度	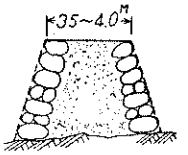 土俵は大破個所のみ
2　新屋敷―小貝須線	1　路面の決壊か所埋戻し補修 2　大決壊か所20米土俵積杭打盛土 3　自動３輪車通行可能程度	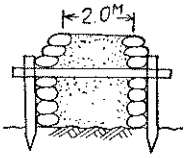
3　地方道　長島停車場線	1　路面補修 2　トラック運行可能程度（有効巾員3.5m～4m）	
4　西　川　高　座　線	1　砂利運搬敷ならし 2　自動3輪車通行可能程度（有効巾員2m～2.5m）	
5　鎌ケ池―茂ケ須線	1　築堤路面整形 2　リヤカーの通行可能程度（有効巾員2.0m）	
6　福　吉―十日外面線	1　砂利運搬敷ならし 2　トラック運行可能程度（有効巾員3.5m～4m）	
7　多　度―長　島　線	1　路面補修 2　自動3輪車の通行可能程度（有効巾員2m～2.5m）	
8　桑名市街地東南部	路　面　補　修	
備　　考	通行可能程度は最小限度とする	

資　　材　　表

番号	作業名	所要資材 品目	規格	数量	集積地および集積完了日
1	和泉一干拓線 2,400米	土俵	塩カマスを除く	1,000俵	34月11月11日 小貝須浜決壊現場
		杭	φ 10～15cm長4m	100本	
		〃	〃 〃 2m	100本	
		鉄線	3.8mm 線	400米	
		荒縄		40巻	
2	新屋敷一小貝須線 190米	土俵	塩カマスを除く	600俵	34年11月13日 新屋敷砂利採取場
		杭	φ 10～15cm長4m～2m	50本	
		鉄線	3.8mm線	200米	
		荒縄		10巻	
3	長島停車場線 850米	土俵	塩カマスを除く	60俵	11月13日 長島駅前
		荒縄		5巻	
4	西川一高座線 1,350米	土俵		100俵	11月11日 西川三叉路
		荒縄		5巻	
5	鎌ケ池一霞ケ須線 1,700米	土俵	塩カマスを除く	12,000俵	11月11日 鎌ケ池作業現場
		杭	φ 10～15cm 長4m	1,000本	
		〃	〃 〃2m	1,000本	
		鉄線	3.8mm 線	4,000米	
		荒縄		100巻	
		板材	厚4cm 巾18cm 長4m	300平方米	
		角材	〃7cm×7cm×4m	20本	
		釘	6cm60キロ入	1樽	
6	福吉一十日外面線 870米	なし			
7	多度一長島線	なし			
	計	**土俵**		**13,760俵**	
		杭	**4 m**	**1,150本**	
		〃	**2 m**	**1,100本**	
		鉄線		**4,600米**	
		荒縄		**160巻**	
		板材		**300平方米**	
		角材		**20本**	
		釘		**1樽**	

県側の提供した施設および器材

施設 No.	種類	場所	期間	備考	器材 No	種類	規格	数量	備考
1	砂利採取場	奥新田	34.11.11		1	クレーンショベル		2台	積込施設を含む
2	〃	肱江北西	～11.30		2	自動3輪車	1.5～2t積	20台	
3	〃	東野			3	リヤカー		20台	土砂積込設備を含む
4	〃	長良川（都羅一赤池）			4	トロッコ線		500米	
					5	トロッコ台車		10台	
					6	モッコ		50組	にない棒付

4．三重県伊賀および南勢地区

(1)　名張市道路啓開

名張川の氾濫により、平水位より10米以上も高い名張市内に浸水し、市内の道路を閉塞したので、第10特科連隊第３大隊が昭和34年９月29日から10月12日まで、市内の道路啓開排土作業を実施した。

(2)　南勢地区道路啓開等

災害当初は三重県下の通信が杜絶し状況不明であったが、逐次被害状況が判明し、10月４日久居駐とん地に第10混成団久居連絡所が置かれ、第10施設大隊等により作業のための本格的現地調査を実施した。

10月12日南勢災害派遣隊が編組され、計画的に救援活動を実施した。

Ⓐ　一志郡美杉村においは、豪雨による山崩れと、雲出川支流の谷川の氾濫により土砂を流出して、道路が寸断され学校等が埋没したので、第10特科連隊の主力をもって、これらの復旧にあたり、延長約1,300米の道路の啓開、補修、1か所の応急架橋、学校の排土作業等を実施した。

南勢（美杉地区）道路啓開実施状況

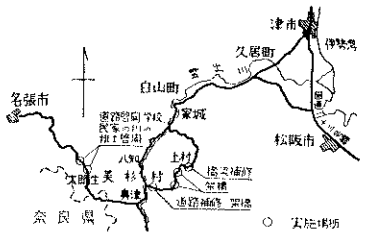

部隊	第10特科連隊 第10施設大隊	延人員	4,281人
期間	34.10.14～10.24	器材	ブルドーザー D—4　1 コンプレッサー　1 2½ｔダンプ　10 2½ｔカーゴー　35
作業内容	道路啓開等 延長　1,494米 土量　3,893立方米 水路啓開　742平方米 架橋　10橋		

南勢（尾鷲市、熊野市）地区道路啓開実施状況

凡例　○ 実施場所

部隊	第３施設大隊 第10施設大隊 九州西部方面のダンプ中隊	
期間	34.10.11～10.30	
作業内容	道路啓開 延長　7,745米 土量　11,536立方米 校庭整地　20,650平方米 水路啓開　4,620　〃 架橋　4	
延人員	3,689人	
器材	2½ｔダンプ	2
	4ｔ　〃	16
	ブルドーザー D—7	2
	〃　D—4	1
	コンプレッサー	1

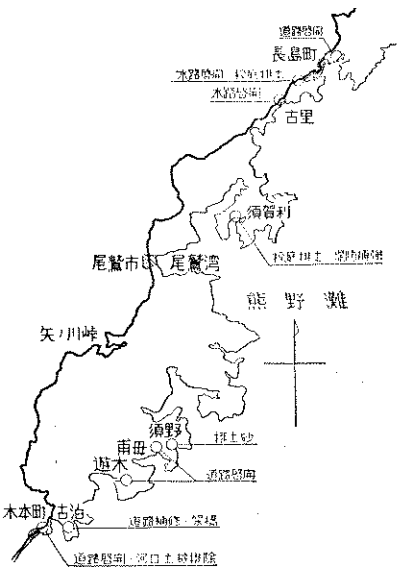

Ⓑ 熊野市、長島町、尾鷲市等海岸地帯は高潮により海岸道路が決壊し、海岸の砂の吹き寄せにより河口を閉塞し学校、民家等を埋没する等各所に大きな被害をうけた。

復旧にあたっては、機械力の使用できる熊野、長島地区には、ブルドーザー、グレーダー等を輸送し、ブルドーザーによる海岸、河口、学校等の排土および爆破による応急人道および爆破による応急人道の啓開、 木橋架設４か所を含む応急道路復旧作業等延7700米を実施し、1月28日撤収した。

（9）物資配給および配水作業

1．要　　旨

応急救援段階における緊急物資輸送および給配水作業は、今次災害の特徴である広域長期湛水のため、第２期以降も依然継続実施され、堤防締切作業が表芸的華やかな戦斗場面であるのに対比して兵站支援的裏舞台において連日定時的に着実に実行された。締切作業はフラッシュの下に報道関係者とともに在ったが、配給水作業は常に罹災各家庭とともにあったのである。現地における作業実施状況の１例は次のとおりである。

配給作業は、各種手段をもって配給の基地に集積された食糧、寝具類、衣類その他の生活必需品等を、舟艇、車両または、臂方をもって主として水中等に散在する補給集積所および各集落等に配給輸送するものであってその要領を図示すれば、次のとおりである。

配水作業は、浄化消毒された清水を水タンクローリー、水トレーラ、水道等の正規装備品以外に応急救援作業で述べたような応用容器をもって、舟艇ならびに車両等によって配水地点等に運搬するものであつて、その要領は図示のとおりである。本作業に直接重要な地位を占めた浄水セットは、昭和34年８月の岐阜県災害派遣の体験を活かして早期手配され、昭和34年10月７日には合計21セットを保有した。

三重県長島町４セット
第10施設大隊
第109施設大隊

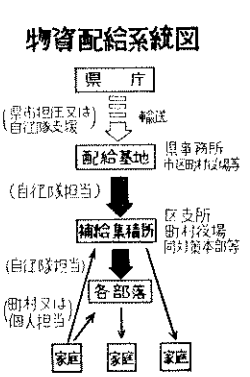

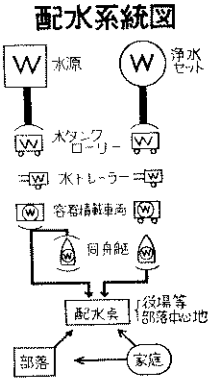

（10）通信復旧支援作業

1．要　　旨

この台風により通信施設が重大な被害を与えられた電々公社は、全国の技術者を東海地区に集中して鋭意その復旧を開始したが、被害は予想外に大きく、関係各県知事は その復旧を促進するため 自衛隊の派遣を要請した。これがため、10月４日第101通信構成大隊が配属され、同大隊および第10通信中隊の一部をもって愛知、三重、各県下にわたる通信施設復旧作業を支援した。作業は東海通信局等と調整してその方針に従い、急を要するものから逐次実施された。作業の内容は主として地方幹線における電柱の建直しおよび傾斜なおし裸線および支線の張替および調整、腕木および碍子の

取替等で特に三重県の志摩半島は泥濘のため、作業は困難をきわめたが、隊員は平素の訓練の成果を最大限に発揮し、旺盛な士気をもって突貫作業を行い、すべての要請を満たして11月26日までに全作業を終了し、第101通信構成大隊は11月30日原隊に復帰した。

2．作　業　内　容

作業内容は次表のとおりである。

地区＼作業力	第101通信構成大隊 人員	日数	摘要
志摩地区	73人	15日	第101通信構成大隊は人員180名でV—17.18を各2台装備
伊勢地区	73人	15日	
松阪地区	14人	8日	

3．作　業　成　果

本県における成果は次図のとおりである。

（11）衛生支援作業

1．要　旨

災害派遣の当初において金原衛生監自から自衛中部災害対策本部員として来名し、災害全般の実態をいち早く承知把握し、刻々入る情報に分析検討を加えるとともに、一方これに対処すべく全国各地の衛生科部隊に次々と派遣の命令が発せられた。

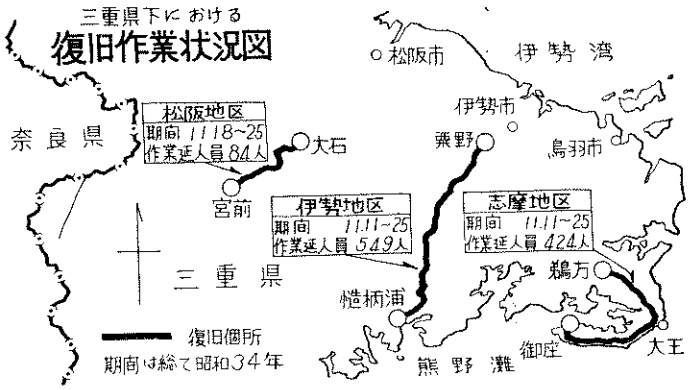

この時に当り、中央および現地において衛生科部隊の指揮運用の統一を図り業務遂行を斉整円滑ならしめるため各種の派遣衛生諸部隊を統一運用する指揮機関設置の必要を認め、ここに臨時衛生部編組の構想が生れた。

10月10日前後に至り、増援を命ぜられた衛生科部隊が逐次守山駐とん地に到着し、衛生科部隊の勢力が増大した。中央および現地において数次にわたる編成準備会議が開かれ検討の結果、10月19日12時「10混行災命第3—118」により陸上自衛隊初めての衛生部が第10混成団臨時衛生部の名のもとに武田1佐を部長として編組された。

治療後送支援においては、災害派遣初期から被害者に対する応急治療および患者後送が開始され、治療後送は10月30日まで実施し、名古屋地区および尾西地区ならびに三重地区にそれぞれ2個救護班（救急車を付す。）を派遣し、遺体の輸送、民間患者後送等を実施した。また、衛生学校、中央病院から派遣された看護班をもって名古屋東市民病院の伝染病142名に対する診療看護を実施した。

治療後送に従事した勢力は次のとおりである。

（三重県関係のみ記載する）

（救　護）

部　隊　名	O	E.M.	計	装　備	活動場所	派　遣　期　間
第3管区隊救護隊	2	6	8	診療資材	三重県下	34年10月2日～11月28日

（患者輸送）

部　隊　名	O	E.M.	計	救急車	活動場所	派　遣　期　間
第3衛生大隊	1	19	20	10	三重県下	34年10月6日～11月30日

防疫支援においては災害により環境が著しく汚染された被災地の伝染病防あつのための防疫活動の強化に伴ない、10月3日津島市、10月4日四日市市および桑名市の一部排水地帯の防疫支援を始めとし、逐次、各地域に展開し、12月8日津島市の防疫を最後にその作業を終了した。全面積は約200平方粁におよんだ。

また、冠水全域の昆虫駆除のためH—19ヘリコプター（航空自衛隊機および陸上自衛隊機）による空中薬剤散布を3回にわたって実施した。この間、特に汚染のひどい名古屋市南区には3回にわたって地上防疫も実施した。

一方尾西地区の簡易水道源の汚染に伴ない減水地帯の水質検査を実施し、その検査数は216検体におよんでいる。

三重県下で防疫に従事した勢力は次のとおりである。

部　隊　名	O	E.M.	計	防疫用主装備		派　遣　期　間
第3管区隊防疫隊	2	37	39	噴霧器動力式 〃　手押式	3 1	34年10月2日～11月11日
第6管区隊防疫隊	2	29	31	噴霧器動力式	5	〃　11月10日～12月10日

三重県下における防疫実施成果は次表のとおりである。

三　重　県　防　疫　実　施　成　果　表　（その1）

期別	月日	地区名	対象	人員	使用器材				地積	戸数	薬剤使用量							
					動力式噴霧器	背負式噴霧器	高速噴霧器	消毒車	km^2		BHC粉剤	DDT粉剤	BHC乳剤	DDT乳剤	オルソックレゾール	クレゾール石けん	石灰	その他
第1期	34.10. 4	桑名市　四日市市	道路および家屋周辺	26	4	7			3,000	880			400					400
	〃 〃 5	〃　〃	〃	28	4	7			2,500	1,120			400					400
	小計			**54**	**8**	**14**			**5,500**	**2,000**			**800**					**800**
第2期	34.10. 6	桑名市　四日市市	〃	28	4	7			1,500	800			400					400
	〃 〃 7	〃　〃	〃	28	4	7			1,800	500			400					400
	〃 〃 8	〃　〃	〃	28	4	7			2,500	837			400					400
	〃 〃 9	桑名市	〃	14	4				1,800	604			400					400
	〃 〃10	四日市市	〃	14	3				500	300								
	〃 〃11	桑名市　四日市市	〃	28	7				2,100	921			400					400
	〃 〃12	桑名市	〃	28	7				1,800	780			400					400
	〃 〃13	〃	〃	28	7				1,700	750			400					400
	〃 〃14	〃	〃	28	7				1,900	866			400					400
	小計			**224**	**47**	**21**			**15,600**	**6,358**			**3,200**					**3,200**
第3期の1	34.10.15	桑名市	〃	30	7				2,300	1,040			400					400
	〃 〃16	〃	〃	30	7				2,100	791			400					400
	〃 〃22	桑名市　川越村	〃	30	5	4			4,400	412					100		54	208
	〃 〃23	桑名市	〃	30	4	4			4,000	1,125			180				385	108
	〃 〃24	川越村	〃	26	4	3			10,400	660			99		108			
	〃 〃25	桑名市　川越村	〃	41	6	7			16,400	900	108		198				36	26
	〃 〃26	〃　〃	〃	30	6	4			7,240	650			180		100			23
	〃 〃27	川越村	〃	23	4	2		1	12,360	698 公共物 2			90					113
	〃 〃28	桑名、川越、長島、木曽岬	〃	39	6	4		1	4,160	470			180		72			103
	〃 11.29	川越村	〃	28	6	2			5,000	500			252					36
	〃 〃30	桑名市　川越村	〃	27	4	4			4,001	585			126		90			18
	〃 〃31	桑名市	〃	16	3	2			2,000	155			106					18
	小計			**350**	**62**	**36**		**2**	**74,361**	**7 986** **公共物 2**			**2,211**		**470**		**1,285**	**1,458**

第3期の2	34.11. 3	長島町	道路および家屋周辺	26	3	6			0.006	840					36	200
	〃 〃 4	〃	〃	26	7				0.007	390					386	100
	〃 〃 5	〃	〃	24	6	6			0.004	240					33	
	〃 〃 6	〃	〃	24	5	2			0.004	384				90	64	180
	〃 〃 8	長島町 桑名市	〃	68	15				0.086	2,130			522	108	10	1,536
	〃 〃 9	〃 〃	〃	22	2	2			0.004	57					4	
	〃 〃13	〃 〃	〃	32	5	5			0.013	149			80			17
	〃 〃14	〃 〃	〃	28	4	4			0.028	281			122			305
	〃 〃15	〃 〃	〃	32	7	5			0.015	133			118			81
	小 計			**282**	**54**	**30**			**0.167**	**4,604**			**842**	**198**	**533**	**21,445**
第3期の3	34.11.16	長島町 桑名市	〃	32	6	6			0.057	1,300			135			305
	〃 〃17	木曽岬村	〃	32	5	7			0.017	176						20
	〃 〃18	〃	〃	32	2	15			0.042	290						31
	〃 〃19	〃	〃	32		15			0.010	97						10
	〃 〃20	〃	〃	32		15			0.004	38						9
	〃 〃22	長島町	〃	32		14			0.089	124						28
	〃 〃23	〃	〃	32		15			0.035	110						95
	小 計			**224**	**13**	**87**			**0.255**	**2.135**			**135**			**2.235**
	合 計			**1,134**	**184**	**188**		**2**	**95.883**	**23,083** **公共物 2**	**108**		**8,788**	**668**	**6.615**	**7,826**

(12) 入 浴 支 援 作 業

1. 要　　旨

災害発生後旬日にして、需品学校入浴支援隊61名を団長とし、西部方面隊入浴洗濯隊88名および第3、第6管区隊、第9混成団各移動加熱操作班29名は第10補給中隊長に配属して、人員計178名、ならびに野外浴槽24セット、移動加熱器28基等を逐次愛知、三重両県下の災害地に展開し、作業を実施したが、この間給水および開設地選定等の困難性を克服して主として被災地前線ならびに被災者被難地域に開設し、被災者および入浴困難な行動地の部隊に対して入浴支援を実施した。

湛水地域に開設した野外入浴場には、舟で入浴にやって来る被災者の笑顔も見られ全員の士気大いに揚った。

2. 支 援 状 況

三重県の被災地における入浴支援隊の展開状況ならびに入浴支援の成果は、次表のとおりである。

入 浴 支 援 成 果 一 覧 表

		三重県桑名郡長島町 伊勢大橋	愛知県中島中学校（三重県が利用するのであるが地勢上）	摘要
展開場所				
期間		34年10月12日——11月7日迄 26日間	34年11月7日——11月26日迄 20日間	
編成人員		6	5	
装備	1 加熱器	1	1	
	2 加圧槽	1	1	
	3 ポンプ	1	1	
	4 入浴槽（大）	1	1	
	5 〃（小）	1	1	入浴脱衣場付
	6 病院用天幕	1	1	
	7 屋根型天幕（大）	0	0	
	8 業務用天幕（小）	1	1	宿営用
	9 シート（小）	2	2	
	10 車輛	2 1/2 1台	2 1/2 1台	
	11 貯水槽	1	1	外に1tonタンク車1台
入浴人員	被災者	13,094人	10,612人	
	隊員	524人	0人	
	計	**13,618人**	**10,612人**	
1時間平均入浴人員		184人	141人	
加熱器運転延時間		75時間10分	158時間15分	
燃料及び油肥	ガソリン（ℓ）	1,805	1,880	
	消費量軽油（ℓ）	280		
	オイル（ℓ）	15		
	1時間率ガソリンℓ/h	24	24.4	
	平均消費量軽油ℓ/h	24		
水	使用量ℓ	225,000	184,000	
	1時間当平均使用量ℓ	3,040	2,453	
	1人当りの使用量ℓ	16.52	17.33	
給水源		長良川より給水	消火栓より貯水	

(13) 輸 送 支 援 作 業

1. 要　　旨

伊勢湾台風は一夜にして中部地区の輸送機関、および施設に大損害を与え、鉄道、道路による交通は全く杜絶した。

自衛隊においては、一般車輛はもちろん武器、通信、衛生施設等のあらゆる車輛、舟艇および航空機を各種輸送支援作業に動員した。

見渡す限りの水、その水の中に孤立する被災者、その水を排除するための潮止め作業（堤防の締切）給配水に、食糧に衣料、または防疫、医療にあらゆる面に輸送力が投入され、車と舟と航空機の文字どおり陸、海、空の一貫輸送が2箇月有余の間、複雑困難な状況下において実施され、この間舟と車との衝突事故を起すという笑えぬ一幕もあった。

2. 空 輸 作 業

災害派遣の初期、道路、鉄道等の陸上輸送機構は一時的に完全な麻ひ状態となり、航空機による輸送を除いては、ほとんど杜絶に近い状況であった。

救援物資、器材等は全国各地から航空自衛隊の輸送機（C—46）延67機、米軍輸送機延43機計延110機により9月27日から10月13日まで573トンが小牧空港に空輸された。

3. 道 路 輸 送 作 業

(1) 各災害派遣部隊の装備車輛または、臨時編組或は固有編成の輸送部隊により、単独または他の部隊に配属されて、初期から撤収まで、冠水、後方地域を問わず、行動可能な地域には昼夜を分たず不眠不休の活動が続けられた。

10月6日16号台風来たるの報に輸送科部隊は、深夜直ちに車を連らねて避難民輸送に徹宵これに従事する等、その効果は大なるものであった。

(2) 災害派遣部隊の装備車輛はもちろん、臨時または第101輸送大隊等の固有編成の部隊の車輛もその85%は救援作業に充当され県（市）および日赤等の支援輸送に、または避難民輸送や道路清掃、啓開に伴う輸送等に従事した。

三重県における部隊の車輛装備数は次表のとおりである。

部　　隊	¼ t	¾ t	¾ t A	2 ½ t カーゴ	2 ½ t ダンプ	4 t カーゴ	4 t ダンプ	4 t レッカー	6 t レッカー	その他	計
北勢 3 A	26	20	1	22				1			70
北勢 104 E	21	10	1		24			1		9	66
北勢 その他	2		1	2							5
南勢 10 A	53	38		39		3					133
南勢 14 13 Bn	16	2		4							22
南勢 10 E	13	5		5	27						50
WAダンプ	6	3		4			24				37

4. 水 上 輸 送 作 業

水上輸送は、当初陸上自衛隊の各部隊、および施設科部隊の装備する動力ボート、折たたみ舟、攻撃用ボート等214隻、ならびに舷外機等の附属機具が陸および空輸により緊急輸送され、

これら器材をもって現地で、被災者の救援作業に従事するとともに潮止作業の土のう、木材等の輸送を実施した。

救援、救護等の補給レート、および水上輸送作業の一例は次表のとおりである。10月初旬からは、海上自衛隊の艦艇73隻の海上輸送力も加わり、人員救助および物資輸送等に従事した。特に潮止め作業の土のう195,000俵、石のう269,500俵その他材木、かます、麻袋等の輸送に大なる輸送力を発揮した。

(14) そ　の　他

1．非常用糧食の管理換え

災害発生直後、愛知県、三重県から被災者用乾パン補給の緊急要請を受け、守山駐とん部隊から愛知県食糧事務所へ12,000食、久居部隊から三重県食糧事務所へ4,000食の管理換えを実施した。その後、陸幕において、約270,000食にのぼる乾パンを全国から航空、または陸上輸送により被災地に投入された。

通常はあまりかえりみられない乾パンが、ヘリコプター或いは舟艇で運ばれ、孤立した被災者の命の糧として貴重なる価値を発揮した。

2．被服の放出

応急段階において、愛知、岐阜、三重各県からの要請に基き、次のとおり被災者用として中古被服を需品補給処および関西地区補給処から輸送し、貸付を行ったが12月に入りこれが譲渡処理を実施した。

品目＼県別	三　重　県
夏服上衣	8,500
〃ズボン	12,500
作業服上衣	20,000
計	**41,000**

その数量は、表のとおりである。

伊勢湾台風災害派遣隊の諸施設等利用に伴う経費負担区分に関する協定書

10混発施第　　号

○○県災害対策本部長殿

陸上自衛隊第10混成団長

○　○　○　○

伊勢湾台風災害派遣隊の諸施設等利用に伴う経費負担区分に関する協定

標記の件、別添の協定書どおり協定する。

添付書類：別添「伊勢湾台風災害派遣隊の諸施設等利用に伴う経費負担区分に関する協定」

伊勢湾台風災害派遣隊の諸施設等利用に伴う経費負担区分に関する協定書

伊勢湾台風による中部地方災害派遣に際し、陸上自衛隊第10混成団が被災地において要した諸経費の負担区分について、○○県災害対策本部長○○県知事○○○○を（甲）とし、陸上自衛隊第10混成団長陸将補○○○○を（乙）として下記のとおり協定する。

記

1．この協定書にいう諸経費とは、陸上自衛隊第10混成団が作業の必要のため使用した校舎、公民館、その他の施設の借上料および損料ならびに汲取料、電気料（設備料を含む）水道料という。

2．（甲）は次の経費負担するものとする。

(1) 校舎、公民館、その他施設の借上料および損料の全額

(2) 前号施設の利用に伴う汲取料、電気料（設備料等を含む）、電話料（災害派遣に関係する事項に限る）および水道料の全額

3．前項に定める経費およびこれ以外の諸経費で、負担区分に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ協定するものとする。

甲　○○県災害対策本部長　○○県知事○○○○

乙　陸上自衛隊第10混成団長陸将補　熊谷卓欠

(15) 行　政　管　理

1．災　害　派　遣　状　況

本災害派遣期間内における災害派遣人員は延63万3千人で、1日の最高実動力人員は1万2千人に達した。

2．人　員　状　況　報　告

人的勢力のは握は、他管区隊から派遣された部隊の人員状況報告の様式の区々であったので、災害派遣の初期においては、稍々困難なる状況があった。

3．人　的　損　耗

人的損耗は比較的少く、派遣行動に支障のあるようなことはなかった。

4．規　律　の　状　況

今次の災害派遣部隊は、全国から参加したのであるが、隊長以下隊員1人1人が任務の重要性をよく認識し連日連夜強行作業に従事し、日頃の訓練成果を遺憾なく発揮するとともに常に厳正なる規律が維持された。

本期間内において服務規律の違反が1件も認められなかったのは、その証拠と云える。

5．警　　務

a．概　　要

初期は、直轄運用による交通誘導、警護および警戒等の応急処置をして人命救助、救援物資輸送および避難民輸送等の車輛誘導ならびに城北へリポートの警戒を実施した。

じ後、逐次警務科部隊が到着し警務業務全般に支援業務の支援が可能となったため、愛知、三重両県下において警察側と常に密接なる連絡、協力を保持して通行統制等を実施した。

次いで、北勢地区に警務連絡班、国道1号沿線に警務情報所を開設し、本来の司法警務を積極的に実施した。

b．司　法　警　察　業　務

派遣期間の長期化にともない各種事故の発生防止について、しばしば、各部隊の粛粛を要望した。

また、交通事故の発生した場合は、現場即決主義により努めて警察官の立合のもとに現場において解決し、問題を残さないよう処理した。

c．規　準　維　持　の　協　力

広汎なる災害派遣地域内の各部隊宿営地を巡察し、また、モータープール、城北ヘリポート等の警戒を実施規律維持に協力した。

(16) 士気および人事支援

a．訓　　示　　等

本災害派遣期間においては、長官および陸上幕僚長から有益懇切なる訓示を賜り、隊員の士気におよぼした影響は極めて大きいものがあった。

また第10混成団長も適時必要に応じ訓示、激励等を実施し

災害派遣部隊に対する団長訓示	(34．9．3.)
れい下外諸部隊統一指揮に際し、団本部幹部に与える団長訓示	(34.10．3)
中部日本地区災害派遣に対し長官訓示	(34.10．8)
「国民は諸君に感謝している」団長訓示	(34.10.12)
西部方面総監激励の辞	(34.10.14)
陸上幕僚長訓示	(34.10.21)
自衛隊記念日に際しての総理大臣訓示	(34.11．1)
自衛隊記念日における第10混成団長訓示	(34.11.21)
災害派遣の終幕に際する陸上幕僚長訓示	(34.11.27)
災害派遣諸部隊の帰還に際し部隊一般に与える団長訓示	(34.11.27)
災害派遣の終幕に際する長官訓示	(34.12．9)
陸　幕　長　訓　示	(34.12．9)
災害派遣の全面撤収に際し、れい下および指揮下各部隊に与える団長訓示	(34.12.10)

なお、防衛庁長官の訓示を代表的に記載すれば次のとおりである。

中部地区災害派遣に対し長官訓示

中部日本地区を襲った戦後最大の災害に対し、隊員諸官が出動を命ぜられて以来、日夜救援の任務に全力をつくしつゝあることは、全国民の感謝と信頼をかちえ、自衛隊の成果を高揚せしめたものであって、衷心より本懐に堪えない次第である。

これ即ち、自衛隊の任務と責任を自覚せる諸君が行動において顕現せるもので、この矜持を深く胸に抱きつゝ、更に、一層の決意と覚悟を新たにして全力を挙げて、任務の遂行を期するよう要望する。

この際この責務の遂行に当り、特に次の諸点に留意されたい。

(1) 業務遂行に当っては、被災者の心情にたち行動すること。

(2) 作業は自衛隊日常の教育訓練成果と能力を最高度に発揮するごとく行うこと。

(3) 出動部隊は、その規律を厳正にすることは勿論、行動に伴う事故防止など安全措置に万全の対策を講ずること。

(4) 業務を行うに当っては、関係県その他の機関と緊密な連絡をとりつゝ、災害復旧の全般計画に則した有効な業務を常に積極的な態度で実施すること。

(5) 隊員の健康に留意し、慎重な注意を払うこと。

なお、今回の派遣は災害事情に鑑みその出動する期間は相当な長期にわたることが予想されることである。必要があれば更に、部隊を投入するとともに、派遣隊員の業務遂行に必要なあらゆる措置をとる覚悟である。以上主旨を派遣隊員はもとより全隊員に徹底せられたい。

昭和34年10月8日

防衛庁長官　赤城　宗徳

(6) 災害派遣の終幕に際する訓示

派遣部隊はいずれもよく使命を自覚して、一致団結、規律厳正、士気旺盛にその任務を遂行し、被災者および被災地関係官民はもちろん、全国民より絶大な感謝と賞さんを受け、成果をあげ自衛隊に対する国民の信頼にこたえた功績は誠に著しいものがあると認め、派遣部隊の労苦を深く多とするので、この旨全隊員に伝達せられたい。

昭和34年12月9日

防衛庁長官　赤城　宗徳

(7) 表　　彰

当初、表彰資料の収集は不十分であったが10月下旬増加幕僚等の増援を得て、表彰班を臨時に設置し、表彰業務専門に従事させ最大の活動を実施し、資料の収集に任ずるとともに、下級部隊の指導を実施し、適正なる表彰を実施することができた。

今回の災害派遣の表彰実施状況は次のとおりである。

(1) 総理大臣表彰

陸上自衛隊第10混成団同配属部隊及び同指揮下部隊、同支援部隊

(2) 第1級賞状（防衛庁長官表彰）

第14普通科連隊同配属部隊
第10偵察中隊
第302地区施設隊
第10特科連隊
第10施設大隊
第1建設部同配属部隊
第1施設大隊災害派遣隊
施設学校舩外機班
第1ヘリコプター隊同配属部隊
第301ヘリコプター野整備隊
第101固定通信教育大隊小熊野作業隊
北部方面集成ダンプ車輛中隊
西部方面集成ダンプ車輛部隊

第2級賞状（陸上幕僚長表彰）

富士学校輸送隊

外52隊

第３級賞状（第10混成団長表彰）

第101固定通信教育大隊岐阜派遣隊

外32隊

その他、災害派遣において功績のあった部隊ならびに個人につきそれぞれの権者が実施した。

表彰状況はつぎのとおりである。

第４級賞状（各表彰権者）	40
第５級〃（同）	15
第４級賞詞（各表彰権者）	330
第５級〃（同）	468

(8) 広　　報

昭和34年10月10日から、三重県久居駐とん地内に三重広報班を設置し、三重県一円の広報を担当せしめたその人員および装備は表のとおりである。

区分／職名	階級	数	装備
班長	3佐	1	車輛
班員	1曹	1	¼tジープ 1台
写真手	3曹	1	写真機
	士長	1	J.P.H382 1
ドライバー	士長	1	P.H 104 1
	0	1	
	ME	4	J.P.H324 1

(9) 音楽隊の運用

災害派遣の行動が一段落したため、諸勤務に分散従事していた、音楽隊員も引き上げることができたので、11月19日以降被害民慰問激励のため、次表のとおり本県下の避難者収容施設を巡回演奏し、多大の実効をあげた。

	期間	演奏か所	演奏時間	聴衆人員
三重県下	自 34.12.1 至 34.12.10	17か所	15時間40分 （2時間45分）	延 17,710

註　演奏時間欄の（　）内は夜間における実施時間を示す

(10) 部隊関係外より贈られる感謝状の取扱について、これを受ける自衛隊としての基本的な考え方を統一しておく必要があり、10月16日次表のとおり、その態度を決めた。

部外からの感謝状の取扱について

項目	取扱要領	項目	取扱要領
1. 内容	一般的慰労を原則とするも、特定作業に対する感謝状についてはその選定及び対象部隊について関係機関と事前調整をはかる。	4. 受領方法	関係機関から直接対象部隊に贈る。
		5. 関係機関	愛知、岐阜、三重の三県および名古屋市について同一趣旨により調整考慮する。
2. 対象部隊	総ての派遣者を対象として固有の編成により、5～6名の者についても○○中隊派遣隊として対象部隊とする。	その他	名古屋市を除く市町村については枠外とする。
3. 受賞時期 一般的慰労の分	部隊毎撤収時とする（原則として災害地域を撤収する時）		
3. 受賞時期 特定作業に対する分	一般的慰労の分と同時		

更に、10月20日中部日本災害対策本部において、次表のとおり、陸上自衛隊に対する感謝状の取扱いに関する申合せ事項が発表され、本格的に業務を進めるようになった。

部外から贈られた感謝状は、愛知県、三重県、岐阜県知事を初め、名古屋市長ほか、三重県下の市町村長から贈られ実にぼう大となったことより。

自衛隊の災害派遣行動が、如何に地方民に感謝されたかが想像することができる。

本県からの感謝状発送の状況は、次のとおりである。

部外から感謝状を贈呈した件数

区分 / 県側	贈与公共機関等名	件数
三重県	県知事	41
	熊野市長	2
	美杉村長	5
	長島町長	6
	桑名市長	2
	その他の市町村長	8
	計	64

陸上自衛隊に対する感謝状の取扱について

中部日本災害対策本部内

関係県、市、連絡部申合せ事項

昭和34年10月20日

(1) 感謝状の趣旨については、一般的な慰労を原則とする。ただし、特定作業に対する感謝状については、作業の選定、対象部隊および贈与の方法等につき、事前に自衛隊側（第10混成団本部）と連絡調整する。

(2) 対象部隊としては、原則として災害派遣に参加した総ての隊員を含む部隊単位とする。このため、部隊の名称、範囲、作業の内容、期間等について自衛隊側（第10混成団本部）と連絡する。

(3) 贈与の時期としては、県または市に所在する全部隊等の撤収時を原則とし、派遣期間中に交代のため、撤収する部隊については当該部隊撤収時を原則とする。このため交代により撤収する部隊、およびその時期等については事前に自衛隊側（第10混成団本部）から連絡調整がある。

(4) 贈与の方法としては、陸上自衛隊第10混成団長またはその代理者、立合のうえ、対象部隊に直接渡すのを本則とする。このため実施の際には、事前に自衛隊側（第10混成団本部）に連絡調整する。

(5) 名古屋市以外の市町村については本案の枠外とする。

(6) 原則として感謝状には額縁を付するものとする。

(17) 本災害派遣通信の特色　　今次台風において、通信上の特色を例記すれば大要次のとおりである。

(1) 災害規模がぼう大であった。

通信上配慮を要した地域は三重県全域、愛知県の大部分、岐阜県の一部分にわたり、組織上からは防衛庁現地機関である自衛隊中部災害対策本部、海空自衛隊ならびに連隊6、独立大隊9を含む約40単位の部隊の指揮連絡通信を必要とした。

(2) 上団通信中枢は、終始守山市に常駐キャンプとして設置され、この中枢が、固定および野外通信部隊の合同使用に供した。

(3) 風水害によって部外通信施設が大打撃を受けた。必ずしも専用線の取得が可能でなかった。また冠水および市内電力線のため、野外線の使用が制限されたことにより主要通信手段をV.H.Fおよび長距離専用線に依存せざるをえなかった。

(4) 災害派遣の終始を通じ、事故による一般的障害を除いては、ほとんど支障なく所要の通信が確保された。

以上は、(自衛隊の災害派遣誌のうちより抜萃したものである。)

第九項 取締船の活動

1 海上保安本部のとつた対策

名古屋海上保安部四日市海上保安署

台風接近の予想が強くなるや、四日市在港船舶の状況を調査し、ついで、庁舎の補強ならびに書類の防護作業を開始するとともに、三重県四日市港務局と連絡して、在港中の、中小型船の運河への避難を促進し厳重な警戒態勢を整え、一段と警戒態勢を厳にした。通信設備は不通となり、午後6時には、激浪が岸壁および道路を洗うようになったので、信号所員の避難について臨機の措置をとるよう指示していたところ、午後6時30分四日市港務局が浸水し、信号所員は波浪のため避難できなくなった。同時に大波が庁舎内に浸入した。午後7時55分には庁舎南側窓下の壁が大破し、浸入する波浪のため、備品計器類は損傷し、専用電話、一般電話とも不通となった。当時の潮高は+4.55米を示し危険となったので、全職員は植物検疫所に避難した。

其後宿舎の一室を海上保安署仮事務所として借受け、ただちに今後の対策について、次の事項を重点的に実施することとした。

イ 本部との通信連絡確保(方途を講じて)

ロ 被害情報の収集

ハ 台風来襲後の「はつぎく」の状況は握

ニ 庁舎の応急修理

ホ 職員の被害調査および救済対策の確立

ヘ 警備救済情報の収集

翌27日午前2時30分大協石油四日市工場のガソリン100キロが海上に流出したとの情報に接し、現場に急行実情調査にあたるとともに、管区本部あて連絡しようとしたが、通信不通全く孤立の状態であった。ようやく午前7時にいたり在港船舶の無線通信局に緊急事項の発信連らく、ならびに本部との通信連絡を依頼了解を得た。その後午前9時昭和石油四日市工場から四エチル鉛入ドラム罐3本が流出、本品は毒物であるとの連絡があったので、四日市船舶食品株式会社の所有船「いせ」(約5屯)を使用して、港内の捜索に当ると同時に在港船舶にそのことを伝達し、一方管区本部に対し警報発信方打電した。

午前11時庁舎近辺の高砂町、千歳町一帯の被災者に対し、付近停泊中の船舶から保有飲料水

を無償提供するよう協力をえて、付近被災者の救援活動に従事した。

鳥羽海上保安部

巡視艇および陸上職員により、周辺海域における被害調査を推進するとともに、各種犯罪の発生を予想して警備態勢を整えた。

尾鷲海上保安署

尾鷲市内の海事関係団体、および業者に対して厳重注意するよう勧告した。なお、台風の接近に伴い港内避泊船舶に対する避難勧告を適切に実施した。

鳥羽海上保安部波切分室

関係先に災害防止対策の徹底を図つていたところ、26日午後7時30分頃庁舎倒壊のおそれがあるため、けん銃および重要物件の搬出とともに避難準備をして、午後7時50分けん銃および弾薬を携行総員避難した。なお、分室被害報告のため、風弱まるのを待つて「もゝやま」船長を陸路、鳥羽海上保安部へむかわしめた。

2 船 艇 の 被 害

(A) 所 属 船 艇 関 係

最悪の条件が重なったにもかかわらず、各所属船艇は、自船の保全に万全の措置を講じ、全乗組員一致協力のもとに適切機敏なる処置をとって、被害を最少限度にとどめることができ、爾後の船艇活用に多大の貢献をしたことは、まことに喜ばしいことであった。

船艇の被害としては、まず入渠中の船艇が強風と高潮のため、被害を蒙つたほか、救助艇、雑船、灯台見回船等、小型船艇5隻に損傷をうけたるにとどまった。また工事材料品については、当時名古屋、鳥羽両海上保安部に保管していた巡視艇用主機セルモーター等の工事用材料が高潮のため冠水した。なお船艇関係被害状況は次表のとおりである。

番 号	船 名	配属地	トン数	被 害 状 況
P.S. 131	はつかり	鳥 羽	77.25	定期検査修理工事のため愛知造船株式会社で上架中であつたが、高潮のため船台上を移動し、船尾は船台から脱落して約6米左舷側に移動し、船尾が、同社建物および護岸に激突して支えられ約24° 左舷に傾斜した。このため船体外板および肋骨に損傷をうけ、また、海水が船内に浸水したため、主機関、発電機等は冠水した。
C.I. 130	はつぎく	四日市	19.12	底洗修理工事のため「はつかり」と同様同工場に上架中であつたが、高潮のため他船および流木とともに約40米押流され流木の中に擱坐した。このため船体機関諸設備に損傷をうけた。
C.R 04	さ が	波 切	10.20	波切港内にて待機中強風によりビツト折損 他船と接触し船首材破損
No.2	M 603	鳥 羽	2.05	河合造船所（鳥羽市）にて台風に備え上架中であつたが、風圧によりオーニングおよび同スタンションに損傷うける。
No.7	M 608	尾 鷲	2.14	尾鷲港内船溜にて係留中、高潮と強風のため擱座破損す
LS 124	きんこう	鳥 羽	19.04	鳥羽港内に待機中ホイツプアンテナ折損
LS 122	めいこう	師 崎	3.67	師崎港内において、船体大破沈没
	伝馬船	尾 鷲		尾鷲港内にて、風波、高潮のため、船体のみ残しぎ装品、備品等流失
	伝馬船	鳥 羽		鳥羽港内にて避泊中、流失した。

3 航路標識関係

強風と高浪により、管内の航路標識は甚大な被害を蒙り、また大王崎無線方位信号所はアンテナが倒壊し、四日市港霧信号所の投光装置一式が流失するほか、送電線および同電柱ならびに付属建物にも甚大な損傷をうけた。なお航路標識関係の被害状況は、次の表のとおりである。管内総数171のうち、115基の航路標識が消灯、倒壊、流失、移動および業務休止という被害をうけ、その被害割合は、約67%にのぼっている。

1．航路標識

種別	単位	灯塔			灯具		灯器			
		倒壊	傾斜	破損	流失	大破	流失	浸水大破	冠水中破	小破
灯台	基		1	14		1		1	10	1
導灯	〃								1	
灯柱	〃	5	1	3	7		7		3	1
灯標	〃	2		1	2		2			
立標	〃									
みむじるし	〃	2								
計	〃	**9**	**2**	**18**	**9**	**1**	**9**	**1**	**14**	**2**

種別	単位	流失標着大破	中破	小破
灯浮標	基	3	1	3
浮標	〃	2	0	0
計	〃	**5**	**1**	**3**

種別	単位か所	被害内容
無線方位信号所	1	アンテナ倒壊 1
霧信号	1	投光装置1式流失、受光部制御装置1式浸水大破
計	**2**	

2．付属施設

種別	電柱				電線（切断、飛散、流失）		海底ケーブル（切断、流失、破損）	
	倒壊および流失		折損および傾斜					
	標識数	本数	標識数	本数	標識数	延長（m）	標識数	延長（m）
送電施設	25	113	7	35	25	6,290	5	898

種別	区分	単位	全壊	大破	中破	小破	摘要
付属建物	事務所	戸	1	2		5	
	退息所	〃	6	12	9	15	
	倉庫、車庫、燃料庫	〃	5	4	2	8	
	工作室	〃	1				
	電池室、充電室	〃	1				
	発電室	〃		1			
	無線舎	〃				1	
	その他	〃	3	2	1	3	
	計	〃	**17**	**21**	**12**	**32**	

なお、その他機械施施設、および道路、敷地、付属工作物等も相当の被害をうけた。

4 災　害　対　策

通信交通の復旧とともに、被害の状況が漸次判明するに従い事態ますます重大化し、海上保安本部としても広範囲にわたる甚大な被害に対処して、その復旧には長期を要するものと考え、災害対策に万全を期すべく管内一丸となって救援復旧作業に専念した。

中部日本災害対策本部の発足に伴い、当管区本部も直ちにこれに参画することとなり、海上および沿海部における状況ならびに、当管区本部の勢力および活動状況について、逐一説明するとともに同対策本部の要請を受け入れ、災害救援ならびに復旧活動の機動化円滑化をはかった。

5 協　力　業　務

(イ) 救援物資の輸送

激浪高潮のため、堤防護岸が決壊し、海水が低地帯に浸入し、水中に孤立する部落が出現したため、この地区に対し、飲料水、食糧等応急物資の補給が急を要することとなった。このような重要事態につき、中部日本災害対策本部としても海上からの救援を図り、当本部にその輸送に関する要請があったので、巡視船艇の全力をあげて、この作業に協力するよう申し入れがあった。当本部では、まず船艇および航空機により、輸送水路と物資集積地を確保するため、昭和34年10月1日海部郡飛島地区全域の調査を実施したところ、現地り災民に対する救援は全く空白状態であるのを確認し、翌2日から直ちに巡視船艇により飲料水約[illegible]00㍑ならびに食料品、日用品等救援物資1,485個の輸送に従事した。さらに、この間に同地区における、公共的建築用木材6.8m³を輸送した。

(ロ) 名古屋―四日市間緊急輸送

長期浸水にともなう交通途絶のため、災害対策関係者の往来に支障をきたしたので、同災害対策本部から、名古屋、四日市間の定期緊急輸送について要請があったので、当管区本部は、10月2日から同月23日までの間、巡視船2隻をもって一日2往復（午前、午後）就航させ、要員総計1,865名を輸送した。また、10月6日から10日までの間、同就航船により名古屋郵政局の要請により、三重県あて郵便物4,557袋の輸送をもあわせて実施した。

(ハ) 水路調査等（三重県関係のみ）

名古屋港の水深調査とあわせて、さらに昭和34年10月28日から3日間、木曽川、揖斐川および鍋田川河口付近の水路調査および導標設置作業を実施して、同方面における復旧救援活動に大なる役割を演じた。

6 海　難　対　策

管下各海上保安部署、各船艇、ならびに関係機関からの情報を総合し海上においても多数の船舶が乗場、あるいは沈没し、また流木等の漂流物もあって、船舶の航行は多大の危険にさらされていることが判明した。さらに、台風来襲時、管内に所在していたと思われる消息不明船も多く、台風災害警備救難対策本部が設置されただちに、管内被害状況の調査、海難救助、消息不明者、および航路障害物の捜索発見ならびに除去、航路標識の復旧、人員および救援物資の

緊急輸送、水路調査、その他、被害復旧の諸作業に船艇航空機勢力の全部を投入した。特に中部日本災害対策本部と緊密な連繋を保つ一方、各県市町村当局、その他関係機関と連絡を密にして、当庁勢力の有効適切な運用をはかった。

(イ) 船艇、航空機勢力を指揮運用

昭和34年9月27日以降、管下船艇を逐次本部長の指揮下に入れ、他管区より応援派遣された船艇、航空機とともに随時船隊を編成し、各種任務に従事せしめた。

派遣船艇、航空機、およびその行動概要は別表として次に記載する。

(ロ) 海難救助および同調査等

揖斐川河口付近に乗揚げたオランダ船チヤンチヤンレンガ号（10,972㌧）が、昭和34年9月29日設標船「ほくと」により乗客25名を、また10月2日巡視船「しきね」により乗組員78名を救出したほか、伊勢、三河湾内に乗揚あるいは沈没した各船舶に対する緊急連絡事項の中継、関係者の輸送および海難調査を行った。

(ハ) 行方不明者の捜索、および遺体の揚収等の作業を災害発生当初より特に伊勢湾北部、および知多湾北部に重点をおき、船隊捜索、および他種業務を兼ね、引続き、これが、発見につとめて来たが、昭和34年10月30日現在まで発見揚収したものは、合計8体（男6、女2）である。

(ニ) 消息不明船の捜索

管下、各部署船艇により情報のしゅう集につとめたが、逐次消息判明し、別表2のとおり全部所在が確認されたので、それ等手配は解除された。

(ホ) 航路障害物、および4エチル鉛罐の捜索

高潮のため、湾内沿岸、および名古屋港内8号地沖貯木場より流出した材木が多数漂流し、一時は名古屋港入出が危険視される状態であったが、関係者の積極的な除去作業が進捗した。巡視船によって処理したものは、1件であった。

また、高潮来襲と同時に四日市の大協石油および昭和石油より流失した、猛毒性の4エチル鉛ドラム罐123本の捜索を実施するとともに、揚収者の危険防止のため、警察その他関係機関を通じ、注意喚起をおこなった。その後、大多数が工場側により発見揚収され、現在（10月3日）未発見のものは7本である。

海　難　船　舶　一　覧　表

種別 / 船種	沈没 隻	沈没 トン数	乗揚 隻	乗揚 トン数	破損 隻	破損 トン数	流失 隻	流失 トン数	行方不明 隻	行方不明 トン数	計 隻	計 トン数
汽船	6	613	21	68,013	22	24,314					119	92,940
機帆船	21	899	53	2,710	96	3,403					170	7,012
漁船	302	732	77	265	6,394	12,620	499	914	2,477	2,705	9,719	17,236
その他	10	652	42	2,856	12	816					64	4,324
計	**339**	**2,896**	**193**	**73,844**	**6,524**	**41,153**	**499**	**914**	**2,477**	**2,705**	**10,032**	**121,512**

（備考）　行方不明とは滅失四散したもの

消息不明船一覧表　　昭和34年10月20日調

船種・船名	トン数	船員（運航者）	手配部署	手配月日	概要	解除部署	解除月日	概要
汽船 生島丸	614	大阪市 岡田海運	大阪監部	34年 9月28日	同年9月23日四日市入港後不明	大阪監部	34年 10月2日	9月30日名古屋港へ入港
〃 玉島丸	998	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9月29日 四日市入港
〃 福富丸	476	東海商船	〃	〃	26日的矢に在泊後不明	〃	〃	29日 大阪入港
〃 第一宝栄丸	195	愛媛県伊予 中野正夫	新居浜	〃		四本部	9月30日	28日 名古屋入港
〃 第二アサヒ丸	387	鶴丸汽船	若松	〃	25日四日市入港後不明	若松	9月29日	四日市在港中
〃 第二伊勢丸	484	八幡市 堀江船舶	〃	9月28日	26日三重県賀田避泊後不明	〃	9月29日	29日 東京入港
〃 景運丸	318	関門商船（日本通運）	門司	〃	26日鳥羽入港後不明	門司	〃	29日 浦賀入港
〃 セイユウ丸	360	三星海運	神戸	〃	25日的矢入港後不明	鳥羽 神戸	〃	29日 大阪入港
〃 第二大安丸	286	若松 山陽海運	若松	〃	27日的矢避泊後不明	若松	〃	29日 東京入港
〃 第5幸丸	357	幸汽船（東海商船）	大阪	〃	26日衣浦在泊後不明	大阪	〃	29日 大阪向航行中
〃 ギンリュ丸	264	大阪機帆船KK	〃	〃	26日名古屋港在泊後不明	〃	〃	29日 尼ケ崎入港
〃 第二興安丸	672	出光興産	〃	〃	26日尾鷲入港後不明	〃	9月30日	横浜入港
漁船 第三新栄丸	157	佐伯市 押崎水産	佐伯	9月30日	25日シカメオ出港後不明	佐伯	〃	愛媛県イカタに在泊中
汽船 ギヨクヨウ丸	500	玉中汽船	玉野	9月29日	25日四日市在泊後不明	小名浜 玉野	9月29日	29日 小名浜入港
〃 第三共栄丸	281	愛媛県 瀬野仙太郎	今治	〃	22日名古屋向け博多出港後不明	今治	〃	29日 名古屋入港
機帆船 第二長栄丸	123	三重県片田 浜口隣一	大阪	10月2日	24日三重県片田避泊後不明	鳥羽	10月3日	片田に在泊中
汽船 玉星丸	642	九州郵船	福岡	10月1日	26日名古屋入港後不明	福岡	10月6日	船主と連絡がとれた（名古屋停泊中）

船艇、航空機等作業一覧

伊勢湾台風の各種作業に従事した船は、次のとおりである。

自昭和34年9月27日～至10月28日間（船舶）

こうず、もがみ、はまちどり、もちづき、しののめ、のばら、やまどり、ぬのびき、名隆丸、きよしも、M603、ほくと、むろと、しきね、くまの、みうら、N号17　N号2、大鳥丸、勝丸

はやなみ、むつき

航空機　　101号機、　102号機、　106号機

(ヘ) 港湾対策

今次台風により、管内各港湾は甚大な被害を受け、特に名古屋、四日市港など重要港湾も、その機能が完全に麻ひされるに至った。荷役関係施設の被災、航空標識の破損、および港内水路の異状等を含め、一時その機能を喪失した。県災害対策本部では、10月8日再開を目標に、施設の復旧整備を図ることになったので、当本部としては、信号所の応急整備を開始し、

これと併行して、港内各航路標識航路および港内各水域の異状調査等、関係各部において、船舶交通安全のための措置を講じた。以後10月8日からは、1隻1,200トン程度の計画荷役が開始され、これと同時に、港内信号所は応急的施設により業勢を開始した。その後、各関係部門の努力により、20日現在には、その機能の80%が復旧するに至った。

四日市港においても、被災により港内の混乱をみたが、観測船「海洋」による水路調査等によって、その機能も漸次復旧に向い、9月27日休止した信号所も30日には平常業務に復した。

また、伊勢湾口神島信号所は、中央固定局（名古屋港務局信号所）の業務休止により、9月27日以後船舶は通報不能の状態となったが、10月5日より平常に復した。

(ト) 警　備　対　策

台風による罹災沿岸海域において、予想される悪質犯罪の予防および鎮圧、治安の維持等を未然のうちに、迅速に処理するため、当管区本部災害対策本部内に、警備班を編成し、情報の収集につとめ、下記対策に当った。

(1) 漂流死体の処理

災害発生により、人命財産の保護が急を要するものがあるので、海上に漂流する異状死体の処理について、中部管区警察局と打合せの結果、次の方針により処理することとした。

（a） 異状死体を多数収容したときは、次の警察機関へ引き渡すこと。（三重県関係は富州原、四日市、桑名、白子、津、松阪、二見、鳥羽、尾鷲の9警察署機関）

（b） 悪質財産犯の取締

今次台風により、最も浸水の被害の大であった愛知県海部郡より、桑名市一帯の沿岸海域から避難民に仮装して、水害区域内に侵入し、難民の家財道具類を強奪、窃盗する事例が出初めたとの事報に接し、これら難民の窮迫につけこむ悪徳、不法行為に対して、急きょ厳重な取締りを実施するとともに、三重県熊野灘沿岸一帯に続発した漂流真珠筏の横領行為について、同様に取締り方を管下各部署船艇に指令した。

（c） 漁　業　取　締

管下諸船艇が（救援活動実施の間隙をねらって、予想される違反操業船の跳梁ばっこに対しては、高知海上保安部派遣の傭船巡視船第2勝丸の応援を得て、熊野灘沿岸一帯の取締りを実施した。

（d） 海難事件の捜査

今次台風によって遭難した、各種船舶の中には、その原因が天災事変等不可抗力による事由以外の事由に起因したものと、疑うに足りるものもあるので、海難事件として捜査を開始することにした。

第二節　組　織　の　活　動

第一項　災害対策機構の拡充

全県下の被害が判明する従い、北勢方面の被害が異常かつ緊急救助を必要とする事態にあるため、昭和34年９月27日本部の前進基地を桑名市に設け、機動的な救援活動にあたらせたが、さらに10月６日本格的な復旧体制を確立するため、三重県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定めた。

第14款　災害対策事務所

（設置）

第135条の２　桑名郡及び桑名市の災害救助及び災害応急復旧対策業務の推進を図るため、臨時に災害対策事務所を設置する。

災害対策事務所の名称、位置、及び所管区域は次のとおりとする。

名　称	位置	所管区域
三重県桑名災害対策事務所	桑名市	桑名郡桑名市

（内部組織）

第135条の３　災害対策事務所に、次の上欄に掲げる課を設け、課の事務を分掌させるため、次に掲げる係を置く。

総務課	庶務係、広報渉外係、行財政指導係
厚生課	厚生係
復興課	産業係、土木係

（分掌事務）

第135条の４　災害対策事務所各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総　務　課

１．一般庶務に関すること。

２．町村の行財政事務の実地指導及び連絡調整に関すること。

３．自衛隊その他関係機関との連絡に関すること。

４．広報に関すること。

５．知事の特命事項に関すること。

６．その他、他課の主管に属しないこと。

厚　生　課

１．援護対策に関すること。

２．保健衛生対策に関すること。

復　興　課

１．産業及び土木関係の復興対策に関すること。

（職　制）

第135条の5　災害対策事務所に所長、次長、課長、及び係長、その他の職員を置く。

昭和34年10月6日

この規則は公布の日から施行する。

この規則により桑名災害対策事務所は発足し、次の人員が配置された。

所　長	1名	次長	1名
総務課	課長共		10名
厚生課	課長共		7名
復興課	課長共		7名

更に、昭和34年11月16日、この事務所を北勢災害復興事務局に昇格され、次のように機構を充実し、復興対策の万全を図った。

局　長	次　長	各1人
総務課長		1名
庶務係		4名
広報渉外係		2名
行財政指導係		3名　（外に兼務6人）
厚生課長		1名
厚生係		7名
産業課長		1名
総務係		9名
普及係		11名
技術係		6名
復興課長		1名
土木係		2名
耕地係		1名

昭和35年8月15日この事務局は廃庁された。

この間およそ11か月間、前進基地として、警察機動隊はもとより陸海自衛隊その他各方面の協力を得て、民生の安定と産業の復興、国土保全に万全をつくしたのである。

（この事務局の活動状況は桑名災対の復興のありみとして別冊発行するので、本冊では省略する）

第二項　中部日本災害対策本部活動

政府は15号台風（伊勢湾台風）に襲われた東海地方の復旧を強力に進めるため9月29日「中部日本災害対策本部」を名古屋市におき、本部長に益谷副総理、本部長代理に石原自治庁長官をあてることを決めた。まず、石原長官が29日午後10時15分発の列車で名古屋に向った。これは農林、運輸、建設、通産、文部、大蔵、厚生、防衛、自治、警察の各省庁の官房長または、

局長が同行した。

一行は、9月30日愛知県庁内に設けられた災害対策本部で、復旧の具体策を打合せた。

益谷副総理は10月2日国鉄「はと」で来名、5日頃まで滞在の予定である。なお、岸首相は復旧の「メド」がついたころ見舞をかねて、災害地の視察に出かけるものとみられている。

石原長官は、出発に先立ち「現地に行ってみないとどこから手をつけてよいのか見当もつかないが、さしあたって浸水地域の排水と交通、通信の確保をやることが先決だと思う」と語った。

（以上は中部日本新聞の34年9月30日記載である。）

昭和34年9月30日水曜日、本県においても、中部日本災害対策本部の設置にともない、二宮出納長以下数名の県議員を中部災害対策本部詰とした。

なお、中部日本災害対策本部の活動状況の概況については、次のとおりである。

中部日本災害対策本部の活動状況について

1．目　的　及　び　業　務

第15号台風による被害の甚大なことにかんがみ、政府は9月29日の閣議了解により、名古屋市に中部日本災害対策本部を設置し、強力かつ機動的な、災害対策の実施を推進することを決定し、同夜ただちに、石原本部長代理ほか関係官を現地に派遣し業務を開始した。

さらに、10月9日の閣議了解により、大阪市に大阪連絡所を設置し、被災した三重県・名古屋市等との陸路連絡の不便な地域との連絡を緊密にし、災害対策の円滑なる実施をはかることとし、大阪通産局長ほか、関係5局長等がこれに当ることとした。

2．構　　成

本　部　長　　国務大臣　　副総理　益谷　秀次

本部長代理　　国務大臣　石原幹市郎

副本部長　　関係行政機関の政務次官又は事務次官等のうちから本部長が指名するもの

部　　員　　関係行政機関の職員のうちから本部長が指名する。

3．会　　議

本部は9月30日から、毎日朝と夜の2回、10月8日から、毎日少なくとも1回、11月7日から隔日、定例会議を行うとともに、本部に「締切排水小委員会」「災害救助小委員会」「住宅小委員会」を設置し、決壊堤防の締切り、排水作業、災害救助法による被災者の救出、収容、食糧、被服、寝具等の供与、医療、防疫活動、応急仮設住宅、災害公営住宅等の建設、道路、鉄道、港湾等交通機関の復旧、復旧資材の手配、資金、金融等の特別措置等について情報を収集し、これが対策を検討するとともに、各省、県、市等のおこなう緊急対策について、その連絡調整につとめ、復旧対策の実施を強力に推進したのである。本会議は、右のほか、各省および出先機関、国鉄、電々公社、中部電力、名港管理組合、三県、名古屋市等から関係官が常時出席して構成し、当初は毎日午前、午後の2回、10月7日から毎日1回、11月7日から月、水、金の週3回開催され、現在まで約70回延3,500人が参集した。

4．小　委　員　会

(1) 締切排水小委員会は、10月5日設置され、内閣、建設、農林、運輸、防衛の各省庁部員および愛知、三重、岐阜の三県、名古屋市、名港管理組合の代表者等関係者の常時出席を得て、当初は日に2回、その後も本会議に先だって毎日会議を開き、現在までに約70回延2,000人が参集して三県下220カ所、延30粁にわたる河川、海岸堤防の決壊か所の締切、および3万ヘクタールに達するたん水地域の排水等について緊急計画を樹立し、これに必要な人員延53万人、土のう700万袋、ポンプ船43隻、応急排水ポンプ140台、さらに陸海空の自衛隊員延約60万名車両9,500両、上陸用大型船艇延1,000隻、小型舟艇8,200隻、航空機延1,000機を動員して、復旧作業を強力に推進した。

(2) 住宅小委員会は10月7日設置され、建設、厚生、農林、通産の各省部員および住宅公団、住宅金融公庫、国民金融公庫、愛知、三重、岐阜、名古屋市代表者等の常時出席をえて、隔日に会議を開催し、現在までに約30回延約600人が参集し、応急仮設住宅、災害復興住宅、災害公営住宅、開拓者住宅等の建設、補修の促進およびこれに要する資材の緊急確保、手配、輸送等について緊急計画を策定し、応急仮設住宅13,000戸うち入居済約7割住宅金融公庫による災害復興住宅貸付申込8,300戸うち貸付承認済約9割、公営住宅法に基く災害公営住宅の建設計画4,200戸等の実施を推進した。

(3) 救助小委員会（略）別記。

5. 主 要 事 項 日 記

9月29日　閣議において、中部日本災害対策本部を名古屋市に設置することを決定。

9月30日　中部日本災害対策本部を愛知県庁に設置。

石原本部長代理ほか、各省関係者来名、ただちに、本部会議を開催し被災各地の事情を聴取するとともに「緊急措置」「応急復旧措置」「復旧対策」等につき検討破堤か所の締切を開始し、締切排水のためポンプ船を全国的に手配。

定例会議は午前10時、午後5時の2回開催することとする。

10月1日　締切排水計画を策定、強力に実施するよう推進することとする。

災害救助法による食品供与の給食費1人1日単価50円を75円に引上げ明日より実施することに決定。

浸水地区からの避難を極力説得し、ヘリコプター、舟艇、トラック等で避難所へ輸送。

自衛隊中部地区災害対策本部を設置、陸、海、空各部隊を動員し、救助物資輸送、復旧作業等に全面的協力体勢を強化。

浸水地以外の電信電話主要回線ほぼ復旧。

10月2日　益谷本部長、池田通商産業大臣、渡辺厚生大臣来名。

愛知、三重、岐阜、三県の市町村長より災害状況を詳細に聴取し、当面の緊急対策につき協議。

治安維持、暴利取締りのため警察力を増強し、警備を強化。

10月3日　内閣総理大臣、福田農林大臣来名

総理、愛知、三重、岐阜、奈良四県知事より情況を聴取するとともに本部員を激励。

災害救助法による応急仮設住宅建設枠は現行３割を４割に、毛布１人１枚半は２枚にそれぞれ引上を決定。

10月４日　皇太子殿下来名、状況聴取および被災地視察。

10月５日　三県下に赤痢患者約330名発生、消毒防疫につとめる。

本部に「締切排水小委員会」を設置し作業の強力かつ早急な実施の推進を図る。

10月６日　自衛隊は全国各地より増強され本格的応急復旧態勢を確立した。

10月７日　「住宅小委員会」「災害救助小委員会」を設置。

10月８日　本日より定例会議は午後５時半から１回となる。

楢橋運輸大臣来名。

被災者に対し収容所の発行する「被災者無賃乗車証」により国鉄、私鉄、バス等10月末日まで無賃乗車できることとなる。

10月９日　名古屋市南部地区の締切り終り、排水を開始。

被被災地の実情に応じて災害救助法適用期間を延長することに決定。

10月10日　大阪連絡所関係者会議を名古屋に開催。

10月13日　海部郡北部、旧東海道に沿う締切作業は「尾西作戦」と呼称され、第一、第二、第三工区に分け、自衛隊2,500名、車両190両、舟艇130隻の協力のもとに締切作業を開始。

10月14日　松田文部大臣来名。

10月15日　名古屋市南部排水完了。

災害救助法による基準額は炊出し給食費75円を90円に、毛布は１人１枚を人数に応じ約２枚以上に、学用品150円を210円にそれぞれ引上げ決定。

10月17日　佐藤大蔵大臣来名。

10月18日　養老輪中地区排水完了。

愛知、三重両県に暴風雨警報が発せられたので、被災地に万全の措置をとるよう指令。

10月20日　国道１号線嵩上げのためドラムカン工法を実施。

10月21日　海部郡北部「尾西作戦」第一工区締切完了。

10月24日　長島北部締切完了。

10月26日　罹災者用無賃乗車証の有効期間を11月末まで延長、これとともに国鉄、私鉄乗車証65,000枚を発行。なお救援物資の無賃輸送も11月27日まで延長。

10月29日　災害関係追加予算審議のため愛知県議会開始さる。これと関連して県下労働組合、学生等の災害復旧に対する要望のデモ増加。

10月30日　名古屋市西部締切終る。

自衛隊は岐阜県および三重県南部地区に対する災害派遣任務を完了撤収。

11月１日　桑名市南部排水終る。

11月２日　愛知、三重県に風雨注意報、岐阜県に大雨注意報が発せられ、中対本部は厳重なる警戒態勢をとったが、桑名市南部において仮締切か所が決壊し再び浸水するとともに各

地において堤防の溢水を見る。

11月４日　国道１号線はドラムカン工法による蟹江―弥富間約４粁の嵩上工事を終り、全線開通。

11月５日　桑名城南干拓堤防締切完了し、排水始まる。上野、横須賀地区締切終る。

11月６日　本部会議は月、水、金、の週３日間とすることに決定。

11月９日　木曽岬締切終る。

11月10日　海部郡北部締切終る。

11月12日　海部郡南部締切りのための自衛隊の「海南作戦」始る。

長島北部排水終る。

11月13日　名古屋市南部排水終る。

11月15日　名鉄常滑線開通。

11月18日　長島南部の締切終り、三重県下の破堤か所の締切りはすべて完了。

11月21日　海部郡南部の締切完了。これにより１部干拓地を除き三県の海岸、河川の破堤か所221か所はすべて締切を完了。

11月22日　村上建設大臣来名、復旧状況視察。名鉄尾西線開通。

11月25日　国鉄関西線開通。

11月27日　自衛隊は三重県下に対する災害派遣任務完了撤収。

11月28日　海部郡北部の排水終る。

長島南部の排水終る。

11月30日　陸上自衛隊は第10混成団以外の全国各地からの部隊の主力が撤収帰還。

12月２日　海上自衛隊は災害派遣の全任務を完了帰還。

12月７日　海部郡南部排水終る。

12月９日　中部日本災害対策本部長災害功労者に対し感謝状贈呈。

中部日本災害対策本部閉所

12月10日　陸上自衛隊及び航空隊は災害派遣の全任務を完了撤収した。

なお、この対策本部の小委員会の活動および決定した事項については次のとおりである。

中部日本災害対策本部災害救助連絡小委員会

（開催経過概要、中央において採られた措置の概要および応急救助の実施概況）

１．救助小委員会の開催経過概要

救助小委員会は10月８日第１回の会議を開催してから12月１日まで29回の会合を持ち、災害救助法に基く応急救助の円滑確実なる実施についての諸問題、その他各種援助物資の配分処理等の諸問題について、厚生省、大蔵省、防衛庁、海上保安庁、警察庁（中部管区警察局、愛知県、三重県、岐阜県、及び名古屋市の関係者が協議し救助対策の促進を図って来たのであるが、その状況は次のとおりである。

(1)　応急救助実施の円滑化

今次災害が甚大かつ広汎であったことから、当初本部においては、り災民の救出避難等人命救助活動優先の方針を決定したのであるが、当委員会においては、その方針に基き、その活動に全力を挙げるため、中央関係機関との連絡、青年団、婦人会、学校等民間各団体への協力援助の要請を行う等実行上の細部についての検討を重ねその円滑化に努力した。

(2) 集団避難の勧奨

湛水地域が広範に亘つたため、り災者に対する救助活動は人員、給水、物資輸送等に困難を極め、救助の徹底を期し得ない憾みがあったので救助活動の集中化を図るため、遠隔地の避難所に老幼婦女子の集団避難を極力勧奨した。（応急救助の概況、集団避難所収容状況参照）

なお、避難所の開設期間の長期化に伴い、医療救護班、保健婦、栄養士、を随時派遣し、罹災者の健康管理、栄養指導を行うこととした。また優良図書、教育映画の貸出し等を行い避難所における余暇の善用を図る等、罹災者の生活指導を行った。

(3) 各種救助の基準の検討等

災害の規模等災害の規模が大きく、かつ救助期間の長期化に伴い、現行各種救助の基準の引上げ救助期間の延長等の特別措置の必要について、り災地からの多くの意見があったので、これが内容について数次に亘り慎重検討を加え、中央に進達してその決定を促進した。（中央において採られた措置の概要参照） 又は各種救助基準の実行上の諸問題について、 中央との調整、り災県相互の調整を行い救助の万全を期するよう努めた。

(4)被服寝具等の給与

冠水が長期化したこと更には冬期に向ったこと、更には義損物資との関係等から被服寝具その他生活必需品の支給についてはその品目、数量について、り災民の需要に合致したものとなるよう検討を行った。

(5) 医療活動

国立病院、療養所、日本赤十字社県支部、県医師会その他の医療機関の協力の下に医療救護班を編成し、被災地に出動せしめて医療救護の万全を期した。

(6) 防疫活動

り災地の防疫活動については自衛隊、その他他府県の応援により、り災地残留者及び避難所の収容者に対し衛生知識の普及、環境衛生に対する指導を行うと共に検病調査、保菌者の隔離、消毒の実施等の措置を講じた。排水完了地域に対しては住宅、井戸、側溝、街路等の消毒、ねずみ昆虫の駆除、汚物の清掃を行い防疫の万全を期した。

(8) 給水活動

り災地に対する飲料水の供給については、罹災県において給水班を編成し、或は他府県の応援を受けて給水を行ったが、その搬水については、 自衛隊、 海上保安庁の応援を受け、ろ水器、給水車、搬水用舟艇及び船舶を総動員したが、冠水地域は広汎にわたったため、これが末端における給水用器具（給水嚢、給水罐等）の確保には困難を極めた（給水用器の状況は応急救助の実施概況参照）又は排水完了地域に対しては、給水源の確保、消毒を行い衛生的な飲料水の供給につとめた。

(8) 長期冠水地区のり災者に対する栄養剤の給与

長期炊出しに伴う栄養障害については、過労、野菜不足等の問題もあって炊出し費の引上げのみではこれを防止できないので次のようにビタミン剤を特別に支給する措置を講じた。

愛知県	177万錠
三重県	88万錠
岐阜県	17万錠
名古屋市	45万錠

(9) 児童、生徒等に対する救助措置及び学校施設に対する措置

り災した児童、生徒に対しては、学習に必要な教科書、学用品、通学用品を給与すると共に、集団避難した児童生徒に対しては受入学校及び所在市町村等の協力により机、椅子等設備について応急措置を行い授業継続に支障のないよう措置すると共に、り災児童生徒が速やかに正常な授業を受けられるようその促進に努めた。

(10) 義捐金品の処理

災害発生とともに国内、国外から多大の義捐金品の寄贈があったので、り災県に対する配分等について相互の調整を図った。（後記応急救助の概況参照）

(11) 各種施設の復旧対策

社会福祉施設、児童福祉施設および医療施設の被害状況は下記のとおりであるが、これが応急措置、更には年度内に完全復旧を行い得るよう予算措置等についての検討を行った。

各種施設の被害状況

区分	愛知県		三重県		岐阜県		名古屋市	
	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額
		円千		千円		千円		千円
社会福祉施設	127	144,250	109	31,283	15	1,619	14	43,048
児童福祉施設	540	174,681	160	38,323	247	32,025	48	23,371
医療施設	2,894	706,353	1,183	369,446	556	14,448	6	4,996

2．中央においてとられた措置の概要

中央において、り災地の要請に応じ、または、その実情を考慮して各種の措置を講じたが、その概要は、次のとおりである。

(1) 応急救助措置

(イ) 食糧の緊急輸送

厚生省においては、9月27日農林省防衛庁の協力を得て、応急用乾パン45,000食をり災地に空輸したほか引続き農林省、防衛庁その他の関係機関の協力を得て、乾パンを緊急輸送した。急送した乾パンの量は、次のとおりである。

愛知県	433万食
三重県	47万食

(ロ) 救助の基準引上等の特別措置

災害による被害が甚大であり、かつ救助期間の長期化に伴い、厚生省においては大蔵省と協議のうえ、次のとおり救助の基準改訂または、特別措置を講ずることとした。

救助の種類	基準改訂または特別措置の内容
避難所の設置	避難所開設後11月以降一般基準の6円に、入浴等保健衛生のため経費1人1日2円以内の加算を認めた。（特別措置）
応急仮設住宅の設置	(イ) 仮設住宅の1戸当り建築費基準額8万円（坪当り単価1万6千円）を10万円（2万円）に引上げた。（基準改訂） (ロ) 仮設住宅の設置戸数の限度が通常の場合市町村毎に全壊流失戸数の三割以内となつているのを4割まで認めることとした。（特別措置）
炊出しその他による食品の給与	長期炊出等のため、食品の給与額の引上げを必要とする場合、通常1人1日当り50円の基準額を災害発生後7日以降は75日まで引上げて差支えないこととし、さらに栄養補給の必要があるときは、同じく21日以降90日まで引上げることとした。（特別措置）
被服寝具その他生活必需品の供与または貸与	災害の発生が冬期を目前にひかえている関係上、野外架設、または、採暖設備の不十分な避難所に収容されている者、または長期冠水ため孤立している者等に対し、世帯員1人の場合は850円それ以上の場合、2人増す毎に850円をそれぞれ現行基準に加算して支給することとした。（特別措置）
学用品の供与	教科書以外の学用品について、 イ、全壊、流失により被害を受けた場合は、現行基準小学生1人につき、150円を210円、中学生1人につき280円を360円に引上げた。 ロ、半壊または床上浸水により被害を受けた場合は、現行基準額、小学生1人につき30円を70円、中学生1人につき60円を120円にそれぞれ引上げた。（以上基準改訂） ハ、長期冠水地域のり災児童のうち避難所に収容され1月以上にわたるものについては、小学生210円、中学生360円をそれぞれ加算して支給することを認めた。（特別措置）

(ハ) 各種救助の期間延長

り災地の実情を考慮し、避難所開設期間、炊出期間、医療救護の実施期間等災害救助法に基く各種救助の期間延長を行うこととした。

(ニ) その他の措置

給水班及び給水車の派遣について、他の府県に応援方法を指令した。また、救命ボートを調達愛知県に急送した。

(2) 防疫対策

厚生省においては、本省係官、近県の防疫業務委託職員を応援に派遣したほか、名古屋検疫所に指令して、東京、東京空港、横浜、清水、大阪および各検疫所の職員から成る検病班、消毒清掃班各5班を編成せしめ、防疫対策に従事せしめた。

(3) 汚物処理

厚生省においては、災害発生後、ただちに現地の行政庁を督励して、被災地の、し尿、ごみ、動物の屍体の処理消毒、応急便器の配布、仮設便所の設置等の応急処置を講ぜしめる一方り災地の近隣都府県に対して、し尿、ごみの運搬用車輌および船舶の現地への応援派遣方を要請する等、被災後の清掃に必要な器具、器材、人員等の確保に万全を期した。

なお、汚物処理のために採った措置は、次のとおりである。

1．東京都からし尿海洋投棄船3.2トン（処理1,800石）

2．京都市からし尿処理車1.5トン車6台、3.6トン車1台

3．大阪市からダンプ車8台、水槽車4台、バキューム車3台

4．豊中市堺市および守口市からバキューム車3台、ダンプ車2台、トラック1台

をそれぞれ応援するよう指令した。

(4) 緊急医薬品等の急送

厚生省においては、罹災地の実情を考慮し、医薬品、衛生材料等を現地に輸送したが、その主なものは、次のとおりである。

品目	数量	備考
石灰　サラシ粉、クレゾール		価格10,000千円購入配布
D.D.T、浄水錠、ゾール剤	300屯	
脱脂綿	10,000個	500g入
ガーゼ、繃帯、脱脂綿等	トラック3台　6,000人分	東京都より輸送、大阪府より輸送
救急薬セット	7,500人	マーキユロ等6品目入及び8品目入
ヴィタミン等	33,500点	日本製薬団体連合会等335万円相等額
ガスエソ抗毒素	150本	
破傷風抗毒素	100人分	

(5) 特別措置

1．世帯更生資金の増額

り災県の要請により、世帯更生資金の増額措置を講ずるとともに、これが資金に対する国庫補助率現行3分の2を4分の3に引上げた。

2．母子福祉資金の特別貸出

り災母子家庭に対する母子福祉資金の貸付について、住宅補修資金等の貸付の枠の増額を図るとともに、これが資金に対する国の貸付率の引上げ措置を講じた。

また、次のとおり貸付条件の緩和を図ることとした。

生業資金	据置期間現行1年を2年とした。	
事業継続資金	〃	6カ月を1年半とした。
住宅補修資金	〃	0を1年とした。

3．災害救助費に対する国庫補助の特別措置

災害救助費に対する国庫補助は現行は、救助費の総額が当該県の普通税収入見込額の$\frac{2}{1,000}$を超える部分についてそれぞれの負担率により国庫補助の対象としていたのであるがこれを$\frac{1}{1,000}$の額に引上げたほか、従来まで国庫補助の対象となっていなかった救助のために要した施設または設備（給水車等）の費用についても、その対象とすることになった。

4．応急仮設住宅の資材の払下げ

農林省においては、応急仮設住宅の資材に充てるため、台風前の価格の５割の価格で国有林の原木、払下を措置した。

５．鉄道運賃等の減免

日本国有鉄道においては、救助活動の円滑を図るため義損物資救護材料等の輸送について鉄道運賃の無賃または割引を、２カ月にわたって行った。また、日本国有鉄道をはじめ、私鉄、バス会社等においては、集団避難所のり災者に対し、お見舞乗車券を交付した。

６．お見舞ハガキの交付

郵政省においては、集団避難所のり災者に対し、お見舞ハガキを無料交付した。

(6) そ　の　他

１．日本赤十字社、中央共同募金、各新聞社、日本放送協会、その他経済５団体（日本工業倶楽部、日経連、経国連、経済同友会、日本商工会議所）等においては全国的な規模において義捐金品の募集をおこない、罹災地に配布した。

２．米宗教三団体（C.A.C）はその援助物資を、次のとおり、り災地に配布した。

小　麦　粉	316,000ポンド
ミ　ル　ク	129,666　〃
チ　ー　ズ	42,000　〃
乾　パ　ン	11,400食
衣　　料	742点
ヴイタミン	1,660,000錠

３．タイ、ヴイトナム、中国から米200トン、米国から小麦粉4,000,000ポンド等それぞれ寄贈を受け、配布を行った。

第三項　県議会活動

９月26日本県全域を襲った伊勢湾台風は、記録的な超大型のものであり、その被害は日時の経過とともに、刻々増大県下各地に甚大なる惨害を与えた。

知事は、米国政府の招聘を受け現地視察中であったため、特に執行部と相たずさえこの致命的な非常災害に対処するため９月28日議長は、災害第一報を持参急遽上京、政府国会等に対し被害状況の報告をおこない、政府の積極的な対策を推進するため、名古屋に災害対策本部の設置を要請した。10月１日全員協議会を10月６日臨時県議会を開き、関係当局から被害状況の説明を求め、被害の全貌をは握し、災害対策に万全を期すべく「三重県議会非常災害特別委員会」を設置、全議員を委員として災害特別立法措置、破堤か所の緊急仮締切完了等強力なる災害復旧の実現につき政府、国会初め中部日本災害対策本部および関係当局に対し積極的な要請、陳情を行うとともに県下全域にわたり、災害現地調査を実施する等総意を結束して災害復旧対策に万全を期した。

１．三重県議会全員協議会

昭和34年10月１日県議会議事堂において全員協議会を開催、当局から被害状況ならびに、こ

れまでにとった応急対策の説明を求め、被害の全貌をは握し総意を結集して災害対策に万全を期するとともに早急に臨時県議会を開くことを申し合せ引続き伊勢湾台風災害復旧に対処する県議会の決意を、次のとおり表明した。

県　民　の　皆　様　へ（県議会より）

去る26日夜、本県を襲つた台風15号の被害は筆舌にも尽し難い莫大、かつ、悲惨なものであり、本日までに判明した犠牲者931名、行方不明者600余名、負傷者4,500名に達する未曽有の人的被害を示したほか、被害総額1,000億を超えている実情であり、茲に謹んで故人の御冥福をお祈りするとともに、り災者各位に対しまして衷心より御同情申し上げ、かつ、復興の1日も早からんことをお祈りする次第であります。

災害発生以来、政府はもちろん、関係当局は文字通り不眠不休で人命救助を初め、あらゆる応急処置、或は、情報の収集に務めておるのでありますが、何分通信交通網の大部分は、かい滅の状態にあり、かつ、機動力の不足等、悪条件山積のため、当局必死の努力にもかかわらず最小限度のり災者の救助すら意の如くおこなわれない実情にあり、人心の焦慮不安はその極に達しておりますことは誠に遺憾に堪えないところであります。

また、県議会は今日まで県当局と一丸となり、この対策に専念いたして参ったのでありますが、引続き当面する事態に対処して万全の処置を講じますほか、政府ならびに中央諸機関に対しまして強力なる援助を要請し復旧対策に遺憾なきを期す決意であります。

県民各位におかれましても、今時非常事態の現状にかんがみり災者各位に対する絶大なる御同情ならびに御支援、更には、満身創痍の状態にある郷土三重の復興に格段の努力を尽されんことを切望して止まない次第でございます。

数日内に本会議を開き万全の策を講じますが、取り敢えず本日事態収拾のため全員協議会を開きましたのを機会に全議員一致の総意をもって県民の皆様に実情を訴え御協力をお願いする次第でございます。

昭和34年10月1日

三　重　県　議　会

2．三重県議会臨時会

昭和34年10月6日第3回臨時会を開会、開会に先き立ち、今次災害の犠牲者千数百名の方々に対し敬虔な黙とうを捧げ、その冥福を祈念し議案7件を上提、知事より災害状況ならびに提案事項の説明を求めるとともに伊勢湾台風に関する災害復旧対策ならびに上提議案につき積極的な質問を展開、慎重審議を重ね上程議案7件を満場一致可決した。

引き続き、議員提出決議案ならびに建議案各一件および今期議会に提出された災害関係陳情13件を日程に加え審議を行い、それぞれ可決或いは、採決するとともに伊勢湾台風による非常災害に対処するため8月臨時会の議決により設置せられた「災害対策特別委員会」の名称を「三重県議会非常災害対策特別委員会」と改め委員会の構成を更改、全員を委員として災害復旧に対処することを決定し午後7時32分閉会した。

今期臨時会において議決した議案ならびに決議案、建議案および採択した陳情は、次のとおりである。

(1) 議　　案

議案第１号　昭和34年三重県歳入歳出追加予算（第１号）

議案第２号　昭和34年度三重県母子福祉資金貸付金歳入歳出追加予算（第１号）

議案第３号　三重県起債について

議案第４号　昭和34年度第15号台風被害者に対する県税の減免等に関する条例

議案第５号　予算外義務負担契約について（中小企業者融資損失補償）

議案第６号　予算外義務負担契約について（漁業融資損失補償）

議案第７号　専決処分の承認について（災害救助費）

(2) 決議及び建議

(3) 陳　　情

決議　第一号

根本的治山治水対策の確立を要望する決議　　案

右提出する。

昭和34年10月６日

提　出　者　　高　倉　朝次郎
小久保　久　吉
山　下　　登
栗　本　音　一
倉　田　文　治
中村　三喜之助
田　中　佐武郎
広　田　俊　一
服　部　一　郎
岩　名　清　尚
山　口　茂　夫
石　田　マサヲ
菊　川　秀　一
水　谷　　力
西　島　好　夫

根本的治山治水対策の確立を要望する決議

本議会は過去幾多の風水害の実例にかんがみ、その損害を最小限度に防止する唯一の途は根本的な治山治水対策にあり、かつ、その施行は現在の如き窮迫を極める地方財政を以ってしては到底至難な実情にあるため、国家的な施策として推進されたい旨の意見書、決議書を既に数次にわたり政府を初め関係諸機関に提出する等手段を尽し、これが促進方を要望し続けて来たのである。

しかるに、今回東海地方を中心に本土に来襲した伊勢湾台風は、各種施設を完全に破壊し、一瞬にして二万余におよぶ人的被害を示したほか、本県における公共施設の被害のみにても数百億円に達する空前の大災害を惹起し自然に対する国民の不安と焦慮に堪えないものがある。

よってこの際、政府並びに国会は、この台風による惨状を一地域の問題として採り上げることなく、国自身の問題として十分の善後措置を早急に講ぜられるとともに、今次、大惨害の真因を追求し、植林、砂防、河川、海岸等総合的見地から、治山治水に関する国策を樹立せられ、これを緊急、且つ強力に実施し、もって国土保全に万全を期せられるよう切望する。

右決議する。

昭和34年10月6日

三重県議会

建議第一号

伊勢湾台風災害対策に関する意見書（陳情書）

右提出する。

昭和34年10月6日

提出者　高倉朝次郎
小久保久吉
山下登
栗本音一
倉田文治
中村三喜之助
田中佐武郎
広田俊一
服部一郎
岩名清尚
山口茂夫
石田マサヲ
菊川秀一
水谷力
西島好夫

伊勢湾台風災害対策に関する意見書（陳情書）

去る9月26日夜、三重県下全域に来襲した伊勢湾台風の被害は、筆舌に尽し難い甚大かつ、悲惨なものである。

災害発生と同時に自衛隊を初め政府諸機関の積極、かつ強力な援助のもと県並びに関係当局は全機能を挙げてこれに当り凡そ人力の最善を尽し、り災者の救助並びに応急措置に専念しているにもかかわらず、今、なお、全村泥海化した地帯或は交通機関等の完全まひにより、陸の

孤島化した地域等においては最低限の衣、食、住の確保すらなし得ない惨状にあり、誠に憂慮に堪えず人道上の見地から寸時も放置し得ないところである。

よって、政府、国会並びに関係当局においてはこの際格別の配慮を致され当面の災害復旧につき強力な対策を採られんことを強く要望するとともに、特に左記事項については緊急かつ万全の措置を講ぜられるよう切に要望する。

記

1．災害救助法の特例措置と国庫負担金の早期交付
2．り災者住宅建設の促進
3．り災者の生活保護施策特に生業資金の早期交付
4．復旧諸資材機械の低廉あつ旋
5．り災農林水産業者及び中小企業者に対する貸付枠の拡大と低利融資
6．貸付済各種資金の償還延伸と利子の軽減
7．農災補償の支給と農業共済保険金の即時支払
8．各種共同利用施設の被害救済のための国庫助成の特別措置
9．国直轄諸施設の早期復旧
10．災害査定の促進と原形復旧に併せて改良事業の大巾認定
11．公共施設災害復旧国庫負担の特例措置
12．災害復旧債と特別交付税の増額
13．小災害復旧対策の特例措置
14．県及び市町村に対するつなぎ資金の早期融資

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和34年10月6日

三重県議会議長　野呂恭一

意見書提出先	陳情書提出先
内閣総理大臣	衆参両院議長
大蔵大臣	同　大蔵常任委員長
建設大臣	同　建設常任委員長
農林大臣	同　農林水産常任委員長
厚生大臣	同　社会労働常任委員長
通商産業大臣	同　商工常任委員長
文部大臣	同　文教常任委員長
運輸大臣	同　運輸常任常員長
自治庁長官	同　地方行政常任委員長
中部日本災害対策本部長	県選出衆参両院議員

陳情表

受理番号	件名	要旨	提出者・紹介議員
陳 29	伊勢湾台風による中小企業関係の災害復旧対策についての陳情	伊勢湾台風によるに数百億に上る中小企業関係災害復旧のため、県において災害貸付に対する損失補償、保証協会の機能拡大、災害融資の利子補給及び県税の減免等適切な措置を講ぜられたい。	提 三重県中小企業団体中央会会長 清水一良
陳 30	伊勢湾台風災害に対する救助対策についての陳情	伊勢湾台風により多気町では、人的被害を初め建物、耕地、農業施設、土木施設に多大の被害を豊つたので、その救助に万全を期しているが、県においても何分の援助を下されたく要望する。	提 多気郡多気町長 西浦清之助
陳 31	伊勢湾台風災害に対する緊急措置についての陳情	伊勢湾台風による甚大な災害に住民は不安定な日々を送っているので、恒久的災害復旧はさておいて衣食住に関する緊急問題について早急善処を願いたい。	提 北牟婁郡長島町長 西山住太郎 外三名
陳 32	伊勢湾台風による漁村の災害対策についての陳情	伊勢湾台風による漁村の災害は施設を初めその他にも甚大であったので、これが応急措置並びに県単補助の拡大、融資措置等その復興対策について格段の御高配を要請する。	提 三重県漁業協同組合連合会会長 石原円吉 外二名
陳 33	伊勢湾台風台風による被災養蚕業者の救済措置についての陳情	晩秋蚕繭の出荷期と晩々秋蚕の最盛期にあった養蚕農家では、伊勢湾台風により桑樹、桑葉、蚕室等全く使用不能に陥つているので、これが損失補償、復旧助成等緊急救済措置を講じられたい。	提 三重県養蚕販売農業協同組合連合会会長 神谷長一
陳 34	伊勢湾台風災害に対する救済及び復旧についての陳情	伊勢湾台風により河芸町では、大きな被害を蒙ったので、これらり災者に対する最善の救助及び早急な復旧措置のほか、中の川、田中川、護岸及び海岸堤防の抜本的改良措置並びに水産業の復興に最善の処置を要望する。	提 安芸郡河芸町長 阪順融 外一名
陳 35	伊勢湾台風による災害対策についての陳情	災害対策として、次の事項を国及び県において実施せられたい。 ① 公共施設復旧費の全額助成 ② 地方交付税の特別交付 ③ 災害救助法施行細則の改正 ④ 治山治水工事の恒久対策樹立と予算措置 ⑤ 罹災者に対する諸税の減免措置 ⑥ 十万円以下の小災害に対する補助 ⑦ その他損失補償等災害に対する善後策の樹立	提 飯南郡飯南町長 静永秀雄 外六名
陳 36	農業共済組合に対し援助を要望する陳情	伊勢湾台風の農家におよぼした被害は、極めて莫大であり、農業災害補償法の真価発揮は、今回を除いては絶対ないと考えるので、これが実施のため ① 水稲仮払金借入に要する利子補助 ② 事務費の特別補助につき格別の配慮を賜りたい	提 三重県農業共済組合連合会会長 浜田九之輔

陳　37	伊勢湾台風による災害復旧についての陳情	伊勢湾台風の襲来により飯南町では、これまでにない大災害を蒙り、被害住民は危険に頻し不安に陥つているのでこれが救助並びに災害区域国道の完全改修と被害復旧を図り今後の被害軽減を期すべく配慮を切望する。	提 飯南郡飯南町粥見 畑井三郷組頭 大久保　周　蔵 外六名
陳　38	伊勢湾台風による農業被害対策に関する陳情	伊勢湾台風による県下農林関係の被害は200億円に上っているのでこれが復旧のため、次の点につき格段の配慮を賜りたい。 記 ①　農業各団体事務費に対する県費助成 ②　被災家畜の集結移動に対する県費支出 ③　被害農家に対する県税の減免 ④　改良資金その他の融資に対す延納	提 三重県農業会議会長 浜　岡　一　郎
陳　39	伊勢湾台風による農協災害に救済助成を要望する陳情	伊勢湾台風による県下農協の被害は、９億円にもおよびこれが自立再建は極めて困難な実態であるので、これが対策として農協施設と在庫品の被害救済に特別の措置を講ぜられたい。	提 三重県農業協同組合中央会会長 小　林　慧　文
陳　40	開拓地に対する災害復旧を要望する陳情	伊勢湾台風により各開拓地の被害は甚大であるので、これが復旧につき、次の諸点を配慮せられたい。 ①　住宅および農用施設復旧に対する全額国庫補助の早急実施 ②　営農、経営資金の早期融資 ③　補助金等決定までのつなぎ融資 ④　復旧工事の早期施工 ⑤　既借入金に対し全免または減免、償還金の長期延期	提 三重県開拓者連盟 委員長 津　田　耟　天
陳　41	伊勢湾台風による被災志摩共栄開拓団民の救済を要望する陳情	伊勢湾台風により志摩共栄開拓地は全滅したので、融資その他救助策につき格別の配慮を賜りたい。	提 志摩共栄開拓農協婦人部長 米　沢　て　る 外四七名

第四項　三重県議会非常災害対策特別委員会

（1）　設　　置

10月６日開会の臨時議会の議決により、去る８月19日設置された「災害対策特別委員会」の任務へ県下全域に未曽有の大災害をもたらした伊勢湾台風による災害対策を加えその名称を「三重県議会非常災害対策特別委員会」と改め、委員会構成を更改して全議員を委員とし委員長に議長、副委員長に副議長を当てることとした。なお、委員会の円滑な運営を図るため理事10名を置くこととした。

正副委員長ならびに理事は、次のとおりである。

委　員　長　　野　呂　恭　一
副委員長　　神　谷　長　一

理　　事	野　中　林兵衛
	長　井　源一郎
	小　田　義　重
	西　島　好　夫
	水　谷　　力
	山　下　　登
	服　部　一　郎
	長　岡　栄太郎
	福　島　重　之
	広　田　俊　一

（2）　活　　動

委員会を開くこと1回、中部日本災害対策本部をはじめ政府、国会および関係当局への陳情、折衝、県内災害地の調査等を積極的に実施した。

(イ) 委　員　会

10月19日午後1時県議事堂において委員会を開催し、次の事項を協議決定した。

知事より臨時県会以降の災害応急対策状況を聴取したのみ、次の対策を決定した。

1．中部日本災害対策本部について臨時国会が10月26日召集され補正予算、災害特別措置法等が上程される予定であるが、その内容は中部日本対策本部で相当程度決定される傾向が強いので、次の日程で活動する。

イ、10月11日本県選出国会議員の多数が名古屋に会合されるので正、副委員長、各常任委員長が陳情する。

ロ、10月12日～14日、議員各派代表10名（自民5、社会2、農政2、無所属1）を5名宛2回に分けて陳情する。

ハ、10月16日、益谷災害対策本部長が視察のため来県される機会に、理事10名および視察地の地元議員が陳情する。

2．臨時国会対策について

臨時国会は10月26日招集、会期40日程度の予定で開かれる見透しなので、国会開会前より11月初旬にかけて9回程度波状陳情をする。

3．県内災害地調査について

委員会全員を9班に編成昭和34年11月4日より11月7日までの間に実施する。

(ロ) 理　事　会

1．10月6日臨時県議会終了後第1回理事会を開催、特別委員会運営規程を決定した。

2．10月10日午後1時より第2回理事会を開催、委員会活動等を協議した。

3．第3回理事会を10月19日、第4回理事会を11月7日それぞれ開催した。

(ハ) 政府、国会および関係当局への陳情、災害対策特別委員会の決定に基き、各班別に「伊勢台風による災害の概況」10月臨時議会で議決された「根本的治山治水対策の確立を要望する

決議」「伊勢湾台風災害対策に関する意見書（陳情書）」により政府、国会および関係当局へ災害特別立法措置並びに災害復旧につき強力な対策を採られるよう積極的な折衝、陳情を行った。その概要は、次のとおりである。

政府・国会等陳情状況

班別	陳情月日	陳情先
第1班	10月21日(水)	(県選出国会議員関係) 木村、田村、山手、川崎 井野 (建設省関係) 防災課長、治水課長、 砂防課長、道路局長、 道路局次長、事務次官 (県選出国会議員関係) 山手、川崎、田村、木村 角屋、堀木
	10月22日(木)	(政府関係) 副総理、総理大臣、小笠 内閣官房副長官 (県選出国会議員関係) 第1班に同じ
第2班	10月22日(木)	(政府関係) 第1班に同じ (政党関係) 自民党災対立法小委員長 (政府関係) 大蔵大臣
	10月23日(金)	(県選出国会議員関係) 山手、田村、角屋、木村 堀木 (政党関係) 自民党副総裁、同幹事長 (防衛庁関係) 政務次官
第3班	10月23日(金)	(農林省関係) 大野政務次官、水産庁長 官、漁港部長、漁港部計 画課長、食糧庁長官、農 林経済局長農地局長、林 野庁長官 (その他) 農林中金理事長 (県選出国会議員関係) 第2班に同じ
	10月24日(土)	(運輸省) 海上保安庁長官 (文部省) 文部大臣、事務次官 (県選出国会議員関係)
第4班	10月26日(月)	山手、田村、木村、川崎 (三県関係) 東海三県災害対策連絡協 議会 (県選出国会議員関係) 木村、山手、田村、斉藤 小林、角屋
	10月27日(火)	(三県関係) 木村、田村、浜地、早稲 田、辻、江崎、久野、 八木、中垣、三田村 交告、野田 (県選出国会議員関係) 第4班に同じ
第5班	10月27日(火)	(三県関係) 第4班に同じ (農林省関係) 災害復興課長、大野政務 次官
	10月28日(水)	(衆院災害特別委員関係) 南条、世耕、河野（考） 交告、岡本（茂）、辻、 丹羽、田中（正）、前尾 堀内、綱島、服部（安） 中垣、岡本(恒)、伊藤(北) 横山(利)、辻原、小林(重) 山手
第6班	10月28日(水)	(衆院災害特別委員関係) 田村、江崎、三田村、 佐藤（観）、 角屋、塚本、坂田、小島 小坂、久野、木村、 小川（平）
	10月29日(木)	今井（耕）、徳安、高見 田口、坊、二階堂、 太田、楯、田中（幾）、 金丸、加藤（鐐）、松平 穂積、田口 (参院災害特別委員関係) 秋山、井上、石谷、稲浦 江藤、木村、草葉、古池、 小林
	10月29日(木)	小山、郡、斉藤、重政、 西川、山本（米）、 吉江、米田、大倉

第 7 班	10月30日(金)	清沢、栗山、小酒井、 田中（一）、成瀬、羽生 藤田、安田、大竹、 小平、向井、森、 (自治庁関係) 自治庁長官 (建設省関係) 大臣秘書官 県選出国会議員
第 8 班	11月9日(月)	自民党政調会 建設大臣 法務大臣 (国会関係)
第 9 班	11月10日(火)	県選出国会議員 浜地、角屋、田村、山手 斎藤、 災害対策理事会 農林省関係

(二) 中部日本災害対策本部への陳情

災害対策特別委員会の決定に基き、各常任委員長、各派代表者が3班に分れ、災害特別立法措置、破堤か所の早期締切り等災害対策につき強力な陳情を行った。その概要は次のとおりである。

中部日本災害対策本部への陳情状況

期日	陳情先
10月11日	中部日本災害対策本部長 本県選出国会議員 （知事、副知事と合同陳情）
10月12日	中部日本災害対策本部長 中部地方建設局長 名古屋農地事務局長
10月13日	中部日本災害対策本部長 中部地方建設局長 名古屋農地事務局長 中小企業金融公庫名古屋支店長 住宅金融公庫名古屋支店長

(ホ) 県 内 災 害 地 調 査

災害対策特別委員会の決定に基き、県下各地の災害状況を、次のとおり、6班に分け現地調査を実施した。

県 内 災 害 地 調 査 状 況

班　別	調査月日	調　査　地　(調査か所)
北　勢　班	11. 4	四日市港、四日市々立納屋小学校 四日市競輪場、富田地区海岸 四日市遠洋漁業基地、川越村 桑名市日出橋、長島町、木曽岬村
中　勢　班	11. 5	白子町海岸、千代崎鈴鹿漁港 鈴峰荘避難所、鈴鹿通信学園避難所 河芸町海岸、高田本山避難所 美　杉　村
飯多・松阪班	11. 6	飯南町横谷　　同橋梁 同新高橋、飯高町赤桶、同栗野 同川俣小学校、同笠松、同森 櫛田川頭首工、松阪市魚見橋
南勢・志摩班	11. 4	神宮参宿所避難所、伊勢高校 宇治山田商工高校、二見小学校・二見町保育所、鳥羽市営住宅 南勢町みかん畑、磯部町共栄開拓団・大王町波切海岸 志摩町半田沿岸、度会郡立養老院
牟　婁　班	11. 6	長島町名倉、呼崎海岸、長島町漁港 長島町海山町引本長浜 尾鷲市尾鷲漁港、熊野市二木島 同遊木漁港、木本高校、熊野市古泊漁港　同大泊海岸、 農業試験場紀南分場、御浜町阿田和区漁業資材及び水産加工施設、 紀和町日の湯、同上川

4. 災 害 現 地 見 舞 に つ い て

9月30日、特に被害の甚大であった北勢地区に対し次のとおり災害見舞を実施した。

被 害 見 舞 状 況

四 日 市 市 役 所
川 越 村 役 場
桑 名 市 域 (福　地)
川 越 村 亀 崎 区
桑 名 市 赤 須 賀 地 区
木 曽 岬 村 役 場
長 島 町 役 場
桑 名 市 役 所
県 前 進 基 地

第五項　災害対策本部日誌

昭和34年９月26日　土曜日　暴風雨

○　台風接近する、午後各地に堤防欠壊や浸水による被害が続出した。

○　午前11時、津地方気象台より県下に暴風雨警報発令と同時に「三重県災害対策本部」設置。

○　風雨が激しく午後８時56分頃東海地方は停電、同９時頃電話が不通となる。同９時30分頃には四日市々ですでに30,000戸が浸水、午後５時30分関西線、近鉄線共に不通、交通機関は空襲以来のまひ状態となった。

○　自衛隊の出動要請。

９月27日　日曜日　晴

○　午前１時三重県災害対策本部を「非常災害対策本部」に切りかえるとともに、非常災害救助隊を設置した。

○　桑名市に前進基地設置

○　自衛隊、県警機動隊出動（自衛隊の活動として、別項に詳細に説明）

○　午前１時、部長会議を開き、緊急対策を検討する。

○　午前11時30分副知事自衛隊のヘリコプターで北勢被災地一帯を視察する。

○　午前１時30分　四日市々、鈴鹿市ほか３市１町に、災害救助法発令。
午前４時30分　桑名市、伊勢市　〃
午前10時　津市、亀山市、一志町、上野市、嬉野町　〃
午前12時　木曽岬村、長島町　〃

○　午後３時　部長会議。
午後３時30分遂に県下全市町村に災害救助法を発動、同時に食糧手配、２万食分木曽岬村へ、１万食分長島町へ、45万食を四日市市、鈴鹿市、伊勢市へ、なお、50万食分の緊急手配を行う。

９月28日　月曜日　晴

○　午前８時　部長会議

○　副知事四日市々、川越村、桑名前進基地を視察する。

○　毛布2,000枚、木曽岬、長島地区へ、下着類1,500点午前８時発送。

○　クレオソート5,000錠、ビタミン10,000錠、木曽岬、長島地区へ。

９月29日　火曜日　弱雨

○　午前８時　部長会議

○　副知事、桑名前進基地にて、指揮指導。

○　欠壊河川の仮締切工事着手。

○　衛生医療班編成、長島、木曽岬地区にそれぞれ２個班派遣防疫活動に従事。

○　毛布9,000枚下着類6,000点を北勢方面へ、毛布22,300枚下着類380,000点を中南勢方面へ、なお毛布45,149枚下類450,000点を10月1日までに被害者に配布計画完了。

○　飯南郡飯高町へ米40俵をヘリコプターにて輸送。

9月30日　水曜日　快晴。

○　「中部日本災害対策本部」愛知県庁内に設置される。

○　農林政務次官来県。

○　村上建設大臣、大野自民党副総裁来県。

○　部長会議。

○　副知事自衛隊ヘリコプターで、木曽岬村へ視察。

昭和34年10月1日　木曜日　曇1時弱雨。

○　知事は午前7時5分米国国務省招聘による米国訪問から、伊勢湾台風の非常なること通知をうけて予定を変更して急いで帰国（羽田着）。

○　午前9時50分全日空機により小牧着、自衛隊航空学校のヘリコプターにて木曽岬、長島、桑名視察。

○　午前11時北勢災害対策事務所着、被災および対策状況聴取。

川越村、四日市市、楠町、鈴鹿市、安芸、津等を視察して。

○　午前11時50分県庁内グランド着。

○　正午災害対策本部会議を開く。

○　午後12時40分　記者会見。

○　午後4時災害対策本部会議を開く。

○　被災者の緊急避難を決定。

○　死者1名に対し、弔慰金10,000円を支出することに決定。

○　県議会全員協議会開催。

○　四日市～名古屋間連絡船開始。（別項海上保安庁の措置を参照）。

10月2日　金曜日　弱雨。

○　桑名郡長島町、木曽岬村両地区の老人、婦女子集団難避開始。

○　大阪府警200人来援、四日市、桑名地区の警備救助に当る。

○　厚生政務次官来県。

○　知事は自衛隊のヘリコプターで県庁内グランド発　午前9時―松阪市（9時10分―9時30分）―伊勢市（10時～10時20分）―鳥羽市（10時40分―11時）―明野航空学校（燃料補給）―津（12時30分）。

○　午後1時　陸幕　大森副長来県、災害対策本部会議。

○　午後4時30分　県庁グラウンドより、ヘリコプターで名古屋市へ行き。

益谷本部長および三県知事対談を、CBC.TV.により行う。

10月3日　土曜日　曇一時弱雨。

○　文部省管理局長来県。

○　午前中　愛知県庁において、中部災害対策本部会議が開催され知事も出席午後1時愛知県庁において、知事は岸首相に災害情況を説明した。

午後5時　愛知県庁グランドよりヘリコプターにより帰庁。

10月4日　日曜日並雨

○　知事は、午前10時30分福田農林大臣一行（農林大臣、官房長、農地局建設部長、水産庁漁港部長、林野庁指導部長）を四日市港第一ふ頭に出迎へ、随行して、災害対策本部桑名前進基地（11.30分―12時50分）―七里の渡し跡（午後1時45分）―伊曽島、白鶏（午後2時25分―午後2時45分）―城南干拓(午後3時―午後3時20分)長良川沖（午後3時40分）大臣一行を見送り、その後、

○　知事は桑名から大垣経由で名古屋市へ。

○　緊急避難希望者1064名を自衛隊ヘリコプター11台、および自衛艦にて、鈴鹿電通学園、高田本山へ避難。

○　益谷副総理、木曽岬村方面視察（航空機で）。

○　中部日本災害対策本部において、木曽岬村、桑名地区の締切計画決定。

○　防疫班15班、医療班100人、給水班6班被災地にて活動開始。

○　井野法務大臣視察。

10月5日　月曜日　弱雨後曇

○　天皇陛下のお使いとして、御来県の皇太子殿下に被災地の情況説明のため知事は、午前9時に名城へリポートより、航空機に同乗申し上げ、岐阜―養老―桑名―四日市を経て、午前11時津市立南立誠小学校グランド着、午前11時10分より午後0時50分迄県庁にて被災状況、対策状況等説明申し上げ昼食の後、午後1時津市立南立誠小学校グランド発、鈴鹿電通学園へ避難中の人々を慰問せられたうえ午後1時45分名城へリポートに着御せられた。

おことば

天皇陛下はこのたびの台風の災害について深く御心を、いためられ私をお召しになって、被害地を親しく見舞うことを命ぜられ次のように仰せられました。

「このたびの台風により非常に大きな被害を、こうむり特に夥しい犠牲者を出したことはまことに同情に堪えない。

かつて一日も早く立直るように、また、官民一体となって復旧に協力するように希望する。

右お伝えします。

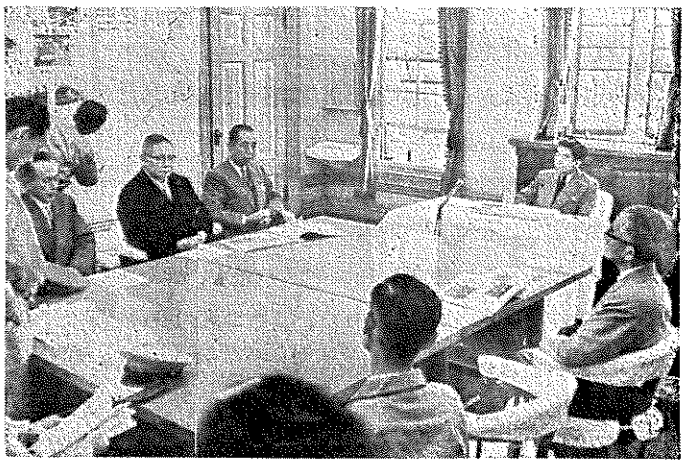

昭和34年10月5日三重県庁において
皇太子殿下に災害状況を説明する田中知事

10月6日　火曜日　曇後弱雨

○　桑名郡長島町全中学生（905名）伊勢市へ集団避難。

○　中部日本災害対策本部へ総務部長以下県関係者出向駐在
○　臨時県議会開会。
○　仮設住宅建設着工。
○　桑名前進基地が「桑名災害対策事務所」に切替えられる。

10月7日　水曜日　並雨。

○　川越村にサンドポンプ（2000馬力）1艘到着、作業開始。
○　臨時県議会閉会。
○　10月8日　木曜日　晴

自衛隊により長島町地内国道1号線橋梁（長栄橋）流失のところに、ベリー橋架設がはじまる。

○　大阪に中部日本災害対策本部の「災害対策連絡所」設置。
○　災害義捐金の配分委員会設置。
○　知事は県庁内グランド発午前8時30分ヘリコプターにて南勢視察。

南勢町（午前9時30分）―南島町（午前10時20分）―長島町（午前11時）―尾鷲市（午前11時20分より午後0時30分）―熊野市（午後1時50分）―鵜殿―県庁グランド（午後3時30分着）。

○　午後4時50分より知事は県庁において、来県中の衆議院派遣議員慰問団に事情説明。

10月9日　金曜日　晴後曇。

○　ベリー橋完成
○　知事は午前9時県庁内グランド発のヘリコプターにて、中勢、伊賀視察。

上野市（午前9時30分より10時30分）―名張市（午前10時50分―11時20分）―美杉村（午前11時35分―午後0時20分）―飯高町（午後0時35分―午後1時）飯南町（午後1時10分―1時40分）明野航空学校―午後3時県庁着、ついで午後3時20分より名古屋市に行き、午後4時30分から午後5時40分まで、ＮＨＫ．Ｔ．Ｖにて、今日の災害地から〃と題して三重、岐阜両県知事対談。

10月10日　土曜日　弱雨後曇
○　木曽川下流桑名地区のサンドポンプ配船計画決る。
○　午前10時名城ヘリポート発にて、知事は石原中部災害対策本部長と同乗して桑名光風中学校ヘリポート着（午前10時30分）―七里の渡跡（午前10時45分）―木曽岬村加路戸（午後0時40分）―桑名災対事務所（午後1時30分―午後2時）―川越、富田―県庁（午後3時30分）着、午後4時石原本部長代理は名古屋市帰る。

10月11日　日曜日　快晴
○　県選出国会議員は被災地を視察後、午前10時30分から愛知県議会議事堂において、県選出代議士が災害対策協議。
○　午後1時愛知県庁において、愛知、三重、岐阜の三県知事会議をおこない、三県知事が政府への要望事項を決定する。

○　午後３時知事は、東海テレビで災害状況と対策について放送する。

○　午後５時40分、知事は、県庁にて渡辺農林次官に災害の概況を説明する。

昭和34年10月12日　月曜日　晴

○　自衛隊により一志郡美杉村の排土作業始まる。

○　大阪災害対策連絡所会議開催．紀勢本線の復旧問題ならびに復旧資材の確保を要望する。

○　知事は来県の山本建設省河川局長に同行するため、午前11時桑名着―木曽川下流事務所（午前11時50分―午後１時）―川越干拓（午後１時30分―午後１時45分）―富田海岸（午後２時）―磯津海岸（午後２時25分―２時40分）―鈴鹿海岸（午後３時）―曽根橋―雲出川―大正橋―櫛田川（法田午後５時）―松阪市（午後５時45分―午後７時）―津着（午後８時）

10月13日　火曜日　晴

○　桑名～名古屋間連絡船就航。

○　午前10時　佐藤総理府総務副長官視察のため来県につき、知事は被災情況説明。

○　午後６時24分名古屋発第二コダマにて、知事上京。

10月10日　水曜日　晴一時しぐれ

○　ビタミン３万錠の配分方法決定。

○　午後１時都道府県会館において、災害対策全国知事会議開催。

10月15日　木曜日　曇

○　都道府県会館において、全国知事会議。

○　知事、午後11時16分着（名古屋）の列車にて名古屋迄で帰る。

○　松田文部大臣来県

○　台風18号来襲予想に備え万全の対策を樹立する。

自衛艦アジサイ（250トン）災害部隊に編入さる。

10月16日　金曜日　並雨

○　川越村海岸潮止め成功。

○　知事は午前10時名城北ヘリポート発の航空機にて、本県を視察せられる益谷中対本部長に同乗して、桑名市（午前10時20分―午前11時）―津（午前11時30分）着。

○　11時40分から午後０時30分まで県庁において被害の概況を説明のうえ、津発（午後０時40分）―名張市（午後１時10分―１時40分）―伊勢市（午後２時10分―２時40分）―自衛隊航空学校（午後２時50分）―益谷本部長は名古屋へ。

○　午後５時　災害対策本部会議、記者会見。

10月17日　土曜日　並雨

○　桑名市地蔵地区、揖斐川右岸欠壊に仮締切り工事完了。

○　紀勢線多気―徳和間櫛田川鉄橋復旧、同線は全線にわたり開通した。

○　午前10時30分　愛知県庁において、中対本部会議あり出席者の主な人は、佐藤蔵相、主計局長其の他である、愛知、三重、岐阜の三県知事より災害概況について説明聴取する。

○ 知事は名城北ヘリポート　午後0時30分発のヘリコプターに佐藤蔵相一行と同乗し、弥富養老経由一桑名（午後1時55分一午後2時30分）一熱田神宮ヘリポート着（午後5時（同所よとL型飛行機にて帰庁した。

10月18日　日曜日　弱雨

○ 長島地区潮止め開始

○ 午前11時　県庁において災害対管本部長会議

○ 午後0時50分　石原中対本部長代理来県、知事四日市市立日永中学校に出迎へ、ついで四日市ドレミメ女学院において、被災地市町村の陳情をうける午後6時帰庁。

10月19日　月曜日　並雨後曇

○ 知事北勢避難所慰問（高田本山、電通学園）

○ 午後1時　県議会非常災害特別委員会開催。

○ 長島町地内国道1号線橋梁（長栄橋）の仮橋完成。

○ 災害対策本部大阪連絡所会議開催。

10月20日　火曜日　晴

○ 城南干拓地の潮止め工事を完了、本格的な工事開始。

○ 国道1号線のドラム罐工法開始。

○ 自衛隊杉山幕僚長来県。

○ 午前9時県庁において災害対策本部会議開催

○ 正午より南勢避難所を知事慰問す（修練道場、如雪園、奥野家、五鈴館）

○ 午後6時20分名古屋発にて知事上京す。

10月21日　水曜日　弱雨後曇

○ 午前10時より都道府県会館（東京）災害対策のための全国知事会議。

○ 午後1時より衆議院農林水産常任委員会において、知事は概況を説明し、対策について陳情する。

○ 午後3時より、都道府県会館において全国知事、議会議長合同にて、災害対策会議をおこなう。

10月22日　木曜日　快晴

○ 川越方面の排水完了。

○ 桑名市街地の排水完了。

○ 午前8時30分一午前10時30分に厚生、農林両省で知事は被災の概況を説明のうえその対策につき陳情をおこなう。

○ 午前11時一午後2時に知事は第三議員会館において、本県選出の国会議員と災害対策について打合せをおこなう。

○ 午後3時一午後7時に知事は、建設省に概況説明とその対策につき陳情する。

○ 午後7時　東京発にて、知事帰県す。

10月23日　金曜日　晴

○ 池田通産大臣来県につき知事は名城北ヘリポートより同乗、石原産業（午前10時00）―平田紡績（午前10時35分）―桑名市松鋳（午前11時10分）―桑名明正中学校（11時30分）―県庁（午後1時―午後2時30分）―久居（午後2時50分）―名古屋へ

○ 引続き午後4時名古屋観光ホテル、通産大臣、財界人懇談会に出席。

○ 木曽岬村木曽川破堤か所330メートルの仮締切り完成。

10月24日　土曜日　晴

○ 午前8時45分―午前9時05分間、知事はＣＢＣ．Ｔ．Ｖにおける災害対策放送の「私はききたい」に出席。

○ 正午、知事は、市町村会館における県下全市町村長のおこなう合同災害対策協議会に出席

○ 午後4時、県庁において災害対策本部会議開催。

○ 長島町、北部仮締切り完成。

10月25日　日曜日　快晴

○ 自衛隊木曽岬作戦開始1,000名来援。

○ 午前9時　災害対策本部会議。

○ 午前9時40分より知事避難所慰問（鈴鹿電通学園、鈴峯荘、楠小学校）

○ 午後3時05分　知事災害用務のため名古屋発上京。

10月26日　月曜日　快晴

○ 桑名郡長島町、木曽岬村で三重県消防救援隊が流木整理開始。

○ 桑名市、川越村の排水完了。

10月27日　火曜日　曇一時しぐれ

知事上京中、特記なし

10月28日　水曜日　弱雨一時雷電

○ 木曽岬作戦重機械を入れて6か所同時に締切り工事を開始す。

○ 知事は、都道府県会館における、農業災害補償制度協議会に出席。

10月29日　木曜日　快晴

○ 午前9時　災害対策本部会議。

○ 被災者、および避難所へ布団上下一組を配分（約850世帯へ）することに決定。

○ 午前11時　知事は記者会見す。

○ 午前11時30分　知事はＮＨＫの社会の窓に音録（議題は災害救助について。）

○ 午後1時―2時　知事は伊勢新聞編集局長と対談す。

10月30日　金曜日　快晴

○ 長島町白鵜南端決壊口100米の仮締切り完了。

○ 知事は県庁を午前8時に出発して被災地視察のうえ復旧活動を激励した。そのコースは、次のとおりである。

津―富田富州原（海岸）―川越亀崎新田―桑名地蔵（消防団が作業している分）―長島町千倉、大鳴（排水作業）―都羅福吉（消防団の作業している分）―木曽岬村藤里（自衛

隊）一川先、見入、東殿名（消防団が作業している分）

10月31日　土曜日　晴

○　桑名市南部の排水完了。

○　国道一号線のドラム罐工法成功す。

○　午前9時、県庁において災害対策本部会議。

○　午後2時、知事は四日市々山手中学校において、大阪府警機動隊に対する感謝状贈呈式をおこなう。

11月1日　日曜日　曇後並雨

○　三重県非常災害対策本部を「三重県非常災害復興本部」に切替える。

○　知事災害陳情のため、午後3時津発にて上京。

11月2日　月曜日　並雨

○　連日の降雨と波浪のため、桑名市城南福地地区の仮堤防再び欠壊し、約44戸浸水。

○　知事は全国町村会館において、本県選出国会議員と打合せ会を行い関係各省に災害対策の陳情を行なう。

11月3日　火曜日　弱雨

○　知事は関係各省に災害対策につき陳情

○　特記なし

11月4日　水曜日　弱雨後晴

○　午前11時　知事は衆議院第三議員会館において、本県選出国会議員と打合会を行った上、衆議員災害対策特別委員会に災害の諸対策につき陳情をおこなう。

午前11時30分より、知事は衆議院第三議員会館における三重愛知、岐阜三県の災害対策協議会に出席。

11月5日　木曜日　快晴

○　名古屋一桑名、七里の渡し、定期船廃止。

○　桑名市城南干拓地海岸堤防仮締切り成功。

○　午前11時　知事は衆議院災害対策特別委員会において、伊勢湾台風の参考人として実情を陳述した。

○　知事は午後0時30分より衆議院第三議員会館において、三県災害対策協議会に出席同所において、ＮＨＫ対談に録音。

〃　　産経新聞対談

○　更に、午後5時30分より運輸省港湾局長と防波堤問題で懇談した。

11月6日　金曜日　曇後並雨

○　木曽岬作戦完了

○　午後6時30分より知事は、衆、参両院災害対策特別委員長と懇談をおこなう。

11月7日　土曜日　晴

○　正午より、知事は三重大学農学部における土地改良事業団体連合会災害対策大会に出席。

○　午後1時より県庁において記者会見する。

11月8日　日曜日　快晴

○　津、鈴鹿、伊勢へ集団避難した学童の帰郷を開始する。

11月9日　月曜日　快晴

○　木曽岬村仮締切工事完了。

11月10日　火曜日　快晴

○　特記なし

11月11日　水曜日　晴

○　知事は皇居において、天皇陛下に復興状況の御説明を行う（その内容については別項参照）

11月12日　木曜日　晴

○　特記なし

11月13日　金曜日　曇

○　長島南小学校児童帰郷。

11月14日　土曜日　快晴

○　長島中学校生徒帰郷、避難学童の帰郷完了。

○　午前9時　県庁において災害対策本部会議。

○　午前11時知事は県庁において記者会見。

11月15日　日曜日　曇

○　長島町白鶏の欠壊口締切り工事に「前だれ工法」開始。

○　楠小学校避難所閉所

○　知事は、午後0時30分より城南、長島、木曽岬の被災地視察。

11月16日　月曜日　曇一時弱雨

○　午前9時　災害対策本部会議

○　午後1時より知事は、ＮＨＫ津局において、災害対策について録音。

○　午後1時30分よりＫＴＢ津局において、災害対策について録音。

11月17日　火曜日　晴

○　午前9時県庁において、災害対策本部会議。

○　午前10時　災害対策の県議会開会。

○　午後3時10分　参議院文教委員、学校災害状況視察のため来県。

○　科学技術庁、藤村審議官来県。

11月18日　水曜日　快晴

○　三重県最後の締切り完了（桑名郡長島町白鶏）

○　午前9時より災害対策本部会議。

○　午前10時より県議会

○　午後７時　全国漁業連合会片柳会長来県

11月19日　木曜日　曇一時弱雨

○　午前９時　県庁において災害対策本部会議

○　午前10時より県議会

11月20日　金曜日　快晴

○　四日市～名古屋間連絡船廃止

○　午前９時より災害対策本部会議

○　午前10時より県議会

11月21日　土曜日弱雨

○　鈴鹿市、鈴峯荘避難所閉所す。

○　午前８時知事はＣＢＣ．Ｔ．Ｖの題名「私はききたい」の放送をおこなう。

○　午後６時25分県議会は本会議において、議案表決され採たくのうえ閉会す。

11月22日　日曜日　晴

○　午後２時より、洞津荘においておこなわれた郷土復興県民会議に、知事出席。

11月23日　月曜日　晴

○　午後１時30分　村上建設大臣来県視察（知事随行）その行程は次のとおりである。

木曽岬村、田代、雁ケ池、白鷺一長島町福吉、松蔭一都羅、白鶏一桑名市地蔵、城南、福地一町屋橋

11月24日　火曜日　曇

○　県庁において災害対策本部会議開催。

11月27日　金曜日　曇一時しぐれ

○　知事は午後１時30分より皇居において天皇陛下に、災害復興状況について御説明申上げた。

11月28日　土曜日　曇

○　知事は東京において、本県選出国会議員と災害対策について懇談をおこなった。

11月30日　月曜日　快晴

○　午前９時より県庁において、災害対策本部会議。

○　午後０時30分より、知事は、県庁において記者会見を行う。

○　午後１時より、県議会議事堂において櫛田川水系治山、治水砂防事業期成同盟会結成され知事出席す。

12月３日　木曜日　晴一時しぐれ

○　県庁において、災害対策本部会議。

12月４日　金曜日　弱雨後晴

○　午後５時、農林省災害復旧課長来県。

12月８日　火曜日　曇

○　県立大学避難所閉所。

○ 午後6時より、知事は名古屋において、益谷中部災害対策本部長、石原副本部長、愛知、岐阜両県知事および名古屋市長と懇談

12月9日　水曜日　快晴

○ 中部日本災害対策本部閉所

12月10日　木曜日　晴

○ 午前11時 0分、県庁内グランド発の自衛隊ヘリコプターにて、知事は災害地視察そのコースは、次のとおりである。

津―名張―美杉―飯南―木曽岬――身山中学校へ

○ 午後2時より、高田本山専修寺において、伊勢湾台風犠牲者合同慰霊祭を行なう

○ 高田本山避難所閉所

12月12日　土曜日　晴

○ 12日より15日までの予定で、臨時台風科学対策委員会1行来県各地視察

12月13日　日曜日　晴

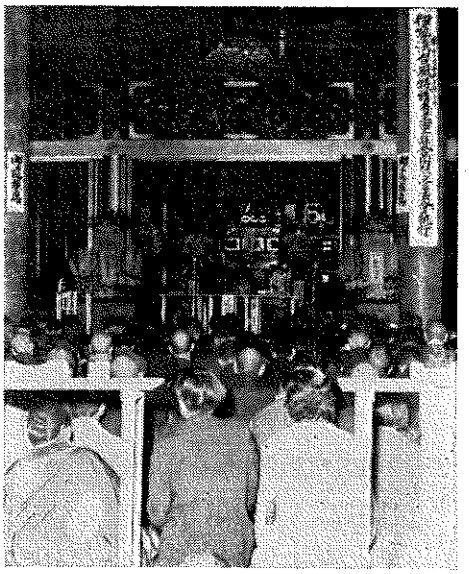

昭和34年12月10日　高田本山専修寺における
合同慰霊法会
涙も新らたに黙とうをする遺族

○ 正午より、県議会議事堂において、知事は、南条衆議院災害地対策特別委員長来県せられたので被害の概要とその対策につき説明のうえ、政府への要望書を提出した

12月14日　月曜日　快晴

○ 午前9時より、部長会議

12月17日　木曜日　快晴

○ 県議会開会

12月18日　金曜日　晴

○ 午後5時より、県庁において台風見舞金配分委員会を行う。

12月20日　日曜日　快晴

○ 午後2時より、知事は、桑名市益生小学校において伊勢湾台風被災孤児慰問激励会に出席

12月21日　月曜日　弱雨

○ 鈴鹿市、鈴峯荘避難所閉所

12月23日　水曜日　快晴

○ 県議会開会

12月24日　木曜日　曇

○ 鈴鹿電通学園避難所閉所

12月25日　金曜日　晴一時弱雨

○ 津市水産会館において、伊勢湾台風関係功労者表彰式挙行

12月26日より12月30日まで

○　知事は、昭和36年度災害予算関係接渉のため上京、各省に陳情。

昭和35年１月27日

○　伊勢湾台風災害本復旧工事起工式挙行（長島町伊曽島小学校において）

知事が昭和34年11月17日皇居において天皇陛下に御説明申上げた事項は次のとおりである。

天皇陛下に対する知事説明資料

一、伊勢神宮の被害について

伊勢市附近の風速は、伊勢市の記録によると59米となっております。この烈風によって、伊勢神宮は未曽有の大被害を被りました。

両宮とも参道両側に聳立していた千古不ばつの巨木も無惨に倒伏し、その風倒木によって五丈殿をはじめとして、72の社殿（内宮48、外宮24）が大、中破の損壊をうけましたが、正殿は安泰でした。

また神宮林の風倒木も甚だしく、95,000石、約２億円にのぼる被害でございました。

二、真珠被害について

真珠筏は台風直前に、鳥羽、的矢、英虞湾から紀州方面にかけて75,081台が浮設してありました。この筏で被害をうけましたものは、くろ貝（手術をして珠の入っている貝）の筏で、流失また大中破したものは49,859台（地区により異るが70～100%）くろ貝は7,479万貝の34億7,500万円の被害額にのぼっております。また母貝の筏では18,181台、3,640万貝５億3,256万円となっております。

その他筏施設、陸上施設、船舶等の被害額を併せ、5億6,102万円の巨額にのぼりました。

これが復旧には、容易ならぬものがありますが、県としましてはまず生産規制計画年次の最終年次に当っておりますので、35年には55,000台を目標に規制をする方針のもとに復興計画を樹立しております。

これら復旧資金は約29億円を必要としますが、このうち政府関係金融機関（農林中金、農林漁業、金融公庫、商工中金及び天災法融資）の協力で約20億の手当を見込んでおります。その残額は普通金融機関の協力にまつこととし、概ね２か年をもっおて復興いたします。業界は目下一丸となって復旧作業に努力しておりますが、まず大破した筏や陸に打ち上げられた筏の整理、水没埋没した貝の採収作業とともに、残余貝の水揚げ作業避寒漁場の準備に努力が注がれております。

国においては、真珠筏10台以下の小業者に対し被害筏の８割を補助、さらに真珠漁場の掃海作業、補助等の措置がとられることになっております。

なお、従来漁場の密植による品質低下の傾向がありましたので、この機会に品質向上を期す

るために、残った真珠貝に充分な栄養管理が必要なため今冬は特に優秀な避寒漁場の確保を図り、さらに漁場復旧とともにその適正化を進めてまいり、世界の宝石「真珠」の名声維持に努めたいと存じます。

三、その後の避難所の動静について（皇太子殿下御差遣以後）

皇太子殿下がおいでいただいた10月５日、鈴鹿電通園の大ホールには1,337名（長島746名、木曽岬591名）の避難者が収容されて２日目でありました。

最高時県設置の避難所には木曽岬村、長島町の避難者約2,700人（うち学童2,000名、一般老幼婦女子700名）を収容いたしましたが、現地の排水の進捗に伴い、逐次帰還したため、現在の収容状況は次の通りであります。

県設置避難名所	収容人員	内訳 小学生	中学生	高校生	一般
鈴鹿電通学園	279				279
鈴峯荘	154		148		6
高田本山	95				95
三重県立大学	258	254			4
計	**786**	**254**	**148**		**384**

なお上記避難者のうち、長島町の避難者約500名（学童250名、一般250名）は12月上旬に帰還する予定であります。

以上は、県設置の避難所の模様ですが、現在避難所を設置している市町村は、北勢の木曽岬村、川越村、長島町だけでありまして避難所の数は、85か所、収容人員は、学童約400名一般5300名であります。

四、今後の伊勢湾臨海工業地帯の課題について

(1) 臨海工業の被災状況

北勢地区の大企業（300人以上）の被害額は37工場27億9,100万円、このうち繊維工場の被害が最も大きく、15工場15億7,300万円、化学10工場８億5,400万円、窯業２工場１億7,700万円等となっております。

(2) 復旧状況

被災直後は送電線故障のため、県下全般が生産休止の状態にありましたが、その後電力は逐次復旧し、原材料および製品の輸送困難が著しく操業をおくらせている状況であります。

北勢地区の大企業は被災後10日以内で50%以上が操業を再開、12の大企業を除いては、すでにフル生産の段階に入っております。

そのうち、著名工場の復旧状況は次の通りであります。

工場名	一部操業	完全操業
昭和四日市石油	10月３日	10月10日
三菱油化	10月６日	10月13日
三菱化成	10月２日	10月８日
三菱モンサント	10月２日	10月８日
富士電機	9月28日	10月21日
大協石油	-	10月20日
石原産業	10月５日	10月15日
日本板ガラス	9月29日	9月30日
平田紡	10月31日	11月30日

(3) 今後の臨海工業地帯の課題

伊勢湾台風によって甚大な被害は受けましたが、工業地帯としての特性価値は有利な立地条件と整備された関連施設とによって何等支障を生ずることなく、次のような今後の復旧整備によってむしろ従前以上に期待される臨海工業地帯として発展することを確信いたしております。

(イ) 護岸堤防の新工法施工と防波堤の新設

臨海地域におきましては各面に亘って甚大な被害を受けましたが、午起地区のテトラポット工法による新しい護岸構築により防備されたところもあり、今後の護岸堤防築造上貴重な貴重な体験となりました。しかし四日市港前面の防波堤の築造は急務であり、更に、霞ケ浦、富州原、川越、桑名地先等埋立造成に当って、護岸堤防の築造を充分検討するとともに、併せて前面に防波堤を新設すれば、万全を期せられます。

(ロ) 海岸、河川堤防の総合的復旧

臨海工業地帯の風水害防備は、国土保全ならびに産業施設保護上特に重要のみならず、在住民の生命財産の防護上必須でありますので、今回決壊破損した堤防を単に海岸堤防としてのみならず、河川堤防との関連において復旧することがのぞましいのでありまして、このような措置によって工場地帯の防備も完璧を期せられると確信いたします。

(ハ) 埋立造成地の早期実施による堤防の建設

現在埋立造成計画のある霞ケ浦、富州原、川越、桑名地先の埋立造成を早急に実施し、堤防の二重築造を避け、併せて内陸部地帯の完璧な防備をすることが可能であります。

(ニ) 住宅地を丘陵地帯に設定

臨海部工場の住宅地計画を再検討し、西北方の丘陵地帯にこれを移すことによって、工場の被害から従業員の個災による工場復旧のおくれのないよう措置することが肝要であります。この場合住宅地域と工場地帯との連結道路の整備がおくれておりますので、これらも新しい観点に立って立地配置をすべきであると考えられます。

(ホ) 名四国道の建設促進

伊勢湾臨海工業地帯の進展に伴い、名古屋、四日市間における物資輸送交通量は極度に高率化しつつある状態である際、今回の災害による国道一号線、関西線、近鉄線の不通が諸産業に与えた影響は甚大なものがあり、第二国道建設は益々緊要度を加えています。現在着工中の名四国道の建設を第二堤防的性格をも併せ促進することが肝要で、道路公団においてはすでに路面を従来の計画より約0.6米、橋梁1.0米のかさ上げが検討されております。

(ヘ) 都市排水の整備促進

国鉄四日市駅附近はこの地帯において最も低い土地であり、下水道の不備と相まって殆んどの降雨時には地上溢水を来し、産業の動脈である鉄道輸送の停滞等の大きな原因となっていますので、駅構内外の嵩上げとともに、排水施設を早急に整備することが肝要であります。

以上のような災害関連の事業を進めるとともに、従来からの臨海工業地帯の整備計画を促進し、新しい臨海工業地帯の造成に努力して参りたいと存じます。

五、教 育 関 係 に つ い て

(1) 各学校の授業再開については、その実情に応じて学校運営（二部授業、分散授業、短縮授業、複式授業、学級統合等）による授業計画を樹立せしめ、必要最小限度の応急工事を施行するとともに仮校舎の使用等により早急に授業体制を確立しつゝあります。

(2) 特に被害の甚しい北部浸水地帯の木曽岬村、長島町の6校につきましては、次の避難所

に緊急避難を実施し、正常な授業を行うため、各学校単位に再編成の上、早急に授業再開の体制を講じました。

長島町の排水完了のため、長島北小学校は11月8日、長島南小学校は11月13日、長島中学校は11月14日、それぞれ復帰致しました。

なお木曽岬小学校は、11月26日復帰の予定であり、また、伊曽島小学校および木曽岬中学校につきましても本年内には復帰する予定であります。

(3) り災児童の流失教科書用品の補給につきましては、必要教科書の種類、冊数を早急に調査し、中央教科書供給所よりの補給により17万,3000冊の配給を完了し、授業体制を確立しつつあります。

なお、災害救助法による学用品につきましては、各集団避難所ごとにそれぞれ配給を完了しました。

(4) 学校給食用小麦粉および乾燥脱脂ミルクの損失補償並びに罹災児童生徒に対するミルク等の無償配給につきましては、その実情を調査し、関係機関と折衝の結果、学校給食会、パン業者によりすでに損失補償および無償配給の措置を完了いたしました。

(5) 被災児童生徒に対する弔慰金につきましては災害により死亡の犠牲者となりました児童生徒に対し、学校安全会より弔慰金268件総額536,000円を贈りました。

(6) 高等学校生徒で災害により一家の生活が困難、あるい学資の支弁が困難になった者に対しましては、授業料の減免を実施致しました。減免許可者は全日制の免除320名、減額(2分の1)412名、定時制の免除120名、計852名で、これによります減免総額は2,267,400円であります。

育英資金につきましては、被災により一家の生計が困難になったもの310名に対し、1か月3,000円の特別奨学資金の貸与、また学資の支弁が困難になった者に対しましては1か月1,000円の貸与方を本部に要請、高校在学生305名の配当をうけ、さらに中学校三年生在学中の者に対しましても、災害のため60名の追加配当をうけましたので、目下その準備を進めております。

第六項 災害広報活動

被害状況で述べたように、交通、通信とも杜絶したなかで、本県の災害規模と悲惨な有様を国民に訴へるため、最善の努力をして、本県の災害広報活動を次のようにおこなった。

1. 新聞、ラジオ、テレビ、利用による広報

刻々の災害情報や、被害者に対する注意などをその都度報道機関の協力をえておこなった。

2. 災害写真の作製

各地域の災害写真を集録し、災害写真を作成し、政党本部、中央官庁等に持参して貼布した。その貼布月日は次のとおりである。

第1報　昭和34年9月29日

第2報　〃　10月1日

3. 災害壁新聞の作成

災害被害状況を集録して壁新聞を作成し政党本部、中央官庁、各関係機関、全国都道府県、東京、大阪県人会、県下市町村関係団体等に配布した、その大要は次のとおりである。

第1報　「惨禍、三重全土を襲う」3,800部

第2報　「続々判明する被害」2,000部

4．映　　画

三重県ニュース災害特報を製作上映した。その概要は次のとおりである。

製　作　　日本映画社

企　画　　三　重　県

35粍フイルムでは東京都内常設館および三重県下常設館にて上映した。

16粍フイルムでは、県下を巡回し、ライブラリイを通じて上映した。

10月4日、第1報として、「台風15号三重県で空前の猛威」と題して、プリント35粍、10本16粍、11本を作製した。

10月11日第2報として、「救援つづく被害地」同様に製作した。

第3報として11月5日「たち上る被害地」として同様に製作した。

5．広　報　紙　の　発　行

三重県だより「災害特報」を発刊し被災者の手引や県の災害対策を広報した。

配布数、県下全世帯を対象として、328,000部を印刷した。

型は新聞紙半截4頁とした。

6．伊勢湾台風災害画報の発行

災害発生時から復興途上への写真を収録した。

「伊勢湾台風災害画報」を発行した。

その部数は3,000部である。

体裁はA4判、52頁建

総アート紙

表紙3色中2色である。

第七項　県営避難所の活動状況

1．県営避難所設置の経緯と収容状況

通常市町村は、水防法に基づき水防計画の中に非常事態に備えて避難計画を策定し住民に周知徹底させることゝなっていて桑名郡長島町および岡本曽岬村は、木曽、揖斐、長良三大川水防指定管理団体に所属し、水防計画による避難計画の周知徹底と水防演習の都度避難訓練されてきが、今次の伊勢湾台風が史上稀にみる大災害であっただけに、さしも頑丈な堤防が一瞬に

して流失し一望千里の泥海と化したので避難の方途も全く途絶え多数の住民は、風前の燈火のように危機が迫つても施す術もなく、自衛隊のヘリコプターで投下された食糧によって漸く露命をつなぐといった悲惨なものであった。

県では、10月1日深夜部長会議の結果関係町村にかわって県営避難所を設置し緊急避難させることに方針を決定し、翌2日早朝係員を各地に派遣し調査の結果別表の避難所候補一覧表を作成し、このうち10月2日鈴鹿電通学園の大講堂に鈴鹿避難所を開設し、とりあえず98名を緊急収容し、翌10月3日には津一身田町真宗高田派本山専修寺に(大講堂、茶所講、その他)高田本山避難所を設置し両町村の老幼婦女子を緊急避難させたものであって、10月17日現在(最大収容日)長島町にあっては災害前の人口8,668名のうち1,805名(20.8%)を、また、木曽岬村にあっては同じく災害前の人口3,326名のうち913名(27.4%)を両避難所に収容したのであった。

なお、各避難所収容状況は、県営避難所避難者数調のとおりであった。

三重県非常災害対策本部の組織及び今後の避難所の組織概要

三 重 県

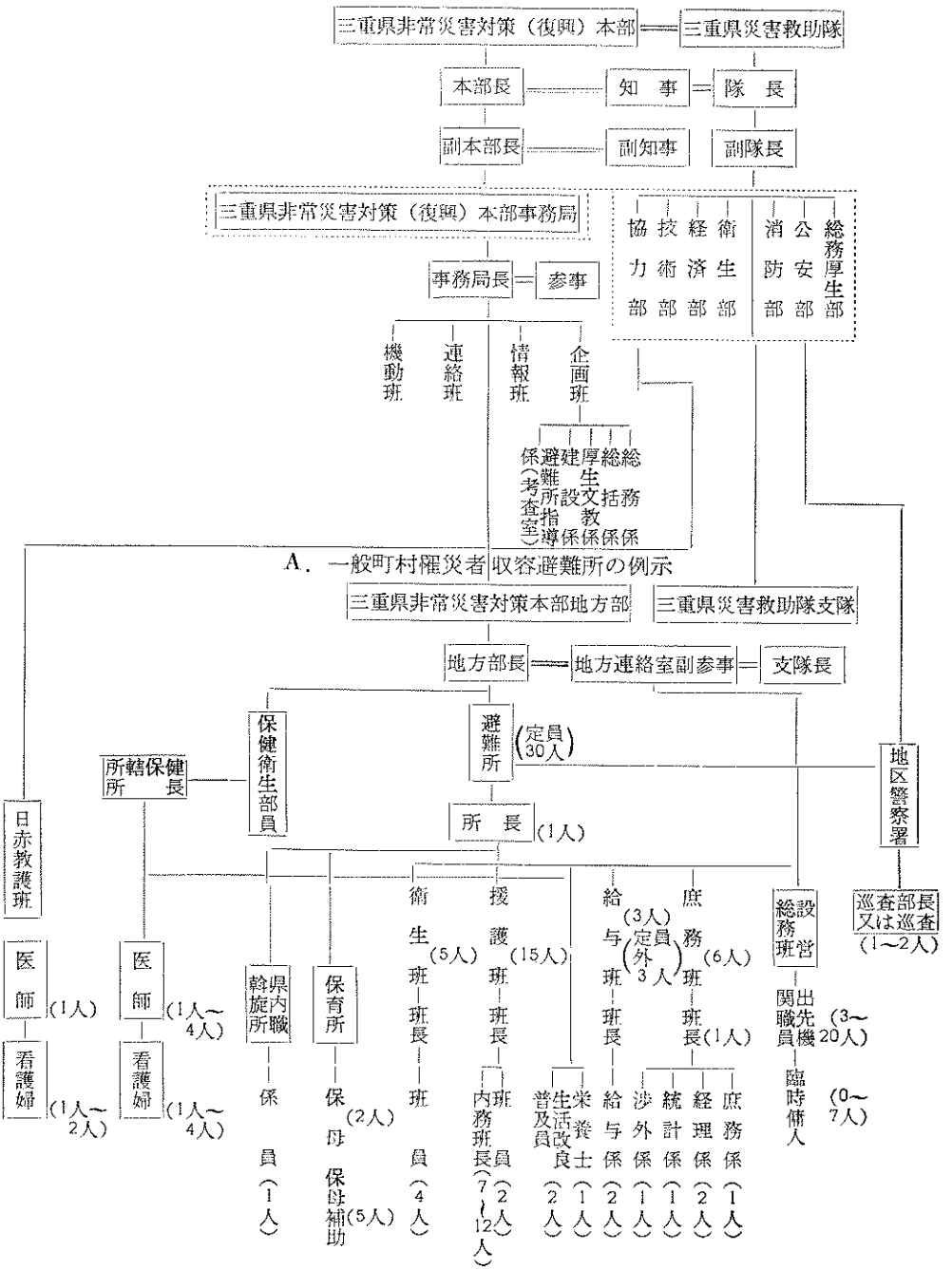

B．学童罹災者収容避難所の例示

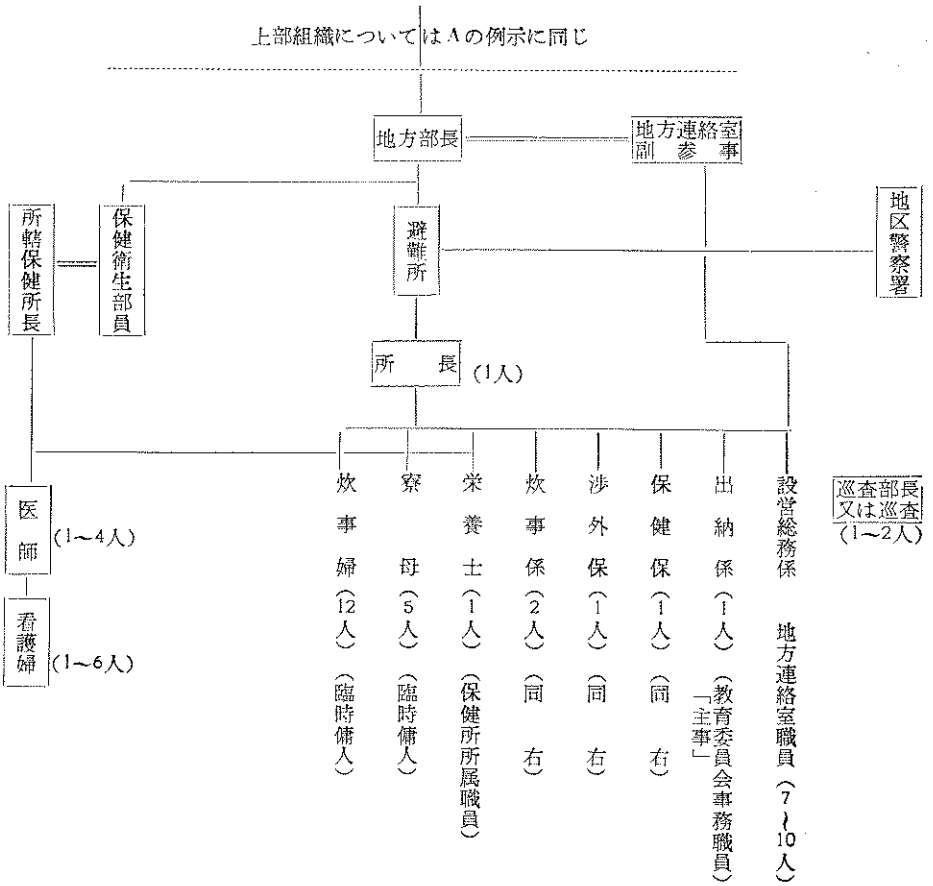

（注）1）三重県災害対策組織規程第15条第2項により県非常災害対策本部は即時自動的に県災害救助隊の組織を吸収しその機能を強化した。　（点数をもって示す）

2）学童罹災者収容避難所においては主として教育委員会事務局職員をもってあてその他の避難所においては知事部局職員をもってあてた。

3）伝染病発生時には所轄保健所より臨時に防疫班の増援を求めた。

避難所の維持管理に従事した県職員及び臨時傭人の種目別人員数

昭和35．1．20 現在調

従事した職員の内訳 ＼ 避難所別	鈴鹿避難所	高田本山避難所	楠避難所	鈴峯避難所	県立大学避難所	如雪園避難所	五鈴館避難所	奥野屋避難所	修練道場避難所	各避難所統括	合計
避難所の維持管理に従事した県職員の内訳											
県非常災害対策本部及び同地方部よりの協力要請により所属職員を派遣従事せしめた者											
①人事課の配置命令により本庁及び出先機関職員を駐在せしめた者	1,998	1,102		40	84						3,224
②北勢地方連絡室の職員を派遣従事せしめた者	230										230
③北勢福祉事務所 同 上	51										51
④四日市県税事務所同上	16										16
⑤鈴鹿県税事務所 同 上	6										6
⑥県下各農業改良普及所(農業改良普及員のみ)同上	130										130
⑦農業試験場 同 上	30										30
⑧県下各保険所 同 上	124	101	75	115	81	107	107	107	107		924
㋑ 医師	16	31	16	6	19	21	21	21	21		172
㋺ 看護婦	63	46	34	22	38	62	62	62	62		451
㋩ 栄養師	33	16	19	27	16	18	18	18	18		183
㋥ その他の防疫消器のための派遣職員	12	8	6	60	8	6	6	6	6		118
⑨工業試験場の職員を派遣従事せしめた者	10	9									19
⑩中勢地方連絡室 同 上		127									127
⑪中勢福祉事務所 同 上		102									102
⑫安芸蚕業指導所 同 上		5									5
⑬中勢農業事務所 同 上		21									21
⑭津職業訓練所 同 上	16	5	1	1	1						24
⑮伊勢土木事務所 同 上						2	2	2	2		8
⑯南勢志摩地方連絡室 同 上						270	270	270	270		1,080
県非常災害対策本部関係職員										6,275	6,275
小計	2,611	1,472	76	156	166	379	379	379	379	6,275	12,272
避難所の維持管理に従事した県警察職員の内訳											
県警察本部の命令により各地区警察署より警察官を駐在又は派遣せしめた者	(駐在)160	(駐在)71	(派遣)21	(派遣)65	(派遣)53	(派遣)39	(派遣)40	(派遣)40	(派遣)27		516
県非常災害対策本部公安関係職員										240	240
小計	160	71	21	65	53	39	40	40	27	240	756
避難所の維持管理に従事した県職員の内訳											
教育委員会事務局(本庁及び各教育事務所)			178	484	309	134	134	134	134		1,507
県非常災害対策本部(教職員)関係職員のみ										607	607
小計			178	484	309	134	134	134	134	607	2,114
避難所の維持管理に従事した臨時傭人の内訳											
寮母			108	220	165	170					663
炊事婦			216	528	385	135			204		1,469
農業試験場の農夫	20										20
小計	20		324	748	550	306			204		2,152
合計	2,791	1,543	599	1,453	1,078	858	553	553	744	7,122	17,294

別表2　　県営避難所避難者数調

避難所別	避難者別	避難者数 10月15日迄	10月16～31日	11月1～15日	11月16～30日	12月以降	総数	入所月日 退所月日	設置月日 閉鎖月日
鈴鹿避難所	長島町総数	9,196	4,821	3,772	3,351	1,122	22,262	10月2日入所	10月2日設置
	内 学童数	4,947	468				5,415	12月20日退所	12月24日閉鎖
	一般数	4,249	4,353	3,772	3,351	1,122	16,847	計 20日間	
	木曽岬村総数	7,888	3,085	1,581	941	1,043	14,538	10月3日入所	10月2日設置
	内 学童数	4,913	398				5,311	12月20日退所	12月24日閉鎖
	一般数	2,975	2,687	1,581	941	1,043	9,227	計 79日	
	計	**17,084**	**7,906**	**5,353**	**4,292**	**2,165**	**36,800**		10月3日設置
高田本小避難所	長島町総数	1,026	516	311	185	20	2,058	10月3日入所	12月10日閉鎖
	内 学童数	618	123	1			741	12月5日退所	
	一般数	408	393	311	185	20	1,317	計 64日	10月3日設置
	木曽岬村総数	3,321	2,564	1,734	1,118	145	8,882	10月3日入所	12月10日閉鎖
	内 学童数	1,595	210	11			1,805	12月5日退所	
	一般数	1,726	2,354	1,734	1,118	145	7,077	計 64日	10月5日設置
	計	**4,347**	**3,080**	**2,045**	**1,303**	**165**	**10,940**		11月18日閉鎖
如雪園	長島町総数	6,591	8,293	6,469			21,353	10月6日入所	
	内 学童数	6,400	8,069	6,276			20,745	11月13日退所	10月5日設置
	一般数	191	224	193			608	計 39日	11月18日閉鎖
五鈴館	長島町総数	1,463	2,351	2,028			5,842	10月6日入所	
	内 学童数	1,386	2,240	1,932			5,558	11月14日退所	10月5日設置
	一般数	77	111	96			284	計 40日	11月18日閉鎖
奥野屋	長島町総数	1,525	2,382	2,028			5,938	10月6日入所	
	内 学童数	1,403	2,292	1,960			5,715	11月14日退所	10月15日設置
	一般数	65	90	68			223	計 40日	11月15日閉鎖
楠小学校	長島町総数		3,868	1,929			5,797	10月18日入所	
	内 学童数		3,729	1,876			5,605	11月7日退所	10月18日設置
	一般数		139	53			192	計 21日	11月18日閉鎖
修練道場	長島町総数		1,975	2,173			4,148	10月19日入所	
	内 学童数		1,090	2,100			4,009	11月14日退所	10月3日設置
	一般数		66	73			139	計 27日	12月8日閉鎖
県立大学	長島町総数	507	4,238	3,981	3,949	1,327	14,002	10月14日入所	
	内 学童数	497	4,046	3,801	3,810	1,270	13,424	12月5日退所	10月4日設置
	一般数	10	192	180	139	57	578	計 53日	12月21日閉鎖
鈴峯荘	木曽岬村総数		8,115	8,106	5,953	3,155	25,329	10月17日入所	
	内 学童数		7,794	7,744	5,707	2,958	24,203	12月20日退所	
	一般数		321	362	246	190	1,126	計 65日	
各避難所合計数	**長島村総数**	**20,311**	**28,444**	**22,691**	**7,485**	**2,469**	**81,400**		
	内 学童数	15,311	22,876	17,945	3,810	1,270	61,212		
	一般数	5,000	5,568	4,746	3,675	1,199	20,188		
	木曽岬村総数	**11,209**	**13,764**	**11,421**	**8,012**	**4,343**	**48,749**		
	内 学童数	6,508	8,402	7,744	5,707	2,958	31,319		
	一般数	4,701	5,362	3,677	2,305	1,385	17,430		
	長島、木曽岬総数	**31,520**	**42,208**	**34,112**	**15,497**	**6,812**	**130,149**		
	内 学童総数	21,819	31,278	25,689	9,517	4,228	92,531		
	一般総数	9,701	10,930	8,423	5,980	2,584	37,618		

（註）　この表は各避難所よりの毎日の収容人員数等の報告作成時（概ね正午現在時）における収容避難者の人員数を集計したものである。

2．学童の集団避難と授業再開状況

10月２日　木曽岬小、中学校、長島南、北小学校および伊曽島小学校等の児童、生徒の一部が救命ボートで木曽岬堤防上に救出され、陸上自衛隊のヘリコプターで桑名市立光風中学校々庭に空輸集結、または海上自衛隊の上陸用舟艇で木曽岬沖から白子、または鈴鹿港に海上輸送され同所から大型バスで鈴鹿避難所に収容された。

10月３日　木曽岬小、中学校、長島南小学校、長島中学校および伊曽島小学校等の児童、生徒が前日の要領でそれぞれ鈴鹿、または高田本山避難所に収容された。

10月４日　文部省小林管理局長が学童避難状況視察のため、来県された。

10月６日　鈴鹿避難所に収容された木曽岬小、中学校、伊曽島小学校および長島中学校等の児童、生徒に対し混合応急授業を開始した。

高田本山避難所においても収容中の木曽岬小、中学校、伊曽島小学校および長島中学校等の児童、生徒に対し混合応急授業を開始した。

学校再編成のため長島南小学校（360名）長島北小学校（268名）の児童が伊勢市中ノ切町如雪園に集団移動させることとなり、現地から海上自衛隊の艦艇で鳥羽港に上陸しバスにて如雪園に、長島中学生徒の一部は同経路で伊勢市旅館奥野家（141名１名陸輸）同五鈴館（137名）に収容されいずれも10月７日から授業を再開した。

10月９日　衆議院災害状況調査団長菅家嘉六外６名が被害状況調査のため来県された。

文部省初等中等教育局水口視学官が集団避難所収容児童の生徒の授業実地状況視察のため来県された。

10月14日　学校再編成のため、鈴鹿および高田本山避難所に収容中の伊曽島小学校児童(244名)を三重県立大学に集団移動させ10月16日から授業を再開した。

10月15日　松田文部大臣が災害状況を視察のため来県された。

10月17日　参議院議員文教常任委員吉江勝保ほか２名が災害状況を視察のため来県された。

久しぶりにもらった教科書でにこにこ顔の子供たち
伊勢市如雪園において

文教再編成のため、鈴鹿および高田本山避難所に収容中の木曽岬小学校（369名）および木曽岬中学校（158名）の児童生徒が鈴峯荘に集団移動し１月18日から授業を再開した。

10月19日　長島北小学校児童避難所において授業再開鈴鹿および高田本山避難所に収容中の長島中学校第一学年の生徒を伊勢市修練道場に、同二～三年生の男生を伊勢市五鈴館に、同女生を伊勢市奥野家に集団移動させ10月20日から授業を再開した。

11月8日　三重郡楠町旧楠小学校に収容された長島北小学校児童268名と教員その他8名計276名が全員バスで帰郷した。

11月13日　伊勢市如雪園に収容された長島南小学校児童482名と教員その他18名計500名が全員バスで帰郷した。

11月14日　伊勢市修練道場に収容された長島中学校生徒150名と教員その他6名および同市奥野家に収容された長島中学校生徒140名と教員その他5名計145名が全員バスで帰郷した。

12月5日　三重県立大学に収容された伊曽島小学校児童および教員その他全員バスで帰郷した。

12月20日　鈴峯荘に収容された木曽岬中学校生徒および教員その他全員バスで帰郷した。

3．避難者の健康管理

A．健　康　検　診

避難民の健康管理の万全を期するため、所轄保健所では県衛生部の応援をえて健康検診を実施し異状のあるものに対しては最寄りの医療機関（三重県立大学医学部附属病院、日赤病院等）に入院又は通院させ早期治療をはかった。

B．避難所に医師の常駐

今次避難民の大部分が60才以上の高令若しくは乳幼児で占められていた特殊性に鑑み避難所内に医師を常駐させ予防、治療の万全を期した。

C．臨時予防接種

ジフテリアおよびインフルエンザを予防するため各避難所とも所轄保健所によって別表臨時予防接種実施状況のとおり実施した。

D．避難所における検病検査および健康検診の実施状況

現地において赤痢患者がすでに散発していたので避難所内に感染させぬよう別表のとおりしばしば検病検査と健康検診を実施し予防の万全を期したが鈴峯荘避難所においては、別表避難所における赤痢患者の発生状況とその後の経過概要のとおり、その跡をたたなかったので面会謝絶と食品の持込みを厳に禁止していたが肉親の情やみがたくひそかに面会するものがあって、その跡をたち切れなかったことは反省すべきことであった。

避難所における検病検査状況および健康検診の実施状況

避難所名	検診実施年月日	対象人員 学童	対象人員 一般	対象人員 計	摘要	担当保健所名
鈴鹿避難所	34.10. 2	-	14	14	保菌検査	亀山保健所
〃	〃 10. 3	-	23	23	〃	〃
〃	〃 10. 5	-	8	8	〃	〃
〃	〃 10. 6	-	138	138	〃	〃
〃	〃 10. 7	-	2	2	〃	〃
〃	〃 10.10	-	805	805	〃	〃
〃	〃 10.11	-	391	391	〃	〃
〃	〃 10.12	-	5	5	〃	〃
〃	〃 11.18	-	58	58	健康検診	〃
計			1,444	1,444		〃
鈴峯荘避難所	〃 10.17	540	-	540	鈴鹿避難所から転入につき一斉検索	〃
〃	〃 10.22	540	-	540	健康検診	〃
〃	〃 10.26	170	-	170	中学生徒の保菌検索	〃
〃	〃 10.27	370	-	370	小学児童のの保菌検索	〃
〃	〃 11. 2	554	-	554	〃	〃
〃	〃 11. 5	524	-	524	下痢復通を訴えるもののみ検索	〃
〃	〃 11. 9	23	-	23	〃	〃
〃	〃 11.10	28	-	28	〃	〃
〃	〃 11.11	45	-	45	〃	〃
〃	〃 11.13	33	-	33	〃	〃
〃	〃 11.14	20	-	20	〃	〃
〃	〃 11.14	16	-	16	〃	〃
〃	〃 11.16	9	-	9	〃	〃
〃	〃 11.17	22	-	22	小、中学生の保菌検索	〃
〃	〃 11.19	504	-	504	下痢復通のものの検索	
〃	〃 11.24	49	-	49		
計		3,447	-	3,447		
如雪園避難所	〃 10. 6	627	28	655	保菌検索 長島北小学校児動及び教員283名 長島南小学校児童及び教員372名	伊勢保健所
奥野家 〃 五鈴館 〃	〃 〃 〃	278	22	300	〃 長島中学校生徒及び教師300名	〃 〃
如雪園避難所	〃 10. 7	176	-	176	保菌検索	〃
〃	〃 〃 8	327	-	327	〃 （教員15名を含む）	〃
〃	〃 〃 9	139	-	139	〃	〃
五鈴館 〃 奥野家 〃	〃 10.12	278	22	300	〃	〃 〃
五鈴館 〃 奥野家 〃 神都道場〃 如雪園 〃	〃 10.19	941	-	941	保菌検索（教員を含む）	〃 〃 〃
如雪園 〃	〃 10.28	112	-	112	〃	〃
五鈴館 〃 奥野家 〃 神都道場〃	〃 10.29	369	-	369	〃	〃 〃
五鈴館 〃 奥野家 〃 神都道場〃 如園雪 〃	〃 11. 1	941	-	941	〃 （教員を含む）	〃 〃 〃

避難所名	検診実施年月日	対象人員 学童	一般	計	摘要	担当保健所名
五鈴館避難所						伊勢保健所
奥野家 〃	〃11.5	941	-	941	〃 (〃)	〃
神都道場 〃	〃11.6					〃
如雪園 〃	〃11.7					〃
五鈴館 〃						〃
奥野家 〃	〃11.11	941	-	941	〃 (〃)	〃
神都道場 〃	〃11.14					〃
如雪園 〃						〃
計		6,070	72	6,142		
合計		9,517	1,516	11,033		

避難所における防疫又は検病に使用された薬品の使用高調査

保健所名	使用数量 SS寒天	アルコール	クレゾール石鹸	生石灰	逆性石鹸	DDT粉剤	DDT油剤	ミケゾール	BHC油剤	パルサン油剤	フオルマリン	クロマイ(錠)
	gr	gr	gr	gr	gr	gr	gr	gr	gr	gr	gr	(錠)
亀山保健所	3,150	1,500	121,000	400,000	145,000	480,000		20,000				600
伊勢保健所			6,000	187,500			18,000		22,500	54,000	10,000	
計	3,150	1,500	127,000	587,500	145,000	480,000	18,000	20,000	22,500	54,000	10,000	600

避難所における赤痢患者の発生状況とその後の経過概要

発生月日	発病の場所	患者の氏名	学年又は年令	男女の別	入院させた病院名	概要
昭和34. 10. 18	鈴鹿市庄内町鈴峯荘避難所内	太田 光明	中学1年生	男	日赤鈴鹿病院	10. 29退院
〃 〃 20	〃	佐藤 健	〃 3年生	〃	〃	11. 7 〃
〃 〃 〃	〃	真野 昭夫	〃 3年生	〃	〃	11. 7 〃
〃 〃 21	〃	立松あけみ	小学1年生	女	〃	11. 7 〃
〃 〃 23	〃	黒宮 清行	〃 2年生	男	〃	11. 7 〃
〃 〃 24	〃	横井 勝	〃 3年生	〃	〃	11. 7 〃
〃 〃 27	〃	諸戸 修一	〃 3年生	〃	〃	11. 9 〃
〃 〃 28	〃	伊藤 信子	〃 1年生	女	〃	11. 9 〃
〃 11. 1	〃	黒宮 幸江	〃 2年生	〃	〃	11. 17 〃
〃 〃 2	〃	伊藏 裕代	〃 4年生	〃	〃	11. 16 〃
〃 〃 4	〃	伊藤 利男	〃 3年生	男	〃	11. 17 〃
〃 〃 4	〃	黒宮よしゑ	〃 3年生	女	〃	11. 16 〃
〃 〃 4	〃	水谷 満	〃 4年生	男	〃	11. 16 〃
〃 〃 4	〃	伊藤 幸子	〃 5年生	女	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	服部ゆき子	〃 5年生	〃	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	加藤 重子	〃 3年生	〃	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	水谷 繁一	〃 6年生	男	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	富田 三郎	〃 2年生	〃	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	伊藤美智子	〃 3年生	女	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	浅井みち子	〃 6年生	〃	〃	11. 17 〃
〃 〃 7	〃	伊藤 巧	〃 4年生	男	〃	11. 17 〃
〃 〃 8	〃	若松 始	〃 6年生	〃	〃	11. 30 〃

発生月日	発病の場所	患者の氏名	学年又は年令	男女の別	入院させた病院名	概要
昭和 24. 11. 9	〃	加藤三枝子	〃 5年生	女	日赤野鹿病院	11. 20 〃
〃 〃 10	〃	白木 和枝	中学1年生	〃	〃	11. 22 〃
〃 〃 10	〃	伊藤 幸子	小学4年生	〃	〃	11. 25 〃
〃 〃 10	〃	三輪 茂	〃 5年生	男	〃	〃
〃 〃 10	〃	丹村伊勢雄	中学1年生	〃	〃	11. 23 〃
〃 〃 11	〃	伊藤 文治	小学1年生	〃	〃	11. 21 〃
〃 〃 12	〃	柴田 仁	〃 2年生	〃	〃	〃
〃 〃 13	〃	三輪 月子	〃 1年生	女	〃	〃
〃 〃 14	〃	平松八重子	〃 6年生	〃	〃	11月末 〃
〃 〃 16	〃	伊藤みね子	〃 6年生	〃	〃	〃
〃 〃 19	〃	諸戸 健司	〃 1年生	〃	〃	閉所当時入院中
〃 〃 19	〃	花井美江子	〃 1年生	〃	〃	〃
〃 〃 19	〃	立石 弘明	〃 1年生	男	〃	〃
〃 〃 19	〃	宇佐美辰夫	〃 1年生	〃	〃	〃
〃 〃 19	〃	花井 智子	中学1年生	女	〃	〃
〃 〃 24	〃	宇佐美 雄	〃 1年生	男	〃	〃
計		**38名**				
〃 34. 10 .5		市川 たい	73才	女	〃	11月末退院
〃 〃 19		津田 章子	36才	〃	〃	〃
〃 11. 9		岡村さよ子	5才	〃	〃	〃
〃 〃 10	鈴鹿市旭ケ丘 鈴鹿避難所	富田 道生	3才	男	〃	〃
計		**4名**				
〃 34. 10. 14		加藤 久子	15才	女	伊勢病院	〃木曽岬村
計		**1名**				
合計		**43名**				

E. ジフテリヤおよびインフルエンザの予防接種

各避難所においては次表のとおりジフテリヤおよびインフルエンザの予防接種を実施した。

臨時予防接種実施状況

県避難所名	ジフテリア 接種人員	ジフテリア 接種月日	インフルエンザ 接種人員	インフルエンザ 接種月日
高田	169	10月9.10日	114	10月26日
三重大学			198	同上
如雪園	374	10月16日	473	同上
奥野屋	-			
神都道場	-		370	10月27日
五鈴館	-			
楠小学校	264	10月16日 伊勢で	290	10月 20.21.30日
鈴鹿	62	10月24日	389	10月23日
鈴峯荘			559	同上
計	**869**		**2.393**	

総経費	270,700円
国庫指令額	135,350円
ジフテリア所要経費	8,720円
インフルエンザ〃	261,980円

避難所における栄養管理

通常、災害救助法による炊出しは1人1日50円以内と規定されていたが、今次、伊勢湾台風の特例として、昭和34年10月16日付厚生事務次官通牒によって（a）冠水等のため相当長期にわたって炊き出しを、必要とするときは、主務大臣の承認をえて災害発生の日から7日以降は1人1日75円、（b）給与期間が21日以上の長期にわたる場合で収容者に栄養障害が集団的に現われるとき主務大臣の承認をえれば1人1日90円の炊き出し料が認められることとなったので各避難所とも、この予算の枠内で栄養確保の万全を期するよう、所轄保健所勤務の栄養士が栄養献立表を作成し栄養管理の万全を期したのであった。

なお、調理については所轄農業事務所勤務、生活改良普及員が交代でその業務に従事した。各避難所栄養献立の一例は、別表のとおりである。

鈴鹿避難所における乳児の指導状況

調乳の状態

期日	総数	区別 人工	区別 混合	哺乳状況	備考（調乳については保健婦さんが担当）
10月3日～10月7日頃	32	32		ドライミルク 1日6回	月令その他の事情に応じ調乳
10月7日～10月20日頃	28	11	17	混合栄養に対しては1日3回～4回に減る	
10月下旬		11	17		脱脂粉乳になり下痢患者も出る
11月初旬			10	1日3回～4回与える	但し、この中で1日1回～2回程度与える乳児もあり
12月5日頃		1（6か月）	3		1部引揚げたため4名程度となる
12月20日		1	3		全員引揚げる

離乳の状態

期日	総数	朝	昼	夕	備考
10月11日から	15	主食 7分粥―全粥 味噌汁の上澄 みそ 玉葱 甘藷 葱	主食 おぢや 魚、フレーク 玉葱、キャベツ 馬鈴薯、調味料	主食 7分粥―全粥 ポテトクリーム 脱脂粉乳 馬鈴薯 砂糖	乳児の発育状況その他の事情に応じ加減する なお、献立については、一例を示めしたが一般食の一部をとり乳児にふさわしい状態としてあたえた。
退所時	5	主食 味噌汁 季節の野菜 つぶし菜 人参、馬鈴薯、卵煮	主食 7分粥―全粥 南瓜あんかけ 南瓜 魚フレーク 片栗粉 調味料	主食 7分粥 ―全粥 豆腐くづ煮 豆腐 人参 魚味 片栗粉 調味料	

鈴鹿避難所における集団給食の献立表

開設 昭和34年10月 2日
閉所 昭和34年12月20日

計画した栄養量 区分	熱量	蛋白	脂肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
朝食	700	10	10	100	1,350	0.3	0·3	10
昼食	800	25	15	200	2,000	1.4	0.4	25
夕食	700	25	10	200	2,000	0.4	0.4	25
計	**2,200**	**60**	**35**	**500**	**5.350**	**1.1**	**1.1**	**60**

献　立　表

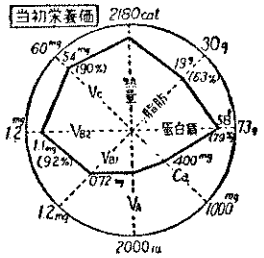

朝		昼		夕		人　員
米	140	混めし		米	140	1428名
みそ汁		米	140	煮付		
玉　葱	20	しび	20	牛　肉	40	病人食として
みそ	20	玉葱	20	馬鈴薯	70	おかゆ、梅干、卵
甘　藷	40	醤　油		玉　葱	30	スープ
に　干	2			砂　糖	5	
葱	10			しょうゆ		離乳期食
						おちや、野菜スープ、おかゆ、
漬　物		漬　物		漬　物		つぶし野菜
たく庵	20	たくあん	20	たくあん	20	

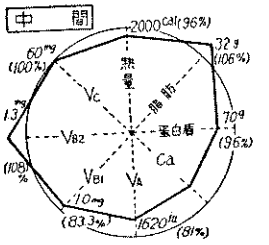

朝		昼		夕		人　員
米	140	米	140	米	140	384名
みそ汁		煮　物		おでん		
玉　葱	30	魚　鰾	80	がんもどき	50	小中学生が鈴峯荘へ移つたので急に減る
人参	20	玉　葱	30	里　芋	40	
あげ	5	人　参	20	ひじき	5	
大根	10	しょうゆ	10	フレーク	30	おやつとして
チーズ	5	ごま和え		さとう	5	むしいも
みそ	20	キャベツ	100	しょうゆ	10	
に　干	2	ごま	3			乳 180cc
佃　煮	2	ごしょう	2			（スキムミルク）
あさり	10					

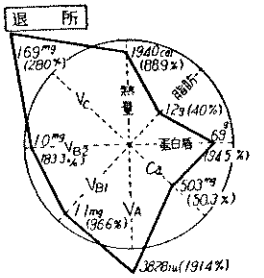

朝		昼		夕		人　員
米	140	米	140	米	140	45名
みそ汁		すまし		刺　身		赤ちやん用
玉　葱	30	卵	30	まぐろ	80	ミルク調乳
春　菜	20	葱	10	大　根	20	
みそ	20	に　干	2	ひたし		ほとんど老人が残る
チーズ	5	しょうゆ	8	青　菜	80	
大　根	10	ぜんざい		ごま	2	
に　干	2	小麦粉	10	しょうゆ	2	
佃　煮		あずき	20			
はぜ	25	砂　糖	10	果　物		
漬　物		塩		リンゴ	1個	
たくあん	20					

備考　以上献立表の外に救援物資としていただいた各種食品を加給していたので理想に近い給食を実施した。（上図はビタミンAのみは改正所要量で計算する）

開設　昭和34年10月18日～閉所昭和34年12月20日

鈴峯荘避難所における集団給食の献立表

	区　分	熱　量	蛋　白	脂　肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
計画した栄養量	朝　食	600	10	3	100	1,380	0.2	0.2	10
	昼　食	600	20	10	350	2,000	0.4	0.4	18
	夕　食	600	25	8	350	1,200	0.5	0.5	20
	計	**1,800**	**55**	**21**	**800**	**4,580**	**1.1**	1.1	**48**

献立表

円型は児童1人1日標準量

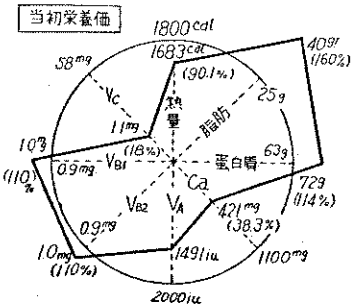

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	1個	米	140	517名
みそ汁		ミルク	180cc	シチユー		（中学生
みそ	20	五目豆		馬鈴薯	60	小学校生
にぼし	2	大豆	20	人参	15	
豆腐	50	ごぼう	25	玉葱	30	
若布	2	人参	15	青菜	15	
チーズ	6	油揚	7	ソーセージ	40	
漬物		ソーセージ	20	にぼし	2	
たくあん	20	油	3	油	3	
佃煮		砂糖	5	小麦粉	6	
あさり	20	にぼし	2	粉乳	10	
		しょうゆ	15			
		つけもの		つけもの		
		たくあん	15	進新漬	20	

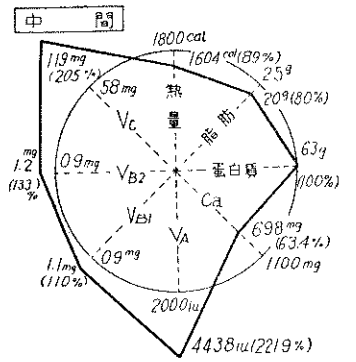

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	1個	米	140	140名
みそ汁		ミルク	180cc	ひじき信田煮		11月26日に小学生は帰郷した
みそ	20	いとこ煮		ひじき	10	パン食もなれて残さないようになった。
麩	2	竹わ	20	人参	10	
にぼし	10	竹中肉	10	あげ	10	
葱	10	玉葱	50	甘藷	20	
のり		馬鈴薯	40	玉葱	50	
味付のり	1包	人参	10	油	5	
漬物		スキムク	20	砂糖	8	
白菜漬	50	ミルク		しょうゆ	10	
		しょうゆ	7	ごま和え		
		砂糖	10	ほうれん草	80	
		バター	10	ごま	2	

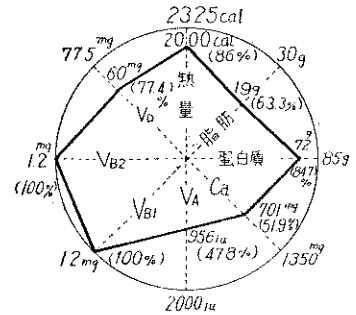

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	1個	米	140	157名
みそ汁		ミルク	180cc	魚煮付		中学生だけ残る
みそ	20	ポークエキス		いな	1匹	12月20日
にぼし	2	豚肉	10	さとう	5	全員帰郷
豆腐	30	人参	15	しょうゆ	6	
葱	10	葱	15	ひたし		
佃煮		白菜	10	ヤキベツ	80	
はぜ	20	あげ	5	ごま	2	
つけもの		みそ	15	しょうゆ	2	
白菜漬	50	つけもの		つけもの		
		たくあん	20	白菜漬	20	
		おはぎ				
		あずき	10			
		青のり				
		さとう	6			

ビタミンAのみは改訂所要量で計算する

高田本山避難所における集団給食の献立表

	区分	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン A iu	ビタミン B_1 mg	ビタミン B_2	ビタミン C
計画した栄養量	朝食	525	18	6	250	700	0.3	0.3	20
	昼食	787	28	9	500	900	0.4	0.4	30
	夕食	788	29	10	250	1,100	0.5	0.5	30
	計	**2,100**	**75**	**25**	**1,000**	**2.700**	**1.2**	**1.2**	**80**

献立表

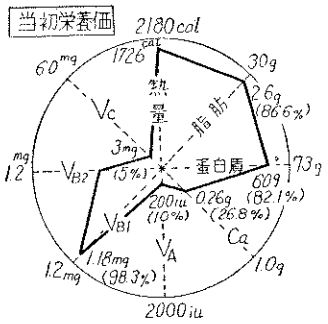

朝		昼		夕		人員
米	140	米	140	米	140	
昆布佃煮	50	煮魚		煮魚		
		さんま	75	さんま	75	
		調味料		調味料		
		漬物		漬物		
		沢庵大根	15	沢庵大根	15	

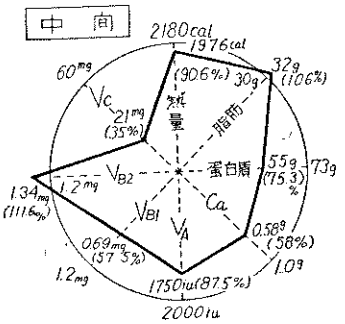

朝		昼		夕		人員
米	130	米	130	米	130	
麦	20	麦	20	麦	20	
みそ汁		ひじき大豆煮付		玉子とぢ		
南瓜	40	ひじき	25	玉葱	50	
葱	20	大豆	15	ソーセージ	50	
みそ	25	こんにゃく	20	人参	30	
煮干	2	あげ	10	油	5	
佃煮		砂糖	5	玉子	25	
昆布	20	調味料		調味料		

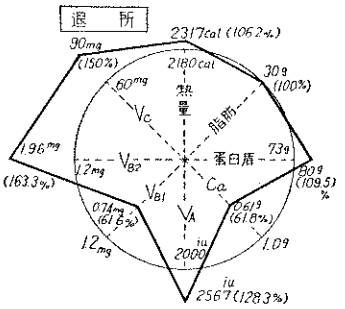

献立

朝		昼		夕		人員
米	130	米	130	米	130	
麦	20	麦	20	麦	20	
みそ汁		さんま干物		すき焼		
キャベツ	30	さんま	60	牛肉	30	
あげ	10	白和へ		豆腐	30	
みそ	25	ほうれん草	60	馬鈴薯	40	
にぼし干	2	ごま	3	粉乳	20	
佃煮キンピラ		豆腐	40	玉葱	40	
ゴボウ	20	砂糖	5	人参	20	
		塩		砂糖	5	
卵	50			切麩	2	
				羊かん	40	
				りんご	60	
				調味料		

水産学部における献立表

計画した栄養量	区分	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
	朝食	700	10	10	100	1,350	1.3	0.3	10
	昼食	800	25	25	200	2,000	1.4	1.4	25
	夕食	700	25	10	200	2,000	0.4	0.4	25
	計	2,200	60	35	500	5.350	1.1	1.1	60

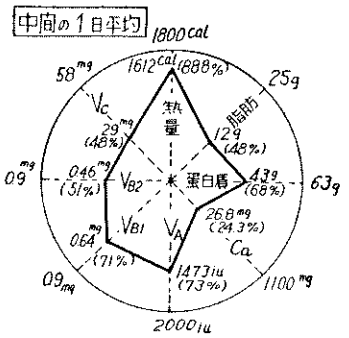

献立

朝		昼		夕		人員
米	110	米	120	米	120	522
みそ汁		大豆ひじき煮付		いため物		（小学生）
ねぎ	4	大豆	9	ソーセージ	29	
そふ	20	フレーク	10	人参	15	
とうし	15	人参	14	玉ねぎ	44	
甘煮よし干	30	ひじき	1	馬鈴薯	46	
二品佃煮	1.4	さとう	9	生姜	1	
	5	しょう油	15	油	4	
		たくあん	45	塩	2	
		ミルク	8	ふくしん漬	8	
		ビスケット	8	りんご	92	

如雲園避難所における集団給食の献立表

開所昭和34年10月6日　閉所昭和34年11月13日

計画した栄養量	区分	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
	朝食	578	26	3	87	600	0.41	0.13	10
	昼食	688	29	6	446	446	0.86	0.91	5
	夕食	852	20	9	46	46	0.54	0.19	19
	計	**2,118**	**75**	**18**	**579**	**579**	1.81	1.23	**34**

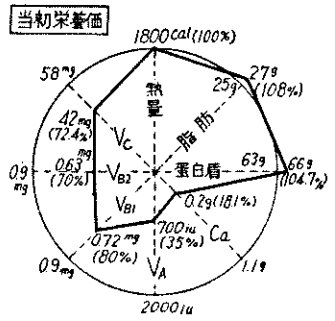

朝		昼		夕		人員
米	140	米	140	米	140	
みそ汁		親子丼		さんまフライ		
あげ	5	かしわ	40	マカロニー		
若菜	30	玉葱	40	ソース和え		
若みそ	25	玉子	20	さんま	50	
若芽	3	青葱	20	メリケン粉	7	
煮干に粉	2	砂糖	5	パン粉	5	
豆		調味料		油	10	
うずら豆	30	漬物		マカロニー	30	
漬物		沢庵大根	15	粉乳	7	
沢庵大根	15			調味料		
				野菜いため		
				モヤシ	40	
				人参	10	

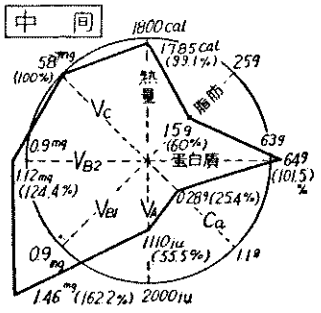

朝		昼		夕		人員
米	120	パン	100	米	120	
麦	20	ミルク粉乳	28	麦	20	
みそ汁		クリーム		はんぺんフライ		
大根	30	ポーダ	1.4	馬鈴薯空あげ		
白菜	20	豚汁		半片	100	
煮干に粉	2	豚肉	30	パン粉	5	
みそ	25	玉葱	40	メリケン粉	7	
梅干	1個	人参	10	油	7	
		里芋	40	馬鈴薯	50	
		葱	10	野菜ボイルド		
		みそ	25	玉葱	40	
				人参	10	

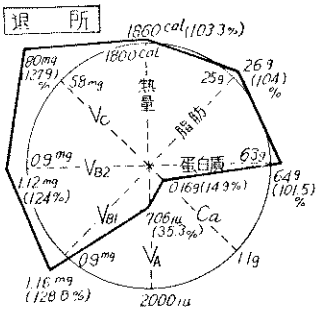

朝		昼		夕		人員
米	120	パン	100	米	130	
麦	20	ミルク粉乳	28	麦	20	
みそ汁		クリーム				
大根	20	ポーダ	1.4	炊合せ		
南瓜	30	カレー煮		レンコン	50	
甘藷	40	牛肉	30	貝	40	
みそ	25	玉葱	40	砂糖	5	
干粉	2	馬鈴薯	50	調味料		
佃煮すめ		人参	10	ソーセージ	50	
佃煮	10	油	5	漬物		
漬物		カレーのもと		沢庵大根	15	
胡瓜	10	調味料				

奥野家
五鈴館
避難所における集団給食の献立表

開所昭和34年10月6日　　閉所昭和34年11月14日

計画した栄養量	区分	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
	朝食	657	18	7	93	716	0.44	0.16	12
	昼食	836	34	10	529	136	1.04	1.14	16
	夕食	814	28	18	105	2,097	0.50	0.75	32
	計	**2,307**	**80**	**35**	**727**	**2,949**	**1.98**	**2.05**	**60**

献立表

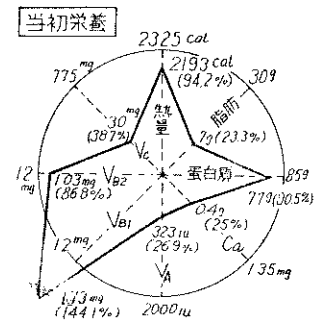

朝		昼		夕		人員
米	140	米	140	米	140	
みそ汁		親子丼		コツペパン		
わかめ	3	鶏肉	40	ミルク粉乳	10	
あげ	5	玉葱	40	フライ		
みそ	25	玉子	15	マカロニー		
干粉	3	出粉	2	白ソース和え		
にに豆		砂糖	5	モヤシ油炒め		
うずらふくめ	20	青葱	20	サンマ	60	
		調味料		パン粉	10	
漬物		漬物		メリケン粉	7	
たくあん大根	15	タクアン大根	15	油	10	
				マカロニー	30	
				粉乳	7	
				モヤシ	40	
				漬物		
				たくあん	15	

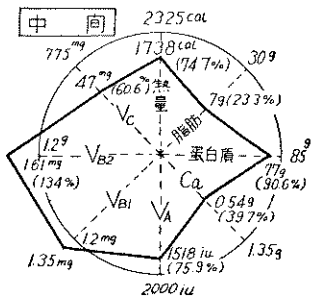

朝		昼		夕		人員
米	120	パン	110	米	120	
麦	20	ミルク粉乳	27	麦	20	
みそ汁		クリーム		煮込み		
白菜	30	ポーダー	0.5	里芋	100	
あげ	5	もつ汁		ゴボウ	30	
南瓜	30	馬鈴薯	40	コンニャク	30	
みそ	30	人参	20	煮干粉	3	
煮干粉	3	青葱	30	砂糖	5	
漬物		もつ雑詰	30	ソーセージ	30	
たくあん	15	調味料		漬物		
				たくあん	15	

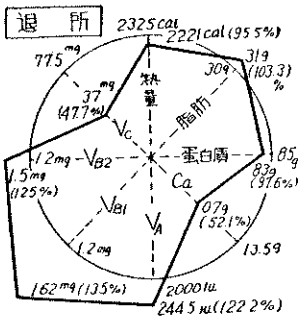

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	135	米	140	
麦	30	ミルク粉乳	30	麦	30	
みそ汁		クームポーダー		チランズン		
トウフ	30	カレー汁		干飄	10	
キャベツ	130	馬鈴薯	60	人参	20	
白菜	20	人参	30	ゴボウ	30	
にん干粉	3	竹輪	50	アゲ	10	
みそ	25	カレー粉	2	卵	20	
漬物		メリケン粉	5	砂糖	7	
たくあん	15	油	5	調味料		
		ソーセージ		漬物		
		付合セ	60	たくあん	15	

ビタミンAのみは改訂所要量で計算する

備考(1) 五鈴館は中学1～2年の男生を収容
(2) 奥野は中学1～2年の女生を収容
(3) 五鈴館と奥野家は同一献立によって給食していたが個々の材料によって多少相違があつた。

修練道場避難所における集団給食の献立表

開所昭和34年10月6日　　閉所昭和34年11月14日

計画した栄養量	区分	熱量	蛋白質	脂肪	カルシウム	ビタミン A	ビタミン B_1	ビタミン B_2	ビタミン C
	朝食	722	21	15	215	1,082	0.48	0.22	15
	昼食	810	32	12	577	107	0.87	1.10	22
	夕食	629	26	5	59	741	0.58	0.30	28
	計	**2,171**	**79**	**32**	**851**	**1,930**	**1.93**	**1.67**	65

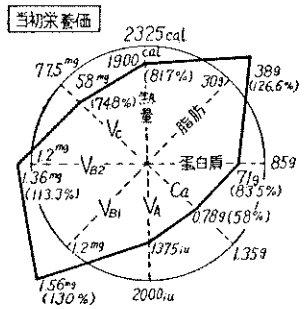

朝		昼		夕		人員
米	120	パン	110	米	120	
麦	20	ミルク粉乳	30	麦	20	
みそ汁		クリーム				
豆	750	ポーター	1	煮付ひじき	15	
青葱	20	混菜汁		あげ	10	
にん干粉	2	里芋	50	煮干粉	3	
みそ	30	卵	25	油	5	
漬物		青葱	20	砂糖	5	
大根葉漬物	20	にん干粉	3	調味料		
		調味料		ごま和え		
				青菜	50	
				白ごま	5	
				ソーセージ	50	
				砂糖	3	
				調味料		

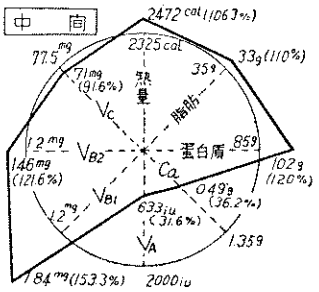

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	135g	米	140	
麦	30	米	70	麦	30	
みそ汁		ミルク粉乳	25	すき焼		
キャベツ	30	クリーム		牛並肉	40	
モヤシ	30	ポーダー	0.5	モヤシ	50	
あげ	5	煮付		青葱	40	
みに干粉	30	鯖	50	焼トーフ	40	
梅干	2	あげ半片	60	こんにゃく	40	
	1個	ソーセージ付合	60g	砂糖	7	
				調味料		
				たくあん大根	15	
				みかん	70	

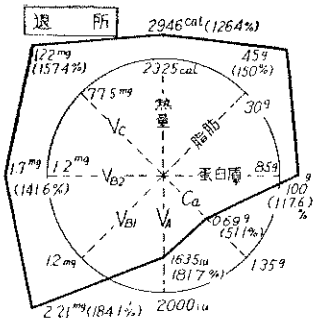

朝		昼		夕		人員
米	140	パン	135	米	140	
麦	30	ミルク粉乳	25	麦	30	
		クリーム				
みそ汁		ポーダー	0.5	煮魚鰹		
モヤシ	30	ぜんざい		調味料		
あげ	5	小豆	30	煮込み		
白菜	20	メリケン粉	50	馬鈴薯	50	
キャベツ	30	砂糖	20	玉葱	40	
みそ	30	ソーセージ	160	人参	20	
		甘藷ふかし	200	かしわ	30	
味付のり		(おやつとして)		調味料		
				果物柿	半個	
				漬物		
				たくあん	20	

ビタミンAのみは改訂所要で計算する

◉避難所と被災現地又はその他の避難先との通信連絡の便宜

電々公社の好意で避難所内に公用電話機がとりつけられ、現地又はその他の避難先との無料通話、郵政局から無料郵便はがきの寄付等の便宜がはかられた。

◉避難民に対する国鉄その他交通機関から配付された無賃乗車券の利用状況

区分	配付先別無賃乗車券交付数量												
	長島町	木曽岬村	多度町	川越村	桑名市	四日市市	名張市	鈴鹿電	高田本山	如雪園	五鈴館	奥野屋	修練場
国有鉄道	8,340	2,650			338	954		1,007	327	452	180	185	132
近畿日鉄	7,001	2,897		162	136	136	136	1,630	523	658	232	233	110
名古屋鉄道	133	42						11	4				
中部乗合自動車協会（神都線）	2,462	779	106	208	756		315	520	136	164	36	37	363
	1,802									126	31	32	9
計	**19,738**	**6,368**	**106**	**370**	**1,230**	**1,090**	**451**	**3,168**	**990**	**1,400**	**479**	**487**	**614**

◉内職の斡旋

鈴鹿避難所においては、避難民の勤労意欲と避難が、かなり長期にわたる見透しから希望者に対し内職をあっ旋することの必要を認め、三重県内職あっ旋所の紹介で、津市出口町、高山真珠店と契約し11月上旬内職を導入したところ当初は24名であったのが日を追って増加し、1人1日70～80円の収入をあげた。

（単位枚数）

楠小学	県立大学	鈴峯荘	計	使用高	差引不用残高
164	191	277	1,5197	11,611	3,586
110	110	162	14,236	12,520	1,716
			190	188	2
			5,882	5,241	641
			2,000	1,999	1
274	**301**	**439**	**37,505**	**31,559**	**5,946**

◉避難所内における娯楽施設

（a） テレビの無償貸与

NHKの好意で次のとおりテレビが無償貸与された。

鈴鹿避難所　2台　　高田本山　1台　　計　3台

（b） ラジオの備付

各避難所に慰安用として1～2台ラヂオをとりつけ避難民の慰安に供した。

（c） その他

自衛隊（音楽隊）の慰安演奏、青年、婦人会等の慰安演芸等が実演され避難民を慰問した。

各避難所の施設概要

各施設共、関係方面の深い理解と協力によって避難者の収容所に転用することの諒解をえて次のとおり突貫工事を施工し収容の万全を期した。

避難所名	施設名	工事内容	請負工事費	摘要
			円	
鈴鹿（電通学園）	収容施設建築工事	宿舎床板張り工事 587坪90	1,640,000	左の施設の外越冬対策として10月中旬頃の施設をなした。 記 建築模様替 6～70人を1団にする居室（100畳敷）6室、保育所（120人収容）職員宿直室兼事務室、調乳室、診察室（ベツド8を含む）警官詰所各1を間仕切り天井はビニール張りとした（所要経費1,100,000円）この場合ビニール張りのため暖房用火鉢を用うと室内に炭酸ガスが充満し瓦斯中毒の虞れが少なくなかったので特に換気に留意した。
〃	〃	玄関口五家取設工事 7坪50	115,500	
〃	〃	炊事場、宿直室、倉庫建設工事101坪50	1,124,000	
〃	〃	洗濯場、洗面所 建築工事36坪	299,000	
〃	〃	倉庫建築工事 15坪	123,000	
〃	〃	新炭倉庫建築工事 4坪	31,000	
〃	〃	物干場取設工事 50坪	31,000	
〃	〃	浴場建築工事 25坪	586,000	
〃	〃	渡廊下建築工事 89坪	501,500	
〃	〃	流し上家建築工事 5坪	26,500	
〃	〃	宿舎間仕切取設工事	54,000	
〃	〃	便所建築工事（4棟）32坪75	568,000	
〃	〃	雑工事	328,000	
〃	〃	運搬費	280,000	
〃	〃	諸経費	637,500	
〃	小計		**6,345,000**	
〃	収容施設電気工事	配電工事	102,000	
〃	小計		**102,000**	
〃	収容設施間仕切及び居室天井取設工事	仮圍及び整理棚取設工事	543,000	
〃	〃	天井張工事	432,000	
〃	〃	運搬費	45,000	
〃	〃	諸経費	80,000	
〃	小計		**1,100,000**	
〃	上水道工事	給水管布施資材費	182,677	
〃	〃	給水管市設労力費	34,266	
〃	〃	本管連絡工事	53,057	
〃	〃	雑費（手数料）	9,000	
〃	小計		**279,000**	
合計			**7,826,000**	
高田本山	収容施設建築工事	炊事場3棟67坪5	947,000	
〃	〃	便所 9坪2棟2坪11坪1	330,000	
〃	〃	洗面所3棟27坪	349,000	
〃	〃	洗面所上家1棟4坪	45,000	
〃	〃	物干場	52,000	
〃	〃	既設建物修理工事	193,000	
〃	〃	給排水工事	205,000	

高田本山	収容施設建築工事	運搬費	160,000	
〃	〃	諸経費	243,000	
〃	**小計**		**2,524,000**	
〃	収容施設電気工事	配電工事一式	65,000	
〃	**小計**		**65,000**	
〃	炊事場建築追加工事	深井戸堀工事	75,500	
〃	〃	石橋修理工事	36,000	
〃	収容施設整地工事	砂利整地工事	10,000	
〃	〃	運搬費	10,000	
〃	〃	諸経費	8,500	
〃	**小計**		**140,000**	
合計			**2,729,000**	
楠小学校	収容施設工事	洗面所炊事場、浴室建築工事26坪	496,000	
〃	〃	便所建築工事8坪	147,000	
〃	〃	渡廊下建築工事 14坪	75,000	
〃	〃	給排水設備工事	71,000	
〃	〃	雑工費	8,000	
〃	〃	運搬費	6,000	
〃	〃	諸経費	12,3000	
〃	〃	校舎修繕工事	170,000	
〃	**小計**		**1,140,000**	
〃	収容施設電気工事	電気工事	29,000	
合計			**1,169,000**	
鈴峯荘	収容施設工事	炊事場建築工事(廊下共1棟26坪)	332,000	
〃	〃	渡廊下建築工事(便所分共20坪)	101,000	
〃	〃	便所建築工事2棟 15坪	256,000	
〃	〃	物干場新設工事	19,000	
〃	〃	本家修繕工事	126,000	
〃	〃	洗濯場給水工事	28,000	
〃	〃	電気工事	12,000	
〃	〃	運搬費	72,000	
〃	〃	諸経費	114,000	
合計			**1,060,000**	
県立大学	収容施設建築工事	床板張工事	76,000	
〃	〃	洗濯場工事 6坪	63,000	
〃	〃	物干場取設工事 10坪	5,000	
〃	〃	浴室新築工事 9坪5	167000	
〃	〃	便所新築工事 2坪25	60,000	
〃	〃	渡廊下新築工事 5坪5	24,000	
〃	〃	食糧倉庫新築工事 4坪	29,000	
〃	〃	各教室間切仕切工事延86面坪分	75,000	
〃	〃	水槽屋根修理工事 10坪	26,000	
〃	〃	雑工事	101,000	
〃	〃	運搬費	46,000	
〃	〃	諸経費	98,500	
〃	**小計**		**867,500**	

県立大学	収容施設新築及び模様替工事	炊事場取設工事　9坪	183,000	
〃	〃	洗面所及び間仕切工事	24,000	
〃	〃	運搬費	8,000	
〃	〃	工事雑費	25,000	
〃	小計		240,000	
合計			1,107,500	
如雪園	収容施設建築工事	屋根修理工事仮葺瓦1,500枚	50,000	
合計			50,000	
五鈴館	収容施設建築工事	便所　0.5坪	22,400	
〃	〃	便所と寝室との渡廊下1坪増築工事	9,600	
合計			32,000	
奥野屋	収容施設建築工事	便所　0.5坪	9,000	
〃	〃	便所と寝室との渡廊下の床上げと屋根ふき1坪及びとびらの増設工事	9,000	
合計			18,000	
総計			13,991,500	

12. 被服の法外給与

避難民に対しては災害救助法に基づき被服、寝具等が関係町村長を経て給与された筈であるが、避難所においても差し当り必要な寝具として次のように毛布が貸与され、又法外給与として多数の被服類が援護物資で交付された。

10月2日以降	1人当り毛布3枚貸与	
10月10日以降	〃	4
11月1日以降	〃	5
12月1日以降	〃	7

第六章　伊勢湾台風の災害に関する立法措置

今次、台風の被害規模の広範にして甚大なるにかんがみ、本県財政事情によりみて前途容易ならぬものがあり、この復興完遂のためには、特別措置による国の全面的な財政援助がなくしては、到底急速な復旧をはかり、荒廃した県土の恒久的保全を期することが至難な実状であるので、この台風により本県と同様な被災をうけた愛知、岐阜と協同して次のような要望書を国会ならびに政府に陳情した。その結果、政府は第33臨時国会に提案し、閣僚も次に記載されているような同情的な施政方針の演説をおこない、国会の協力を得て画期的な、特別立法として昭和34年7月および8月の水害又は同年8月および9月の風水害に関する特別措置法が可決されたのである。

第一節　伊勢湾台風による災害復旧に関する要望

去る、9月26日夜半史上空前の規模をもって東海地方を襲い未曽有の猛威をふるった伊勢湾台風により、愛知、三重、岐阜三県下各地は、海岸および河川の破堤、溢水、山崩れ、地すべり、道路の欠壊。橋梁の流失、家屋の倒壊、流失、埋没、浸水、工場の破壊、浸水、田畑、農作物の流失。冠水等甚大な被害を蒙っており、その惨状は言語に絶するものがあります。

今次台風による罹災地は、わが国産業経済の一大中心地である伊勢湾沿岸およびその内陸部でありまして、三県における被害は極めて甚大なるものがあり、10月10日までに判明した三県の被害は、死者3,960人、行方不明753人に達しており、その被害額は、4,600億円以上と推定されます。

特に、伊勢湾沿岸および養老地区の低地等、堤防の決壊により広大な地域にわたり長期湛水状態にあり自然減水に期待することが全く不可能な地域および今なお交通杜絶状態にある南紀、その他の山間僻地においては、住民の不安、窮状はその極に達しております。

政府におかれましては、災害発生後いちはやく現地に中部日本災害対策本部を設置され、適切なる応急措置を講ぜられつつあることは、一同の感謝にたえないところでありますが、なお、今後とも破堤箇所の仮締切工事の早急なる完成および罹災者の救護措置等につき、万般の御援助を賜わるとともに、被災地における民生の安定および産業復興のために、昭和28年の台風13号の災害に対する措置を大巾に上回る画期的な復興対策を講ぜられるよう、特に懇願申し

上げる次第であります。

昭和 34 年 10 月

愛知県知事　桑　原　幹　根
三重県知事　田　中　　覚
岐阜県知事　松　野　幸　泰

第一項　災害復旧公共事業等に関する特別措置法関係

(1)　伊勢湾台風に伴う風水害、高潮および地盤沈下による海岸堤防、河川等の災害に対して、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例に関する法律」を制定し、国庫負担率の引上、連年災害に対する負担率の逓増等を行うとともに、海岸堤防および河川堤防については、将来再びかかる惨害の生じないよう災害を防止するに必要な改良復旧については、災害復旧事業と同様に取扱われるよう特別の措置を講ぜられたいこと。

なお、この特別法による諸工事は、工事中にさらに同様の災害が加重されることを防止するために、昭和35年度までに竣工せしめることはもちろん、治山治水事業に対し抜本的対策を講ぜられたいこと。

(2)　伊勢湾台風により被害を蒙った農地、農業用施設および漁港施設等の災害復旧事業および除塩事業に対する特別立法措置を講じ、その事業費の国庫負担率および補助対象の拡大を図られたいこと。

(3)　その他、今次、伊勢湾台風による空前の被害、特に広大なる長期湛水地帯および山間僻地等の惨状にかんがみ、災害復旧事業等に対し、補助および負担率の引上、国庫補助金の交付等の特別立法措置を講ぜられたいこと。

第二項　税財政関係

(1)　国庫支出金の早期交付およびつなぎ融資について

応急対策事業および復旧事業を促進するため、国庫支出金を速かに交付されたいこと。

なお、国庫支出金、起債等を見返りとするつなぎ資金を早急に融通されるとともに、同資金に対する利子については、地方交付税その他により全額補てんされたいこと。

(2)　特例債および地方交付税について

災害応急対策に要する諸経費および単独災害復旧費ならびに地方税等の減免および徴収猶予等による収入減については、特例債により措置することとし、これが元利金については、全額補てんするとともに、その他災害に関連する諸経費についても特別交付税において大幅な増額を図られたいこと。

(3)　国の直轄事業については、全額国庫負担とせられたいこと。

(4) 政府資金に係る起債の元利償還に対し、借替債を認められたいこと。

(5) 被災者に対する国税、特に中小企業に対する所得税については、減免、徴収猶予等に関し、特別の配慮を致されたいこと。

第三項 民生関係

(1) 湛水地帯における「災害救助法による救助の方法および期間」の適用について、特に炊出、被服、寝具その他生活必需品、仮設応急住宅、住宅の応急修理費等の給付基準を引上げられたいこと。

(2) 世帯更生資金、母子福祉資金等の資金を特別に増加割当されるとともに、その財源を全額国庫補助とするよう特別措置をとられたいこと。

(3) 甚大な被害を蒙った社会福祉施設等の復旧について、特別措置法を制定し、高率の国庫負担率とされたいこと。

(4) 民間社会事業施設および関係団体の復興を促進するため、中央共募配分金および、お年玉年賀はがき寄付金の配分について、特別の配慮を願いたいこと。

(5) 被災地域における国民健康保険事業に対し、国庫補助等特別の措置を講ぜられたいこと。

(6) 甚大なる今次被害状況に鑑み、義捐金品の全国的募集ならびにC.A.C物資の放出について、格別の措置を講ぜられたいこと。

第四項 衛生関係

(1) 災害による医療、給水等の救助期間、救助基準は、その実態に即して認定するとともに、これに要する経費は、全額国庫負担とせられたいこと。

(2) 災害時における防疫措置費については、災害救助の関連において、補助率の引上等、特別の措置を講ぜられたいこと。

(3) 医療施設、水道施設、その他の衛生関係施設の災害復旧に対し、国庫補助、融資等、特別の措置を講ぜられたいこと。

(4) 浸水地区における清掃、し尿の完全処理等の万全を期するため、特別立法措置を講じ、これに要する費用を全額国庫補助とされたいこと。

第五項 土木関係

(1) 災害復旧事業施行年度割を改め、速急に完成出来るよう措置せられたいこと。

(2) 水防資材費および堪水地帯における応急締切費、排水費、道路の維持修繕費については、全額国庫負担とせられたいこと。

(3) 災害復旧事業国庫負担対象限度額は、現行法令による国庫負担対象限度額、県工事15万円、市町村工事10万円を、それぞれ、県工事5万円、市町村工事3万円に引下げるよう、措置せられたいこと。

なお、補助対象外小災害については、全額特例債を認められたいこと。

(4) 被災地区における住宅、工場等の立地条件を改善するため、土地区画整理事業および宅地造成事業について、高率国庫負担等の特別措置を講ぜられたいこと 。

(5) 被災地区に堆積した土砂および堪水等を排除するための経費については、高率国庫負担の特別措置を講ぜられたいこと。

第六項 港 湾 関 係

名古屋港および四日市港の重要性にかんがみ、港湾機能の早急なる復旧を図るため、港内の掃海と航路の深浅測量を速かに実施するとともに、港湾施設、上屋、起重機、船舶等の災害復旧事業費については、高率の国庫負担とされたいこと。

なお、壊滅的打撃を蒙った港湾関係民間業者に対して特別融資の方途を講ぜられたいこと。

第七項 住 宅 関 係

(1) 災害公営住宅の建設基準を、県下全域における滅失住宅戸数の二分の一以上に引上げるとともに、その建設費および既設公営住宅の補修に要する経費は、高率国庫補助とし、その他は全額起債をもって充当できるよう特別措置を図られたいこと。なお、災害公営住宅については、今回の経験にかんがみ、なるべく耐火構造とし、特に、簡易耐火構造二階建並びに中層耐火構造を考慮せられたいこと。

(2) 一般被災住宅の修繕および復旧等に住宅金融公庫の融資枠を大幅に増加願いたいこと。

第八項 公営企業関係

上下水道、終末処理場、工業用水道、電車、バス等の公営企業の災害復旧については、次の特別措置を講ぜられたいこと。

(1) 下水排水施設であるポンプ所、終末処理施設の復旧費、排水費、排出汚泥の処理については、全額国庫補助とされたいこと。

(2) 工業用水道事業の被害については、全額国庫補助とするよう特別措置を講ぜられたいこと。

(3) その他災害復旧費については、二分の一を国庫補助とし、残り二分の一および復興に要する経費については、起債の方途を講ぜられたいこと。

第九項　農林農地関係

(1)　自作農維持創設資金融通法に基く災害資金枠の大幅な追加割当をされるとともに、貸付最高限度額の引上および貸付利率の引下について特別措置をされたいこと。

(2)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域として、県下全市町村を承認されるとともに、貸付限度、償還期限、据置期間、利率について特別措置を講じ、特に被害施設復旧資金についても融資対象に加えられたいこと。

(3)　農林漁業金融公庫の被災農林漁家施設並びに共同利用施設に対する融資の貸付利率について、特別措置を講ぜられたいこと。

(4)　被災農林漁家等の政府関係機関に対する債務の償還期限の延長およびその利子減免の特別措置を講ぜられたいこと。

(5)　被害を受けた農地および農林水産業施設の復旧に対し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助率を十分の九に引上げるとともに、補助採択基準の引下げ並びに除塩対策事業について国庫補助の特別措置をされたいこと。

(6)　農林共済再保険金並びに漁業再保険金の即時概算払を実施されるとともに、農業共済組合連合会が、保険金の仮渡しをした場合の利子補給をされたいこと。

また、建物共済の共済金の支払のための借入およびそのため発生する赤字について、特別の措置を講ぜられたいこと。

(7)　被災した農林水産業協同組合の施設の復旧に要する経費については、高率の国庫補助を行うとともに、農林水産業協同組合が、被災した組合員に対して差当りの復旧資金の融通を図るために行う借入金については、損失補償および利子補給の特別措置を講ぜられたいこと。

(8)　被災した農業協同組合整備特別措置法による整備組合に対しては、実情に即した整備計画の変更を認め、高率の補助を行われたいこと。

(9)　再生産に必要な種子、種苗、肥料、薬剤、農機具等の購入並びに永年作物改植に要する経費について、国庫助成をされたいこと。

なお、蚕糸業については、災害による生産費の増嵩をおさえるため、適当な助成措置を講ぜられたいこと。

(10)　本年度産米について、政府売渡米の減額補正等を行うとともに、被災農家については、概算金の返納期限延長および利子免除の措置を講ぜられたいこと。また、被災農家の米穀については、等級外のものも特に、政府買入の対象とし、時期別格差の適用期限についても、これが延長を行われたいこと。

(11)　被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律を制定せられ、被災農家に飯用米穀を配給するとともに、この代金について特に、延納措置を講ぜられたいこと。

(12)　畜産に対しては、特に、養鶏、養豚等の集団飼育地帯の復興に要する資金の融資と利子補給の方途を講ぜられたいこと。

(13)　漁港の復旧は、全額国庫負担とされたいこと。

(14) 真珠養殖事業の復旧につき、国庫補助および農林漁業金融公庫の融資枠の拡大を図られたいこと。

(15) 山林風倒木の処理および再造林を推進するための特別措置を講ずるとともに、風倒木の売却に伴う所得税減免の措置を講ぜられたいこと。

(16) 緊急治山復旧を要する個所については、本年度中に計画の完全実施ができるよう、国庫において援助をされるとともに、県費治山事業についても、全額起債を認められたいこと。

(17) 干拓堤塘復旧事業および湛水地域の排水に要する経費については、全額国庫負担とせられたいこと。

(18) 開拓地の復旧のため、補助、起債および各種融資について特別の措置を講ぜられたいこと。

(19) 愛知用水支線水路事業並びに開墾事業に関する災害復旧事業費については、愛知用水公団事業資金中、国庫負担資金として処理するよう特別の措置を講ぜられたいこと。

(20) 湛水地帯における救農土木事業および抜本的営農指導を行われたいこと。

第十項 商 工 関 係

(1) 工業の復興を促進するため、その立地条件の改善を図るとともに、この際、海岸堤防の復旧計画等と関連して、臨海工業地帯造成の推進を図るとともに、臨海地帯の工場配置の適正化を期するよう特別の措置を講ぜられたいこと。

(2) 政府預託金の増加を図るとともに、地元金融機関の準備預金制度の準備率を零とする等地元金融事情の緩和を図られたいこと。

(3) 特別融資の促進について

(イ) 中小企業金融公庫および国民金融公庫の貸出資金の割当額の増加および金利引下並びに返済期日の到来した貸出に対する返済猶予の措置を講ぜられたいこと。

(ロ) 商工組合中央金庫による別枠融資の措置を講ぜられたいこと。

(ハ) 中小企業信用保険公庫法による信用保証協会貸付金の割当額増加の措置を講ぜられたいこと。

(4) 金融特別措置法を制定し、中小企業者に対する資金融通の利子補給、信用保険の保険料の軽減および保険金額の引上げ措置等を講ぜられたいこと。

(5) 中小企業振興資金については、別枠を設けて増額するとともに、補助率を引上げ、被災業種に対し適用されるよう措置を講ぜられたいこと。

第十一項 文 教 関 係

(1) 公立の学校施設および社会教育施設の災害復旧費については、特別措置法を制定し、国庫負担率を十分の九とするとともに、コンクリート造にするため等の改良工事についても、災害復旧に準じて措置されたいこと。

なお、一学校あたり国庫負担対象限度を５万円以上とされたいこと。

(2) 私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法を制定し、所要の特別措置を講ずること。特に、災害復旧事業費に対しては、国の高率補助とし、残りの事業費は、全額私立学校振興会の貸付によることとされたいこと。

(3) 被害を受けた学校給食用物資、被害児童に対する無償給食等については、特別措置法を制定し、全額国庫補助とされたいこと。

(4) 学校給食施設および設備の災害復旧費に対して、高率の国庫補助の方途を講ぜられたいこと。

(5) 被災により教科書を喪失または、き損し、就学上支障のある義務教育児童、生徒の全員に対し、これが無償配付の措置を講ぜられたいこと。

(6) 文化財の災害復旧については、特別の措置を講じ、少くとも８割以上の国庫補助を実施されたいこと。

第十二項　労　働　関　係

(1) 就業適格者の激増が予想されるので、失業対策事業の就労人員の拡大および紹介適格者の就労日数を、月間25日に増加するための予算措置を早急に講ずるとともに、全額国庫負担とされるよう特別措置を願いたいこと。

(2) 被災事業所に雇用される失業保険の被保険者が失業し、かつ就労することができない状態にある場合、その被保険者の生活の安定に資するために、一般の離職者と同様に失業保険金の支給ができるよう、特別の法的措置を講ぜられたいこと。

(3) 労働者の生活資金並びに住宅復旧のために要する資金として、大蔵省資金部資金の貸付をせられたいこと。

第十三項　公共建物および施設の復旧関係

公共建物および施設等の被害が甚大であることにかんがみ、警察消防施設、保健衛生施設、労働関係施設等の災害復旧について、高率の国庫補助制度を設けるとともに、国庫補助制度のない施設復旧については、特例債による措置を講ぜられたいこと。

第二節　国庫負担額の決定方針

伊勢湾台風の応急措置を講ずるために召集された、第33臨時国会において、岸首相、佐藤蔵相等は、次のように演説をせられた。

第一項　岸首相の演説

国土保全を最重点に　　（昭和35年2月1日、岸首相施政方針演説速記録より）

「まず、治山、治水国土の保全については、民生の安定、産業基盤の強化等の見地から政府は、つとに施策の重点として、その促進を計って参りましたが、昨年の大水害の経験にかんがみ明年度予算においては、これらの国土保全事業を政府の最重点施策として取り上げ、新たな構想のもとに総所要経費一兆円に及ぶ治山、治水10か年計画を樹立し計画的かつ総合的に治山、治水及び高潮対策事業の強力な推進を計ることにいたしております。

なお、これらの事業を実施するため治山、治水特別会計等、必要な諸体制についても併せて整備する所存であります」

第二項　佐藤蔵相の演説

抜本的な国土保全対策　　（昭和35年2月1日　佐藤蔵相の行った演説速記録より）

「この方針に即し、まず昨年発生いたしました大災害の実情にも顧み、将来再びこのような災禍を招くことのないよう抜本的な国土保全対策を樹立し、これを推進すると共に、当面緊急に措置すべき災害の復旧に万全を期することに予算の最重点を置くことにいたしました。

（中略）まず、昭和35年度予算案におきましては、昭和34年災害による被害の復旧の促進をはかることをもって、もっとも緊急の要務と考え、その復旧を所定の計画に従って促進するために必要な計費、581億円を計上するとともにその経験に顧みまして、国土保全のための諸施策を強力に推進することと致しました。このため、新たにかかる長期計画を樹立し、今後10か年の間に、治水事業については1300億円、合計1兆500億円に上る事業を遂行することと致しました。このうち緊急に実施を要するものにつきましては、4550億円に及ぶ前期5か年計画を作成することといたした次第であります。この計画を目標として昭和35年度において、所要の経費及び資金を優先的に確保いたしますとともに、また、今後この計画を強力かつ確実に進めて参りますために必要な体制を整えることといたしております。なお一般会計に計上された治山、治水関係費は602億円でありまして、前年度当初予算等に比し、200億円の増加となっております。（中略）

なお、この際、昭和35年度予算と同時に提出いたしました昭和34年度一般会計予算補正について一言申し述べます。今回の補正は災害復旧費、失業保険費等の、主として義務的経費の追加であり、いずれも昭和34年度中に支出すべきものを計上いたしたものでありまして、その総額は139億円であります。その財源といたしましては法人税、酒税等の自然増収及税外収入の増加等をもってこれに充てることといたおしてります」

第三項　特別措置法

この災害の甚大なるにより政府は特別立法として次の法案を可決した。

昭和34年７月及び８月の水害又は同年８月及び９月の風水害に関する
特別措置法集（本文は省略し、目次のみ記載）

目　　次

(1)　昭和34年７月及び８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

(2)　昭和34年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

(3)　昭和34年８月及び９月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法

(4)　昭和34年７月及び８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

(5)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

(6)　昭和34年７月及び８月の豪雨、同年８月及び９月の暴風雨又は同年９月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

(7)　昭和34年８月及び９月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法

(8)　昭和34年９月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

(9)　昭和34年９月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法

(10)　昭和34年８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法

(11)　中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

(12)　昭和34年８月の水害又は同年８月および９月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法

(13)　昭和34年８月の水害又は同年８月及び９月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

(14)　昭和34年８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた、公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法

(15)　昭和34年及び９月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法

(16)　昭和34年７月及び８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

(17)　昭和34年８月及び９月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

(18)　昭和34年７月及び８月の水害又は同年８月及び９月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

(19) 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害に際し、災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法

(20) 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

(21) 昭和34年8月の水害又は同年8月及び9月の風水害をうけた医療機関の復旧に関する特別措置法

(22) 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法

(23) 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

(24) 昭和34年7月および8月および9月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

(25) 昭和34年7月および8月の水害または同年8月および9月の風水害を受けた市町村職員共済組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律

第四項　激甚地指定市町村について

今次災害の復興に対する国の補助金制度につき、今回初めて被害が激甚な地区を指定し、特に高率の国庫補助をおこなうことに決定した。本県のその割当市町村は別図のとおりである。

第五項　伊勢湾等高潮対策事業の計画基本方針

（昭和35年２月18日　伊勢湾等高潮対策協議会）

再度災害を防止するため抜本的復興計画を樹立して、政府関係各省からなる伊勢湾高潮対策協議会（会長：経済企画庁総合開発局長、藤巻吉生氏）は、このほど伊勢湾などの高潮対策事計画を進める基本方針を決めた。伊勢湾台風のような異常高潮による海岸地域の被害を防止す業るため、問題のある海岸、河川、港湾、漁港および干拓地などに直接高潮を防ぐ諸施設の築造計画をたてるのがねらいで、対象地域、具体的な実施方法、時期、財政措置などは道路建設計画など他の関係計画と重複して、二重投資にならないよう関係各省が調整して決めることにしている。

協議会が計画の対象にしている気象、海象条件は潮位偏差や波浪の高さが伊勢湾台風時のものを想定し、また天体潮位は台風期の平均満潮位を採用、これらを上回る条件に対しても被害を最小限度にとどめるよう堤防などの諸施設を改善する方針である。基本方針の骨子は次のとおりである。

今次伊勢湾台風による異常高潮は未曽有のものであり、このため海岸地域は、全面的に甚大な被害を受け、多数の人命の損失と莫大な被害を生ずるにいたった。このような事態に対処するには、直接高潮を防御する海岸、河川、港湾、漁港および干拓地等における諸施設の築造計画のみならず、非常時における通信、水防および避難その他の被害軽減の諸対策をもあわせて全面的に検討するとともに、高潮対策に関する科学的調査研究の促進を図り、これらを総合した防潮対策を確立して早急にその実施を図る必要がある。

しかしながら、本協議会においては、これらのうち、高潮を直接防御する上記施設のごとき一般公共土木施設の築造計画を樹立するため基本的事項について協議するものとし、これ以外の前記諸対策は別途に推進するものとする。

一般公共土木施設の計画を決定するに際しては、可能最大の規模の条件を対象とせず、次の基本的な方針によるものとする。

（イ）基　本　的　事　項

(1)　計画は、海岸、河川、港湾、漁港、干拓地、埋立地ならびに道路等の諸計画を総合的に考慮して樹立することとする。

これらの計画のうち、その具体的実施の方法、時期等について現段階において、明確にしがたいものと関連ある計画はそれらの計画の決定を急ぐとともに、実施にあたっては二重投資とならないよう十分な調整をはかるものとする。

(2)　計画対象の気象および海象条件としては、潮位偏差および波浪は伊勢湾台風時のものを、天体潮位は台風期平均満潮位を採るものとし、それを上回る条件に対しても被害を最少限度にとどめるよう考慮するものとする。

（ロ）堤防の高さについて

(1) それぞれの地点における堤防天端高は、上記のイ．2の水理条件を基礎とし、背後地の条件、堤防構造の特性、堤防法線の局地的特性および堤防前面の海底地形、あるいは港湾、漁港の機能保持ならびに防波堤の効果等の諸点を考慮して定めるものとする。たとえば、

(イ) 海面下にある、あるいは比較的地盤が低平で人口稠密な地区等の前面堤防天端高は、計画の対象とした高潮ならびに波浪による海水を堤内に流入させないよう台風期平均満潮位に伊勢湾台風時の最大偏差および波高を加えた高さを基準とする。ただし、港湾、漁港の機能保持ならびに防波堤の効果等の諸点はこれを考慮するものとする。

(ロ) 背後の土地が高く比較的人家等の少ない地区については、その実状により一部の越波はやむをえないものとするが、高潮の流入およびおよ波浪のエネルギーは阻止するものとする。

(ハ) 港湾、漁港のふ頭地区あるいは臨海工場地区においては荷役機能および工場生産機能に支障をきたさない限度の高さとし、場合によっては高潮時に一時冠水するものがあってもやむをえないものとする。

(2) 防波堤による波力、異常高潮の減殺効果およびこの築造が他におよぼす影響の程度、あるいは河川、入江部に浸入する波、異常高潮の遡上現象等については、すみやかに調査および実験等の技術的検討を加えるものとする。

(ハ) 堤防の構造について

築造にあたっては、とくに次の事項に留意するものとす。

(1) 堤防の構造はできるだけ統一をはかるものとするが、既設堤防との取付けの関係、あるいは地形上の特性、土質条件、土地取得の難易ならびに防御目的の差異等のため、画一的な構造とすることが困難な場合があるので、このようなか所についてはその接続点が弱点とならないようとくに留意する。

(2) 計画の対象の潮位および波浪に対して越波させない規模で築造する堤防においても、堤体の天端および裏ノリはコンクリート等の被覆工を施してノリ面保護を実施し、越波を考えて築造する場合は、とくにノリ面保護およびノリ尻の洗堀防止の強化に留意する。

(3) 堤防被覆工内には空隙を生じないよう設計施工上留意する。

(4) 施工後の沈下がとくに懸念されるような土質条件の場合は、あらかじめ十分な措置を考慮する。

(5) 将来予想される地盤沈下に対しては、十分対処しうるよう考慮する。

第三節 減 税 措 置

第一項 国税に対する減税対策

政府は今次台風の非常なるにかんがみ、名古屋国税局をして次の処置をおこなわせた。

A．部外広報　災害以来、管内納税者に対して税金の減免還付についての広報を活発に行ったがその大要は次のとおりである。

1．新聞記者会見

昭和34年９月29日　伊勢湾台風の被災者のための国税減免の手続になど

同　年10月３日　所得税関係の損害判定基準を無条件適用地区および国税局における相談所の設置など

同　年10月13日　相談所の設置および災害に対する減収見込など

同　年10月19日　災害関係の措置の要約、全国々税局長会議携行資料

同　年10月27日　税金還付状況、見舞金の税法上の取扱など

同　年11月24日　被災者に対する法人税および所得税の取扱について。

これらの記事は各紙に取り上げられたが、新聞社はたびたび自由取材の形で減免関係記事を大きく載せた。なかでも中部経済新聞は11月１日から11月３日までの３日間にわたり、直税部長らとの紙上座談会を催した。

2．ラジオ、テレビ放送　各放送局の好意により維持している、ラジオ、定期番組はその内容を被災者むけのものに改めたが、ＣＢＣ側の好意によりテレビ放送を行った。

放送局名	月日	テーマ	備考
中部日本放送（ラジオ）	昭和34年10月５日	災害減免の話	局の直税部長
	〃 10月11日	災害被災者のための税金還付手続	〃 徴収部長
	〃 10月18日	災害について	〃ご存じですか
	〃 10月25日	災害について	ラジオ相談室
	〃 11月１日	物品税などの災害減免	局、消費税課長
	〃 11月15日	災害について	ラジオ相談室
	〃 12月20日	〃	〃
（テレビ）	昭和34年10月23日	災害と税金	局、総務部長
	〃 10月30日	〃　其２	局、直税部長
近畿東海放送（ラジオ）	昭和34年10月３日	税の災害減免	伊勢税務署長
	〃 10月10日	〃	上野　〃
	〃 10月17日	〃	津税務署直税課長

3．新聞広告　昭和34年10月７日付の中部日本、朝日、毎日、中部経済、名古屋タイムス、伊勢、岐阜タイムスに「所得税減免のお知らせ」の広告を出した。

4．印刷物　パンフレットを作成して配布したものは、次のとおりである。

題名	部数	備考
被災者のための税金の知識	100,000	A 3 版
災害による所得税減免のお知らせ	40,000	B12版
被災者の所得税の減免手続および損害の判定の基準について	3,000	B 4 版　ガリ版
災害を受けた方へ（ポスター）	4,000	B 4 （謄写フアックス）
災害を受けた方へ（　〃　）	15,000	A 2 （木庁作成）

5．臨時相談所開設　被災者に災害減免の手続についての指導をおこなうため、次の相談所（三重県関係のみ）を開設した、その取扱件数は次のとおりである。

場所別	受理件数	担当者数	1人当り件数	開設日数	1日当り件数
桑名市	96	14	6.8	14	6.8
四日市々	41	11	3.7	11	3.7
四日市々富田町	93	13	7.2	13	7.2

B、措　置

1，特別地域の指定　今次台風の災害が特にじん大であった地域で被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和29年法律第175号以下「災害減免法」という）が適用されることが明らかとなったので、同法政令第1条に規定する被害割合の調査を省略する地域、以下「特別災害地域」という。）を局員および所轄署員の実地調査により定め、この地域に居住する被害者については、被害の割合の個々の調査を省略し、まず所得税の減免還付事務の促進をはかった。本県の特別地域は、次のとおりである。

桑名市　全部指定の町名

新町、萱町、伝馬町、東鍋屋町、西鍋屋町、新屋敷北、新屋敷西、新屋敷南、東新町、八幡町、東一色町、西一色町、北鍋屋町、掛樋町、江場、江場中町、南寺町、寿町第一、寿町第二、松重町、常盤町、旭町、緑町、老松町、東常盤町、大央町、三之内第1、吉之丸、吉之丸舎宅、元赤須賀東、内堀北、内堀東、内堀南、内堀西、西伊賀町、東伊賀町、柳原、外堀北、外堀中、外堀南、若葉舎宅、日立若葉寮、中央町第1、北浜町、蓮見町、暖町、扇町第1、新勢町、楽天地、修徳町

桑名郡　木曽岬村（全村）、長島町（全村）、

桑名市　一部指定の町

東矢田町、御旗町、寺の町、中ノ町、東相川町（東部の一部）
北寺町（一部）、八間通り（1部）、其の他　17町の大部

四日市市　新町、浜町東部、北条町、若浜町、三谷町、納屋町、南納屋町　外 44町の大部分。

2，各税務署に指示した主な事項

イ　申告申得税関係

(1) 被害調査はとりあえず「被害調査対象者カード」の作成されたものについて行うこととし、適切なる被害概要の、は握に努めるとともに、還付事務の迅速を図るため、その場において申告所得税請求書に対する処理を行い、状況により「災害を受けた資産の明細書」の提出がある場合には、その内容の適否を確認するとともに、今後提出する必要があると認められる書類についての指導をおこやうこととした。

(2) 損害額算定のための調査について、被害を受けた者が集団的に存在する地区については、特別計画を樹立して調査を実施することとするが。被害を受けた者が点在的に存在する地区にあっては実額調査、実態調査と併行して実施することとした。

ロ 源泉所得税関係

災害減免、徴収猶予の処理にあたっては、申請書の提出のあったもののすべてについて損害額および被害の割合の適否を調査するのが建前であるが、今次の災害状況に照し、次に掲げるものについては調査を省略することとし、還付または、徴収猶予の迅速な処理を図った。

ハ 家財に対する評価

家財については、その算定の要素として、①居住していた家屋の評価額によるもの、②被災者の前年分の所得金額によるもの、③その所得者およびその者の扶養親族数によるものの家財の評価額とするが、その計算式は次のとおりある。

住宅の評価額によるもの……Ⓐ

$$(\text{固定資産税の評価額} \times 1.5) \times \frac{40}{100} \times \frac{30}{100}$$

前年分所得額によるもの……Ⓑ

前年分の所得金額が50万円以下のもの $(\text{その所得額} \times \frac{100}{100}) \times \frac{40}{100}$

〃 50万円以上80万円以下のもの $\left\{(\text{その所得額} \times \frac{80}{100} + 10\text{万円}\right\} \times \frac{40}{100}$

〃 80万円以上120万円以下のもの $\left\{(\text{その所得額} \times \frac{70}{100}) + 18\text{万円}\right\} \times \frac{40}{100}$

自己およびその扶養親族数によるもの……Ⓒ

$$10\text{万円} \times (\text{自己} + \text{扶養親族数}) \times \frac{30}{100}$$

(注) 生活に通常必要とする家財の評価額は前記のⒶ＋Ⓑ＋Ⓒの合計額。
家財の評価にあたって、居住していた住宅が借家である場合は自己の住宅として計算する。
同一の住宅内に２以上の所得者およびその扶養親族が居住する場合に、住宅の評価額から算定する家財の価額においては、所得者が夫および妻の２人である場合は、それぞれ等分に所有しているものとし、それ以外の場合には、前年分の所得金額を要素とした家財の価額と自己および扶養親族数を要素とした家財の価額の合計額の比率によりあん分した金額を、家屋の評価額を要素とした家財の価額とする。

上記の算式は被災者の前年分の所得額が120万円以下のものに適用するものであり。120万円をこえるものについては調査する。

ニ 土地に対する評価

土地（田、畑、宅地および山林）に対する評価額は、相続税財産の評価基準に準じて算定した金額により、その実状によりその金額に50%以内の割合を乗じて計算した金額を加算した金

額

ホ　事業用動産に対する評価

機械運搬具、器具、什器、その他これらに準ずる動産で事業用に供しているものの評価は、被災直前の調達価額（新たに財産を、その財産の現況により取得する場合のその価額）により評価する。

ヘ　たな卸資産に対する評価

たな卸資産については取得価額により評価する。

ト　上記以外の資産については、相続税財産の評価基準に準じて評価した額を基準とする。

チ　損害額の算定要領について

損害額の算定は被害の状況により実状にそうよう個々に、判定することが原則であるが、被害の現況からみて、個々に判定することが困難である実状にかんがみ、その簡易化を図るため被害割合の判定基準表を設けて計算した。

1．建物家財の部

被害区分			被害割合	
			建物	家財
			%	%
浸水	床下		原則としては、零とするが、当該原因により被害を受けたことが明らかな場合は個々の実情に即した判定とすること。	
浸水	床上	平家 60糎未満	15%	20%
浸水	床上	平家 60糎以上	35%	50%
浸水	床上	二階建 60糎未満	10%	15%
浸水	床上	二階建 60糎以上	20%	40%
浸水	軒下	平家建	60%	75%
浸水	軒下	二階建	50%	50%
土砂流入			50%	60%
半壊			60%	60%
全壊			90%	90%
流失			100%	100%

注　(1)　被害区分が重複する場合は被害割合の大きい方をとること。

(2)　この表の適用にあたって次のような場合には、それぞれの率を本表被害割合に乗じて得た割合を加算して適用することができる。

浸水期間が10時間以上3日未満の場合で、浸水が淡水の場合は25%潮水の場合は40%

3日以上7日未満の場合で浸水が淡水の場合は30%、潮水の場合は45%、また浸水が7日以上15日未満の場合で浸水が淡水の場合は35%、潮水の場合は50%、なお、建物については浸水が潮水の場合で15日以上30日未満の場合には60%30日以上60日未満の場合は65%および60日以上の場合は70%

半壊の場合で主要部分が半壊の場合の25%

浸水の場合60糎以上については、被害の実情により最高軒下の割合に至るまでの割合

「土砂流入」とは、床上浸水で、かつ、でい土が流入した場合である。

「軒下浸水」とは、おおむね床上2.0米以上として適用する。

2．田、畑、宅地の部

被害区分	被害基準	摘要	被害割合 田 %	畑 %	宅地 %
埋没	15糎以下のもの	泥土堆積	10	5	0
		土砂堆積	20	15	0
		砂礫堆積	30	20	0
	15糎をこえたもの	泥土堆積	20	15	実査
		土砂堆積	40	30	
		砂礫堆積	60	50	
冠水	潮水が10日間程度以上停滞したもの	—	20	15	0
流失	海成、河成、湖成等となり再び田、畑、宅地となる見込のないもの	—	100	100	100

受小作の場合

受小作の場合は資産としての被害はないのであるが、受小作者が復旧のため支出した金額がある場合は当該支出金額をじ後の借受期間にあん分して必要な経費に算入すること。

この場合、じ後の借受期間が不明なときは10年とすること。

ヌ　法人税関係

納税者の被災状況

今次台風による被災地所管署数は、全管48署のうち35署にのぼり、被災法人の数も総体の14%を占めている。

また、災害による損失見込額は1法人当り59万円となっており、災害の復旧と事業の復活には相当の資金と日数を要し、税収面に影響があった。

被災法人数

区分	法人数 A	左のうち被災した法人数 全半壊、流失、床上浸水したもの	たな卸資産の大部分に被害をうけたもの	計 B	B/A
三重県	6,617	1,104	511	1,615	26.9 %

なお、災害減免法第4条該当の減免状況は次のとおりである。

名古屋国税局（昭和34年11月30日調）

区分	相続税 件数	相続税 税額	贈与税 件数	贈与税 税額	合計 件数	合計 税額
		千円		千円		千円
全管区	27	677	111	1,848	138	2,525
三重県	1	7	5	297	6	304

ル　滞納者に対する措置

滞納中の罹災者に対しては、特に被災者の身になって適切な措置を講ずるよう留意して指導したのであるが、この趣旨は従業職員にもよく徹底し、おおむね所期の成果を収めた。

なお、徴収猶予、執行停止等の処理状況は次のとおりである。（昭和34年11月末現在）

個人の執行停止者

	全管内	三重県関係
人員	1,561人	136人
税額	3,460万9千円	242万2千円

法人の執行停止者

人員	379人	16人
税額	1,394万4千円	21万2千円

差押解除した者

人員	288人	16人
税額	1,399万1千円	67万5千円

徴収を猶予し差押を解除した者

人員	45人	2人
税額	1,221万1千円	10万8千円

第二項　県税の減免等

概　要

伊勢湾台風は全県下におよぶ大災害であり、納税者においても著るしく担税資力を喪失したものが多かったため、県税条例第74条、第166条に定める不動産取得税、県固定資産税、ならびに自動車取得税条例第17条に定める自動車取得税の減免規定に加え昭和34年伊勢湾台風被害者に対する県税減免等に関する条例を昭和34年10月7日に公布、個人事業税、自動車税、鉱区税をおのおのその定めるところにより減免し、また自動車税の第2期分納期を1カ月延期した。

減　免　額

	個人事業税		自動車税		鉱区税		個人県民税		不動産取得税		県固定資産税		自動車取得税		計	
	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員	減免税額	人員
桑名	3,843	560	137	52	87	3	5,021	5,480	8	4			2,330	91	11,426	6,190
四日市	5,275	922	511	255			4,799	6,995	129	8	2,513	2	4,244	246	17,471	8,398
鈴鹿	277	48	1	1			138	953	7	1			11	2	434	1,005
津	318	36	329	83	58	2	572	559	5	7			104	5	1,386	692
松阪	262	63	1	1	40	2	296	236	15	4			14	6	628	312
伊勢	6,160	739					239	1,385	35	7			11	4	6,445	**2,135**
上野	843	144			76	11	470	1,783	3	2			27	1	1,419	1,941
尾鷲	1,736	142					14	73					3	1	1,753	216
熊野	285	58	9	2	200	1	15	93	6	2			50	1	565	157
計	**18,999**	**2,712**	**988**	**364**	**461**	**19**	**11,564**	**17,557**	**208**	**35**	**2,513**	**2**	**6,794**	**357**	**41,527**	**21,046**

伊勢湾台風に伴う県税徴収猶予額調

（単位 円）

	桑名		四日市		鈴鹿		津		松阪		伊勢		上野		尾鷲		熊野		計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	30	518,700	209	17,531,094	3	15,060	5	2,043,200	4	64,730	60	2,022,380	5	199,660	2	59,980			318	22,454,804
個人県民税																				
法人事業税	35	2,569,080	212	101,469,310	7	84,480	5	10,901,370	4	337,930	72	13,792,950	7	1,628,860	1	285,270			343	131,069,250
個人事業税	32	740,770	565	3,403,710	106	468,510	10	95,300	15	128,460	250	3,201,760	12	141,110	76	703,310			1,066	8,897,050
不動産取得税	38	215,190	153	2,630,955	4	4,490	8	72,230	12	71,860	47	3,201,880	2	32,330	4	23,250			268	6,252,065
娯楽施設利用税	3	7,000																	3	7,000
遊興飲食税	43	974,000	108	1,335,020	1	104,444	1	4,060	8	51,308	32	5,480,384			1	18,631			194	7,967,847
自動車税	14	90,270	494	1,655,030	3	6,450	8	62,800	26	85,610	76	323,140	1	1,250	16	46,910			638	2,271,460
鉱区税													5	23,670					5	23,670
狩猟者税																				
軽油引取税	2	607,000	15	3,468,374															17	4,075,374
自動車取得税	15	255,100	159	1,889,160			6	65,990	6	84,380	38	2,262,790	4	40,014	8	153,550			236	4,750,984
計	212	5,977,110	1,915	133,387,653	124	683,434	43	13,244,950	75	824,278	575	30,294,284	36	2,066,894	108	1,290,901			3,088	187,769,504

第七章　応急措置

第一節　水政関係

第一項　直轄（国）区域の応急工事

本県において、もっとも被害の激甚であった木曽岬、長島、桑名は木曽川三川の河口部附近であって、建設省直轄施工区域がその大部分を占めているので、ただちに、建設省中部地方建設局は総力をあげて、木曽川下流工事事務所に、人員と各種建設機械、浚せつ船等を配置した。

人員について

本局および最寄りの事務所から、木曽川下流工事事務所に対し、とりあえず必要な人員が派遣された。一方、緊急復旧工事に必要な各種建設機械、その他連絡車の応援に伴う運転関係要員の応援派遣が急速に行なわれた。また測量、設計、機械および事務要員として各地方建設局からの応援もあり、その人員は延べ150名に達した。

浚せつ船について

応急復旧において何よりも問題になったのは仮締切工法の決定であり、ごく一部を除いてはほとんど陸上からの土運搬が不可能であり、しかも多量の土運搬を必要とした関係上その大部分を浚せつ船の活動にまたねばならないので浚せつ船を全国に手配した。

次表は浚せつ船回船ならびに配船状況表である。

浚せつ船回航ならびに配船状況表

船名	会社名	動力	出力	災害時の所在地	出航月日	現地到着月日	作業状況
			HP				
長田丸	阪神	E	750	揖斐川		10/ 5	長島北、長島南、長島北、桑名
大興丸	若松	〃	1,000	四日市		10/14	長島北、長島南
第一宝津丸	〃	〃	1,000	〃		10/10	桑名、堤防上吹付
金福丸	佐伯	〃	1,000	大分	10/22	10/30	長島南、桑名、長島南
大栄丸	大本	D	1,350	大阪	10/ 7	10/10	桑名、長島南、木曽岬、長島南
児島丸	阪神	E	1,000	木曽川		10/16	長島北、木曽岬
長島丸	〃	〃	1,200	小松島(四国)	10/ 9	10/15	木曽岬
第二末広丸	東亜	〃	750	横浜	10/14	10/18	長島南
鶴見丸	〃	〃	700	〃	10/15	10/25	長島南
第二若葉丸	若松	〃	1,000	若松	10/ 8	10/25	桑名、長島南
筑紫丸	阪神	D	200	小松島(四国)	10/11	10/16	木曽岬、多度
隅田丸	水野	E	1,000	名古屋港		10/22	桑名
旭丸	阪神	〃	350	日光川	12/ 8	12/16	船頭平
海竜丸	〃	D	210	〃	12/26	12/29	大西
福智丸	臨海	E	200	赤須賀	11/16	11/17	船頭平、赤須賀、深谷、安田

電力設備について

浚せつ船の動力源である電力を早急に確保することは、潮止工事の完成の時期を左右する重大な要素であった。この地域には以前から桑名地区より伊曽島地先に送電線を架設し、長島変電所において10,000V 800KWを受電し、一方、蟹江地区より木曽岬地先で送電線を架設し、木曽岬変電所において30,000V 1,200KWを受電して浚せつを実施していたが、電力回線を調査した結果、長島送電線は、長良川横断分が幸い被害を受けておらず、長島送電線の木曽岬送電線および長島、木曽岬両変電所より分岐している配電線は、変電所を除いて全滅の状態であり、破堤か所の潮止工事は既往の電力を復活する程度では容量不足で、長良川筋に4,000KW、木曽岬4,000KW、城南地域で3,600KWの計11,000KWを必要としたため、早急に実施することを要し、昼夜をわかたず作業の結果予定日までに完成した。次表は、電力設備復旧表であり、次図は電力配線図である。

電力設備復旧表

工事個所	工事内容	数量	請負者名	竣功月日
長島送電線	送電経復旧11/m^2 1回線倒柱5本、架線540m傾柱5本	一式	近畿電気	10. 7
木曽岬送電線	送電線復旧45経間張替、傾柱30本、傾柱20、本22m/m^2 1回線	5,192m	〃	10. 15
長島変電室	1,250KVA変圧器修理、配電盤計器取替、各機器調整修理	一式	中央電気	10. 7
木曽岬変電室	1,000KVA 3台増設復旧改造	一式	〃	10. 15
赤地変電室	1,500KVA 3台新設、他設備施設新設	一式	〃	10. 15
長島配電線	建柱43本新設		阪神築港	10. 7
赤地配電線	木柱142本、100m/m^2 2条2回線新設	57,445m	中央電気	一次10.15 二次10.25
木曽岬配電線	木柱62本、復旧200m/m^2 1回線増設、100m/m^2 1回線復旧	2,038m	近畿 〃	10. 15
長島配電線	設延長工事100m/m^2 1回線新設	2,000m	中央 〃	11. 3
城南配電線	60m/m^2 1回線新設	19,045m	若松築港	10. 23

電力配線表

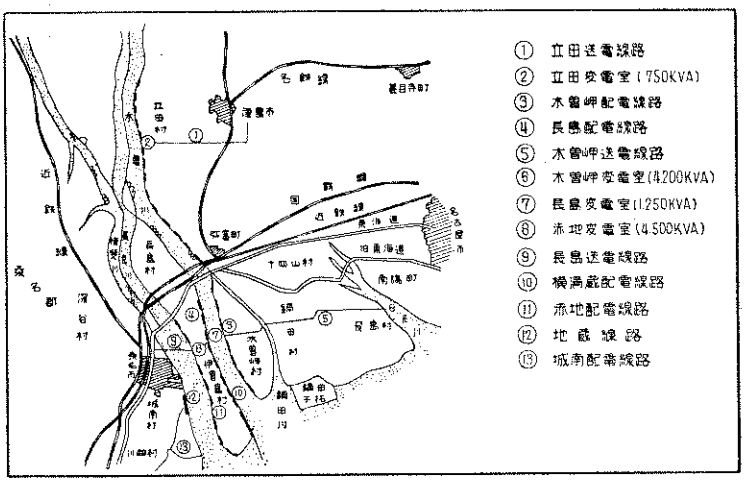

このほか、トラック、ブルドーザ、ショベル船、連絡等各種建設機械を大量に導入した。また一方、自衛隊の上陸用舟艇の応援もあり着々と準備は完了した。

応急復旧工事について

応急復旧工事もこれと同調して、初期はダンプトラックで、また浚せつ船は10月8日17時に長田丸（750HP）が揖斐川左岸の長島町地先で土砂ぶきを開始したのにはじまり、第1宝津丸（1,000HP）、大栄丸（1,350HP）等が次々と活動を開始した。このようにして、復旧資材の運搬と浚せつ船の稼動開始とともに桑名市上ノ輪地先、長島町赤地、松ケ島、桑名市地蔵等着々と完了していった。一時は地獄の様相を呈して、復旧の目途もつかず前途に暗たんたるものを思わせたが、地元民はもとより、各機関ともに一体となって立上り、昼夜を分かたぬ作業を続けた結果、予定よりかなり早く、台風後2か月たらずの11月18日に、長島町白鶏地先の復旧をもって建設省施工区域の仮締切工事は終り、その後も堤防の補強を継続して、ここに応急復旧工事を完了し、復旧工事の第一歩を踏み出すことができた。次図は、破堤か所延長および仮締切完了月日の図であり、次表は、応急復旧工事に使用した主要資材の一覧表である。

応急復旧工事主要資材一覧表

資材名	単位	数量
作業延人員	人	50,000
そだ	束	320,000
しがらそだ	〃	2,300
杭木	本	2,500
かます	俵	396,000
縄	kg	142,500
鉄線	〃	19,000
石	m^3	5,500
砂利	〃	26,000
締切工事用土量	〃	1,951,000
補強工事用土量	〃	1,350,000

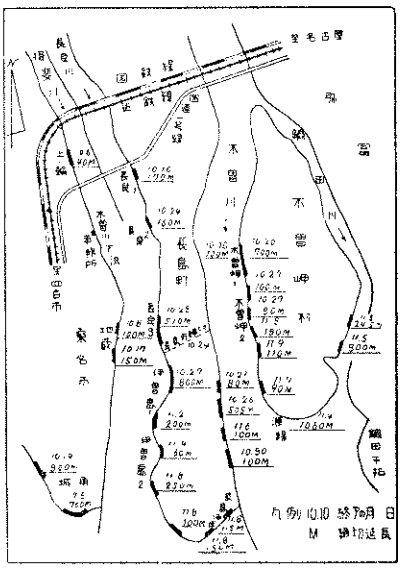

このほかに木曽岬村には、陸上自衛隊による木曽岬作戦と称する次の如き大規模な応急工事が実施されたのである。

木曽岬村に対しては、当初から救援および復旧支援作業が実施されたが、10月25日から同村最南端部の藤里から源緑に至る間の応急工事が開始され、一般部隊（第3特科連隊）と施設部隊（北部方面集成施設大隊）との混成部隊をもって、11月5日完成した。本作業完了に引続く業者等の最終締切終了によって11月18日には排水が完了し「木曽岬島」が再現した。本作業は全部隊が海上自衛隊舟艇によって水路現場へ輸送投入され、堤防構築用土砂を作業現場から取得し、主要施設機械をフルに活用して遺憾なく混成部隊の能力を発揮した点が特徴であり、その作業の内容等の概要は、次表及び次図のとおりである。

木曽岬作戦作業経過および成果表

部隊名	第3特科連隊 北部方面集成施設大隊	期間	10月25日 11月5日
災害状況	堤防延長	1,680m	
	破堤か所	5か所	
	破堤箇所延長	968m	
主要作業	堤防締切	5か所 968m	
	土のう作り	50,100俵	
	土のう積	42,976俵	
	土のう運搬	27,860俵	
	杭打	3,207本	
	盛土	7,104m³	
作業量	人員	4,704人	
	一般車輌	185輌	
	ダンプ	43〃	
	ブルドーザー	30台	
海上自衛隊支援舟艇	V.P.	38隻	
	L.C.M.	30〃	

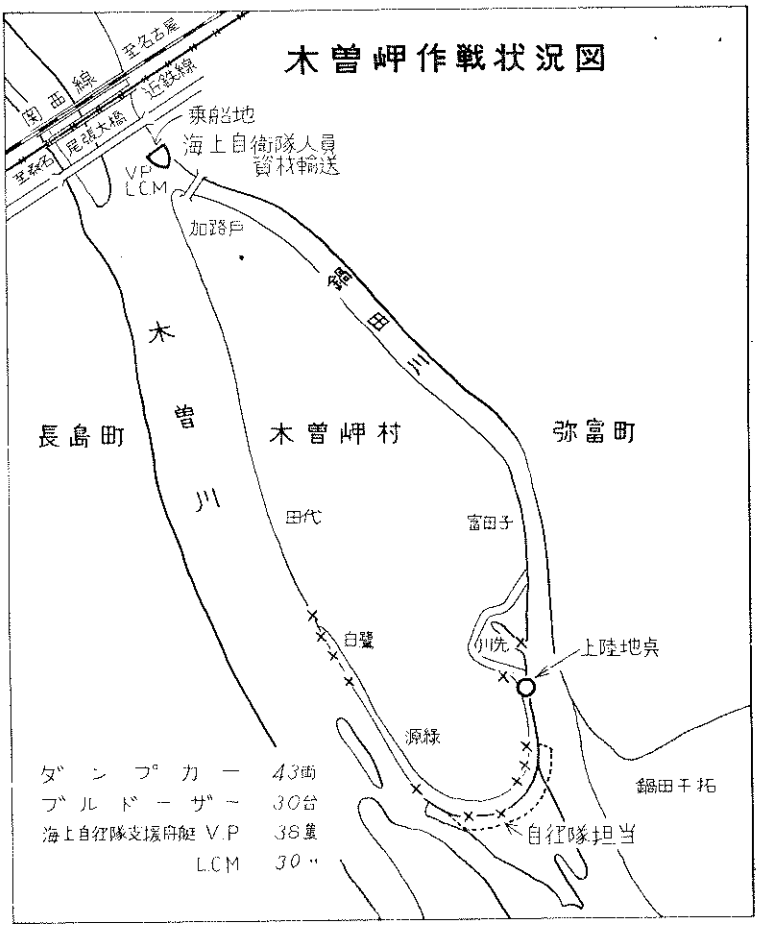

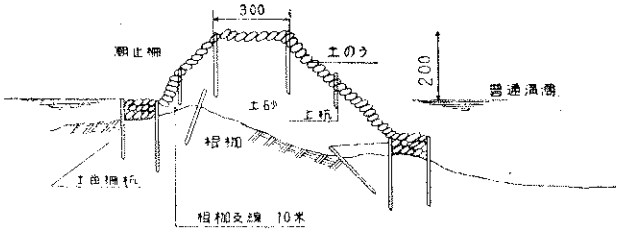

本復旧事業について

木曽川下流工事事務所は、木曽川、揖斐川、長良川の直轄河川をはじめ、三重県より委託工事として、城南、長島、木曽岬の各海岸堤の応急復旧工事を行なったのであるが、引続き本復旧工事が進められ、昭和35年度からは、上記三重県委託の海岸も建設省直轄海岸として新たにスタートする事になった。（計画は伊勢湾復興計画につき参照せられたい。）

伊勢台風による災害の教訓から、木曽川、揖斐川、長良川の河口部では、従来の河川堤にかわり高潮に対処できるように、海岸堤防の構造が採用され、木曽川水系の鉄道橋より下流鍋田川および各海岸堤では、昭和34年度から昭和37年までにいたる高潮対策事業の全体計画が樹てられ、今後の改修計画は、これに基いて施行されることになり、海岸附近では、堤防高を＋7.5米とし、河川を逆上するに従って漸次低くして河道も進入波の収斂することのないように堤防法線をスムースな線とした。また鍋田海岸については、二線堤となる関係上堤防高を＋4.0米と5.0米の案があり、南陽、海部海岸の堤防は、運輸省で計画中の防波堤の影響により7.5米を6.0米まで低くなる可能性もある。また、三重県川越海岸の堤防については、昭和35年4月から建設省で施行している。次図は、高潮対策築堤標準断面図である。

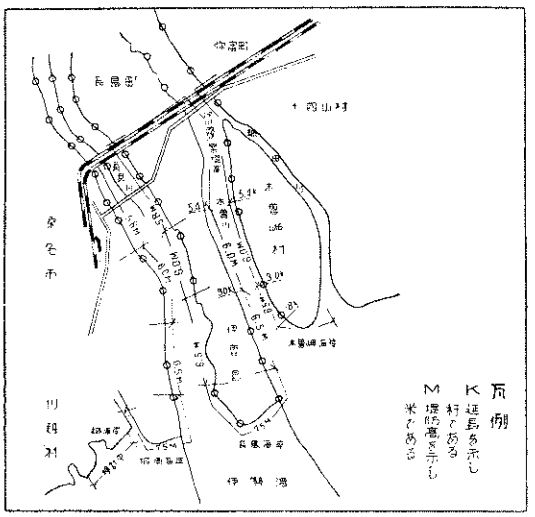

堤防の表側は、全面コンクリート張とし、天端は、アスファルト舗装、裏法は、コンクリートブロック張とし、表側には小段を、上部には波返しを設け、基礎にはＰ.Ｓ．コンクリートの矢板を打込み、高潮に万全を期している。以上の計画に基いて、昭和35年３月までに河川堤防(木曽川、鍋田川)では約27億円の工費をもって延長24,845.5米について護岸基礎を施工し、表小段の2.9米から3.9米程度に表護岸工を施行する計画であり、すでにこれらの区間について工事を施工中である海岸堤防についても、約18億円の工費をもって延長8,850米について護岸基礎および3.5米程度の表護岸工を施工する。

高潮対策河川堤標準断面図

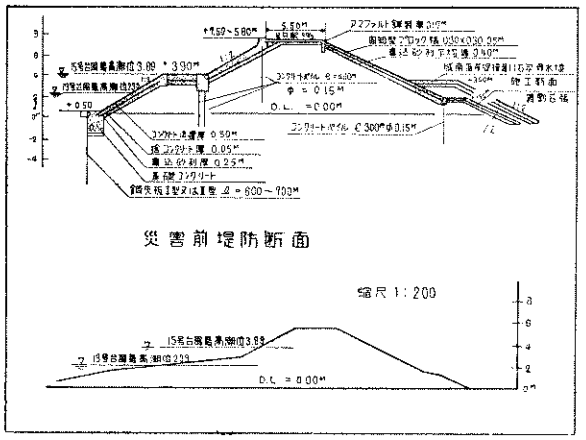

また台風期の7月末までに河川堤防では延長24,845米について、海岸堤防では延長8,850米について、もとの高さの4.5米まで護岸を施工し、昭和35年度末までには、表護岸を原形高以上に上げ、昭和36年度以降には、表護岸の残りと、天端高まで完成し、裏法工もすべて施工する計画である。

（a）組織について

災害復興の促進を期するために、建設省では、昭和34年12月3日中部地方建設局に海岸部と愛知工事事務所組織が新設され、また、木曽川下流工事事務所と本局河川部の組織も増設された。（詳細は復興計画書参照せられたい。）

第二項　県の応急工事

本県においてもっとも被害の激甚であった木曽岬村、長島町、桑名市は、木曽三川の河口部附近であって、建設省直轄施工区域が大部分であって、第一項で説明ずみにつき県施工区域について述べると、被災後直ちに官民一体となり総力をあげて復旧に努めた結果、40か所延長8.1kmに及ぶ仮締切工事も着々と進み、安濃川、鈴鹿川等の河川仮工事か所29か所は10月25日迄には完工し、海岸仮工事局高松海岸、羽津海岸、川越海岸は10月25日には殆んど完了、城南二線堤の11月30日を最後として仮締切に終止符をうった。このうち主な仮工事の概要は次のとおりである。

員弁川左岸堤防仮締切工事

延長216.0mのうち中央部より稍下流30mがT.P−2.0mで他はT.P±0程度であったが、流速は3.0m/secもあり干満のたびに深掘れが激しいため、手戻り作業が多く締切り工事は困難を極めた。然し上流部より下記工法にて徐々に締切り、10月9日午後5時の干潮時を利用して捨土俵杭打工法にて一挙に最後の10mの締切に成功、その後沈床にて根固めを施行して10月15日、仮工事を完了した。

なお、盛土についてはブルドーザーが活躍した。

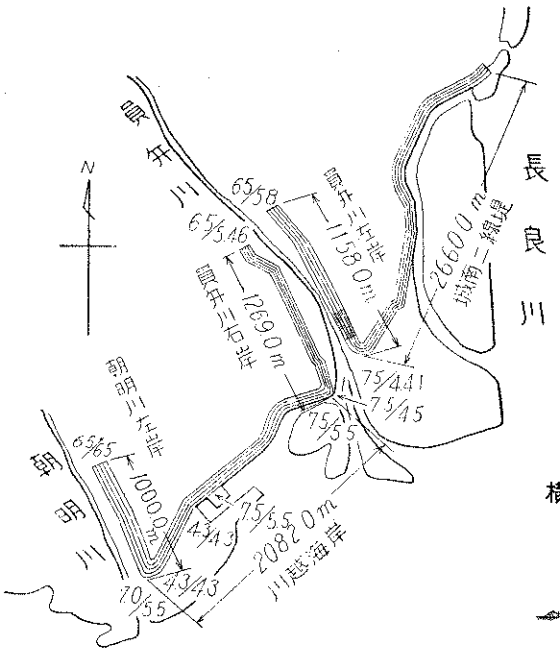

横断面図

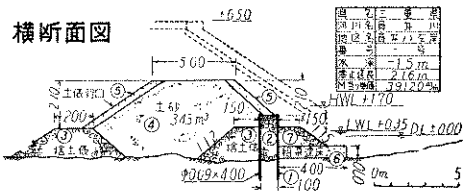

工　　期

① 34年10/1 ～ 10/8　② 34年10/2 ～ 10/8　③ 34年10/2 ～ 10/9
④ 〃 10/1 ～ 10/5　⑤ 〃 10/3 ～ 10/8　⑥ 〃 10/9 ～ 10/11
⑦ 〃 10/10 ～ 10/15

汐止工事単価表

名称	品種	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
				円	円	
盛土	土砂		4,401.0m³	713.00	3,137,913.00	ブルトーザー小運搬共
捨土俵及び土俵羽口	叺		17,497.0俵	63.00	1,102,311.00	
〃	縄		4,098.3尺	19.00	77,862.00	
土俵中埋土砂	土砂		874.8m³	683.00	597,488.40	
粗朶沈床	粗朶		880束	125.00	110,000.00	
	帯梢		48束	150.00	7,200.00	
	杭木	1.2m	367本	137.00	50,279.00	
	沈石		320m³	1,965.00	628,800.00	
	撰込砂利		320m³	780.00	249,600.00	
詰杭工	杉丸太	φ0.09×3.00m	73本	317.00	23,141.00	
詰杭工	杉丸太	φ0.09×4.00m	242本	482.00	116,644.00	
竹冊工	唐竹	目通 6～9cm	305本	38.00	11,590.00	
〃	杉丸太	φ0.09×1.50m	42本	317.00	13,314.00	
〃	〃	φ0.09×2.00m	85本	317.00	26,945.00	
	杭木	目通 4～6cm	3,992本	14.00	55,888.00	
鉄線	亜鉛引12#線		62.7kg	88.00	5,517.60	
人夫			600人	480.00	288,000.00	
その他					1,947,507.00	
計					8,450,000.00	
1.0M当り単価					39,120.00	

城南二線堤防仮締切工事

延長はわづか54.0mであったが、その殆んどが水深T.P－5.0m、流速3.0m/secにて、しかも底質地盤が土砂のため、干満のたびに深掘れが激しく、粗朶沈床の敷設は困難をきわめ、11月4日に至り漸く敷設を完工、11月13日には浚渫船第1宝津丸が活動を開始し盛土は着々とすすみ、その上第一線堤の締切が完了したため潮の干満もなくなり、最後締切は大して問題なく11月30日に全締切を完了した。

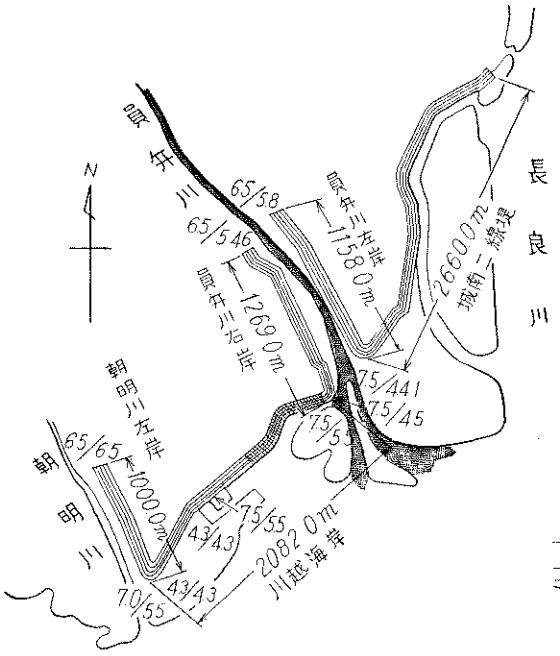

横断面図

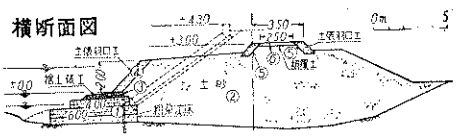

名称	品種	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
				円	円	
粗朶沈床	粗朶	長3.0m縄×70cm	3,346束	199.00	665,854.00	
〃	沈石		99m³	2,263.00	224,037.00	
〃	鉄線		147.6kg	88.00	12,988.80	
捨土俵及び土俵羽口	叭		4,280枚	63.00	269,640.00	
〃	縄		1,830kg	19.00	34,770.00	
中詰土砂	土砂		836m³	695.00	58,102.00	ブルトーザーによる
〃	〃		198.9m³	446.00	88,709.40	
	杭木		2,607本	14.00	36,498.00	
	土		34.5m³	953.00	32,878.50	
盛土	土砂		19,500m³	227.00	4,426,500.00	サンドポンプによる
	人夫		600人	480.00	288,000.00	
	舟夫		118人	1,006.00	118,708.00	
	その他				719,314.00	
計					6.976.000.00	
1.0Mより単価					129,185.00	

川越海岸仮締切工事

第１号か所は、延長417mのうち南端200mは、水深Ｔ．Ｐ―4.0～6.0m、他はＴ．Ｐ±０程度で後背地が広く隣接朝日町浸水、流速に最大時2.5～3.0m/sec程度。

第２号か所は、延長207mの内中央部120mが水深Ｔ．Ｐ－3.0～4.0mで、他はＴ．Ｐ―0.5m程度。

第３号か所は、延長69mの内中央部2.0mが水深Ｔ．Ｐ―0.6m程度で他はＴ．Ｐ±０m位であった。

各か所とも底質は砂の軟弱なもので杭等の打込みは容易であったが、干満時の流速に耐えなかったため、困難な潮止作業であった。９月28日に着工した。その後両岸より順次トラックによる土砂運搬おこない、 併せてブルドーザーで地均しつつ次第に堰止め、 最終10月15日の干満差少きい午前１時、 残りの20mの潮止めに成功し遂に11月６日締切工事を 完了したのである。

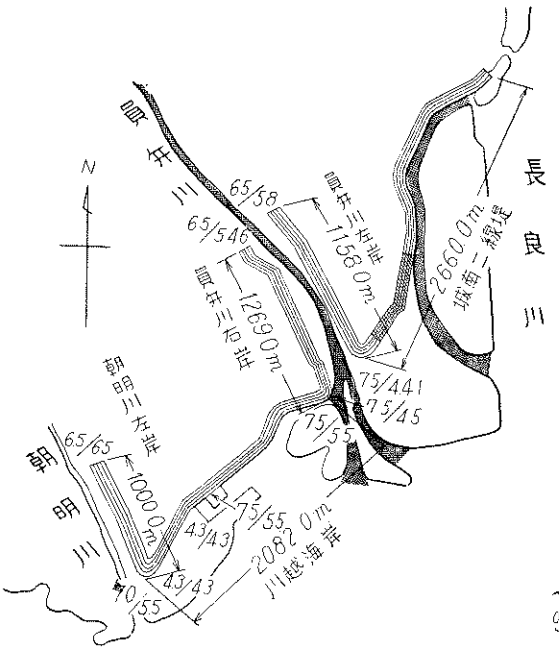

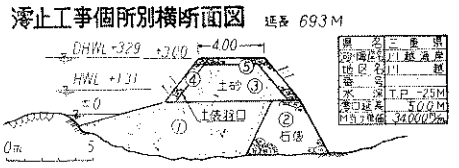

工　　期

①	34年9/28	～ 10/17	②	34年9/28	～ 10/15
③	〃 10/10	～ 11/1	④	〃 10/18	～ 11/2
⑤	〃 11/2	～ 11/6	⑥	〃 /	～ /

潮止工事単価表

名称	品種	形状寸法	数量	単価	金額	摘要
捨石	粗品		m^3	円	円	
盛土	土砂		6,925〃	630	4,363,000	
親杭	杉丸大		本			
布木	〃		〃			
柵板	松板		m^2			
石俵及び土俵	叺		74,434俵	63	4,68,000	
〃	俵		〃			
〃	床袋		〃			
土俵中詰土砂	土砂		1,185m^3	630	746,000	
石俵中詰石床	礫		2,536〃	650	1,650,000	
緊結線	亜鉛引8#		478kg	80	38,000	
人夫			3,440人	730	2,511,000	
その他					9,667,290	
計					23,664,000	
M当り単価					34,000	2.5割増単価

第三項 復興対策

災害査定の経緯

公共土木施設の災害査定は、次により実施せられた。

(1) 緊急査定 一次、(主として7号台風に因るもの)

申請月日 昭和34年9月2日

査定月日 昭和34年9月7日～昭和34年9月15日 9日間

査定官 査定全般 八乙女査定官

技術班 西尾、青木、吉田(直)技官

事務班 小川事務官

緊急査定 二次(15号台風に因るもの)

申請月日 昭和34年10月12日

査定月日 昭和34年10月20日～昭和34年10月31日 12日間

査定全般 八乙女査定官

技術班 岩田、斎藤、田原、桑原、西原技官

事務班 関田事務官

(2) 本査定

申請月日 昭和34年12月2日

査定月日 昭和34年12月5日～昭和34年12月26日 22日間

査定官 査定全般 八乙女査定官

技術班 石川、舟津、金安、斎藤技官

事務班 荻原事務官

(3) 高潮区域災害再査定及び高潮対策事業計画の樹立

申請月日　——

査定月日　昭和35年2月22日～昭和35年3月7日　15日間

査定官

再査定全般　八乙女査定官

技術　1班（旧助成区域）　吉田　技官

イ、〃　2班（南部区域）　舟津　技官

〃　3班（直轄区域）　阿川　技官

事務　班（再査定全般）　中島　事務官

ロ、高潮計画調査班

技術　班　厳真査定官　田原技官

事務　班　斎藤補佐　浜事務官

ハ、仮締切および竣功認定班（竣功認定は33年度助成工事）

絹田補佐　加山　事務官

4　応援計画及び増員

(1) 災害復興工事を軌道にのせるため、他府県へ技術職員の応援派遣を求め、事業の進捗を図った。その状況は、次のとおりである。

応　援　状　況　調

応援を受けた事務所	人員	応援県名		期間
				昭和34年
松阪土木事務所	6人	岡山県	4人	10. 12 ～ 11. 30
		愛媛県	2人	10. 18 ～ 11. 30
久居土木事務所	5	岡山県	2人	10. 12 ～ 11. 30
		香川県	3人	10. 28 ～ 11. 30
伊勢土木事務所	3	徳島県	3人	10. 22 ～ 11. 30
上野土木事務所	3	高知県	3人	10. 19 ～ 11. 30
尾鷲土木事務所	3	愛媛県	3人	10. 18 ～ 11. 30
熊野土木事務所	3	香川県	3人	10. 28 ～ 11. 30
計	23			

5. 復旧工事

昭和34年災害による公共土木施設災害復旧事業は大規模なもので査定額は、10,025,807千円となっているが、このうち伊勢湾台風分が、8,358,043千円で、83.36%を占めている。被災直後の問題としては破堤か所の締切、主要道路及び橋梁の仮工事であって木曽、揖斐、長良の三

大河川の潮止め工事こそ急務であり、建設省、県、陸上、海上自衛隊その他関係方面の協力を得て、11月18日完了しその他、県施行区域における河川の仮締切95か所は10月25日までに完了し、海岸仮工事17か所も10月15日に完了した。本復旧の基本方針は原則として高潮区域内の全半壊か所は表護岸の原形高復旧、一般区域の破堤か所の復旧は昭和35年出水期までに完了するものとし、本査定後の35年1月から本工事に着手し、別冊復興計画の通り着々と進捗している。伊勢湾沿岸部及び熊野灘沿岸の被害激甚な箇所は高潮対策事業で抜本的改良復旧を行うこととなったが一般区域分としては6,121,144千円であって、このうち一定計画により復旧するものは42か所650,454千円、関連事業分43か所610,441千円である。一般災の計画を全体的にいえば34年度緊要工事の30%、35年出水期までに破堤か所復旧全事業完了の目途を37年度末として鋭意復旧事業を進めた。（これらの詳細は復興計画を参照のこと）

査定額は第　　表のとをりである。

第二節　交　　通

第一項　応急仮道、仮橋工事

道路の被害は県下全域におよび道路欠壊および流失か所は820か所、橋梁の流失及び渡橋不能は110橋にのぼり、県下の交通は一時まひ状態であったが、その後自衛隊ならびに建設業者の協力により道路417か所、橋梁83橋の仮工事に着手した。その交通再開した状況は次のとおりである。

国道1号線

桑名、長島町地内は海岸堤防の破堤か所の仮締切と平行して応急工事の施行がなされるので満潮位以下の地帯が水没して居るため困難を極めたが陸上自衛隊の活動により、ベーリー橋が架設されるとともに海岸堤防の仮締切も徐々に進み排水作業で減水され10月10日通行杜絶から2週間で交通が再開された。

県管理の国道及主要地方道の応急仮工事の完了したのは、次表の通りである。

その他の一般県道も概ね10月末日迄に仮工事の完了を見て交通再開した。

主要路線通行杜絶か所と開通月日

路線番号	路線名	通行杜絶か所		計	開通月日
		道路	橋梁		
42	一級国道	13	-	13	10. 15
163	二級国道 大阪四日市線	5	3	8	10. 11
165	〃 大阪津線	16	1	17	10. 24
166	〃 大和高田松阪線	80	8	88	10. 21
167	〃 賢島伊勢線	1	-	1	9. 28
1	主要地方道 岐阜桑名線	5	-	5	10. 15
2	〃 津彦根線	9	3	12	10. 25
6	〃 彦根桑名線	1	-	1	10. 10
7	〃 四日市楠鈴鹿線	3	-	3	10. 25
8	〃 奈良津線	30	1	31	10. 25
9	〃 上野名張線	3	-	3	9. 30
10	〃 天理上野線	3	-	3	10. 2
11	〃 四日市菰野線	5	1	6	10. 20
12	〃 津関線	5	-	5	10. 10
13	名張柿野線	36	17	53	10. 25
14	〃 宇治山田五ケ所線	3	-	3	10. 25
15	〃 治山田粥見線	-	1	1	10. 25
16	〃 員弁菰野線	-	2	2	10. 25
17	〃 久居家城榛原線	21	4	25	10. 12
18	〃 鳥羽長島線	28	10	38	10. 25
19	〃 浜島鵜方線	7	-	7	9. 30
20	〃 志摩大王鵜方線	8	-	8	9. 30

第二項 交　　通

(イ) 応急仮道、仮橋工事

道路の被害は、県下全域におよび、道路欠壊および道路流失8.0か所、橋梁の流失および渡橋不能は110橋にのぼり、県下の交通は、一時まひ状態であったが、その後自衛隊および建設業者の協力により道路417か所、橋梁83橋の仮工事に着手した。その交通再開した状況は次のとおりである。

1級国道路線図

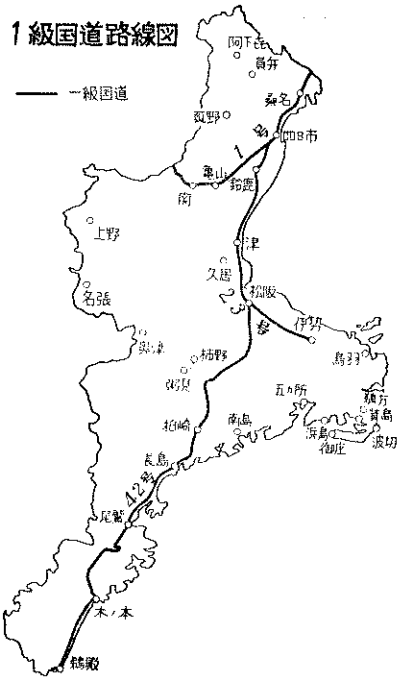

2級国道路線図

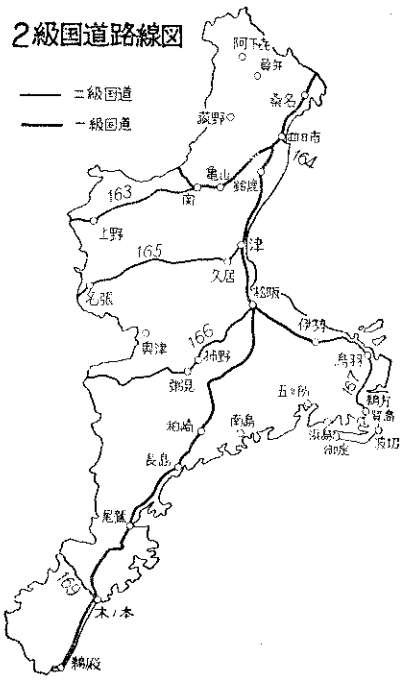

主要地方道路線図

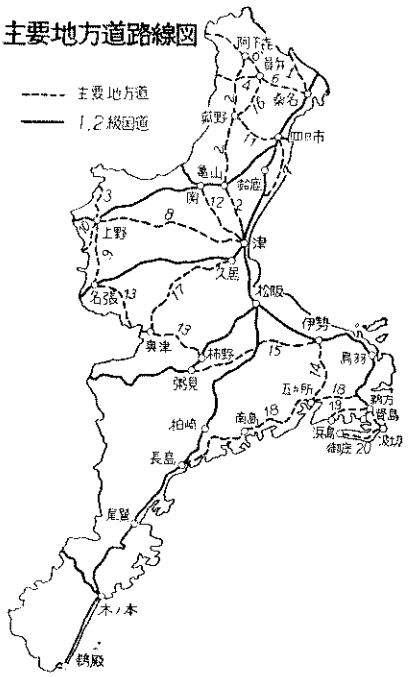

第三項　応急港湾施設の整備（荷役等）

県下港湾21港のうち、鵜殿港を除く20港はそれぞれ、護岸、防波堤、船揚場、桟橋等146か所の被害を受けた。そのうち、仮工事に着手し、すでに、吉津港、二木島港、引本港等20港は完工し他のか所についても昭和34年10月20日に完工した。

また、四日市港は護岸、防潮壁に被害をうけたがすでに2か所の護岸は完工し、その他の上屋4棟の仮工事も昭和34年10月16日に完了した。

第四項　国有鉄道における応急措置

被害とその対策に詳述したので省略。

第五項　近畿日本鉄道における応急措置

同　上。

第六項　電信電話災害応急措置

同　上。

第七項　配電災害応急措置

同　上。

第三節　農　地　関　係

第一項　農地局（農林省の出先）の行った対策について

農林省災害対策本部名古屋連絡所（名屋古農地事務局）が被災直後おこなった対策については、昭和34年9月30日中部日本災害対策本部が、愛知県庁内に設置されると同時に、農林省においては、伊藤正義農地局長が農林省代表委員として出向して、中部日本災害対策本部の指示をうけ、農林省出先機関の密接な連絡を図って、その対策を具現するため、昭和34年9月30日に名古屋農地事務局内に農林省災害対策本部名古屋連絡所を設置し、10月2日～10月6日斎藤

誠官房長が、10月7日～10月10日小船清考査官が、10月11日～10月13日中西一郎秘書課長が、10月13日～10月25日吉岡茂官房総務課長が来名し、その運営に当られた。そのとられた対策の重なものは次のとおりである。

(1) 入植施設（住宅、農畜舎、共同施設）復旧対策について

（a） 従来の補助制度にもとずく補助金の交付予定者を対象として、取り敢えず住宅補助金つなぎ資金を農林中央金庫から貸し出す措置を講じた。

（b） 干拓地を除く一般開拓地の入植者住宅の復旧については、従来の補助制度を全面的に改正し、指定地域については、10分の9の高率補助とし、被害住宅の補助対象の範囲も、全壊、半壊までとし、なお補助対象者については、被災入植者の大部分がその対象となることができるよう措置中である。また新たに農舎、畜舎、堆肥舎、共同施設を補助対象に加えた。

(2) 干拓地住宅の復旧対策について

鍋田、碧南、平坂、城南の各干拓地については、災害直後、応急対策として、予算額（予備支出）20,501千円応急収容施設を建設した。なお、復旧住宅については、従来の木造住宅のあり方を再検討するとともに、敷地造成についても考慮し、ここに堅牢かつ簡易な三階建鉄筋コンクリート連棟式住宅の建設計画を進めた。

(3) 開拓者に対する金融措置について

（a） 開拓者資金融通特別会計からの融資

農地、住宅、農畜舎、農機具等経営基盤の一切を喪失した入植者に対して、開拓者資金融通特別会計から基本営農資金（利率年3分6厘5毛据置期間5年、償還期限15年）約6千万円を貸付けることとした。

（b） 自作農維持創設資金の貸付

自作農維持創設資金の災害に対する開拓枠として、当管内に3億円の割当があり、このうち既に内渡し資金として、岐阜2千万円、愛知4千万円、三重3千万円をそれぞれ今回の災害直後割当済みである。

（c） 天災融資法にもとずく災害経営資金

融資額については、現在検討、査定中で近く割当が決定する見込みであるが、各県の借入所要額は、岐阜15,000千円、愛知130,000千円、三重36,000千円、計181,000千円である。

（d） 営農振興資金の融資

開拓融資保証協会の保証に係る、昭和34年秋肥の営農振興資金の融資については手配済みである。

(4) 開拓に対する各種資金の償還対策につて

（a） 開拓者資金（政府資金）

債務の償還困難な開拓者に対しては「国の債権の管理等に関する法律」により実情に応じて履行延期の条件緩和を行っているが、今回の被災開拓者に対しても、これが適切な運用により不安のないよう措置する方針である。

（b） 農林漁業金融公庫資金、災害経営資金、償還延期等については、それぞれの実情に応じて措置するよう各金融機関と協議済みである。

（c） 営農振興資金

償還延期については、 従来どおり各組合員の実情に応じて、 1年以内の期限延長の措置を講ずることになる。なお、農林中央金庫は一戸当りの被害金額が30万円以上の場合には延滞期間中の本資金の利子免除等について考慮した。

(5) 開拓者に対する救農土木事業の実施について

被害農家に就労の機会を与えて、現金収入の途を開くため、救農土木事業として工事の施工が容易であって、比較的労務比率の高い団体営土地改良事業、開墾建設工事と、開墾作業を考えている。このうち開墾作業費は一般の場合より補助率を引上げ5割補助とし、管内3県に対して、補助金額16,000千円を要望した。

Ⅱ 農林漁業資金関係

1．農林漁業資金（災害復旧資金）融資について

農地ならびに農業用施設の被害額4,973百万円に対し本年度融資目標額517百万円を設定し、その他当年発生災害に対する融資目標額118百万円と合せ635百万円の融資措置を講じている。

2．土地改良区の運営資金ならびに既借入金の条件緩和等について被害激甚地域の土地改良区の運営資金については、 農林中央金庫から（利率日歩2.2銭貸付期間1か年）融資する方針で具体的事務手続について検討した。

Ⅲ 自作農維持創設資金の融通について

今次災害の被害が予想外に激甚なるにかんがみ、 これに対しとりあえず災害内渡資金550,000千円を配分し、更に補正予算分として1,450,000千円を追加し、合計2,000,000千円を東海三県分として配分した。

しかしながら、この配分額では到底需要額を充足し得ないと考えられるので昭和35年度においては、爾後の申請状況に応じて不足資金の予算計上方を強力に推進して行く方針である。

なお、本年度追加配分額2,000,000千円については、各県の被害状況を再確認のうえ緊急に融資を実施する予定である。

Ⅳ 被害の状況

伊勢湾台風による国営事業の被害の状況は次のとおりである。（三重県関係のみ論載する）

事業名	県名	地区名	被害額	昭和34年11月30日現在の状況
国営農業水利	三重	宮川	3,250千円	材料運搬道路崩壊2か所、隊道工仮設破損
代行干拓	〃	城南（地区内建設工事）	67,910〃	樋門排水機大破 海岸堤防は建設省所轄応急仮締切11月2日完了
代行開墾	〃	布引	15,650〃	開拓道路崩壊 2,216m（査定完了）
〃	〃	折戸	810〃	〃 44m（〃）
〃	〃	坊主尾	744〃	〃 84m（〃）
代行開墾小計			17,204〃	

対　策

1．応急排水ポンプ

(1) 要求予算額　122,161,850円（風水災対策費）

(2) 成立予算額　122,220,000円（　〃　）

(3) 購入および徴用台数

イ、購入台数　173台

ロ、徴用台数　29台

計　202台

(4) ポンプ配置

配置先	配置年月日	台数	備考
愛知県	昭和34年10月5日～35年1月31日	126台	
三重県	昭和34年10月7日～35年12月31日	76台	昭和34年11月25日から、うち34台愛知県へ転用。

2．災害査定の実施

災害査定の万全を期し、湛水地区以外は昭和34年内、湛水地区は昭和35年1月中に査定を完了させるため本省および他事務局部内職員23名の応援配置を行ない、延682人をもって次のとおりの現地査定を行った。（三重県関係のみ記載する。）

事業別	査定年月日	昭和34年度内完了の分	備考
代行事業	昭和34年10月29日 ～ 34年11月4日	全部完了	
一般災害	昭和34年10月19日 ～ 34年12月24日	湛水地区を除き完了	
	昭和35年1月6日 ～ 34年1月16日	湛水地区査定完了	
海岸災害	昭和35年11月2日 ～ 35年12月22日	完了	

第二項　県の行った対策について

1．開拓関係

(1) 城南地区ほか51地区の住宅ならびに農業用施設の被害が特に甚大であったので、その応急対策として「つなぎ資金」を3千万円（10月6日臨時議会議決）を住宅被害者に対し貸付けた。

(2) 特に被害激甚であった城南干拓地区に対しては、北勢地方の入植者の協力を得て災害住宅、施設等流失資材の整理作業に従事した。

(3) 城南干拓地入植者66戸に対する応急仮設住宅を建築収容すべく手配した。

(4) 被災農家に対する自作農維持創設資金の貸付については、手続の簡素化を図るとともに継続融資を行うよう手配した。

(5) 開拓者の現金収入の方途を確立するため、国の高率補助を得て、緊急救農対策事業を実施した。

2．応急排水事業

北勢地方浸水地帯の3,898ヘクタールの排水については農林省の協力を得て、76台のポンプの割当もうけ、県営事業で実施した。その状況は図のとおりであり別項で詳細に説明につき省略する。

3．除塩事業

北勢地域をはじめ、全県下にわたる約3,000ヘクタールの塩害を被り、その対策として、潅水、石灰施用を実施する計画で塩分濃度測定その他の基礎調査を実施した。

(1) 除塩指導計画

(イ) 稲収穫作業

除塩行程を迅速ならしめるため、農家に対し稲は原則として刈り取り圃場から持出すよう指導した。なお、労働力のない場合も考えあわせ共同作業を行ったところもある。

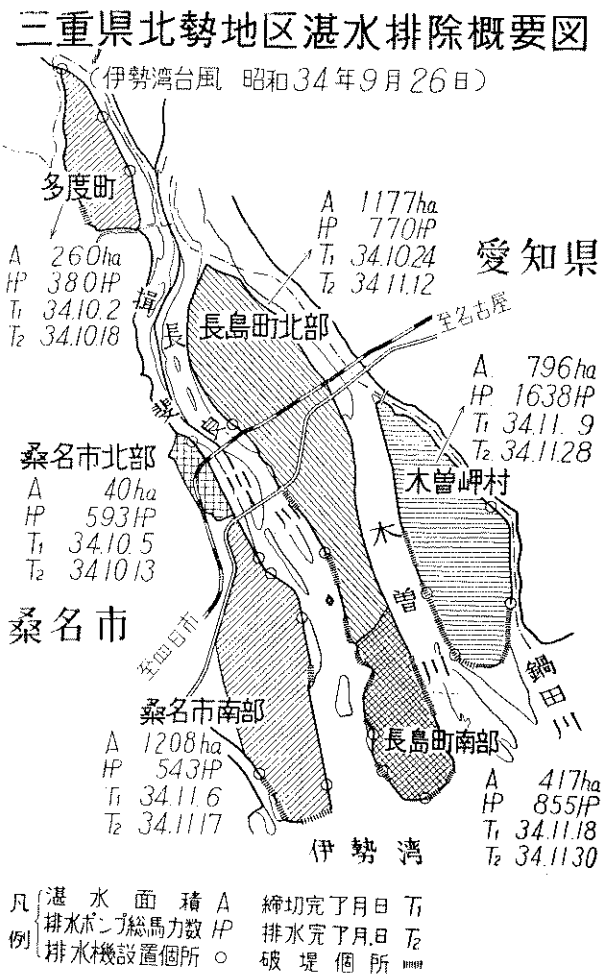

(ロ) 潅排水路の整備作業

潅排水路の多くは土砂に埋まっているため、この整備は除塩作業の基礎となるので、ただちに整備した。

(ハ) 土壌の塩分濃度検定事業

耕種技術的には水稲の場合、本田0.1%、苗代0.05%、麦、菜種では生育初期では0.2%、生育期間では0.1%以下の塩分濃度の線で農家を指導した。

このため、さしあたり長島、桑名、四日市の農業改良普及所に塩分濃度の検定器具を設置し除塩に先き立って水没地帯、耕地の塩分濃度の測定と発芽試験を行なった。

(ニ) 排水直後の塩分濃度（長期湛水地帯）

長期滞潮により土壌中に塩分が吸着されて、このままでは稲作、裏作ともに栽培不可能な状

態となったことはもちろんであり、この塩分を除去するための事業、すなわち「除塩事業」を可成り大規模に行わなければならなくなったのである。

この除塩の作業としては、まず塩分検定、腐れ稲その他障害物の除去、石灰の散布、除塩溝掘り除塩水の潅排水といった作業が必要であり、これらの指導を農業改良普及員が担当したのであるが、この作業を推進するためには実に幾多の障害があり、除塩作業というものは、全くこの障害をのり越えなければならない作業である。まず第1に除塩前の塩分濃度の測定をすれば次の通りである。

調査地点	塩分濃度			調査地点	塩分濃度			調査地点	塩分濃度		
	上層	中層	下層		上層	中層	下層		上層	中層	下層
木曽岬村	%	%	%	長島町	%	%	%	桑名市	%	%	%
上加路戸	0.30	0.17	0.03	松ノ木	0.10	0.06	0.02	干拓地	1.375	0.020	0.690
〃 東見入	0.55	0.15	0.07	〃 杉江	0.11	0.08	0.03	福江	0.84	0.51	0.21
〃 近江島	0.18	0.07	0.05	〃 中川	0.10	0.07	0.04	小貝須浜	0.17	0.30	0.22
〃 外平喜	0.27	0.24	0.23	〃 松ケ島	0.13	0.08	0.07	かや町	0.11	0.06	0.02
〃 白鷺	0.46	0.15	0.05	〃 霞ケ州	0.17	0.07	0.03	小和泉	0.03	0.11	0.05
〃 福崎	0.29	0.15	0.06	〃 福豊	0.14	0.10	0.09				
〃 元録	0.26	0.12	0.10	〃 長地	0.19	0.10	0.08				
				〃 白鶏	0.21	0.16	0.06				
				〃 松蔭	0.30	0.10	0.03				

註　上記調査は昭和34年11月～12月に渡って実施したものである。
塩分濃度は硝酸銀滴定による塩素濃度をもつて規定したものである。
検定用の採土は表土より20cmの間を上層、中層、下層の3層を採取したが、上層の上にさらに「ヘドロ」が乗っているが、このヘドロは上層以上に塩素濃度が濃厚である。

(ホ)　除塩のための耕転畦立作業

除塩を迅速ならしめるため稲刈り取り跡の耕転畦立をする。

(ヘ)　真水潅漑のための堀抜井戸

木曽川、長良川尻は塩分濃度からみて川水の潅水の不能で堀抜井戸を必要とし、長島では110 m木曽岬海岸部では180 mを必要とした。

(ト)　除塩事業実施計画

除塩を必要とする耕地面積の把握につとめ、既設用水源（取入樋門、井堰、湧水路、揚水機等）および石灰施用面積の調査により除塩事業実施計画を樹立した。

除塩事業実施計画表

（単位 千円）　三重県

地区番号	所在地 郡市	町村	字	事業主体	除塩面積	かんがい排水施設 事業量	金額	動力費 事業量	金額	石灰施用 事業量	金額	客土 事業量	金額	その他 事業量	金額	工事雑費	事務雑費	事業費	摘要
					ha			か所		ha									
1-1	桑名郡	木曽岬村		木曽岬村土改区	453.7	除塩溝 453.7 揚水機 12 用水路 2,250	24,510	15	2,580	453.7	3,058	-	-	-	-	902	310	31,360	
-2	〃	〃		〃	126.3	除塩溝 126.3 揚水機 4	3,262	5	607	126.3	804	-	-	-	-	116	47	4,836	
2-1	〃	長島町		長島町土改区	753.3	除塩溝 753.3 用水路 1,055	6,113	2	441	753.3	4,465	-	-	-	-	547	114	11,680	
-2	〃	〃		伊曽島北部土改区	147.1	除塩溝 147.1 揚水機 2 用水路 1,170	7,927	3	362	147.1	925	-	-	-	-	338	95	9,647	
-3	〃	〃		伊曽島南部土改区	303.9	除塩溝 303.9 用水路 360	2,399	8	1,041	303.9	1,664	-	-	-	-	281	53	5,438	
3-1	桑名市			桑名市	438.9	除塩溝 438.9 揚水機 2	6,664	9	843	438.9	3,207	-	-	-	-	322	112	11,148	
4-1	三重郡	川越村	高松	川越村	33.0	除塩溝 26.5 揚水機 1 排水機 1	1,290	2	229	26.5	137	6.5	2,695	-	-	669 336	33 19	5,408	
-2	〃	〃	南福崎	〃	91.4	除塩溝 91.4 揚水機 1 用水路 3,500	1,374	1	412	91.4	622	-	-	補償	-	356	27	2,839	
-3	〃	〃	亀崎	〃	118.3	除塩溝 118.3 用水路 1,998	420	2	40	118.3	735	-	-	-	48	47	12	1,254	
5-1	〃	朝日町	小向	朝日土改区	66.5	除塩溝 66.5	223	-	-	66.5	452	-	-	-	-	27	7	709	
6-1	四日市々	天ケ須賀町		四日市々	11.0	-	-	-	-	-	-	11.0	4,522	-	-	1,078	56	5,656	
-2	〃	浜一色町（午起）		〃	8.1	除塩溝 8.1 用水路 1,000	37	-	-	8.1	42	-	-	-	-	10	1	90	
-3	〃	磯津町		〃	7.5	除塩溝 7.5 排水樋管 1	335	7	113	7.5	39	-	-	-	-	54	5	546	
-4	〃	茂福町		〃	6.9	除塩溝 6.9	25	-	-	6.9	54	-	-	-	-	5	1	85	
-5	〃	羽津町		〃	14.2	除塩溝 14.2 用水路 375	53	-	-	14.2	74	-	-	-	-	11	1	139	

除塩事業実施計画表

（単位 千円）　三重県

地区番号	所在地 郡市	町村	字	事業主体	除塩面積	かんがい排水施設 事業量	金額	動力費 事業量	金額	石灰施用 事業量	金額	客土 事業量	金額	その他 事業量	金額	工事雑費	事務雑費	事業費	摘要
					ha			か所		ha									
-6	四日市市	新正町	(常盤)	四日市市	14.4	除塩溝 14.4	49	-	-	14.4	75	-	-	-	-	9	1	134	
-7	〃	日永町 塩浜町	(雨池)	〃	16.2	除塩溝 16.2 井堰 1	155	-	-	16.2	84	-	-	-	-	17	2	258	
7-1	三重郡	楠町	南五味塚	楠町	16.5	除塩溝 16.5 集水暗渠 168	475	-	-	16.5	86	-	-	-	-	126	6	693	
7/2	〃	〃	北五味塚	〃	39.8	除塩溝 39.8 集水暗渠 226 用水路 370	706	-	-	39.8	206	-	-	-	-	185	10	1,107	
-3	〃	〃	小倉新田	〃	28.5	除塩溝 28.5	96	-	-	28.5	148	-	-	-	-	22	2	268	
8-1	鈴鹿市	磯山町	前口浜新田	鈴鹿市	14.9	除塩溝 14.9 排水路 329	741	-	-	14.9	77	-	-	-	-	59	9	886	
-2	〃	寺家町		〃	17.1	除塩溝 17.1 排水機 1	114	3	79	17.1	89	-	-	-	-	35	3	320	
-3	〃	白子町		〃	7.2	除塩溝 7.2	25	-	-	7.2	38	-	-	-	-	5	1	69	
-4	〃	北長太町	上野	〃	8.0	〃 8.0	27	-	-	8.0	42	-	-	-	-	6	1	76	
9-1	安芸郡	河芸町	平野	河芸町	33.9	〃 33.9	114	-	-	33.9	175	-	-	-	-	14	1	304	
10-1	津市	一身田町	藤水	津市	14.0	〃 14.0	48	-	-	14.0	73	-	-	-	-	6	1	128	
-2	〃			藤方土改区	14.4	〃 14.4	49	-	-	14.4	751	-	-	-	-	6	1	131	
						除塩溝 2,787.5ha 場水機 22ヶ 排水機 2ヶ 用水路 12,078m 排水路 329m 集水暗渠 394m														
合計	10市町村 27地区				ha 2,805.0	排水樋管 1ヶ 中堰補修 1ヶ	57,231	57ヶ	6,747	ha 2,787.5	17,446	ha 17.5	7,217	補償	48	1,747 3,842	89 842	95,209	(客土) 9,053 (一般) 86,156

なお、それらの指導を行うため北勢地区に派遣した技術班の配置は次の通りである。

地区名	実施部落数	派遣班数	備考
桑名市城南地区	10	1	
〃 千拓地区	1	1	完了後木曽岬地区に派遣する
長島町楠地区	15	2	
〃 伊曽島地区	10	1	
〃 長島地区	9	1	
木曽岬地区	18	2	
川越地区	7	1	
多度地区	10	1	
計	**80**	**10**	

4．救農土木事業

この地域は農作物の被害が甚大であり農地、農業用施設等の復旧については相当日時を要するので生活を支えるため、この被災農民に就労の機会を与えて速かに現金収入の道を講じた。

この事業としては、翌年の植付期までの期間を限度として実施の容易な区画整理、客土事業を選定した。

イ　昭和34年度事業

本事業の緊急性と必要性を考慮にいれて、北勢地域の長期間湛水地方を中心として、目下継続中の区画整理事業を始め中勢、南勢をも併せて各種の小規模土地改良事業を実施する。

昭和34年度救農土木事業地区別調書

地区名	事業内容	事業費（補助金）	備考
三重郡朝日町柿小向	区画整理 A＝20*ha*	5,000 (2,500)	団体営継続事業（全体面積160*ha*）
桑名市城南第三	〃 A＝17〃	4,566 (2,283)	〃 （〃 64〃）
小計	**37〃**	**9,566 (4,783)**	
鈴鹿市白子町白子	排水路 L＝407*m*	4,000 (2,000)	新規
安芸郡河芸町千里	〃 L＝380〃	2,000 (1,000)	〃
津市白塚町白塚	〃 L＝560〃	4,000 (2,000)	〃
度会郡御薗村小林	〃 L＝250〃 樋門2か所	2,860 (1,430)	〃
〃 二見町西村	〃 L＝331〃	1,900 (950)	〃
一志郡久居町小戸木	〃 L＝220〃	1,500 (750)	〃
飯南郡飯高町宮本	用水路 L＝1,063〃	1,500 (750)	〃
小計	**L＝3,220〃**	**17,760 (8,880)**	
桑名郡木曽岬村源緑	区画整理 A＝27*ha*	6,684 (3,342)	新規
〃 長島町伊曽島第二	〃 A＝22〃	5,170 (2,585)	〃
小計	**A＝49〃**	**11,854 (5,927)**	〃
三重郡川越村川越	客土 A＝36*ha*	6,540 (3,270)	〃
小計	**A＝36〃**	**6,540 (3,270)**	〃

志摩郡磯部町坂崎	小規模工地改良 A＝4.9		1,942 (971)	新規客土
飯南郡飯高町森	〃	L＝1,321m	5,800 (2,900)	〃 用水路
鈴鹿市国府	〃	L＝998〃	2,500 (1,250)	新規農道
桑名郡長島町西川	〃	L＝950〃	2,468 (1,234)	〃 〃
鈴鹿市箕田	〃	L＝435〃	600 (300)	〃 〃
桑名市江馬	〃	L＝403〃	470 (235)	〃 用水路
桑名郡多度町野代	〃	L＝53〃	500 (250)	〃 排水路
小計			14,280 (7,140)	
計			60,000 (30,000)	

第三項　農地•農業用施設の応急復旧

農地復旧事業

農地の流失埋没等による県下の被害面積は、806.9ヘクタール、か所数865か所で、復旧事業費598,459千円であるが、昭和35年度作付面積80%を目標として復旧計画をたて指導監督をおこなった。

農業用施設復旧事業

農業用施設の被害による復旧件数は2,578件、復旧事業費1,847,468千円の査定であるが、昭和35年度作付けに支障をきたす施設の復旧については、応急仮工事或いは臨時揚水機等の借入等応急措置をはかり、作付を可能ならしめるよう指導した。

昭和35年度興農土木事業

昭和35年度は輪中地帯における長期湛水（概ね30日以上）の被害激甚地に対して特に生産基盤の強化を重点する所謂興農的なる救農土木事業を実施する。国の予算規模に左右せられるが昭和36年度に完了したい目標である。地区別調書は別紙のとおり。

興農土木事業地区別調書

地区名	事業内容	事業費（補助金）	備考
	ヘクタール		
桑名郡木曽岬村源緑	区画整理 A＝4.52	20,000 (10,000)	34年度継続実施
〃 長島町伊曽島第三	〃 A＝90	27,620 (13,810)	〃
小計	面積 135.2	47,620 (23,810)	

かんがい排水事業

(A) 県　営

地区名	受益面積	査定額全体	備考
	ha		
外城田川沿岸排水改良事業	1,600	281,500	排水路改修13,993m
木曽川下流農業水利改良事業	1,263	344,000	取水施設1ケ、用水路15,591、揚水機1ケ
式谷川排水改良事業	456	99,700	排水路2,484
計	3,319	725,200	

(B) 団体営事業

継続実施の地区は早期完成を期するとともに、また特に低位生産地区を新規事業として着工する。

区分	地区数	受益面積	査定額全体	備考
		ha	千円	
既定	25	2,011	250,086 (105,856)	
新規	17	1,298	130,770 (53,556)	
計	**42**	**3,309**	**380,856 (159,412)**	
特別団体客	1	1,472	110,000 (55,000)	
合計	**42**	**4,781**	**490,856 (214,412)**	

耕地整備事業

継続地区の早期完成と低位生産地帯の早期着工を目途とする。

区分	地区数	面積	査定額全体	備考
		ha	千円	
既定	2	102	15,600 (4,678)	客土
新規	3	200	20,000 (6,060)	〃
小計	**5**	**302**	**35,800 (10,738)**	
既定	17	2,885	(15,015) 450,050	区画整理
新規	6	554	71,308 (12,392)	
小計	**23**	**3,439**	**521,808 (156,407)**	
合計	**28**	**3,741**	**55,608 (167,145)**	

伊勢湾等高潮対策事業

伊勢湾等高潮対策事業地区の復旧件数は427地区で2,651,339千円である。これが復旧については国の予算措置に基き復旧計画を樹立している。

桑名市北部地区、直営分施行設計額一覧表　　(単位千円)

工種	施行設計額 本工事費	雑費	計	決算額	工期 自 至	摘要
桑深排水機修理	30,000	-	**30,000**	30,000	34.10.17～34.10.31	
〃 土木工事	21,440	560	**22,000**	21,440	34. 9.28～34. 9.28	
〃 動力工事	58,882	118	**59,000**	58,523	34.10. 5～34.10.15	
〃 運転費	38,808	192	**39,000**	37,704	34.10. 5～34.10.15	
〃 雑工事	1,350	650	**2,000**	1,350	34.10. 5～34.10.15	油運搬費
〃機械器具損料	172,000	-	**172,000**	172,000	34.10. 5～34.10.15	
計	**322,480**	**1,520**	**324,000**	**321,017**		

桑名市南部地区、直営分施行設計額一覧表

工種	施行設計額 本工事費	雑費	計	決算額	工期	摘要
	円	円	円	円	自 至	
動力工	98,964	32	**99,000**	94,234	34.10.17～34.10.31	
運搬工	168,458	542	**169,000**	168,390	34.10.10～34.11.17	
雑工事	94,960	40	**95,000**	94,960	34.10.17～34.10.17	
消耗品費	24,057	943	**2,500**	24,057	34.10.17～34.10.27	
備品工	1,800	200	**2,000**	1,800	34.10.17～34.10.27	ドラム用ポンプ整備費141,418円返納整備201,188円
整備工	342,606	394	**343,000**	342,606	34.10.17～35. 3.30	
運搬費	45,464	536	**46,000**	45,464	34.10. 5～34.10.27	3地区分
仮排水路工	57,750	2,250	**60,000**	54,461	34.10.23～34.10.26	
樋門修理工	101,370	630	**102,000**	101,370	34.10.17～34.10.27	
機械器具損料	726,000	-	**726,000**	726,000	34.10.10～34.11.17	
計	1,661,433	5,567	1,667,000	1,653,292		

多度地区

工種	施行設計額 本工事費	雑費	計	決算額	工期	摘要
	円	円	円	円	自 至	
排水機運転	102,247	2,753	**105,000**	75,963	34. 8.19～34.10.24	
同上燃料	71,066	934	**72,000**	68,419	〃 8.18～〃 10.20	
同上(既設)借料	216,000	-	**216,000**	216,000	34. 8.18～34. 8.31	計 356,000
	140,000	-	**140,000**	140,000	〃 10.17～〃 10.17	
鉄管借料	192,168	832	**193,000**	192,000	〃 8.18～〃 10.17	
同上	76,302	698	**77,000**	76,000	〃 9. 1～〃 9.27	純県費分（使用外）
真空ポンプ修理	45,000	-	**45,000**	44,680	〃 8.31～〃 9.10	
同上	61,000	-	**61,000**	60,680	〃 10. 8～〃 10.15	
同借料	8,160	840	**9,000**	8,160	〃 8.18～〃 10.17	
同上	6,480	520	**7,000**	6,480	〃 9. 1～〃 9.17	純県費分（使用外）
原動機借料	13,600	400	**14,000**	13,600	〃 8.18～〃 10.20	
計	**932,023**	**6,977**	**939,000**	**901,982**		
送電施設費及電気料金	3,692,000	-	3,692,000	3,689,576	自34.8.19至35.1.10	多度、桑名市、南部長島町、北部長島町南部木曽岬村
臨時(エンジン)(ポンプ)借料	134,959	41	135,000	134,959	〃34.10.10〃〃12.5	

木曽岬村地区

工種	施行設計量 本工事費	種費	計	決算額	工期	摘要
	円	円	円	円	自 至	
既設排水機借料	1,867,000	-	**1,867,000**	1,867,000	34.11.10～34.11.28	
臨時〃運搬	78,000	-	**78,000**	77,800	〃 11. 1～〃 11. 8	
〃整備	96,686	314	**97,000**	96,686	〃 11.10～〃 11.20	
〃修理	27,000	1,942	**27,000**	27,000	〃 11.10～〃 11.10	
仮排水路工	327,058		**329,000**	322,538	〃 11.12～〃 11.30	
〃備品	4,200	800	**5,000**	4,200	〃 11.15～〃 11.18	既設 220,520
排水機運転燃料	766,1502	850	**767,000**	328,147	〃 11. 8～〃 11.28	臨時 107,627
〃運転費	60,631	2,369	**263,000**	207,453	〃 11. 9～〃 11.28	既設臨時共
樋門管理	30,240	760	**31,000**	20,880	〃 11. 9～〃 11.14	
消耗品費	6,200	800	**7,000**	6,200	〃 10. 1～〃 11.30	
計	**3,463,165**	**7,835**	**3,471,000**	**2,957,904**		

長島町北部地区

工種	施行設計額 本工事費	施行設計額 雑費	施行設計額 計	決算額	工期	摘要
	円	円	円	円	自 至	
仮排水路工事	645,386	1,614	647,000	643,889	34.11. 7～34.11.12	
樋門管理	56,160	840	57,000	34,080	34.10.23～34.11. 4	
ポンプ運転	483,769	2,231	486,000	429,236	34.10.23～34.11.14	
臨時ポンプ運搬費	222,000	(-)	222,000	221,756	34.10. 5～34.10.23	
備品費	27,660	340	28,000	27,660	34.10. 5～34.10.23	
臨時ポンプ整備修繕	249,695	305	250,000	218,222	34.10. 5～34.11.15	
消耗品費	8,380	620	9,000	8,380	34.10. 5～34.11.10	
バーチカルポンプ修繕	4,000	-	4,000	3,800	34.10. 5～34.11.15	臨時 282,630
ポンプの運転燃料費	417,740	260	418,000	301,270	34.12.15～34.12.18	既設 18,640
排水機損料	1,402,000	-	1,402,000	1,402,000	34.10.22～34.11.10	
計	3,516,790	6,210	3,523,000	3,290,293	34.10.22～34.11.10	

長島町南部地区、直営分施行設計額一覧表

工種	施行設計額 本工事費	施行設計額 雑費	施行設計額 計	決算額	工期	摘要
	円	円	円	円	自 至	
運搬工	156,923	77	157,000	156,923	34.12. 3～34.12.20	
運転工	409,524	476	410,000	409,241	〃 11.18～〃 12.26	
動力工	211,392	608	212,000	206,400	〃 11.15～〃 12. 3	
整備工	635,170	830	636,000	634,929	〃 11.18～35. 3.30	整備費 222,890 返納整備 412,039
備品及消耗品費	25,509	491	26,000	25,509	34.11.10～〃 12. 3	備品費 2,649 ジョレン 6,300 消耗品費 16,560
雑工事	21,500	500	1,155,000	21,500	〃 11.10～〃 11.20	水門扉
仮排水路	1,154,953	47	587,000	1,046,422	〃 11.19～〃 12.20	
機械器具損料	587,000	-		587,000	〃 11.18～〃 12.26	
計	3,201,971	3,029	3,205,000	3,087,924		

北勢湛水地区の応急排水事業は次のとおりである。

既設排水機一覧表

地区名	番号	排水機名	口径・馬力	台数	場所	地区名	番号	排水機名	口径・馬力	台数	場所
			別項 HP								
多度町	1	山除川排水機	φ1,200 300	1	多度町東平賀	長島町北部	14	千倉排水機	φ 800 90	1	長島町千倉
多度町	2	古敷 〃	φ 400 35	1	〃 古敷	長島町北部	15	大島第1 〃	φ1,200 165kw	1	〃 大島
多度町	3	福永 〃	φ 800 125kw	1	〃 福永	長島町北部	16	〃 2 〃	φ 1,125 100	1	〃
桑名市北部	4	桑深 〃	φ 650 D 130	1	桑名市上ノ輪	長島町北部	17	伊曽島北部 〃	φ 1,000 125 φ 500 40kw	2	〃 赤地
桑名市南部	5	横島 〃	φ 600 60	1	〃 福島	長島町南部	18	青鷺 〃	φ 500 40	1	〃 青鷺
桑名市南部	6	住吉 〃	φ 800 120	2	〃 住吉	長島町南部	19	白鶏 〃	φ 400 30	1	〃 白鶏
桑名市南部	7	伊賀町 〃	φ 800 100	1	〃 伊賀町	長島町南部	20	松蔭 〃	φ 800 100 φ 800 150	2	〃 松蔭
桑名市南部	8	小貝須浜 〃	φ 800 50	1	〃 小貝須浜	木曽岬村	21	和泉 〃	φ 500 50	1	木曽岬村和泉
桑名市南部	9	第1揚水 〃	φ 400 20	1	〃 大貝須	木曽岬村	22	川先第1 〃	φ 1,000 200	1	〃 川先
桑名市南部	10	福地 〃	φ 500 40	1	〃 福地	木曽岬村	23	〃 2 〃	φ 1,000 D250 φ 1,000 D200	2	〃
桑名市南部	11	第2揚水 〃	φ 400 20	1	〃	木曽岬村	24	源緑 〃	φ 800 100kw	1	〃 源緑
桑名市南部	12	新福地 〃	φ 250 D 13	1	〃	木曽岬村	25	脇付 〃	φ 300 25	1	〃 雁ケ地
桑名市南部	13	干拓 〃	φ1,300 200kw φ 800 75 〃	2	〃 干拓						

排　　水　　状

地区名	浸水面積	締切完了月日	湛水量機械排水量	排水ポンプ 既設ポンプ 口径	台数	臨時ポンプ 口径	台数
	ヘクタール		千立方米	mm	台		台
桑名郡多度町	260	10.1	2,548	1,200	D 2	サイフオン	4
¥ 1,651,000				400	1		
			404	800	1	φ 550	
桑名市北部	40	9.28	400				
¥ 336,000			350	650	1	-	-
				600	1	ヒユーガル 6′	台
				800	2		(2)
				800	1		
		10.17	13,090	800	1	当初	
桑名市南部	1,208	再締切		400	1	ヒユーガル 6′	13
¥ 7,608,000				500	1	ヒユーガル 10′	1
		11.5	7,152	400	1	バーティガル 13½′	2
				250	D 1	バーティガル 40′	1
				1,300	1	ヒユーガル 6′	2
				800	1	ヒユーガル 4′	1
				800	1		
桑名郡長島町北部	1,177	10.24	12,840	1,200	1	ヒユーガル 10′	11
¥ 13,664,000				1,125	1		
			8,130	500	1	ヒユーガル 12′	30
				1,000	1		
桑名郡長島町南部			3,960	400	1	ヒユーガル 6′	(13)
						ヒユーガル 10′	(1)
¥ 14,851,000	417	11.18	3,500	800	2	ヒユーガル 12′	(30)
						ヒユーガル 6′	5
				300	1		
桑名郡木曽岬村			6,902	500	1	ヒユーガル 10′	(11)
¥ 12,008,000	796	11.9		1,000	D 2	ヒユーガル 10′	9
			6,028	1,000	1		
				800	1	ヒユーガル 12′	14
						実台数	
						ヒユーガル 6′	19
						ヒユーガル 10′	21
計			39,740			ヒユーガル 12′	44
						バーテイガル 13½′	2
¥ 50,118,000	3,898		25,564			以上 農林省 計	86
						ヒユーガル 4′	1
						ヒユーガル 6′	1
						バーテイガル 40′	1
						県調達	3
				計	30	合計	89

況　　表

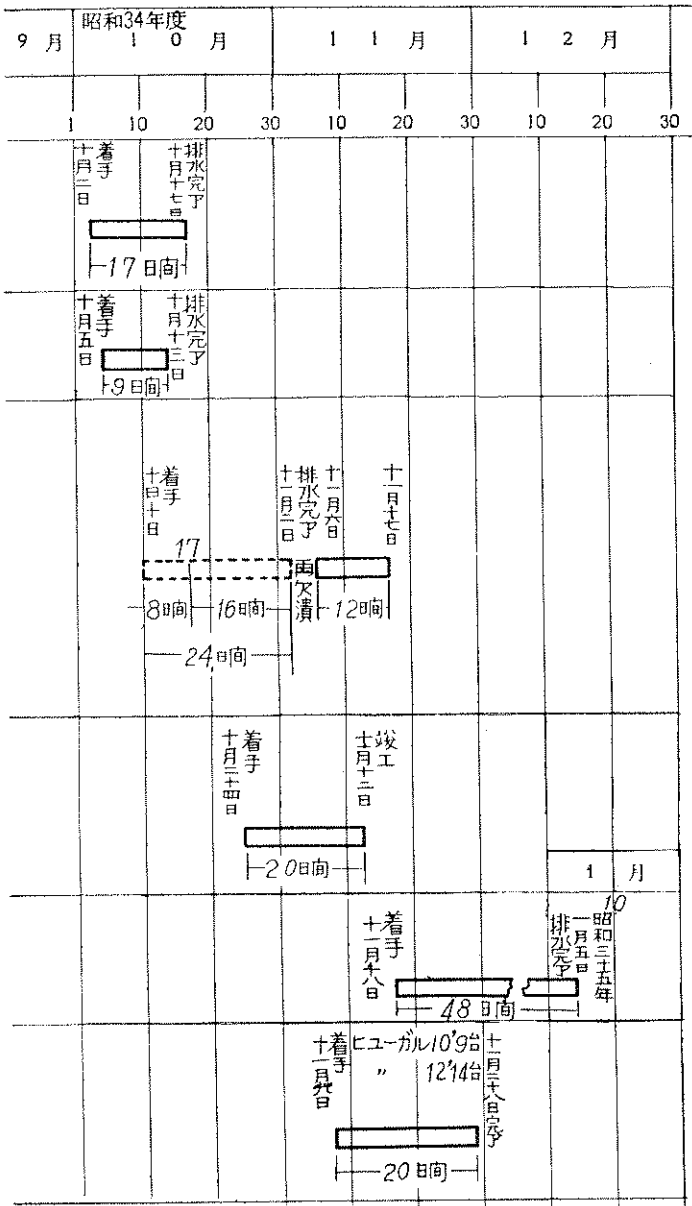

摘　　要

在来施設の 1,200㎜ 2 台は地区外であるがサイフオンを使用した。

福島地区は上流のため昭和34年10月10日より運転。

昭和34年11月 2 日午前 8 時再度欠潰。

再欠潰後の排水は次のとおりである。

	伊賀町	800㎜	1 台
	千　拓	800〃	1 〃
		1,300〃	1 〃
	新福地	250〃	1 〃
二排段水	小貝須浜	800〃	1 〃
	福　地	500〃	1 〃

（　）は 2 度目使用数を示す。

Dは既設施設のデイーゼル発動機である。

四日市耕地分
ヒユーガル　6′ 2
バーテイカル 15′ 3
以上 農林省 計　5

ヒユーガル　6′ 1
ヒユーガル　10′ 1
バーテイカル 12′ 1
以上 県調達　3

合　計　8　　臨時ポンプ総計 97台

第四節　林　業　関　係

第一項　治山応急措置

今次伊勢湾台風の災害が、中南勢および伊賀地方においては、その災害の原因が、上流山地の荒廃林地の土石流による被害が特に大きかったことにより、殊に櫛田川、雲出川の上流地域で、優良な経済林地の崩壊が各所に発生し、渓流の浸蝕と相まって、多量の土砂を流出して、各種施設を破壊し、多大の被害を与えた。これらは、ますます拡大崩壊し、渓流内に堆積する土砂とともに漸次流下して、将来引続き下流に大きな被害を与えることが予想せられる。また海岸地帯における防潮林、防風林等のいわゆる防災林の被害も甚大であって、既設防災林が潮風、冠水等のため風倒埋没し、後方農業施設、家屋等に大きな被害を与えた。従って、これらの跡地は早急に復旧して、材木生産の用に供するとともに、有害土砂の生産流出を抑制して、森林の保水機能の増大を図り、岩山ならびに砂防対策の綜合的な計画のもと林帯を復旧して潮風、高潮による被害を阻止する必要がある。

また、これら復旧事業とともに、将来災害の防止軽減をはかるため、森林の育成、保安林の整備管理の強化等とともに、荒廃防止的工事を推進し、特に人命被害の絶無を期するため、必要箇所に対しては、えん堤等の防災施設の強化を積極的にはかる予定である。

このため、被害地のうち大部分（3,608ヘクタール）の荒廃地ならびに危険地帯に対しては、災害荒廃地復旧事業として国庫補助をうけるよう申請した。

小規模の災害荒廃地で民生安定上放置出来ない189か所、323ヘクタールのものについては、産業振興治山復旧事業として、県費により昭和34年、35年の両年度において復旧する方針であり、いずれも石積工等の補助的工作物を併設して、植栽工事を実施し、荒廃渓流についてはえん堤床固め工事を築造して渓床の浸蝕と土砂の流送を防止する。海岸防災林については、防潮林79ヘクタールの復旧を計画し、国庫補助をうけるよう申請した。

第二項　林道応急措置

林産物搬出施設である林道の被害は県下で158路線 430か所、総事業費301,862千円で災害直後直ちに国の災害査定をうけ、ただちに昭和34年度として137か所、事業費63,619千円の復旧着手した。

第三項　林産物生産施設(炭窯)の復旧

(1)　炭窯被害状況（個人施設）

木炭の生産施設である炭窯の被害は1,599基、被害額22,707千円である。

(2)　炭窯復旧計画（共同利用施設）

炭窯施設の被害は、流失または全壊の大被害を受けた炭窯722基、被害額14,431千円に達した。そのうち、国庫および県費の補助を受け、共同利用施設として、農業協同組合、木炭生産者組合等の被害地域の団体が371基を昭和34年度内に復旧し、その他については、個人の自己資金により復旧することとした。

第四項　貯木場の復旧

桑名市福島地内にある桑名貯木場、北浜流送路の災害復旧については、特別措置法に基づき堆積土砂排除を行なうこととなり、昭和34年度内に完了した。

	貯木場	流送路	計
排土量	2,806立方米	7,471立方米	10,277立方米
工事費	979,000円	3,026,000円	4,005,000円

第五節　住宅関係

第一項　避難者応急収容施設の建設

避難のところに詳細に記しているので省略する。

第二項　応急仮設(公営)住宅建設計画

応急仮設住宅の建設については、桑名郡長島町、木曽岬村を除いて殆んど着工しているので、昭和34年11月末には完成した。

長島町、木曽岬村については、それぞれの地区の排水完了後速やかに着工したので昭和35年1月15日には全部完了した。なお各地区別に建設された、住宅の戸数は次のとおりである。

北勢地区	四日市市	329戸						
	桑名市	150戸						
	鈴鹿市	59戸						
	亀山市	10戸						
	桑名郡	多度町	6	長島町	147	木曽岬村	112	
	員弁郡	北勢町	2	員弁町	6	大安町	4	石加村　1
	三重郡	菰野町	9	楠町	6	川越村	163	
	鈴鹿郡	なし						
中勢地区	津市	57						
	松阪市	67						
	安芸郡	河芸町	4	芸濃町	3	豊里村	1	安濃村　6
	一志郡	久居町	10	香良洲町	7	白山町	5	嬉野町　12

		美杉村	22	三雲村	9				
	飯南郡	飯南町	21	飯高町	36				
	多気郡	多気町	10	明和町	54	大台町	6	勢和町	7
		宮川村	8						
南勢地区	伊勢市	145							
	鳥羽市	68							
	度会郡	玉城町	12	二見町	41	小俣町	12	南勢町	47
		南島町	60	紀勢町	9	御薗村	6	大内山村	5
		度会村	16						
	志摩郡	浜島町	72	大王町	73	志摩町	51	阿児町	88
		磯部町	44						
紀州地区	尾鷲市	40							
	熊野市	74							
	北牟婁郡	長島町	55	海山町	13				
	南牟婁郡	御浜町	14	紀宝町	13	紀和町	12		
伊賀地区	上野市	48							
	名張市	22							
	阿山郡	伊賀町	4	阿山町	4				
	名賀郡	青山町	2						

第三項　災害公営住宅の建設

災害公営住宅については、昭和34年度において、県ほか36市町村にて886戸(うち県営83戸)昭和35年度において、県ほか31市町村にて443戸（うち県営36戸）計1,329戸の建設を計画し、昭和35年7月末に全部竣工した。

また、そのほか一般公営住宅についても、昭和34年度において650戸を建設中であったので、被災家族が相当数入居できた。

第四項　住宅金融公庫の融資の斡旋

住宅金融公庫融資による、災害復興住宅については、昭和34年度および昭和35年度の2か年にわたり新築2,900戸（8億7千万円）補修4,700戸（5億7千万円）が予定された。また産業労働者住宅災害特別融資についても、耐水構造による単身者共同宿舎365人分、世帯向住宅88戸の融資を申請し、枠の確保に努力した。

第五項　公　団　住　宅

住宅公団の災害特別枠の建設については、耐火構造による単身者共同宿舎24人分、世帯向住

宅149戸を申請したが、昭和34年度分として単身者宿舎24人分、世帯向住宅60戸分の建設が決定し、残余については昭和35年度において枠の確保につとめた。

第六項　その他の施策

災害被災者および災害時危険を予想される低湿地帯居住者の高地えの移住促進を容易ならしめるため、県住宅公社において、北勢地方の住宅適地に約15ヘクタールの宅地造成を計画している。

第七項　民間住宅建設

民間自力建設の促進を期するため、災害と同時に県建築課および各土木事務所に災害復興住宅相談所を設け、建設指導に当るとともに、災害後1か月は被災者が建設する応急仮設住宅については建築基準法に基く諸規定を一切免除し、6か月間は、建築確認申請手数料を1/2に減額措置を講じ、その促進を図ったために、約1,000戸の民間自力による災害復興住宅建設申請をみた。

第六節　商　工　金　融

第一項　商工業復旧および資金融資の斡旋

今次災害の特性として、水害、風害が特に伊勢湾臨海部に集中した結果商工業にとっては未曽有の被害を受け、中南勢地方は強風による建物損壊、北勢地方は浸水による機械製品の損傷、商品の流失が目立っている。之等の被災は自然の脅威に起因した事は、もちろんではあるが、老朽した建物設備、経営自体の脆弱性が更にこの被害を大きくした点は否めない事実である。そのため被災物件復旧のための各種の制度を確立し、併せて金融技術指導その他の策を講ずるのはもちろんであるが、更に一歩進んでこの種災害を、より軽減すべく、建物の配置、構造、排水施設、機械の配置等の適正化を指導するとともに経営内容を健全にして不測の災害にそなえるよう措置をした。

（1）公　共　施　設

	工業試験場	金属試験場	窯業試験場
所在地	津市桜橋通	桑名市新矢田	四日市市東阿倉川 分場　阿山郡丸柱村
業務内容	化学試験、物理試験 木工技術研究指導 繊維　〃	鋳造技術試験研究と指導	陶磁器試験研究と指導
被災状況	雨水漏洩、風雨害による被害額70万円	建物半壊　1棟 〃　損壊　1棟 浸水及び雨水漏洩による被害額　120万円	風雨による浸水、建物損壊 被害額　40万円
復旧状況	県費17万円で復旧完成見込 35年3月	県費96万円で復旧中 完成見込35年3月	県費28万円で復旧中 完成見込35年3月
今後の問題点	近返が比較的低地であるので排水施設を完備すると共に、今後の設備について水害の点を充分考慮しなければならない	建物が老朽しているので改築が望まれる。	高台にあるので水の心配は無い。

（2）設備復旧費

中小企業者のこうむった被害は101億1,800万円を推定せられるが、このうち機械設備の被害は25億円である。被災の程度にもよるが工作機等で精度を要求せられるものは、再度使用不可能となったので差し当り導入を要する機械類は5億円程度である、この際、画期的な近代化設備を導入して、大きく飛躍しようという意慾は各所に見られ、特に鋳物業、ミシン業、電気機械、製罐等に設備資金の需要は高まったので、別項金融対策によって処理する一方、復旧費の借入等による資金繰の悪化も生ずることを予想して、近代化資金貸付工場に対する償還金の免除あるいは延長の措置を採ると共に残存国有機械の売払等により消極的ではあるが設備の近代化とともにおしなうよう指導した。

（3）設備近代化貸付金予算追加

昭和34年度当初予算は4,700万円であるが、この内訳は次の通りである。

	当初予算	増　減	最終予算
国　　費	13,500千円	12,000	25,500
県　　費	13,500	12,000	25,500
返 還 金	20,034	6,260	13,774
計	47,034	17,740	64,774

このうち災害による需要増（約1億5,000万円）と、既貸付分の返還金の免除、延長を考慮して追加予算2,400万円をとり上記の如く6,477万円の貸し付けを行った。

（4）設備近代化貸付金償還金の期限延長

33年度以前の設備近代化貸付金の貸付工場は、34年度末に定期償還をしなければならないが、このことが災害復旧のための資金繰りを圧迫するおそれが見られた結果、34年度災害関係特別措置法によって、1年ないし2年の延長がみとめられることとなり、三重県の場合は34件、477万円がこれに該当することとなった。

（5）国有機械の売払

残有国有機械が、被災者に対し、国の機械評価額の5割減をもって売払われることとなり、全国リストにより希望をつのった所、95工場延べ1,800台の希望があった。所管東海財務局より割当られた18台（旋盤1台を含む）をこれ等の工場に割当てした。なお残余については昭和35年10月末に入手できた。

（6）　中小企業合理化対策

a．組織化促進

被災中小企業の早期復旧をはかるためには、復旧資金の借入れのほか、復旧後の企業合理化を進めるため事業協同組合等による組織化が必要であるので、未組織業者の組織化を強力に行なうこととするが、特に被害の多い北勢地域の撚糸業者、各地の水産加工業者の組織化とともに桑名市、四日市市、桑名郡長島町における商店街等の地域協同組合の設立を指導した。

b．経営の合理化

経営の合理化は企業体自体の繁栄のための問題であって、災害復興のための経営合理化では

ない等であるが、例を桑名市の鋳物業にとって見ると被災の程度の差もあったが、概して、合理化の進んだ工場はその復旧も早く、従って生産低下も少なかったので、合理化に対する従業員の気構え、責任分担の明確化、経営余力等が災害復旧に貢献したように考えられた。

また、今回受けた商工業の被害が非常に大きかったにかかわらず、当初予想された以上に倒産、休業等の犠牲者も少なく、工業生産も生産指数において11月～12月に於てすでに被災前に復調し、35年2月には完全に記録を更新しているが、特に、必要であると認められたので極力合理化をはかるよう指導した。

なお、合理化推進機関としては、次のとおりである。

中小企業庁――県商工課、商工相談所

中部産業連盟

日本生産性中部地方本部

中小企業団体中央会　名商工業組合

（7）金融対策

被災中小企業者の事業復旧資金の融通は、政府関係金融機関に依存する度合が大きいので本県分融資枠の設定について、中小企業金融公庫20億円、国民金融公庫15億円、商工組合中央金庫20億円を要望している。一方これら政府関係金融機関に対しては、その機能の拡充をはかり、県信用保証協会の保証能力の充実をはかり、復旧融資の円滑化をはかることとした。

（a）政府金融機関の拡充強化

イ　損失補償契約の締結

国民金融公庫および商工組合中央金庫との間に、復旧融資について生じた損害の補償について、それぞれ次の要領による損失補償契約を締結して融資の積極化、円滑化を期する。

補償対策融資限度額	3億円
補償金額の最高限度	3千万円
補償金額の対象	債務不履行による未回収元金と未収利息および延滞利息の合計額の1/2の額または、貸付1件ごとの融資額の2割に相当する額のいずれか低い額の範囲内

（b）信用組合の育成強化

信用組合の貸付については、被災者優先を指導するとともに、特に、業務運営の健全性保持については、検査指導を強化した。

なお、現在各信用組合に貸付けてある、三重県中小企業金融対策貸付金9千万円については、残枠の貸付或は返済金の新規貸付は、被災者を重点に貸付けることとした。

ロ　利子補給

信用補完制度の拡充強化

県信用信証協会の保証能力の増大をはかるため、次のような措置を講ずる。

a．信用保険公庫の貸付金1億5千万円の確保について

県保証協会の保証目標額を15億円とし、その1割相当額1億5千万円の貸付を要求し、災害

特別保証に伴う、協会の保証能力を確保する。

b．災害特別保証措置の実施

保証料の免除（3か月）保証限度の引上げと災害復旧特別保証を実施中である。

c．保証料および包括保険料の補給

特別保証措置による保証料免除に伴い、県は免除相当額の1/2以内で保証料を補給するほか、保証協会が信用保険公庫に納付すべき包括保険料の一部を補給することとする。

第二項　観光施設の応急対策

その後の措置と対策

1．公共施設関係

(イ) 国立公園地域内の公共施設の災害復旧については、10月中旬、中部日本災害対策本部を通じて厚生大臣宛高率補助適用の特別措置を強く要望した。

(ロ) 県立公園地域内の公共施設の災害復旧についても、運輸省、観光局、日本観光協会、その他関係方面に対し、強く助成方を要望した。

(ハ) 前記第1項については、高率補助適用の実現を見なかったことは遺憾であるが、国庫補助1/2により、次の災害復旧事業が34年度中に実施せられることとなった。

(1) 鬼ケ城廻遊道路災害復旧工事　事業費　9,580千円
(2) 二見駐車場（休憩舎、便所）　〃　430 〃
(3) 賢島駐車場（休憩舎、便所）　〃　420 〃

なお、上記以外に国の直轄事業として、横山レスト・ハウスと賢島園地休憩舎の災害復旧工事が34年度中に実施せられた。

市町村営施設災害については、県費18万円を得て、34年度中に事業費57万で実施した。

(1) 朝熊登山道路　事業費　30万円
(2) 鬼ケ城公衆便所　〃　18 〃
(3) 大杉谷登山道路　〃　9 〃

(ニ) 国の直轄事業として28万8千円で、国直轄で34年度中に実施した。

(1) 横山レスト・ハウス
(2) 賢島園地休憩舎

(ホ) 県立公園地域内の公共施設の災害974万円復旧についても、運輸省観光局日本観光協会、その他関係方面に対し強く助成方を要望したのであるが、特に被害の大きかった市町村営の赤目渓谷探勝道路の災害復旧については日本観光協会の補助10万円を得て34年度中に工事費35万円で実施するとともに、次の施設についても災害復旧補助事業として県費82万円を得て34年度中に事業費274.5万円で実施した。

(1) 善応寺山園地整備工事　26.4万円
(2) 御殿場ビーチハウス改修　15 〃

(3) 水郷県立公園整備　32.8万円
(4) 石水渓観光道路改修　30.3 〃
(5) 鼓ケ浦海水浴場整備改修　20 〃
(6) 長者野探勝道路改修　30 〃
(7) 鍵屋辻園地整備　64 〃
(8) 多度峡園地整備　16 〃
(9) 鈴鹿峠公衆便所　40 〃

なお、昭和34年度に県費150万円を得て赤目渓谷探勝道路を継続工事で実施した。

2．団体（観光協会）社寺施設関係

県下における著名神社、仏閣は、未曽有の大被害をうけ、その推定額12億に達したとおもわれるのである。その実情を中央関係各省に報告するとともに、これが復興につき国の強力な援助を要望したのであるが、さいわい、関係方面の協力を得て昭和34年末までには一応の応急措置がとれた。

3．旅館並びに個人施設関係

秋の旅行シーズンを控え、旅客の予約状況は各旅館とも満室を示し、紀勢線全通に伴い観光誘致は、愈々軌道に乗りつつあったのであるが、伊勢湾台風により、各地の観光地帯では旅館数160戸、金額にして5億1,500万円におよぶ甚大な被害を被ったので、県はその対策として8割の融資を獲得すべく関係方面に働きかけ、昭和35年10月16日融資斡旋懇談会を開き、その対策を協議し、また、各地においても融資説明会を開催して復興資金の借入れを円滑に進められるよう指導したのである。その結果市中金融機関より8,000万円その他商工中金、中小企業、金融公庫、国民金融公庫、保証協会等より融資を得て、一部旅館を除いて殆んど復興し、旅客の受入れ体制を整備した。

4．宣伝対策

交通機関および旅館施設も甚大な被害を受け、その復旧が遅れたので、観光客は一時杜絶したのであるが、昭和34年10月中旬より一部の旅館施設も復旧し受入れ体制も整備されたので、次のように誘致対策を行った。

1　関西地区旅行斡旋業者との懇談会　昭和34年10月27日　大阪市ユニバース会館
2　大阪事務所に観光連絡室を設置　昭和34年10月上旬
3　ポスター絵葉書等の配布
4　キヤラバン隊派遣　昭和34年10月28日　京阪四国地めぐり
　　11月26日～12月3日　関八州めぐり

5．展覧会開催

a．三越展（三重の観光と物産展）

9月26日から開催の三越展は年中行事であるが、災害直後の催しであるので、急拠三重県災害関係（受付）事務所として活躍、多大の効果を収めた。

b．オリエンタル中村展（神宮宝物展、三重の観光と物産展）

災害一色ですぎた、秋期シーズンを挽回すべく新年早々の旅客誘致対策として三重の観光と物産展を開催し多大の効果をあげた。

第七節　農林水産経営指導関係

第一項　農林水産金融対策

①　災害融資

天災融資法の適用に関する政令（昭和34年12月10日公布）によって被害農林漁業者等に経営資金及び事業資金を融通し、特に大部分の人が特別被害者の指定をうけて、年３分５厘の低利で融資を受けている。

災害融資の狙いは、信用力が低下して、金融ベースに乗りにくい被害者または融資機関をも対象としておりこれらのものと、県が利子補給及び損失補償契約を締結して、被害を受けた農林漁業者等の再建資金の円滑な融通を期していることにある。

なお、28年台風から伊勢湾台風までの天災融資法にもとづく貸付額は、約22億におよびその果す役割もまた少くない。

伊勢湾台風に伴う貸付額および利子補給額は別表のとおりである。

②　災害農協振興資金

被害激甚地農協52組合に対し、農協再建資金として１億９千万円を年６分５厘にて貸付け県は利子補給及び損失補償をしている。

③　被害激甚地被災零細農家再建資金

天災融資法の適用を受けない被害零細農家220戸に対して、県単独事業で経営資金として年６分５厘の算出利率で6,236千円を貸付けた。

これに対して県は利子補給及び損失補償を県信用農協連に対して行っている。

④　農林漁業資金

伊勢湾台風に伴って農林漁業資金は特例を設け、主務大臣指定災害復旧資金は、年６分５厘（据置期間内は６分）で、共同利用施設災害復旧は、年７分にて別表の如く貸付けられた。

	共同利用設置	主務大臣指定災害復旧	計
農業	8,100	71,913	80,013
水産	3,350	71,640	74,990
計	11,450	143,553	155,003

伊勢湾台風による貸付額および利子補給額表

資金別＼年度別		35年度 融資残高	35年度 利子補助額	36年度 融資残高	36年度 利子補助額	37年度 融資残高	37年度 利子補助額	38年度 融資残高	38年度 利子補助額
		千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
農林	指定地区経営資金	351,971	2,880,239	349,808	3,979,066	283,172	3,220,967	216,637	2,464,245
農林	一般経営資金	45,703	261,798	43,281	378,708	27,483	240,476	11,983	104,851
農林	事業資金	14,507	155,166	10,591	185,342	5,750	100,625	923	16,152
農林	開拓指定経営資金	34,546	392,961	10,706	243,561	8,564	194,831	6,423	146,123
農林	開拓一般経営資金	730	8,213	150	3,375	100	2,250	50	1,125
	小計	**447,457**	**3,698,377**	**414,536**	**4,790,052**	**325,069**	**3,759,149**	**236,016**	**2,732,496**
水産	指定地区経営資金	500,054	3,068,595	499,991	5,836,785	399,,293	4,660,962	299,081	3,491,385
水産	一般経営資金	193,041	859,551	193,041	1,689,108	128,856	1,127,490	54,251	474,696
水産	事業資金	1,520	13,300	1,520	26,600	1,020	17,850	510	8,925
	小計	**694,615**	**3,941,446**	**694,552**	**7,552,493**	**529,169**	**5,806,302**	**353,842**	**3,975,006**
	合計	**1,142,072**	**7,639,823**	**1,109,088**	**12,342,545**	**854,238**	**9,565,451**	**589,858**	**6,707,502**

第二項 食糧対策

災害地を除いて、全国的には豊作であり、政府に対する売渡し量は、3,600石を下らないと推定され、11月1日より増配も行われることになっており、食糧供給面において不安を来すことはない。

県としては、食糧事務所と常に連絡し、県に必要な年間需給計画を樹立し、この計画に基いて県外米を移入し、在庫の実態により少とも年間1か月以上の在庫を常に保有し得るよう措置した。

消費者

罹災応急配給後の消費者に対しては、一般地域と同じ食糧配給を行う。

生産者

新しく公布された特例法により罹災農家配給を実施した。

		人口	応急配給	応急配給所要量	同左金額	罹災農家配合	加配分	基準分	罹災農家配給量	罹災農家配給金額
				kg	円		kg	kg	kg	円
桑名市	消費者	1,882	11月10日まで	27,310	㊞ 82	-	(2,173名)	-	-	㊞ 733
城南	生産者	2,453			2,249,420	実施	108,000	317,800	425,800	31,211,000
長島町	消費者	2,857	12月15日まで	167,950	13,771,900	-	(4,184名)			
	生産者	4,984				実施	186,900	582,100	769,000	56,368,000
木曽岬村	消費者	455	12月15日まで	64,970	5,327,540	-	(2,364名)			
	生産者	2,578				実施	105,600	301,000	406,700	29,811,000
川越村	消費者	3,994	11月30日まで	14,220	1,166,040	-	(2,176名)			
	生産者	3,728				実施	102,000	455,800	557,800	40,887,000
多度町	消費者	997	-	-	-	-	(934名)			
七取	生産者	1,230	-	-	-	実施	47,700	163,900	211,600	15,510,000
				274,450	**22,514,900**	**34年10月31日まで**	**560,200**	**,810,700**	**2,370,900**	**173,787,000**

（註）罹災農家配給については1か年延納とし、受配者から米代金を徴収する制度である。

伊勢湾台風による貸付額および利子補給額表

39年度		40年度		41年度		42年度		計	
融資残高	利子補助額	融資残高	利子補助額	融資残高	利子補助額	融資残高	利子補助額	融資額	利子補助額
千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
149,716	1,703,019	78,407	891,891	9,694	110,269	4,841	55,066	351,971	15,304,762
63	551	-	-	-	-	-	-	45,703	986,384
								14,507	457,285
4,282	96,073	2,141	48,707	-	-	-	-	34,546	1,122,256
-	-	-	-	-	-	-	-	730	14,963
154,061	1,799,643	80,548	940,598	9,694	110,269	4,841	55,066	447,457	17,885,650
198,843	2,321,398	99,257	1,158,827	-	-	-	-	500,054	20,537,952
-	-	-	-	-	-	-	-	193,041	4,150,845
-	-	-	-	-	-	-	-	1,520	66,675
198,843	2,321,398	99,257	1,158,827					694,615	24,755,472
352,904	4,121,041	179,805	2,099,425	9,694	110,269	4,841	55,066	1,142,072	42,641,122

飯用米の供給計画

災害地の農家で災害のため収穫皆無となったため、翌年の飯用米に不足すると思われるものに対しては「被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律」に基づき、次のように飯用米穀を農家に売渡し、復興意欲の向上と経済負担の軽減を図る計画である。

(1) 売渡代金は昭和35年12月15日までの1か年間無利子、無担保の延納とする。

(2) 売渡数量は完全農家については再生産を保障するため1か月約10kg、準（不）完全農家については1か月6kgを売渡す。

(3) 売渡単価は、ほぼ政府売渡価格程度にする。

なお、本制度は農家を対象としたものであり、消費者（非農家）に対しては、特別な措置はとっておらない。

		34年12月	35年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
桑名市	対象人口	2,693人	2,829	2,956	3,193	3,337	3,453	3,528	3,656	3,757	-	2,500
	売渡数量	1,146俵	-	730	498	566	248	88	458	293	-	200
	売渡金額	4,433,310円	-	2,836,890	2,115,006	2,178,638	972,408	338,008	1,773,818	1,125,413	-	768,000
四日市市	対象人口	382人	382	483	438	585	585	585	622	636	630	400
	売渡数量	143俵	-	98	65	84	124	40	50	60	90	50
	売渡金額	559,123円	-	3,653,992	247,665	326,279	480,924	155,160	196,050	232,860	352,890	192,000
長島町	対象人口	5,418人	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	-	500
	売渡数量	1,748俵	932	952	976	600	600	300	600	600	-	300
	売渡金額	6,777,116円	3,653,992	3,666,232	3,795,456	2,304,600	2,290,200	1,152,300	2,304,600	2,320,600	-	1,150,000
多度町	対象人口	988人	998	1,029	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064	-	200
	売渡数量	377俵	182	143	154	154	154	80	154	110	-	50
	売渡金額	1,459,559円	699,062	549,263	606,714	604,954	591,514	313,680	603,834	431,310	-	192,000
木曽岬村	対象人口	2,639人	2,639	2,630	2,639	2,933	-	2,933	2,933	2,933	2,933	1,000
	売渡数量	611俵	728	448	400	500	-	430	440	220	200	100
	売渡金額	2,410,751円	2,241,741	1,902,656	1,698,800	1,274,300	-	1,308,230	1,725,240	845,020	800,200	384,000
川越村	対象人口	923人	923	631	402	-	1,375	1,429	1,498	1,503	1,503	100
	売渡数量	234俵	128	89	57	-	50	150	100	110	60	20
	売渡金額	907,740円	501,888	345,153	221,177	-	193,650	581,350	392,100	431,310	235,260	77,000
鈴鹿市	対象人口	50人	88	148	200	285	295	311	321	321	247	80
	売渡数量	17俵19K	-	19	27	36	39	39	47	47	35	10
	売渡金額	67,106円	-	72,979	103,707	138,276	151,399	152,919	184,297	188,047	137,235	38,400
河芸町	対象人口	6人	-	6	6	6	-	6	6	5	5	-
	売渡数量	1俵10K	-	1	1	1	-	1	1	-	1	-
	売渡金額	4,556円	-	3,921	3,841	3,841	-	3,921	3,841	-	3,921	-
久居町	対象人口	9人	18	41	73	79	87	87	94	94	94	30
	売渡数量	3俵15K	-	7	12	14	15	16	16	17	16	5
	売渡金額	12,595円	-	72,979	-	54,894	58,815	62,736	62,736	66,657	62,736	19,000
美里村	対象人口	-人	-	-	-	-	36	36	36	6	6	-
	売渡数量	-俵	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	売渡金額	-円	-	-	-	-	3,841	3,921	-	-	-	-
松阪市	対象人口	7人	24	19	23	39	39	39	39	39	39	20
	売渡数量	5俵12K	-	1	3	5	4	5	4	5	4	2
	売渡金額	20,063円	-	11,523	-	19,365	15,444	19,365	15,364	20,005	15,764	8,000
計	**対象人口**	**13,115人**	**13,319**	**13,361**	**13,501**	**13,746**	**12,322**	**15,406**	**15,657**	**15,776**	**5,457**	**5,030**
	売渡数量	**4,285俵56K**	**1,970**	**2,488**	**2,193**	**1,961**	**1,235**	**1,150**	**1,870**	**1,463**	**406**	**737**
	売渡金額	**16,651,919円**	**7,096,683**	**9,785,920**	**8,851,981**	**6,909,438**	**4,758,195**	**4,091,590**	**7,261,870**	**5,665,143**	**1,608,006**	**2,828,400**

第三項　農業協同組合対策

農業協同組合の所有している農業倉庫等共同利用施設の被災した施設の復旧については、米麦等の集荷販売、生産資材の保管等に支障がないよう早急に復旧することとし、被災施設279件について復旧事業計画を樹て、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置ならびに、同特別措置法の適用を申請した結果、国の査定により補助対象件数222件、補助対象外57件（耐用年数経過、査定事業費の少額等）となった。

復旧事業については、34、35両年度で完了することとなっており、その概要は次のとおりである。

(1)　年度別事業概要　　（単位　千円）

区　分	件　数	復旧事業費	査定事業費	補助額	補助率			
34年度	105	41,399	21,983	19,692	9割補助	104件	5割補助	1件
35年度	117	32,184	17,548	15,746	〃	116件	〃	1件
計	**222**	**73,583**	**39,531**	**35,438**	〃	**220件**	〃	**2件**
一件当り平均額		331	178	160				

(2)　地域別施設別事業概要

地域別＼件数事業費	農業倉庫		資材倉庫		利用加工施設		集荷所作業場		通信施設		合計		補助金額
地域別	件数	復旧事業費	件数	復旧事業費	件数	復旧事業費	件数	復旧事業費	件数	復旧事業費	件数	復旧事業費	
桑名農業事務所管内	10	3,731	5	3,107	4	1,309	2	303	2	9,661	23	18,111	9,930
四日市　〃	29	8,739	4	688	1	583	1	163	1	716	36	10,889	2,511
津　〃	10	850	3	1,009	2	4,139	1	130	1	402	17	6,530	3,886
松阪　〃	29	3,584	10	2,610	7	3,751	3	694	2	341	51	10,980	5,420
伊勢　〃	24	6,660	19	6,243	20	6,733	5	937	3	928	71	21,501	10,914
上野　〃	6	1,277	2	301	3	327	-	-	-	-	11	1,905	708
尾鷲県事務所〃	-	-	4	627	-	-	1	61	-	-	5	688	294
熊野　〃	1	105	3	1,218	-	-	2	890	2	766	8	2,979	1,775
合　計	**109**	**24,946**	**50**	**15,803**	**37**	**16,842**	**15**	**3,178**	**11**	**12,814**	**222**	**73,583**	**35,438**

（注）農協所有の林業関係施設は林業対策、畜産関係施設は畜産対策、開拓農協施設は開拓対策に登載

第四項　激甚被害部落農作業等共同化施設事業

事業の目的

昭和34年8月および9月に発生した台風により、激甚な被害を受けた市町村のうち、農家の大部分の家屋が流失倒壊し、または長期にわたる湛水等の被害を受けたため、農業生産基盤または、生産手段の全部または大半を失い、甚大な被害を受けた、農家の部落について、営農の急速な回復をはかるため、部落再建計画を樹立して、部落全体が共同化によって、再建をはかることが肝要であるので、応急的に必要な営農改善のため、共同施設に対し補助金を交付し、

総合的な共同体制により、農家の急速な再建を強力に推進することとした。

事業の概要

激甚な被害を受けた桑名郡木曽岬村、長島町、多度町、三重郡川越村、桑名市のうち、85部落を指定し、市町村が部落の意見を聞いて、部落再建計画を樹立し、部落の農家が共同体制に

激じん被害部落農作業等共同化施設事業実績書

(1) 事業科目別実績総括表

イ 総 括

区分	事業経費	負担区分				備考	
		国	県	市町村	その他		
	円	円	円	円	円		
農業共同作業、施設設置事業	136,357,000	67,725,000		10,141,000	58,491,000		
共同作業所	32,319,000	16,030,000			16,289,000	55棟	1,1055
共同利用農機具	104,038,000	51,695,000		10,141,000	42,202,000		
自動耕うん機	61,746,000						214
自動脱穀機	5,694,000						126
石油発動機	9,747,000						172
精米機	349,000						10
籾摺機	4,906,000						60
電動機	210,000						10
衡器	152,000						19
通風乾燥機	736,000						10
トラクター	19,616,000						8
動力撒粉機	794,000						14
カッター	88,000						4
鶏共同管理施設設置事業	1,239,000	599,000			640,000		
鶏共同管理所	1,239,000	599,000			640,000	1棟	127,76坪
豚共同管理施設設置事業	6,773,000	2,915,000			3,858,000		
豚共同管理所	6,399,000	2,744,000			3,655,000	8棟	351.3坪
附帯施設	374,000	171,000			203,000		
チョッパー	48,000						3
カッター	50,000						2
いも糠飼料機	126,000						5
電動機	83,000						4
石油発動機	44,000						1
衡器	23,000						3
稚蚕共同飼育施設設置事業	1,774,000	887,000			887,000		
稚蚕共同飼育所	1,406,000	748,000			748,000	1棟	51,75坪
附帯施設	278,000	139,000			139,000	飼育箱、棚	
部落農事総合施設設置事業	1,907,000	878,000			1,029,000		
農事センター	1,050,000	484,000			566,000	1棟	4.4坪
附帯施設	857,000	394,000			463,000		
自動耕耘機	640,000						2
自動脱穀機	44,000						1
石油発動機	82,000						1
籾摺機	91,000						1
計	148050.000	73.004.000		10,141,000	64.905.000		

よって、再建するため応急的に必要な施設として、共同作業所52部落、56棟、共同利用農機具、85部落、鶏共同管理部、1部落、1棟、豚共同管理所、2部落、2農協、8棟、稚蚕、共同飼育所、1農協、1棟、農事センター、1部落、1棟を総事業費149,869千円補助金 74,258千円で計画された、事業が34年度中に完成することが困難なために35年度に事業を繰越して実施し、7月までに大半の事業が完了したが、災害復旧の工事の遅延及び資材、人夫等の調達困難なため事業の完成は9月におよんだ計画に対して事業の実積は共同作業所、51部落、55棟、共同利用農機具、85部落、鶏共同管理所、1部落、1棟、豚共同管理所2部落、2農協、8棟、稚蚕共同飼育所、1農協、1棟、農事センター1棟を総事業費148,050千円補助金73,004千円で設置を見た。

事業の実施に当っては、市町村が直接監督し、適正な施行を行うとともに、県においても経営管理の厳正適正な運用がなされるよう指導した。

ロ　市町村別

（単位　円）

市町村名	事業経費	負担区分			
		国	県	市町村	その他
木曽岬村	40,904,000	20,234,000	-	1,332,000	19,388,000
長島町	58,934,000	29,104,000	-	6,397,000	23,433,000
多度町	8,365,000	4,163,000	-	-	4,202,000
川越村	13,305,000	6,651,000	-	-	6,654,000
桑名市	26,542,000	12,852,000	-	2,412,000	11,278,000
計	**148,050,000**	**73,040,000**	-	**10,141,000**	**64,905,000**

(2) 部落別事業実績

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
木曽岬村上加路戸	共同作業施設								
	共同作業所	上加路戸農家組合	上加路戸	1棟 15坪	28,333強	425,000	212,000		213,000
	共同利用農機具小計					**1,494,000**	**746,000**		**748,000**
	自動耕うん機	〃	〃	5台	275,000	1,375,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	計					**1,919,000**	**958,000**		**961,000**
中加路戸	共同作業施設								
	共同作業所	中加路戸農家組合	中加路戸	1棟 10坪	258,000	258,000	129,000		129,000
	共同利用農機具小計					**991,000**	**495,000**		**496,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	275,000	825,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	48,000	96,000			
	籾摺機	〃	〃	1	70,000	70,000			
	計					**1,249,000**	**624,000**		**625,000**
大新田	共同作業施設								
	共同利用農機具小計					**946,000**	**473,000**		**473,000**
	自動耕うん機	大新田農家組合	大新田	2台	276,500	553,000			
	石油発動機	〃		3	83,000	249,000			
	自動脱穀機	〃		3	48,000	144,000			
	計					**946,000**	**473,000**		**473,000**
外平喜	共同作業施設								
	共同作業所	外平喜農家組合	外平喜	1棟 10坪	25,800	258,000	129,000		129,000
	共同利用農機具小計					**1,011,000**	**505,000**		**506,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	275,000	825,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	48,000	96,000			
	通風乾燥機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	計					**1,269,000**	**634,000**		**635,000**

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設設か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円		円
近江島	共同作業施設								
	共同利用農機具小計					**11,010,000**	**550,000**		**551,000**
	自動耕うん機	近江島農家組合	近江島	4台	275,250	1,101,000			
	計					**1,101,000**	**550,000**		**551,000**
西対海地	共同作業施設								
	共同作業所	西村海地農家組合	西対海地	1棟 15坪	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具小計					**944,000**	**472,000**		**472,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	275,000	825,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	計					**1,373,000**	**686,000**		**687,000**
田代	共同作業施設								
	共同作業所	田代農家組合	田代	1棟 15坪	28,333強	425,000	212,000		213,000
	共同利用農機具小計					**1,389,000**	**633,000**		**756,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	307,000	1,228,000			
	石油発動機	〃	〃	1	74,000	74,000			
	籾摺機	〃	〃	1	79,000	79,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**1,814,000**	**845,000**		**969,000**
脇付	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**849,000**	**424,000**		**425,000**
	自動耕うん機	脇付農家組合	脇付	2台	275,000	550,000			
	石油発動機	〃	〃	3	42,000	121,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	48,000	96,000			
	籾摺機	〃	〃	1	69,000	69,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**849,000**	**424,000**		**425,000**
雁が地	共同作業施設								

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同作業所	雁が地農家組合	雁が地	1棟 15棟	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具 小計					**937,000**	**468,000**		**469,000**
	自動籾摺機	〃		2台	312,000	624,000			
	石油発動機	〃		3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	計					**1,366,000**	**682,000**		**684,000**
福崎	共同作業施設								
	共同作業所	福崎農家組合	福崎	1棟 15坪	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具 小計					**558,000**	**279,000**		**279,000**
	自動耕耘機	〃	〃	2台	275,000	550,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**987,000**	**493,000**		**494,000**
豊崎川先	共同作業施設								
	共同作業所	豊崎川先農家組合	豊崎川先	2棟 26.2坪	29,351強	769,000	384,000		385,000
	共同利用農機具 小計					**1,476,000**	**738,000**		**738,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	286,250	1,145,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	1	45,000	45,000			
	籾摺機	〃	〃	2	61,000	122,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**2,245,000**	**1122,000**		**1123,000**
上見入 下見入	共同作業施設								
	共同作業所	上見人下見入農家組合	上見入 下見入	2棟 26.2坪	29,351強	769,000	376,000		393,000
	共同利用農機具 小計					**1,553,000**	**744,000**		**809,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	320,000	960,000			
	石油発動機	〃	〃	5	50,200	260,000			
	自動脱穀機	〃	〃	3	45,000	135,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	籾摺機	〃	〃	2	81,000	162,000			
	精米機	〃	〃	1	36,000	36,000			
	計					**2,322,000**	**1120,000**		**1202,000**
東見入	農事総会施設								
	農事センター	東見入農家組合	東見入	1棟 44坪	23,864弱	1,050,000	484,000		566,000
	附帯施設小計					**857,000**	**394,000**		**463,000**
	自動耕うん機	東見入農家組合	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	1	82,000	82,000			
	自動脱穀機	〃	〃	1	44,000	44,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**1,907,000**	**878,000**		**1029,000**
	鶏共同管理施設								
	鶏共同管理所			1棟 127.7坪	9,702強	1,239,000	599,000		640,000
	小計					**1,239,000**	**599,000**		**640,000**
	計					**3,146,000**	**1477,000**		**1669,000**
上和泉	共同作業施設								
	共業作業所	上和泉農家組合	上和泉	1棟 15坪	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具 小計					**1,130,000**	**565,000**		**565,000**
	自動耕うん機			4台	282,500	1,130,000			
	計					**1,559,000**	**779,000**		**780,000**
下和泉	共同作業施設								
	共同作業所	下和泉農家組合	下和泉	1棟 15坪	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具 小計					**1,258,000**	**622,000**		**636,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	275,250	1,101,000			
	石油発動機	〃	〃	1	85,000	85,000			
	籾摺機	〃	〃	1	72,000	72,000			
	計					**1,687,000**	**836,000**		**851,000**
富田子	共同作業施設								

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同作業所	富田子農家組合	富田子	1棟 15坪	289,333強	434,000	217,000		217,000
	共同利用農機具 小計					**1,496,000**	**748,000**		**748,000**
	自動耕うん機	〃	〃	5台	270,200	1,351,000			
	石油発動機	〃	〃	1	72,000	72,000			
	籾摺機	〃	〃	1	73,000	73,000			
	計					**1,930,000**	**965,000**		**965,000**
中和泉	共同作業施設								
	共同作業所	中和泉農家組合	中和泉	1棟 15坪	29,600	444,000	221,000		223,000
	共同利用農機具 小計								
	自動耕うん機	中和泉農家組合	中和泉	3台	275,000	**1,013,000**	**506,000**		**507,000**
	石油発動機	〃		1	72,000	825,000			
	籾摺機	〃		1	69,000	72,000			
	精米機	〃		1	27,000	69,000			
	電動機	〃		1	12,000	27,000			
	衡器	〃		1	8,000	12,000			
	計					8,000			
小泉	共同作業施設					**1,457,000**	**727,000**		**730,000**
	共同作業所	小泉農家組合	小泉	1棟 15坪	29,133強				
	共同利用農機具 小計					437,000	218,000		219,000
	自動耕うん機	〃	〃	4台	275,000	**1,474,000**	**737,000**		**737,000**
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	1,100,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	156,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	90,000			
	精米機	〃	〃	1	37,000	67,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	37,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	16,000			
	計					8,000			
小林	共同作業施設					**1,911,000**	**955,000**		**956,000**

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同作業所	小林農家組合	小林	1棟 30坪	28,933強	866,000	434,000		434,000
	共同利用農機具 小計					**773,000**	**386,000**		**387,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,641,000**	**820,000**		**821,000**
松永白鷺	共同作業施設								
	共同作業所	松永白鷺農家組合	松永白鷺	2棟 26.2坪	27,557	722,000	360,000		362,000
	共同利用農機具 小計					**1,672,000**	**836,000**		**836,000**
	自動耕うん機	〃	〃	6台	220,000	1,320,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	1	45,000	45,000			
	籾摺機	〃	〃	2	61,000	122,000			
	精米機	〃	〃	1	29,000	29,000			
	計					**2,394,000**	**1196,000**		**1198,000**
源緑	共同作業施設								
	共同作業所	源緑農家組合	源緑	1棟 15坪	28,600	429,000	214,000		215,000
	共同利用農機具 小計					**1,567,000**	**783,000**		**784,000**
	自動耕うん機	〃	〃	5台	275,000	1,375,000			
	自動脱穀機	〃	〃	3	44,000	132,000			
	籾摺機	〃	〃	1	60,000	60,000			
	計					**1,996,000**	**997,000**		**999,000**
上藤里 下藤里	共同作業施設								
	共同作業所	上藤里 下藤里 農家組合	上藤里 下藤里	2棟 26.2坪	26,870強	704,000	352,000		352,000
	共同利用農機具 小計					**2,375,000**	**1187,000**		**1188,000**
	自動耕うん機	〃	〃	7台	270,000	1,540,000			
	石油発動機	〃	〃	7	60,571強	424,000			
	自動脱穀機	〃	〃	5	45,000	225,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	籾摺機	〃	〃	2台	85,000	170,000			
	衡器	〃	〃	2	8,000	16,000			
	計					**3,079,000**	**1,539,000**		**1,540,000**
木曽岬村全部落	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**2,664,000**	**1,332,000**	**1,332,000**	
	トラクター	木曽岬村	木曽岬村	1台	2,440,000	2,432,000			
	動力撒粉機	〃	〃	4	58,000	232,000			
	計					**2,664,000**	**1,332,000**	**1,332,000**	**19,338,000**
木曽岬村計									
長島町松蔭東	共同作業施設					**40,904,000**	**20234,000**	**1332,000**	
	共同作業所	松蔭東農家組合	松蔭東	1棟 36.6坪	23,300強	853,000	426,000		427,000
	共同利用農機具 小計					**2,002,000**	**1001,000**		**1,001,000**
	自動耕うん機	〃	〃	5台	335,400	1,677,000			
	石油発動機	〃	〃	2	57,000	114,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	46,000	92,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	16,000			
	精米機	〃	〃	1	36,000	36,000			
	計					**2,855,000**	**1427,000**		**1,428,000**
松蔭中	共同作業施設								
	共同作業所	松蔭中農家組合	松蔭中	1棟 30.5坪	33,016強	1,000,000	500,000		500,000
	共同利用農機具 小計					**1,712,000**	**854,000**		**858,000**
	自動耕うん機	〃	〃	5台	298,000	1,490,000			
	石油発動機	〃	〃	1	72,000	72,000			
	自動籾摺機	〃	〃	1	89,000	89,000			
	精米機	〃	〃	1	37,000	37,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	16,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	計					**2,712,000**	**1,354,000**		**1,358,000**
松蔭西下	共同作業施設								
	共同作業所	松蔭西下農家組合	松蔭西下	1棟 30.5坪	30,852強	1,124,000	541,000		583,000
	共同利用農機具 小計					**1,558,000**	**703,000**		**855,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	298,000	1,192,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	精米機	〃	〃	1	37,000	37,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	16,000			
	計					**2,682,000**	**1244,000**		**438,000**
松蔭西上	共同作業施設								
	共同作業所	松蔭西上農家組合	松蔭西上	1棟 12.5坪	50,400	620,000	310,000		310,000
	共同利用農機具 小計					**1,070,000**	**535,000**		**535,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	298,000	894,000			
	石油発動機	〃	〃	1	59,000	59,000			
	自動脱穀機	〃	〃	1	43,000	43,000			
	籾穀機	〃	〃	1	66,000	66,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**1,690,000**	**845,000**		**845,000**
白鶏	共同作業施設								
	共同作業所	白鶏農家組合	白鶏	1棟 48坪	23,688弱	1,137,000	565,000		569,000
	共同利用農機具 小計					**813,000**	**406,000**		**407,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	1	82,000	82,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**1,950,000**	**974,000**		**976,000**
横満蔵	共同作業施設								

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
	共同作業所	横満蔵農家組合	横満蔵	1棟 30.5坪	円 23,213	円 708,000	円 354,000	円	円 354,000
	共同利用農機具 小計					**1,127,000**	**563,000**		**564,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	320,000	960,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	精米機	〃	〃	1	37,000	37,000			
	電動機	〃	〃	2	19,500	39,000			
	計					**1,835,000**	**917,000**		**918,000**
福都	共同作業施設								
	共同作業所	福都農家組合	福都	1棟 15坪	29,533強	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**1,023,000**	**511,000**		**512,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	3	62,000	186,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	衡器	〃	〃	2	8,000	16,000			
	計					**1,466,000**	**732,000**		**734,000**
長地	共同作業施設								
	共同作業所	長地農家組合	長地	1棟 15坪	29,533強	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**1,202,000**	**601,000**		**610,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	320,000	960,000			
	石油発動機	〃	〃	1	82,000	82,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	精米機	〃	〃	1	37,000	37,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	16,000			
	衡器	〃	〃	2	8,000	16,000			
	計					**1,645,000**	**822,000**		**823,000**
東福豊 西福豊	共同作業施設								
	共同作業所	東福豊 西福豊 農家組合	東福豊 西福豊	1棟 15坪	32,667弱	490,000	245,000		245,000

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計					**1,837,000**	**918,000**		**919,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	320,000	1,280,000			
	石油発電機	〃	〃	5	52,000	260,000			
	自動脱穀機	〃	〃	3	45,000	135,000			
	籾摺機	〃	〃	2	81,000	162,000			
	計					**2,327,000**	**1163,000**		**1164,000**
赤地	**共同作業施設**								
	共同利用農機具 小計					**960,000**	**480,000**		**480,000**
	自動脱穀機	赤地農家組合	赤地	3台	320,000	960,000			
	計					**960,000**	**480,000**		**480,000**
葭ケ須	共同作業施設								
	共同作業所	葭ケ須農家組合	葭ケ須	1棟 15坪	29,533強	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**1,647,000**	**823,000**		**824,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	320,000	1,280,000			
	石油発動機	〃	〃	3	62,000	186,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**2,090,000**	**1044,000**		**1046,000**
鎌ケ地	共同作業施設								
	共同作業所	鎌ケ地農家組合	鎌ケ地	1棟 10坪	25,600	256,000	128,000		128,000
	共同利用農機具 小計					**977,000**	**488,000**		**489,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	3	55,333強	166,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,233,000**	**616,000**		**617,000**
又木源部出口	共同作業施設								
	共同作業所	又木源部出口農家組合	又木源部出口	1棟 15坪	29,533	443,000	221,000		222,000

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計					**773,000**	**386,000**		**387,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,216,000**	**607,000**		**609,000**
殿名	共同作業施設								
	共同作業所	殿名農家組合	殿名	1棟1 5坪	29,523	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**1,062,000**	**531,000**		**531,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	245,000	735,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,505,000**	**752,000**		**753,000**
東殿名	共同作業施設								
	共同作業所	東殿名農家組合	東殿名	1棟 15坪	29,523	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**1,093,000**	**546,000**		**547,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	320,000	960,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,536,000**	**767,000**		**769,000**
	共同作業施設								
押付	**共同利用農機具 小計**					**781,000**	**390,000**		**391,000**
	自動耕うん機	押付農家組合	押付		320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	2台	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	小計					**781,000**	**390,000**		**391,000**
	豚共同管理施設								

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	豚管理所	〃	〃	2棟 55.3坪	16,293強	901,000	441,000		460,000
	附帯施設小計					**75,000**	**37,000**		**38,000**
	カッター	〃	〃	1台	25,000	25,000			
	電動機	〃	〃	1	23,000	23,000			
	藷糠飼料機	〃	〃	1	27,000	27,000			
	小計					**976,000**	**478,000**		**498,000**
	計					**1,757,000**	**868,000**		**889,000**
中川	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**960,000**	**480,000**		**480,000**
	自動耕うん機	中川農家組合	中川	3台	320,000	960,000			
	計					**960,000**	**480,000**		**480,000**
平方	共同作業施設								
	共同作業所	平方農家組合	平方	1棟 30.6坪	30,784	942,000	466,000		476,000
	共同利用農機具 小計					**635,000**	**317,000**		**318,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	275,000	550,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	67,000			
	電動機	〃	〃	1	18,000	18,000			
	計					**1,577,000**	**783,000**		**794,000**
大島駒江	共同作業施設								
	共同作業所	大島駒江農家組合	大島駒江	1棟 15坪	29,533強	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**877,000**	**438,000**		**439,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	275,000	550,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,320,000**	**659,000**		**661,000**
築戸	共同作業施設								
	共同作業所	築戸農家組合	築戸	1棟 15坪	34,667弱	520,000	260,000		260,000

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計					**394,000**	**197,000**		**197,000**
	自動耕うん機	〃	〃	1台	275,000	275,000			
	石油発動機	〃	〃	1	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	67,000	**67,000**			
	計					**914,000**	**457,000**		**457,000**
小島	稚蚕共同施設								
	稚蚕共同飼育所	小島農家組合	小島	1棟 51坪	34,804強	1,496,000	748,000		748,000
	附帯施設			飼育箱棚		278,000	139,000		139,000
	計					**1,774,000**	**887,000**		**887,000**
南松島 松ケ島	共同作業施設								
	共同作業所	南松島 松ケ島 農家組合	南松島 松ケ島	1棟 12.5坪	20,800	251,000	125,000		126,000
	共同利用農機具 小計					**1,212,000**	**606,000**		**606,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	295,000	885,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,463,000**	**731,000**		**732,000**
協和	共同作業施設								
	共同作業所	協和農家組合	協和	1棟 15坪	35,933強	539,000	269,000		270,000
	共同利用農機具 小計					**1,019,000**	**509,000**		**510,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	275,000	825,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	104,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	計			1		**1,558,000**	**778,000**		**780,000**
間々	共同作業施設								
	共同作業所	間々農家組合	間々	1棟 15坪	29 533強	443,000	221,000		222,000
	共同利用農機具 小計					**773,000**	**386,000**		**387,000**
	自動脱穀機	〃	〃	2台	320,000	640,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	石油発動機	〃	〃	1台	52,000	52,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	計					**1,216,000**	**607,000**		**609,000**
高座	共同作業施設								
	共同作業所	高座農家組合	高座	1棟 37坪	21,351強	790,000	366,000		424,000
	共同利用農機具 小計					**825,000**	**330,000**		**495,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	275,000	825,000			
	計					**1,615,000**	**696,000**		**919,000**
松ノ木	共同作業施設								
	共同作業所	松ノ木農家組合	松ノ木	1棟 15坪	32,533強	488,000	244,000		244,000
	共同利用農機具 小計					**423,000**	**211,000**		**212,000**
	自動耕うん機	〃	〃	1台	220,000	220,000			
	籾摺機	〃	〃	1	81,000	81,000			
	通風乾燥機	〃	〃	2	53,000	106,000			
	電動機	〃	〃	1	16,000	16,000			
	計					**911,000**	**455,000**		**456,000**
新所	共同作業施設								
	共同作業所	新所農家組合	新所	1棟 12坪	36,833強	442,000	218,000		224,000
	共同利用農機具 小計					**8,000**	**4,000**		**4,000**
	衡器	〃	〃	1台	8,000	8,000			
	計					**450,000**	**222,000**		**228,000**
上坂手	共同作業施設								
	共同作業所	上坂手農家組合	上坂手	1棟 20坪	37,650	753,000	376,000		377,000
	計					**753,000**	**376,000**		**377,000**
長島町全部落	豚管理施設								
	豚管理所	長島農協	長島町	1棟 11.9坪	18,008強	2,143,000	965,000		1178,000
	附帯施設					**55,000**	27,000		28,000
	チョツパ	〃	〃	1台	15,000	15,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	蒲鉾飼料機	〃	〃	1台	23,000	23,000			
	電動機	〃	〃	1	17,000	17,000			
	小計					**2,198,000**	**992,000**		**1,206,000**
	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**12,766,000**	**6'369,000**	**6,397,000**	
	トラクター	長島町	〃	5台	2,472,000	12,360,000			
	動力撒粉機	〃	〃	7	58,000	406,000			
	小計					**12,766,000**	**6,369,000**	**6,397,000**	
	計					**14.964.000**	**7.361.000**	**6,397,000**	**1,206,000**
長島町計						**58,934.000**	**29,104,000**	**6,397,000**	**23,433,000**
多度町七取一円	豚共同管理施設								
	豚管理所	七取農協	西福永 東福永	2棟 71.1坪	21,463弱	1,526,000	745,000		
	附帯施設小計					**161.000**	**80,000**		781,000
	石油発動機	〃		1台	44,000	44,000			**81,000**
	衡器	〃		2	7,500	15,000			
	電動機	〃		1	20,000	20,000			
	チョツパー	〃		2	16,500	33,000			
	蒲鉾飼料機	〃		2	2,4500	49,000			
	計					**1,687,000**	**825,000**		**862.000**
上之郷	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**1,679,000**	**839,000**		**840,000**
	自動耕うん機	上之郡農家組合	上之郷	4台	275,000	1,100,000			
	石油発動機	〃	〃	5	58,000	290,000			
	自動脱穀機	〃	〃	4	45,250	181,000			
	籾摺機	〃	〃	1	108,000	108,000			
	計					**1,679,000**	**839,000**		**840,000**
平賀	共同作業施設								
	共同作業所	平賀農家組合	平賀	1棟 10坪	23,000	230,000	**115,000**		115,000

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計					**934,000**	**467,000**		**467,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	275,000	550,000			
	石油発動機	〃	〃	3	62,000	186,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	108,000	108,000			
	計					**1,164,000**	**582,000**		**582,000**
西福永	共同作業施設								
	共同作業所	西福永農家組合	西福永	1棟 10坪	34,300	343,000	171,000		172,000
	共同利用農機具 小計					**1,756,000**	**878,000**		**878,000**
	自動耕うん機	〃	〃	4台	270,000	1,080,000			
	石油発動機	〃	〃	6	57,000	342,000			
	自動脱穀機	〃	〃	5	45,200	226,000			
	籾摺機	〃	〃	1	108,000	108,000			
	計					**2,099,000**	**1,049,000**		**1050,000**
東福永古敷	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**1,730,000**	**868,000**		**868,000**
	自動耕うん機	東福永古敷農家組合	東福永古敷	4台	275,000	1,100,000			
	石油発動機	〃	〃	6	52,000	312,000			
	自動脱穀機	〃	〃	5	45,200	226,000			
	籾摺機	〃	〃	1	98,000	98,000			
	計					**1,736,000**	**868,000**		**868,000**
多度町合計						**8,365,000**	**4,163,000**		
川越村当新田	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**860,000**	**4,30,000**		**4202,000**
	自動耕うん機	当新田農家組合	当新田	3台	286.667弱	860,000			
	計					**860,000**	**430,000**		**430,000**
北福寺	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**810,000**	**405,000**		**405,000**

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	自動耕うん機	北福崎農家組合	北福崎	3台	270,000	810,000			
	計					**810,000**	**405,000**		**405,000**
亀須	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**888,000**	**444,000**		**444,000**
	自動耕うん機	亀須農家組合	亀須	1台	305,000	300,000			
	石油脱穀機	〃	〃	6	52,000	312,000			
	自動脱穀機	〃	〃	6	45,167弱	271,000			
	計					**888,000**	**444,000**		**444,000**
亀崎	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**1,346,000**	**673,000**		**673,000**
	自動耕うん機	亀崎農家組合	亀崎	2台	295,000	590,000			
	石油発動機	〃	〃	7	56,286弱	394,000			
	自動脱穀機	〃	〃	6	45,167	271,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**1,346,000**	**673,000**		**673,000**
上吉	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**672,000**	**336,000**		**336,000**
	自動耕うん機	上吉農家組合	上吉	1台	320,000	320,000			
	石油発動機	〃	〃	3	62,000	186,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	37,500	75,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**672,000**	**336,000**		**336,000**
南福崎	共同作業施設								
	共同作業所	南福崎農家組合	南福崎	1棟 30坪	34,433強	1,033,000	516,000		517,000
	共同利用農機具 小計					**5,170,000**	**2,585,000**		**2585,000**
	自動耕うん機	〃	〃	6台	320,000	1,920,000			
	石油発動機	〃	〃	23	55,913強	1,286,000			
	自動脱穀機	〃	〃	20	40,300	906,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	籾摺機	〃	〃	3	91,333強	274,000			
	通風乾燥機	〃	〃	6	90,000	540,000			
	動力撰粉機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	カッター	〃	〃	4	22,000	88,000			
	計					6,203,000	3101,000		3,102,000
豊田一色	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					813,000	406,000		407,000
	自動耕うん機	豊田が色農家組合	豊田一色	2台	32,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	1	82,000	82,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					813,000	406,000		407,000
高松	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					1,713,000	856,000		857,000
	自動耕うん機	高松農家組合	高松	4台	282,500	1,130,000			
	石油発電機	〃	〃	6	52,000	312,000			
	自動脱穀機	〃	〃	6	45,167	271,000			
	計					1,713,000	856,000		857,000
川越村計						13,305,000	6,651,000		6,654,000
桑名市江場連見町	共同作業施設								
	共同作業所	江場蓮見町農家組合	江場蓮見町	1棟 46坪	弱28,739強	1,322,000	658,100		664,000
	共同利用農機具 小計					1,647,000	823,000		824,000
	自動耕うん機	〃	〃	4台	320,000	1,280,000			
	石油発動機	〃	〃	3	62,000	186,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	籾摺機	〃	〃	1	61,000	91,000			
	計					2,969,000	1,481,000		1,488,000
福地	共同作業施設								
	共同作業所	福地農家組合	福地	1棟 46坪	30,130強	1,386,000	657,000		729,000

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計					**744,000**	**368,000**		**376,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	275,000	550,000			
	石油発動機	〃	〃	2	52,000	104,000			
	自動脱穀機	〃	〃	2	45,000	90,000			
	計					**2,130,000**	1025,000		**1,105,000**
福江萱町	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**778,000**	**383,000**		**395,000**
	自動耕うん機	福江萱町農家組合	福江萱町	2台	270,000	540,000			
	石油発動機	〃	〃	2	57,500	115,000			
	自動脱穀機	〃	〃	1	45,000	45,000			
	籾摺機	〃	〃	1	78,000	78,000			
	豚共同管理施設	〃	〃						
	豚共同管理所	〃	〃	3棟 105.9坪	17,271強	1,829,000	593,000		1,236,000
	附帯施設小計					**83,000**	**27,000**		**56,000**
	藷粳飼料機	〃	〃	1台	27,000	27,000			
	電動機	〃	〃	1	23,000	23,000			
	カッター	〃	〃	1	25,000	25,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	小計					**1,912,000**	**620,000**		**1,292,000**
	計					**2,690,000**	**1,003,000**		**1,687,000**
大貝須	共同管理施設								
	共同作業所	大貝須農家組合	大貝須	1棟 46棟	28,457弱	1,309,000	654,000		655,000
	共同利用農機具 小計					**931,000**	**465,000**		**466,000**
	自動耕うん機	〃	〃	2台	320,000	640,000			
	石油発動機	〃	〃	3	52,000	156,000			
	自動脱穀機	〃	〃	3	45,000	135,000			
	計					**2,240,000**	**1,119,000**		**1,121,000**
小貝須浜	共同作業施設								

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	共同利用農機具 小計				320,000	**1,451,000**	**725,000**		**726,000**
	自動耕うん機	小貝須浜農家組合	小貝須浜	4台	82,000	1,280,000			
	石油発動機	〃	〃	1	89,000	82,000			
小貝須本村	籾摺機	〃	〃	1		89,000			
	計					**1,451,000**	**725,000**		**726,000**
	共同作業施設								
	共同作業所	小貝須本村農家組合	小貝須本村	1棟 46坪	29,326強	1,349,000	668,600		681,000
	共同利用農機具 小計					**1,030,000**	**515,000**		**515,000**
	自動耕うん機	〃	〃	3台	270,000	810,000			
	籾摺機	〃	〃	1	131,000	131,000			
	精米機	〃	〃	1	36,000	36,000			
	電動機	〃	〃	2	22,500	45,000			
	衡器	〃	〃	1	8,000	8,000			
	計					**2,379,000**	**1183,000**		**1196,000**
地蔵	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					**1,387,000**	**687,000**		**700,000**
	自動耕うん機	地蔵農家組合	地蔵	3	275,000	825,000			
	石油発動機	〃	〃	5	58,000	290,000			
	自動脱穀機	〃	〃	4	45,250	181,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					**1,387,000**	**687,000**		**700,000**
東野伊賀町	共同作業施設								
	共同作業所	東野伊賀町農家組合	東野伊賀町	1棟 15坪	32,333強	485,000	242,000		243,000
	共同利用農機具 小計					**748,200**	**374,000**		**374,000**
	自動耕うん機	〃	〃	1台	270,000	270,000			
	石油発動機	〃	〃	4	599500	238,000			
	自動脱穀機	〃	〃	3	45,000	135,000			
	籾摺機	〃	〃	1	89,000	89,000			

町村及び部落名	事業種目	事業主体	設置か所	事業量	単価	事業費	負担区分		
							県	市町村	その他
					円	円	円	円	円
	衡器	〃	〃	2	8,000	16,000			
	計					1,233,000	616,000		617,000
立田大平福岡	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					2,788,000	1,378,000		1,410,000
	自動耕うん機	城南干拓農協	立田	7台	275,000	1,925,000			
	石油発動機	〃	〃	8	56,850	455,000			
	自動脱穀機	〃	〃	7	45,286弱	317,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,100	91,000			
	計					2,788,000	1,378,000		1,410,000
小泉	共同作業施設								
	共同作業所	小泉農家組合	小泉	1棟 46坪	28,652強	1,318,000	657,000		661,000
	計					1,318,000	657,000		661,000
和泉	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					1,133,000	566,000		567,000
	自動脱穀機	和泉農家組合	和泉	3台	320,000	960,000			
	石油発動機	〃	〃	1	81,000	82,000			
	籾摺機	〃	〃	1	91,000	91,000			
	計					1,133,000	566,000		567,000
桑名城南地区一円	共同作業施設								
	共同利用農機具 小計					4,824,000	2,412,000	2,412,000	
	トラクター	桑名市	桑名市	2台	2,412,000	4,824,000			
	計					4,824,000	2,412,000	2,412,000	
桑名市計						26,542,000	12,852,000	2,412,000	11,278,000

第五項　自作農維持創設資金

昭和34年９月発生の異常災害に対して、被災農家の経済維持および経営再建資金として、自作農維持創設資金融通法の趣旨にもとづき、これら農家に対して、その農作物被害による減収の補塡および住宅、農業施設の復旧資金として融通した。

なお、今回の資金融通については、その貸付適格認定の基準および資金貸付実行の条件について特別の考慮がなされた。

(1)　貸付適格認定基準については、中庸規模以下農家（13アールを上限とする）を原則とするのを緩和して取扱い、中庸規模以上農家についても融通し、また、下限経営規模農家（一応５ヘクタール）以下についても具体的実情に従い弾力的に運用した。

(2)　住宅および農業施設復旧資金については、他の制度金融の困難な農家に対して、本資金の貸付を行った。

(3)　資金貸付実行条件となる保証人については、原則として借入者と同一市町村内に居住する農業者とされているが、これを県内の農業者とした。

(4)　同担保について、災害により抵当権設定の登記が容易に行い難いことが予想されるので、登記完了前に貸付実行をするとともに、必ず抵当権設定契約書と念書を徴し、後日登記が可能となったときは、速かに抵当権を設定することにより貸付実行をなした。

(5)　借入申込者の農地の埋没したものは、当該市町村長の復旧見込証明書により、固定資産評価は被害前評価により取扱った。

以上の特別取扱いにより総額2,626件406,540千円の災害融資をおこなった。その市町村別内訳は次の通り

市町村名	件数	貸付資金額	市町村名	件数	貸付資金額
		千円			千円
桑名市	310	61,180	二見町	32	4,460
木曽岬村	305	58,880	南勢町	65	8,400
長島町	548	101,680	南島町	85	13,050
北勢町	1	170	紀勢町	21	2,570
四日市市	15	2,360	御薗村	9	1,370
菰野町	15	1,700	度会村	5	750
楠町	14	2,200	大内山村	12	2,020
川越村	65	10,950	鳥羽市	42	4,200
安濃村	13	1,830	浜島町	83	10,890
豊里村	1	200	大王町	28	2,940
美里村	1	100	志摩町	9	1,310
鈴鹿市	19	2,270	阿児町	12	1,800
久居町	71	9,160	磯部町	73	8,650
香良洲町	8	730	上野市	41	3,910
白山町	4	600	名張市	75	10,750
一志町	6	630	伊賀町	1	200
嬉野町	39	3,600	阿山村	1	200
美杉村	73	5,270	青山町	1	100
三雲村	19	1,820	熊野市	91	14,950
松阪市	116	11,750	御浜町	49	6,140
飯南町	3	300	紀宝町	38	4,560
多気町	19	2,210	紀和町	2	180
明和町	34	3,250	鵜殿村	1	100
勢和村	6	1,040			
宮川村	2	310			
尾鷲市	3	320	合計	2,626	406,540
海山町	13	1,550			
長島町	35	4,870			
伊勢市	99	8,950			
玉城町	23	3,160			

第六項　農業改良資金

農業改良資金借受者のうち被害状況の大きい者にあっては、その貸付条件を緩和する措置を行った。すなわち農業改良資金助成法第10条、三重県農業改良資金貸付規程第9条の規定による技術導入資金の支払猶予、三重県農業改良資金債務保証規程第13条の規定による施設資金の保証契約変更を決定した。一方貸付については台風後の農家経営の安定のため水稲早期栽培、園芸ビニール栽培が急速に普及されたが、この資金需要については当初計画枠を変更拡大し資金需要に応じた、水稲早期栽培では、9,901,046円、園芸ビニール栽培では、8,426,400円を貸付決定した。

支払猶予の状況　　(受益者 647名)

決定件数	貸付残高	当初の約定償還額			支払猶予後の約定償還額			
		34	35	36	34	35	36	37
	円	円	円	円	円	円	円	円
43	11,187,382	6,511,049	3,750,701	925,632	314,633	6,520,916	3,426,201	925,632

施設資金の保証契約変更

決定件数	貸付残高	当初の約定償還額									変更後の約定償還額							
		34	35	36	37	38	39	40	41	42	35	36	37	38	39	40	41	42
	千円	千円																
6	1,044	206	206	206	206	140	20	20	20	20	266	259	259	172	22	22	22	22

第七項 農業共済対策

1．共済金の支払いについて

(イ) 仮　渡

被災地における水稲を始め家畜、建物の共済金の仮渡しについては、早期に支払うよう連合会を指導し、水稲保険金は、収穫皆無地を対象として10月20日に第1次を（木曽岬村、長島町）10月28日より桑名市外347町村に第2次の支払を行った。家畜に対しては、行方不明、溺死等の事故確認をまって10月20日、11月2日の2回に分ち木曽岬村ほか9か町村に支払った。建物共済における損害評価は水没等の関係もあって予想以上に日時を要し、早急に決定が出来なかったことおよび支払財源の見透しが困難であったこと等から差し当り流失農家に1戸当り10,000円の仮払を行ったのであるが、11月20日損害評価額の決定をまって連合会の手持資金、積立金を充当し一部内払を行った。

(ロ) 決　定

1．水稲の損害評価高のとりまとめは、12月5日までに組合評価高を12月25日までに連合会評価高31,868トンを決定、同日農林省に報告した。農林省は農林統計調査部の資料を基礎として、35.4.15日共済減水量26,085トン（共済金641,486千円）を認定連合会は保険金支払不足金3,500万円の借入を行い5月9日支払を行った。組合から農家えの支払は6月末完了した。

2．建物共済金の支払資金については、再保険措置がないため、不足金は全額借入金に依存せざるを得なかった。この実情に処するため政府においては、臨時国会で「農業共済基金の業務に関する特例法」を議決、農業共済基金より借入を受ける道を開いた。そのため連合会は農業共済基金との間に13,289万円の借入契約を結び、これに対し県は25%の損失補償を行い、2月3日基金より借入金13,289万円と自己資金23,065,524円を合せ共済金155,955,524円の支払について万遺憾なきを期した。

2．事業運営の指導について

(イ) 水稲の評価高のとりまとめ

連合会（出張所）が組合別の当初評価高について均衡調整（反当修正量の決定）を図るに当っては、損害評価員の意見を求め、決定したが出張所が調整案を作成する事前においては、関係農業事務所と緊密な連繋を保ちその指導を受けて決定せしめた。更に本部段階においては統計調査事務所との調整、各評価区域間（出張所単位）の均衡に関しては、特に、意を用い評価会の運営指導に当った。

なお、第1回の統計、県、連合会の検討会の結果について連合会は出張所をして管内の組合が当初評価高を決定するに必要な資料として指示せしめ、適正な評価高のとりまとめに努めた。

(ロ) 建物共済の加入推進

建物共済の支払資金の借入額は1,289万円の巨額に達し今後これが償還については極めて困難が予想される。これが償還に必要な財源は、保険料に俟たなければならない。保険料は共済金額に保険料率を乗じて得られる額で借入金を均等に償還すると仮定して、元利の返済に充当するための、加入共済金額は少くとも現在の3倍以上に増額せなければならない。

このことは現段階において農業共済団体が打って一丸となって対処しない限り至難な事項である。要すれば共済団体は、事務執行体制及び役職員の責任体制を確立し、事業の計画的な実施を図り強力に推進する以外に解決の途はない。

特に、連合会における綿密な事業推進計画が基本となるので、県は細部に亘る指導を行うとともに、財政の許す範囲において一部利子補給を考慮するほか、事業の推進に格段の協力を致したい。

更に、連合会の35年度事業計画の樹立に当っては、建物共済に限らず事業財務に至るまで綜合的に再検討を行い健全なる運営に積極的な指導を行う考えである。

(ハ) 完全引受と共済金額の撰択

今次の台風により部分的ではあるが引受洩れが表面化した。

農業共済における引受は、事業の出発点であり農災法の定めるところにより完全引受（農作物蚕繭）について強力な指導がなされた。

引受成績の良否は、組合財政に大きく影響し、強制加入の立前から組合員間に不公平を招くこととなり、更に、基準反収、決定の正否、被害率（掛金率）等に関連をもつほか、連合会の保険収支、共済減収量の認定に不均衡を生ずることとなる。又共済金額の撰択如何は補償に関係をもつものであって、事業計画の設定に当り、県は、趣旨の徹底を図った次第である。

以上の観点から今後においては強制加入の農作物、蚕繭共済の引受洩れの絶無は勿論のこと義務加入の家畜任意共済の建物に至るまで事業の経済性を拡大し、農業に対する総合補償としての役割を果す農業共済に発展するよう努める。

第八項 営農普及対策

◎ 共通事項

1．部落別農業改良復興計画樹立事業

農業（生活）改良普及事業推進方策として、昭和34年度から各農業改良普及所は、地区内全部落について部落別農業改良普及計画を樹立し、具体的活動を推進してきたが、今回の台風禍により計画修正再出発をせなければならない部落が続出した。

この際、被害激甚部落については新しい構想のもとに、被害程度を検討の上、部落共同経営、

部落共同作業、部分的共同経営、または、共同作業等の基本方向にもとずく農業改良普及計画を樹立推進することが緊急の要務となった。

依って、各普及所に昭和34年11月中旬から本課専門技術員、農試技術員を計画的に派遣し被害じん大地区から順次、農業改良復興計画を昭和35年３月を目途として樹立した。

なお、地元における復興上の諸計画との調整は勿論のこと、必要な措置について関係諸機関と連絡する。

また、前途の基本方向実現のモデルとして、災害激じん地の５部を選定し、農業共同化のモデル施設を設置した。

部落農業改良復興計画樹立に際しては、次の項目を充分検討した。

記

1．土壌診断による土性、土質の確認

2．農業資本とくに農業資材の整備ならびに活用状況の確認

3．農業労働力の確認

4．生活改善計画の確認

2．土壌診断事業

被災地域は程度の差はあるとしても、塩水の浸入、土砂の流入または耕土の流亡等による土壌の攪らんがある。

これらの耕土については普及所において、塩素濃度の検定、土壌成分の分析、その他理化学的性質の調査診断を応急的に実施し、改善事業実施の基礎資料を整備する。

土壌成分の詳細な分析等で普及所の装備で不充分のものは農業試験場の施設をもって協力した。

この事業は応急的には、昭和34年末までに実施し、事後は作物栽培の経過とも、にらみ合せて、必要の都度実施した。（塩素濃度の検定結果についてとった処置は、別項除塩対策のところを参照のこと）

3．生活改善対策

1　住居の位置および構造について

災害回避の観点から地形の状況等を考慮した安全度の高い復興の指導

2　浸水家屋について

押入れの整備、台所改善等が衣類や家具の流失汚損を最小限に止めた事例が多いので、これらの事例を活用して住宅改善の指導を強化した。

3　主婦の生活技術の向上が災害時に保存食の作成、作業衣の防水等復興作業に大きな役割を果している実状に鑑み、これらの各種事例をもとにして、農家主婦の生活技術の向上を推進した。

4　災害復興作業

現金収入のため男子の出稼が多く、農家主婦に農作業の負担が多くなりつつあるので主婦に対する農業技術の研修を行った。

5　共同作業、共同炊事、共同保育所等の開設を啓蒙し指導した。

○　米、救援物資、汚染家具、衣料等の利用厚生の指導

◎ 地域別事項

北勢地区

一、塩害対策事業

海水浸入耕地の塩素濃度検定を行う、除塩事業並びに作物作付計画指導上の資料を得るため次の対象地区を管理し、次の計画で派遣実施する。事業の実施に当っては、本課専門技術員並びに農試職員が指導に当る。

検定は各地区内部落毎に排水直後、除塩中期、後期の3回、合計約2,000点を目標とした。

地区名	実施部落	派遣班数	備考
桑名市城南	10	1	
桑名市干拓地区	1	1	完了後木曽岬に派遣する
長島町楠	15	2	
〃 伊曽島地区	10	1	
〃 長島地区	9	1	
木曽岬村地区	18	2	
川越村地区	7	1	
多度町地区	10	1	
計	80	10	

二、農機具緊急整備派遣事業

海水浸入並びに泥水浸入等による、被災農機具の整備指導を行うため、専用技術員並びに農機具特技普及員等をもって整備班を編成し次の計画で現地に派遣する。

修理班は農機具専門技術員（農試職員を含む）を班長とし農機具特技普及員4名をもって1班を編成する。

修理場所は各地区農協事務所とし、派遣期間は次により予定している。

修理班派遣地区名	派遣期間	備考
四日市地区	2日間	実施済
桑名〃	8	〃
長島〃	6	
木曽岬〃	3	
川越〃	11	実施済
多度〃	1	
計	31	

三、農業改良普及員の当面の一般活動計画

1．排水された畑地の、そさいの応急播種

① 畑地の塩素濃度検定

② 各種種子の現地における発芽試験

③ 栽培管理の指導

2．来年度の稲作の苗代設定指導

① 苗代の土壌的条件の確認と指導

② 苗代の共同化集団化の指導

③ 苗代資材整備の指導

3．麦、なたね播種の指導

① 播種場所選定、土性矯正の指導

② 播種時期の指導

③ 共同播種、共同管理の指導

4．種子確保に関する指導

① 地区内自給を目標にして確保に効めるが、不足の場合は至急関係方面にあつ旋方依頼の指導

② 早期栽培早植栽培用種子の確保において重点指導

③ 種子予措について事前指導

5．家畜家禽の導入利用指導

① 飼養管理の指導

② 塩水害籾ワラの利用法指導

③ 飼料作物作付指導

中 勢 地 区

一、土壌管理対策事業

一志郡美杉村及び飯南郡飯高町等に於いては、河川のはんらんによる土砂の流失した耕地の土砂の若しくは、そのまま客土すべきかを、その耕地の土壌診断と肥沃度などの検定結果から判断し、今後の土壌管理方途の指導をおこなった。また、耕土を流失した地域に於いては、客入土の検定を行い、施肥対策を指導した。

一志郡三雲村等の海水流入地域に於ては、塩素濃度の検定を行い除塩事業を推進した。

二、水稲早期、早植栽培による災害回避の推進

早期、早植栽培の導入により、今回の台風災害は大いに回避され効果的であったので、今後、早期、早植栽培を重点的に推進した。これは災害回避と共に秋落および塩害回避としての効果が期待されるのである。

三、自給飼料の確保

自給飼料である稲藁が不足しているので、その対策として、青刈飼料の早期播種春播青刈飼

料を導入推進した。

応急対策としては、甘藷ツルの利用に努めた。

南勢及び紀州地区

一、柑橘の復旧対策

熊野灘沿岸地帯、南勢町、南島町及び志摩地方の柑橘の老令樹で倒伏したものは改植するように指導した。このため、優良苗を確保することが必要であり、また計画的密植栽培が経営的に有利であることなどについても指導した。潮風害を受け樹勢の著しく弱った成木および幼木に防寒のための対策を講じた。

また、防風林の効果も大きく認められているため、槇等の苗木の導入を考える要があると指導した。

「夏橙」は「普通温州蜜柑」に比べて潮風害に弱いため、改植する場合には海岸近くに栽培することは考慮の要があると指導した。

被害樹に石灰乳を塗布するよう農家に普及指導した。これは栽培管理上のみでなく、農民の柑橘園の復興意慾を奮起させるためにも有効である。なお、改植の場合はもちろん、被害樹を回復させる措置を講じても、これから4～5か年は収穫が期待出来ないし、果樹集団地帯には今後、大規模な撒水（灌水兼用）設備等が必要であるため、長期融資等の措置がこれらの技術指導の前提条件となる。

二、水稲早期早植栽培の導入推進

他の地区と同様、早期、早植栽培を推進した。

三、暖地園芸の復興対策

崎島に於いて暖地園芸として温室は強風のため殆んど全かいしているのでその復興対策として長期融資の措置が必要である。

なお、志摩町においては花卉種苗の導入資金融資が望まれた。

四、甘藷の種苗対策指導

塩分を含む強風のため甘藷の茎葉部が損傷枯死し、藷塊より畑地において、発芽をしている。これが種藷とするには不適当と考られ、品種の更新を兼ねて種藷の導入の指導をした。

伊賀地区

名張市附近の農地は改良復旧を目標とし、区画整理を行い、分散している畑地は集団化するよう関係機関および農家によびかけた。

このため

一、畑は、そ菜、桑、果樹等集団栽培するよう農家に普及した。

二、田はコンクリート水路とし、早期、晩植、田畑輪換等集団として実施できるよう、市町村等関係機関に働きかけた。

三、これらの復旧工事が進捗するにつれ、土壌調査を行い、また、土壌管理として、混土を行うよう市町村に働きかけた。

四、稲ワラが不足しているので、甘藷および甘藷のつるの利用を指導するとともに青刈飼

料を確保するため、飼料作物の播種および栽培指導を速かにおこなう。

五、農機具の共同利用をすすめた。

災害に対する普及活動の体制と組織

◎　災害直後には取敢ず被害状況及び被災農家の実状は握のため、専門技術員、係員を現地に派遣し、これらの情報の収集並びに地元普及所の活動方針の指導につとめた。

◎　農機具修理班の編成

海水浸入及び水没地帯における農機具（主として原動機）を早期に応急修理又は整備するため、農機具専門技術員２人県下各普及所の農機具特技普及員10人を動員し、２か班の農機具修理班を編成して、それぞれの班長は専門技術員が担当した。

修理班の活動状況は、次のとおりである。

修理班派遣地区名	派遣期日
桑名市市城南地区	3日間
〃　城南干拓地	2　〃
長島町楠地区	2　〃
〃　伊曽島地区	2　〃
〃　長島地区	2　〃
木曽岬地区	3　〃
川越地区	2　〃
多度地区	1　〃
名張地区	2　〃
合　計	19日間

◎　塩分検定要員の派遣

除塩対策の一環として、先ず海水浸入耕地の塩分濃度の検定をせなければならないので桑名、長島の両普及所へ塩分検定要員を派遣し、同時に必要機械も整備して、これらの地域の除塩対策を促進せしめたのである。

塩分検定要員派遣人員

桑名普及所	2人
長島普及所	3人

◎　北勢災害復興事務局への派遣

当事務局が発足と同時に桑名、長島の両普及所も復興事務局産業課へ編入し、さらに農業改良課、農業試験場、農政課、畜産課から、それぞれ技術者を派遣増員し、当産業課の中に桑名班、長島班の班に分け、桑名班は桑名市、多度町、長島班は長島町、木曽岬村を担当して、被災部落を主たる対象に営農復興の活動を行った。

特に、被害の激じんな部落に対しては、重点指導部落として、連絡担当者を２人あて配置して重点活動を行ったのである。

人 員 配 置 表

	桑名班	長島班
農業改良課	12人	10人
〃 試験場	1人	
農 政 課		1人
畜 産 課	1人	
合 計	14人	11人

第九項 種 子 対 策

稲 苗 の 確 保

潮水の浸冠水が甚しかった、桑名市、長島町、木曽岬村、川越村の稲作を確保するため、苗代設置不能地へ委託苗代42ヘクタールを設置して、840ヘクタールの苗代可適地の稲苗を確保した。

種子（いも）確保

(1) 種 も み

被災により次年度播付用優良種もみ、709,371*kg*を確保するため、採種ほ産、種子242,948*kg*、準種子25,195*kg*、普通もみ、441,228*kg*の流転用して確保した。県内のみでは確保が困難であったので、青森、秋田、茨城、埼玉、群馬、富山、京都、島根等より114,483*kg*を移入した。

(2) 裏 作 種 子

激甚被害部落の裏作種子を確保するため、優良麦種子および種馬鈴しよの種いも導入のため関係機関と協議のうえ県販連を通じ、麦種子4,150*kg*種馬鈴しよ49,943*kg*を移入して確保した

(3) 甘しよ種いも

風水害および水害で地上部の枯れたものは、早急に掘取するよう指導し、再生産用の種いもを確保するため、無被害地帯より優良種いもを導入した。

第十項 蚕 糸 災 害 復 旧 対 策

養蚕および桑園

養 蚕

桑樹の被害により、昭和35年春期掃立の激減が予想されたので、群養蚕連合会において、稚蚕の委託事業を講ずるよう指導した。

桑園復旧対策

1．長期間湛水していた桑園については、速かに排水の手段を講じた。

2．浸水、冠水の桑園については、石灰を撒布せしめるとともに、早期に浅く耕うんし土壌の乾燥と膨軟をはかつた。

3．枝条の傷痕から病菌の浸水を防ぐため、農薬により共同消毒を実施した。

第十一項　園芸作物災害復旧対策

伊勢湾台風の本県果樹園にあたえた被害が著しく、なかでも熊野灘沿岸の柑橘園は強風による折損、倒伏に加え潮風害により茎葉は茶褐色に変色し落葉、落果をともない枯死するものが続出した。

被害直後の応急対策として倒伏樹の処置、落葉樹に対する薬剤撒布、施肥および落葉後発生した新梢葉の防寒について指導するとともに、特に、被害の著しい幼木園に対しては、苗木導入、補助を行って改植をすすめた。その結果次表のように苗木の導入をおこなった。

被害状況及苗木導入本数

市町村別	栽培面積	被害面積	改植導入本数
	アール	アール	本
多度	760	760	5,126
南勢	1,530	1,530	38,780
南島	520	224	13,660
浜島	150	150	8,507
磯部	582	582	10,097
鳥羽	486	385	7,670
長島	836	137	11,605
尾鷲	1,322	525	4,344
御浜	5,297	2,277	2,861
熊野	2,633	1,932	2,224

南勢町を中心とした、伊勢湾台風にともなう、潮風害激甚地帯では、落葉後新梢の芽発を見たため、春期には、相当萌芽し恢復が期待されたが、漸次萎凋枯死するものが続出し、当初の予想をるかに上廻る様相を呈した。しかも、これら被害樹は盛果期に入った成木が殆んどで、これが改植には忌地等の関係から大苗による改植より方法手段がなく、共同育苗園の設置を指導し、これに導入する苗木購入費に対して補助を行い、昭和35年度に30,000本の共同育苗園が設置された。

恒久的対策として、防風垣の設置、土壌の深耕、根接等による倒伏防止、特に、潮風害被害地帯には、被害直後に散水により被害の軽減をはかるため潅水施設置、及び「夏みかん」は「温州みかん」に比べ潮風害に弱い結果から新改植の場合には、樹種の選定を指導した。

第十二項　畜　産　対　策

昭和34年9月26日午前10時（風雨注意報の発令直後）防災と被害状況把握のため、県下各家畜保健衛生所長に待機命令を出し、厳重な警戒体制を整え、翌27日午前9時風水害後の家畜の保健衛生上の注意と処置を各新聞紙に掲載手配をおこない、その処置に遺憾のないように警告するとともに印刷物20,000枚を農家に配布した。

総力をあげ、主要被害地に出張して情報の収集に努め、支庁各農業事務所、家畜保健衛生所

と協力して状況調査をおこない、次の応急措置を実施した。

1．家畜防疫

災害後の家畜伝染病特に牛の流行性感冒、豚コレラ、炭疽等の発生予防のため、各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫員を動員して、防疫班を編成し、各市町村、各関係団体の協力を得て、被害地、特に、浸水地帯および過去おいて、家畜伝染病である。豚コレラ、炭疽病の発生地を重点に25,000棟の畜舎（牛舎7,500、厩舎50、豚舎12,000、めん山羊舎1,000、鶏舎4,450）等を徹底的消毒を行った。

同時に被害地の状況。家畜の密度、疫学的見地等現地の状況をは握して、牛および豚について重点を指向して、健康検査を実施した。

また、浸水の著しい桑名市、桑名郡、三重郡、四日市市、ならびに被災した過去の炭疽発生地その周辺の牛1,700頭、馬300頭に対し緊急炭疽予防注射を行うとともに、下記の緊急家畜集中管理へおこなって、救出した家畜ならびに被災地傷病家畜の応急救護を行った。なお、家畜衛生対策としておこなった。詳細な状況は別表のとおりである。

2．被災害畜の緊急収容

被害の激甚を極めた北勢水没地域（桑名郡長島町、木曽岬村、桑名市城南）における残存家畜は畜舎、飼料の流失破損等により、その日の生存をも危ぶまれる状況であり、その間、不正商人による家畜の買いたたき等も行われ、災害後の営農の立ちあがりにも影響することの多いことを考え、県は、これら家畜の緊急救助を決意し、昭和34年９月28日畜産関係団体と協議し、その業務を、三重県畜産農業協同組合連合会に委託して、直ちに、関係団体の協力を得て、救助収容班を編成せしめその作業を開始した。

翌９月29日同収容班の残存家畜を確認とともに、緊急家畜集中管理所を員弁郡北勢町阿下喜家畜市場に仮設することを決定、管理人の配置および緊急飼料の手配準備を完了するとともに収容のため、トラック、オート三輪等手配を行った。

昭和34年10月２日より、本格的な救助収容に入り、同月６日までに牛102頭、豚332頭の緊急収容をおこない、このうち、牛102頭、種豚40頭については、上記北勢町の集中管理所において、共同管理を実施した。

その後、種豚40頭については、11月２日、牛については、11月29・30日まで収容し、災害復旧の一段落した後、それぞれ所有者へ返送した。

また、肉豚については、四日市市赤堀の四日市家畜市場及び員弁郡大安町梅戸井農協の肉豚出荷施設に一時収容し、県販売購買農協連合会を通じ、四日市、名古屋食肉市場で売却処分した。

3．飼料確保対策

(1) 濃厚飼料対策

災害の発生にともない、県内飼料工場、製麦、製粉工場および農家保有飼料の浸水による使用不能、あるいは 流失量等は700トン以上と推定され、従来供給の大半を仰いできた、中京地方の工場被害が大きかったため、一時、局地的に著しい飼料不足を招来した。

この事態に対処するため、９月29日政府に対し、災害用フスマの放出を要請し、飼料欠乏と価格暴とうを防ぐ処置をとるとともに、県販購連に飼料確保の依頼を行った。これより県販購連

は名古屋、阪神方面に係員を出張せしめ入手に当った。

更に、政府放出フスマ38トンを10月3日、6日、8日の3回に分け、多度町外4か町村に売渡すとともに、別に、政府所有フスマ350トンの売渡申請を行った。

このうち、第一次分として、10月7日に50トンを買受け、実費で罹災農家に配分した。

第二次301トンは、昭和34年12月1日桑名市、四日市市等県下り災市町村長に代金延納（2か月）を認め売渡を実施した。

(2) 粗飼料対策

災害発生直後、県農協対策本部より見舞の稲わらトラック1車、フスマ18袋を、緊急家畜集中管理所に輸送し、応急措置を行った。

このほか、10月13日新潟県から貨車3車、昭和34年10月20日福井県から貨車2車、静岡県から1車の救援をうけ、家畜増殖基地農場のトラックをもって現地に急送配分した。

また、浸水のため良質粗飼料を失った名張市に対して、牧草乾草7.5トンを確保するため、全国酪農業協同組合連合会に、その斡旋を依頼する等の措置を行った。

(3) 畜　産

被災地の産業復興のため、国の援助と制度金融の活用並びに農協の組織力、経済力を集中して家畜家禽の計画的導入を図るとともに、自給飼料の確保に要する飼料および牧草の造成を推進する。

家畜家禽の導入

天災融資法による経営資金を活用して早急に家畜、家禽の導入を図り、その復旧を促進する。

地域別導入計画

区分／ブロック別	牛		豚		にわとり		めん山羊		計
	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額	
	頭	千円	頭	千円	頭	千円	頭	千円	千円
北勢	625	37,500	1,032	6,192	32,249	6,450	80	400	50,542
中勢	30	1,800	92	582	8,772	1,755	73	365	4,502
南勢	6	360	125	750	19,470	3,894	3	15	5,019
紀州	2	120	17	102	1,417	283	8	40	545
伊賀	11	660	68	408	3,475	695	5	25	1,788
計	674	40,440	1,339	8,034	65,383	13,077	169	485	62,396

備考　1　単価は牛60,000円、豚6,000円、めん羊5,000円、にわとり200円として見積った。

2　融資対象は被災家畜、家禽中、牛は100%、豚80%、めん山羊、にわとりは50%として計上した。

(4) 被災飼料作物の復旧事業

流失、埋没により冬期および翌春の飼料作物が、激甚な被害を受けているので播き直しを行うため、エンバク239ヘクタール、イタリアンライグラス246ヘクタール、レンゲ144ヘクタールの再播に要する種子代に対し½助成を行う。

再播用種子補助計画　　（単位　ヘクタール）

要再播面積	青刈えんばく		イタリアンライグラス		レング		事業費
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
	ヘクタール	円	ヘクタール	円	ヘクタール	円	円
629ヘクタール	239	597,500	246	984,000	144	756,000	2,337,500
1ヘクタール当り播種量(瓩)	瓩 50		瓩 20		瓩 35		
瓩当単価	円 50		円 200		円 160		
町当り事業量	円 2,500		円 4,000		円 5,250		

(5)　牧野復旧事業

自給粗飼料の確保のため、被害の激しい牧野のうち、高度集約牧野20ヘクタール、自然牧野（改良牧野）10ヘクタールの復旧事業を行い、½助成を行う。

高度集約牧野については障害物除去、起土整地、牧草種子代を対象として、1ヘクタール当り標準事業費は59,550円である。

改良牧野については流石、除去、牧野飼料木の補植を助成対象とし、1ヘクタール当り単価は7,980円である。

牧野復旧計画

高度集約牧野	自然牧草	計	事業費
20ヘクタール	10ヘクタール	**30ヘクタール**	1,270,000円

(4) 家畜衛生対策の実施成績

事業区分	実施期日（所要日数）	実施郡市 町村名	家畜の種類別、頭羽数及び畜舎数				所要人員		指導監督	支出経費			
			乳牛	和牛	馬	豚	防疫員	雇入獣医	延人員	旅費	雇入日当	薬品費	血清類
災害家畜健康検査	9月27日～10月16日（所要日数10日）	桑名郡	54	512	50	200	24	16	2	7,800	6,400	17,000	
		員弁郡	121	2,341	212	740	80	54	3	24,900	21,600		
		桑名市	31	685		240	30	20	1	9,300	8,000		
		四日市市	734	2,070		935	115	77	7	36,600	30,800	30,000	
		三重郡	371	1,190		817	71	49	2	21,900	19,600		
		鈴鹿市	296	2,560		806	113	74	7	36,000	29,600	25,000	
		鈴鹿郡	36	683		216	30	19	1	9,300	7,600	15,000	
		亀山市	128	1,012	18	216	40	29	2	12,600	11,600		
		安芸郡	82	1,880	35	340	67	47	4	21,300	18,600	15,000	
		津市	134	841		106	32	21	1	9,900	8,400		
		一志郡	303	2,570	37	381	95	67	6	30,300	26,800	15,000	
		松阪市	587	424	84	1,101	63	43	3	19,800	17,200	30,000	
		飯南郡	28	1,841		80	57	40	2	17,700	16,000		
		多気郡	291	2,013		620	85	58	5	27,000	23,200	13,000	
		伊勢市	261	621		500	40	26	1	12,300	10,400	15,000	
		度会郡	65	1,680	64	520	68	47	4	21,600	18,800		
		鳥羽市	24	750		200	30	20	1	9,300	8,000	10,000	
		志摩郡	45	600		800	42	30	4	13,800	12,000		
		上野市	192	1,370			47	32	4	15,300	12,800	13,000	
		阿山郡	30	1,140			34	24	2	10,800	9,600		
		名張市	38	350		642	30	21	2	9,600	8,400		
		名賀郡	42	871			27	19	1	8,400	7,600		
		尾鷲市	8	46		540	19	12	1	6,000	4,800	5,000	
		北牟婁郡	46	150			6	41	1	2,100	16,400		
		熊野市	53	600			20	14	1	6,300	5,600	5,000	
		南牟婁郡		1,200			35	25	2	11,100	10,000		
		合計	**4,000**	**30,000**	**500**	**10,000**	**1,300**	**925**	**70**	**411,000**	**370,000**	**208,000**	

事業区分	実施期日（所要日数）	実施郡市	家畜の種類別、頭羽数及び畜舎数					所要延人員		指導監督	支出経費				摘要
			牛	馬	豚	めん山羊	にわとり	防疫員	雇入獣医	延人員	旅費	雇入日当	薬品費	血清類	
畜舎消毒	9月27日～10月16日（所要日数10日）	桑名郡	500	9	250	58	534	27	39	5	8,100	16,400	121,000		クレソール 125円 1畜舎 1本 10,000畜舎分 10,000本 N.C.C 280円 1畜舎1/4本 15,000畜舎分 3,750本
		桑名市	600	5	170	30	386	24	35		8,700	14,200	110,000		
		員弁郡	300		450	58	57	17	26		5,100	10,600	79,000		
		四日市市	400		1,850	46	672	59	88	12	16,500	36,200	272,000		
		三重郡	1,040	2	550	49	261	38	52		13,200	21,000	175,000		
		鈴鹿市	150		750	23	177	22	33		6,600	12,400	100,000		
		鈴鹿郡	400	3	190	17	31	13	19	9	3,900	7,800	59,000		
		亀山市	70		150	18	26	6	8		4,500	3,400	24,000		
		安芸郡	95	2	290	25	57	9	14	6	4,500	5,800	46,000		
		津市	55		1,093		136	26	38		7,800	13,500	118,000		
		一志郡	400	5	507	37	214	23	35		5,900	12,200	107,000		
		松阪市	400	10	985	55	374	36	55	10	10,800	22,200	176,000		
		飯南郡	493	5	215	56	116	17	17		5,100	7,000	83,000		
		多気郡	157		750	160	94	22	35		6,000	13,200	107,000		
		伊勢市	91	4	825	30	296	25	35	10	7,700	13,600	114,000		
		度会郡	649	5	650	32	58	28	40		10,400	17,000	128,000		
		鳥羽市	53		344	2	24	8	13	5	3,900	5,400	39,000		
		志摩郡	47		756	12	23	19	25		5,700	10,200	77,000		
		上野市	300		211	58	125	14	21		4,200	8,600	63,000		
		阿山郡	30		189	8	10	5	7	4	2,700	3,000	21,800		
		名張市	492		293	104	319	24	34		7,200	12,600	110,000		
		名賀郡	18		22		21	2	18		600	7,400	5,600		
		尾鷲市	73		60	11	100	5	7	2	2,100	3,000	22,400		
		北牟婁郡	87		291	21	64	9	14		2,700	5,800	41,200		
		熊野市	345		59	48	225	13	20	2	3,900	8,200	61,000		
		南牟婁郡	255		100	42	50	9	13		3,300	5,500	40,000		
		計	**7,500**	**50**	**12,000**	**1,000**	**4,450**	**500**	**741**	**65**	**161,100**	**296,400**	**2,300,000**		

事業区分	実施期日	実施郡市	家畜の種類別 予防注射 牛	予防注射 馬	血清注射 牛	血清注射 馬	所要延人員 防疫員	所要延人員 雇入獣医	指導監督 延人員	支出経費 旅費	雇入日当	薬品費	血清類 予防注	血清類 血清	摘要
緊急予防注射（浸水地域救出家畜の緊急予防注射）	9月27日～10月10日まで	桑名郡	515	33	23	10	13	10	4	5,100	4,000	6,000	3,000	9,600	炭そ予防液 1頭 0.2cc 420cc 炭そ血清 1頭 70cc 4.20cc
		桑名市	424	10	15		12	6	3	4,500	2,400	5,000	3,000	6,300	
		員弁郡	198	214	12		12	5	2	4,200	2,000	5,000	2,400	5,100	
		四日市市	219				8		3	3,300		3,500	1,500		
		三重郡	167				6		2	2,400		3,000	1,200		
		鈴鹿郡	41				1			300		560	300		
		一志郡	75	38			4		1	1,500		1,000	750	4,200	
		飯南郡	61				2			600		900	450		
		計	1,700	300	50	10	58	21	15	21,900	8,400	24,960	12,600	25,200	

事業区分	実施月日（所要日数）	実施郡市 町村名	家畜の種類別頭羽 牛	めん山羊	豚	所要延人員 防疫員	所要延人員 雇入獣医	指導監督 延人員	支出経費 旅費	雇入日当	薬品費	生物学的製剤	摘要
応急救護	9月27日	桑名郡	153	27	312	12		3	3,600		72,150		炭酸 100本 20,000
	9月29日	員弁郡	120	73	184	9		2	2,700		55,700		マーキユーロ 200本 20,000
	（所要日数）	桑名市	186	65	269	13		3	3,900		79,900		バイタミン注 200注 40,000
	3日	四日市市	131	37	156	8		2	2,400		52,050		25%ブドー糖注 200箱 90,000
		三重郡	102	68	98	7		2	2,100		42,100		カンピタール 300本 138,000
		鈴鹿市	98	50	141	7		2	2,100		43,600		アクチュール 100本 17,500
													健胃散 200本 20,000
		計	790	320	1,160	56		14	16,800		345,500		

⑤ 収支予算書

収入の部

区分	予算額	前年度予算額	差引増減	
			増	減
国庫補助金	4,201,860		4,201,860	
県費				
計	**4,201,860**		**4,201,860**	

支出の部

区分	予算額	前年度予算額	差引増減	
			増	減
防疫員旅費	610,800		610,800	
雇入日当	674,800		746,800	
薬品費	2,878,460		2,878,460	
生物学的製剤	37,800		37,800	
計	**4,201,860**		**4,201,860**	

第十三項 水産対策

今次台風による水産業界の蒙った被害、97億余円であるがこのほか漁港区域内の海岸保全施設の被害11億余円を加えると実に110億円の被害にのぼり、その被害は、漁港施設、漁船漁具、養殖施設、共同利用施設等あらゆる面に甚大な被害をうけた。

この復旧について、根本的対策を樹立するため、次のような対策をおこなった。

(1) 指導態勢

災害復旧については、先づ、適確な被災状況をは握し、各種の国庫補助事業或は、天災融資法、公庫融資等とあらゆる制度を総合的に利用して、再建計画をたてる必要あるので、次のような指導をしている。

1．現地指導

a 直後の指導

昭和34年9月28日北勢班、中勢班、志摩班、南島南勢班の4班を編成（課長、係長を班長とし1班3名）して、被災状況のは握と復旧の指導をおこなった。

昭和34年9月8日～同年10月1日、取締船伊勢、神島にて、2班編成、北牟婁、南牟婁地区被災は握と復旧指導をおこなった。

b 金融指導

34年10.13～16日、2班編成し、度会、志摩、津、南牟婁にて、制度金融の説明と指導をした。（金融対策についての詳細は別項で説明）

c 相談班派遣

係長を長とし、1班3名、4班編成、被害激じん地、漁業協同組合について、金融復旧対策

その他につき指導した。

北牟婁地区	昭和34年11月	8日～11日
南牟婁地区	〃	4日～7日
南島南勢地区	〃	〃 ～ 〃
伊勢湾地区	〃	〃 ～ 〃

2．伊勢湾台風水産復旧対策協議会設置

県ならびに水産団体が一致して水産業界の災害復旧立ち上りのために、有機的連繋を保ちながら、対策の樹立或は指導をするため、県（水産課）漁連、信連その他の系統組合をもって、昭和34年10月23日上記対策協議会を設置した。

（前記の指導班編成には、信用組合連合会、漁業組合連合会の職員も同行して指導をおこなった。）

(2) 基本対策について

被害が甚大なので、公共土木施設である漁港施設、漁業協同組合の有する施設、真珠、海苔、養鰻等の養殖施設、漁船および漁業障害物除去等のいわゆる復旧事業に対する高率国庫補助の要望陳情をおこなった。その結果、特別措置が実施され、高率補助をうけるようになった。（別項特別措置法のところ参照）

また、復旧の根本である金融については、天災融資法および農林金融公庫資金を広く適用するため、要望折衝をおこなつて来たので、この点についても、相等の特別措置がとられた。

なお、これらの制度金融の実施をみるまでの、つなぎ資金の一端として、5億円を融資限度として、農林中金、漁信連、百五銀行を扱い機関として、県の損失補償契約のもとに、緊急を要するものに融資の途を講じた。

(3) 国庫補助関係

(A) 共同利用小型漁船建造費補助（特別立法）

1地区で、25隻または（所有船の75%）以上が修理不能船となった場合、漁業協同組合が共同利用の漁船を建造する場合、その1/3に対し、国の補助率3/10の割合で間接補助が認められた。

(4) 融 資 関 係

1．県損失補償契約融資

融資限度、5億円、農林中金、漁信連、百五銀行を取扱金融機関とし、2割の損失補償をすることにより、制度金融が借りられるまでのつなぎ融資をした。

2．天災融資法

無動力船の建造、購入費、動力船の修理費が新たに対象とされることになった。

激甚地においては、融資限度を現行1人15万円を、真珠、養鰻は50万円に、その他は20万円に引上げられた。漁具は1人に付き800万円が限度となった。

県の天災融資枠のうち、水産関係の要請額は11億300万円である。

3．公庫の農林水産災害融資

据置2年、償還期限10年以内とし、現行7分の金利を、据置期間中は6分に、償還期間中は

6分5厘に引下げられた。

(B) 漁場復旧事業費補助としては、次のような率で認められた。

a 堆積土砂排除（排土法）10,000立方米
（50,000m²×20cm以上……1市町村9/10補助）
2,000立方米
（10,000m²×20cm）以上……同 5/10補助）

b 沈木除去事業（1,000本以上 1市町村 200本以上 1粁—2 9/10 補助
500本以上 〃 100本以上 〃 5/10 〃）

(C) 養殖施設復旧費補助（暫定措置法）

養殖施設復旧費補助としては次のような率で補助が認められた。

真珠関係	10台以下の業者に限り大破流失した筏の復旧費の	8/10	間接補助
海苔	50柵を限度とし流した養殖施設（支柱、綱等）	8/10	
かき	筏6台を限度とし流失した筏の	8/10	
うなぎ	養鰻池は100坪以下／餅料小屋は4坪以下 流失大破したもの	8/10	

(D) 漁業協同組合の共同利用施設復旧費補助（暫定措置法）

組合の有する倉庫、作業場、充電施設、修理場、貯氷庫、製氷冷蔵施設、網干場、養殖施設共販所等の補助は9/10の補助率として認められた。

(E) 漁港災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
（復興計画に詳細に補助率その他のことにつき記載したから参照のこと）

(F) 高潮対策事業（特別立法） （ 〃 ）

(G) 漁港区域内の海岸保全施設の災害復旧ならびに改良工事（ 〃 ）

第二 各部門別対策

1．真珠および真珠貝養殖の復興対策

真珠生産については、昭和33年度以来筏の規則を行って、密殖緩和と品質の向上漁場秩序の維持を図っているので、昭和35年度は、筏規則の最後の年にあるから速やかに昭和35年度の筏の規制計画を樹てる必要があるので、資金的にもこれにマッチさせて合理的に復旧計画を樹てることとした。

復旧資金について

復旧に必要な資金は、真珠（玉）関係2,471,500千円、真珠（介）関係352,000千円、合計2,823800千円を要するので、この資金計画としては原則的に、次の資金源について指導した。

1 国庫補助金 10台以下の業者で流失大破した筏の復旧費に対しては、その一部を国庫補助による。

2 天災融資法 貸付限度1人15万円が50万円に引上げられる見込みであったので、10台～20台までのものは、なるべくこれを利用すること。

3 農林漁業金融公庫 50万以上のものは、公庫融資の対象に指定され、貸付限度1人

100万円（現行）を500万円に引上げられたので、できるだけこれを利用すること。

4）商工中央金庫　真珠加工を兼ねているもので組織している商工組合員に対しては、商工組合中央金庫資金を利用すること。

5）系統機融機関（農中、信連）および市中銀行の資金を利用すること。

6）県損失補償契約による融資の利用（中金、信連、百五計5億の枠）すること。

7）漁業信用基金協金の保証制度を利用すること。

2．養殖漁場の障害物除去事業について（県営事業）

筏施設が大破し、木材、竹、錨、ワイヤーロープ等が互にてん絡して各所に沈下して、筏施設の復旧にはもちろんひき網漁業等にも重大な支障を与えているものに対しては、国庫の補助を得て県営事業としてこれら障害物を除去した。

3．真珠避寒漁場の臨時措置について

真珠関係漁場の復旧作業実施のため、避寒に支障をきたしている向きがあるので、この対策として、本年に限り特例措置として区画漁業権（存続期間を35年4月末までとし）の追加免許をおこなった。

4．真珠価格対策について

今回の被害は鳥羽、的矢湾地区の仕上漁場と英虞湾地区とは比較的少なく五ケ所、南島、紀州地区に大きく従って本年の浜上げ数量は昨年と大差ないものと考えられる。むしろ脱落した作業具の養殖年次不明と衰弱による処理のための浜上げ量は昨年を上廻るのではないかと思われる。

反面、明年以降の浜上げ量は減激するものと予想されるので、業界えの影響は明年に至り深刻化するものと考えられる。

一方真珠輸出は好況を示し、将来の珠不足を見越すとき、その価格は上昇すべきであるに拘らず、現実ではむしろ低下の傾向を示し(特に5～6mmが安い)ている。これは災害復旧費を含む資金繰りのため、売り急ぎをすることが大きな理由と考えられるので。この対策としては、全国真珠漁協の行っている、共販事業の活用を図るとともに、恒久策としては、この機会に生産計画の励行と、これに見合った、長期生産資金への転換を図り、もって価格の安定と業界の安定を図ることに重点をおいた。

5．復旧の見通し

復旧資金が円滑に融資されるならば、一部資金の値上りもあるが、明年4月養殖開始時期までには一応筏施設作業場等の復旧は完了するものと考えられる。しかし、真珠養殖の基である母貝については、明年は稍々不足する見込みであるが、幸い、本年産稚貝が災害後も予想外に確保されている（所要量15,000〆保有量20,000〆）ので、この稚貝が母貝となる昭和36年に至り一応復興は軌道に乗るものと思われる。

真珠関係災害復旧所要資金調

種別	数量	金額	備考
真珠養殖	-	-	
筏施設	39,000台	649,000千円	@16千円/1台の復旧
陸上施設	1,800件	180,000	
作業船	270隻	27,000	@100千円/1隻の復旧
母貝購入費	2,137,500kg	1,425,000	
核購入費	22,500kg	150,000	
復旧作業人夫賃	78,000人	40,500	
計		**2,471,500**	
真珠貝養殖			
筏設	15,500台	332,300	@21千円/1台の復旧
雑貝購入費	15,000kg	20,000	
計		352,300	
合計		**2,823,800千円**	

地区別真珠筏数計画表　（昭和35年度以降）

地区別	34年筏数	減枠数	35年度計画筏数
鳥羽	4,537台	37台	4,500台
的矢	6,687	187	6,500
英虞湾	45,516	14,816	30,700
五ケ所湾	10,502	3,002	7,500
南島	5,612	1,512	4,100
紀州	2,227	527	1,700
計	**75,081**	20,081	**55,000**

6．漁船保険金支払

被害　5544隻　412,711千円

1．漁船保険金早期支払

漁船保険金早期支払のため損害保険、緊急査定が次のようにおこなわれ、それぞれ次のように支払れた。

損害緊急査定　第1回　昭和34年10月5日～10月22日（水産庁3名、中央会4名
　　第2回　〃　11月4日～7日　（水産庁2名）（水没地帯）

昭和34年11月10日現在支払状況は次のようにおこなわれた。

支払状況　全損　450件14,700千円のうち250件7897千円……支払済
　　分損　981件13,750千円のうち 90件3687千円……支払済

査定状況　加入　74組合中　50組合査定済

　　被害　1433隻中　972隻査定済

なお、その他のものは、昭和34年12月中に査定および支払が完了した。

2．共同利用の小型船建造

各共同組合の小型漁船の建造は、20組合に対し次のように建造することとなつた。

対象　20組合　動力船400隻　無動力船 1,000隻

建造隻数　1400隻×$\frac{1}{3}$=466隻

3．漁船建造資金融資について、この466隻に対し国の補助（80%）をうけることとした。

漁船建造資金の融資については制度金融を次の標準で利用するように指導した。

天災融資法 {1．無動力船の建造取得の資金 2．動力船の修理資金

公庫融資（指定災害融資）

三、災害に伴う漁業金融対策について

伊勢湾台風災害復旧の資金計画は次のとおりである。

部門別	被害総額	復旧資金	資金計画				
			天災融資	公庫融資	系経一般融資	中小企業系統融資	市中金融その他
	千円	千円	千円	千円	千円		千円
漁港	1,459,892	1,022,000	(90%国庫補助)	178,000			102,000
漁船	412,7111	611,000	213,000	300,000			98,000
共同利用施設	51,301	138,000		47,000			91,000
真珠養殖関係	5,406,102	2,784,000	192,000	980,000	628,000	400,000	584,000
のり養殖関係	608,970	608,000	393,000		60,000		155,000
その他の養殖関係	55,000	55,000	8,000				47,000
養鰹関係	355,240	355,000	9,000	56,000			290,000
漁具	429,451	429,000	240,000	20,000	30,000		139,000
水産加工施設	663,636	469,000		166,000		100,000	203,000
その他	163,202	30,000	20,000 漁協事業資金分 (28,000)		5,000		5,000
合計	**9,705,505**	**6,501,000**	**1,103,000**	**1,747,000**	**723,000**	**500,000**	**1,714,000**

註　①　この表で復旧資金と資金計画の合計額が一致しない理由は漁港の国庫補助額は含んでいないためである。

②　この表の資金計画欄中天災融資については、現行法による融資限度15万円で算定したものである。

第八節　民生安定関係

第一項　生活保護法の適用

a．一般的共通事項

差し当りの生活維持のため、災害救助法の規定による救助が行われたのであるが、特に、次の事項について、適用期間とワクに限度があるので、その期限経過と対象にならなかった、要保護者のうち保護を要する者を、早期に発見するため、福祉事務所地区担当員を動員し、地域民生委員の協力を得て、調査を行い、生活の安定をはかるようにした。

1．炊出しおよび飲料水の供給

2．被服寝具の給与

3．住宅の応急修理

4．医療および助産の給付

5．収容施設の供与

b．地域別事項

厚生大臣の承認を受けて、災害救助法の規定による救助の期間が延長された地域は、大体において被害の激じん地域であるので、救助の期間が終了した日以後において、地区、または、町村毎に福祉事務所において、生活相談所を設け、要保護者を早期に発見し、住民の生活安定を図った。

第二項　庶民金融に対する資金あっ旋（被災労働者）

災害労働者に対する救援たちあがりのための応急資金を、次のとおり労働金庫を通じて貸出すものとし、これに要する資金は、政府低利資金を借入れ、これを労働金庫に貸付けるとともに、一部を労働金庫の手持資金によってまかなうものとする。その貸付総額は、177,500千円を予定した。

a．貸付計画の内容

県全体貸付総額　137,500千円

(1)　労働者住宅応急補修資金貸付

貸付額　　39,500千円

被災労働者の住宅の応急補修のため

貸付半壊戸数　　340戸

〃床上浸水戸数　750戸

1戸当り貸付額

半壊1戸当り　　50千円（総貸付額　17,000千円）

床上浸水1戸当り30千円（総貸付額　22,500千円）

(2)　災害による賃金遅欠配に対する応急対策資金

貸付額　　45,000千円

一事業で再開不能および2か月以上わたり事業再開困難な事業所の従業員に貸付けた状況は32事業所で従業員は1,500人におよんだ。なお、1人当りの貸付額は月15千円の2か月分である。

(3)　被災労働者立上り資金貸付

被災労働者が緊急に立上るための資金を貸付けた貸付額は53,0000千円であって、その対象となった、貸付労働者数は10,600人におよんだ。なお、1人当りの貸付額は5千円であり。

これら貸付金の地域別状況は次のとおりである。

貸付種類＼貸付額	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀支部	計
	千円 77,500	千円 16,300	千円 31,000	千円 8,800	千円 3,900	千円 137,500
①労働者住宅応急補修資金額	22,500千円	5,300千円	7,800千円	2,500千円	千円 1,400	千円 39,500
半壊	戸千円 150×50	戸千円 40×50	戸千円 120×50	戸千円 20×50	戸千円 10×50	戸千円 340×50
床上浸水	7,500千円	2,000千円	6,000千円	1,000千円	500千円	17,00千円
	戸千円 500×30	戸千円 110×30	戸千円 60×30	戸千円 50×30	戸千円 30×30	戸千円 750×30
	15,000千円	3,300千円	1,800千円	1,500千円	900千円	22,500千円
②災害による賃金遅欠配に対する応急対策資金	30,000千円	-	13,200千円	1,800千円	-	45,000千円
事業再開困難及び閉鎖	19事業所	-	8事業所	5事業所	-	32事業所
事業所の従業員に貸付ける	人千円 1,000×30	-	人千円 440×30	人千円 60×30	-	人千円 1,500×30
	25,000千円	11,000千円	千円 10,000	4,500千円	2,500千円	千円 53,000
③被災労働者立上り資金	人千円 5,000×5	人千円 2,2000×5	人千円 2,000×5	人千円 900×5	人千円 500×5	人千円 10,600×5

第三項　世帯更生資金の貸付

被災者に対しては、別途災害救助法に基く生業資金の貸付(420件　4,971,200円)を行ったが、十分とはいえないので、国庫の高率補助を仰いで、昭和34年10月県議会に1,000万円を予算に計上し、昭和34年12月、県議会決議をえて更に、3,336千円を追加して、被災者の自立更生を促進するため、県社会福祉協議会を通じて貸付を行った。

年利率　　3分
償還期限　　最高4か年
貸付限度　　最高5万円

貸付状況は次のとおりである。

生業資金	196件	9,065,000円
生活資金	138件	3,970,000円
支度資金	1件	15,000円
計	335件	13,050,000円

第四項　母子福祉資金の緊急貸付

り災母子家庭に対し、その住宅補修資金を始めとして生業資金、事業継続資金貸付金として10,000千円の予算を計上し、昭和34年11月中に貸付審議会を開催して貸付をおこなった。

なお、母子福祉資金貸受者でり災により、償還金を支払うことが困難になったものについては、1年間償還を猶予した。

第五項　要保護児童対策

a．特別児童巡回相談調査班の派遣

今回の台風により特に人的被害の多かった地区に対して、中央児童相談所、児童福祉司母子相談員等による相談、調査班（２名～３名で編成）を派遣し、要保護児童および母子世帯となった者の調査、相談に応じ、これらのものに対し必要により養護施設、母子寮へ入所または里親委託等適切な措置を講じた。

各地区別派遣計画は左の通りである。

北勢地区	延25回	紀勢地区	延５回
中勢地区	〃５回	伊賀地区	〃７回
南勢地区	〃15回		

b．孤児の育成強化

台風により親を失い、所謂台風孤児となったものは41名を算し、これら孤児の保護状況は、下記の通りである。これら児童の保護育成については、中央児童相談所係員、所轄児童福祉司が保護先家庭を定期的に巡回訪問し、種々の助言指導を与えており、現在は差したる問題もなく満足すべき状況にあるが、児童の成長とともに、種々の問題が生ずるものと予想される。

孤児に対し、災害義援金の内から、各10万円を育英資金として交付し、その他救援物資を贈り、物心両面の立直りを希求した。

祖父母	伯叔父母	兄　姉	親戚従姉	就職先	兄の勤務先	児童収容施設	計
５人	17	1	4	11	1	2	**41人**

第六項　保育所設置

(1)　臨時保育所の設置

災害復旧事業に保護者が従事するため、その監護している乳幼児の保育に欠けることが多いと思われるから、設置主体たる当該市町村に対し、積極的に臨時保育所を設置し、これらの児童に保護を加えるよう指導した。

これら保育所の人件費に対し、3/4の国および県費を補助した。

なお、地区別設置数は、次のとおりである。

北勢地区	９か所	紀勢地区	３か所
中勢地区	７　〃	伊賀地区	１　〃
南勢地区	10　〃	計	30　〃

第七項　生活相談（指導）実施

(1)　北勢地区

桑名市
木曽岬村、長島町、多度町

① 北勢災害復興事務所に専任職員を置き、市、町、村、民生委員の協力を得て、被災者の生活相談に当った。

長期避難所についても同様の措置をとった。

② 期 間

昭和34年11月～昭和35年1月（または2月）

(2) その他の地区（一般的事項）

① 各市、県福祉事務所に生活相談班（仮称）を設け、特に被災者の生活相談に当った。

② 期 間

昭和34年11月～同年12月

第八項 消防施設の応急策について

1．桑名市、多度町、川越村については、被害をうけていない地域の消防施設を一部配置換をして、防火対策を講ずるよう指導した。

2．長島町地区にあっては、一部北部に機械器具の完全なものがあるので、これらの機械器具を重要箇所に配置し応急策を講ずるよう指導した。

3．木曽岬地区については、全滅の状態にあるので、非常の場合は、隣接町村の応援を求め、応急対策を講ずるよう指導した。

4．各地域における応急設置を必要とするものは、次のとおりであるので、早急に、この設置の実現を図るよう指導した。

木曽岬村	消防式ポンプ自動車	1台
	可搬式ポンプ	3台
長島町	消防ポンプ自動車	1台
	可搬式ポンプ	3台
桑名市	可搬式ポンプ	2台
美杉村	可搬式ポンプ	2台

5．なお、右の被災地域における消防施設の整備については、特別法が制定されなかったので、国家消防本部に対し、応急整備を計るべく交渉の結果、整備補助金が交付された。

なお、明年度の整備事業を優先位に取り扱った。

木曽岬村	可搬式ポンプ	4台
美杉村	可搬式ポンプ	2台

第九節　教　育　関　係

第一項　学　校　の　再　建

1．被害の概況

(1)　被害総額の中、7号台風によるもの5校で、4,951,000円であって、その内訳は津工業高校の浸水による機械土木、電気各科の設備、校舎被害が一番大きく、他は校庭の土砂流失、崖くずれである。

(2)　伊勢湾台風は県立学校のほとんどが被害を受け、その被害額は97,896,300円で、その中主なるものは

全壊	伊勢工業高校機械科工場	木　造	520平方米
	伊勢高校体育館	鉄骨造	190　〃
	明野高校工作室	木　造	177　〃
半壊	桑名高校本館	木　造	1672　〃
	水産高校本館	木　造	885　〃
	四日市商業高校剣道場	木　造	1125　〃

大破では、志摩、鳥羽、明野、相可、四日市、宇治山田、長島各高校が特に甚大な被害を受けている。

(3)　土地は土砂の流出による被害が多く、工作物では、自転車置場、塀、運動部屋等の倒壊が主なるものであって、設備は、雨漏、浸水による教科備品、一般備品の損害である。

昭和34年度発生災害復旧国庫負担事業一覧　(県立)

学校種別	学校数	建物					土地	建物以外の工作物	設備	工事費
		要新築				要補修				
		全壊		半壊		大破以下	復旧	復旧	復旧	
		坪数	工事費	坪数	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	
		平方米	千円	平方米	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高等学校	35	1567	17,993	2740	47,532	36,129	2,655	5,495	6,965	116,769
盲学校	1					183				182
ろう学校	1					1,000				1,000
計	**37**	**1567**	**17,993**	**2740**	**47,532**	**37,312**	**2,655**	**5,495**	**6,965**	**117,952**

2．復旧対策

(1)　改良復旧を行いたいものとしては

桑名高校　　本館　　2763平方米　　木造を鉄筋造に

水産高校　　本館　　945平方米　　木造を鉄筋造に

(2)　他に復旧事業の主なものとしては

伊勢高校　　体育館　　690平方米　　鉄骨造

伊勢工業高校　造船建築科　903平方米　　補強修理

等である。

(3) 被害総額に対する事業計画の割合は

$\frac{\text{事業費}\ 117,952,300}{\text{被害総額}\ 97,896,300}$ =120.4%となっている。

(4) 右の総事業計画は、左記の基準により34、5両年度にわたって実施した。

(イ) 伊勢高校体育館復旧事業は34年度

(ロ) 大破以下の被害を受けた学校の原形復旧事業は34年度

市町村立学校施設の再建について

伊勢湾台風（7号台風を含む）により被害を受けた市町村立短大、小、中学校（公立の幼稚園を含む）の施設設備で災害復旧事業として再建計画を行っているものの内、国庫補助事業として設置者が計画しているものの事業費概数は、次のとおりであり、

昭和34年度発生災害復旧国庫負担事業一覧　（市町村立）

学校種別	学校数	建物						土地	建物以外の工作物	設備	工事費
		要新築				要補修					
		全壊		半壊		大破以下		復旧	復旧	復旧	
		坪数	工事費	坪数	工事費	工事費		工事費	工事費	工事費	
		平方米	円	平方米	円	円		円	円	円	円
幼稚園	6	0	0	294	3,590,000	644,100		0	140,000	1,404,600	5,778,700
小学校	231	5,886	96,309,000	8,796	229,940,000	142,742,300		10,875,000	3,205,000	37,255,300	430,326,700
中学校	125	4,068	68,158,000	4,947	80,610,000	74,125,400		8,102,300	4,171,200	17,766,800	252,933,700
短大	1	0	0	0	0	308,100		0	0	0	308,100
計	**363**	**9,954**	**164,467,000**	**14,037**	**314,140,000**	**217,819,900**		**18,977,300**	**7,516,300**	**56,426,700**	**689,347,200**

国の方針に副って、短年度（2か年以内）に再建をする目標のもとに

1．全半壊の校舎は極力改良復旧をする。

2．校舎、設備の復旧を優先して行う。

等を取上げ、再建計画を樹立せしめるとともに、これらに対する高率の国庫補助および融資が獲得できうるよう要請した。

なお、小災害に対する復旧についても、右に準じて自己負担にて再建を行わしめる方針とした。

（県立大学）

1．台風後の復旧計画について

今次台風による建物および設備等を含め、被害総額は、26,878,000円に上り、各学部に区分すれば本部628,000円、医学部641,000円、水産学部2,518,000円、津病院3,256,000円、高茶屋分院8,181,000円、塩浜病院11,654,000円である。

特に、病院関係については、患者の診療に支障をきたさないよう、応急修理に全力をそそぎ、本来の使命に差障りなきよう手配した。また、原形復旧については、業務に差障りないよう最小限の修理に止めた。

第二項　罹災児童、生徒の就学対策

小中学校および盲聾学校関係

1．児童および生活困窮家庭の児童、生徒対策

(1)　孤児について

今回の災害により孤児となった、児童生徒の数は、県下で、次のような数になっている。

	小学校			中学校			合計
	男	女	計	男	女	計	
1				1	4	5	
2		3	3	2		2	
3	2		2	1	2	3	
4	4	2	6				
5	1		1				
6	3	1	4				
計	10	6	16		6	10	26名

これらの孤児については、現在不安定な生活状態がそれらの児童、生徒の教育の面に大きな支障をもたらすことを考え、早急に里親あるいは、保護施設への収容対策を講ずると共に、その間における、教育のブランクを少なくするよう、配慮することに重点をおいた。

なお、将来、それらの児童、生徒については、学校と里親、保護施設等が十分協力の上、その潜在的条件がもたらす、教育上の問題を懸念して、長期に亘りよく見守り指導して行く方針である。

(2)　生活困窮児童、生徒について

罹災による生活困窮家庭の児童、生徒に関しては、県および各地域の社会福祉機関と十分連絡の上、基準に適するものについては、生活保護法の適用や、準援護補助を受けるよう配慮するとともに、それらを含めた生活困窮家庭の児童、生徒の上に将来起り得る教育費支払不能、長期欠席や、またそれらのことを原因とする、精神的不安定等より社会への影響等の教育問題を予想して、各学校においては、その家庭や関係機関とよく連絡の上、個々の実情に即した指導対策を講じて行く方針である。

(3)　高校進学生徒について

中学校卒業生のうち、高校進学を災害により生活困窮となったため、断念するものも出来てくるもようであり、これについては、育英会の資金制度を活用するよう指導するとともに、この制度における育英資金給付のわくの拡大とその増額について、関係機関を通じて中央へ要望した。

（別記）

2．盲聾校児学童、生徒対策

現在罹災に伴う、盲、聾学校、就学奨励費の段階変更を必要とするものは、次の表のとおりである。

段階変更を必要とする児童、生徒数

	盲				聾				合計			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
Ⅱ段階 ——→ Ⅰ段階	0	0	2	2	7	6	7	20	7	6	9	22
Ⅲ段階 ——→ Ⅱ段階	0	0	0	0	4	2	5	11	4	2	5	11
Ⅲ段階 ——→ Ⅰ段階	0	1	0	1	2	0	0	2	2	1	0	3
受けていない児童、生徒→Ⅰ段階	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
計	0	2	2	4	13	8	12	33	13	10	14	37

この点に関してはした。関係機関を通じて、その段階変更を申請し、それらの児童、生徒の就学に支障のないよう配慮

高等学校関係

伊勢湾台風のため就学に困難を来した高等学校生徒は相当数にのぼり、被災直後、桑名高校10名、四日市工業6名、その他合して30名程が学校に退学を申し出たが、その後学校の指導と保護者並に地域社会の協力と努力とによって、種々の困難な事情を克服して、就学を続ける方途を講じたため、実際の退学生は、桑名高校の2名に止っている。

以上のほか、今次災害によって表面には出ていないが、今後就学を続けることの至って、困難な生徒が多数潜在することが考えられたが、高等学校は義務教育でないため、退学生徒を絶対出さないよう処理することは、不可能であるが本人の自覚を高め、父兄その他の関係各位の理解と協力を求めるとともに、育英奨学の制度を最大限に活用し、更に、授業料の免除ないし減額等の措置を取ることによって、生徒の就学を推進するよう指導した。

備　考

1．育英会の奨学資金について

日本育英会より、今次罹災生徒のため、高等学校在学生より305名、明年度高校進学予定の学中3年在学生より、予約生40名の増員が認められたのでその人選を進めた。

2．授業料免除減額について

県において罹災よる就学困窮生徒に対し、授業料の免除並に減額の方途を講じ、県下各高等学校より申請のあった、授業料免除希望者全日制約320名、定時制120名、授業料減額希望者全日制400名について、実情を検討の上、その希望にそい就学の安定を期した。

第三項　学　校　給　食

被災に伴う学校給食未実施校ならびに、実施でき得ぬ原因は、次表のとおりであるが、それぞれの原因を除去して、可及的速かに実施するよう、関係市町村を指導した。

なお、被災により新たに、準要保護児童生徒になった者の給食費については、2分の1の国庫補助があることになった。

給食未実施校	未実施の原因	実施予定月日
桑名市精義小学校	警察機動隊の炊事室となつている	35年1月20日
〃 立教小学校	城東小学校が入つているため2部授業	12月上旬
〃 城東小学校	校舎半壊のため立教小で授業	12月上旬 (立教小で実施)
〃 日進小学校	浸水のため整備できず	12月上旬
〃 修徳小学校	浸水のため	12月上旬
三重郡川越小学校	避難所となつているため2部授業	12月上旬
四日市納屋小学校	〃	35年1月末日
桑名郡長島小学校	浸水のため	1月上旬
〃 長島南小学校	〃	1月上旬
〃 長島北小学校	〃	1月上旬
〃 長島伊曽島小学校	校舎全壊のため	35年3月

第四項 文化財の復旧

1．国指定文化財については、国庫補助金の交付を得て、残額の1/3を県費補助金として交付することになった。

2．県指定文化財については、総工事費の1/2を県費補助金として交付することにした。

（注） 伊勢湾台風災害復旧工事の県費補助金

	総工事費	国庫補助金	県費補助金	地元負担金
	円	円	円	円
国指定文化財	985,000	689,000	97,000	199,000
県指定文化財	441,000	-	220,000	221,000
計	**1,426,000**	**689,000**	**317,000**	**420,000**

第五項 社会体育施設

社会体育施設の災害状況は、次表のとおりであるが、国庫補助金の交付を得て、34年中に復旧事業を完了するよう指導した。

種別	件数	被害金額
テニスコート	6件	1,914,000円
グランド	3	953,000
プール	1	104,000
弓道場	1	47,000
射撃場	1	22,000
計	**12**	**3,040,00**

何れも建物、土地、設備、工作物に対する被害額

社会体育施設市別復旧事業費一覧

市名	件数	国庫補助金	市費	計	備考	
桑名市	2	143,000	157,000	300,000	対象外1件を含む	85,000円
四日市市	2	128,000	72,000	200,000	対象外1件を含む	8,000
松阪市	3	646,000	389,500	1,015,500	対象外1件を含む	47,000
伊勢市	1	866,000	434,000	1,300,000		
上野市	3	69,000	75,500	144,500	対象外2件を含む	41,000
尾鷲市	1	0	80,000	80,000	対象外1件分	
計	12	1,852,000	1,188,000	3,040,000	対象外6件	261,000

（注） 被害額1件 10万円未満は対象外とする

国庫補助率2/3とし、残余は市費とする。

へ、社会教育施設の復旧について

伊勢湾台風による、社会教育施設の被害状況は、次表の通りである。

種別	件数	被害額	備考
公民館	108館	30,410,000円	全壊 6館、 半壊 7館
図書館	5	2,926,000	
計	113	33,336,000	

右被害施設の復旧については

1．政令に基く激じん地指定市町村のうち、特に被害額が甚大であるものについては、次の通り国庫補助金の交付を得て復旧事業を行うこととなった。

年度	種別	件数	事業総額	内国庫補助額
34年度	公民館		5,815,050円	1,910,800円
	図書館	1	2,130,000	389,000
35年度	公民館	1	1,708,600	826,700

2．他の施設については、市町村当局及び関係者に働きかけて、再建を速かにはかるべく措置した。

第十節 衛生関係

第一項 被災水道施設、環境衛生施設の復旧

a. 上水道対策

木曽岬村、長島町、桑名市の一部等の北勢の市町村は、全滅に近い被害を受けている。この地区は、木曽、長良、揖斐の三大河川の流域に位するため水質が悪く、上水道、簡易水道等の給水施設は県下で最も早くから完備されていたのであるが被災後は、全く飲料水に困却し、水道施設の早期復旧が必要とされた。水道施設は公営企業的な性格をもち、給水区域を拡大し

給水人口増加に伴い、事業の経営は円滑に運営されるものであるから、被災施設の復旧に当り、特に、この点に留意して計画を進めている。木曽岬村については18か所の水道施設が散在しており、今回の災害により、施設が全滅したので、この機会に水源を一元化し、現在の配管を十て総合復旧を行い、水量の確保と将来の管理に留意した。その他の地区については、一応原形に分利用し復旧して早期通水を計った。なお、被害激甚地にして、飲料水施設としての井戸が破壊されたり、海水侵入のため塩水混入して飲料に適さなくなった地方、すなわち、長島町伊曽島、桑名市深谷、飯南町横野、浜島町、南張、尾鷲市梶賀、熊野市須野については、水道施設を新設して、飲料水の確保につとめた。これら災害復旧に対する、国庫補助金申請の査定は別表のとおりとなり、いずれも1/2の補助金交付を受けることになった。工事については、木曽岬村統一計画と新設地を除き大半が34年10月中に完了し、他の地区も35月３月初旬に本復旧が完了した。

上水道関係災害復旧地区別調書

市町村名	地区名	計画給水人口	現在給水人口	財務部最終決定額
楠町	全町	1,500	3,700	2,839
熊野市	木ノ本町	11,000	8,500	858
北牟婁郡長島町	全町	12,450	7,300	821
津市	津	97,500	57,000	6,000
計		**135,950**	**81,520**	**10,518**

第二項　清掃関係の対策

1．清掃関係

県下全域にわたる強烈な風速と豪雨とによって、清掃施設の被害は甚大であり、汚物の流出も未曽有の量に達した。清掃関係の災害復旧は罹災地住民の健康管理と生活安定のため環境衛生

災害清掃施設、清掃事業復旧国庫補助指令額

清掃施設					清掃事業	
市町村名	ごみ焼却場補助指令額	公衆便所補助指令額	火葬場補助指令額	合計	市町村名	清掃事業補助指令額
四日市市	858,333	201,500	403,300	1,468,333	四日市市	2,809,138
伊勢市	128,000			128,000	伊勢市	103,875
松阪市	120,000			120,000	桑名郡長島町	461,000
鳥羽市	676,666			676,666	川越村	727,000
尾鷲市	2,667,000			2,667,000	木曽岬村	651,000
熊野市	101,000			101,000	名張市	250,000
浜島町	800,000			800,000	桑名市	2,225,986
上野市			186,000	186,000	鈴鹿市	130,000
北牟婁郡長島町			90,000	90,000	**計**	**7,357,999**
川越村			1,046,000	1,046,000		
楠町			160,000	160,000		
木曽岬村			430,000	430,000		
飯高町			463,000	463,000		
計				8,335,999		

上一日もゆるがせに出来ない問題であるから、県においては、関係市町村を督励して、適切な対策の樹立と活発な復興活動を促進せしめた。国においても復旧対策として、市は、20万円以上、町村は 0万円以上の復旧費に対し、2分の1ないし3分の2の国庫補助を決定、復興することになった。

1．清掃施設災害復旧費　　37,095,200円
　査定の結果国庫補助額　　8,335,999円
2．清掃事業災害復旧費　　41,026,282円
　査定の結果国庫補助額　　7,357,999円

2．へい獣処理事業

伊勢湾台風の発生と同時に各地にへい獣の被害があり、昭和34年10月25日現在に於て牛668頭、馬2頭、豚1635頭、めん羊山羊345頭に達し、そのため、県で各保健所を通じ関係市町村へ、次のようなへい獣処理方針を指示した。

1．処理方針

イ　移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

ロ　移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

2．処理方法

イ　埋却

2mの深さの穴を掘ってクレゾール、BHC液及び石灰を撒布し土砂をもって覆ふこと。

ロ　焼却

0.8mの穴を掘り薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、へい死体をのせ、その上薪を置き重油Aをかけ、それをぬれむしろにて覆って焼くこと。

以上の指示をし県にて、へい獣処理班をもうけ、現地の指導にあたった。処理頭数及処理事業費は次のとおりです。

へ い 獣 処 理 頭 数

処理別 / 市町村名	処理頭数	埋却					焼却				
		馬	牛	豚	山羊	めん羊	馬	牛	豚	山羊	めん羊
桑名郡木曽岬村	354	-	-	-	-	-	-	129	216	9	-
〃 長島町	413	-	16	35	-	-	-	195	161	6	-
桑名市	129	-	-	-	-	-	-	66	62	1	-
三重郡川越村	197	-	28	169	-	-	-	-	-	-	-

へ い 獣 処 理 事 業 費

市町村名	支出額	国庫補助額
桑名郡木曽岬村	621,000円	414,000円
〃 長島町	692,000円	461,000円
桑名市	278,785円	185,856円
三重郡川越村	489,598円	326,398円

第三項　伝染病隔離病舎対策

志摩郡にある県立志摩病院に併設の、南部伝染病隔離病舎組合のものと、大王町立隔離病舎の2か所があり、大王町のものは全壊し、南部組合のものは、半壊し、使用不能となったので、この機会に統廃合して、南部組合のものを改良復旧することとした。

なお、隔離病舎復興計画は、次表のとおりである。

隔離病舎災害復旧計画

隔離病舎名	所在地	病床数	経費内訳			復旧年度
			支出総額	補助対象額	負担額	
		床	円	円	円	
志摩郡南部伝染病院　組合隔離病舎	志摩郡阿児町鵜方	30	9,070,000	6,243,000	5,202,500	昭和34年度 35年は繰越
桑名市伝染病隔離病舎	桑名市大字柳原	26	4,992,000	4,772,790	3,677,325	昭和34年度 35年に繰越
伊勢市伝染病隔離病舎	伊勢市宮後町790	30	292,000	152,000	126,666	昭和34年度
鈴鹿市伝染病隔離病舎	鈴鹿市岸岡町	38	141,000	112,000	94,333	昭和34年度

第四項　医療社会事業の推進

県下で、495,700余人にもおよぶ、伊勢湾台風の罹災者のうちには、罹災のために生活保護をうけなければならなくなった人が、629人にものぼり、経済的、精神的、社会的な諸問題に直面して苦しんでいるので、公衆衛生の第一線機関として、直接、その面に接している保健所は、迅速適切に、この問題を解決しなければならないのであるが、現在の保健所の、医療社会事業活動は予算面、人員面でも非常に不足している状態であったが、ただちに、保健所の医療社会事業係を充実して、その活動を強化し、各地域の社会福祉主事、民生委員、市町村役場などと、一体となって、り災者の当面している、諸問題の解決にあたった。

第五項　衛　生　教　育

災害地の住民の健康管理のため、指導教育が肝要である。このため、保健所を動員して、随時適切な計画をたて、衛生思想の普及啓蒙宣伝を積極的におこない、復興への活動の源泉力を旺盛ならしめることをはかった。

また、復興のための精神的、肉体的な過度の作業や環境の悪条件のもとでは、栄養不足等から起因して、健康を損ねる場合が多いので、これらを防ぐための対策として、飲料水の検査、排水路、便所等の消毒環境整備、寄生虫検査、結核検診、母子検診、栄養指導等の強化を各地区毎に実施した。

第十一節　労　務　関　係

第一項　公共事業等への失業者吸収強化

1．公共事業等（県市町村単独事業、財政投融資事業を含む）特に、災害復旧事業に対し、法定数の失業者を吸収せしめるようにした。

2．法定の吸収失業者数を確保するため、工事請負契約の条件に加えた。

第二項　職業のあっせん計画

1．被災地離職者優先取扱い

伊勢湾台風により事業所が一時休業または閉鎖をしたため、離職した人々には求職票に(災)の被表をおこなって、優先的に就職のあっ旋を行った。その期間は昭和34年10月19日より同年12月31日までである。

なお、職業紹介状況、職業相談および復興要員のあっせん状況等は、次表のとおりである。

被災者に対する職業紹介状況表

区　分		求職者数	紹介数	就職者数
公共職業安定所窓口取扱	男	237	90	76
	女	198	101	84
	計	435	191	160
臨時職業相談所取扱	男	38	21	15
	女	42	31	20
	計	80	52	35
計	**男**	**275**	111	91
	女	**240**	132	104
	計	**515**	**243**	**195**

被災者に対する職業相談実施状況表

1．県、公共職業安定所共同で実施したもの

実施月日	実施場所	担当者		求職者数		紹介数	就職数
34.10.12	高田本山避難所	県 津	2 2名	男 女	1 7	7	7
10.21	四日市公共職業安定所	県	1	男 女	4 1	3 1	2 1
10.22	桑名市城南小学校 桑名市　勝雲寺	県 桑名	2 2	男 女	 1	 1	 1
10.23	富田北部公民館	県 四日市	4 2	男 女	25 16	12 8	9 6
10.24	四日市市役所 富洲原出張所	県 四日市	3 2	男 女	1		
10.26	三重郡川越村小学校	県 四日市	3 2	男 女	2 2	1 1	1 1
10.27	長島中学校	県 桑名	3 1	男 女	4 2	3 2	2 1
10.28	木曽岬対策本部	県 桑名	2 1	男 女	2 6	2 6	1 3

2、安定所において実施したもの

10.15	鈴鹿電通学園避難所	四日市	3名	男 女	1 7	6	6
計	**9か所**	**延県** **職安定所**	**21** **13**	**男** **女**	**38** **42**	**21** **31**	**15** **20**

伊勢湾台風災害にともなう、各工場へ復興のための労務者あっせん状況は、次表のとおりである。

災害復旧労務者あっせん状況表

会社名＼月日		9月27日	28	29	30	31	計	10月1日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日本板ガラス	計			55	183		**238**	287	421	481	283	278	239	227	199	220	202	179	219	197	210	208	223	190	163	166	163	180
	男			45	108		**153**	179	280	324	191	188	144	130	101	131	109	108	123	110	120	130	135	92	79	85	90	95
東海精糖	計	34	22	26	34		**116**	37	39	45	56	69	53	47	88	84	72	83	97	90	98	67	76	74	75	28	23	37
	男	34	22	22	22		**100**	27	28	32	44	42	40	33	71	63	55	67	62	66	68	48	54	53	53	14	9	17
三菱化成	計			29	38		**67**	39	30	28	26	26	26	26	26	25	24	20	16									
	男			29	38		**67**	39	30	28	26	26	26	26	26	25	24	20	16									
日本揮発	計											52	60	31	62	58	49	28	49	48	44	49	44	93		55	48	36
	男											39	43	16	45	41	36	22	33	32	27	32	28	36		39	38	28
兼民商店	計														17		19	14	15	13	10	6						
	男														17		13	11	12	11	8	4						
四日市合成	計												1	2	3	3	3		3	3	3	3	3	3		6	6	6
	男												1	2	3	3	3		3	3	3	3	3	3		6	6	6
大宗建設	計									3	2	2	2	2	4	4	3	3	3	3	4	4	3	4	2	3	3	3
	男									3	2	2	2	2	4	4	3	3	3	3	4	4	3	4	2	3	3	3
平田紡績	計																			30	120	172	249	302	386	443	461	495
	男																				1		11	11	21	29	38	40
杉本組	計																			9	11	36	65	111	86	85	87	71
	男																			9	11	36	65	111	86	85	87	71
山九（大協）	計												13	19	21	19	16	14	19	40	21							
	男												13	19	21	19	16	14	19	40	21							
日揮（大協）	計									32	33	35	35	33	35	33	31	32	35	36	32							
	男									32	33	35	35	33	35	33	31	32	35	36	32							
戸田組	計							8	11	16	9	9	10	10	8	11	14	12	10	10	10	8	8	14	10	10	10	9
	男							8	9	14	7	7	8	8	8	9	12	10	8	8	8	8	6	12	8	8	8	7
四日市海運	計							175	139	180	164	170	97	113	184	214	174	192	225	196	168	241	260	359	228	174	157	130
	男							162	126	165	146	150	86	98	170	199	157	182	213	185	150	226	244	342	218	162	144	115
四日市倉庫	計							42	51	43	41	56	52	38	67	86	66	49	62	57	60	56	61	64	40	16	60	48
	男							19	28	19	18	32	31	28	58	74	53	38	50	44	50	46	44	45	22		42	28
伊勢湾倉庫	計							60	41	66	98	80	60	36	66	83	70	74	77	76	79	71	24	5	3	8	39	35
	男							40	39	58	78	72	56	33	63	80	67	68	72	70	71	66	21	2		6	36	32
三栄組	計							34	42	49	97	51	86	44	37	32	34	18	8	9							6	5
	男							30	39	46	94	48	83	41	34	29	31	14	6	6							6	5
日本通運	計							83	67	112	148	137	141	59	102	109	117	98	80	87	74	98	90	83	88	68	64	87
	男							83	67	112	148	137	141	59	102	109	117	98	80	87	74	98	90	83	88	68	64	87
山九	計											9	6	1							5	3			7		5	5
	男											7	4								5	3			7		5	5
計		**34**	**22**	**110**	**255**		**421**	**765**	**841**	**1,055**	**957**	**974**	**881**	**688**	**919**	**981**	**894**	**816**	**918**	**904**	**949**	**1,022**	**1,106**	**1,262**	**1,088**	**1,062**	**1,132**	**1,147**
労務供出地		別記																										

会社名＼月日		10月22日	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	総合計	労務供出地
日本板ガラス	計	169										3,039	3,277	日本板ガラス
	男	95										5,104	5,257	久居、鈴鹿市、亀山
東海精糖	計	23	22	26	32	30	52	82	91	28	42	481	597	市、津市、四日市市
	男	10	9	11	16	14	27	68	67	13	20	1,006	1,106	東海精糖
三菱化成	計											312	379	久居町
	男											312	379	三菱化成
日本揮発	計	37	32	37	35	34	30	42	43	43	47	1,156	1,156	保々町
	男	29	23	27	27	27	21	32	34	33	37	825	825	日本揮発
兼民商店	計											94	94	高岡町
	男											76	76	兼民商店
四日市合成	計	5	5	6		5	6	6				81	81	四日市市
	男	5	5	6		5	6	6				81	81	四日市合成
大宗建設	計	7	3	3	3	4	4	4	5	5	5	100	100	四日市市
	男	7	3	3	3	4	4	4	5	5	5	100	100	大宗建設
平田紡績	計	438	424	434	420	445	468	475	478	490	480	7,210	7,210	四日市市
	男	38	36	38	29	27	37	34	30	31	27	478	478	平田紡績
杉本組	計	105	96	57	83	98	100	106	117	99	109	1,531	1,531	久居町、亀山市、四日市市、
	男	105	96	57	83	98	100	106	117	99	109	1,531	1,531	鈴鹿市
山九（大協）	計											182	182	杉本組
	男											182	182	久居町
日揮（大協）	計											402	402	山九（大協）
	男											402	402	津市
戸田組	計	8	8	8	8	5	14	6	8	14	11	307	307	日揮（大協）
	男	7	6	6	6	3	12		6	12	11	250	250	久居町
四日市海運	計	111	95	122	160	131	128	124	142	168	159	5,281	5,281	戸田組
	男	95	77	102	142	114	110	106	130	156	151	4,823	4,823	久居町、四日市市
四日市倉庫	計	52	52	44	28	39	47	34	33	26	34	1,449	1,499	四日市海運
	男	39	40	34	20	34	42	34	33	26	34	1,105	1,105	久居町、松阪市、津市、
伊勢湾倉庫	計	30	3	15	5	18	25	19	17	20	25	1,328	1,328	四日市市
	男	26		12	5	18	25	19	17	20	25	1,197	1,197	四日市倉庫
三栄組	計	13	7	10	5						10	602	602	久居町
	男	12	7	10	5						10	556	556	伊勢湾倉庫
日本通運	計	92	89	117	111	98	94	93	97	90	69	3,874	3,874	鈴鹿市、久居町
	男	92	89	117	111	98	94	93	97	90	69	2,942	2,942	三栄組
山九運輸	計	4	8	15		2						70	70	四日市市、久居町
	男	4	8	15		2						65	65	
計		1,094	844	894	890	909	968	991	1,031	983	991			日本通運 四日市市、鈴鹿市、久居町
労務供出地		別記												山九運輸 久居町

第八章　功労者に対する表彰および感謝状

第一節　表彰および感謝状

今次の災害対策の推進に貢献したものに対する表彰および感謝状の取扱いについて、次のとおり基本方針を定められたので、この方針に基いて次表のように政府および知事の感謝状をおくった。

第一項　功労者表彰要綱（昭和34年11月19日決定）

第1　伊勢湾台風の災害に際して、特に功労があり、他の模範と認められる諸団体または個人に対し、内閣総理大臣の表彰を申請するとともに、知事は三重県表彰規則（昭和25年、三重県規則第38号の1）により表彰をおこなった。

第2　前項の表彰は、次の各号の1に該当するものに対しおこなう。

1．自己の危難をかえりみず、人命の救助、水防その他の善行を行ったもの

2．罹災者の救助に特に尽したもの

3．医療、防疫または給水等に特に尽したもの

4．その他、災害に際し、特に善行のあったもの

第3　市町村長は、管内において前項に該当するものがあると認める場合には、紀南支庁長、北勢地方駐在参事または地方駐在副参事を経由して昭和34年11月末までに知事に具申すること。

第4　この表彰の選考に関しては、三重県非常災害復興本部会議の審査に附すること。

第5　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

第二項　伊勢湾台風災害功労者に対する内閣総理大臣表彰

第一項の要綱により、次の団体および個人が表彰されることとなった。

◎　昭和35年3月8日付　　伊勢湾台風災害功労者に対する内閣総理大臣表彰

個　人　4、　団　体　5、　計　9、

桑名市大字江場214番地	安　田　善　作
桑名市大字小泉91番地	佐　野　勝　祐
三重郡川越村大字豊田一色5番地	寺　本　武　男
尾鷲市梶賀町43番地	倉　本　三　郎

三重郡川越村消防団
飯南郡飯高町消防団
名張市消防団
熊野市消防団
志摩郡大王町消防団

第三項　伊勢湾台風災害功労者に対する叙勲

◎　昭和35年4月22日付で伊勢湾台風災害功労者に対する叙勲が、次の5名におこなわれた。

勲八等瑞宝章	桑名市大字江場214番地	安田善作
〃	桑名市大字小泉91番地	佐野勝祐
〃	三重郡川越村大字豊田一色5番地	寺本武男
勲七等瑞宝章	尾鷲市梶賀町43番地（勲八等）	倉本三郎
勲八等瑞宝章	尾鷲市須賀利町271番地	浜〃広市

◎　昭和35年4月26日付　伊勢湾台風災害功労者者に対する叙勲　1

勲七等瑞宝章	多気郡明和町大字有爾中296番地	樋口久男

第四項　伊勢湾台風災害功労者に対する知事賞詞、表彰状、感謝状等

◎　昭和35年3月28日付で　伊勢湾台風災害時において特に功労のあった県出先機関等に対する知事賞詞が、次の18名におこなわれた。

北勢災害復興事務局	北勢農業事務所
北勢地方連絡室	北勢農業事務所桑名出張所
南勢志摩地方連絡室	長島農業改良普及所
伊勢県税事務所	桑名農業改良普及所
北勢福祉事務所	桑名耕地事務所
桑名保健所	桑名土木事務所
四日市保健所	四日市土木事務所
漁業取締船　神島	宮川ダム管理事務所
漁業取締船　伊勢	桑名教育事務所

◎　昭和34年12月25日付で　伊勢湾台風災害功労者に対する知事表彰、感謝状が次のとおり、おこなわれた。

個　人　白木政義　外 74
団　体　三重郡川越村　外 113　計 189
伊勢湾台風災害功労者に対する知事感謝状　後記名簿のとおり
個　人　林　正信　外 12
団　体　亀山営林署　外 137　計 151

◎　昭和35年4月19日付で　伊勢湾台風災害功労者（義捐金寄付）に対する知事感謝状が三重県海外協会伯国支部にわたされた。

◎　昭和35年6月10日付で　伊勢湾台風災害功労者（義捐金寄付）に対する知事感謝状が次の団体にわたされた。

在米三重クラブ　231
三重県海外協会伯国支部　256　計 487

◎ 表　彰　状

〔個　人　の　部〕

番　号	氏　名	住　所
1	白木政義	桑名郡木曽崎村大字福崎 658
2	黒宮覚	〃　〃　大字見入 693
3	富田治	〃　〃　大字豊崎 180
4	宇佐美始	〃　〃　大字小林 109
5	長谷川静一	桑名市大字三之丸
6	安田兵三郎	〃　赤須賀宮本町
7	内山三吉	桑名郡長島町大字福吉 575
8	伊藤仙七	〃　〃　〃　335の1
9	水谷宏	〃　〃　〃　4
10	早川昌弘	〃　〃　〃　440
11	川尻林松	名古屋市北区金城町 3の24
12	伊藤秀太郎	桑名市伊賀町 1827
13	日比野確	〃　新屋敷西
14	中村利行	〃　安永 5の362
15	安田善作	〃　江場 214
16	松尾賢一	〃　大字上の輪
17	丹羽留吉	〃　立田町
18	中村進一	〃　〃　116
19	伊藤恵博	〃　安永 2の578
20	松岡武	〃　〃　1136
21	中村富次郎	〃　〃　5
22	佐野勝祐	〃　大字小泉
23	牧野重範	三重郡川越村亀崎新田 77
24	伊藤一郎	〃　〃　〃
25	飯田重忠	〃　〃　〃
26	石川泰賢	〃　〃　亀尾新田
27	小沢満	〃　〃　〃
28	太田善市	〃　〃　〃

番号	氏名	住所
29	小沢喜久男	三重郡川越村亀崎新田
30	太田栄市	〃　〃　亀尾新田
31	鈴木久雄	〃　朝日町大字縄生 597
32	岡田卓也	四日市市西町三区
33	向山利明	〃　大字富田一色江戸町
34	加藤慎亟	〃　東紡川北町
35	増山英一	〃　大字日永 894
36	矢田甚之助	〃　〃　袋町
37	福島友五郎	一志郡嬉野町大字田村 64
38	脇田多賀夫	〃　〃　宮古 986
39	飯田治	〃　一志町大仰 255
40	丸山利夫	〃　美杉村下之川 1392
41	脇谷義夫	〃　〃　〃　1800
42	谷田隆	〃　〃　〃　1748
43	川口政五郎	南郡飯高町大字田引 159
44	橋本政蔵	〃　〃　〃　赤桶 1117
45	村松市太郎	〃　〃　〃　粟野 64-
46	河合昌雄	多気郡多気町五桂 234
47	小林房夫	名張市黒田 1414の2
48	浜広市	尾鷲市須賀利町 271
49	倉本三郎	〃　梶賀町 43
50	岡村好友	桑名郡木曽岬村
51	諸戸一雄	〃　〃　加路戸 2038
52	加藤誠一	〃　〃　見入 137
53	丹羽政男	桑名郡長島町
54	伊藤義雄	〃　〃　西外面 1061
55	館秀遠	四日市市西阿倉川 836
56	大橋原穂	鈴鹿市神戸地子町 518
57	島岡真教	〃　江島町 3134
58	山中宗之	三重郡楠町南五味塚
59	堀川恵つ	津市乙部
60	田中みき	一志郡久居町西鷹跡町
61	山田千恵子	津市一身田町
62	斎藤悦子	〃　出口町岩田 828
63	名越成夫	一志郡嬉野町上小川
64	中西いつ子	度会郡小俣町
65	浜口幾子	〃　〃
66	安岡千代子	〃　〃
67	林久江	〃　〃
68	酒徳早苗	〃　〃
69	中谷鈴子	〃　〃
70	西村清彦	熊野市有馬町
71	尾崎弘雄	南牟婁郡御浜町市木
72	西岡彦一	熊野市大泊町
73	花井一郎	桑名郡木曽岬村近江島 336
73の2	阪田脩	飯南郡飯南町大字深野 3767
73の3	寺本武男	三重郡川越村大字豊田一色

◎表　彰　状

〔団　体　の　部〕

市町村関係

番号	団体名	代表者名	所在地
74	三重郡川越村	宮田完一	
75	〃　朝日町	安達誠三	

自治会関係

番号	団体名	代表者名	所在地
76	桑名市自治会連合会	水谷新之助	桑名市新矢田
77	松西下自治会	太田秀雄	桑名郡長島町大字松蔭
78	羽津地区連合自治会	伊東直作	四日市市羽津

消防団及び水防関係

番号	団体名	代表者名	所在地
79	四日市市消防団	大野正平	四日市市
80	川越村消防団	牧野勇	三重郡川越村
81	楠町消防団	宮崎悦三	〃　楠町
82	長島町消防団	丹羽清治	桑名郡長島町
83	桑名市消防団	水谷庄三郎	桑名市
84	多気町消防団	長森秀正	多気郡多気町
85	大王町消防団	中村安生	志摩郡大王町
86	大内山村消防団	井上矩男	度会郡大内山村
87	志摩町消防団	宇田健二	志摩郡志摩町
88	名張市消防団	森克久	名張市
89	尾鷲市消防団	松永重兵衛	尾鷲市
90	美杉村消防団	松本善夫	一志郡美杉村
91	木曽岬村消防団	岡村安太郎	桑名郡木曽岬村
92	熊野市消防団	谷川義一	熊野市
93	飯高町消防団	滝野虎男	飯南郡飯高町
94	南島町消防団阿曽浦班	竹内組夫	度会郡南島町
95	紀勢町消防団錦地区		度会郡紀勢町
96	嬉野町水防団宇気郷村	中山四朗	一志郡嬉野町

婦人会　青年団関係

番号	団体名	代表者名	所在地
97	三重郡朝日町婦人会	川崎邦子	三重郡朝日町役場内
98	鈴鹿市婦人会連絡協議会	麻生千鶴子	鈴鹿市加佐登町
99	桑名市婦人会連絡協議会	水谷千禾子	桑名市新矢田
100	伊勢市婦人会連絡協議会	岩下かね	伊勢市岡本町
101	津市婦人会連絡協議会	松本ひさ	津市
102	津市一身田婦人会	常盤井教子	津市一身田

番号	団体名	代表者名	所在地
103	津市高田本山婦人会	平松操枝	津市一身田
104	飯高町婦人会	太田喜枝	飯南郡飯高町
105	津市南立誠婦人会	前田スエノ	津市
106	楠町婦人会	岩田七子	三重郡楠町
107	伊勢青年会議所	笠井義夫	伊勢市岩渕町 110
108	飯高町青年団	川合勉	飯南郡飯高町
109	大東紡織株式会社鈴鹿工場青年婦人部		鈴鹿市白子町 4800
110	四日市市橋北杉の木子供会	宇賀富弥	四日市市西橋北地区中川原町
111	四日市市西末広町青年団	上瀬金一	四日市市西末広町 4202

学校関係

番号	団体名	代表者名	所在地
112	三重大学農学部学生自治会	伊藤常樹	津市栗真町屋町
113	三重大学学芸学部学生自治会	福島平和	〃 丸之内殿町
114	三重県立大学医学部学生自治会	向島達	〃 鳥居町
115	〃 水産学部学生自治会	境富男	〃 大谷町
116	三重県立明野高等学校保育課程生徒一同		度会郡小俣町
117	三重県立亀山高等学校保育課程生徒一同		亀山市本町
118	〃 宇治山田高等学校生徒会	中西努	伊勢市八日市場町
119	〃 宇治山田商業高等学校生徒会	井村紘	伊勢市神田久志本町
120	〃 四日市高等学校生徒会		四日市市富田
121	〃 桑名高等学校生徒会		桑名市東方
122	〃 四日市工業高等学校生徒会		四日市市浜田
123	〃 名張高等学校生徒会		名張市東町
124	高田高等学校生徒会		津市一身田
125	津市立一身田中学校	保地正良	〃 大古曽
126	〃 〃 小学校	新山勇	〃 〃
127	伊勢理容美容学校	理事長 西田捨吉	伊勢市一志町 191の4
128	学校法人伊勢学園	中西久	〃 河崎町
129	学校法人旭理容美容専門学校	長谷川初子	津市広明町
130	三重県立菰野高等学校生徒会	湯浅一彦	三重郡菰野町
131	楠町立楠中学校生徒会	西脇敏之	〃 楠町
132	三重県立津女子高等学校生徒会	長谷川節子	津市柳山津興
133	〃 津商業高等学校生徒会	別所克巳	〃 渋見町
134	津ドレスメーカー女学院生徒会		〃 大谷町
135	三重短期大学	藤井新一	〃 栄町三丁目
136	〃 少年学院	桑田耕太郎	〃 大谷町
137	三重県立長島高等学校生徒会	堀公夫	北牟婁郡長島町

医療関係

番号	団体名	代表者名	所在地
138	社会保険羽津病院	山口寛人	四日市市羽津町
139	カトリック教会医療班	トーマスベリ神父	津市西堀端
140	田中病院	田中矩夫	亀山市西丸
141	財団法人済生会松阪病院	水谷政市	松阪市日野町
142	三重県立大学医学部附属病院高等看護学校学生自治会	栗田美代子	津市栄町
143	桑名医師会	佐藤一男	桑名市中央町青木外科病院内
144	四日市医師会	石川匡	四日市市南町
145	津医師会	伊藤貞郎	津市鷹匠町県医師会内
146	松阪地区医師会	今牧甲子男	松阪市殿町
147	伊勢市医師会	井戸政信	伊勢市常磐町 181
148	名賀医師会	夏秋忠雄	名張市松崎町上久保病院内
149	員弁厚生病院	笹本弼	員弁郡北勢町阿下喜
150	菰野厚生病院	杉原茂	三重郡菰野町
151	中勢病院	筒井淳平	鈴鹿市神戸矢田部町

社会福祉事業関係

番号	団体名	代表者名	所在地
152	社会福祉法人長谷山学園	高山宗俊	津市片田長谷町

会社、協同組合、建設業者関係

番号	団体名	代表者名	所在地
153	金海精機工業株式会社	金海洪注	桑名市内堀 1752
154	旭ダウ株式会社鈴鹿工場	小深田耕一	鈴鹿市平田町
155	大東紡織株式会社鈴鹿工場	奥山好行	鈴鹿市白子町
156	赤須賀漁業協同組合	千葉胤一	桑名市大字赤須賀
157	波瀬森林組合	田中彦左衛門	飯南郡飯高町
158	北勢地区開拓農業協同組合協議会	船越諫	四日市市浜田錦町
159	三重県理容環境衛生同業組合鈴鹿支店	吾妻信一	鈴鹿市白子町東町 628
160	三重県公衆浴場業環境衛生同業組合伊勢支店	西井清大郎	伊勢市常磐町 336
161	〃 公衆浴場同業組合伊勢支店	神田三之亟	津市南之瀬古町
162	〃 厚生農業協同組合連合会	服部光良	〃 羽所町
163	〃理容環境衛生同業組合河芸支店		〃 栗真町屋町
164	桑名農業協同組合長会	大橋美生	桑名市寿町 497
165	員弁郡農業協同組合長会	近藤儀一	員弁郡員弁町楚原
166	三泗農業協同組合長会	広田宗二	四日市市浜田 1463
167	鈴鹿市農業協同組合長会	川北実	鈴鹿市神戸矢田部町
168	鈴鹿郡亀山市農業協同組合長会	伊藤義男	亀山市御幸町 272
169	安芸津農業協同組合長会	長谷吉蔵	津市古河 81
170	一志農業協同組合長会	上田利美	一志郡久居町本町
171	飯南松阪農業協同組合長会	小林彗文	松阪市京町 346
172	多気郡農業協同組合長会	山下芳雄	松阪市京町
173	度会、伊勢農業協同組合長会	中村善一郎	伊勢市岩渕町 510

番号	団体名	代表者名	所在地
174	志摩農業協同組合長会	奥村博志	志摩郡磯部町迫間4
175	阿山、上野農業協同組合長会	森本兼助	上野市丸の内57
176	名賀郡、名張市農業組合長会	田中登良之助	名張市栄町2,947
177	北牟婁、尾鷲農業協同組合長会	柳田光造	尾鷲市中井浦
178	南牟婁、熊野農業協同組合長会	桧作留吉	熊野市木本町
179	三重県農業協同組合中央会	小林慧文	津市羽所町69
180	三重県信用農業協同組合連合会	山羽幸助	〃
181	〃 販売購買農業協同組合連合会	浜岡一郎	〃
182	〃 共済農業協同組合連合会	山羽幸助	〃
183	〃 醤油味噌工業協同組合	清水壱良	〃 広明町
184	東亜紡織株式会社楠工場	田村祐寿	三重郡楠町
185	三重県モーターボート選手会	山中弘	津市丸之内
186	三重大学附属小学校PTA	森田清	〃
187	鈴鹿市PTA連絡協議会	稲垣忠男	鈴鹿市江島町

◎ 感謝状

〔個人の部〕

番号	氏名	住所
1	林正信	員弁郡北勢町下平1810
2	加藤一美	〃
3	安田喜三郎	〃 東貝野
4	近藤徳大郎	〃 阿下喜6784
5	渡辺権之丞	〃 大字鼓487の1
6	三崎寅雄	員弁郡大安町字北垣内海戸
7	辻井久大郎	桑名市東方
8	杉森一郎	鈴鹿郡関町加太板尾
9	高山亮一	多気郡勢和村朝柄
10	奥野佐三	伊勢市宇治今在家町18
11	三田英郎	伊勢市宇治今在家町24
12	デイーンリーパー夫人	米国ウイスコンシン州
13	駐日米国大使夫人	

◎ 感謝状

〔団体の部〕

国の機関関係

番号	団体名	代表者名	所在地
14	亀山営林署	池沢宗一	亀山市東丸町
15	国立三重療養所	前原義雄	安芸郡豊里村窪田
16	〃 明星 〃	藤田和雄	多気郡明和町上野435
17	〃 療養所静澄園	望月立夫	一志郡白山町
18	国立療養所鈴鹿病院	山岸光国	鈴鹿市加佐登町
19	国立津病院	中堀正	一志郡久居町軍談野

番号	団体名	代表者名	所在地
20	国立榊原療養所	松村友行	一志郡久居町榊原
21	鈴鹿電気通信学園	岩元巌	鈴鹿市白子町
22	鈴鹿通信病院	梅原享	鈴鹿市庄野町
23	建設省中部地方建設局木曽川下流工事事務所	渡辺豊	桑名市東太一色
24	農林省三重食糧事務所	千坂正良	津市広明町

市町村関係

番号	団体名	代表者名	所在地
25	鈴鹿市	杉本龍造	
26	伊勢市	阿竹仙之助	
27	三重郡楠町	服部栄門	
28	桑名市	水谷昇	
29	員弁郡員弁町	二井四郎	
30	員弁郡東員村	佐藤孫治	
31	津市	角永清	
32	四日市市	平田佐矩	

自治会関係

番号	団体名	代表者名	所在地
33	四日市市水沢地区	森幸雄	四日市市水沢
34	津市一身田町内会	井ノ口二郎	津市一身田町

消防団及び水防関係

番号	団体名	代表者名	所在地
35	津市消防団	伊藤嘉七	津市
36	東員村消防団	岩田富郎	員弁郡東員村
37	藤原村消防団	岡一郎	〃 藤原村
38	朝日町消防団	野呂政一	三重郡朝日町
39	安濃村消防団	小林美基	安芸郡安濃村
40	北勢町消防団	築田左田八	員弁郡北勢町
41	大安町消防団	清水節生	〃 大安町
42	石加村消防団	伊藤泰生	員弁郡石加村
43	員弁町消防団	太田武男	〃 員弁町
44	多度町消防団	渡辺貞彦	桑名郡多度町
45	鈴鹿市消防団	勝田平男	鈴鹿市
46	鈴峯村消防団	浅野貞郎	鈴鹿郡鈴峯村
47	関町消防団	山内喜久男	鈴鹿郡関町
48	菰野町消防団	服部幸太郎	三重郡菰野町
49	芸濃町消防団	近沢本右衛門	安芸郡芸濃町
50	豊里村消防団	田山秋吉	〃 豊里村
51	河芸町消防団	前田政一	〃 河芸町
52	美里村消防団	田中栄一	〃 美里村

番号	団体名	代表者名	所在地
53	香良州町消防団	長谷川　正雄	一志郡香良州町
54	久居町消防団	服部　美三雄	〃　久居町
55	松阪市消防団	中林　民三	松阪市
56	一志町消防団	田中　栄三	一志郡一志町
57	白山町消防団	野田　利一	〃　白山町
58	三雲村消防団	川合　仁	〃　三雲村
59	上野市消防団	北崎　運雄	上野市
60	青山町消防団	松原　勇	名賀郡青山町
61	阿山村消防団	竹内　幸一郎	阿山郡阿山町
62	大山田村消防団	東出　善一	阿山郡大山田村
63	伊賀町消防団	森口　保雄	〃　伊賀町
64	亀山市消防団	伊藤　栄二郎	亀山市
65	島ケ原村消防団		阿山郡島ケ原村
66	三重県消防協会		津市

学校・医療関係

番号	団体名	代表者名	所在地
67	高田幼稚園		津市一身田町
68	三重県医師会	伊藤　貞郎	〃　鷹匠町

報道機関関係

番号	団体名	代表者名	所在地
69	伊勢新聞社	川村　久光	津市丸之内本町
70	日本経済新聞社	萬　直次	東京都中央区日本橋茅場町
71	中部日本新聞社	小山　龍三	名古屋市中区御幸本町通り
72	中部経済新聞社	三宅　兼松	名古屋市中村区泥江町
73	読売新聞社	高橋　雄豺	東京都中央区銀座西
74	毎日新聞中部本社	黒田　龍馬	名古屋市中村区堀内町
75	朝日新聞名古屋本社	杉山　勝美	名古屋市中区広小路通り
76	産業経済新聞社	水野　成夫	大阪市北区梅田
77	共同通信社	松方　三郎	東京都千代田区日比谷公園
78	時事通信社	長谷川　才次	〃
79	日本放送協会	野村　秀雄	東京都千代田区内幸町
80	東海ラジオ放送株式会社	安保　正敏	名古屋市中区桜町通1の12
81	東海テレビ放送株式会社	千田　憲三	名古屋市東区東新町
82	中部日本放送株式会社	佐々部　晩穂	名古屋市中区新栄町

外国関係

番号	団体名	代表者名	所在地
83	在米三重クラブ	森西房雄	
84	在アルゼンチン三重県人会	服部定雄	
85	北加在住三重県人会		
86	Japanese Chamber of commerce of S.O.Calif		
87	The RAFUSHIMPO		
88	New Japanese American News		
89	Calif Daily News		
90	布哇日系人連合協会	田畑博	米国ハワイ州ホノルル市
91	カナダ児童救済基金会		
92	フランス児童救済会		
93	IUCW（国際児童福祉連合）		
94	ロツキード航空株式会社婦人会		
95	ノールウエー ルーテン協会		
96	アメリカ国政府		
97	ヴエーナム国政府		
98	カナダ政府		
99	日本キリスト教奉仕団		
100	アメリカフレンド奉仕団		
101	日本国際キリスト教奉仕団		
102	カトリツク救済奉仕団		
103	(アメリカ)ダイヤモンド電気会社		

社会福祉事業関係

番号	団体名	代表者名	所在地
104	日本赤十字社三重県支部	田中覚	津市塔世
105	山田赤十字病院	服部達太郎	度会郡御薗村高向
106	鈴鹿赤十字病院	原義典	鈴鹿市岸岡町

会社、協同組合、建設業者関係

番号	団体名	代表者名	所在地
107	三重交通株式会社	安保正敏	津市丸之内本町
108	三岐鉄道株式会社	九鬼紋十郎	四日市市東富田
109	近畿日本鉄道株式会社名古屋営業局	中谷茂一	名古屋市中村区笹島
110	有限会社富田屋商店	富島利男	津市栄町２の21
111	油正醸造株式会社	川端正七	一志郡久居町本町
112	中部電力株式会社津支店	神尾静夫	津市南堀端
113	六泉タオル工業協同組合	坂上育造	大阪府六泉南郡熊取町
114	四国タオル工業組合	宮崎研一	愛媛県今治市泉川通
115	桑名建設事業協同組合連合会	山下清作	桑名市大字相生町
116	三重県建設事業協同組合連合会	安井伊三郎	津市羽所町
117	三重県建設業協会	平田竹松	〃 桜橋通り２
118	三重県畜産農業協同組合連合会	小林慧文	〃 羽所町
119	三重県木材組合連合会	久保次三郎	〃 下部田

番号	団体名	代表者名	所在地
120	内城田森林組合	福井　定	度会郡度会村
121	日本土建株式会社	平田竹松	津市検校町
122	株式会社矢野組	矢野三郎	三重郡朝日町小
123	株式会社福田組	福田元八郎	向四日市市浜田
124	松岡建設株式会社	松岡周太郎	三重郡川越村南福崎
125	朝日土木株式会社	泰　三男	四日市市浜一色
126	中井土木株式会社	中井峯太郎	松阪市中町
127	株式会社宮本組	宮本武蔵	伊勢市浦口町 110
128	宮本組	宮本役蔵	桑名市東方門前通
129	八功建設株式会社	水谷義博	桑名市大字桑名
130	加藤組	加藤政次	桑名郡木曽岬村見入
131	株式会社荏原製作所名古屋出張所	新村一夫	名古屋市中区広小路 2
132	日本興業株式会社	中村国一	桑名市矢田
133	太陽工業株式会社	伊藤勤	〃　和泉町
134	平川工務店	平川正次	〃　矢田
135	森本興産株式会社	森本美雄	四日市市浜田
136	松岡産業株式会社	松岡武一郎	桑名市大字安永
137	西松建設株式会社中部支店	高橋勝雄	名古屋市中区御幸本町 2
138	株式会社守谷商店名古屋支店	守谷育介	〃　〃　新栄町二丁目
139	久保田鉄工株式会社	小田原大造	大阪市浪花区船出町 2
140	浪花工業株式会社	安井伊三郎	津市上弁財町 2254
141	東海工業株式会社	大谷喜正	四日市市新浜町 1702の 1
142	株式会社大木組名古屋出張所	坂田悦次	名古屋市中区不二見町 7 の 1（久野ビル二階）
143	若松築港株式会社名古屋支店	白石義雄	〃　〃　広小路通り
144	阪神築港株式会社桑名事務所	森下正雄	桑名市門前町
145	東亜港湾工業株式会社木曽川作業所	大門芳一	〃　三の丸
146	株式会社水野組名古屋支店	纐纈惟高	名古屋市中区桑名町
147	佐伯建設工業株式会社名古屋事務所四日市出張所	佐藤義嗣	四日市市午起町地先

その他

番号	団体名	代表者名	所在地
148	高田本山専修寺	常盤井堯棋	津市一身田町
149	財団法人伊勢神宮奉賛会	宮川宗徳	伊勢市宇治中之切町
150	財団法人修養団	二木謙三	〃　今在家町
151	三重地区非常無線通信協議会	永見昌司	津市

第九章　復　興　費

伊勢湾台風による災害復興のために、被災住民の民生安定および被災施設の復興整備ならびに、今後防災対策に万全を期する計画とするため、その性格から必然的に他の諸事業に優先し、しかも、早期完成が望まれるものである。その財政資金総額は約566億1,800万円（民間資金約31億円を含む）となり、その状況は次のとおりである。

第一節　県　財　政

別表に明示されているように、財政関係事業費は国庫補助、県費、その他に大別される。伊勢湾については、特別立法により大巾な国庫負担、および補助措置が講ぜられているが、災害復興の重要性にかんがみ、国庫補助をともなわない事業についても、復興対策上必要な事業については、県単独費をもって積極的に実施することとした。この復興に要する国および県の予算関係は総額426億余円で、そのうち、国庫負担および補助額は約355億余円、約83%に達している。（別表参照）

第二節　市町村財政

本災害にともなう、市町村の財政負担の状況は、別表のとおり総体予算108億8,500万円であって、そのうち国庫補助によるもの75億5,500万円となっている。寄付金その他を差引いて市町村負担は31億7,300万円となっている（別表参照）このような事業費は国費、県費等にくらべるとその額は多くはないが、今次台風被害の激甚であった市町村ほどその財政収入は、激減し、同時に、災害復興費は増嵩をきたしており、財政運営は困難を極めている状況である。

34年災害復旧に伴う県財政負担総括表

（単位千円）

区分		事業費	財源						
			補助率	国庫負担	寄付金その他	県負担	県負担の内訳 充当率	起債	県費
		千円	%	千円	千円	千円		千円	千円
1	高潮対策事業	32,191,133	86.3	27,153,990	106,100	4,931,043		4,434,040	497,003
県営工事	建設省関係	8,913,034	〃	7,691,948		1,221,086	90.0	1,115,000	106,086
県営工事	農林省耕地	2,503,513	〃	2,160,532		342,981	〃	313,000	29,981
県営工事	漁港	113,623	〃	98,057		15,566	〃	14,000	1,566
県営工事	運輸省関係	5,498,347	〃	4,745,073		753,274	〃	688,000	65,274
国直轄工事	建設省関係	11,736,616	〃	10,128,700		1,607,916	〃	1,523,040	84,876
国直轄工事	運輸省四日市港防波堤	2,055,600	80.0	1,644,480		411,120		308,000	103,120
国直轄工事	同上改修費	1,370,400	50.0	685,200	106,100	579,100	80.0	473,000	106,100

区分	事業費	財源						
		補助率	国庫負担	寄付金その他	県負担	県負担の内訳		
						充当率	起債	県費
	千円	%	千円		千円		千円	千円
2. 公共土木施設事業	5,448,805		5,303,930		144,875	90.0	122,475	22,400
県営工事 建設省関係 一般災害	668,602	95.5	638,514		30,088	〃	27,000	3,088
県営工事 建設省関係 特例災	3,587,971	97.7	3,505,447		882,524	〃	74,000	8,524
県営工事 農林省関係 一般災害								
県営工事 農林省関係 特例災	22,581	〃	22,061		520	〃		520
県営工事 漁港特例災	116,290	〃	113,615		2,675	〃		2,675
県営工事 運輸省関係 一般災害	90,006	95.5	85,955		4,051	〃		4,051
県営工事 運輸省関係 特例災	434,583	97.7	424,587		9,996	〃	8,000	1,996
国直工事 建設省関係 一般災害	129,892	95.5	124,046		5,846	〃	5,200	646
国直工事 建設省関係 特例災	398,880	97.7	389,705		9,175	〃	8,275	900
3. 公共土木施設災害関連事業	485,0162	63.4	307,500		177,516	40.0	55,000	122,516
河川	23,121	〃	128,780		74,341	〃	23,000	51,341
海岸	58,788	〃	37,272		21,516	〃	6,000	15,516
砂防	29,160	〃	18,487		10,673	〃	3,000	7,673
港湾	17,324	〃	10,983		6,314	〃	2,000	4,341
道路	176,623	〃	111,978		64,645	〃	21,000	43,645
4. 農林水産施設事業	348,125		303,089	22,517	22,519			22,519
一般災害	324,138	88.6	287,186	18,476	18,476			18,476
災害関連	23,987	66.3	15,903	4,041	4,043			4,043
5. 公立学校（県立）施設事業	142,429	72.0	102,556		39,873		35,000	4,873
6. 崩壊地復旧事業	1,958,022		1,306,000		652,022		597,000	55,022
国直轄事業	264,305	66.7	176,291		88,014	90.0	73,000	15,014
県営事業	1,693,717	〃	1,129,709		564,008	〃	524,000	40,008
7. 県単独災害事業	290,000				290,000	100.0	290,000	
小災害 指定地	158,000				158,000	〃	158,000	
小災害 その他	46,000				46,000	〃	46,000	
その他	86,000				86,000	〃	86,000	
8. 災害対策費	1,778,623		1,092,734		685,889		170,000	515,889
合計	**42,642,153**		**35,569,799**	**128,617**	**6,943,737**		**5,703,515**	**1,240,222**

（注） 農林水産施設災害事業の県費負担の充当内訳中、起債額が年次別の割当にすると、単年度10,000千円未満のため起債対照額に達せず一応県費として計上した。

（総括表）　昭和34年発生災害に伴う災害復旧等に関する市町村財政負担の状況

（単位百万円）

区分		事業費	国庫負担額	寄附金等	市町村負担額	左の内訳 起債	左の内訳 一般財源(A)	起債の元利償還金(B)	元利償還金のうち財源措置(C)	施越工事等の利子額(D)	市町村財政負担額 A＋B＋D－C
1 災害復旧費		7,711	5,950	157	1,604	1,201	403	1,669	1,236	286	1,122
(1) 公共土木施設	補助事業	13,606	3,444	–	162	146	16	203	193	216	152
	単独事業	185	–	–	185	128	57	178	110	–	125
(2) 農林水産施設	補助事業	1,915	1,689	46	180	158	22	220	209	134	167
	単独事業	519	–	111	408	321	87	446	446	–	87
(3) 公立学校施設	補助事業	708	521	–	187	168	19	233	221	16	47
	単独事業	104	–	–	104	36	68	50	21	–	97
(4) 公営住宅	補助事業	307	215	–	92	83	9	115	–	7	131
	単独事業	39	–	–	39	24	15	33	–	–	48
(5) 都市施設	補助事業	7	4	–	3	2	1	3	3	–	1
	単独事業	4	–	–	4	2	2	3	1	–	4
(6) その他公共用施設	補助事業	34	23	–	11	6	5	6	2	1	12
	単独事業	131	–	–	131	75	56	104	30	–	130
普通会計小計	**補助事業**	**6,577**	**5,896**	**46**	**635**	**563**	**72**	**782**	**628**	**284**	**510**
	単独事業	**982**	**–**	**111**	**871**	**586**	**285**	**814**	**608**	**–**	**491**
(7) 公営企業準公営企業会計に係る分	補助事業	108	54	–	54	52	2	73	–	2	77
	単独事業	44	–	–	44	–	44	–	–	–	44
2 災害関連事業費		1,799	1,428	–	371	323	48	576	–	40	664
(1) 高潮対策事業		1,740	1,392	–	348	313	35	559	–	39	633
(2) 公共土木施設		11	7	–	4	2	2	3	–	–	5
(3) 農林水産施設		48	29	–	19	8	11	14	–	1	26
3 災害対策費		671	177	–	494	39	455	49	–	5	509
(1) 補助分		242	177	–	65	39	26	49	–	5	80
(2) 単独分		429	–	–	429	–	429	–	–	–	429
合計		**10,181**	**7,555**	**157**	**2,469**	**1,563**	**906**	**2,294**	**1,236**	**331**	**2,295**
4 歳入欠陥		704	–	–	704	89	615	108	–	–	723
(1) 普通会計	減免	238	–	–	238	89	149	108	–	–	257
	減収	279	–	–	279	–	279	–	–	–	279
(2) 公営企業準公営企業	減免	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	減収	187	–	–	187	–	187	–	–	–	187
総計		**10,885**	**7,555**	**157**	**3,173**	**1,652**	**1,521**	**2,402**	**1,236**	**331**	**3,018**

第十章　被害者の記録
およびその他の記録

（1）　被害者の当時の模様

わたしはひとりになった

桑名市城南中学校　3年　伊　藤　好　美

9月26日、あすは陸上競技大会と言って勇んで家へ帰った。しかしそれはつかの間、伊勢湾台風のため、私達はおびえていなければならなくなった。外はもううすぐらくなり電気をともすころになった。しかし電気はつかなかった。祖母は水道のとまるのを用心してバケツなどに水をくみとっておいたと言って安心していた。ラジオは6時の台風情報のニュースを最後に聞けなくなり、何もすることなくした家族は、父が新聞を見、母は衣類を二階に上げて用意していた。私達姉弟3人は、そんなにひどくなると思わないので、雑誌など見て遊んでいた。ちょうど8時ごろ、風が強さをまし、屋根のかわらがガサガサと音を立てるのが聞こえはじめた。そしてかべが少しずつたたみや土間、そしてタンスの上におちはじめたのだった。かわらが家のうらへとんでいたので、東風だったように思う。そうした私達の不安もよそに、前よりもひどく屋根のかわらのふきとぶ音。

8時半近いころか、かべもひどくおちはじめ家の中にいてはきけんな状態になってきた。父は母に、家にいてはきけんだ、少しでも家がひくくて風のあたりにくい家が安全だと言って私達をうらの窓から出して、うらの丹羽優一さんの家へ入れてもらった。父はきっとこの時堤防のきれることは頭においていなかったのだろう。ここで私達が行って5分もたたぬ間に、となりの松井さん一家も丹羽さんの家へどやどやと入って来た。そして「私の家もおそろしくていられんわ、あんたとこは少しもかべが落ちんな」などと話しをしていた。これで一軒の家に三軒13人が集まったのである。そして、このおそろしい時間を、互にきんちようした顔を見合わせ、耳と目ばかり落ちつかなく、あちこちとすばやく変ったことを見のがさないようにと動かしていた。

半時間ぐらいしていちばん前で入口の所に立っていた父が「あっ、いかん」といって一歩後へさがった。私は何かと思い立ち上がってその方に首をのばすと、多くのごみや木のはしをうかしながら、海水が目の前に迫るのを見た。私はびっくりして思わず母のきもののそでをつかんだ。すると総立ちになった私達の足もとに、たたみの間からひやりとする海水が一めんにふき上げて来た。思わず私の背に冷たいものが走った。上の弟は父に、下の弟は母にしがみつき、「こわい」と大きな泣き声を立てた。それにもかかわらず、水はどんどんふき上げて、みるまにたたみをおおいつくして、私のひざの深さに達した。歯をくいしばった私も、思わず父母をよんだ。父と母は子どもをかかえて少しでも早くのがれようと水にうきながら天じようを見上げてにげる場所をさがし求めた。

うらのゆき子ちやん、みき子ちやん、それに弟の「とうちやん、かあちやん、おそろしい」

と泣き叫ぶ声で、家の中は騒然とし、それをおさえつけるように「そんなに泣かんときな、とうちやんやかあちやんがいるから、おそろしくあらせん」と父母のはげます声。水はこくこくとまし腰の上まできた。

丹羽さんは天じよう板を水といっしよに流れてきた材木で、打ち破って小さい子を先にあげ、私や祖母、それに丹羽さんや松井さんのおばさんを上げて、おじさんや父が最後にはい上って来た。でもだれも何とも言おうとしなかった。そして今度は二階の窓から、前と同じようにひとりずつ屋根の上におし上げてくれた。私が上った時はすでに濁流は屋根の上から手にとどくようにふえ、多くの木や板が流され家にぶつかるごとに、かたむくからだをはっとこらえ、顔にかかるしぶを水びたしのそでてぶいた。あたりは暗くてよくは見えず、弟二人私の両わきに体をすりよせ、その手は母のうでをしっかりにぎっていた。荒れくるう風、たたきつける大つぶの雨の中で、ぴったりよりそったはだのぬくみが、ずぶぬれの洋服をとおし伝わってきたのを私は忘れることができない。

この時、父はいよいよきけんと思ったか、母にしがみつく弟二人を自分の両がわにかかえた。そして私に「おばあさん、かあちやんからはなれるな」と言いきかせた。だく流はさらにはげしさを加えて、屋根の上の私達の足もとをはげしい勢いで、洗いはじめた。もうにげ場所もなかった。きゆうに水がふえたように思った。突然足をすくわれ体があおむけになり、家もろとも水中にひっくりかえってしまった。私は夢中になってもがいたことであろう。一たん水にのまれて、二たびうかび上った時、私がつかんだのは板のような流木だった。とてもからい塩水が口からはいって来た時の若しみ、「死にたくない」おそろしさの中から私は手足に力を入れて流木をしっかりはなさなかった。「生きたい」このねがいのほかには、家族のことも頭にうかばなかった。だく流をたたきつける風波をかぶり私はどこへ流されていくのか、見当もつかなかった。時間がたつにつれて、自分のつかまえている流木が、いつのまにか流れていないのに気がついた。それとともに私の体をしめつけてくる流木の群、私は心をはずませて、その木をはらいのけるのにいっしよけんめいだった。そのおそろしさの中から左右を見まわしていた私の手に草のようなものがさわった。思わず流木をはなし、足で一歩一歩足場をさぐり、手で流木をおしのけて上へと上った。それが堤防と言うことも何もわからなかった。ただ早く水からのがれたかったからであったかもしれない。こうしてはいずり上って、手にじやりのようなものがさわった時は、思わず「うれしい」と心の中で言わずにいられなかった。

眼をあげると、西の方に小さな燈が見える。私はいっしようけんめいにていぼうを歩いていった。まだ風はとても強く、歩きはじめても、すぐふらついてその場にしやがんでしまう。小さい燈は、近いようで遠かった。私はあせり、水のためにけずられたていぼうのあなにはまりこんだりして、ようやく村らしい所にたどりついた時は、体は冷え切ってしまい、言葉も出なかった。家の形がくらやみの中にもわかるのに、人の姿が見られない。少し進むと人らしい気はいに思わず「たすけて」とさけんだ。そしたら同じ大平町の宮田さんというおじさんが、私より先にきたのか「なんや好ちやんやないか、とうちやんは」といって私の方に来た。その時はじめて今までこらえていたなみだが、胸からあふれでてきた。私は小貝須の伊藤さんという

家にたすけられたのである。その家の人はとても親切で「ぬれた服などをきてるとかぜひくから」といってかわいた服を私にかしてくださったり。それなのに私の口は重かった。あの時、私はていねいな礼をいっただろうか。そこの人は、私が家族のことを心配しているのにきづいてか、「朝になればきっと家の人はこの辺にもさがしに見えるで、もう心配せずにねてなさい」とはげましてくださったものの、やっぱり父や母や弟のことが気になり、体を横にすることはできなかった。夜明けの長さ、どれほど夜の白むのを待ったことか。

朝は来た。まどから外を見たときいちばん早く気づいたのは友達の村山寿子さんの家が、全然なくなっていることだった。ふりかえてはるかに干拓の方を見た時、どれほどびっくりしてくるであろう。家のかげもなく、田畑も水におおわれ、海と一つづきになって、ところどころかたいだ電柱が見られるだけであった。私にとっては、朝を待ちこがれていただけの喜びはなかった。父も母も家族のものはだれひとりたずねて来てはくれなかった。私は朝9時ごろひとり、やはり流されて、ひなんしていた家へおじさんについていった。

9月27日おじさんの家族や、干拓の人といっしよに、あらされた土地へ帰った時は、気がぬけたようになっていた。おじさんは何度も「もうあきらめろ」と言った。しかし私は、父や母の遺体を見るまではあきらめない、と心の中でかたく思っていた。一面水におおわれた干拓を見ていると、今まで自分達が住んでいたとも思われないようにひどくあれていた。

ていぼうの下には家にこわれた材木や、家財道具などが山よりにうち上げられ、所々に牛やブタの死んだのがうかんで目も向けられない状態だった。私はそれを見て家族の者も牛やブタ同様になっていわしないかと、そればかりが気になって、多くの人がはげましてくださるのもよそに、ただぼうぜんと、流れるだく流を見つめるだけだった。10時近い頃、材木をかたづけていた女の人が、木の間に死体の足が見えると男の人にいってきた。それと同時に私の足ははじかれたようにその方に向って走り出した。まだどこのだれともわからないのに、どうしてそのようになったか自分自身わからなかった。4、5人の男の人にひき上げられたその遺体が、顔はみえなくても、はいたもんぺのもようで、私の祖母とわかったときは、思わず前にいたおじさんの体をせにささえられていた。ていぼうの上に祖母の変りはてた体を見た時は、草の上にうっぶしてなきふした。水谷さんというおばさんもないていた。長い間ないている私におじさんは「好美、もうなかんでもええ、それより、とうちやんやかあちやんはいまごろどうしているやろな」と私にいった。それで私も、おばあさんは二度と口もきけないけれど、父や母や弟はまだ生きているのだ。となお私はあきらめなかった。そしてもうじきに私のところに来てくれると信じていた。

9月28日、この日もとても良く晴れた日だった。私はきようこそ父や母が会いにきてくれると思って、それだけをまっていた。流された家も、家財も、何もかえって来てはいらない。ただ父母が一時も早く帰ってきてくれるよう、どれほど心で思ったことであろう。でもどれだけまってもむだなことだった。ちようどお昼前おじさんと二人で家の所へ行っていたおばさんが帰ってきて「好ちやん、父ちやんと和已と寛が上った」と教えてくれた。私は思わず「かあちやんは」とききかえしたら、おばさんは首を横にふっていた。そして私が家の近くへ行った時

目ついたのは、宅地の上のあちこちに、男の人や女の人、子どもの死体が10人ぐらい上げられていた。そして私は初めて、父、弟二人を見た。それも変つた姿で。

でもまだ私には母がいる。母は死んでいないという思いがあった。しかしそれもつかのま宅地からお昼を食べて帰る途中、私の目にはいったのは一そうの自衛隊の船だった。堤防のすぐ下を、よしをかきわけながら通っていた船が急にとまり、中の人がよしの中をたけざおでつついていた。私はそれを見て、まただれか見つかったのかしらんと思っていた。まさかそれが母だとは思ってもみなかったのだ。4、5人で上げているのを見ていた。すると干拓の人でそばに見ていた人が「好ちやんちよっと」と私をよんだ。私は何かと思いその方へ行った。とたんに私の足は骨がなかったかのようにくずれていった。しかしなみだはでなかった。自分でもふしぎなくらいだった。こうして私は家族の者の全部失ったのだ。そして4人がまとめられ、自衛隊の船に乗せられた時、はじめてとめどなくなみだがあふれたのだった。そうして自衛隊の人にお願いして私も父や母の遺体と一しよに日の出橋の遺体収容所までのせていってもらった。

「生きてきてくれないかしら」とどれほど舟の中で思っただろう。そして4人が他の多くの遺体と、かんの中に入れられた時、26日からこの時までの間に初めて私はひとりになったのだと、自分に言いきかせた。一時はなぜ自分も一しよに死ななかったのだろうと思ったが、このとき初めて「私は父や母の後をつがねばならないではないか、こんな弱いことでどうするのだだ、もっとしっかりしなくては」と自分自身に言いきかせたのだった。

（2） **台風直後避難所**（鈴峯）の臨時教員として3ヵ月間、被災児童とあけくれともに生活をともにせられた、鈴鹿市白子町、吉田秀子さんの手記を記載する。

木曽岬の子らよ、がんばれ!!

被災地思い出の記　　臨時教員　吉田秀子

水が　そだてた　みなさんの　　ゆたかな　むらを
水がまた　むざんに　あらして　行きました
　　あの日　あのよる　みなさんは
　　どうして　にげた　ことでしよう
　　それでも　よかった　ぶじでいて
鈴峰荘の　みなさんは　かりねの　ゆめに
かあちやんを　よんで　なんども　ないたでしよう
　　くるしいときに　みなさんは　人のなさけを　しったでしよう
　　じぶんの力も　わかるでしよう
大きくなったら　みなさんの　なかから
治水の　ぎじゆつしやが　がくしやが　できて　ほしいもの
　　どうかみなさん　これからも　鈴ふるしかが　いるという
　　すずかへ　あそびに　いらっしやい

（3） — 被災当時の模様 —

災害を再びくり返すな

野　呂　恭　一

伊勢湾台風は有史以来の超大型で、その被害もまた未曽有の惨状を呈したが官民一体の協力により災害復旧も順調に進み早くも災害誌を刊行するまでに至ったことはまことに欣快にたえない。

当時県議会議長として終始その対策に当った私にとって、この企てはまことに感慨深くこの機会に当時県議会のとった措置を追憶し災害誌の一頁を飾りたいと思う。

台風が去ったあの翌日は、私は濁流の国道を松阪から県庁に辿りついた。知事外遊中二度目の災害であり、高谷副知事と相談して一刻も早く知事の帰国を願うよう手配し、直ちに全県下の被害の実態は握にのりだした。何しろ交通機関は寸断され、通信網は完全に杜絶して被害状況はさっぱり不明だったが、揖斐、長良、木曽川が欠壊して長島、木曽岬の被害が特にひどく濁流の中に孤立しているということだけは判った。

やがてヘリコプターから被害状況を視察して戻った高谷副知事が暗涙に咽びながら悲痛な面持で被害実状を報告したが、その被害が余りにも大きいのに驚ろいた、ここで私が直感したのは、この有史以来未曽有の大災害の救助復旧対策は、これまでの救助復旧のような手ぬるい対策では十分でないから、特別立法で国の強力な援助を得なければならないということであった。私は直ちに上京を決意し、政府に提出する資料のとりまとめを県の関係各課に命じ直ちにこの日の午後激甚地の長島、木曽岬のお見舞と現地事情を知るため車を飛ばせたが高潮の襲来で潰滅的打撃をうけた富田地内の胸まで没する濁流に前進を阻まれ、自然の猛威の前に屈伏せざるを得なかった。

気づかった犠牲者の数は刻々と増加し川越村の如きは屍々累々として目を覆う惨状に鬼気迫るものがあった。

翌28日唯一の交通機関として残された近鉄の復旧をまちかねて大阪空港より上京直ちに岸首相、自民党本部に対し、被災地区に内閣にも代るべき強力な対策機関の設置を懇請したのであるが、国においてもこの非常事態をよく了解し、30日には早くも名古屋に益谷副総理を長とする中部災害対策本部を設け積極的な救助応急対策に乗り出してもらったことは、不幸中の幸いというべきであり大変に心強いものが感ぜられた。

一方神谷副議長等は連日各地に泥まみれの現地調査を重ね実態のは握応急対策を検討したのであるが、通信網の回復とともに刻々情勢が判明するにつれて今回の被害は早くも北勢海岸地帯は死者、行方不明既に数百名を越へなお、朝夕の満潮時には塩水が逆流し関係当局および自衛隊の決死の努力にもかかわらず数日を経た今日においてもなお、生命の保証すら意の如くならない地域があるほか、飯南一志或は紀州等の山間部も到る処交通が杜絶し深刻な食糧難に陥っているとの実状が判明、事態はいまだに最悪の情勢から脱しえないということが明らかになったのである。この様な状態を知った知事は外遊先ブラジルから急拠帰県、10月1日折柄事態収拾のための開催中の全員協議会に出席、沈痛な様相で1,800億円におよぶ被害説明を行った

後議会とともに今後の対策の検討を重ねた結果、取りあえず10月6.7日に臨時議会を開催し挙県一致の強力かつ速かな措置をとることに決定、一応散会したのである。この間にも10月5日天皇陛下の御名代として皇太子殿下が親しく御見舞に来県されたのを初め岸首相、各大臣の視察各方面からの見舞、或はその間隙をぬって船路、中部対策本部への交渉等をかさね、さらに現地へ救急の対策の推進等、関係当局の努力は決死ということがそのままあてはまる全く超人的なものがあり、史上不滅の功績として讃えられてよいと思う。

かくして臨時議会が開かれたのであるが、会期僅か2日とは云い乍ら全く真剣そのものであり、終始検討の結果、ここに挙県一致でこの救助復興に当ることとし議会においても全員もって非常災害対策特別委員会を結成、この遂行のためにはあらゆる施策の犠牲もまたやむを得ないとの非常事態を宣言するに到ったのである。

爾来議会は挙げて、或いは現地に或いは中央にもその持てる政治力と情熱の総てを捧げてこの解決に尽してきたのであるが幸い政府および国会の強力な援助と各方面からの温かい同情と支援に励まされ関係各方面不休の努力の結果昭和34年11月には一応の応急対策成り僅かに2ケ年にして原型復旧更には改良復旧にまで進展しつつあることは誠に喜びに耐えないのであるが、私はこの機会に声を大にして県民各位に訴えたいことは「現在の科学の力では台風の来襲を回避することは出来ないとしても、その被害を最少限度に食い止めるだけの措置は可能であり、かくすることが国土保全、民族繁栄のため我々に課せられた崇高なる使命であるということだ。

我々は再び伊勢湾台風の犠牲を繰り返してはならない、これが1,200余名の尊い犠牲者に捧げるはなむけでもある。

「犠牲者の冥福を折りつゝ稿を終る」

（投稿は飯南郡選出県議会議員であり、伊勢湾台風当時の県議会議長である。）

（4）——一路父母の許へ——

すずかし教育長　こばやし　よしお

かずかずのやさしい激励の言葉に送られて、11月26日、思い出の鈴峰荘をあとに、3台のトラック、6台のバスは、国道第1号線をひた走りに、今や父母兄弟の待ちわびる、なつかしの木曽岬村へと走りつづけるのでした。毎夜の夢に父を母を慕って泣いていた子も、夕べのお別れ会にはしやぎ廻っていた子も、うれしさでねつけなかった子も、今日の車内では不思議な程みんな静かでした。

それは——ことばにも動作にもあらわし得ないよろこびの極地でもあり、又我家への、我村への不安なおののきでもあったのでしよう。

バスが長島にさしかかった折、今迄にぎやかに美しかった町並にくらべて、窓辺に展開される異様にあれた田園の風景にぢっと見入るみんなの瞳には早、我村を思い浮べて、涙さへたたえている子もありました。

伊勢大橋を渡り尾張大橋にさしかかった時、たれかが、「やあ、木曽岬橋が見える」。とさ

けびました。小さい子も大きい子も一斉によろこびの瞳を輝やかし、ぢっと前方を必死に見つづけているのでした。

バスが見えたぞー、やはり待ちこがれていた村人たちは一斉にこちらに向って手を振り、手拭を振り口口に声高くよばわっているようでした。

歓喜して出迎える村人たちの状景が次第にはっきり視野に入る頃、バスはもうすでに木曽岬橋を渡って先頭の子供たちは早くも砂浜に降り立って親子兄弟の対面にひしめき合っておりました。

私等第四分団でも早や窓から上半身を乗り出してバスの停車を待ちきれず父母を求め、我子を求めている声々で包まれておりました。

50日前、涙で別れたこの橋で再び相まみえる親とは子は、どんな思いで手をとり合ったことでしよう。

その切々たる情景に只々胸ふさがる思いがして、しばらくは言葉も出ないのでした。

思えば何十年来、豊かにみのり続け、三重県の穀倉として富み栄えたこの楽土も一夜にして泥海と化し、あまた肉親を失い家を流し、財を失い果ては命のきずなである田畑さえも昔の美田にかえすよしもないまでに傷めつけられたのでした。

川の流さえ未だに黒くどよんで何かしら当時のおそろしさを秘めているようでした。

人家もまばらにすっかり淋しくなった村。

茶色にくさりついた稲は、白い塩のあとをとどめてひようぼうとくり展げられている全くの泥土でした。

まだ整理も充分でない流木の群々、そこには今なおさがし求めてやまない肉身の遺体が横たわっているのではないでしようか。

水はやっとひいたといっても、それはあまりにもむざんな台風の爪あとでした。

川面からは絶えず肌さむい風が、人々の油気のない髪をかきみだして、つかれ果てた人等の姿に一入のわびしさを与えておりました。

でも、今や、いとしい我子の元気な姿をみては、ここ60日間、苦しみ悲しみに打ひしがれた身も心も晴ればれとよろこびによみがえって、私は骨肉の愛情の切なさに又しても胸がいっぱいになりました。

かくて、よろこびのうちに帰村式も終って、手に手に情の品々——毛布、アルバム、果物等々……をいっぱいいただきながら、親と子、兄弟は今後如何なることがあっても、もはや再び相はなれまいと心にかたくちかいながら、よろこびいさんで帰って行くのでした。

私は、その後姿に「しっかりがんばって下さい」と呼びかけずにはいられませんでした。

——以下省略——

（5） 被災地の行政担当者の記録

伊勢湾台風に思う

桑名市長　水谷　昇

あの日——昭和34年9月26日——から早くも一年半。いま200名余の殉難者を出した揖斐川

堤防の決壊口跡にたっても、この間続けられた復旧大工事によって、あたかも万里の長城を思わせる堤防が延々と築かれ、伊勢の海は、何事もなかったかのように春の序曲をかなでている。

しかし、あの宿命の夜犠牲となってあたら尊い生命を奪はれた人の遺体収容と災害復興への苦斗は私の脳裏に又7万市民の心に、永久に深く深く残ることであろう。

恐怖の一夜が過ぎた朝は快晴であった。だが庁舎屋上からみる市内東南部一帯は一面の海原である。早速かけつけた揖斐川の破堤か所は、自然の猛威そのままに濁水を吞吐している姿がいたましい。そしてこの泥海の中に罹災者が水との斗いを余儀なくされていた。私の脳裏には、救援活動の数々が走馬燈のようにかけめぐる。かの山中鹿之助がいみじくも詠んだ和歌「憂きことのなおこの上につもれかし、限りある身の力ためさん」は、まさに私の心境であった。

救援活動は炊出しから始まった。私は人命救助を始めとする救援活動を最優先的に考慮するよう全庁員に命じた各地から続々救援物資やら御見舞金を贈られ、その御同情と御厚意は感謝に堪えない。炊出しの婦人会、遺体検査や清掃作業、潮止工事に日夜協力した消防団、災害復旧応急救援に骨身をおしまなかった自衛隊の大活動等は忘れることの出来ぬ感激である。

日が経って救援活動が進むにつれ、各方面から激励叱咤をうけたが、わが市役所が、平素からこのような大風水害の発生を考慮に入れての特別の準備をもつことの必要性をつくづく痛感した。また救援や復旧活動の周知をいかに確実に、いかに早急にするかも課題になった。

全力をあげている救援や復旧活動も、周知が徹底しないため、一部デマ発生の原因となったこともよき教訓であった。

一年半を経た今日、7万市民の力強き立上がりに加え、国県の協力によって災害復旧は順調に進捗し、たくましい復興をしめしていることは誠によろこばしい。文字どおり「禍を転じて福となす」よう、今後さらに強固な改良工事を推し進め、無災害都市の建設へ全幅の対策を講ずる決意である。

左に災害当時の感想歌の数首を録して御一読を煩わし、当時を追想していただきたい。

たらちねの父よいとしの妹よと　遺骸にすがる少女(おとめ)のすがた
亡き母の遺骸もとめて流木の中を　さまよう男(おのこ)もありき
家も田も家族も流れ　おのれのみ生き残りたりと男の涙
あつめたる公民館の遺骸(なきがら)に　われ涙して冥福いのる
何事も心おさへてしのべかし　ののしりいかる罹災者の声
夜半までも骨身おしまぬ自衛隊の　つとめは永久(とわ)に忘れざらまし
断食(だんじき)の米をたずさへ見舞われて　心打たれぬ一燈園主
みのる田の稲穂の上を船出して　被害のさまを見るはあさまし
かくばかりあさましきさまとぶらいて　言の葉もなし台風のあと
みのる田の水づく田の面に船出して　あかるき秋の雲見るわれは
潮止めを終(お)へて万歳三唱す　その声天地にとどろきわたる

潮止めのなりたるときのもろ人の　　その喜びはたとへがたしも

リスのごとはしりまわりてをりをりの　　すがたをしらす記者のはたらき

被災者も心静まり心より　　感謝してをり人のなさけに

（一周忌追悼歌）

伊勢の海の大き津波におそはれて　　あたら失せにし人をしぞおもふ

（6）　台風直後友への出したてがみ

鳥羽市長　　中　村　幸　吉

×　×　君

海岸地帯のせいか、この冬も、風の強い日が多い。樹木をゆすり雨戸にたたきつけるような音をきいていると、きまって、昭和34年の、あの伊勢湾台風が目に浮かぶ。

史上最大といわれるあの惨禍を。考えても、ゾツとするし、市民のあの苦しみを思えば、二度と経験したくないものだ。日本の宿命だといってあきらめられるものじやない。

だから、いまさら台風の苦労話でもないが、当地出身で、外国にいる君の注文だし、その郷土愛に免じて、思い出すまま、書いてみよう。

×　×　君

君もご承知のとおり、鳥羽市はほとんどの町が、海に面し、それに四つの離れ島がある。何より恐れたのはツナミだ。風速60メートルの暴風雨の中の海は、もう荒波というしろものじやない。海全体が山のようにふくれあがって落ちる。海岸堤防を越す波は、さながら大瀑布だ。まずい筆で、紙上に再現しにくいが、とも角、ユートピア（楽園）のようなところにいる君には、想像もできないことだった。

堤防はくずれる。浜へ上げた船は流される。田畑は埋没する。住家は倒れる。屋根瓦は飛ぶ。学校がつぎつぎと崩壊する。役所に出たが、悲報は相つぐ。実際、苦しかった。夜に入っても、風は、いっこう弱まらない。近距離の職員は、我が家をかえりみず、ほとんど出てきたが、そのうち、電話線が切れてしまう。被害状況がわからないから、職員が各地へ飛ぶ。といったって陸つづきだけ。船が出ないから、島へは行けない。

電灯が消える。暗黒の中に、ただ無気味な風のうなり、そして、看板が、屋根瓦がすさまじく飛ぶ音ばかり。ずぶぬれになって、家を釘づけにする市民の姿、海岸堤防の補強に、警戒に出動している消防団員たちのことを思うと、目ばかり冴えた。

60有余年の生涯で、このときほど、いても、立ってもいられない気持になったことはなかった。この台風も、いまが限度なのだと、無理に、自分にいいきかせた。そして、これ以上、荒れるな、これ以上、犠牲が出るなと、そればかり思った。

×　×　君

わかってもらえるだろうか。60年に一ぺんという超台風に遭遇した市長の心境を。

朝になると、風は弱まった。

市街地をまわってみると、さんたんたる有様だ。ぺしやんこになった住家がたくさんある。

倒れない家でも屋根瓦は完全にないし、雨戸は吹っ飛び、窓はこわれている。屋根瓦が満足にのっかっている家は見つからない。市営住宅も全部やられて、道という道は、瓦れきの山だ。それでも、市民は元気に後片付けをやり出した。

雲がぐんぐんと流れ、青空がのぞいた。台風一過、きのうが信じられない明るい空だ。

とに角、復興だ。早く建築資材を確保して民生の安定をはからなければならない。まず、瓦だ。トタンの調達だ。これには、現金から確保しなければならない。職員を、大阪へ、名古屋へ、金を持たせて買付けにやらせる。汽車の不通は、なんとしてでもゆけという勢い。やっと現地にたどりつけば、値がべらぼうに高い。つけこむわけでもあるまいが、多くの被災地の買いつけに品物の奪い合い。それで、つりあがってゆくのだが、その中でも、少しでも安いものをと職員も、ずいぶん苦労したようだ。

そうして早く、一刻も早くというわけで、20万枚の瓦や数万枚のトタン板など調達、毎日、連続してトラックで運びこまれた。こんどは各町への配分だ。救援物資の配布もあるし、保健防疫対策もある。職員はみんなが不眠不休、 市史員として、 当然ながら、頭が下がったものだ。

× × 君

被害状況はだんだんと判明してきたが、意外なほど死傷者が少なかったのは、不幸中の幸いだった。建物でも、船でも、農作物でも、つくろうと思えば、できるが、人命はそんなものじやない。ほんとうによかったと、いまでも思っている。それにしても、総被害額が19億円を突破したのには驚いた。いったい何年かかったら復興できるだろうと、はじめは考えたものだった。

中でも一番こたえたのは、学校の被害だ。市内20校のほとんどが大きな痛手をうけ、君の母校を含む7校が全壊したことだ。

そうそう、その節は、学校建設に、たくさんのご寄付を願ってありがとう。おかげで、もうじき、君がみたらびっくりするような鉄筋コンクリートの校舎がお目見得するはずだ。それはともかく、学校だけは一日も早く復旧しなければならない。それには、少しでも多くの補助金をもらって、こんどは、台風なんかに、ビクともしない、鉄筋コンクリート建築にしようと決心した。

災害救助法は、発動されたが、県下では、何としても、木曽川流域など北勢へ重点がかたむくことが否定できない。 それだけに、私も必死だった。とに角、 国に捨身でぶつかろう。まだ、汽車が開通していないので、船で蒲郡まで行き、豊橋から東海道線で上京した。国への要請は、愛知、岐阜、三重、三県知事、三重県出身代議士を中心に、各市町村が一体となってつづけられた。午前1時をすぎるのが毎夜の例だった。体は疲れた。しかし、休むわけにはゆかなかった。

欧米視察の途中から急ぎ帰国した田中知事は、顔面蒼白となって三重県下の被害を論じていたし、浜地代議士は真珠業者の全滅を強調していた。みんなが真剣だった。私たちも、がんばった。何しろ、鳥羽市だけでも19億円年間予算に数倍する損害だ。それだけに、高額な復旧資

金を獲得することに全力をそそいだが、中でも、学校の改良復旧（鉄筋コンクリート建築）に最大の国庫補助を期待して努力した。

× × 君

だから、よく文部大臣をつかまえたものだ。自動車で出かけるところを急襲したり、一度は、台風の損害視察にきた文部大臣が、名古屋から巡視船「こうず」に乗るのに、うまく同乗して陳情したこともあった。

ともかく1円でも多くの補助をもらい、市民の負担を軽くして、りつぱに、復旧したいと、それだけしか考えなかった。そして、それから、ほぼ一年の間は、陳情に明け、陳情に暮れて、上京も15回を数えた。その間公室長から、なんべんも、だいじようぶですかと、きかれた。老体を思ってのことだろうが、自分ながらも、よく体がもったものだと思った。

おかげで、学校は、全額国庫負担に近い高率の補助で、鉄筋コンクリート建設はすすんでいる。ぜんぶが完成すると、市内の学校は、その総建坪数で、50%が鉄筋建築になる。外国では、めずらしいことではないだろうが、これは、日本の全国平均が10%だから、素晴しい数字なのだ。海岸堤防やその他の施設についてもそうだが、この学校のこと一つを考えても、いかに国が、よくやってくれたか、今なお感激でいっぱいだ。

× × 君

やる気になれば、なんでもできるものだ。あのときほど、しみじみと思ったことはない。どこの首長も経験したことだろうが、台風の吹きまくる最中、被害状況をきくほど、つらいものはない。だが、それにくらべれば、陳情で動きまわる苦労には、建設という大きなよろこびをもっている。しかも、全市民が後押ししていることだから、こんな気強いことはないわけだ。

しかし、あんな台風は、二度とごめんだね。失なわれた財産は、いつか、とりもどせるけれど、尊い人命はかえらないものね。

台風が、日本の宿命として、回避できないものなら、人事の限りをつくして最小の被害にくい止めたい。それが私たちに課せられた任務なのだ。

苦労談になったが、どうか、ご判読願う。そちらの明るい話もきかせてくれたまえ。では、お元気で。　さようなら

（7） 瞬 間 の 糞 度 胸

南島町長　野　村　幸　之　助

風と波には毎年痛めつけられている我南島町でも、台風接近？の新聞やラジオを聞けば、薄気味が悪いか漁船を陸揚げして真珠筏の不動錨を強化して、不安とおののきを交へた落着かない表情で二、三日前から何んとなく騒々しい。

ラジオは、今朝から刻々と険悪の状態を伝えてくる。

各部落からは食糧の手配を頼むとの電話て応急対策の必要が愈々迫ったので、総務課長と土木課長を同伴して先ず自動車を東に飛ばした。（午後二時）

鵜倉地区（奈屋浦、贄浦、慥柄浦）海岸を一巡したが、既に真珠作業場は流失して筏は道路

上や田圃に山積されている。

波浪は益々高い。急いで避難せしめるようにと消防団と連絡して、更に車を中島地区に走らせた。

阿曽の内浦は、筏と小舟と人で入り乱れている。風速50 mの海上は正に修羅場の様相である。海上の人なればこそ、この風浪でこの活動が出来るのだ。

南太平洋の宝庫を開拓し、ボルネオの深海を征服する海人魂が斯くして鍛えられる事等を想い合わせて窃かに心強く感ずると共に、突嗟に度胸を出して渡船を呼んだ。町直営の渡船であっても容易に船を出そうとはしない。途中不幸にして遭難しても身近には浮游物が散在しているから一命だけは大丈夫だ。と半ば強制的やら嘆願やらで激励して漸く出帆せしめた。

雨は小やみになったが鉛色の雲は千切れて内湾は真珠の避難で、正に乱斗そのままである。

午後三時半阿曽浦へ上陸と共に外堤へ急いだ。町民は大半避難して消防や青年団は要所要所に屯している。

十三号台風の時に築堤した頑丈なこの外提も、ぶちつける狂乱怒濤のためすでにクランクを生じて、唯一の通路（岩州海岸）は遮断せられて電話もすでに不通になっている。

波高30m面も小石はもとより四、五貫位の海底の石を混えた怒濤を冠って人家の屋根が破潰せられている。浮游筏は又刻々と岸壁を破潰もすれば、納屋、人家等を押し流している。無論通行人は一人もない。

この難所を突破しなければ連絡がつかない。一番糞度胸を出した。サア行コーカ。30mの波高の下を早駈けした。同伴の二人も後につづいた。只一目散。見入る漁民達は身の程を知らぬと嘲ったろが、これも一途に生への執着が然らしめたものかも知れない。

辛うじて組合に設けた非常対策本部に辿りついた。集っている村人の頭数は随分多い。只食糧と真珠が話題の中心をなしている。生と慾望が自然的に交錯する現象こそ人間の本能かも知れない。

幸い応急対策は十分手配せられている。然し、刻々破潰せられていく自分等の郷土、施す術も効果が見えない。只慾を棄てて避難することこそ転禍為福の近道である。

グヅグヅしていては迚も帰れない。サア帰ヘロウ。途中倒れたら二人で抱いて走ろう。君達は若いから僕の後へ続けと一目散。途中は無我無中。海辺に育って海の好きな私が年甲斐もない図太さを思う時、唖か軽卒やら恥し味を感じながら、人災を免れたことを先づ幸いと銘記したいのである。

嘗て、私は昭和十九年の南海の大津波には漂流した経験があり、十三号台風には又被害者の一人であって、過去二回に亘って災害救助法の適用を受けて復旧工事を完成した経験もあるが、町村長三期間に於て四回（チリ津波も適用を受けた）迄も非常行政を担当せねばならん運命こそ、私に与えられた大きな試練とでも言おうか……。

新しい施設が月々完成せられるのを期待している次第である。　（昭和36．3．10記）

（8） モ ン ス ー ン

山　口　茂　夫

日本のモンスーンは生と死をもたらすと云われている。降るともなく降る5月のモンスーンは女性的である。さて女が赤い襷、赤いオコシ姿で、さ苗を植える田園風景は詩情をそそる。このおとづれの遅速と多少は農家の人々には一喜一憂である。9月のモンスーンはいつも暴力的、破壊的で我々には百害あって一利もないと云える。水力発電所を喜ばせる位のもので、蛙だって迷惑がっている。

我々の先祖代々どれだけの生命と財産をうばわれたことか。印度のモンスーンは冬は、カラ風、夏は焼熱地獄さながらの広野に沛然と大粒の雨をたたきつける。万物は死の世界から生命の躍動する自然にかわる。経済界はこのモンスーンの訪れをきいた途端に活況を呈する。今の共産中国は知らないが、 昔の支那大陸は夏のモンスーンは揚子江の、 はん濫に特長づけられる。洞庭湖の山上にアクビしていた遊覧船はいつの間にか満々たる湖水に悠然と浮かび遊子を喜ばせる。これら東南アジヤ独有のモンスーンはその地域の文化、経済に大きな影響をもたらしていることは昔も今もかわりはない。

わが郷土、三重には最近でも昭和28年13号台風の来襲があり、その傷あとの癒えない間に追打ちをかけるように伊勢湾台風がやって来た。最も惨鼻を極めた木曽岬村、長島町の両輪中は云ふも更なり、それより南え紀州、志摩の両地域にわたり、思い出すさえ身の毛もよだつばかりである。それにつけても当時の県、市町村当局者や民間諸氏の挺身救援に奮斗された姿は今も目がしらの熱くなるのを禁じ得ない。田中知事の額のしわがふえ、目玉が一層大きくなったのもこの時であった。私は20数年前、木曽岬輪中から岐阜県高須輪中に到る一連の輪中の分布に非常な興味をもって、研究を行ったことがある。後年理化学機械の販売をやるようになってからも行商のかたわら何回となくこの地域に往来してその見聞をあたためた。一云にして尽せば、この地域住民の生きることは水と戦うことであった。何度となく洪水による堤防の欠壊の無惨な歴史をくり返しながらも、 こりることなく住み古して来た超人的な神経のズ太さを思わせる。しかしそうではない、住民の9割までは安全なところに行きたくとも行けないから泣く泣く廃墟の中に、また家を建てた。少しでも金がたまれば一寸でも高い土地に移り住んだ。今日でも氏神様と有力者は一番高い所に住んでいて、今回も全く無事であった、その家の某氏に聞いて見ると、先祖は数回屋敷をかえて現在地におちついたと云う。家の屋敷の高さは富の程度をあらわしていると云えないだろうか。産米の7割まで年貢米に取り立てられた小作農民はどうして高い所に家を構えることができますか、いわんや安全な他所え移り住む自由等あろう筈はありません、その因果な生活の延長から、またまた今回の伊勢湾台風にもいの一番に大きな被害を受けた。この何世紀かにわたる不幸をたちきる為に、田中知事が心胆を砕いたことは、敬服に価いする。地域住民は子々孫々に語り伝えることであろう。

欠壊の直後、私は破堤か所を見てビツクリした。土堤には「は鋼土」位は入っているのかと思ったら、さにあらず、川砂を高く盛り上げて、その上に草や女竹をはやしてあるだけ、伊勢湾から熊野灘沿岸の破堤か所もこれに類した脆弱なものである。これが数万の人間の生命線か

と思うと涙が出た。食うためには、危険をかえり見るいとまもなく、方々から、農奴が小作人として集って来た封建社会の姿がありありと目に見える。明治維新からこちらえ　社会の近代化はすすんだ筈である、——しかしこれら地域住民の生命線はちっとも近代化されなかった。飛行機、軍艦は世界最大に強化されたが水に対する防衛線は旧体依然として、砂とペンペン草で守られていた。太平洋戦争の敗戦で世論の力は或る程度政治にひびくようになった、国道は舗装されたが、輪中と伊勢湾から熊野灘沿岸への民衆の生命線は終に忘れられたままであった。税金はジエット機になるより、特車になるより、オネストジョンになるより、豪華な遊覧船になるよりも、高くて堅い堤防や立派な学校になることを希望している。税金の希望を叶えてやるように政治の姿勢を正すことが、各級議員の何物にもまさる重大な使命である。

このことで記憶にあらたなことは、今は、故人になられた尾鷲市の市長、畦地市長さんからじきじきお伺いしたことです。尾鷲市内の海岸部は大被害を受けたので建設省に陳情に上京された。陳情中に建設省のある高官が「そんな小さな部落のために何千万もかかる堤防をつくらなくとも、この漁民をどこか高い丘の上に移住させた方が金がかからなくていいではないか」と大真面で云われた。畦地市長は内心大変憤慨されて、そりやあんた、漁師を高い丘の上にうつすちゅうようこと出来ましよかさ、かい。それよりや政府が一台6億も7億もかかるジエット機を買う金があるんやよって、そんなものやめたらどんな立派な堤防も出来るやないですか」って、わしわ云いきったよ、かい。熱情の人、誠実の人として市民から慈父のごとくしたわれた畦地市長の面目躍如たるエピソードですが、これは一般民衆皆に共通した心の叫びではないでしようか。

現在のように本末を誤つ政治の姿正を正すことも、むつかしいにはちがいないが、これとても台風を退治するよりわ、ずっと簡単である。イワク、主権在民。総選挙に……堤防をよくすることに金を出しをしみして、高潮対策に熱意のない政党人に投票しないことで解決する。台風は学者の説によると、太平洋上に無数に散在する島々に原因があるという。島の過熱で出来た沢山の小低気圧が寄り集って大きくなり低気圧の北と南の気圧傾斜の大小によって北に移動する。フイリッピン附近から北上し始めて、沖縄あたりから、大陸に行ったり、日本に来たりする。東南アジヤに住む民衆の宿命です。月に、火星に、宇宙船をとばす研究も結構ですが、赤道直下に太陽電池による一大浮城を造ろう。そうすれば台風はなくなるし、赤道附近に不夜城の居住地がうまれる。この名案を実現するために世界の国々が金を出す、勇気と叡智をほしいものだ。

災害は忘れた時に来る。なんてのんきなことは日本には通用しない。災害は涙のかわかないうちにまた来る。何をさておいても山から海までの防災対策に最善をつくすべきことを切に惟う。

（投稿者は松阪市選出県議会議員）

（9）避難所の思い出

医博　安西　定

未曽有の伊勢湾台風に際し、防疫活動に徒事しましたが、このうち、避難所が最も印象深

く、私達も本当に色々な経験をしましたがこのうちの二、三のことを記したいと思います。

鈴鹿避難所に避難者を収容した第1日は10月2日でした。この夜、8時過ぎ、避難所の本部にいた私のところへ、保健所の1人の職員がきて「赤ちやんのお乳をどうしますか」といってきました。私は本当にがく然としました。午後2時頃から急に受入れ準備、収容、消毒等々に忙殺され時間のたつことも忘れていた私には全く、無責任な、恥しいことでした。哺乳については全然考えていなかった問題でした。また同夜9時頃一婦人が綿花を求めてこられた時も全くあわてゝしまいました。私達は急な、しかも経験のない避難者収容、避難所開設でそこまでの準備も、心の余裕も、一貫した計画も恥しいことですが本当にありませんでした。赤ちやんの泣声に追れるようにして町へ出掛け、あわてふためいて準備しましたが本当に冷汗ものでした。お母さんのお乳が被災によるショックと疲労、栄養不良で出なくなっていたのでした。これは計算の外でした。

又鈴峯荘に開設された避難所に収容された木曽岬小、中校生約550名の内から収容後、間もなくから赤痢患者が続発した。私達関係者一同は、もちろん全力を挙げて患者の収容、消毒、防疫、予防に努力しました。しかし、私達の努力にもかゝわらず次々と発生し遂には、20名を越える状態になりました。原因について私達は徹底的な追求をした結果、外部からの持込みが重大な関係があると推定し、父兄の面会を自主的にやめてもらうことにし、この旨を色々な機関を通じて父兄に伝え協力を要請した。にもかゝわらず裏口から垣を越えて、子供を呼び出し、そっと苦面してきた食品を食べさす父兄もでる有様でした。我々は、再三、同様な要請をしたが一向に効果なく、一方で赤痢患者が出るという最悪の状態になったので遂に、鉄線で垣をし監視者（教職員）をおき、立入禁止をした。それでも予想した効果はあがりませんでした。全く日本人のエゴ、親の盲愛にはヘキヘキしました。被災地の親が子供を心配して相当なぎせいを払って食物を苦面し、遠路はるばると面会にきて、自分の子供だけにそっと食べさせている父兄の気持ちはよく分るが、そのことが事実、赤痢発生を促していることが分れば協力するのが良識ある社会人であり真の父兄の姿、考え方であろうと私達は残念がりました。こんな状態で鈴峯荘の赤痢は、あらゆる対策にもかゝわらず当分続いたのでした。

また、「学校給食」について色々考えさせられるものがありました。収容された、小、中学校ともに、学校給食はしていなかったのでした。このことが避難所での集団生活、集団給食にかなり如実に現れていました。白米食の弁当持ちの学校生活に慣れていた児童、生徒にとっては急激な生活の変化、食生活の変化は色々な影響を与えた。避難所での給食は殆んど急援物資に頼っていた関係から同じようなものばかりが続いた。このうちでも、主食として与えられるパン、ソーセージ、脱脂粉乳には全く当分はヘキヘキしていた。パンとミルクが不人気で、サツマイモが人気があったのは興味あることでした。しかし略々10日―2週間で給食献立に色々なものが盛られるようになると共に、この様な生活に慣れてこの後、漸次残飯が少くなって私達も安心しました。

学校給食を実施していた学校の児童、生徒であればもっと給食に対する態度も違っていただろうと強く感じました。

私達は3ケ月にわたる避難所開設中ずっと、衛生の諸問題、健康、疾病等の色々な問題を担当し貴重な経験を得たことは望外の幸ひでした。今迄誰れもが経験したことのなかったことを私達は実際に経験をしました。

人間生活の複雑なこと、人間関係の難しいこと、生命、健康の貴いこと、或は組織、機構、管理の確立の大切なこと等々、またまた平素の準備、心構えの大切なこと等々を強く感じました。こんな悲惨な大災害を防ぐ方法はないものか？　また、最小限度にくい止める方法はないものか？科学的にしっかりとその道の専門家によって検討してもらいたいと祈らずにはおれませんでした。

この捜査の進展に伴ない、派生的ケースとしては、汽船松隆丸（松岡汽船、5,602屯）は、三河湾内避泊中座礁したが、台風来襲当時、約50屯の燃料を流出して、付近の漁業関係者に被害を与えたので、この補償について、暴力行為を伴なう紛争がおこるものと、ゆう慮して、厳重警戒したが、まもなく平和的に解決をみた。

（投稿者は当時の亀山保健所長）

(10) 被 災 地 を 視 察 し て

倉　田　文　治

「災害は忘れた頃にやって来る」とは昔からよく云われましたが、茲数年来、私共の住む地方では真実「災害は忘れる間なしにやって来る」……何と天災、人災、共に豊富な我が郷土ではありますまいか。

昭和34年9月26日に潮岬に上陸して伊勢湾沿岸一帯に空前の暴威を揮った、いわゆる「伊勢湾台風」の凄惨さとその規模等については、既に幾度か新聞、ラジオ等で語り尽されて居りますので、省略する事とゝして、被災の直後、現地（長島町）を見たありのままを少し記しておきたい。

長島町はその名の示すように木曽、長良、揖斐の三大川に囲まれた地に人口6千を擁する島の町である。関東の潮来、出島など利根川の日本水郷に対して西の水郷と呼ばれて数多くの運河が、そうして溜池が、放射線のように散在して日照りが続けば続く程豊作と云う、川底より低い土地柄なのである。津市の安濃川(暴れ川)の堤防沿いに住む私共が旅行の度毎に列車の窓から若しこの三大川の堤防が決潰したとき、この村の人々はどこへ避難するのだろうか……と幾度でも同じ思いを巡らしていた事があの日に現実に起ったのであって。被害を受けた家屋が実に1,404棟、被災人口7,636人、一瞬の内に382人の尊い生命が失われたのであった。その日の最大風速は45米と聞いているが、大災害の直接原因は風速のみでもなさそうだ。長島町の四囲に築かれた堤防の破堤、決潰による潮流の強い侵入が、このような大災害を齎らしたものと聞いている。

伊勢大橋を渡った直ぐ右側の約200米の破堤個所が漸く最初の仮締切に成功し、排水作業の土木機械が据付られて居た。私共ホッ喜びの思いをした。思えばつい昨日まで緑の色が濃く美しく照り輝いていた田、畑に冷酷な灰色の泥水が渦高くのしかゝっているのに気付いた一瞬、

あやうく虚脱の感に襲われかけたのである。

淡い陽光のもと日頃波紋一つ立てずに、美しく静かであったあの三大川も一度狂えば、こんなにまでも魔性の猛威を揮うものかと大自然の恐るべき力に私共は改めて決意を新にしたのであった。

木曽岬橋を超えて少し進むと昔のままの竹篦続きの堤防である。私はこの度の災害でコンクリートが竹の根よりも弱かった事を知って奇異な割り切れない感じを持った。子供心の折から竹篦による護岸の防禦力と云うことを只漠然と頭に入れていた私にも、昔の人の生活と体験から得た血のしたゝる尊い防禦手段を更めて高く評価せざるを得なかったのである。

今この地の土木事業に建設省の使役人夫として働いている人々は、つい昨日まで4年続きの豊作を夢みて朝夕、自作の田畑を眺め楽しんでいた人であったのではなかろうか。働く姿にその真剣さが溢れている。家族を失い、家財を流し乍らも申し合わせたかのように、郷土の復興を一刻も早くと互に励まし合っているのであろう。私は私なりに推察して更めて目がしらを厚くし、決意を改めて帰路についたのである。

「災害は忘れる間なしにやって来る」何と天災、人災共に豊富な我が郷土ではありますまいか。

政治、政治、それには生きた政治を。

（投稿者は津市選出の県議会議員である。）

(11) 伊勢湾台風によせて

水谷正俊

今次伊勢湾台風は、我々三重県民にとっては、全く驚天動地の形容そのままで、一体何事になったのかと思ひ迷った。あのいまわしい台風の爪あと、悲しさ、恐しさは、私共の体験からも筆舌に尽し難く、今迄出版された時報、画報等でよく報道されている以上である。私はこの機会に今後の防災について、一言述べることとする。

災害をうけた場合緊急を要することは、被害者が生存できるよう水と食　を供給し避難、収容の場を確保することである。これと同時に り災者を早急に立直らせるよう、万全の措置を講ずる必要がある。このような応急対策を迅速かつ適確におこなわれるよう平常から準備することがのぞましい。この準備は恒久策の一環として計画しなければならないのは云うまでもない。

また防災の措置の一つとして暴風雨や高潮に対する予報警報の伝達方法に問題がある。危険地域に住む人達に適切に予警報を知らせ、待避の方法を教えたり、市町村等の中枢機関が情報を収集して適切な処置をとれるような、通信の確保が絶対に必要であるが、台風時は常に風速がきわめて大きいので、有線の通信網は完全にまひしてしまうのを常とするので、無線通信とし、その電源も杜絶しないよう配慮した計画を行うとともに予警報を初めその他の防災情報等を適宜その地区の事情に即して解説し、住民に知らせる組織を作ることが防災の1つである。またこれらの防災の予報警報等を受けた人が避難する場所についても、あらかじめ考えて造っておき一般にも平時から周知させておく必要がある。理想的には各家庭で考慮すべきが望ましいが、公共的な避難所は絶対に必要である。また、住宅を建築するときにも今次災害の経験を

生かして基礎や構造に新しい工夫をした様式のものを指導する必要がある。

また、防災措置として、海岸、河川堤防の建設はその基幹であるが、単一の施設による防禦体制では、完全に防災効果を発揮できないことがあり、万一の場合も考え種々な方式を組合せる必要がある。また北勢地域のように堤防の築堤とともに今後この地域をいかに利用して経済効果をあげるか、時には浸水は許すことがあっても（特に港湾等）人命や家屋には重大な損害をおよぼさないような防災計画を取り入れた開発方式をとり、埋立、防波堤の新設等を勘案した綜合的防災計画が必要であると思われる。今次災害を機会に恒久的な防災対策を樹立して幾多の災害犠牲者の霊にこたへたい気持で1ぱいである。

（投稿者は員弁郡選出県議会議員である。）

（12）伊勢湾台風と普及活動

野呂多一

495粍の連続雨量と瞬間最大風速60m/secを記録した伊勢湾台風は櫛田川上流沿岸にも生々しい爪跡を残して去った。早速普及所員が集合して、災害対策を討議し直ちに現場の被害の実態は握に手分して調査することとした。

主要道路、電信電話、送電線、寸断されて使用不能で全く草鞋ばきの踏査行である。たゞ県下各地の災害情報、復旧状況等はトランヂスターにより聴取するのみである。普及員は被災写真或は農家の被害実体は把のため、管内各地をかけずりまわった。そして各自があつめた資料をもちより全員で討議集約して被災作物の応急措置、家畜の管理器材器具の手入等を細かく書いて農業災害特報としてパンフレットを各罹災者に配付し、夜間は被害損失防止の技術対策について部落集会を開催して指導をおこなった。しかしながら被災農家は、昨日までずっしりと重い稲穂をたれた田であったものが一朝にして河原と化した姿をながめる心情は見る眼もいたましいすがたであった。せめて命だけでも助かったとあきらめの言葉をもらすものもあった。

なんと云っても農民は、稲作に対する愛着は深く、埋没した稲を掘出し、その穂先を鋏で切取り穂付のままムシロ干している農家が多く見受けられた。そのすがたを見て涙ぐましいものがあった。倒伏した稲は早いもので2日、遅いものでも7日ぐらいで穂発芽現象が起り稲を持ち上げるとバリバリと音をたてるまで発根したものが多い、一粒の籾で「地上部は第3本葉が抽出展開し、地下部は4—5本の冠根が発生する」という生育ぶりで、もはや米として価値のないものが多い脱稃したものは胴割れが大半で味も著しく劣り全く満足なものは少ない。品種別の差もあろうが発芽6月の苗代にくらべ実に早いものだと思った。籾の胎内に秘められた種族保存への力強い生命力に驚いたのである。

その他、普及員としての職務の完遂に全員努力して被災者のこころを心として活動した。

（投稿者は西飯南普及所長）

附　　録

明治初期よりの台風および震災害史

（各書物より拾録したものは原文のまま記載した。）

明治2年7月13日（西歴1869年）

南牟婁郡誌

大風雨、神の内成川倒家

熊野史

大風雨　神の内成川倒家、城下屋根を飛ばし瓦を破り、門戸を覆し、早稲田の害あり。

宇治山田市史

13日、暴風雨、五十鈴川出水にて風日祈宮橋、宇治橋少損、同仮橋および新橋は流失し、宮川でも仮橋は流され所々の小橋は残らず落ち、外宮域内の大木は百十本倒れた。（三重県史稿）

明治2年8月2日（〃1869年）

港村史料

大雨にて阪内川出水甚しく、遂に荒木高川向堤防悉皆及大平尾字杉の本堤防を決壊し、激流は大平尾町方面に向って奔流し、田畑人家は一面水に浸され、その惨状被害の激甚なりしことは、今も猶両字田畑の間に介在せる幾つかの小山の残りしを見て、当時埋没せる土地の復旧整理に莫大なる努力を要せしかを推察するに余りあり、当時堰止め工事の状況をきくに普請奉行森部市之丞出張指揮せられ、紀州川工事に倣ひ、仮堰に取かかりたるが、七昼夜に至りて功を奏せず、全く河流急激にして工事の困難なること一方ならず、これがため下流にある町平尾、猟師の迷惑なるは非常にして直視するに忍びず、同村庄屋、種谷弥二市兵衛、代官布目惣兵衛出張せられ、附近十カ村へ人足割当て無賃にて工事に助力すべきを命じ、また松阪魚町材木商田中茂兵衛方より多く杉丸太を徴発し、一昼夜にて仮堰をなし得たり（下略）

明治3年7月16日（〃1870年）

桑名郡伊曽島沿革誌

16日、大暴風雨木曽川通福豊外三か所堤防潰損葭ケ須輪中一円入水し青鷺川通福吉二か所破損。

大日本府県誌

17日、志摩大風雨洪波家屋破壊し田圃皆荒す、溺死するもの数十人あり。（三重県史料）

明治3年9月7日（〃1870年）

大日本府県誌

8日、志摩大風雨洪波家屋を漂没し田圃を損す、溺死するもの数十人あり。（三重県史料）

宇治山田市史

7日夜の暴風雨で宮域民家の被害が多かった。（神都年代記）

明治3年9月18日（〃1870年）

宇治山田市史

18日、また荒れて内宮樹木十三本、外宮三百六十三本倒れ、忌火屋殿圧破せられ、民家屋の破壊も多かった。（神都年代記）

津市史稿

明治3年は春季以来気候適順を得、夏に入って益々順調近年まれに見る豊兆を示したが、9月に入って7日、8日の風雨で多少の損害を受けた、次で同月18日突如として、大暴風雨を捲起し志摩地方は遂に一大海嘯の襲来となりて大損害を被った。

抑そも此日は朝来の小雨に午後より北風吹き添ひ風力は刻々に強烈となり日没頃よりは益々猛激を加え暴風を伴い民家を吹き飛ばし大樹を引抜き全く物凄い状況となった。而も初夜8時ごろ俄に海嘯が押寄せて堤防を欠壊し、沿岸民里、田園に大波が奔流し、津町は床上浸水1,083戸溺死14人を出すに至った。

町年寄の提出した被害報告書は、次のとおり9月18日風雨高浪に付破損所死人書付

覚

1．床上迄水入家	分部町組	82戸	1．床上迄水入家	築地町組	118戸
1．床際迄水入家	宿屋町組	17戸	1．床上迄〃	新魚町組	59戸
1．床上迄水入家	同	39戸	1．半壊家	伊予町	4戸
1．床際　〃	大門町組	35戸	1．床際迄水入家	同	15戸
1．床上迄水入家	同	9戸	1．床上迄〃	同	24戸
1．床際迄〃	立町組	21戸	1．壊家	弁財町組	4戸
1．床上迄〃	万町組	8戸	1．半壊家	同	6戸
1．半壊家	同	1戸	1．床際迄水入家	同	28戸
1．床上迄水入家	蔵町組	57戸	1．倒木	同	1本
1．同	東町組	10戸	1．死人	同	女4人
1．床際迄〃	〃	33戸	1．壊家	八幡町組	7戸
1．床上迄〃	新中町組	80戸	1．半壊家	同	6戸
1．半壊	同	1戸	1．床際迄水入家	同	164戸
1．床際迄水入家	北浜町組	10戸	1．床上迄〃	同	68戸
1．半壊家	中浜町組	4戸	1．壊家	新東町	3戸
1．床上迄水入家	同	60戸	1．半壊家	同	3戸
1．床際迄〃	同	31戸	1．床上迄水入家	同	232戸
1．床上迄〃	山の世古町組	105戸	1．壊家	藤枝町	10戸
1．床際迄〃	同	5戸	1．半壊家	同	7戸
1．潰川岸納家	築地町	3戸	1．床際迄水入家	同	39戸
1．半壊家	同	3戸	1．床上迄〃	同	80戸

1．死人	藤枝町	男1人
		女3人
1．壊家	的場柳山垣内	7戸
1．半壊家	同	9戸
1．床際迄水入家	同	2戸
1．床上迄〃	同	38戸
1．潰家	贄崎町	31戸
1．潰土蔵兼納屋	同	13戸
1．潰神社	同	4戸
1．半潰家	同	21戸
1．死人	同	男1人
		女5人

1．潰家水入家死人等無之、西町塔世組、茶屋町組、北町組入町東組、八丁西組

1．社寺潰堂兼住屋	3戸
1．同半潰庫裏	1戸
1．同床際迄水入堂庫裏	4戸
1．同床上迄水入家	14戸
1．倒木	26本
1．死人	僧1人

総　計

潰民家土蔵納家兼官社堂宇共　75戸

内	民家	52戸	半潰家	66戸
	土蔵	1戸	床際迄水入家	404戸
	納屋	15戸	床上迄　〃	1,083戸
	神社	4社	倒木	34本
	堂兼寺院	3戸	死人	14人

右之外高塀小建物等破損所多分有之候事、贄崎波戸並其外石垣常燈台等所々破損仕同興行小屋潰候事

右之通り御座候　以上　　町年寄

領内災害状況報告書（弁官へ提出）

1．道路田畑、欠山欠	750,325間	1．水入家	8,812戸
1．潮入水潰砂入山落川成田畑	9,494反余	1．井堰壊	2,810所
1．流家	291戸	1．倒木	141,760本
1．潰家	1,729戸	1．溺死人	293人
1．半潰家	3,052戸	1．溺死牛	35頭
1．流失土蔵	179戸	1．溺死馬	1頭

午9月　海岸汐入調

村数　36村

高　17,074石9斗7升1合

内　本田畑　760町9反8畝25歩　分米　9,117石6斗1升5合

新田高　6,154石9斗4升9合

内　新田畑　560町7反5畝15歩　分米　6,738石1斗7升4合

家数　4,269戸　流失家　236戸

潰　家	469戸	人　数	20,732人
半潰家	667戸	死　人	211人

以　上

士族屋敷及町続郷中の被害は統計の徴すべきものがない、但し屋敷町は19日夜から900人前の炊出を給し、其受給人員は漸次減じて29日には、300人前となり、此日限り給与を打切りたいと云うに徴しても、被害の甚大が推察せられる。町外部田方面では、鶴宮附近の東側民家は大破損を生じて潰家多く、大部田は浸水八尺余で死人があった、塔世川口の松本崎新田は此時全部破壊せられて、荒蕪となり乙部、中河原方面は堤防決潰して一面の水となり、乙部の中央民家の比較的高地でも、地上8尺内外の浸水で二階から手柄杓で水を掬ったとの実歴談がある。両村共水先に当った所は潰家半壊等を生じ十数人宛の溺死者を出し、災後に流失藁屋根が意外な辺に漂着したものもあり家と云う家は蜂籠の如くなっていたと云へば其の被害の猛烈さが推測される。

また、極楽橋は此時全く破壊せられ岩田川筋堤防はところどころ大破し寒村院へ千石船が打付けたとは、今なお古老の語り出づる所である。当時の模様を詳細に記したものに「岡安定日記」があり、其の惨況歴々として眼に写る如く、就中東部海岸に近い低地の被害は直視に堪えぬ程であった。

鵲村水害史　大海嘯により海岸堤防決潰す

9月、10日間に亘り海鳴起り暴風雨続き18日、海水一時に堤防を乗越へ来り全村浸水収穫なし、死者40人悲惨を極む一家全滅せるもの三世帯、倒壊流失せるもの無数。

相賀町年表

9月18日夜五ツ時より九ツ時迄大高浪有之に付、当村新町迄浪打上り、尤も大水にて本地畑一面に相成本町も同様家の床より家により五寸、一尺、三尺にも上り大あれなり引本浜辺の家は大部分浪上り大破損、赤石辺は家屋敷悉皆破れる。

四日市市史

暴風雨高浪起り沿海地は潮水浸入して市中大半浸水す。

松阪港村史料

四、五日前より雨頻りに降り続き風さへ吹き募りて天気模様なんとなく悪かしが9月18日午後頃とも覚しく海水俄に溢し来り、すは津浪よと驚き騒ぎ我先にと逃出せしが激浪は次第に里中へ押寄せ来り八時頃には大口の人家の人家等悉く水に浸され床上4、5尺におよぶ所ありて見る見る海岸の堤防は所々に破壊せられ海水は奔流の勢を以て遠く笠の地蔵辺押上げ、平田船等坂内川の堤防迄押流され大口の里中に在りても溝川の向岸に建てる人家は今にも押流されんとする有様なりしかば居残り人々を助けんと屈強の者共船を漕ぎて、其の附近の家々に就き急ぎ居残りの人々を乗せつゝある折柄家の庇落乗りて船覆り終に非常の死を遂げし者11人に及びしは悲惨なりき、時恰も塩浜、塩田工事中にて紀州侯より普請奉行其他の役人数多く出張して工夫4、5百人をも使役し居たり、当時海岸の堤防上に役所を拵へ役人工夫等100人余りも寝宿り居りけるが俄の津波に狼狽し逃出せり、海岸堤防は

忽ちのうちに数か所決潰し逃げ場を失ひし者20人計りは堤防の松の木によじ登り避難せり、されど幾度か浪にさらわれんとするを辛じて助けぬ。是今に云う助け松これなり（後略）

名賀郡史

名張川大洪水にて新町土堤浸水せり。

南牟婁郡泊村役場調

9月18日暴風雨あり、午後7時頃より高浪起り翌19日午前5時頃迄に海岸に近き人家6戸を流失したるも人畜に被害はなかりき。

明治7年8月12日（1874）

宇治山田市史

無風の降雨に思はぬ水が増し、内宮風宮橋小田橋簀子橋皆墜ち流れた、宮川筋には異常がなかった。（久保田俊銓雑記）

明治13年6月6日（1880）

報知新聞摘録、伊勢国諸郡の大水

6日午後4時より降雨の処同8時頃東風強く吹起り翌7日午前5時まで降続きしがため、川々出水。

明治13年8月10日（1880）

日本気象資料　三重県下の状況

殊に9日より11日の朝まで間断なき強雨烈風

補正明治史要に収録されている明治13年水害表

河川名	府県名	洪水月日	損亡代価
			円
揖斐川	三重県	8月10日	277
員弁川	〃	6月6日・7月7日・8月10日	30,881
鈴鹿川	〃	6月6日・8月10日	11,321
三滝川	〃	6月6日・8月10日	8,649
大井川	〃	8月10日	475
竹谷川	〃	8月10日	53
朝明川	〃	6月6日・8月10日	6,209
十四川	〃	8月10日	151
内部川	〃	8月10日	644
加茂川	〃	8月10日	1,724
淀川	京都、大阪、三重	7月1日～3日・8月9日・25日 9月16日・10月3日	42,060

明治13年8月25日（1880）

日本気象資料

―昨日は(中略)午後5時頃より南風烈しく吹起り6時30分頃より雨を交へ風伯は益々威を逞ふし夜に入りて雨量また勢を張るに乗じて雷公声援をなし―時は余程凄まじき有様なりし。

（8月27日　摘要類函）

（注）摘要類函は新聞記事より所要部分を摘記収録せる事とす）

河川名	県名	洪水月日	損亡代価
			円
雲出川	三重県	8月25日	1,108
櫛田川	〃	8月26日	17,703
宮川	〃	8月25日	5,214

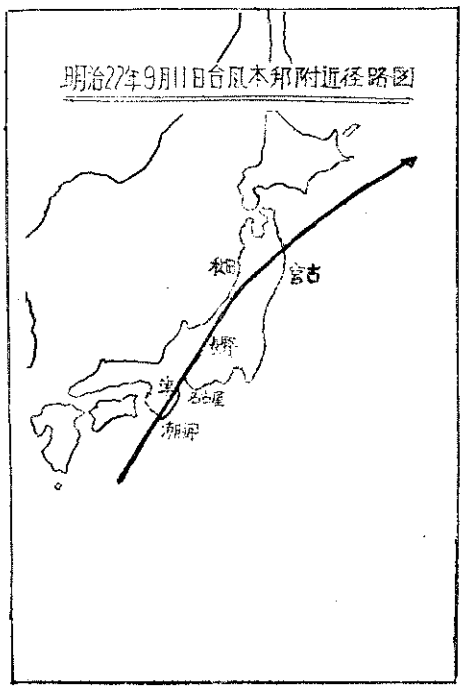

台風の概況

此の台風は相等に優勢にして紀伊半島南端に上陸し本県を縦断せしため県下全域に暴風雨を惹起し近来にない大被害を生ぜり本邦附近台風経路を示せば左図の如く南方洋より北上せし台風は紀伊半島南端に上陸津を通過、名古屋、長野、秋田、宮古北方より北海道南東海上に出て北東進し去りしものなり

津測候所暴風観測は次の如し

9月11日の暴風観測

最大風速　23.6米/秒

同　風向　東南東

日降水量（11日）106粍

9月12日の暴風観測

最大風速　22.8米/秒

四日市市史

明治22年9月11日暴風雨起り大惨事を受けた。其の状況及被害の程度は、当時警察署長川田茂通より県本部長脇千茂氏への報告は、次の如し。

明治22年水害取調書

9月11日午前10時頃より東の風雨起り午後3雨時頃より暴風雨、7時頃北風となり、8時半西風に回り風雨静まる。当日雨量は風力の強かりに比し余り多からず、随って河川の出水約5合に連せしのみ、暴烈風のため、海潮怒濤を生じ海岸の被害甚し、其の主なるものは高砂町波止場四分通り破損、其他該町海岸沿ひ宅地欠損凡そ百間流失家屋8軒破損潰、稲葉町流失家屋4軒、破損潰れ1軒、寅高堤防切、農田地7町余浸潮蔵町及其近傍町々は何れも浸潮床上4尺以上多数関西鉄道会社堀割（運河）及昌栄新田堤防切れ浜田田地一面に浸潮以上追て高砂町及波止場は実に眼も当て難き程の惨状を極め候、なお船舶の破損流失せしもの多々有之候共其員数未だ不詳人畜は死傷無之候

家屋被害　流失家屋、高砂町　8軒

同　稲葉町　4軒

明治15年8月5日（1882）

宇治山田市史

4日暴風雨、5、6両日に亘って雨やまず諸川増水して宮川西側の堤防切れ磯村の田、畑6、7町河原となった。（神都年代記）

度会郡南海村役場調

高浪起り海水津浪の如くなり。農作物五分位減ぜり人畜に死傷なし。

明治16年10月28日（1883）

桑名郡伊曽島沿革史

暴風雨水害、都羅新田堤防が欠潰せり。

明治17年7月17日（1884）

宇治山田市史

洪水被害多し。

明治18年7月1日（1885）

宇治山田市史

暴風雨、宮川洪水にて昼田村の堤防切れ17戸流失し、20余人の溺死者があり、田畑200余町歩河原となった。（神都年代記）

港村史料

朝来降雨頻りにして天気模様悪かりしが正午頃に至りて風雨益々激しく家屋揺ぐばかりにて屋根瓦を飛ばし樹木を折り阪内川の水は濁流滔々として漲溢し来り松阪町の大橋は中断して流失し、遂に御厨神社の裏手堤防は欠潰せり。見る見る濁流は鎌田を突過し、郷津、高町屋に向って進み、万浜の苗代田は一望海の如く浸水せり。尤決潰個所は大傾斜をなし水流坂落しの有様なるを得べし。ここにおいてか、松阪町は、矢川岸江の人足を切口の西側より鎌田、大口、郷津、高町屋の人足は一団となりて切口の東側より堰止工事にかかり一度堰止直ちに、また、欠潰し人足十五、六名は押流されて危く助かりぬ。更に工事の方法をかへ第四回目に至りて漸く仮堰を完了せり。当時鎌田の西南部田畑は勿論矢川高町等の大方砂礫の埋もる所となり、其の被害五十余町歩におよび惨担たる状況見るに忍びざるものあり。

新聞集成明治編年史

東海道を見れば先づ伊賀国は服部川ならびに阿拝、山田両郡の諸川暴漲の災あり（6月17日の大雨出水の割合には損害少なかりき）伊勢国にては安濃川は満水に堤防を壊り桑名、長島近傍は田畑人家とも一円の浸水なり、町屋川、員弁川も出水し、松阪川は堤防切れて松阪の大橋を流したり。（中略）南海道にて大川の多きは紀伊を以て第一とす、所謂る有田、日高、富田、安宅、古座、太田、熊野、紀伊の諸川ありて孰れも30里内外の流脈なりと雖も、其の出水の甚しかりしは紀伊川にてありぬ。

伊勢朝報

度会郡昼田村全村流失其他附近に大惨事を惹起せり。

明治22年９月11日（1889年）

当時の状況

この日風雨激しく折柄海水漲溢し来り町平尾海岸堤防一体及び猟師の新浜沖大口の南浜、里中、畑新田の北角等の堤防一時に決潰し、潮水は滔々として田畑を浸し見る見る町平尾、猟師、大口一帯は悉く床上２、３尺程の浸水あり、されど幸に人畜には死傷なく漸くにして減水せるを以て安心する折しも大口森川新兵衛所有の石灰倉庫失火に狼狽せり（中略）其他浸水のため農作物の被害は甚大にして殆んど半作なりしと云う。

相賀町年表

諸国大水、相賀の堤防壊れ民家被害多し、流失家屋１戸、大破３戸

一志郡戸木村史料

大暴風雨あり、字狐塚において倒家十数戸におよびたり。

明治25年９月12日、13日（1890年）

台風の概況

この台風は沖縄附近より進路を北々東にとり紀伊半島に上陸し大阪を通過、能登半島より日本海に出で、津軽海峡を抜け北海道東部を通過し北東進したるものにて近畿地方には、その被害多く本県も各地に多くの被害を見たり。津測候所の暴風観測を掲示すれば、次のとおり。

最大風速　20.4米/秒　　同　風向　南々東　　日降水量　140粍

被害の状況

此の台風は本県の西方を通過したるものにて海岸地方は南東の風波荒く、殊に熊野灘沿岸地方にて高浪被害を生じる所あり、而し人畜の被害は幸いにしてなし、また、伊勢湾内の沿岸地方にて高浪のため塩害多くあり、全般に農作物、殊に稲作開花期のため、其の被害相当あり。

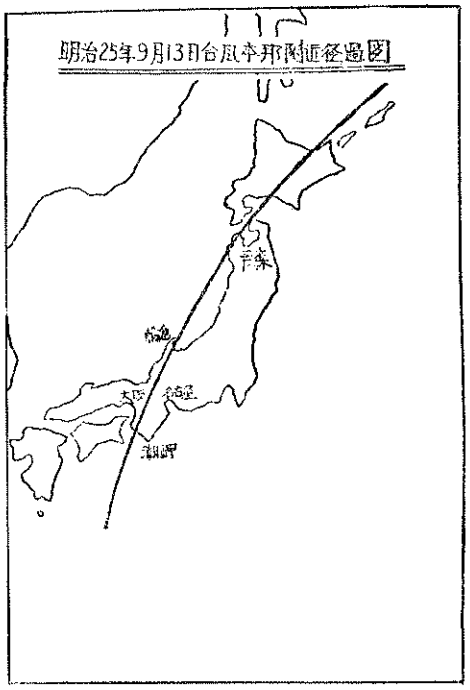

作付段別		73,679.0町歩
総収穫高		1,028,521石
一段歩当り		1.396石
平年比		23.8%
昨年比		8.2%減

流失家屋	北納屋町	１軒
〃	南納屋町	１軒
倒　家	高砂町	８軒
	稲葉町	１軒
	南納屋町	２軒
	末永町	１軒
	但物置	

半壊家　南納屋町　9軒

浸水家屋（但床上5尺以下）

大字四日市　404軒　大字浜田　30軒

堤防田畑被害

大字四日市

海岸堤防切所	1か所	延長	100間
同　欠　所	1か所	延長	87間
同　内場切所	2か所	〃	13間
三滝川通堤防切所		延長	100間
同　欠　所		延長	157間

大字浜田

海面堤防切所	4か所	延長	236間
阿瀬知川切所	6か所	延長	75間
同　欠　所		延長	16間
樋管流失	1か所		
田畑浸潮		凡	70町

大字浜一色

海面堤防欠所	延長	31間
海蔵川通堤防欠所	〃	40間

以上被害に付臨時焚出救助左の通り

戸数　80戸

人口　375人

但大字四日市

松阪港村史　海水漲溢して海岸堤防所々欠潰せり。

明治26年8月18日（1893年）

台風の概況

この台風の経路は九州南部に接近してより四国沖合を通り紀伊海峡に入り大阪の中間を通過、岐阜の西方を通り日本海に抜け出で青森より北海道の東端を掠めて北東進するものにて、本県紀伊海峡に入りし頃より風雨募り、全県に亘りて暴風雨となり河川の増水、低地浸水等ありたり。津測候所の観測は次の如し。

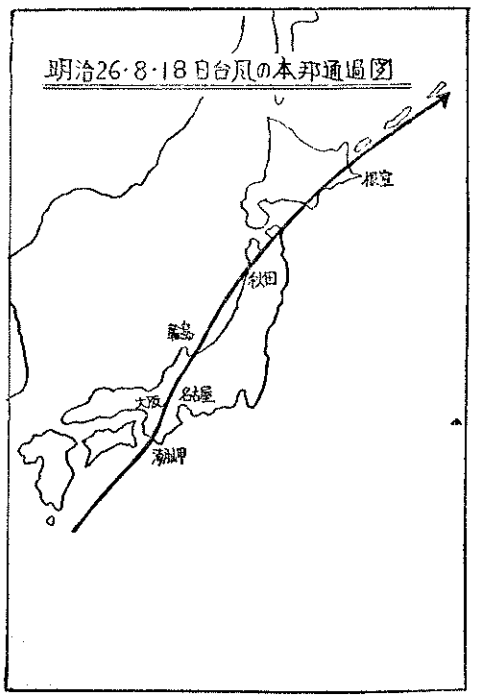

最大風速　21.4米/秒　　同風向　南東　　日降水量　156.2粍

被害の状況

この台風被害の状況は余り記録なく全県下の模様は詳かでなきも河川増水のために浸水家屋、冠水田畑等の所を散見されている。

昨年に引続き本年の米穀収穫も悪くなっておれり。

明治29年8月30日および9月11日（1896年）

台風の概況

この台風は近年稀に見る優勢なるものにして其の大暴風雨を起せし範囲も広く台風経路附近の地方は莫大なる被害を惹起し、本県においても被害記録より考察するに近年来のものなり。此の台風の経路に掲ぐる図の如く、Aは紀伊半島に上陸し本州を縦断して日本海に入り北海道を通りて千島方面へ去り、Bは四国沖合より紀伊半島に上陸し中央部縦断して日本海に抜け秋田附近より本州を横断し太平洋岸に出て北東進せり。

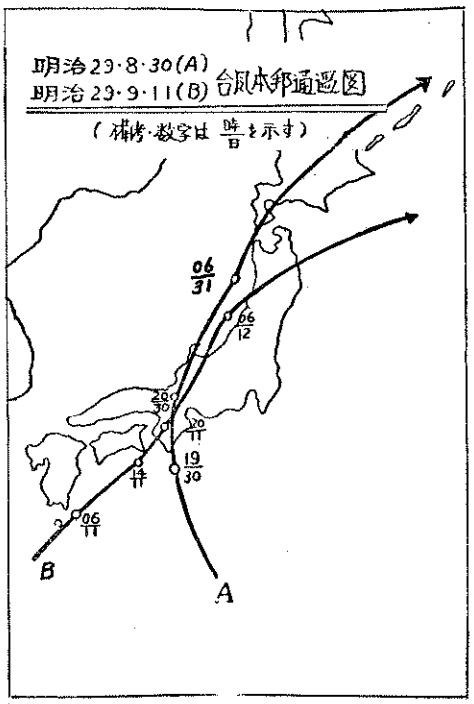

当時津測候所の暴風観測を掲ぐれば次のとおりである。

8月30日	最大風速	31.5米/秒
	日降水量	84粍
9月11日	最大風速	21.1米/秒
	日降水量	128粍

被害の状況

1．三重県史より当時の状況を転記すれば8月30日の暴風雨によりて桑名郡長島、伊曽島両村の堤防破れ、三重郡塩浜村海岸堤防もまた激浪のおそう所となり、無惨にも破壊せられ陸上にては宇治山田監獄支署の工場倒壊したり、其他監獄本支署の工場倒壊したり、其他監獄本支署の監房または塀柵等の被害尠からず、其の復旧工事費23,000円余を要し、既に莫大な追加支出を要するにまたもや9月11日の暴風雨来り県下各地を荒し、堤防決壊、道路、橋梁の破壊流失ぜざるゝもの無、その応急施設工事費のみにて実に82,000円余を要せり、後調査する所によれば当年県下の損害は1,000,000円以上に達せりと。

1．本年秋季の大水害就中其8月における風雨猛烈、河水波を溺らしたるを以って諸川の堤防其の害をうけ、いわゆる寸断尺切の形状を示し濁流奔流し田圃丘陵一面の大砂漠と変了し、何地が其の河心なるやを疑うに至らしめたり、現に員弁郡の如き一河の本支流においてすら破壊箇所におよべり、其他諸川被害の大なるは此を以て推知するに足る実に百年未聞の水害

なり。

1．各地方被害状況

阿山郡地方は河川のはん濫に伴い、堤防道路の欠潰随所に起り、橋梁の流失、家屋流失、田地田畑埋没、流失冠水等あり中でも郡内錦生村地内を流れる河川の損害20,000円を突破し流失家屋15戸ありまた、阿波村地内において道路の崩潰随所にて橋梁の流失30か所におよびたり。名賀郡も同様な状況にて殊に神戸村地内において家屋倒壊36戸に達せり。

1．桑名郡地方は揖斐川氾濫にて河口の長島、伊曽島村両村の被害は惨憺たるものあり、伊曽島村沿革誌に記録さるものをみれば、8月31日海嘯に次で両川の大洪水にて堤防欠潰多く流失住家18戸其他112棟、倒壊家屋124棟、半壊98棟、船舶流失32艘、同破損92艘、死傷者数十人、8月31日より10月1日迄焚出救助を行う延人員40,611人に達せり。

1．鈴鹿市長太浦山誓寺所蔵記録に依れば神戸地方大浸水を蒙り長太浦庫裏および家庭へ浸入、古庄野にて凡そ百間余堤防切所ありたり。

1．関町郷土誌によれば、明治29年9月豪雨、大水害はその区域広汎にて県下北勢殊に甚敷しく（当時県土木復旧工事費51万円を算す）当町の如きは或る部分を除き殆んど全町床下に浸水し街路は濁水滔々と河川の状態をなし附近の山岳の崩壊最も多く驚異の相を現ず、且つ四辺の架橋は悉く流失し鉄道は不通となり全然孤島の観を呈し（後略）かゝる大水は実に応安3年以来の未曽有の水害にありしと云う。

度会郡南海村役場の調査によれば数日前より降雨あり日一日と風増し天候益々険となり、同日午後12時頃には大暴風雨となれり、高浪甚しく、ために同村迫間浦において人家2戸山崩ありて埋没し其他海岸の堤防人家等の破流したるものあり、米作においては収穫皆無の状態となりたり。

1．木の本町役場の調査にては高浪押寄せ海岸線一帯に破壊か所あり。

1．神都年代記によれば暴風雨にて家屋の破損、稲作の被害夥しく蓮台寺前山の柿は殆んど吹き落され参宮線宮川駅を発せる汽車は田丸駅との間にて顚覆し十数人の負傷者ありき。

1．本年度米穀収穫状況を見れば近年になき大凶作なり。

作付面積	74,239.7町歩	平年比	54.6%減
総収穫高	61,723.6石	昨年比	36.8%減
段当収穫高	0.831石		

1．桑名年代記は8月大暴風雨大水とあり。

1．桑名郡古美村役場の調査によれば明治29年8月末および9月5.6.7日と一大風水害あり、当時大字古野西方寺は火災により再建中にて、被害甚大なりしため建築を1年中止し、土地の復旧に努めりと記さる。

1．三重郡河原田村災害史によれば9月7.8日に鈴鹿川、内部川の合流点大門大破し浸水5日間におよびたりと。水稲の被害殊に甚しく反当り3斗と記録さる大凶作なり。

明治32年7月8日（1899年）

北牟婁郡相賀町年表

7月8日洪水、木津の人家流れ死者28名に達せり。

明治32年9月8日 10月7日（1899）

9月8日および10月7日ともに本県附近を通過せし台風によるものにして当時津測候所における暴風観測を掲示すれば次の如し。

明治32年9月8日 10月7日台風経路図

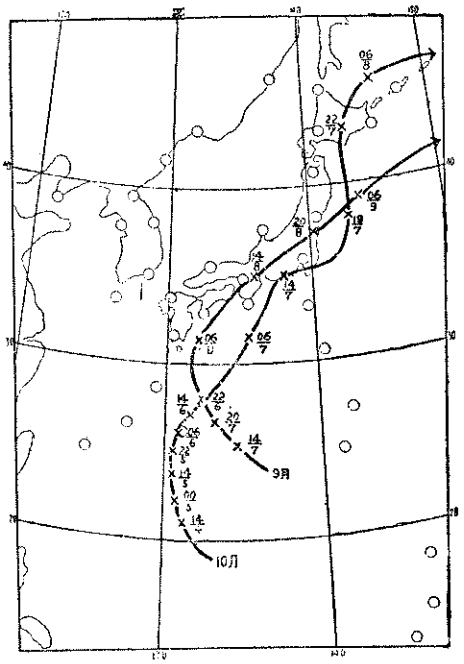

月日 / 気象概要	9月8日	10月7日
最低気圧(氷点) 起日時	746.1粍 8日14時0分	736.3粍 7日11時30分
最大風速度 起日時	22.6米/秒 8日12時30分	15.5米/秒 7日10時0分
同風向	南々東	北西
暴風継続時間	8日10時～20時	——
降雨開終日時	6日0時30分 8日17時50分	5日2時0分 7日16時20分
総降水量	140.7粍	307.2粍

被害の状況

此の両度の暴風雨による被害は記録僅少なるため程度詳かならず、而れども殊に農作物の収穫状況より考察するに前者の暴風雨による米穀の被害は相当に大なり、今、本年度米穀収穫収況を掲示すれば、

総作付段別	75,348.5町歩	昨年比	320石減収
総収穫高	1,059,311石	平年比	424石減収
段当収穫高	1,406石		

其他各河川の増水、田畑地の冠水、低地の浸水等あるも大事にいたるところなし。

明治35年8月11日（1902）

県下にわたり暴風雨となり、特に雨量は多大に達し各地方の低地は浸水騒ぎを生ぜるも被害僅少に終りたり。

津測候所の暴風観測は次の如し

最大風速　16.9米/秒　　最大風速の風向　東南東　　総降水量　216粍

明治36年7月7日～7月9日（1903）

県下各地に大雨のため洪水を起り河川増水（冠水田、浸水家等を生じたるも大事ならず津測候所の雨量観測は次のとおりである。

降水開終起時	開始	7日	4時30分	終止	9日	7時50分	
日降水	7日	55粍	8日	127.1粍	9日	90.8粍	

総降水量（粍）　　272.9粍

明治36年9年23日（1903）

本暴風雨は台風の東海道浜松附近より上陸本邦を縦断せしため、本県においても可成風雨激しく各地に被害を発生せり。

松阪港史料

風雨強暴にして諸川水溢れ其内高町屋川は黒部に通ずる土橋を流失し、また堤防数か所を決潰し瞬時にして田圃一面に浸水せり、斯る有様なるを以て海水は却って北風に簸せられ追々川上に逆流し来り大口挽材工場なる貯蔵木材は水の間に間に押流され田面は勿論高町屋郷津里中にも漂いて翌日は決潰堤防の仮堰及木材の拾収等にて大いに混雑せり、ために田畑の被害少なからざりき。

当時津測候所における暴風観測次の如し

気象要素	起　時	観測値
最低気圧（粍）	23日 9時	744.2
最大風速（米/秒）	〃　〃	20.6
総降水量	21日～23日	116.0
暴風継続時間	23日	2時間～3時間

明治37年7月10日（1904）

暴風雨あり県下に大被害を与へたり。当時津測候所の暴風雨観測次の如し。

気象要素	起　時	観測値
最低気圧（現地）（粍）	10日 4時30分	738.1
最大風速および風向(米/秒)	10日 3〃00〃	東南東19.1
暴風継続時間	10日	0時～6時
降水開終日時	8日～10日	（時）自6.00　至12.00
日最大雨量（粍）	10日	135.7
総降水量		228.4粍

当時の被害状況

「伊勢朝報」梅雨季に引続き淫霖霽れもやらず殊に本日に入りてより益々不穏の天候を現し8日以来更に険悪の兆候を示して暴風警報さえ発せられたる程なれば人々安き心もなかりし、折柄9日の雨、夜に入りて愈々烈しく午後8時頃より疾風加はり忽ちシケ模様となり時の進むと共に次第に吹荒れ降頻りて其凄惨の状筆紙に尽すべからず10日の午前3、4時頃には正に風伯雨師の暴威を逞しふせる極度なり（後略）

各地被害状況

南勢地方特に甚だしく各河川増水状況は次の如く記録せられる。

宮川の出水量は20年来の高点に達せり平水9尺が10日午前5時21尺に達し12尺の増水なり。堤防決潰か所7か所　　橋梁流失、宮川橋、船木橋、馬瀬橋および沼木村の各橋梁五十鈴川10日午前8時11尺の増水　　堤防決潰か所　3か所　　勢田川出水　塩田浸水

津市方面

浸水家屋	18戸	同　破損	2戸	立木	92本
板塀破損	5か所	煙突破損	3本	堤防決壊	8か所

多気郡　10日午前3時20分櫛田川増水22尺におよび両郡橋流失せり。

北南牟婁郡方面　船津村往古川中里橋流失・相賀村銚子川橋梁流失・其他畑作、屋根、塀、瓦等

一志郡方面　本村字小戸木雲出川仮橋流失

飯南郡方面　湊村字高町屋愛宕川堤防決潰

阿山郡方面　長田川増水12尺に達し仮橋流失

河芸郡方面　高岡川増水9合堤防決潰　其他交通機関、通信施設等甚大なる損害を生ぜしめたり。

明治37年9月17日（1904）

この台風は紀伊水道より内地横断青森附近より北東進せしものにして、16日より本県においても暴風雨圏内に入り、各地に被害の発生を見たり。殊に、南北牟婁郡沿岸は高浪の来襲ありたり。当時津測候所の暴風観測表を次に掲ぐ

気象要素	起　時	観測値
最低気圧（現地）（粍）	17日4時00分	735.3粍
最大風速および風向(米/秒)	17日3時00分	南東　28.2
暴風開終日時	16日～17日	自18時～至12時
降水開終日時	16日～17日	自12時～至6時
日雨量最大（粍）	17日	84.6
総降水量（粍）		163.2粍

被害の状況

県下全般に亘り暴風雨に見舞われ、各地共に河川増水決潰、田畑冠浸水等被害を惹起せり。

松阪港村史料　当時の状況を摘記すれば

櫛田川、金剛川、高町屋川氾濫夜来の暴風雨にて遂に櫛田川筋七見の堤防第1、第2、決潰し其の勢凄じく忽にして、其の水先は金剛川2か所、高町屋川3か所の堤防を突破し大口港もまた南浜の堤防を決潰せられ、午前10時頃には高町屋郷津大口等の家屋は皆浸水し田面恰も濁流張溢して高町屋の住民狼狽して各家具を片付け老幼を扶けて玄樹寺に避難せり幸にして人畜に死傷なく云々。

南北牟婁郡は沿岸地方の高浪来襲し、殊に、木の本附近においては、死者7名流失家屋3戸難破船2隻あり其他浸水家屋、道路損潰等あり。

明治43年8月8日（1910）

本台風は紀伊半島に上陸名古屋より内地を横断し北東進せしため、東海地方は暴風雨による被害多く、殊に、愛知県は甚大なり、本県においても各地に亘り被害を惹起せり。

当時津測候所の暴風雨観測次の如し。

降水開終日時	7日～10日	自5時00分～至10時00分

最大日雨量（粍）	8日	90.9
総降水量（粍）		213.3

被害状況

8月10、13日と引続き台風に見舞われしが被害は僅少に過ぎたり、南勢および熊野沿岸地方は後者による被害稍々あり、農作物の被害殊に米穀の被害少し。

明治44年6月19日（1911年）

台風が九州上陸四国を経て内地縦断をせしため、経路に当りし地区は暴風雨となり被害を各地に惹起せしめ本県においても暴風雨圏内にありしため各地に被害を蒙れり。当時津測候所の暴風観測結果次の如し。

最大風速（米/秒）	19日5時00分	南東 38.3
暴風開終日時	19日	自2時00分
	〃	至10時00分
総降水量（粍）		122.4

被害状況

本台風に依る被害は、降雨によるものは雨量少きため僅少、風害多大なり而し時季が6月のため農作物も少なく軽微に過ぎたり、当時の模様を松阪港村史料より摘録すれば「前夜来風雨は愈々暴れ模様となり家々の瓦を飛ばし塀を倒す等凄まじく此の日斯く悪天気に急変するとは知らず猟師24人～25人は一団となり、刀根卯之助所有猟船に打乗り段取網を使用し猟師浦において捕魚しつつありしが、暴風激浪に堪へ兼ね漁猟を中止し、午後5時頃急ぎ帰航のところ1隻（12～13人乗）は端なくも風浪のため顛覆せり（中略）6人は溺死せり。

大正元年9月月23日（1912年）

台風概況　台風経路、四国室戸附近に上陸紀伊水道より福井県に入り津軽海峡を通過北海道を横断北東進せり、津測候所暴風観測結果次の如し

最大風速	27.4米/秒	暴風開終日時	23日 14時・24日 13時
最大風向	南 東	総降水量	147粍

被害の状況　本台風による被害は県下各地に惹起し特に稲作に対しては稀に見る大被害を蒙りたり。本年度米穀収穫状況（県農務課調査）は次の如し。

昨年総作付段別	75,564.5町歩	本年段当り収量	1.571石
本年総作付段別	75.804.0町歩	平年比	14%減
昨年総収穫高	146,359.4石	昨年比	20%減
本年総収穫高	119,087.7石	被害金額見積	2,870,000円
昨年段当り収量	1.937石		

伊賀地方　阿山、名賀地区においては、各河川増水のため堤防の決壊、田畑浸水、橋梁流失等を惹起し、殊に、阿山郡阿波村は同地内にて橋梁25か所および田畑浸水および流失あり、山崩も生じ其の被害甚大なり。

北勢地方　殊に桑名員弁両郡は被害甚大にして、桑名郡長島村地内において堤防大決潰を生じ、伊曽島村においては堤防決潰2か所、稲作収穫は60%の減収を見たり、また員弁郡山郷村において河川損害、七取村地内にて橋梁流失2か所、農作物被害18万円に達せり。

中南勢地方　当地方も風雨激しく各地に被害を発生せるも大事に至らず、稲作被害のみ甚大なり、当時の模様を松阪港村史料より摘録すれば「22日より降続く雨は風さへ吹添午後10時頃よりは益々激甚となり、屋宇を震撼する斗りなる荒れ模様を来し、村民一般安眠するいて午能わず翌午前3、4時頃尤も風雨猛烈を加へ皆々心配のうちに一夜を明かしたり、果然此夜大平尾的井廉吉方は屋舎倒壊して悴久吉不幸にして圧死せり、23日朝の風水害等僅少ならず、併し乍ら諸川漲溢に係らず堤防決潰なかりしは不幸中の幸なりき。」

南北牟婁郡地方　熊野沿岸地方は高浪来襲のため可成被甚だしく、人畜の被害も惹起せり。

南海村役場調、　当日前数日は天候険悪にして、当日午後11時頃より翌朝3時頃迄最も甚だしく、大字礫浦表海岸には高浪3間余に達し、人家被害浸水多く農作物被害殊に激しく3割の減収となれり。

浜郷村役場調、　大浪にて字浦方の堤防破損あり、2、3家屋の破損ありたるも人畜損傷なし。

新鹿村役場調　23日午前2時頃より益々激しく大浪愈々加はり、本村新下地町堤防を打越したるため、死者4名出せり。

家屋納屋破損	9戸	小　船	13隻
堤防決潰	30間	稲　作	50町
道路損潰	200間	被害見積高	5,000円
帆　船	2隻		

木の本警察署管内において死傷9名、流失家屋12戸あり其他各地内に多数被害ありき。

大正4年8月5日（1915年）

本台風は関西地方、東海地方を襲ひたるものにして本県においても暴風雨に見舞われ被害を惹起さる、殊に熊野沿岸地方に激しかりき。当時津測候所観測結果は次の如し。

気象要素	起　時	観測点
最大風速および其の風向（米/秒）	5日　2時00分	東　27.5
暴風継続時間	4日　3時～08時	5日　14時～19時
降雨開終日時	4日～5日	自22時～至10時
最大日雨量（耗）	4日　63.6	
総降水量（耗）	124.4	

被害状況　被害は熊野沿岸地方が殊のほか激しく高浪来襲して、家屋浸水、田畑冠水等あり。鵜殿村家屋浸水84戸、田地浸水140町歩、相賀村床上浸水250戸、床下160戸浸水、田畑150町歩浸水。

大正6年9月30日（1917年）

本台風は関東、伊豆方面を襲ひしものなるも、県内殊に伊賀盆地に洪水を起し、阿山郡綿

生村地内において、河川の損害金額10,000円橋梁流失３、 道路損壊198間田畑流失17町歩家屋流失５戸あり、名賀郡においては、滝川村地内の道路はほとんど決壊し、名張町も大半浸水せり。

大正７年９月24日（1918年）

本台風は東海道浜松附近に上陸したるものにして、本県においても全県に亘り暴風化し沿岸地方は高潮に見舞はれ甚大なる被害を蒙りたり。当時津測候所の暴風観測次の如し。

気象要素	起　時	観測値
最大風速風向（米/秒）	24日12時00分	北西　23.9
瞬間最大風速風向（米/秒）	24日11時34分	〃　26.4
暴風継続時間	24日　自５時00分　至19時00分	
最大日雨量（粍）	24日	189.3粍
総降水量（粍）		204.2粍

被害の状況　本台風による被害はかなり大きく、ことに南勢および熊野灘沿岸地方には高潮来襲による被害甚大なり。

度会郡地方

四郷村役場調　同日暴風雨にて五十鈴川氾濫し、其時高浪起り樋門崩壊せり。

二見町役場調　高潮のため田畑浸水、海岸樹木の顚倒等あり。

南海村役場調　当日午後12時頃より３時間計り最も甚だしく高浪陸上に浸入、人家田畑ともに被害甚だしく、相賀にては発動機船高浪のため陸上に打上げられたり。

宿田曽村役場調　当日30年来未曽有の大高浪あり、海岸堤防決潰のため人家、田畑に大被害ありたり。

南北牟婁郡地方　木ノ本町役場調　大浪のため南部に属する新出町方面は被害多し。

有井村役場調　暴風雨前３日は雨模様にて曇り勝なりしが、同日午後７時頃突然暴風雨起り、翌24日朝に至り波浪山の如く沿海岸道路は破潰、家屋および道具の流失14～15戸におよび、また負傷者も、３、４名あり、 井戸川に架る亀齢橋の潮水丈余にして 浸水田畑約40町歩、泥海に化し収穫大減収なり。

木ノ本警察署管内

倒潰家屋62戸、流失19戸、浸水93戸其他流失木材道路損潰田畑冠水等多数にして其の損害見積45,000円以上に達し、死傷者もありたり。

大正９年９月９日（1920年）

低気圧来襲により可成の豪雨となり、特に北勢地方は各河川増水のため被害発生し、即ち三重郡最も大にして、港湾河川損潰120か所、橋梁流失３か所、道路損潰13か所、田地流失２町歩、農作被害12,500円に達せり。

大正10年９月26日（1921年）

本台風は紀伊半島に上陸し同半島を縦断し、福井県を通過、日本海に抜けたるため、関西地方の台風経路附近の府県にては莫大な被害を惹き起せしめ、本県においても、可成の被

害を蒙りたり。当時津測候所の暴風観測表をあげれば、次のとおりである。

気象要素	起　時	観測値
最低気圧（現地）（粍）	26日1時30分	732.1
最大風速および風向(米/秒)	26日2時00分	南東　25.3
暴風継続時間	25日～26日	自1時00分～5時00分
降水開終日時	23日～26日	自9時33分～至14.18分
最大日雨量（粍）	26日	39.7粍
総降水量（粍）		139.1粍

被害状況　被害を他県に較べれば僅少であり風害としては幸ひに本県は軽微なり、本台風の雨量は比較的少なきため、洪水等は汽船1隻沈没し、35名行方不明および河原田小学校1棟倒壊せり、また本年稲作不出来の上風害重なりしため、近年になき凶作となれり。

本年度米穀収穫状況は次のとおりである。

昨年作付総反別	750,509町歩	昨年反当収量	1.944石
本年作付総反別	751,341町歩	本年反当収量	1.440石
昨年総収穫高	145,889.8石	昨年比	27.3%減
本年後収穫高	108,395.4石	平年比	21.1%減

大正12年6日9日（1923年）

低気圧による豪雨のため、関西、東海各地に洪水を惹起し、本県においても北勢地方において豪雨のため、各河川増水、田畑家屋浸水、道路損潰等あり、三重郡内部川堤防が決潰せるために大治田、川尻等浸水あり。

大正14年9月11日（1925年）

台風の概況　本台風は小笠原の南東5、6百粁の洋上に現れ北西に進行、8日昼前父島に接近、父島の南方を通過し爾後次第に北に転向して10日夜、三重県度会郡の西部に上陸せり、本台風は半径250粁を超えざる狭少なるものなりしが、中心附近は気圧傾度極めて大にして、深度740粍前後なりき、其の後急に衰弱11日正午直江津附近を通り、12日三陸沖において消滅せり。当時津測候所暴風観測は、次のとおりである。

最低気圧	986.6ミリバール	同　風向	東北東
同起時	11日3時	同　起時	11日1時
最大風速	29.3米/秒	総降水量	95.2粍

被害の状況　本台風による被害は、三重、愛知、滋賀、静岡 諸県におよび 本県においても、各地に惹起、幸い降雨量少なく風害多大なりき、 殊に220日の厄日に当り稲作の被害甚大なり。本年度稲作収穫状況を掲ぐると、次のとおりである

前年総作付段別	740,741町歩	前年一段収穫高	1.924石

本年総作付段別	737,167町歩	本年一段歩収穫高	1.641石
前年総収穫高	141,764.6石	平年比	10.3%
本年総収穫高	120,900.0石	昨年比	14.9%

其他大王崎沖にて菊桐丸（8,330屯）および志摩郡的矢沖にて英国丸（4,370屯）坐礁したり。

大正15年９月４日台風経路図

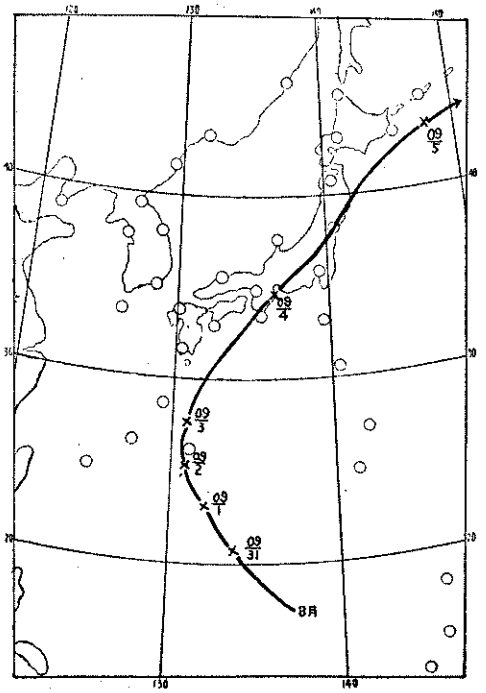

大正15年９月４日（1926年）

台風概況　本台風は26日頃、ヤツプ島附近に発生以来北西に進行、南大東島附近に達せし頃より転向し、其後北東に進路を変へ四日早朝紀伊半島潮岬沖に上陸、始めて猛威を逞しくして近畿は勿論、四国東半、東海道西半部は風雨となり、三重、和歌山、高知の諸県下は暴風雨と化したり、最も惨怛たる被害を蒙りたるは、愛知、静岡の両県なるも、本県においても各地に被害を惹起せり。当時津測候所暴風観測は、次のとおりである。

最低気圧	987.0ミリバール
最低起時	４日９時30分
最大風速	20.2米/秒
風起時	４日９時
同風向	北
総降水量	143.9粍

被害状況　本県の被害状況は全般に大事に至らず過ぎたれども、殊に南北牟婁郡沿岸は風水激しく各沿岸町村において家屋田畑浸水等あり、また、農作物に対する損傷も可成あり其の見積高は約58万円に及びたり。

昭和６年10月13日（1931年）

台風概況　本台風は10月６日ヤツプ島北東洋上に発生し徐々北西に進行し比島の東方海上を通過、沖縄本島、奄美、九州南岸を通過四国足摺岬、室戸岬北方を通り紀淡海峡を経て、和歌山、奈良、三重、愛知、静岡各県を経て関東を通り洋上に出て進路を北寄に変へ三陸沖より北東進せり、本台風の経路附近の各県に於ては暴風雨にて多大の被害を惹起し本県においても可成の被害を蒙りたり。

本県の降雨状況　本県の降雨は南、北牟婁郡沿岸にて可成の降雨を見、尾鷲は日雨量463粍を観測せり、また、中勢地方の沿岸地域にも日雨量200粍を測り各地に河川増水氾濫し被害を蒙り殊に熊野沿岸は相当激しきものがありたり。降雨状況は、次図のとおりである。

被害状況　降雨による被害は、別紙降水図でわかるように、多雨地方に多く熊野沿岸地方

昭和6年10月13日18時天気図および台風経路図

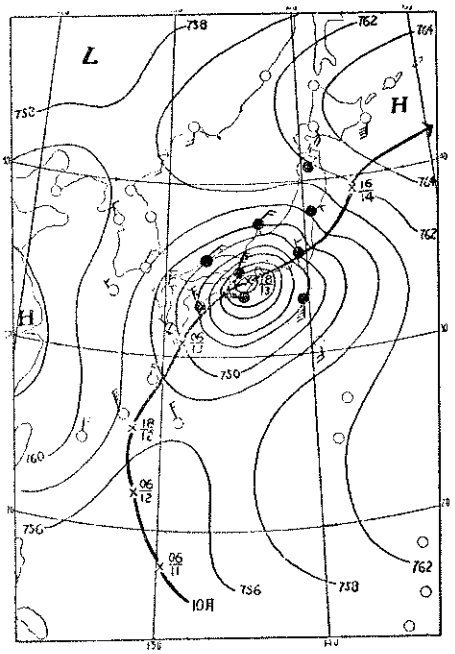

昭和6年10月12～13日雨量分布図

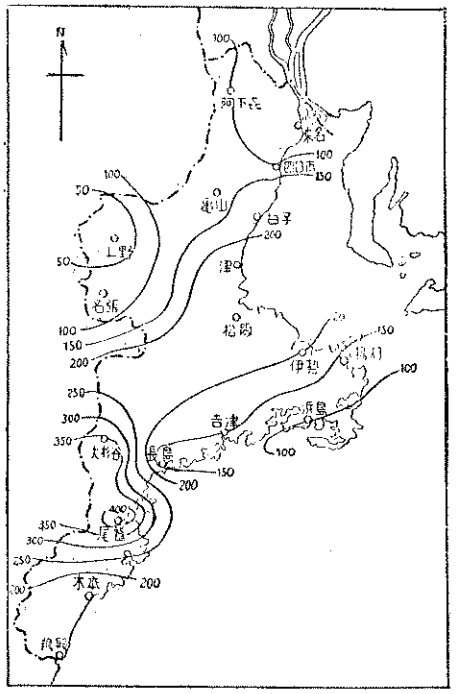

は各河川洪水により堤防決潰、家屋流失潰、浸水、道路損壊多く相賀町にて銚子川堤防決潰、家屋流失全壊137戸、死傷22名の惨事を惹起せり、 また、中勢地方にて各河川氾濫せるも大事に至らず過ぎたるも田畑家屋の浸水等は、各所において発生したり。

昭和7年9月30～7月2日雨量分布図

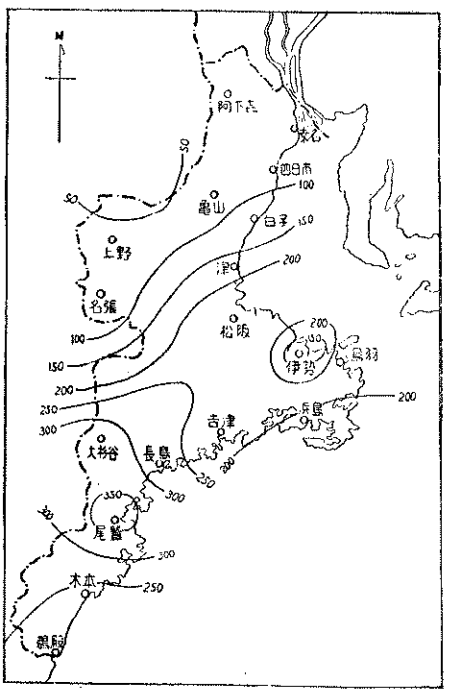

昭和7年7月2日（1932）

豪雨概況　　今回の豪雨は1日より2日にかけ温暖前線により県下各地に大雨をもたらし、殊に、紀州北部は将に400粍に達せんとせし所もあり、折柄再三の降雨にて山林田圃は凡そ飽水状態にありしため、降水は直ちに河川に流下して増水の速かなりしとともに溢水して田畑、道路を洗い人家は浸水し或は軌道を埋むる等、多大の被害を見たるところあり。

県下各地の降雨状況　　各地ともに30日深更より降雨、1日午後最も強く熊野沿岸は3日にも少雨あり。降雨分布概況は、次図のように南勢地方および熊野沿岸地方が多雨地域にて尾鷲附近にては日雨量400粍に達せり。

被害の状況　被害は多雨地域の南勢および南北牟婁両郡最も大にして其他の地域にも軽微なる被害を蒙りたり。

宇治山田警察署管内

1．宇治山田市内浸水家屋 852戸（内床上90）

1．宇治山田市附近田畑浸水 600町歩

1．県道および町村道損壊７か所

1．小俣町浸水家屋　50戸

1．朝熊岳ケーブルおよび参宮電車不通

1．其他橋梁流失交通不能か所各地にあり。

木ノ本警察署管内

1．道路の崩壊　２か所

1．田畑浸水有井村　30町歩

松阪警察署管内

1．管内家屋浸水垣鼻、清生、幸生方面住宅104、非住家　16戸

1．堤防崩壊　３か所

1．櫛田川、金剛川、勿来川、各川共増水氾濫せるも勿来川のみ堤防決潰せり。

桑名警察署管内

1．木曽川増水し朝鮮人家屋流失、渡船場桟橋流失損害　1,000円

1．木曽川堤防の潅漑用樋管損壊　4,000円

県農務課調　度会郡内において、田地被害109町歩　北牟婁郡内　50町歩あり。

昭和９年８月31日～９月２日雨量分布図

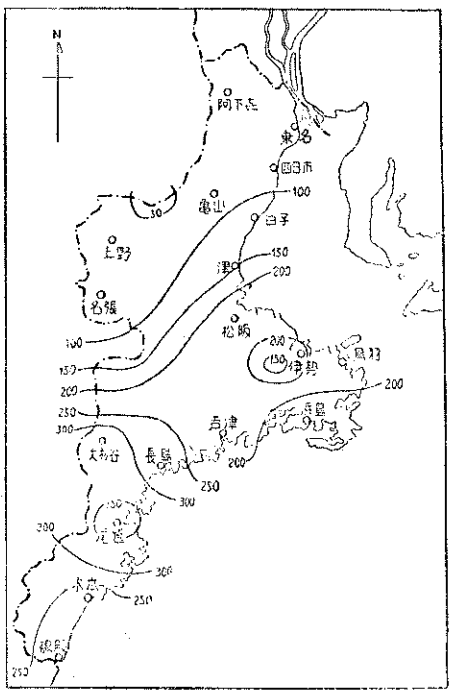

昭和９年９月２日（1934）

今回の大雨は大陸旋風によるものにて本県下に大雨洪水を惹起、殊に、南勢および熊野沿岸地方は可成の被害をみたり。

降水状況　熊野灘に沿い南北牟婁両郡および度会郡沿岸地方にて、９月１日未明より雨降り続き次第に勢を増し18時乃至21時には豪雨となりて急射し、夜半より衰えこやみとなれり、ために沿岸一帯は雨量200粍から300粍に達し、就中北牟婁郡尾鷲にては400粍に達せんとせり、両郡内にはこれにより水害をみるにいたる。

被害状況　被害は、次表にて解る如く、多雨地域の熊野地方に可成甚大なるものありたり。

被害種類	件数	内訳	見積額	被害種類	件数	内訳	見積額
住家 床上浸水	33	-	-	鉄道破損	1	2 間	200円
住家 床下〃	171	-	-	山腹崩壊	2	480立方米	120〃
堤防欠壊	14	2,600米	8,910円	森林被害	1	15本	10〃
道路 破損	21	3,090間	4,500〃	農作物 水稲	-	486反	2,182〃
道路 林道	7	27〃	450〃	農作物 陸稲	-	6反	23円
橋梁 流失	7	3,875間	6,169〃	農作物 桑	-	239〃	2,053〃
橋梁 破損	1	6 間	20〃	農作物 甘藷	-	115〃	1,038〃
橋梁 橋脚	1		600〃	農作物 蔬菜	-	104〃	2,229
田地 埋没	4	31町	300〃	**損害見積額**			**29,248円**
田地 浸水	5	55〃	-				
畑地浸水	10	37町	-				
住宅浸水	89	-	-				
崖及石垣崩壊	8	75間	450円				

昭和9年9月21日（1934年）

昭和9年9月21日台風経過図

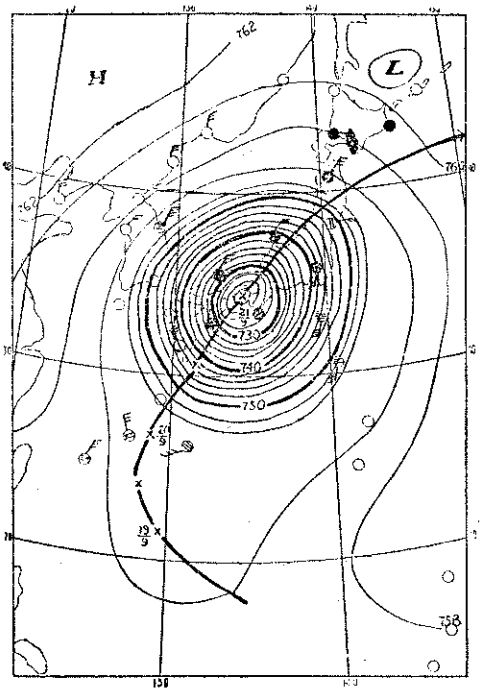

台風概況　本台風は室戸台風と名付けられし稀有の台風にて、四国および近畿地方に未曽有の大暴風雨を起し、其の被害は言語に絶するものあり、本県においても其の余波を受け各地に惹起せり。また、本台風は四国室戸岬測候所において観測せる最低気圧911.9ミリバール と云う 全世界測候所の観測記録のうち、最低を観測せるものにて、故に室戸颱風と名付けた由因なり。

台風経路、　図示のように台風は南洋パラオ南東洋上に現われて徐々に北西に進行し19日朝には南大島南方400粁の海上に達し、此の附近より進路は北東に転向、其頃より次第に発達し20日朝沖縄島の南東を通過、同夜半には九州宮崎県に接近21日午前3時四国足摺岬沖を通り中心示度919.9ミリバールの深厚さをもって、6時徳島県の南西、8時大阪を衝き8時半京都、9時琵琶湖を渡り迅速なる勢をもって、信越国境を越え正午新潟の南西沖に現れ、この間の進行速度実に117粁/時なり、上陸以来数個の副低気圧を発生して中心勢力衰へ、次第に埋積し東北東に転向して山形、岩手を横断、三陸沖に出て千島に沿い北東進せり。

暴風概況　県下は海陸共に大暴風雨となり、殊に、熊野沿岸は前日来風雨強く、21日未明

県下暴風観測記録は次のとおりである。

官署名 / 気象要素	津測候所	亀山測候所
最大風速向と起時	南20.8米/秒	西南西 21.2米秒/
暴風開終日時	21日自02時00分 至11〃00〃	21日 自0.2時00分 至11 〃00〃
最大日雨量	21日134.4粍	21日131.2粍
総降水量	146.4粍	147.8粍

より颶風となり暴風信号壁の倒潰其の他漁村の被害少なからず。

被害状況　今回の台風禍はその被害区域の広範なること、本邦大部におよび正に大国難と云うべく、本県はその中心距離最短100kmにありて風速も中心地域に比べ遙かに弱勢なりしも従来の台風禍に比し決して軽少ならず、各地に被害続出し総被害額は実に1,000万円におよんだといわれる。

被害の統計は次のとおりである　（県警察本部記録）

警察署名＼被害種別	人			家屋（棟数）						道路				橋梁				船舶			エントツ	テイボウ
										同県道		其の他		国県道		その○						
	死者	傷者	計	全壊	半壊	流失	浸水	計	損額失	欠壊	流失	欠壊	流失	欠壊	流失	欠壊	流失	流失	破損	沈没	倒壊	欠壊
									円													
桑名	-	-	-	13	3	-	-	16	1,730	-	-	-	-	3	-	1	-	-	1	-	-	13
大泉原	-	1	1	6	91	-	-	97	7,692	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	6
四日市	-	-	-	9	13	-	-	22	4,788	8	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	1	19
富田	-	-	-	3	1			4	700	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	11
菰野	-	-	-	44	141	-	12	197	2,378	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	1	3
亀山	-	1	1	11	2	-	-	13	955	6	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸	-	3	3	37	2	-	-	39	1,837	-	-	-	-	1	-	2	-	-	1	-	-	4
一身田	-	-	-	6	4	-	1	11	1,100	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2
津	1	17	18	17	20	-	-	37	54,200	-	-	3	-	4	-	1	-	-	4	-	-	4
久居	1	3	4	102	48	-	9	150	46,630	3	-	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	8
奥津	-	-	-	7	34	-	-	41	820	11	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
松阪	1	-	1	27	55	-	-	82	22,125	2	-	2	-	-	1	-	2	-	-	-	1	18
宮前	-	-	-	16	120	-	2	138	6,520	10	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
相可	-	-	-	89	28	-	12	129	7,993	7	-	-	-	-	-	1	3	-	1	-	-	21
天ケ瀬	-	1	1	44	100	-	-	144	55,750	9	-	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-
宇治山田	1	2	3	97	28	-	-	125	20,160	27	1	-	-	5	-	1	-	-	2	1	9	39
野後	-	-	-	30	22	-	-	52	990	5	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	9
吉津	-	-	-	16	-	-	-	16	20,000	7	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥羽	-	-	-	5	-	-	-	54	2,350	8	-	1	-	2	-	-	-	1	-	1	-	4
波切	-	-	-	41	-	3	1	5	820	7	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	4
尾鷲	-	3	3	41	33	-	-	74	15,212	27	-	1	-	6	-	-	-	-	11	-	2	5
長島	-	-	-	1	167	-	-	168	3,550	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	21
木ノ本	-	-	-	17	4	-	-	21	1,450	49	-	-	-	-	-	1	9	-	-	-	-	9
鵜殿	-	-	-	21	44	-	2	65	1,085	3	-	1	-	1	4	-	-	-	-	-	-	1
上野	-	-	-	11	16	-	-	27	1,986	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	4
柘植	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	2	-	'	-	-	-	-	1	4
名張										2												6
阿保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	'	-	-	-
計	4	33	37	803	979	3	44	1,828	275,851	219	1	20	2	43	5	18	12	3	20	2	20	21.5

農作物の種類別被害調査表

作物種類	作付総見込面積	被害見込面積						減収数量	同上減収に対する平均収量に対する%	減収見積金額
		収穫皆無	5割～7割減収	3割～5割減収	3割未満	7割以上	計			
	町	町	町	町	町	町	町	石	%	円
水稲	70,664.2	103.0	605.7	4,852.5	4,827.2	0	53,834.0	194,860	12.41	5,629,505
陸稲	336.4	6.3	9.1	25.3	220.7	0	261.4	879	22.0	25,491
蔬菜	7,363.0	191.5	213.8	478.6	2,394.7	0	3,283.6	-	-	362,228
柑橘	777.0	9.5	89.7	270.6	243.3	0	613.2	585,842	27.79	188,735
栗	200.0	11.7	13.3	45.4	2.0	0	72.4	14,572	36.72	12,703
柿	873.0	0	143.4	256.6	61.2	1.2	475.7	345,758	31.78	95,308
其他果実	295.0	3.8	0	2.3	12.9	0	19.0	15,726	24.76	27,088
計	**80,513.6**	**325.8**	**1,080.00**	**5,931.3**	**7,763.0**	**1.2**	**58,549.3**	-	-	**6,371,108**

農作物其他被害調

種別	被害見込反別	被害見込額	備考
	町		
農作物	82,634	6,141,879	稲作13%減収見込
林産	7,128	797,199	
養蚕	19,789	501,533	本被害は桑園被害
水産	-	200,000	漁船、漁具、漁具類
計	**109.551**	**7,640,611**	

養蚕被害調査表（蚕糸課）

収繭予想額	収繭額	減収額	同上見積損額
941,799㎏	889,723㎏	52,076㎏	148,417円

桑園被害調表（蚕糸課調）

桑園総反別	被害反別						損害見積額					
	収穫皆無	7割以上	5割～7割	3割～5割	3割以下	計	収穫皆無	70%以上	50%～70%	30%～50%	30%以下	計
町												
19,789.1	-	564.8	984.9	2,449.9	10,138.9	**14,138.2**	-	42,289	78,740	105,310	262,416	**488,757**

電柱倒壊其の他調書

1．木柱　倒壊　3,001本　　傾斜　3,015本　　切損　112本

1．鉄塔　〃　　6本　　〃　　12本　　〃　　1本

1．斃死、流失、家畜、家禽等損害見積　　2,136円

1．倒壊、流失、禽畜畜舎厩肥舎等見積額　　6,636円

1．畜産物、飼料の共同処理所家畜市場　屠場、幼飼育成設備、種付等の損害見積額　　3,374円

1．飼料用作物、藁稈類等の損害見積額　　7,800円

昭和10年8月29日（1935年）

昭和10年8月29日台風経過図

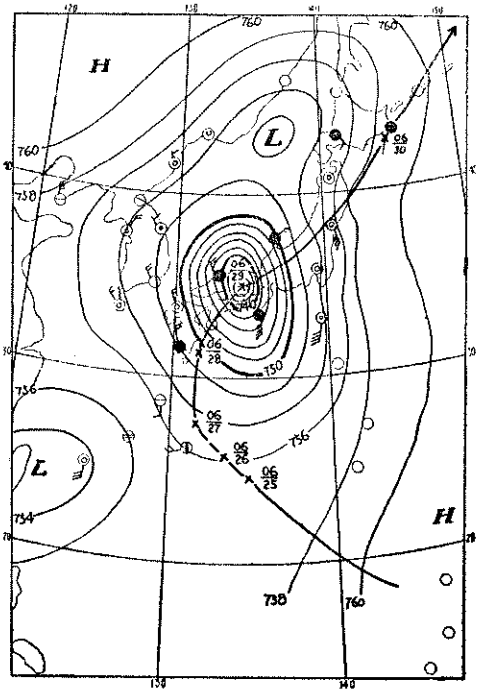

台風の概況　本台風は昨年の室戸台風の如き惨怛たる被害はなかったが、前者に次ぐべきもので、台風の経過を記すれば20日頃サイパン島附近に発生し、西に徐行しつつ、やゝ急速に発達し、23日夕刻進路を北西に変へ可成急進、25日朝南大東島の東に接近北西に転向し始め27日には相当発達し、北ないし北北西に進行、夜半種子島の東100粁に達して、遂に957ミリバール位になりたり、28日午後3時頃四国足摺岬附近を通過清水測候所の北側を通過せり、此時清水測候所の最低気圧は実に958ミリバールにて上陸し、のち急激に衰弱、進路を北東に速度を増し同夕刻高知県西部、夜半徳島県西部、29日朝神戸の北部、同正午松本附近、同夕刻石巻附近に、30日朝北海道釧路附近に達せり、暴風観測記録次の如し。

被害状況

中南勢地方および熊野沿岸地方にて河川氾濫、決潰、浸冠水、道路橋梁損潰等の被害発生あり、北勢地方も軽微にはあれども各地において多少の被害を見たり。

気象要素 / 官署名	津測候所	亀山測候所
最低気圧(海)ミリバール	987	987.9
同起時	29日08時00分	29日09時40分
最大風速(米/秒)	13.4	11.9
同風向	東南東	南々東
同起時	29日12時00分	29日01時00分
瞬間最大風速	23m/sec	19m/sec
総降水量(耗)	135.5	116.6

被害表（9月2日現在内務省警保局調）

人		家屋				橋梁		堤防		通路		田畑	鉄線破損	
死者	行方不明	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	流	破	決	破	決	破	流浸水	省線	私線
3	1	3	28	58	137	2	3	10	5	10	27	22,092	1	1

其他　漁舟流失　1　　定置漁網流失　1

流木　1,000石　　真珠貝養殖用筏破損　1,200円

亀山警察管内　　県道決壊　2　　溜池堤防決壊　1　　橋梁脚沈下　　鈴鹿川増水　1.3米

昭和11年2月4日（1936年）

大陸旋風が関東房総半島に出て可成発達せるため、近畿以東は暴風雪となり各地に被害あ

り、本県においても全県に亘り暴風化し各地共家屋破損殊に通信、電線等の杜絶を可成惹起せり。県下暴風観測記録、次の如し。

官署名 / 気象要素	津測候所	亀山測候所
最大風速(米/秒)	13.0	18.1
同風向	西北西	北西
同起時	4日22時00分	4日21時20分
瞬間最大風速	-	31.7m/sec
総降水量	110.6mm	110.4mm

昭和11年10月3日（1936年）

台風概況　本台風は比島東方洋上に発生し別図のような経路を取り各地に暴風雨をもたらし被害を発生せしめたり、本県においても3日早暁よりその影響現はれ7時過より西寄に転向、疾風強風となり午後3時可成吹荒して暴風化せり。当時の暴風観測、記録次のようである。

被害状況　県下各地に軽度の洪水を惹起し道路橋梁の流損潰、家屋田地の冠浸水および農作物の被害を惹起せり。

昭和11年10月3日台風経過図

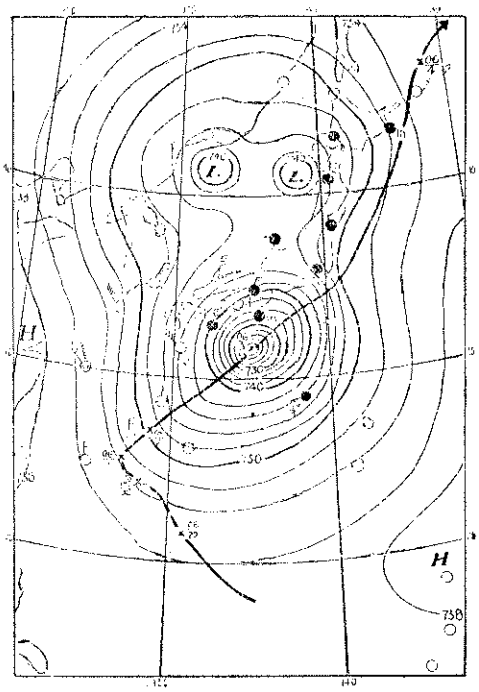

官署名 / 気象要素	津測候所	亀山測候所
最低気圧(海)ミルバール	984.2	983.5
同起時	3日07時30分	3日09時15分
最大風速（m/秒）	12.7	18.6
同風向	西北西	西北西
同起時	3日15時00分	3日19時00分
瞬間最大風速	20.2m/sec	23.5m/sec
総降水量	117粍	156.2粍

被害表（県保安課）

家屋							農作物損害見積額
全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計		
12	5	0	296	1,506	1,821		424,439円

昭和12年9月11日（1937）

台風概況　本台風は比島洋上700粁附近に発生して徐々に北西に進み、5日朝ルソン島東方400粁附近にて進路を転じ6．7日極めてゆっくり発達し乍ら東北東に進み、9日朝沖縄木島に接近10日夜半に九州鹿児島南東海上を経て、11日朝足摺岬に上陸、急速に衰へ進路を北々東により日本海に出て同日夕刻能登沖、12日朝青森県の西方洋上、同日昼津軽海

峡西部13日朝北海道南部沖合に消失せり。

昭和12年9月11日台風経過図

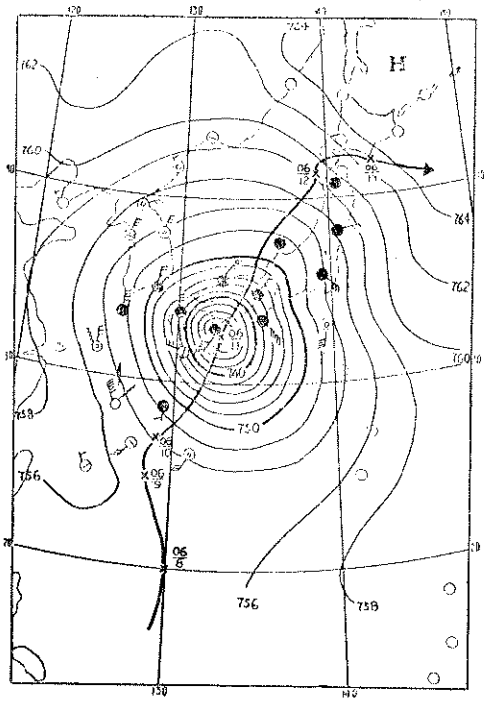

暴風状況

本県における暴風は11日早暁より始まり正午に最強となり各地に被害を見るに至れり、当時暴風観測記録は次のごとし。

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	上野測候所
最大風速(米/秒)	21.5	14	10.2
同起時	11日9時	11日8時	11時9時

被害状況　本台風による被害は比較的軽微に過ぎたるは不幸中の幸なり。

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	上野測候所
最大風速	21.5 m/sec	14m/sec	10.2m/sec
同起時	11日9時	11日8時	11日9時

傷者	家屋				其他
	全壊	半壊	床下浸水	床上浸水	
11	9	37	170	0	857円

昭和13年8月1～3日（1938年）

気象概況　7月30日支那九江南東方に低気圧発生し、支那東海を横切りて東北東進し8月1日九州南部に上陸した、そのため九州、南海道沿岸は降雨続き8月5日奄美大島東方にて消滅する迄の長き日時各地に豪雨をもたらし諸処に被害を生ぜしめ本県においても未曽有の水害をあたえ、50年来の水魔と称せられたる程なり。

降雨状況　大台ケ原山麓の大杉谷は7月30日の夜、既に大雨となり他は1日午後より2日午前にかけて最強となり、大杉谷にて1日10時より2日10時迄に825粍という驚くべき降雨をみ、3日雨勢減じ、または小雨となれり、この豪雨により、全県下は各地に台風よりも大きな大洪水による被害をうけた。

昭和13年8月1～3日雨量分布図

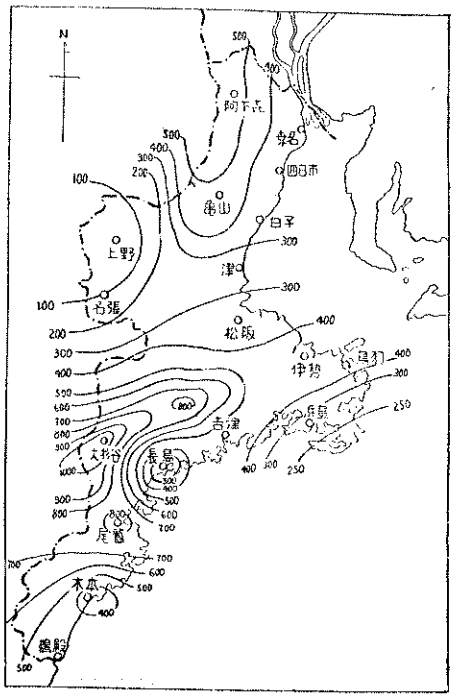

県下各河川増水調査（県土木課）

河川	郡	市町村	大字	既住最高水位	本年最高水位	月日	時間
				cm	cm		
員弁川	員弁	阿下喜		784	774	8. 2	11時
〃	〃	太長	南大社	348	337	8. 2	10時13分
〃	桑名	在良	額田	364	166	8. 2	14.00
〃	〃	城南	安永	640	805	8. 2	16.00
鈴鹿川	四日市	塩浜	—	336	340	8. 2	7.00
同	三重	楚	南川	424	440	8. 2	7.00
同	鈴鹿	庄野		264	290	8. 2	5.00
同	河芸	一宮	高岡	410	452	8. 2	14.00
安濃川	津	新町	古河	364	410	8. 2	12.00
雲出川	一志	竹原	—	364	370	-	-
同	同	小野江		512	450	-	-
同	同	香良洲	馬場垣内	376	390	-	-
同	多気	相可	荒蒔	576	495	8. 2	5.00
同	飯南	櫛田	豊原	576	470	8. 2	7.00
宮川	宇治山田市		中島	682	725	8. 2	7.25
〃	度会	下城田	岩出	758	850	8. 2	8.00
〃	宇治山田市		宮川	651	635	8. 2	11.00
〃	多気	滝原	船木	180	190	-	-
阪内川	飯南	松江	西沼	190	245	-	-

被害状況　今回被害の甚だしかった北勢では、鈴鹿川下流にては堤防の欠壊4か所、延長210間による楠村および一宮村一帯の人家耕地の水害、三滝川下流において堤防の決壊110間による四日市々の河水氾濫、浸水、および南勢にては宮川下流において堤防欠壊2か所170間による城田村、御薗および宇治山田市附近の浸水著しく其の他の河川の欠壊多数に及び死者を生じた、また家屋の全半壊夥しく、交通土木等の被害随所に惹起し、県下の何れも未曽有の災禍にして、只、伊賀地方のみ概して無難に終りたり。被害統計表（県保安課）は、次のとおりである。

死者　1名、負傷者　41名、行方不明　7名、家屋全壊　27棟、同　半壊　58棟、流失　79棟、床上浸水　8,462棟、床下浸水　12,050棟

昭和14年10月17日（1939年）

本年は例年に比し台風の被害は少なく、被害らしいものがあったのは、この台風のみである。16日より17日にかけ九州南端を掠め太平洋上を東進せり、本県においても南勢および熊野沿岸に多少の被害を見たるのみにて軽微に過ぎたり。志摩郡磯部村恵利原川の氾濫により水田約25ヘクタール浸水せり。

昭和16年8月15日（1941年）

気象概況　本台風は8月初旬南洋群島の遙か南東方に発生し、図示のような経路をえて、本邦に接近四国に上陸とともに衰弱、岡山、米子附近より日本海に抜けたり、このため、四国、中国、近畿、九州東部にて14日夕刻より暴風雨となり本県も暴風雨域に入り、被害

の発生名所に見るに至れり、県下気象官署暴風観測表は次のとおりである。

昭和16年 8 月15日台風経過図

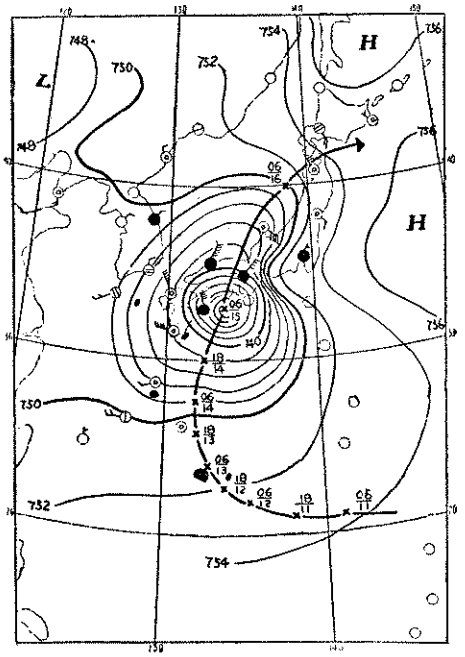

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧 mb	993.5	993.9	-	991.0
同左起時	15日 11時14分	15日 11時29分	-	15日 08時00分
最大風速度 (間/秒)	20.5	16.0	16.2	13.3
同風向	南東	東南東	東南東	南東
同起時	15日 06時60分	15日 07時10分	15日 04時00分	15日 10時00
瞬間最大風速 m/sec	26.0	22·2	27.0	18.5
総降水量 粍	255.0	227.4	374.7	147.0

被害状況　　桑名、四日市、松阪、宇治山田、伊賀、紀北等に水害発生し殊に北勢、四日市南勢、宇治山田市に浸水多し。

被害調査表

人 死者	人 傷者	家屋 半壊	家屋 床上浸水	家屋 床下浸水	橋梁 流失	橋梁 破損	堤防 欠壊	堤防 破損	道路 破損	船舶 沈没	農作物被害額
1	2	12	12	1,954	7	5	7	7	36	1	不詳

昭和19年 8 月 7 日（1944年）

気象概況　　この台風は経路図のように 2 日朝硫黄島南方250粁附近に発生せるものにて 5 日正午には四国室戸岬南方 150 粁に至り中心示度次第に衰弱し、進路を北に転向時速15粁にて神戸、大阪間に上陸し日本海に

県下気象官署暴風観測表

気象要素＼官署名	尾鷲測候所	津測候所	亀山測候所	上野測候所
最低気圧（海）ミリバール	-	1,000.4	1000.4	997.7
同起時	-	7日 09時00分	7日 11時16分	7日 09時00分
最大風速 (m/sec)	17.3	18.5	13.5	16.0
同風向	東	東北東	東	東
同起時	7日 00.00	6日20.40 7日04.30	7日 04.30	7日 01.40
瞬間最大風速	23.4 m/sec	22.9 m/sec	21.6 m/sec	25.9 m/sec
総降水量（粍）	343.3	61.6	116.2	105.6

昭和19年 8 月 7 日台風経過図

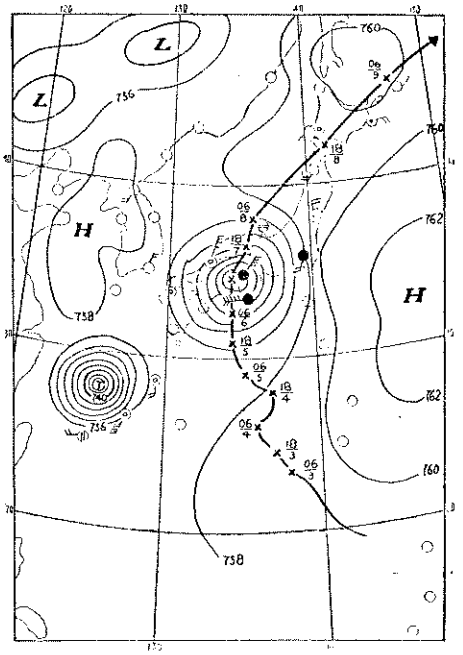

抜け北海道辺にて消滅せり。

暴風状況　県下全般に亘り７日には暴風雨となり、殊に南勢および紀北地方は早朝より午前中可成りの風雨に見舞われたり。

被害状況　県警防課調査表（７日現在）

櫛田川３米　宮川３米　赤羽川２米増水

道路欠壊　志摩郡磯部村

浸水田　一志郡香良洲町　20ヘクタール　同　錦町　3　〃

北牟婁二郷村　2　〃　同　二野瀬村　4　〃

同　長島町　3　〃

其他長島方面にて電話、電燈線故障ありたり。

昭和19年10月７日（1944年）

気象概況　この台風は４日夕に沖の鳥島南方洋上より図示のような経路を進行し、７日夕刻熊野灘にせまり、夜半渥美湾より濃尾平野に上陸したり、以後能登半島より日本海に抜け宗谷海峡方面に去れり、本県はそのために暴風雨となり全県に亘りかなり、の風水害をうけた。

昭和19年10月7日台風経路図

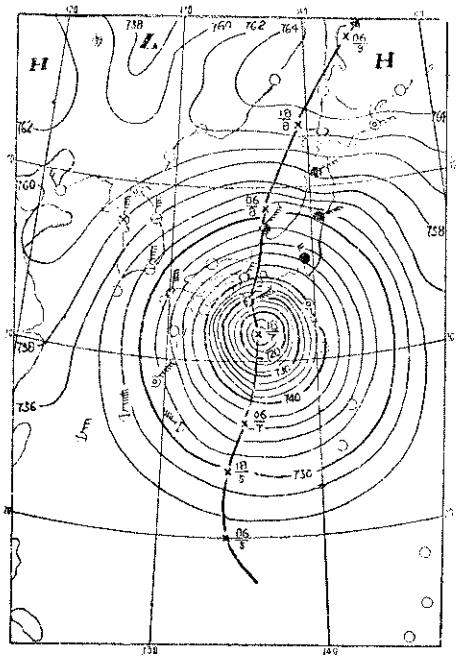

県下気象官署暴風観測表

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧海面ミリバール	874.1	974.8	983.4	976.6
同起時日時分	8日 0時00分	8日 02時42分		7日 23時00分
最大風速 (m/sec)	20.5	14.2	9.7	10.7
同風向	東	東	東北東	北々東
起時日時分	7日 21.50	7日 22.10	7日 22.10	7日 21.50分
速瞬間最大風速 m/sec	26.6	22.9	15.5	13.9
風向	東	東北東	東北東	北々東
総降雨量	282.4	262.9	262.9	248.5

被害状況　県警防課調査　７月８日16時調

人		家屋				田畑浸水	橋梁流失	道路欠壊	汽車顚覆	堤防欠壊	漁船流失	材料流失	工場倒壊	倉庫例壊
死者	負傷	倒家	半壊	流失	半流失									
人	人	棟	棟	棟	棟	ヘクタール	か所	か所	輛	か所	船	石	棟	棟
3	15	123	4,434	14	26	1,800	9	613	3	53	136	4,500	3	3

昭和20年 9 月17日（1945年）

気象概況　この台風は枕崎台風と呼ばれ 九州南部枕崎に 上陸せし極めて 猛烈なるものにて、台風中心の気圧示度風速何れも昭和９年の室戸台風に優るとも劣らぬものなり、その経路は図示のとおりである。

昭和20年9月17日台風経路図

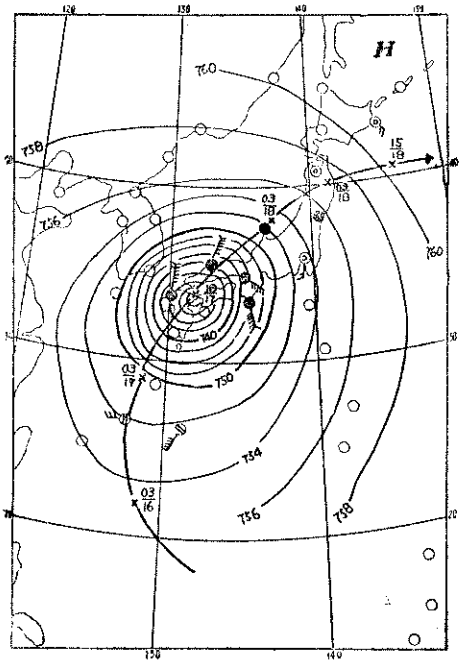

要素＼所名	尾鷲測候所	亀山測候所	津測候所	上野測候所
最低気圧（海）ミリバール	987.3	983.4	984.0	982.1
同　起時日時分	18日 03時07分	18日 03時15分	18日 03時00分	18日 03時00
最大風速（m/秒）	15.5	14.9	22.3	12.3
同　風通日時分	南々東18日 60.20	〃 17日 23.40	南東17日23時	南西18日 04.40
瞬間最大風速風向	29.6 m/sec	22.9 m/sec 西	-	20.0南西 m/sec
総降水量(粍)	212.1	164.1	170.7	133.2

被害状況　本台風は九州、四国、中国等に莫大なる被害を惹起し、本県も各地に被害をうけた。

人的被害		家屋被害				橋梁	道路	堤防	田畑
死者	傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	流失	損壊	欠壊	被害
人 4	人 5	棟 239	棟 227	棟 94	棟 1,461	か所 10	か所 30	か所 14	ヘクタール 24,778

昭和20年10月13日（1945年）

気象概況　本台風は阿久根台風と呼ばれ九州阿久根西方に上陸（九州、四国、中国、中部地方は降雨猛烈にして被害甚大なり）台風の経路は図示のとおりであり、14日夜津軽海峡西方にて消滅せり。

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧（海）ミリバール	996.2	995.7	997.7	995.4
同　起時日時分	10日 12.32 11日 13.32	11日 12時30分		
最大風速および風向	東南東17.2 m/sec	西12.6 m/sec	南々東9.5 m/sec	西7.7 m/sec
同　起日日時分	10日 21時00分	11日 20時40分	11日 00時10分	11日 14時06分
瞬間最大風速風向	東南東20.5 m/sec	西15.8 m/sec	南々東23.3 m/sec	-
総降水量（粍）	188.0	178.4	295.4	96.1

昭和20年10月10日～15日の台風経路図

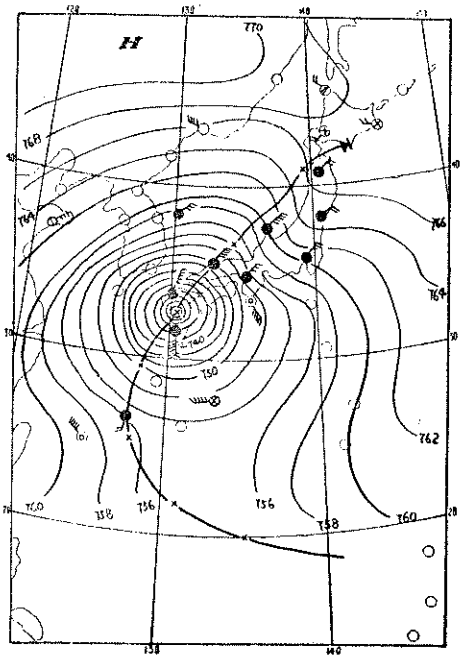

被害状況　台風は西日本に大被害を与へ本県においても次のような被害をうけた。

行方不明	家屋浸水	橋梁流失	堤防欠壊	道路損壊	其の他田畑浸冠水
人 1	棟 97	か所 4	か所 3	か所 8	多数ある見込

昭和21年7月30日（1946年）

気象概況　本台風は20日頃より発生兆候あり、23日サイパン北東300粁附近に発生、次図のような経路にて本邦に接近し、29日宮崎沖から豊後水道に入り中国に上陸し、日本海に抜け出たるものにて九州東部、四国、紀伊半島は可成の雨量あり、そのために相当の被害を惹き起した、しかし台風の衰弱急速のために、被害の程度軽微となり、通過後好天を誘致せしため、豊作型台風と呼ばれた。県下気象官署暴風観測は次のとおりである。

昭和21年7月30日の台風経路図

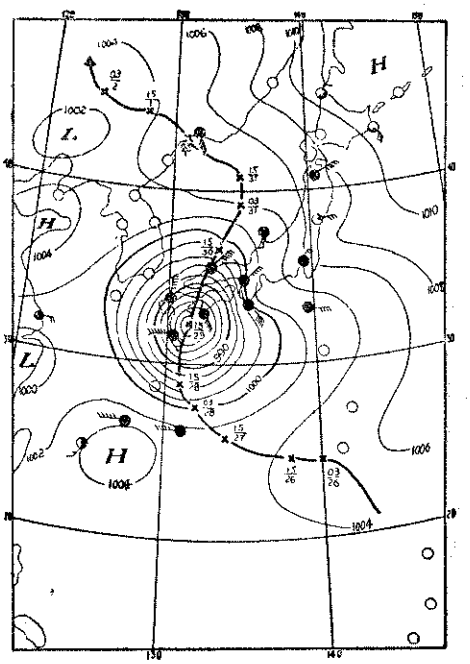

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧ミリバール	995.6	995.4	996.2	994.1
同起時	30日 15時00分	30日 15時00分	30日 15時00分	30日 14時30分
最大風速および風向	東 20 m/sec	南東14.3 m/sec	東12.0 m/sec	29日20.1 m/sec
瞬間最大風速風向	30日 東 25.6 m/sec	〃南東 20.8 m/sec	〃南々東 24.6 m/sec	〃東南東 22.4 m/sec
総降水量(粍)	58.8	95.3	61.9	59.9

昭和23年9月16日（1948年）

概況　アイオン台風と呼ばれ9月7日頃マーシヤル群島東部に発生してより、図のように本邦に接近、紀伊半島南端洋上まで北進し爾後本邦南岸沿ひに北東進せり本県に最も接近せる16日には県下一円暴風雨となりて可成りの降雨を見たり（図示のとおり）そのため、県下各地は被害をうけた。殊に南勢、紀北はもっとも多く紀北沿岸には高潮による被害も相当あった。

紀北地方	海岸堤防欠壊　2か所	家屋浸水　50ヘクタール
	同　流失　1か所	田畑浸水　5ヘクタール
	家屋流失　9棟	道路欠壊　2か所
	同　半壊　9〃	
紀南地方	高潮による浸水　20棟	田畑浸水　25ヘクタール
	木材流失　370立方米	

南勢地方　　木材流失　62立方米

田畑浸水　20ヘクタール　　船舶流失　3隻

昭和23年9月16日台風経路図

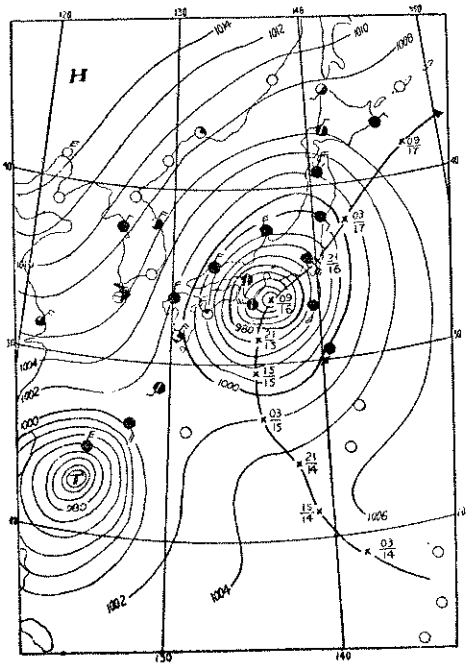

昭和23年9月15日～16日雨量分布図

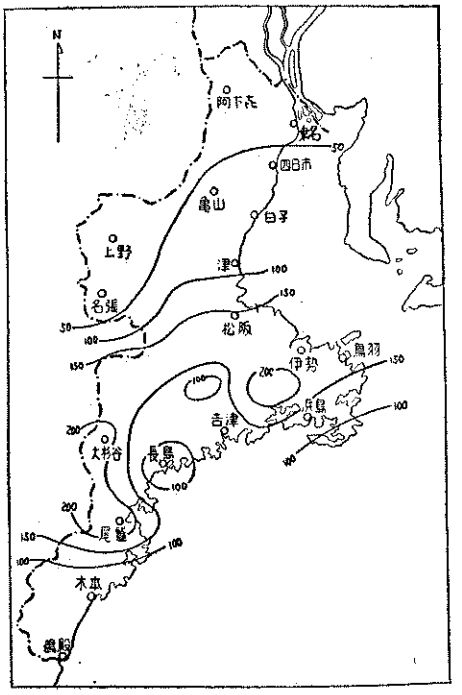

主要農作物被害表（農林省三重統計調査事務所調）

種　　類	被害面積	収穫皆無面積	減収高
	ヘクタール	ヘクタール	
米	12,320	18	24,030石
甘藷	870	6	10,500瓲

昭和23年11月19日（1948年）

気象概要　このアグネス台風は去る12日頃マリアナ群島東方洋上より発進し、図のような経路を取りて本邦に接近したるものにて18日より19日にかけ九州南岸より本邦南沿岸を東北進し全域ともに暴風化し、本県も各地域に亘って被害をうけた。なお台風経過および雨量分布状況は、次の図のとおりである。

昭和23年11月19日台風経路図

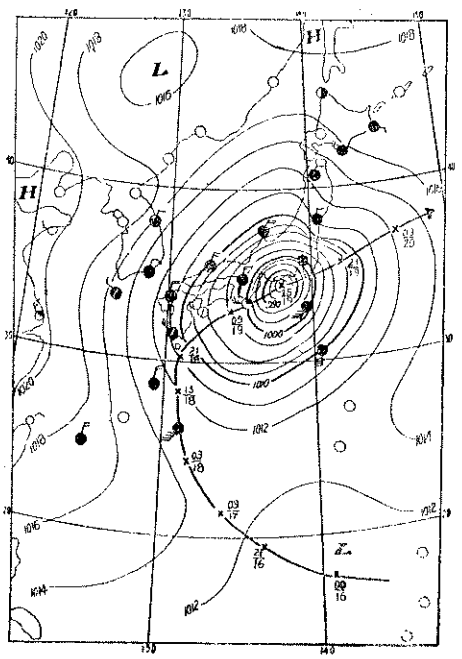

昭和23年11月18～19日雨量分布図

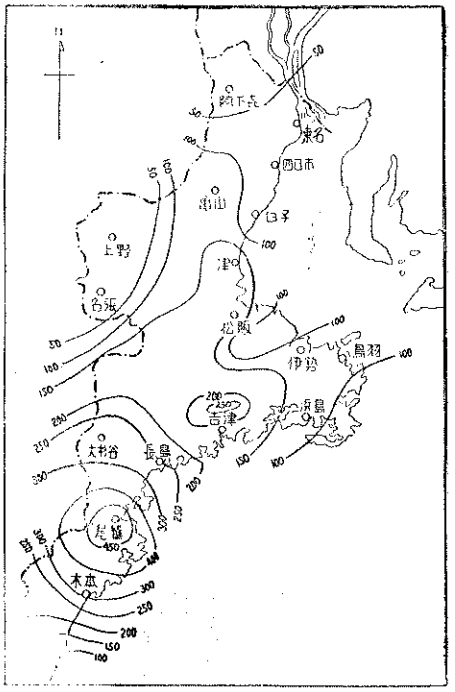

県下気象官署暴風観測表

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧（海）（ミリバール）	997.1	990.8	993.0	999.0
起日時分	19日 12時43分	19日 13時12分	19日 ～	19日 12時35分
最大風速および風向米/秒	東 13.0 m/sec	北々西 26.0 m/sec	西7.3〃/〃	東6.3〃/〃
起日時分	19日 11時30分	19日 19時10分	19日 20時30分	13時50分
瞬間最大風速及風向	東 17.7 m/sec	北々西 27.0 m/sec	西 10.5 m/sec	-
起日時分	19日 11時25分	19日 19〃～33〃	19日 20時28分	-
総降水量(粍)	161.6	123.8	460.7	122.9

被害状況

本台風の最も大きな被害をうけた地方は熊野沿岸地方にて紀北および紀南ともに相当の額に達し、死者を出した地方等もありその被害の状況は次のとおりである。

人的被害			建物被害							田		畑		道路	橋梁	堤防	鉄道	通信	燈台	木材	船舶
死者	行方不明	傷者	全壊	半壊	流失	被害非住家	床上浸水	床下浸水	損壊	浸冠水	流失埋没	浸冠水	流失埋没	欠壊	流失	欠壊	道被軌害	施設	倒壊	流失	損害
人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	か所	ヘクタール	〃	〃	〃	か所	か所	か所	か所	か所	台	立方米	艘
5	1	1	1	16	1	15	303	1,509	16	1974	100	637	12	7	9	28	14	2	1	340	3

昭和24年6月19日（1949年）

気象概況　本災害はデラ台風および襲来前の不連続線の活動によるものにて、本県としては台風襲来前の前線の活動による豪雨により被害多く惹起し、重ねて台風の接近により被

害がさらに増大した。本台風は九州に上陸するまでは、図示のような経路を取り可成の広範囲にわたりて前線活動とともに大雨を各地に降らした。19日には前線の活動のため可成の被害をあたえた。その状況は次表のとおりである。

昭和24年6月19日台風経路図

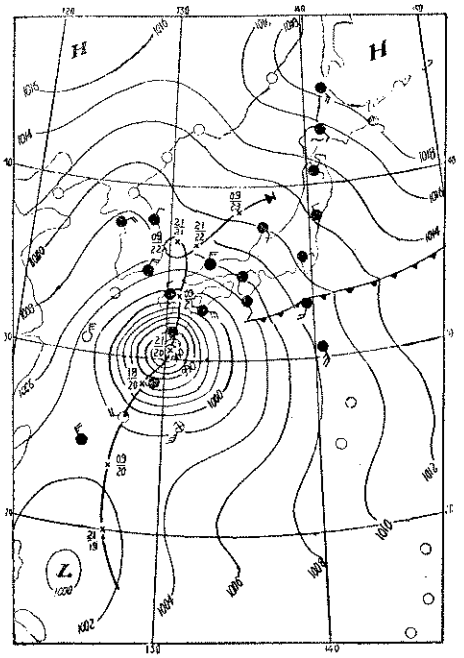

昭和24年6月18日～22日雨量分布図

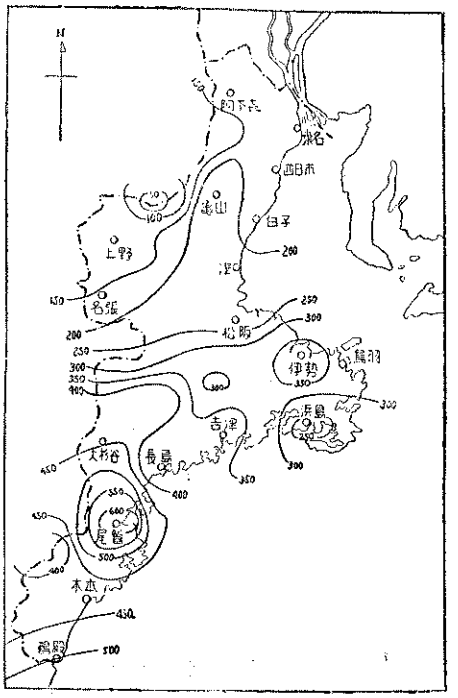

被　害　状　況（県各課調）

土木関係					農地関係			林業関係			
道路	橋梁	河川	海岸	砂防	流失埋没冠水土砂流入	農道水路	井堰	治山	林道	木材	炭窯
か所	か所	か所	か所	か所	ヘクタール	か所	M	ヘクタール	か所	合計	基
140	63	184	59	22	367	232	55,612.9	68 (112か所)	170	3432	1,104

主要農作物被害表（農林省三重統計調査事務所調）

種類	被害面積	収穫皆無面積	被害高	摘要
	ヘクタール			
小麦	550	0	770石	
大麦	10	0	20〃	
裸麦	100	0	100〃	
馬鈴薯	250	0	3,500㎏	

昭和24年7月29日（1949年）

気象概要　ヘスター台風と呼ばれ本台風は23日頃にマナリア群島附近に発生し、24日は其附近に停滞し徐々に北上し26日に進行し、28日午後本県南東沖に接近23日零時頃志摩半島

に上陸、本県を縦断して、琵琶湖より若狭湾に抜けたるものにて、そのため、本県は全県下とも暴風雨猛烈にして莫大な風水害に見舞われたり。

昭和24年7月29日台風経路図

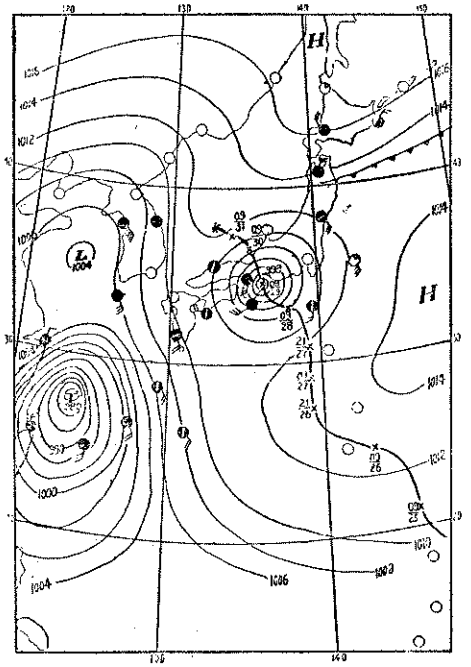

ヘスター台風による雨量分布図
(昭24.7.27～30)

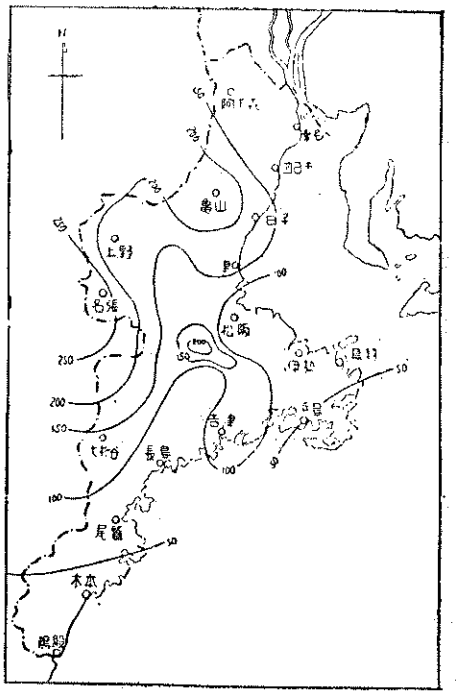

県下4気象官署暴風観測表

要素＼官署名	津測候所	亀山測候所	尾鷲測候所	上野測候所
最低気圧日時分(海)ミリバール	990.4 29日05時05分	1002.0 29日05時05分	1002.0 29日01時30分	11111 29日05時17分
最大風速および風向m/sec	21.7 東 北 東	19.0 北 東	7.3 西	16.0 北 西
日 時 分	29日03時40分	29日 0.4時40分	29日 01時00分	29日 05時00分
瞬間最大風速度日時分m/sec	東北東 24.2 29日03時30分	北東 24.3 29日04時33分	西 10.4 28日22時07分	—
10分間最雨量日時分mm	8 29日04時00分	13.5 27.04時15分	4.0 29日23時29分	9.5 29日06時30
1時間最大雨量日時分	29.1 29日04時00分	55.8 29日04時58分	11.0 29日01時08分	34.5 29日07時00分
総降水量(粍)	148.5	217.4	96.6	175.4

降雨状況　降水（雨量）分布図のように多雨地域は鈴鹿郡地方を中心に鈴鹿山脈に沿つて南北に拡がり可成の雨量に達したが、多雨域は台風進路の北乃至北々西であった。

被害の状況　被害地域は全県にわたりことに北、中、勢および伊賀地方に災禍甚だしかった。

被　害　表　(県各課調査)

人的被害 死者	人的被害 行方不明	家屋被害 全壊	家屋被害 流失	家屋被害 床上浸水	家屋被害 床下浸水	土木関係 道路欠壊	土木関係 橋梁損壊	土木関係 河川欠壊	土木関係 海岸〃	土木関係 砂防〃	土木関係 市町村工事	農地関係 流失埋没	農地関係 冠水土砂流入	農地関係 野道水路井堰	農作物関係 米	農作物関係 雑穀	農作物関係 甘藷	林業関係 治山	林業関係 林道	林業関係 木材	林業関係 炭窯
人	人	棟	棟	棟	棟	か所	〃	〃	〃	〃	〃	ヘクタール	〃	か所	石	石	トン	か所	か所	立方米	基
3	2	8	2	474	2,915	390	128	411	52	54	358	1,567	6,514	600 8,250 M	2031 1.5	1,172	9,000	710 100ヘクタール	1,560	106,000	2,800

米作被害表（農林省統計調査事務所調）

種類	被害面積	収穫皆無面積	減収高
米	ヘクタール 3,700	ヘクタール 160	石 17,870

昭和24年8月31日（1949年）

気象概況　本台風はキテイ台風と呼ばれ駿河湾に上陸

土木関係						治山林道
道路	橋梁	河川	海岸	砂防	市町村工事	
か所 10	か所 12	か所 55	か所 1	か所 24	か所 57	50ヘクタール 40,000円

米作被害表

種類	被害面積	収穫皆無面積	減収高
米	ヘクタール 200	ヘクタール 32	石 1,580

昭和25年9日3日（1950年）

気象概況　この台風は「ジエーン」台風と呼ばれ四国室戸岬附近に上陸、神戸より若狭湾に抜けたもので台風の勢力もかなり優勢であったため、関西地方の被害も昭和9年の9月の室戸台風に次ぐ程の大型のものであって、8月30日頃発生し、図のような経路をとって本邦に接近し、可成の中心示度は発達し963.6mb位になり、暴風雨の勢力も可成りの広範囲に亘り本邦の大部におよんだ。

昭和25年9月3日の台風経路図

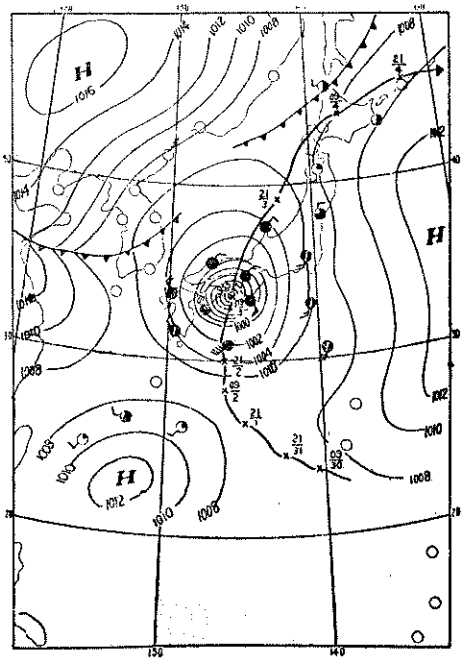

台風チエーンによる雨量分布図

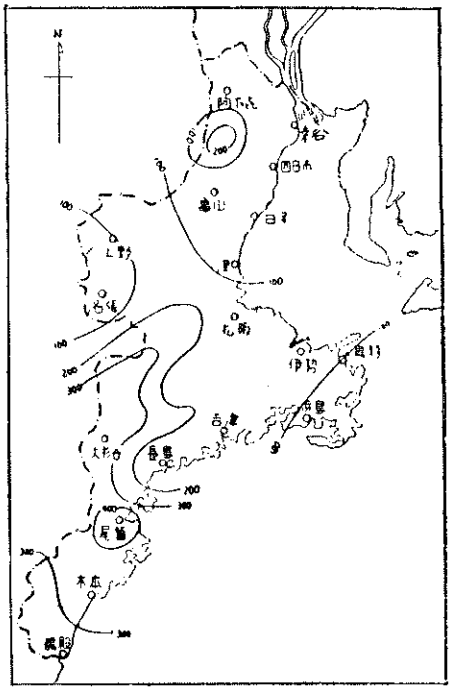

降水状況　県下の降水分布状態は図のとおりである。

被害は全県に亘り相当の額に達した。次に本県の被害は、次のとおりである。

（国家地方警察本部調査）

人的被害		家屋被害（住家）				非住家	冠水田	道路	堤防	電柱	船舶	罹災者
死者	傷者	全壊	半壊	床下浸水	床上浸水	被害		損壊	決壊	倒壊	沈没	概数
人	人	棟	棟	棟	棟	棟	ヘクタール	か所	か所	本	隻	人
3	22	197	317	159	56	443	43	21	3	184	2	500

農作物被害表（農林省三重統計事務所調）

種類	被害面積	収穫皆無面積	減収高
	ヘクタール	ヘクタール	
米	37,449	202	128,440石
馬鈴薯	490〃	2〃	8,000瓲

県下気象官署暴風観測は次のとおりである。

官署名 / 要素	津測候所		亀山測候所		尾鷲測候所		上野測候所	
最低気圧(海)ミリバール		992.0		991.9		992.3		985.2
起日時分	3日	13時09分	3日	13時08〃	3日	11時11分	3日	12時12分
最大風速および風向	南東	28.4m/sec	南東	19.9m/se	南東	20.8m/s	南東	22.2m/s
起日時分	3日	13時10分	3日	11時10分	3日	12時20分	3日	12時00分
瞬間最大風速風向	南東	35.5m/s	南々東	30.2m/s	南	40.0m/s	南東	30.7m/s
起日時分	3日	12時24分	3日	11時54分	3日	11時43分	3日	12時08分
総降水量（粍）		165.4		134.5		400.9		156.9

昭和26年10月15日（1951年）

暴風概況　県下の気象官署が観測した記録は次のとおりである。

官署名 / 要素	津測候所		亀山測候所		尾鷲測候所		上野測候所	
最低気圧(海)ミリバール		982.1		982.6		984.0		981.6
起日時分	15日	07時56分	15日	07時39分	15日	07時33分	15日	07時30分
最大風速および風向	東南東	22.9m/sec	南東	16.1m/sec	南	12.7m/sec	東南東	13.7m/sce
起日時分	15日	02時40分	15日	02時40分	15日	02時30分	15日	00時—30分
瞬間最大風速および風向	東	28.1m/sec	西	31.0m/sec	南	31.0m/sec	西南西	18.4m/sec
起日時分	15日	00時59分	15日	11時40分	15日	03時42分	15日	11時16分
総降水量（粍）		61.9		87.7		97.8		83.0

気象概要　本台風はルース台風と呼ばれ10月8日グアム島附近より発進し図のような経路で本邦に接近し可成の優勢さをもって九州に上陸し縦断して中国地方を通過日本海に入り

能登半島より再び奥羽を横断し太平洋岸に出て北東進した。この台風の経路となった、県においては相当の被害をうけたが本県は比較的遠かったので被害は僅少であった。

昭和26年10月14日～15日の台風通過図

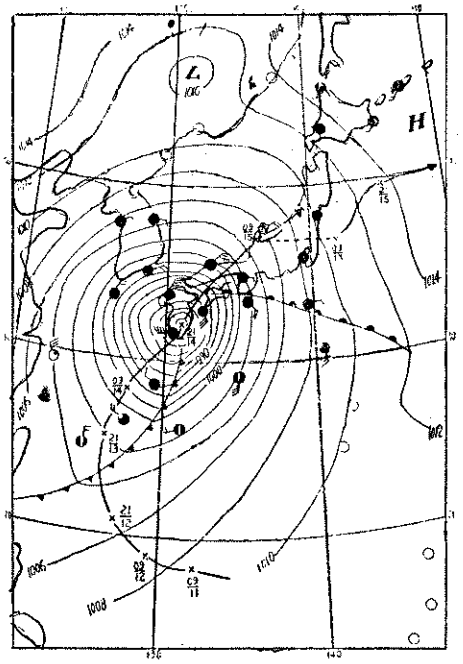

ルース台風による雨量分布図
(29年9月13日～15日)

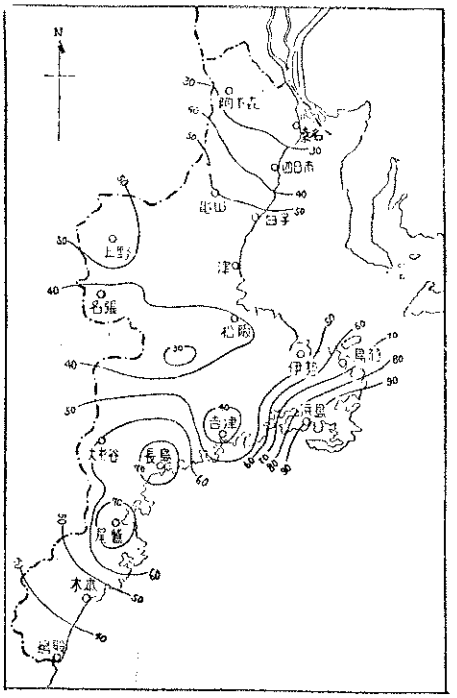

降水状況は雨量分布図のとおりである。

被　害　表

人的被害			建物被害						耕地被害				板塀	堤防
									田				畑					
死者	行方不明		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	非住家	／	流埋	失没	冠水	畑流埋	失没	冠水	倒壊	欠壊
人	人		棟	棟	棟	棟	棟		ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール			か所	か所
1	1		1	4	369	4,333	73	—	1		907	5		331	2	2

農作物被害表（農林省三重統計調査事務所）

種類	被害面積	収穫皆無面積	減収高
	ヘクタール	ヘクタール	
米	9,270	0	16,560石
馬鈴薯	30	3	960瓲

昭和27年6月24日（1952年）

気象概況　この台風はダイナ台風と称し6月18日頃ミンダナオ島北東洋上に現れ、その後次第に形を整へながら発達し徐々に北上して本邦に向って接近し、23日には九州南方にて可成の勢力になり四国沖より紀伊半島南部に上陸し尾鷲附近を通過、伊勢湾口より豊橋方面に上陸し中部地方の南部を横断し関東より太平洋にぬけた。

暴風概況　暴風雨は23日夕刻より次第に募り夜半より翌朝まで最盛にて全県下にわたり豪雨を降らせたため、被害が各所に発生し、相当の被害をだすにいたった。県下気象官署の観測した記録は次のとおりである。

官署名 / 要素	津測候所		亀山測候所		尾鷲測候所		上野測候所		大王崎燈台	
最低気圧(海)ミリバール		990.0		991.2		978.8		991.7		974.8
日時分	23日	22時25分	23日	23時10分	23日	21時21分	23日	22時45分	23日	22時15分
最大風速および風向 m/sec	東北東	18.1	西	14.4	東	15.7	北	12.9	南東	22.2
日時分	23日	21時～00分	24日	01時00分	23日	20時40分	23日	21時40分	23日	21時50分
最大風速および風向 m/sec	東	25.7	西	19.3	東	27.3	北	14.6	南東	33.6
日時分	23日	20時50分	24日	01時10分	23日	20時38分	23日	22時38分	23日	21時45分
総降水量		213.6		199.4		271.3		139.9		95.7

降水状況　この台風による降水分布状況は図示のように全県下とも相等の量に達し200粍を突破したところもある。

昭和27年6月24日の台風経路図

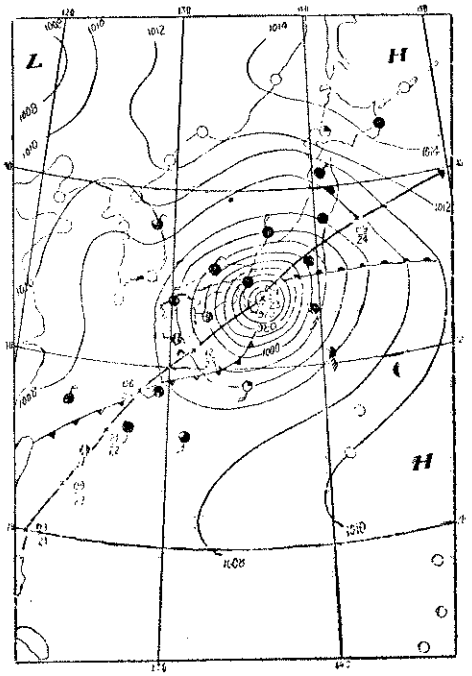

台風ダイナによる雨量分布図
(27年6月22日～24日)

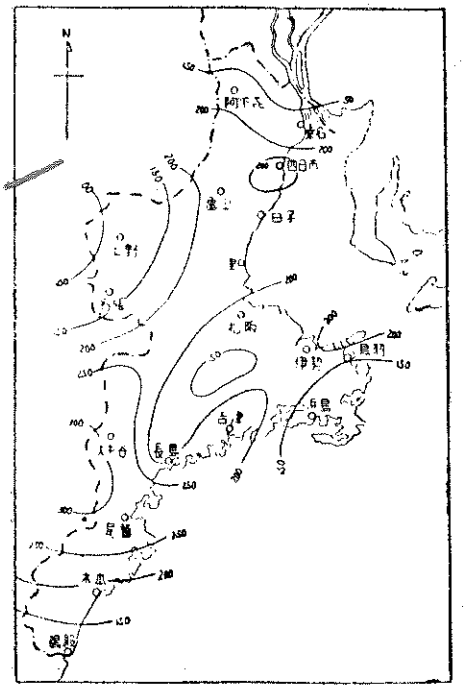

被害状況　台風がかなり接近したため全県下とも相当の被害をうけた。

被　害　表（国家地方警察本部調）

人的被害	建物被害						耕地被害				橋梁流失	堤防欠壊	山崩れ	鉄道被害	木村流失	船舶被害
							水田		畑							
死者	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	非住家	流冠水	失水	流埋没	冠水						
人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	ha	ha	ha	ha	か所	か所	か所	か所	石	隻
2	2	1	2	350	4,193	5	23	6,987	12	570	27	25	27	6	310	2

農　作　物　被　害　（農林省三重統計調査事務所調）

種類	被害面積	収穫皆無面積	減収量
	ha	ha	石
米	7310	110	5190

昭和28年 8 月15日（1953年）

前線性大雨にて14日夜半より15日朝にかけて、伊賀北勢地方に豪雨を降らせ殊に伊賀地方における被害は近代未聞の大被害を惹起し、其の惨状は実に目を覆はしむるものがあった。

降雨状況　今次の豪雨が実に猛烈でありし事は、次の降水図でも知ることが出来る。

昭和28年 8 月14日～15日雨量分布図

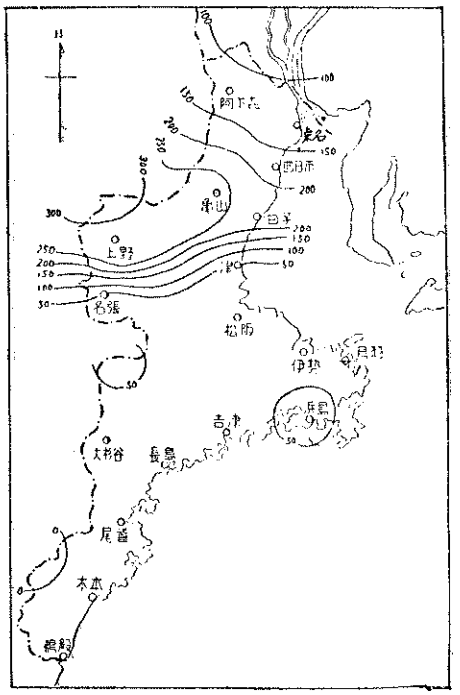

被害の状況　被害の状況も伊賀がその大部を占め北勢地方も可成の被害をうけた、伊賀地方は豪雨の急射にて山崩れて、土砂礫濁流となって奔流出し、一瞬にして多数の人命と財産を奪った。

被害の状況（国警本部調査）

人的被害	死者	13人
	負傷	73人
	行方不明	19人
建物被害	全壊	71棟
	半壊	129棟
	流失	31棟
	一部破損	51〃
	床上浸水	1,977〃
	床下浸水	10,571〃
土木関係	河川	416か所
	砂防	45〃
	道路	437〃
	橋梁	87
耕地関係	農業施設	2,369か所
	農地復旧	1783ヘクタール
林業関係	山地崩壊	210〃
	林道	8,050米
	木材流失	8,560立方米
	炭窯全壊	340か所
農作物関係	田流失	1,263ヘクタール
	田冠水	9,697〃

田畑浸水　　8,520ヘクタール　　稲作減収　　144,000石

其の他被害を合し実に　44億27,000余万円に達した。

昭和28年 9 月25日（1953年）

気象概況　　台風13号は 9 月17日カロリン群島附近に発生し以後は其の後図示のような経路をとり本邦に接近し、かなりの勢力をもって、25日正午、 四国室戸岬南東沖100粁洋上に迫り 同15時 潮岬附近に 上陸し、木ノ本、尾鷲附近より宇治山田、鳥羽附近を通過、18時過ぎ渥美湾に入り豊橋より上越国境を経て関東北部に抜けた。その被害額は実に 600 億余円を突破した。

昭和28年 9 月25日台風経路図

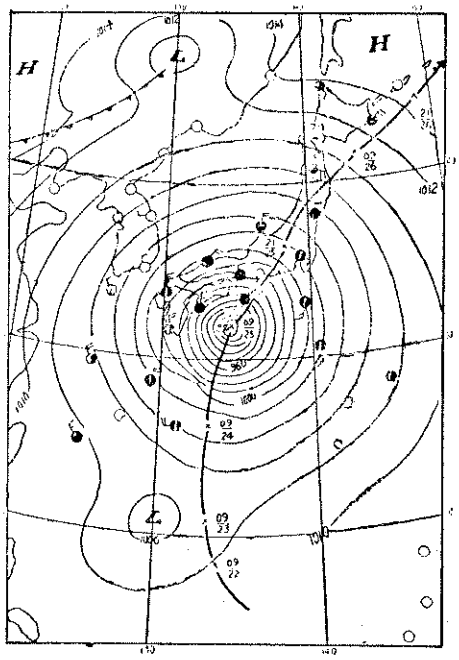

台風13号による雨量分布図
（昭28年 9 月23日～25日）

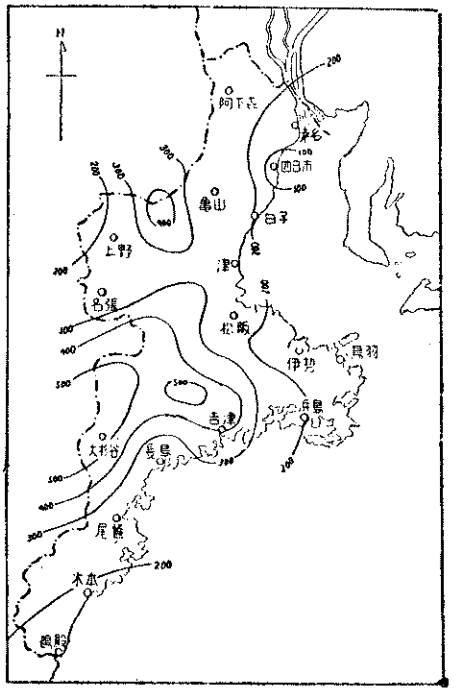

暴風雨概況　　台風通過時は県下全域共大暴風雨となり高浪のため海岸線はほとんど壊滅に陥いった。

県下各気象官署の暴風雨観測記録は次のとおりである。

官署名 / 気象要素	津測候所		亀山測候所		尾鷲測候所		上野測候所		大王崎燈台	
最低気圧(海面)ミリバール		964.6		969.1		953.4		972.3		953.1
起日時	25日	18時00分	25日	18時07分	25日	16時25分	25日	17時33分	25日	17時29分
降水開終日時	23日 25日	05時21分 21時20分	24日 26日	01時23分 00時30分	24日 25日	02時20分 23時20〃	24日 25日	06時46分 23時20分	24日 26日	15時00分 03時00分
最大風速（米/秒）	東	23.6	西北西	23.6	東北東	22.0	北々西	20.1	南東	34.1
起日時	26日	17時00分	25日	20時00分	25日	15時50分	25日	18時20分	25日	17時20分
瞬間最大風速（米/秒）	東	31.1	西北西	33.2	北東	33.0	東	27.5	南東	45.0
同起日時	25日	15時56分	25日	20時21分	25日	14時18分	25日	14時18分	25日	17時24分
総降水量（粍）		224.6		209.2		335.6		219.9		37.1

被害の状況　被害は高潮を伴ひ実に莫大な損害となり罹災者総数は36万人にし全県民の4分の1におよんた。

三重県災害対策本部の調査した被害の状態は次のとおりである。

1．人的被害

罹災者総数	358,248名	重軽傷者	2,491名
死　者	44名	一般罹災者	355,707名
行方不明	6名		

2．住宅被害

被害総戸数	87,043戸	床下浸水	34,925戸
全　壊	1,282戸	非住家被害	10,746戸
床上浸水	34,701戸		

1．田畑および公共施設被害

田畑被害総反別	55,047ヘクタール	同　倒伏	3,750.0ヘクタール
田流失埋没	3,332.6　〃	畑浸冠水	5,691.4　〃
同　浸冠水	29,032.0　〃		

1．公共施設被害総か所数　9,573か所

堤防欠壊	1,985　〃	橋梁流失	1,390か所
道路欠壊	6,095　〃	鉄道不通	104　〃

1．被害総額　60,140,012千円

住宅建築	30,692,910　〃
土　木	8,257,892　〃
商　業	2,732,500　〃
鉱工業	2,430,000　〃
水産業	3,288,271　〃
耕　地	4,211,929　〃
林　業	2,065,660　〃
農　業	4,639,029　〃
衛　生	309,334　〃
教育施設	174,743　〃
一般公共施設	87,744　〃
通信運搬および電力	1,250,000　〃

郡市別被害総括表

区分 / 市郡名	罹災者数	人的被害				建物被害						田		畑		道路欠壊	橋梁流失	堤防欠壊	鉄道不通
		死者	行方不明	傷者	合計	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	非住家	流失埋没	冠水	流失埋没	冠水				
	人	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	ha	ha	ha	ha	か所	か所	か所	か所
桑員	3,975	-	-	17	17	9	3	32	190	560	268	159.7	2,516.5	10.6	46.3	1,262	28	4	-
三重	5,041	1	-	19	20	14	5	38	439	578	66	37.5	1,012.5	21.3	0.6	45	7	39	-
鈴鹿	1,672	-	-	-	-	-	-	2	39	368	82	199.2	759.4	41.1	88.1	144	31	38	-
芸濃	18,121	3	-	29	32	38	12	145	1,741	2,066	405	66.5	2,037.5	477	519.9	410	69	90	-
一志	24,358	14	1	362	377	75	37	373	2,778	1,562	978	50.8	352.2	276	68.8	673	233	729	44
飯多	22,457	2	-	279	281	198	89	367	1,741	1,917	1,319	78.2	3,426.5	135.7	1,079.6	373	203	193	1
度会	32,332	1	-	136	137	199	38	784	2,981	2,246	1,623	91.4	2,339.8	132.7	1,291.4	450	111	214	8
伊賀	23,395	-	-	60	60	38	15	203	1,262	3,153	1,300	98.0	39.9	11.6	41.0	1,833	413	474	37
志摩	33,401	2	-	117	119	205	15	557	3,601	2,387	1,678	48.8	936.6	43.1	248.3	112	38	414	4
北牟婁	20,634	5	-	68	73	132	66	304	1,809	1,957	566	7.9	257.1	21.7	195.2	98	30	44	4
南牟婁	11,346	4	4	28	36	102	43	336	1,160	923	1,685	40.3	973.5	24.4	72.6	276	82	63	3
津	37,642	5	1	40	46	27	58	530	5,378	2,685	129	5.1	115.3	2.0	11.7	15	11	73	1
四日市	60,672	2	-	1,273	1,275	10	11	474	7,064	5,899	35	4.6	1,019.6	23.6	15.6	14	9	41	-
伊勢	18,928	1	-	34	35	24	2	129	1,775	1,827	262	2.7	72.7	1.6	12.5	68	7	26	-
松阪	12,112	3	-	10	13	24	31	147	1,316	1,881	30	7	133.9	3.3	4.9	10	11	8	-
桑名	4,640	-	-	-	-	-	-	-	48	881	-	7	25.8	5.5	23.7	17	1	12	2
上野	19,451	1	-	9	10	125	8	382	994	3,016	190	200.3	143.2	22.0	40	290	104	114	-

三重県警察部公保課が調査した被害の概要は次のとおりである。

地名＼被害別	人的被害		家屋被害				浸水家屋		流失家屋	
			倒壊		半壊					
	死者	負傷者	住家	非住家	住家	非住家	床上	床下	住家	非住家
	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
津	0	25	23	22	8	1	0	0	0	0
四日市	3	3	9	9	13	1	0	0	0	0
伊勢市	5	5	15	9	23	0	0	0	0	0
居居	0	3	3	8	0	0	0	0	0	0
引本	0	0	3	12	6	7	17	100	0	0
松阪	11	1	12	2	2	2	0	0	0	0
南輪内	0	0	7	0	22	0	126	80	18	5
九鬼	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
御船	2	4	1	6	5	7	0	0	0	0
尾鷲	0	4	0	0	0	0	0	60	0	0
吉津	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0
島津	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0
二郷	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0
神原	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0
穂原	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
綿	0	0	0	0	0	0	200	400	0	0
5ケ所	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0
浜島	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0
富田	0	0	1	3	3	3	0	0	0	0
合計	**21**	**45**	**75**	**71**	**92**	**17**	**743**	**692**	**18**	**5**

其他被害

交通機関	省線5か所	尾鷲―木本間
	社線2か所	近鉄桑名―中川間
		二見―山田間
	道路	28か所
通信関係	警察電話	23署連絡不能
	逓信電話	東京紀州間不通
	鉄道電話	紀州方面不通
堤防被害	崩壊	4か所

震　災　編

明治、大正、昭和におけるおもな震災をあげれば、次のとおりである。

明治24年10月28日（1891年）

朝まれなる強震あり、この地震は濃美大震災と呼ばれ四日市にて鉄道工場および東洋紡織（当時三重紡績）工場の大煙突が中央部から折損したるのみで、そのほか被害らしいものはなかった。

大正12年9月1日

世に関東大震災と云う、本県もかなりの震度であったが被害はなかった。

大正14年7月7日（1925年）

験震時報　7日午後1時46分頃美濃国岐阜市附近に発現せし強震は本県においてもかなり強く感じた、被害は四日市市内の煙突の倒れたのみで、伊勢湾沿岸では潮位も平常よりややつよいのみであった。

昭和2年3月7日

験震時報　7日18時27分丹後北西たる与謝半島の頸部に発現したものにしてその勢力は関東大地震に次ぐ可きものである。本県においても可成の震度に見舞はれしが被害は軽微にて、ただ阿山郡河合村および丸柱の製陶竈の破損があったのみである。

昭和19年12月7日13時35分

概　要　東南海大地震という、近年稀なる大規模地震にて遠州灘の沿岸には浪害甚だしく大損害をこうむり、本県に関係ある歴史的考察の地震として、安政元年11月4日のものに類似している。

震　央　東　経　137°0分
　　北　緯　34°0分
　三重県志摩半島南々東約20粁沖

規　模　地震の規模は大体関東震災と同様或は稍大きいと考へられる。

発震時分　津測候所　13時35分46秒
　　亀山測候所　13時36分36秒

初期微動継続時間　津測候所　30秒

津浪状況　今回の大地震は東は銚子から西は土佐沖に至る広い範囲に引起り、なかでも志摩半島、熊野灘では震央に近かりしため、大きく到着時刻も発震より10分乃至20分にて浪高も5米ないし6米に達した。

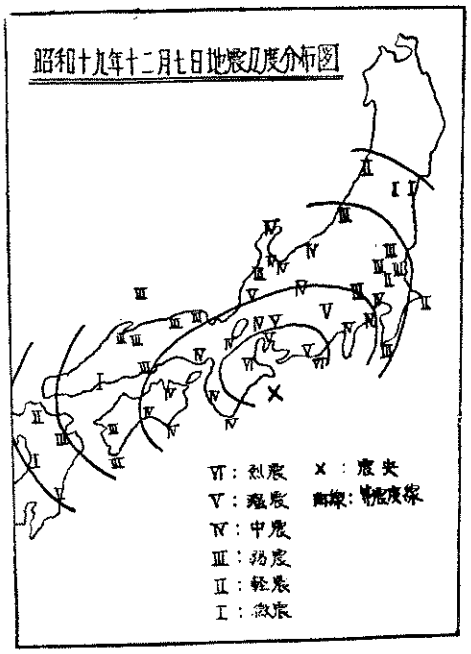

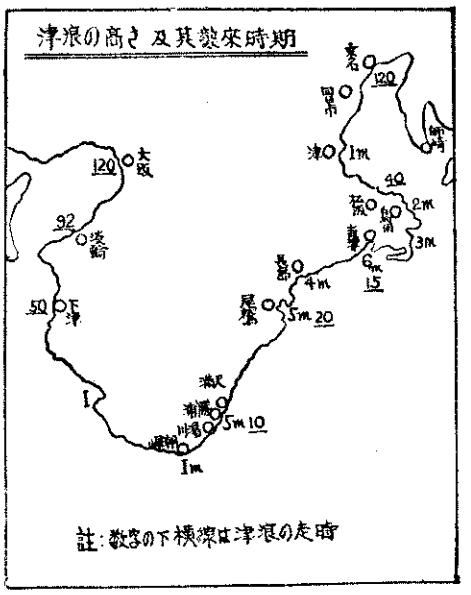

1．県下被害状況　　三重県警察署別被害表（三重県警察部警防課調）

署名＼被害名	人的被害 死者	負傷者	行方不明	家屋被害 全壊	半壊	流失	浸水	船舶	鉄道	橋梁	堤防	護岸	道路
	人	人	人	棟	棟	棟	棟	艘	か所	か所	か所	か所	か所
桑名	2	39	-	116	230	-	-	-	3	-	3	-	-
四日市	6	40	-	276	487	-	-	-	2	-	-	1	-
津	3	45	-	102	190	-	-	-	1	-	-	-	-
松阪	-	9	-	80	415	-	-	1	18	1	3	-	7
伊勢	9	29	1	228	1,425	154	-	-	4	5	-	-	-
吉津	38	37	11	484	166	576	510	-	-	1	-	-	1
鳥羽	2	2	-	19	58	-	235	6	1	-	33	-	2
尾鷲	30	5	26	132	201	672	2,731	-	-	-	-	2	5
長島	33	5	52	266	6	527	1,176	250	-	1	-	-	1
木の本	46	6	1	101	107	714	510	-	-	10	-	1	-
合計	**169**	**219**	**90**	**1,805**	**3,285**	**2,643**	**5,153**	**257**	**28**	**19**	**38**	**3**	**16**

1．地方別被害状況（震害踏査報告　気象技師高木聖外2名の記）

関西線に沿うて、この線に沿うては鳥羽迄は大体一様に少しづつ被害を受けている。特に目立ったのは煙突の先が破損している事であった。また壁の亀裂は普通斜めに入るものであるが、今度は中央部に垂直に入っているのである。長島から桑名にかけては、他より少し被害が大きい様である。これは長良川に当っているからであろう。富田では危いと思われる川岸に建っている家も健在であった。

四日市は埋立地の工場に少し許り被害があった程度で大した事はなかった。しかし橋と岸との接点がひどくやられ、石原産業の大煙突は上から1/3のか所で折れた。津は少数の弱い家が倒れたにすぎず、有名な岩田橋（旧橋）は中折した。松阪は寺の塀や墓石が倒れていた程度で大した事はない。伊勢市は少し倒壊家屋をだした。鳥羽、亀山は殆んど被害はない。長島町附近は浪害が相当大きく、なかでも綿町の津浪は特に甚だしく浪高も6米から7米に達した。尾鷲附近は震害としてはなく津波による被害は相当大きく、次のような被害があった。

死　者	29名	行方不明	67名
全壊流失家屋	604棟	半壊家屋	139棟
浸水家屋	1,644棟	漁船流失	42艘
漁船破損	22艘	其の他消息不明の漁船多数あり。	

吉津村附近は津浪の被害が大きく、震害としては、ほとんど見受けられず4、5軒亀裂が壁に生じた程度であった。村の大半は津浪にやられ地震後約15分にて5回押寄せ1回と3回が最も大きく被害はほとんどこれにより生じたのである。

吉津警察署調査によれば、大字神前、村山、郡内地内において、次の被害が発生した。

死　者	32人	行方不明	6人	家屋流失	326棟
家屋倒壊	63棟	同半壊	103棟	同浸水	42棟

田畑浸水　38ヘクタール等となっている。

また、島津村附近においても吉津村と同様津浪の被害が大きく震害はほとんどなかった。津浪は震後約15分にて4回来襲した島津警察の調査した同村内（新桑、棚橋、古和、栃木小萬、方広）の被害の状況は、次のとおりである。

死　者	21名	行方不明	6名	家屋流失	294棟
家屋倒壊	228棟	浪　高	5米		

また、南牟婁郡下の状況を、木ノ本警察署の調査によれば、次のとおりである。

死　者（行方不明を含む）	22人	傷　者	1名
畜類流失	牛　1頭	家屋流失	697棟
家屋全壊	79棟	家屋半壊	170棟

昭和20年1月13日

験震時報　13日3時39分頃愛知県宝飯郡南形原町、西浦町を中心として烈震が発生し死傷者は実に3,339名、全半壊家屋15,343棟に達した。本県の震度津5、亀山4、尾鷲3にて被害は軽微であった。

昭和21年12月21日

この大震は南海道大地震と称して、紀州南沖合約50粁に起った大規模の津波地震であって、昭和19年暮の東南海地震よりも更に大きく歴史的のものであった。概要を述べれば、次のとおりである。

震　央　潮岬南々西約50粁の沖合

震　域　南海道を中心として、日本の大部分を強く揺り著しい土地の昇降等があり

非常に広範囲にわたった。

津浪について　宝永、安政地震にくらべ津浪は小さく地震発震後意外に早く来襲し、そして波浪の伝播速度は震源より西方に早く強く東方に遅く弱かったので、本県としては熊野灘沿岸の浪害も幸いにして被害が軽微であった。

発光現象について

各県ともに発光現象を見、本県においても南部地方で認められた。

発震時分　亀山測候所　午前4時19分36.3秒

尾鷲測候所　午前4時19分25.3秒

震動時間　亀山測候所　2時間28分47秒

尾鷲測候所　不　明

1．県下の震害、浪害状況　災害の状況は昭和19年暮の大震よりもやや弱く、なかでも浪の害は震源が紀伊半島より西であった関係上被害が軽少であったことは幸であった。

作物流失	麦畑消失	麦畑 5	ヘクタール	（伊勢市）
	〃	〃 5	〃	（引本町）
		〃 10	〃	（南輪内村耕作地の1/3）
	醤油流失	15	石	（四日市十石）
	〃	5	石	（梅戸井村）
	原　木	67	立方米	（熊野市木の本町）
	製材品	188	〃	（　〃　）
	杉　皮	800	束	（　〃　）

1．地方別被害状況

南部熊野灘沿岸地方　埋立地の沈下山腹の道路の崩壊は木ノ本、尾鷲に到る間7か所、その他この地方において道路332か所、山腹崩壊等438か所があった。

東中部熊野灘沿岸地方　海岸に沿う埋立地の沈下がところどころあり、引本町、須賀利村が

甚だしく、埋立地では最大1米もあり、崖崩は尾鷲の近く桂城村より船越間の道路欠壊5か所があった。

南勢地方　伊勢市では市内の住宅の簡笥が倒れたのが到るところで見られ、他の都市よりもやゝ被害が大きく市内河崎町の民家800戸のうち約8割が南に傾斜し修理を要する程となった。

中勢地方　松阪市で被害のもっとも大きかったのは、日野町2丁目で民家の全壊が6戸あった。津附近にては民家の全半壊も大体他地区と同程度の比率であった。

北勢地方　桑名、富田、四日市方面の被害は一段と少なくなり、特に四日市は川沿いの倉庫4棟が倒壊せるのが目立った程度であった。

1．熊野灘沿岸津浪来襲状況

発震後約10分から30分位の間、南部沿岸が早く志摩先端に遅くなっていた。浪高は2米から5米位のもので来襲の回数は5回から15回ぐらいであった。次に津浪の状況を記録すれば、次のとおりである。

地名	要素	最高波高	来襲時4時	回数	周期分	最高潮位時	初相	寄せ方	床下浸水	床上浸水	流失家屋
		米	分	回	分	分			棟		
九鬼	尾鷲	2.0	40	5	30	3	退潮	小山状徐々	60	0	0
九鬼	九木	0.8	40	25	6	−	〃	潮流状	23	15	0
輪内村	三木里	3.8	40	15	20	3	〃	小山状泡立	12	80	1
南輪内村	賀田	5.5	50	−	5	2	〃	〃	20	85	23
南輪内村	曽根	4.5	50	15	5	3	−	屏風状	4	38	0
	二木島	3.5	45	15	20	3	−	小山状	2	0	0
	新鹿	3.0	40	8	15	2	−	〃	0	0	0
	大泊	3.0	25	5	20	2	−	〃	0	0	0
	木本	4.0	25	−	20	1	−	屏風状徐々	0	0	0
	阿田和	2.0	25	−	−	−	−	〃	0	0	0
	鵜殿	1.5	25	−	−	−	−	〃	0	0	0

先志摩沿岸津浪および沈下調査表

種別＼地名	鳥羽	波切	大王崎	船越	片田	布施田	和具	越賀	御座	浜島	南張	宿田曽	五ヶ所浦	船越	神津佐	下津浦	桧山路	塩屋	迫間浦
浪高	米 1.2	米 1.0	米 −	米 1.8〜1.2	米 2.2	米 1.0	米 1.0	米 1.5	米 1.6	米 1.0	米 2.0	米 1.0	米 1.5	米 —	米 —	米 1.6	米 0.9	米 1.0	米 1.0
沈下量	米 0.9	—	—	—	30cm〜60cm	—	—	糎 60	糎 50	—	—	少々	糎 45	—	糎 60	糎 60	—	—	—
発光現象		東方海上に変光あり	西方薄明に光滅		紀州方面電光様							南西方に開光	北々東に光						

昭和23年6月28日

験震時報　28日夕刻福井市附近に発現したる地震は未だ記憶に新たなるまことに激烈なもので、九頭龍川の中流および下流域は潰滅に瀕し死者3,728名、家屋倒壊焼失39,233戸に達した。

本県の震度は3〜4階級であって被害はなかった。　（以上は三重県災害史より抜萃した。）

昭和36年6月15日　印　刷
昭和36年6月30日　発　行

発行者　三　重　県

印刷者　東海印刷株式会社
三重県松阪市新座町1077